日本随筆大成 巻十

日本随筆大成巻十

収載書目

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官
田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第十卷

凡例

本集には、筆の御靈、東牖子、嗚呼矣草、齊諧俗談、一宵話、昆陽漫錄、續昆陽漫錄並補、南嶺遺稿、南嶺遺稿評、秉穗錄、花街漫錄正誤の十一種を收む。

筆の御靈　三卷　田沼善一

本書は、古き繪卷と古書とに徵して、武器、衣服、器物、家具等を考證したるものにて、著者の摸寫に成れる圖畫を挿入し、それに據りて解說をなせり。文政十年神無月晦日松村堯臣の序あり。所收本は文學博士關根正直氏の藏本に據れり。別に二十四卷本あり。近時增訂故實叢書に收めて刊行す。

著者田沼善一は江戶の人にして、えびのやと號す。一に氏を篠原とも云ふ。小山田與淸の門人なり。畫を能くす。

東牖子　五卷　田宮仲宣

本書は、和漢古今に亘り、百五十餘の項目に就き、考證批判したる漫筆なり。各卷に當時の畫家の手に成れる圖畫あり。その書名は、自叙に「隨而筆爲斯冊子、其命東牖子者、則余平素染筆於東牖下、即嚮太陽升朝霞也、已而每朝々思之至焉非無感慨」とあるに基づく。享和二年馬田昌調、享和元年桐江の序及自叙、また同年木村兼葭堂の跋あり。奧附に享和元年四月官許、享和三年正月成刻、攝都書局山本町山脇淸五郎、心齋橋通大野木市兵衞とあり。本書を一に橋庵漫筆（前編）とし、次の嗚呼矣草を、橋庵

漫筆第二編とす。思ふに、そは書肆の再刻に際し改題せしものにて、前編の內題には尙東牖子の書名を存せり。

著者田宮仲宣は、大坂の儒者にして、好事家なり。通稱は悠藏、東牖子また盧橘庵とも號す。著書は本書及鳴呼矣草の外に愚雜俎あり。

鳴呼矣草（をこたりぐさ）　五巻　同人

本書は、東牖子の續編にして、卷一には泰平蒼生、螺蛤等二十九條、卷二には牛馬、螃蛉等二十三條卷三には蚯蚓鳴、九六錢等二十七條、卷四には鯨要、蜃氣樓等二十八條、卷五には小あひ雜喉、辛崎の松等二十五條あり。挿畫は著者の男禎の筆に成れり。書名は、下毛野朝臣敦光の序文中に「東牖子云、前日東牖子梨棗に罪するさへ鳴呼のわざなり。今又此草稿杜撰妄談のはなはだ數、實に識者の嘲哢をまねく鳴呼矣とて許さず。（中略）予傍に在、終に東牖子に說て書林があながちの志をたすく、さきの東牖子が詞を、共まゝに鳴呼矣草といふことしかり。」とあるにて明かなり。上の東山投林居主人（左近衞將監下毛野朝臣敦光）の序と、文化二年九月聖護王府侍臣國栖雷の序とあり。奧附には文化三年寅正月發行、書林京三條通御幸町著屋儀兵衞、江戶通油町鶴屋喜右衞門、大坂心齋橋通唐物町河內屋太助藏板とあり。

齊諧俗談　五巻　大朏東華

本書は、和漢の史傳及著者の見聞中より、その怪異に涉れる事項を蒐集したる隨筆にして、卷一には、降㆓月桂㆒、星隕成㆑石等三十三項、卷二には、性空上人畫像、弘智法印枯骸等三十三項、卷三には、怪產、孤兒吸㆓出乳㆒等四十五項、卷四には、縣守淵、鬼彈等四十八項、卷五には、怪瓜、犬盡㆑忠等四

十七項あり。書名の齊階は、莊子の逍遙遊篇に、「齊諧者志レ怪者也」とあるに據れり。梁の呉筠の著に齊階記ありて、怪異の記事を載す。著者の自序及畫家龜山の跋あり。奥附には寶暦八戊寅年正月、東都書林、麻布谷町大坂屋傳兵衞、本石町通十軒店太田庄右衞門とあり。

著者大朏東華は、江戸の人にして、義道といひ、東華は其の號なり。その他を詳にせず。

一宵話（ひとよばなし）　三巻　牧墨僊

本書は、所謂一宵の談話に成れる考證集にして、併せて自己の所思を述べたる漫筆なり。其の內容は、巻一草薙神劍附玄上琵琶、日本刀等十條、巻二尾張濱主、福佛坊等十六條、巻三尾張國名、尾張八丈等十二條あり。巻中に自己の筆に成れる圖畫を挿入せり。巻一に文化七年正月の自序、巻二に秦鼎の序、巻三に文化七年白馬洲天錫の跋あり。奥附無し、同年の刊行なるべし。

著者牧墨僊は、尾張名古屋の畫家なり。鍛冶屋町に住す。俗稱は助右衞門。北亭、斗園樓、月光亭、百齋等の號あり。繪を葛飾北齋に學ぶ。著書は本書の外に、寫眞學筆、眞草畫苑、畫賛圖集等あり。

昆陽漫錄　六巻　青木昆陽

續昆陽漫錄　一巻　同

續昆陽漫錄補　一巻　同

本書は、蕃薯先生の稱を以て世に聞え、實用經濟の學を主唱したる、博學多聞なる著者が、和漢の典籍より朝鮮及蘭書に至るまで、見聞に從ひて抄錄記述せるものなり。昆陽漫錄は元文中一巻を撰びし

が、寶暦十三年再校して六卷とし。續昆陽漫錄は、三年後の明和三年に成り、續昆陽漫錄補は、更に二年の後明和五年に成れり。昆陽漫錄六卷は、曩に百家說林正篇に收め、續昆陽漫錄二卷(補共)は百家說林續篇に收めたり。今回は無窮會神習文庫本を底本とし、百家說林所收本をも參考したり。

著者青木昆陽は、德川幕府の儒臣なり。名は敦書、字は厚甫、通稱を文藏と云ふ。昆陽は其の號なり。京都に抵り伊藤東涯に師事したりしが、性來實學を貴び、また當時泰西の學未だ開けず、これを學ぶもの極めて稀なるに際し、和蘭語の必要を覺り、長崎に赴き、或は譯者に質し、或は博く其書に考へて、やうやう會得することを得たりと云ふ。元文四年幕府の命を拜して、典籍の事務を管理したり。後屢諸國を巡歷して、有名の社寺舊家に投じ、悉く其の舊記中國事を徵證するに足るべきものを索め、これを幕府に上りぬ。延享中紅葉山の火番に擧げられ、尋いで評定所に遷り、また轉じて書物奉行となれり。昆陽甞て遠島流罪の者、往々に餓死するを見、嘆じて曰く、凡罪ありて、死刑に非ざるものは、遠く之を島嶼に放つ、要は之をして天年を終らしむるにあるのみ。然るに諸島五穀少く、常に海產木實を以て食に充つ。故に往々餓死を免ること能はず、豈痛ましからずや、縱令種藝の地と雖も、凶年に遭へば、民菜色無き能はず、意ふに百穀の外、穀に當つべきものは、蕃藷に如くは莫しと、官に陳じ、種子を薩摩に求め、試に之を官の藥苑中に種うるに、蕃衍甚だ速なり。是に於て蕃薯考一卷を著して、其の培養の法を演べ、これに種子を併せて、諸州に配附したりき。後數年を出でずして、天下至る所、所謂薩摩薯を見ざるなきに至りしも、畢竟昆陽の力なりといふべし。世人稱して蕃薯先生と呼べるも故なきにあらず。明和六年己丑(二四二九)十月十二日歿す。年七十二。東京目黑龍泉寺に葬る。明治四十一年十一月十五日正四位を追贈せらる。昆陽博學洽聞にして、經濟學に精通し著書甚多く、本書の外に、經濟纂要前集、同後集、同續集、官職略記、國家食貨略、國家金銀錢譜、同續、答問小錄、奉使小錄、和蘭櫻木一角說、長崎聞書、和蘭文學略考、和蘭語譯、同後集、草廬雜談、續草廬雜談、和蘭貨幣考等

あり。

南嶺遺稿　四巻　多田義俊

本書は、曩に梓行したる南嶺子の拾遺にして、門人の編輯したるものなり。尾州の尊榮の記事を始として、凡そ百九條を記述せり。寶暦七年九月良芝之の序、同年初冬細谷文卿の跋あり。奥附には寶暦七歳丁丑九月書林大坂高麗橋壹丁目芳野屋十郎兵衞、京寺町通三條上ル二丁目芳野屋八郎兵衞梓とあり。

著者の略傳は、第九巻所收の「南嶺子」の解題下に述べたり。

南嶺遺稿評　一巻　伊勢貞丈

この書は、南嶺遺稿中、巻一より歌會の文臺、巻二より畳紙、梅之假名、巻三より家の餅、娃子の尊像、十字、神社湯立、巻四より水干如木に就いて、簡單に、その誤謬を辨駁せるものなり。巻末に安永三年甲午七月十九日伊勢平藏貞丈評の識語あり。

著者伊勢貞丈の略傳は、巻九所收の「南嶺子評」の解題下に述べたり。

秉穂録　四巻　岡田挺之

本書は、和漢古今の相似の事實を並擧したる彼此合符の著者が、和漢の群籍を渉獵して、彼此の史實制度より、文字、訓詁、俗諺等に至るまでを、簡明に考説したるものにて、一編上下、二編上下より成れり。一編には寛政六年雲霞堂老人（正親町一品實連卿）の後序ありて、奥附に寛政七年乙卯春發行、書肆尾州名古屋玉屋町永樂屋東四郎梓とあり。二編には同十年恩田仲任の序ありて、奥附には寛政十一年己未春發行とあり。書肆は一編に同じ。

著者岡田挺之は、尾州の儒者なり。名は宜生、字は挺之、字を以て行はる。彦左衛門と稱し、新川と號す。暢園、韓陽、甘谷等の別號あり。業を松平君山に受け、群籍に精通す。天明中擢でられて明倫堂の教授となり、尋で續述館の總裁に轉ず。寛政十一年己未(二四五九)三月二十四日歿す。年六十三。著書は本書の外に、劉向列僊傳、鄭注孝經、彼此合符、日下新詠、晞髮偶詠、常語藪、物數稱謂、その他詩文集等あり。

花街漫錄正誤　一卷　　喜多村信節

本書は、嚢に第五卷に收めたる花街漫錄の誤謬三十餘項を摘出して、一々これを訂正したるものなり。卷尾に附考として、北峰逸人(山崎美成)の追考をも添附せり。所收本は、帝國圖書館本に據る。新燕石十種第二卷にも收めたり。

著者喜多村信節の略傳は、第一卷所收の「瓦礫雑考」の解題下に、山崎美成の略傳は、第九卷所收の「世事百談」の解題下に記したり。

日本隨筆大成

第十卷目次

筆の霊

ふみゝるは何のためにといふに、ものしるべき爲になんあるを、しか〳〵の世には、しか〳〵の事有しといふことは、呉竹のよゝの事しるせる跡によりてしるべし。しか〳〵の詞は、しか〴〵の事なりと云ことは、あらたまの其時々のかな書見にしるべし。さるをものゝかたちにかゝれることは、國郡海山の如きも、國かたにあらでは知り難く、詞にのべたるは、そこに山あり、其山下に東に川あり。其あはひを、と行て又かく行くぞと、細かにかけても、猶人の心にあきらめも、えよくもこゝろえらるゝ如くはさとされぬ物なり。まして人の姿、家のさまなどは、之を人に傳へしらせんとかまへても、書盡しがたきを、さもなくかける書どもの詞につきて、かむがへあきらめんとすとも、いかでか明めえてん。しばらくそのふみを捨て、ゑに付てみれば、いとさやかにたしかに、違なく疑なくしらるゝを、なほ古をしらでは、其名、その物をわきがたき事多かるべし。こゝに篠原善一ぬしは、其父善富の翁と共に、おのれ堯臣、おのが親與佳知雄といとしたしくて、心へだてぬ友なりけり。さるはとく右のくだりに云るところをよく心得て、いにしへぶみどものかぎりよみとくいとま、又古き畫どもをあなぐりもとめて見られけるを、おのれおむがしきことに

思ひて、畫どもの其考にとりつべき物をあさり出て、助にもせばやとこそはなせりしか。今かくその書なりぬるを見れば、さきにいまだ人のしらぬ事ども、人の說誤れることゞもつばらかにて、はた古をしり、うたがひをはるかす事いと多かり。まことや古人の筆のみたま、善一のみたま、又よに玉ちはひするものになんありける。はらからとのみおもひとれるひとの、勤たる筆のいそしの、先かく成れる事よろこび、若しゑのよろこばしく、橋わたせる畫のはしがきをしるすもの也。こゝにほめのゝしるわざ世にふりにたれば、ほむる詞は、この書みん人の口にゆづりて、今はいはず。

文政十年神無月つごもりの日

松村堯臣

筆の御靈目安

一之卷

二之卷

三之卷

○つはもの〻たぐひ

ちまきのほこ　鎧　弓　たての板　黒漆太刀　黒漆短刀　太刀　長刀　はつぶり

短刀　箙　したぐち　小手

○きもの

貴人の常の衣服　女の衣服　下ぐつ　えぼし　むかばき　從者の袴　笠　狩のすがた

藺笠　樂の裝束　ひた〻れ　夜の衣又枕　袴　女の袴　小袖　かけ帶女の帶　草履

帽子　ときむ　すゞかけ　けさの頭巾　さいで　頭巾　手なし　むしたれ衣

○器物

几帳　紐鏡　硯箱　扇　小刀　几　矢立の硯　長持のからびつ　琴　笛　拍子

飯の臺　銚子　盃　かな　角だらひ　桶　ひさく　半插　團扇

○家につける物

障子　障子のひきて　みすもから　檜はだ葺　のれむ　椽　立じとみ

○雜

ふみ　童の髮　敷皮　とのゐ物の袋　舟　燈臺　枕　しとね　からかさ　雨皮

たな板　鳥居　社　ひもろぎ　みてぐら

とりすべて云事

おのれ年ごろ、好て古書を讀ことゝなせり。然るにその書どもにある事の、物のかたちにかゝられることは、空に思ひやるのみにて、解る事あたはず。後に古き畫どもの世に殘れるを見て、初てさとれる事多かり。そはいかにぞなれば、心は物に引れやすきものなれば、今目に見る方に引れて、古を思あやまるなりけり。たとへば神功皇后の御事を思奉れば、垂髪にて鎧ひたゝれ着まして、手に團扇持たまひておはすべく思はれ、日本武尊を思奉れば、からめきし鎖のよろひかぶときて、からのと同じき劍帶しけむと思はる。さるよしは今の畫に目なれて、心の引るゝまゝに、然は思はるゝなん。然れば書にかけるを見て推て察へる狀は、たがへる事のみ多し。畫を見てさとるに形を誤ることはあらず。かれ今古き畫を古書とによりて、互にむかへ考て此書を作れり。

各その類をわけて、武器のたぐひ、屋形の類、衣服のたぐひといふ如く、類をわけあつめてんと思に、その畫、一の二にも三にも渡りて、方々に出さずては事ゆかぬがあり。さるはわづらはしくて、その類わけがたし。かれ今は筆にまかせて書をかき出し、目錄にて引出ごとくなせり。

ゑに色どりを省ける所あり。そはおのがもと摸す時、はぶきかけるのみにあらず。元の本にはぶきたるが多かりしを、其まゝに出せる物なり。よくかける本によりて補ふべきものになん。

此ふみ、畫をむねとして集め成せる物なれば、先畫といふ言をわきまふべし。畫はおほかたから國より渡り來て、それにならへる物なれば、こゝに元來の詞はなくて、字音にゑといへる物と、先達みなさたせられたり。されどもそは先達の考よろしからず。善一今よりおもふに、まづ出雲風土記、秋鹿郡の條惠曇郷の下に、有國形、如畫輌哉とあり。是ぞ畫といふ言の、古く物に見えたるなりける。また後の物なれど、源平盛衰記四十三の卷、源平侍遠矢の條に、羽本一寸バカリ置テ、三浦小太郎義盛ト燒繪シタ

リケルヲ云々とあるも、やき形と云がごとくて、字を形に燒たるなれば、燒繪といへるなり。是もゑと云ことの本義をばうしなはぬ詞づかひなれば、かへりて常の畫としては、詞安らかに聞えず。されば上ッ世に、今の如くたくみなる畫はあらざりしにも有べけれど、ゑと云物、ふつに無りしにはあらず。人の如くもあらぬえぞの嶋人すら、物の形を器にもゑり、布にもぬひものするにも思くらべて知つべし。古事記神代の卷の歌に、あやかきのふはやがしたとよめる事あり。此あやがきなども、ゑがけるきぬなるべしとは、かへりてたどり知らるゝなり。さるを大よそに字音なりと思ふはいまだし。彫ると云言すら、古くあるならずや、物ゑりつくる事をしりて、などかはゑをかき得ぬことあらむ。よく思て疑なからむものぞ。畫と云ふ言とゑるといふ言、もとはともに同じくて、形をなすにいふ言とは知らるゝなり。さるに彫ると云かたは、字音に遠ければ疑はしくもあらざりしを、ゑは繪の字と音似かよひたれば、はやくより字音とはまぎれたるなり。こまかによく思くだきて、もとより皇國の言なるを心得べくなむ。

筆の御靈一之巻

篠原善一謹撰

ちまきの鉾

○ちまきの鉾

日本紀神代上に、猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、とあり。今そをよく考るに、茅纏と書るは借たる字にて、さらに義を解に取るべからず。ちと云は、物を外れざるやうならしむるに云ふ言にて、かけ止る如き意あり。ちきる、ちかふなどのちも全同言にて、動きなき意、違ひなき意も含めり。又神代の巻に、鉤に付て、うるけち、まちちなど云ことあり。此ちも、鉤のさきに本へ向てかへれる刄ありて、魚どものそを呑ば、外れぬさまにつくり設たるによりて云る稱なり。又幟幡などに、ちと云物あり。其もそれをかけ止る物なり。同義にて、古くより後までもしか稱るならん。又屋の棟上に千木と云ふ物を置り。是も同義にて、その棟上の損やすき所をかためて、風にも吹散らさらしむる故の名なり。古事記傳にも、ちぎの事、鉤のことなどは、委しく云れ

たれど、今は取らず。また和名抄なる織ものゝ具にちぎりあり。是は今も然よぶ物なり。かたら工かくのごとし。此中を持て、上下の所に糸をかけて卷ものなり。是もちハかけてはづれさらしむる意より柄そめたるなるべし。古き繪卷どもに、工かゝる模様あるを、ちぎりと云り。そは織具のちぎりの形なり。又今ハ⧗かくの如き形の物を、物の合めに入レて、口ひらかざるやうにせり。その名をもちぎりと云フ。そは織具のちぎりとはやゝ異なれども、工かく作りて物したるを、便につきて然形を改たるにもあるべく、又古くよりそのかけ止て、離レざらしむる方の本義より云るにもあるべきか。今たしかには定メ言がたし。さてまきと云ことは、設と云義なり。萬葉集に、春まけてと云を、設天とかける事もあり。物がたりの詞に、笑かたまけてとあるも、笑まふけたるにて、まけとまきとは親く通へり。さてそのほこをいかなる形なりけんと思ふに、今大和ノ國十市郡正倉院に藏たる聖武天皇御寶物の御鉾と云物、よくそれに合り。前に出せる圖これなり。此御鉾の刄の枝の下に向ること、鉤などの意に似たるおもむきありて、實にちまきの鉾なりけり。猶いにしへのほこには、種々の形なるがあれど、是を正しきちまきとすべし。又今いふ十文字かまやりの如き類もあり。これもちまきの鉾の部類なり。和名抄に、ほこの名をあげたれど、そは後の物なれば、上ッ代の事を云には足らず。又枝のあるとなきとの別もなきは、後の世の事なればなり。さて舊の説にちまきを、茅は清き草なれば、それにてほこの柄を卷たる物なりと云れど、例の字になづみたる漫言にて取べからず。ほこの類は柄の滑かなるをこそよしとすれ。然さはりある物を卷て不辨を設て何かはすべき。又茅はよはき物にて、武器などに容べきものにあらず。刀に黒葛卷る事などはあれど、それとは事異にして例にはならず。古き枕詞に、くはし鉾ちだるの國とつゞけ、又玉鉾の道と云るも、此枝によれるなり。先輩の考は當らず。袖中抄十九に、貫之の歌とて、「ゆくけ

ふもかへらむ時も玉はこのちぶりの袖をいのれとぞ思ふ」と云を引り。是もちとつゞけたり。みとつゞくと思はんは、いみじき誤なるべし。

○ひも鏡

次に出すゑは、春日験記に見えたるところなり。鏡かけにかけたるには、ひも鏡なり。萬葉集十一丁七に、紐（ヒモ）鏡能登香山誰故君來座在紐不開寢。とよめる紐鏡これなり。そも〳〵鏡の事、神代の古ル事に、鏡の頭に疵（キズ）の付たる事あるによりて、上ッ代の鏡は、今の如く柄ある物のみにて、柄なきは戎風（カラブリ）の品（モノ）ならむと疑ふ人あれども、上古も此紐鏡は自ありし物にて、柄の付ヶる物、盛に世に用ひらるゝ時となりてぞ、是をば別て紐鏡と云ッ稱（ナ）も出來しなりける。そは如何にと云に、賢木に鏡をかけたる事、神代よりあり。然れば此紐鏡も、そのなごりにて用ひざまも、此ゑにて知らる。猶事畧（ソギ）たるは、柱などにも懸けんかし。かゝる紐鏡にても、うしろの模様（カタ）などにて、上下のけぢめは明（タシカ）なりしにて、上を頭とは云へりしなり。疑ある事なれば、筆のついでにあげつらひおくになむ。又おしまづき几帳の様など見るべし。足にはけるは下（シタ）くつなり。

華の御宴

○矢立の硯

つぎなるは太平記などに、やたての硯といへる物にて、後三年の畫まきに出る處なり。今もこの製作のこりて用る人もあり。こは上の方に硯をまうけ、下の方に墨を入れ置所をまうけたる物なり。是を矢と共に箙に立置く故に、やたての硯とは云なり。方にて中に丸き穴あるも同たぐひにて、俗に墨つぼなど呼物なり。ひねりたる物は封じたるふみなり。

○童の髪、むかばき、はゞき

次なるは清水寺縁起に出たる所なり。むかばきはけるは、坂上田村麻呂なり。えぼしの形短き物みるべし。わらはの髪巻上げたる物めづらし。従者のえぼし又常に異なる物見るべし。

又つぎなるも、同書に出たるにて同じ人なり。むかばきはきて馬にのれる状見るべし。さてむかばき後までまはる故に、今の合羽などの如く、刀の鞘の出る穴をまうけたる物なり。此さま畫どもにまれなり。ついでに云ふ、むかばきとは、むか股の服なるによりて云ふ稱なり。むかもゝのむかは、むく犬、腕など云ふむか、むきと全同じくて、ふくらかに肉ありげなるをいふ言なり。是は古事記傳に、誤て舊說の向股正相向ゆゑに、むかもゝと云ふと云を取られたるが、後來に此名をあやまるべき根なるから、いさゝか論ひおくなり。○馬に下ぐらのみ有て、あふりなき事、昔の常なり。されど和名鈔をはじめ、ふるくも馬具に此名あれば、時として用ひたるなり。大和物語には、泥障をしきものにして、地に伏したることもみへたり。○笠の様みるべし。今の騎射笠などの製にちかきものとおぼし。笠の下にもゑぼし着たり。是は昔のゑぼしは、今のごとく、堅く作りなしたる物ならねば、おしつけて笠をかぶれるなり。かぶとをかぶるにも、猶その下に着るなり。○太刀持る従者の柄を握りたるは、古の状なり。今の世に鞘を持が常となれるは宜しからず。後へより人に奪ぬかるゝ事もあるべく、誤てつまづき倒れん時、抜け出もすべし。されば刀は、つかに緒などまとひ、かたげ持しむべき事になむ。○前なる従者の袴はきて、下にはゞきしたる見るべし。神代ノ上ノ卷に、乃チ結レ髪爲レ髻縛レ裳爲レ袴と云ことと見えて、はかまとは、元はきもと云ふことにて、裳の類にて、足にはき入れ、便利よく足をはたらかするものなれば、その本意今の股引などのごとくにて、此畫の物などかなへり。故古へははかまと、はゞき裳のみありて、

股引パッチなどやうの服はなかりしを、後に本ノ意を忘れて、見體のみをかざりしかば、遂に又別に、便ある具を製り出す事とはなれるなり。

〇長もちのからひつ

空穗物語、祭ノ使の卷に、ながもちのからひつひとよろひとあり。是ぞ此物の實の名なりける。そを長持とのみ云は畧キなり。世繼物語りかばえの卷に、又みれば長もちからひつのふたに云々。東鑑にも、所々に長持と見えたり。されば長持のからひつといふ事なるを、はぶきて長持とのみはいへるなり。新儀式奉賀天皇御算ノ篇に、立ニ長物ニ酒食と見え、また天皇奉賀上皇御算篇に、諸衞舍人持ニ長物ニ退出とある長物も、則長持のからひつを云なり。物ノ字をもちとよむことは、伊勢物語に、捧物をほうもちといひ、著聞集十六に、子持と御物とを誤れることあるなどの類にて、常のことなり。伊勢貞丈が說に、足あるを唐櫃といふ事は、長きをば長唐櫃といふ。足なきを長持といふことは（安齋隨筆）ひが事なり。そは後世の誤說を、人などに習へるものなるべし。空穗物語國讓の中には、長もちの足つきたるみつ、からひつ五よろひ云々ともあり。などか足の有リ無シによらむ。上に云るが如なれば、長唐櫃も長持もひとつものなり。新儀式の持ニ長物ニ退キ出ルとあるところの本文にも、注にも、地に立るよしあるにて思ふに、足あること決し。又貞丈が說に、長持本名は長びつなるべしといへれど、そは長持のからひつといふ本名あるを、しらざるによりていへるなり。さて唐と書クハ借字にて、義はからかさ、からうす、からかち、からさをなどのからにして、蓋を開閉するに、金物のつがひありて、たよりに動かさるゝに因レる名なり。今の世にからくりといふ稱あるは、からくりて爲るによれる名にて、末なり。又その金物なきことも、轉ては猶しか呼しなり。さる例もつねにあり。さて此畫も淸水寺緣起にいでたり。

筐の御篋

筰の御鷹

○鷹すゑたる狀

是は春日驗記にいでたり。昔人の鷹つかへる樣見るべし。後の物なれど、二水記に、室町殿御出〔割註〕准二常々儀一爲二御鷹野之躰一。仍御折烏帽子御直垂也、御供奉之衆各片衣小袴躰也。」などもあり。又ある書に、貴人は右、地下人は左に居と有レど誤也。

○ゐ笠

次なるは、何レも後三年の畫詞に出たるものなり。是は藺をもて、作りなせる物なれば藺笠といへり。又その編るさまに文をなしてつくれるを、綾藺笠といへり。ともに中昔の書にみえたり。此上のむすびたる所は、その落ざるやうに笠をへだてたるまゝに、髻にゆひつけて固めたるものなり。是をゐぼし着てその上にかゞぶれるなり。笠の緒は、上の方なる形の如く無キもあり。下の如く有ルもあり。

○立樂

次なるは立樂の狀なり。春日驗記に出たり。是は地に立て奏なり。琴、よこ笛、ひちりきにて、今一人は拍子うつなり。是を銅拍子といふ名もあるに分て、笏びやうしといへり。其もとは笏を用ひしゆへの名なり。此琴は和琴にして、持る人は六位の官人にして樂人にあらず。此琴、笛、篳篥、拍子の人々を、惣ては陪從と云へり。その中に拍子うつ人の事をば、歌人とも、歌方ともいふなり。歌うたふ人多かる中に、この拍子の人、まづ聲を出してうたひはじむる事なり。六位の外はみな小忌ごろも也。其は麻にて青花もて模樣を摺れるものなり。青花は今の法に、からす瓜の葉を用ふ。麻一はゞをもつてつくるが古式なれど、今は二ッ幅にして綾を用るなり。京にては今も麻を用ふ。表袴も麻也。此をみ衣を、今私の小忌といふ。製ッざま闕腋の袍の如しと聞り。昔の青ずりの法は、書どもに山あゐもて摺るよし見えたり。歌にも青ずりとよめり。雅亮裝束抄に、あをずりはかりぎぬのしりながきに、山あゐといふものして、竹きりにほうわうをすりたり。したがさね、春はさくら、冬のにはつゝじ、うちはんぴなり。はかまはふたのにてまたなし。くさ〴〵のまろをいろ〳〵にかき、したのはかまをかさねたり。もゝだちをいろ〳〵に組たるいとしてつがりたり。つがりやうならふべし、とあり。股の處のたてに斷る處をもゝたちとは云なり。此股たちの所に赤く見えたるは、したの袴なること、右なる文に合せみて知るべし。是を後の書には、あか大口といへり。此あかき中に白くかけるが、右にいとしてつがりたりと云へるものなり。又同抄に、まひ人のすりばかまを、宮ばら大臣大將などにめさるれば、からあや錦のこしをさし、玉のつがりをして、くれなゐのうちたる、したのはかまなどをしてまいらせらるゝ、とあり。左のわきに垂たるは、袴の腰なり。今の世の常の袴にては、腰のわれあるところを袴ごしいとへると、古く腰

霞亭の笛

と云へるは、この緒の如きものをすべていへる稱なり。同抄に、したのはかま、きぬうちぎぬをきて、はかまを前ごしの右をとりて、うしろよりまはして、左のわきにかたかぎにゆふなり。さてうしろ腰の左を、前より右に引まはして、右のわきに又、かたかぎにゆひて、うらうへにさげたるなり。長さは腰にしたがふべし。さて後袴ぎはをきる。くゝりをすべて後、したがさね、はんぴをきる事、わきあけに同じ。その上に青ずりをきる。まへはわきあけの様にしたいりにきすべし。青摺のしりは、ひとのなれども、したがさねのしりの上に、なかのぬひめになかをあてゝ、わきあけのやうにとぢて、しりをかくること、又わきあけのやうなり。たちにかけんをり、はんぴをひきいだすべし。したうづをひとへはきて、しかゐをはく、袴のくゝりにて、しかゐのきびすにかけてゆひたるが、ぬげでよきものなり。其のち、左の袖の、縫めのうへの方に赤ひもとぢつく。うしろのさがりに、うはてのなかより引とほしてさげよ。前は青ずりの一針どころよりさげよ。赤ひもは廣さ五分ばかりにて、なからのほどにあげまき結びて、うらうへのさがりにゝな結びて、ひらてがひをおしたり。こき打ひと筋、すはう一すぢはあるなり。五ゐ六ゐのはしりざやをさす。五ゐは虎、六ゐはあざらし、各ひらをあり。さくもゝつ、かざしの花は陣にてさす。さすべきところを、かぶりに兼てはなちてまゐる、とあり。又へいじうのさうぞくとして、そくたひなり。青摺のすりやうかはる。かざし山吹、これも陣にてさすなり、とあり。又をみのことゝして、をみをきる事、そくたいの上に青摺をきるなり。其すり青くて梅きじをする。かんだちめ殿上人、五せちのせちゑの日も、大嘗會などに、藏人まできるはんぴをきる。白きあこめのひとへ、しろきあせとりなどにてあるなり。又是も一のなれば、まひ人のやうに、したがさねのしりにもとぢつくるなり。是も赤ひもあり。是は右のかたの上になるをとぢつけて、うしろ前にさげて、うしろはわきにとぢたるがよきなり。冠にひかげと云ふものを、左右の耳の上にさげたり。かぶりの巾子(コジ)のもとに、ひかげのかつらと云物をゆひて、白き糸のはしなど、ほどからくみなるして、あげまき蜷をむすびさげて、かたか

たに四すぢづゝ冠のつのをはさめて、前に二すじ、うのろに二すじ、左右にさげたるなり。この糸かざるところに、心葉とて梅の枝の小さく造りたるを、此かづらにまとひてたてたり。かづらなければ青き糸よし。此こゝろは、冠の前のすぢのもとゝ、うしろのかづら結びたる所にたつといふ人あり。ひかげかた〲に八すじもあり。心々なり。せちゑなれば、ぎよ袋をつく。殿上人は瑪瑙をさすべし。かんだちめはうもんの帶さす。ひら緒はをみのひらをと云ものあれども、常になければこむぢをさす。常の事なり。かむだちめは、かざり太刀なりとあり。さて江次第六の巻に、桝櫚樓櫚也。東庭有一木。陪從青摺樓櫚。又舞人青摺竹文、各有共寄者歟と見ゆ。此陪從の中、琴引る人の衣の紋、すなわち桝櫚とみゆ。舞人のみ竹なるか。さだかに見分がたし。袖口の紅きは、右に下がさねはん。ぴをきると云る下襲の袖なり。陪從冠にさせる花は、右にかざしの花は陣にてさすとあり、挿頭なり。糸花とて造り物をもさすなり。陪從は右に挿し、舞人は左に挿ことなり。實の花をも挿なり。實の花は左、つくり花は右に挿ことなりとぞ。賀茂祭には葵をもちふといへり。脊は右に引るごとく緌鞋なり。こゝに擧る中、左の方なる二人は舞人なり。八人なるをはぶきて二人出せり。纓は卷纓とて卷るものなり。纓を卷ときは、おいかけをする事なり。此畫、卷纓にしておゐかけなきは怪しむべしと、或人は云へれど、そは後ノ世の定にやあらむ。ぬける方の肩にいでたる黑き衣は半臂なり。此物形、今の袖なし羽織に似たる所あり。腰なるは石ノ帶なり。その中に挿るは笏なり（に脱カ）。肩にかけたるは裝束抄にいへるあかひもなり。そのさま、たがひもあれど、もとより必一様なりしはあらじ。さて又裝束圖式に、小忌のことをいへるには、是と違ふこともあり。されどその文をも合せみるべし。その文に、小忌は神事の服なり。白き布を張て、山藍にて摺物にして用ゆ。紋は春草、又は小鳥等を摺て用るなりとあり。裝束抄に、竹と云へるこそ昔の定とは聞ゆれ。今物語に、左馬權頭、加茂の臨時祭の舞人なりけるに云々。雪いたくふりて袖にたまりたりけるを、「あをすりの竹にも雪はつもるけりと云たりける云々•「色はかざしの花にまがひてと付けたりけるとあり。此圖式

の說などは、違て合ずとも論なし。さて圖式のには、袖の下の方切レはなれて、紙捻をつけたるにて結置べくしるせり。又赤紕の事を濃打、蘇芳打幷べ付ク。後モ前ノごとく垂るなり。濃キ打チ長サ一丈四五尺許なる帛ヲ三筋クミ合セ、二ノニ打テ前後ニ垂ル。蘇芳打又同ジ。二ツ幷べ付ルナリ。鳥蝶ナドヲ畫ク。なりとあり。是も中々にふるめける心持せり。傳ふるころあるにや。又は一しきり大裏ことの外哀ありつる。その時の例にやあなん。篳篥ふく人の腰にさげたる帛は、今いふ忘緒なり。圖式に、薄物にて作るよし注り。又雅亮裝束抄には、大方そくたいのさうぞくには、はんぴのをといふものありとある頭書に、仰に云、こゝに半臂の緒といへるは、後に引帶といふものなり。帶をゆふとは、忘のをの上の折かへしを云なり。ほそき緒は、此引帶の略なり。引帶の廣さは忘の緒に同じ。もと此引帶のはしを、左の脅にてゆひたれしを、平緒の垂をべちにする事、切放て引帶忘緒にかへたるなり。雅亮も引帶と忘緒もとおなじものとまでは、しらずやありけん。されど此頃も、忘緒てふ名はなかりけるにや。さがりたる緒といひたり。但し忘緒てふ名のうるはしからねば、かく云たるもしらずとあるを、合せかんがへて心得べし。又薩戒別記永享三年、石淸水臨時祭試樂の所に、舞人陪從參ニ瀧口ノ戶外ー。とある注に、舞人は武官闕腋。文官縫腋。必着ニ半臂ー卷纓巡方帶ニ螺鈿劍ー。淺履六位、衞府平裝束、尻鞘、平緒、藏人靑色、陪從藏人同着レ之。於ニ藥所ー以挿ニ吳竹ー。舞人冠五位以上挿レ竹事、實方朝臣始レ之。舞人紫綾平緒。下重躑躅。と云ことも見えたり。よく〳〵始より讀わたして、此畫をば心得べきなり。

筆の御靈 二之巻

○こはいひ食ふさま

是は飯食ふ狀なり。後三年の畫卷に出たり。そも〳〵昔は常にこしきにて、蒸たる飯を食ふ事なり。それを爲る器をこしきと云。それをするわざをかしぐといふ。かとこと聲通ひて、もと同義の詞なり。故飯にのみかしぐと云て、魚などのごとき物には、かしぐといはで、必にると云なり。又同じ類にても、粥はにると云てかしぐといはず。かしぐとは、こしきにて蒸にのみ云詞なるを、釜にてたくをも、然云は詞の轉れるなり。物がたり書などに、御かゆまゐるなど云事のいくらもあるは、右の蒸たる飯の方にむかへて、今のたきほしの飯のごときものをも、又今のかゆをも、共にかゆといへるなり。故に古にしる粥、かたかゆと云禰ありしなり。堅かゆは今のめし、汁かゆは今の　ゆなり。又伊勢物語に、いひをけこのうつはものにもりて食ることあり。けこの器物とは、籠して作れる器なり。もとよりむしたるこはき飯なるによりて、さる籠にも盛られしなり。さてそのかた粥といへるは、又ひめいひとも云て、大かた今の飯と同じ物にて、曆にひめはじめよしと云事あるも、こは飯汁粥など、常の食物に品ありしこと故、そのひめを食事をさして云るなり。今の世にては、別にひめをくひ初ると云日はあらぬ事なれど、曆はむかしのまゝにて改ざるなり。さてひめはじめを、たゞの粥くらふことゝ思へる說は、熟く古をしりて云るにあらねば取るべからず。女にそひぶしすることなりと思へるなどは、いといたき誤にて、云までもなし。又東鑑などに、椀飯と云ことあり。是も今の世より思へば、飯はかならず椀にもる物なれば、いとあやしき名目を付たるやうにも思はるれど、かの椀ならぬ器にもることは飯にむかへて、たきほしの飯にてする饗を、椀飯とはいへるなり。それには美味き物多く添る事なりし故、今もわうばんふるまひと云詞の

筵の御饌

筐の御靈

笙の御賞

これり。又ひめのりと云名あるも、右に云るひめ飯をのりにおしたるを、ふのり又水のごとくうすきのりに分る爲にいへる名なり。今のおしのり、則實のひめのりにて、今のひめのりは、其名にたがへる一種のりなり。おもふに裝束の絹を板引にするに、白粉張と云名あり。今の法にては、飯のおねばと呼物などにて張と云り。白粉と云名にして、のりの類ならば、米の粉を煮て作れる物にして、やがて今のひめのりにやあらん。さらばおしたる方をひめのりと云ひ、煮たるを白粉のりといひけるなるべし。物の名をかゝるさまにたがへ誤れる事は、猶ためしあることなり。是は筆のついでなればいへるになん。

右なるは梅津長者畫詞に出たり。後三年にくらぶれば、いと〳〵後の物なれど、大方は同じ。是もこは飯なるゆゑに、かくいと高やかには盛らるゝなり。上の丸き方の飯は、長者の妻の食料の飯なり。その方は飯をもれる形異なり。その時代の法にて、男のは上を切たるやうに平にし、女のは丸くする事なりしと見ゆ。此盛れる器どもを考るに、先ッ延喜式に片盤廿口、また片盤、片杯各卅口、又片盤廿八口、高盤百廿口などある片は、高といふにむかへて、長のひくきを云なり。今こゝの畫、小食物盛る物は、みな式にかたと呼る物なり。食物にもると云も、かく淺き器にもり上る事なれば云る物なり。さらぬ物に云は、詞の轉れるなり。又式に窪杯といふ稱も見えたり。其は深く作れるものにて、盛上がたき汁の類の食物をもる器なり。さて片と云は、昔の詞に、片夕ぐれとも、片咲き、片笑など云る類のかたにて、今の詞の半靴、半弓、半袴、半合羽など云ふ半にあたる詞なり。ついでにいふ、萬葉集四に、おもひやるすべのしらねば片垸のそこにそわれは戀なりにける、とあるかたもひも、淺き垸の事を云るなり。是を先輩たちの說に、合子に對して蓋なき垸をいふと云るは、何のより處もなき、おしあてのみだり言にて取べからず。是も淺き椀をいへるなること言までもなし。又此食物の臺は、今高つきと云ひて、くだ物の類をのするにのみ用ふれど、原は此畫にあるごとき用にあつる物なり。昔の稱はだいとのみ云へり。今はかゝる器を高つきと呼と、つきは酒盃、泔杯などの如く、直に物を盛る器を稱ふ名にて、古に臺をつき

とはいはざりしなり。さて書どもに臺と云ふ多くみえて、その臺を置き、又その食物を作る所を臺所といへり。その臺所をば、女の領事なれば、妻を御臺所と云なり。御臺といふ名、むかしは甚く尊き方にのみ云ふにあらず。太平記に、鹽谷高貞が妻のことを、御臺も公達も。剌殺サレタル由ヲ申ケレバなどあり。是は今に引れて、昔を誤べからざる爲にくわしく云なり。さて右の梅津長者の畫詞は、おして考るに、室町將軍のころの物なり。

○破ひはだもかう

次なるは春日験記に出たる所なり。家の口のあけさま見るべし。今も大寺などには、かゝるざまある事なり。やねは檜皮葺の破たる物なり。その樣見るべし。みすの上に、横さまに引たる物はもかうなり。是も見知れる人は、つや〳〵めづらしと爲さるものなり。〔割註〕江戸にても又他所にても、神の社には常にある事なり。○今京にて檜膚葺と云物は、屋根板のいとよろしきにて、さわらの木也と云へり。されどそは名にたがへる後の物なり。實のひはたは、ひの木の皮を以て葺るなり。古畫によき屋の屋根をば、みな栗色に色どれる、それぞ實の檜はたなり。世繼物語などに、絹の色めを指て、ひはだ色といへる事あるも、赤に黑みを帶たるを云へりしなり。」然るにつれ〴〵草に、布のもかうあら〳〵しくとあるも、此もかうをあらき布にて作るを云るなり。それを物多く見ぬ人のえしらぬを、又さくじりたる人ありて、口傳など云事にして教しかば、後にはつれ〴〵草三箇の大事など云事、いで來て祕事となり。人もたやすから弘事とおもへるはをかしきことなり。かゝるたやすき事をしも祕事とせば、まことの古へ書は、一言も讀とくべきにあらず。惣て書の上にて祕事と云は、書多くも得よまで、人に向て高ぶりほこる物にして、あるまじき事になん。

笹の御靈

○伏たる女の髪

昔一、さきに疑ひ思ひけるは、昔の女は髪を長くすべしたるに、其を如何にして伏けん。又手枕にたわつきたる事など見えたれば、その髪ともに枕したりけむとはおもはるれど、たけに餘るなど云まで長やかなる物を、伏すごとに夜るの物の中には、えも引入ては寢がたからむと思ひたりき。然るに此ゐにてよく見しらる。是は春日驗記に出たる所なれば、古しと云べし。したる枕は今いふくゝり枕なり。着たる物は全く今の夜着なり。此をふるくはひたゝれと云り。その製作かく綿あつきものゝみにはあらず、綿うすく形もやゝ異なるあり。猶後にいふべし。

○かなもて物けづる形

次なるは春日驗記に出たる所にて、工人(タクミ)どもが、かなもて物けづるかたちなり。是和名抄に、鉋和名加奈と見えたる物なり。菅家萬葉などに、多く哉にかりて鉋と書り。今の世には是をやりかんなど云り。そは形の鑓に似たるによりて、臺の付る物に分る爲に然呼るなり。臺鉋はいと後の物にて、古くはこの鉋にて萬をけづりたる事なり。今も古く建たるまゝの、宮などにはのこれるがありて、しらぬ人はみだりに、其を鏟作(チヤウナ)と云り。昔といへど、手斧にて木の削をする事は絶てなきことなり。その誤て手斧と云は、盡(ミナ)このかなもて作れる物なり。

工人等がえぼし着たるさま見るべし。袴をもはけり。又衣の袖口のわたり甚せまし。古へは袖小さかりし事、先達既くいはれたり。是らは賤者(シツノヲ)なれど、かへりて賤者の方は、貴人のから風(ブリ)をまねぶなどにはかゝはらずて、自に古へ躰(ザマ)の、殘れる事(と脱カ)もなるべきを推て思ふべし。袴の事は前にもいへれど、猶此ゑなどを見て、今のもゝひきと全(モハラ)おなじ用(コト)に、つかふる物なるをさとるべし。

○とのゐ物の袋

とのゐ物の袋と云事、源氏物語に出て、それを其書の三箇の大事とか呼ぶ中の一ッとして、秘事なりと云り。されどそは何のかたき事にもあらず。とのゐ物とは、夜ルの物を云にて、やがて俗にいふ夜着なり。とのゐ姿など云ことゝあるも、ねまきのなりと云事にて、とのゐは、今とまりと云詞に同じ。其とのゐにもちふる衣なるによりて、とのゐものと云なり。ものとは、夜着をよるの物といふ物と、もはら同じかり。そのとのゐ物を持はこびもし、はた納め置くにも便利よき爲に、袋を作りて入置て、其をよびてとのゐ物のふくろと云り。こゝにいだす所の物、やがてそのとのゐ物の袋にて、是は法師を袋の内に忍ばせて、ひそかにかきもて行くところなり。此畫、袋ほうし畫詞に出たり。後世本には此袋の爲、口を紐を通してくゝるさまにし、今の珠數袋など云物のごとくかけれど、そは私にかき改たる物にて、さらに取べからず。今此袋は、胴卷など云袋のごとく、口はゝなたへぬけて二タ口なる、其あとさきをとりて結あはするつくりざまなり。

○袋法師畫詞のこと

袋ほうし畫詞、世に二種あり。一くさは後の世の物にして、詞も見るに足らず。今一は則こゝに引る物にして、いと面白き所もあり。さて古き方は、詞みな畫の前にありて、大かたの繪詞と姿おなじく、只末の段のみ、詞を繪の上にちらし書り。新方は詞を、繪の所にちらし書る所おほかり。又古き方には、末に傘かたげて行ところなし。新き方には袋をかき持て行段なし。古き方はそのさまおもふに、大凡室町將軍のころの物なり。

○かけ帶また女の帶

袋に出すところの畫は、袋ほうし畫詞に出たる處なり。此女のかたよりかけたる物は、かけ帶と云物なり。年中行事の畫、春日驗記の畫、六條縁起の畫、清水寺縁起の畫などにも見えたり。是は廣く問もし尋も

したれど、事ゆかざりしを、思得たれば委しくこゝに云なり。顯昭が袖中抄八卷に、常陸帶の事を云て、苧といふ物をおびにして、ひとつには、けさうする男の名をかき、ひとつには我名を書て、彼神のみまへにてのと申て、帶を折かへして、名をばかくして、すゑを禰宜にむすばするなり。それにわろかるべきなからひは、はなれてむすばれ、よかるべきなからひは、はなれ〴〵にむすばれ、よかるべきはかけおびのやうに、まろにむすびつながるゝを、さもとおもふおとこなれば、やがてかけ帶のやうに打かけつ。山すげ占などのやうなる事とぞゞある人は申はべりし。以上袖中抄、とあり。此文、たしかには心得られぬを、畫どもに合てみれば、熟く知らるゝなり。又袖中抄に、女見てさもとおもふ男の名ある帶なれば、やがて御前にてうへのかけ帶の樣に、うちかづくなりとあり。帶のたぐひにうちかつぐ物、また別(コト)にあることなし。善一また考るに、此物何の爲にかくるにや。そのよし知がたし。思ふに古に比禮と云物あり。其はひらめかして、身の飾とする物なる事、後に出すひれの所に委しく云が如し。その物はづかに古き式(サマ)の事にのこれども、飾に用る事、はやくすたれたるなり。さるに此かけ帶は、そのひれのかたをとゞめて、婦人(ヲンナ)の服の飾とせし物なるにやと思はる。春日驗記に出たる所のかたちなどは、はゞも廣くて、ひれに近き意(コヽロ)もあり。さればその比禮の遺風(ナゴリ)なるから、ひれのごとく常にはかけて飾とし、用(コト)ある時はたすきなどの如くもして物しけん。ひれは古なべてかけたる物なるが、絶てひたすらに止べき事も、その故うたがはるゝを、かく轉(ウツ)り變れる物と見れば、そこも穩に心得らるれば、比禮のなごりとこそおもはるれ。ひれは上代の衣の飾なれば、後世その風すたれても、猶神まうでなどは、その昔の式を思て、此物をかけて物する事のやうに、定りたる如くにて有し事なり。そは此畫どもゝ多く物詣のさまにて、さらぬ畫には見あたらぬに、新撰六帖の信實朝臣の「おりしもあれ得やは心をかけ帶のいもゐはむねのへだてなるらし。とある歌を合せて思に、忌(イモヒ)つゝしむ時、かけたる事おしてしらる。

此四人年中行事に画の中ゟ出せり

是ハ六條縁起ニ出せり

此二人清水寺縁起ニ出せり

是ハ春日驗記ニ出せるかけ帯他より廣し

さて袋ほうしの畫の中、あかき衣着たる女の腰なるは帶なり。すべて古き畫に、女の帶甚まれなり。さて太宰純といへる男が書る獨語といふ書に、婦女の帶は金襴を美麗の限とし、黑地に梅さくら松を、處々に織付て、これを鉢の木の帶と名付て珍重しけり。廣さ僅に鯨尺の二寸計、紙を心として綿など入る事なし。四月より八月迄、婦女の禮服に、錦にて廣さ鯨尺の八分計なるを、うしろに結びて垂をつけ帶といふ。今のつけ帶は、昔の常のおびよりも弘し。今の人に昔の事をかたれば、そらごとゝ思て露信ぜず。これらは我まのあたり見たることにて、いつはりに非ず。ふるき事知たる人あらば尋問ふべし。すべて男女の衣服、昔は極めて質素なりき云々とあり。なずらへて考はかるべし。是は衣をつかね結ぶことのみをむねとして、服の飾とは爲ざりし風の、猶のこりしなり。猶いはゞ上古は、又いとうるはしき帶をもちひて、服の飾とせりき。こは序にいひおくなり。

筆の御靈　三之巻

○尼のすがた、又蜘切丸

次なるは、土蜘蛛退治畫詞に出たる處なり。その卷物は、ある家の藏(モノ)にて、畫は土佐長隆、詞書は兼好法師の筆と奥書あり。此所の詞書に、一人の尼。(中略)云々。面二尺、たけ一尺なるべし。しものみじかき、思やられてけしからず。とうだいのもとにゐよりて云々。眉ふと〳〵とつくりて、べにあかく、むかば二にかねつけて、たゞしく紫の帽子にて、紅のはかまながやかにきたり。身にはつや〳〵かゝるものなし。手ほそくしていとすじのごとし。色しろくして雪のごとしとあり。尼の姿、燈臺の樣など見るべし。太平記劍卷に、實ニ家上ノ劍二ツ作リ出ス。長サ二尺七寸云々。一ツ劍ハ鬚ヲ加ヘテ切テケレバ、鬚切ト名付タリ。一ツヲバ膝ヲ加ヘテ切ケレバ、膝丸トゾ號シケル云々。此鬚切ヲバ鬼ノ手切テ後、鬼丸ト改名ス云々。枕ニ立テ置タル膝丸オツ取テ、ハタト切云々。見ル程ニ四尺計ナル山蜘蛛ニテゾ有ケル云々。是ヨリ膝丸ヲバ、蜘蛛切トゾ號シケルトアリ。此畫詞とはやゝかはりめあり。又笈埃隨筆十一、尾州熱田社に、源頼光公の所持せられし蜘蛛切丸と號せる名劍あり。長一尺七寸五分とあり。太平記には、その太刀は異國の人の渡り來れるが、作れるよしに云れど、そは世の俗説(ミダリゴト)を記しまじへたる物にして取べからず。異國人は極て刀をきたふる事は拙くて、こゝのかぢには懸ても及ぶ事にあらず。などかはさるえせ刀を寶とはせん。太平記の俗説は、ことをあやしく思はせんが爲に、しれ者の云出せる説に(もの)こそ。皇國には神代よりよき金打どもありて、よき劍多し。中ごろ天國、天座、神息、安綱などいふ名人を出來て、よき刀ことに多かりしなり。鬚切、膝丸なども、それらの名人の作(キタヘ)けん事論(キク)までも無し。ついでに云、天座を刀劍家(ツルギコノムヒト)ハ、アマノザト呼べど、そは誤なり。古に然るさまの人ノ名ある事なし。是はアマクラ

笛の御

と訓べし。古に高倉下（タカクラジ）など云る人もあり。又山上憶良など云る人もありき。憶良（オクラ）は字の音を借たる物にて、大倉と云義なるべし。又後にはなくらと云る人の名もあり。くらと云名、猶その他（ホカ）にもあり。又神息をジンソクと呼も誤なり。さる様の名も、古たえて無キ事なり。それもカミヤスとよむべし。神とかけど、古は字にかゝはらねば義（コヽロ）は上（カミ）なり。文德實錄に、安倍ノ友上（トモカミ）、安倍ノ房上など云名見えたり。猶其外にもあり。

○ゑぼしきて臥るさま

次なるは、春日驗記に出たる所なり。此着たる物もひたゝれなり。已に出せるとは形やゝ殊なり。合せ見るべし。ゑぼしきて伏るさま、畫に多からぬ物なり。さてむかしは、伏てもえぼし着たりし事、これかれ見えたり。世繼物語はつ花の卷に、このひめぎみたちのおはすれば、かたじけなかりて、御ゑぼうしひきいれてふしたまへり。わかやかなる女房四五人ばかり、うす色のしびらともかごとばかり、ひきゆひつけたりと見え、また著聞集十六に、いもじ男はたゞよくぬいりぬ、法師はそらね入して、此山ぶしがふるまひ見ゐたる程に、もとゞりとりはてゝ、ねいりたるいもじがえぼしをとりて着てけり。さて遊女がねたるぬりごめのもとに至りて、やほらたゝきければ、すなはちあけて、たぞと問ば、我はやどりうどとて侍り云々。さて事どもよくして、其着たりつるえぼしをば、君がまくらに止おきて、あからさまなるやうに出にけりとあり。是もふせる間（ホド）は、えぼし着たりしを、立出るときにぬぎて置るなり。猶えぼし着て伏る事、物に見えたり。さて此しき物は、邊をとりて作れる物なり。今はまれなれど、昔の畫には猶あり。衣の袖の小きさま、また枕のさまなど見るべし。

笙の御寢

是ハ六條縁起ニ出る係
所ニて僧の雨皮ゑて行
き倚あり今のぼうず合
羽といふ物ハこの轉ま
る形ヱ

○あま皮からかさ

是も六條縁起に出たる所なり。此からかさ甚大にて、一人にてさす物にあらず。世繼物語なる川うゑの處に、大かさをさゝせたる事見えたる、やがて此からかさの事なり。又後撰集の詞書に、雨のふる夜、おほがさをこひにつかはし云々。などある大がさも是なり。惣て昔のからかさには、かく今の飴あき人のかさほどなるもあり。又菅笠ほどなるも、又今の常の傘ほどなるもあり。柄は長きが多し。こゝに考るに、今の世には長柄と云かさあり。そは常の傘より大くて、柄は甚長し。昔は常の傘より小くても、柄は今の長柄ほどなる傘、常にありしかば、別に長柄とよぶ名はなかりしなり。されど今の長柄の如く、人してさしかけ令る傘はありしにて、そは常よりは大なるから、其を別にわかちて、大がさとは云るなり。後撰集なるも、今に引き當ば、長柄を借にやると云むが如し。△さて世の中に、傘はちかきころ、から國より渡り來し物の如く云れど、いたきひがことなり。からと云は、からひつの條に云るが如く、からくりのからにて、ひらきすぼめの所より、然は名づけたるなり。

新撰字鏡
和名抄をはじめ書どもによりて考るに吾が云所の如く
る有らぬやうには思はましもすめれとさは有らす先古に
かさと云る物は今の管笠の類を云るにてその後から
かさの類出来り又其中に柄の長きも短きもいと大
きなるも出来しまて名はかふるをもさすをもなへて
かさと云つけて云時にはかふる方の名に小笠藺の枯
笠市女笠檜笠黒笠あゝ笠小笠あやい笠志て笠なと猶
さしに方の名にもから笠さし笠日照笠青笠なと有り大
笠ハ延喜式にも大笠二枚加平文ノ柄并ニ志部ヲ又緋絶
六足ト云ヽ三丈五丈一丈八尺大笠ニ蓋裏料なとあり
右に出せしは多くの名とも続日本紀延喜式万葉集
新猿楽記国増鏡八雲御抄言塵集綺語抄なとに
出タリ中右記寛治六年三月廿四日子院の御随身府
生二人為襪取物笠例大管笠之無風流と云こともあり

是も六條縁起に出たり
傘の小き團扇の大なる
共に見るべし

右なるは、越後本宗俊畫詞に出たる所なり。柄の長きさま見るべし。猶かゝる傘これかれ多けれど、大方おなじ物なれば引は出ず。さて公任卿の集の詞書に、「雪のいたうふれば、からかさをおほひてたてたりければ、「東路のふじの高根にあらねどもみかさの山も烟たちけり」とあり。是も右のごとく柄の長き物なる事は、おほひてたてたりとも云へるにて知るべし。また新猿樂記に、鞍橋扇骨箙太刀裝束唐笠花藤卷之上手也といふ事あり。これは文の樣手器用き人にあらでは、よく作り得ざる物ときこゆ。昔は然ありしなるべし。東鑑寛元三年十月十日に、於二御所一被レ修二屬星祭一。晴賢奉二仕之一。甚レ雨之間於二唐笠下一勤二行之一云々とあり。是も柄の長き物ときこえたり。さて和名抄には、簦をおほかさとせり。その簦は、淸人程際盛が駢字箋上に、簦笠大而有二把手一、執以行謂二之簦一。小而無レ把、首戴以行。謂二之笠一云々。とあるものにて、からかさの如き物なるべくは聞ゆれど、猶皇國とかしことの事なれば、慥には當らぬ事もあるべし。からかさと云名、右に引る如くなれば、おくれたるにもあらざれば、和名抄、後撰集に、おほかさとある同じ物を、後にからかさと云りとは爲べからず。大がさ、からかさ同にありしにて、大かさは殊に其大なるを云りしにて、和名抄は、たま／＼麁く、大がさと云かたのみを註せるなり。

○山伏のほら貝

次なるは、大江山鬼神退治の畫に出たる處なり。其本、狩野ノ元信のかけりしをうつせる物にて、詞書なし。下總國香取神宮に此畫卷あり。予も其摸しを見たり。形は大方同じ。元信もそれらの畫を見て書る也。故に畫の狀、古き事多し。扨此山伏出立よく見おくべし。ときんも今の世なる物とは異にて、實に頭に着たり。故緒は無てよかりしなり。又つぎなる宗俊畫詞の山伏のときむも同じ。合せ見るべし。小くて額にいたゞくなるは、昔のさまにあらず、腰につけたるほら貝みるべし。こゝも昔の常なり。ほら貝

と云名は、古事記に、内はほら〳〵といへるほら、又洞穴といふほらなどと同くて、内の廣きより稱ふ名なり。寶螺など書く字音と思ひがむべからず。さて梶原景時の族無住と云僧が書る砂石集に、「山伏の腰につけたるほら貝のほとゝ落ちてうとわれくだけて物をおもふ比かな。と詠る歌あり。此書とよく合り。ついでに云ふ、さごろもの草紙に、今姫君のよめる、母もなくめのともなくて春のあら田を打かへしうちかへし、かへすがへすも物をこそおもへ。といふ歌あり。山伏の歌と合せば、よきほどなるべし。

○黑き太刀、ときむ、えぼしのさきの緒ほうしの軍出立

次なるは、越後本宗俊書詞に出たる、平泉寺の法師ばらが、他阿彌陀佛の說法する所におしよせ、狼藉するところの畫なり。ほうしどもが出立見るべし。下に鎧着たるものなり。えぼしのさきに緒を付て、かぶれるめづらし。是は漆にてぬり固めぬえぼしなればその爲、また後の方は髻の所にて止たれば、前の方のみの用意にかく爲て、折目の延ぬやう、後へに反らぬやうにしたる物なり。山伏のときんの樣見るべし。太刀は黑漆の太刀なり。柄をも漆にてひたと塗る物なり。平家物語(缺文)

錐の御簾

○しづ、又女の頭

しづと云は、上代の縞織きぬの稱なり。さるを釋日本紀に、青筋を織り出せる物を引て云るより。誤て青筋ある物のみと心得る人あり。倭文はすべて縞の紵布を云るにて、青にはかぎらず。釋日本紀に引る物、たま／＼青筋なりしなり。そはいかにぞなれば、同ことわりにて、何色の筋にても織るべければなり。右なる女の衣も、則しづ織なり。此女の頭、かみを上て、その表をまとへる物なり。書に多く見えず。さて是畫も、越後本宗俊畫詞に出たり。

○手水鉢、又手ぬぐひ

こゝなるは春日驗記に出たる畫なり。手あらひ水を設たるさま見るべし。是は檜を綴て作ける桶なり。古歌に、「近江なる檜物の里のかば櫻、などもありて、檜の桶など、昔は多く世中に行れし物なり。たのごひを木の枝にかけたる、手のごひ懸のこゝろばへあり。和名抄には、此物を太乃古比といへり。またたなごひとも云ふなり。源平盛衰記三十三の巻に、赤サイデ白タナゴヒニトリカヘテ頭ニシマク小入道カナ。とあり。赤さいでの事はつぎに云へり。

手のこひをかくる物を手のこひのかけと云り井蛙抄六に短冊を泉の水の中に吹入られ手のごひの可(かゞ)せにゝけてとり可けろどして見ぐるしかりけり

○たてしとみ

右なるは、立蔀のさまなり。春日驗記に出たり。其さま見るべし。枕草紙に、たてじとみ、すいがいなどの伏なみたるに、ぜんざいども心くるしげなり。

○赤さいで、叉丸木弓鞆

次なるは、淸水寺緣起に出たる所なり。是は袖つける鎧きて箙負ひ、えぼし着たる人の後へに居り、身のほど卑き者と見ゆ。頭をまとへる物は、前に引る盛衰記の歌に云へる、赤さいでなり。さいでとは、さきたる絹布を云なり。今の詞にきれと云と同じ。後撰集に、紅葉と色こきさゐでとを女のもとにつかはして、「君こふる涙にぬるゝ我が袖と秋のもみぢといづれまされり。叉法皇の御ぶくなる時、にび色のさいでにかきて、人におくりける。叉宇治拾遺九に、くろみたるさゐでにつゝみ云々。など見えたり。今佐渡國にさゐでをりと云物ありて、其は古ききぬなどをほそくさきて織たるもの也。と云り。こも古き名の殘れるなり。されど其名、ほそくさけるを云にはあらず。大くも、小くも、廣くも、狹くも、斷りたる絹布をば、惣てさいでといへる也。○此兵の持る弓は、丸木弓也。丸木弓は、善一も正しく見しことあり。弦はかけてもはづしても、同じ形にて在り。さるを畫に弦なく書るをみて、弦はほそきものなれば、遠見には見えぬから、略てかゝぬぞと思へる人もあり。叉弦をはづして腰につけおゐては、弓は後さまにそり反てあるべしなど、うたがふ人もあるは、丸木弓あるをしらぬゆへなり。さて其弓射る時に及て、その弦卷より弦を出して張〃なり。丸木弓には、その形うねれるも、かく正しきもあり。○鞆もてる兵も、同じ畫卷に出たり。此鞆は鍔をつけたるが如し。後三年の畫に出たるは、是に似て鍔なし。

○手なし髪頭巾

右なるは、清水寺縁起に出で、田邑將軍薨給へるによりて、平城天皇より御おくり物ある所の様也。負るは米也。づきんのさま見るべし。えぼしとやゝ似通へるおもむきなり。袴の様、すでに云るにも思合せてみるべし。髪の毛とぢつめたる様みるべし。元結を用ひず。是はしづの男なれば、かゝるなり。元本にはかく髪ゆへる人猶一人也。著聞集二十に、下郎の着る手なしと云物といへることあり。此袖なき衣、やがて其物也。そでと云詞は、衣手といふ意なれば、そでなしといはず。たゞ手なしと云て事足る也。又おもふに、萬葉集の貧窮問答の歌に、布肩ぎぬと云ことあり。さてそは古代には、後に云肩きぬのごとく、肩にのみ着る物はあらざれば、則手なしのことをいへるにて、その肩にして終て袖なき故の稱也。されば古の肩衣といへる物は、今こゝに出せる手なしと、おほかた同じ物なるべくなむ。

○みてぐら

是は福富草紙の畫詞に出たる所にて、たかむこの秀武と云翁の、さへの神を祭る所也。始なるは家に居て、みてぐらを作る所なり。次なるは其みてぐらを持まゐりて、さへの神にねぎこと申す處也。此は今御幣とも、幣そくとも云物にて、古のみてぐらのなごり也。みてぐらは古へ神を祭るに、絹の類、又はさらぬ物をも臺におき、令滿て奉るによりて、みてぐらとは云るなり。後にはその臺をそなふるを略きて、是を竹の串にはさみて、社の前に立などもし、又おくべきようすがあるをば、そこに置もして奉れども、猶置にも、その串をばそがまゝにて置しことなり。やう／＼世下り行くまゝに、早く絹を止て紙とはなせるなり。此畫詞なるも、詞にこのかみ物まうでは、祈のしるし必ありなん。紙もをしくもなし。すゝめらるればかならずしるしあらせ給へと、よく／＼祈申給へ云々とありて、則紙を用ひし物なり。其をたゞ串にはさめるを、見る目さびしとや思けん。その紙を切て、右ひだりへたれもすることゝなれるを、又

此三人ハ六條
縁起に出たる
にて持る物ハ
こてぐろなり

後にはその切ざまに、こちたく飾をつけて、むづかしくきることゝなり。つひにねぎ山伏らが方には、私に是を切る法もさだまりて、いとむつかしき事にもなし、又誤てその物の本とは、うらうへほど違ることを云出して、此みてぐらを、あるひは神の御正體として、社の奥殿に立てもおき、又神をがむ人の頭の上に打ふることゝもなるは、けしからぬ事になむ。實は今の賽錢のごとく、吾が家より持行て神に奉るべき物なり。又次なるは、六條縁起に出たる所にて、是も法師ばらがみてぐら奉る樣也。福富草紙なるは、右左に垂たるものあり。六條縁起なるは、たゝみてはさめるのみたると、きれると二ッあり。たゝあるのみなるぞ、古へ體なるべき。和泉式部の集の詞書に、みてぐらのやうに紙をして書てやると云ことあり。是も紙をたゝみて串にはさみ、その中に書たるなり。今のごとき幣にては、此詞もなどさるきれ〴〵なる物にかきけんと、疑はるゝことにて、又いかにもわづらはしき戯と、あやしまるゝかし。序に云。しめなはに所々に切たる紙を付る事あり。然るに神世のしりくめ繩の古事にさる事はなし。是は古書を考るに、神にはあづからぬ所にも、しめ繩とて、人のみだりにふみ行まじき爲に、繩をはることなり。そのなはのやゝ遠方などよりは見えぬゆゑに、白くかみをさげて、よく見ゆるやうにしたるを、神木、神器の箱などにもこれを引て、人の目はやく見つけべきために、うつし用たるなり。されば しめ繩の紙は、何の事もなきものなり。幣に似たるより、人の神の物にかぎれる物と、おもひあやまれるもあらんか。○右の畫なるかきは、古に神籬といへるものなり。ひもろぎとは、日漏垣と云ことにて、いたの切らなるを、ろに云ひうつせるなり。踈くて日影をさへぎらぬよしの名也。○さへの神は、神代にさやりますふなとの大神と申がある、其御ことなり。今の世には、是を路の神として、さいの神と申せり。さるから此畫にも、石を畫るなり。彼ノ神、もと大石にておはせばなり。今目白の臺に、幸ノ神の社あり。士人是を字音によりて、荒神てふ物と同ジとおもへるはひがごとなり。○此畫、鎌倉將軍の比のもの也。そは長ければ今いはず。

此畫卷も、その字と同じくて、さへの神を、幸の神と云ことに心へ、福を授ると思へる時代に作れるにて、かくは此の神に、身の幸なきをいのらす事をしるせり。そも〳〵人に幸を授くとて、さいと呼奉る神はある事なし。只常陸ノ國に藥師ぼさつの神ノ社在りて、延喜式の神名帳に見え、猶國史にも出たり。是をヤクシホサチとなへ申は皆誤也。善一が思には、クスリシホサチノ神と唱申べし。さてぞ幸と申稱ありとすべき。クスシは古言にて、古にクスリを合ることを呼る名也。佛足石の歌にも、くすりしとよめれど、其時はじめて云出せる名にはあらず。ボサツは漢言、ホサヂと申を藥師とそが佛の名と字同じかれば、えせ人がさる名を當たる也。字に引れて迷ふべからず。本は大といふ義にて、神名に例多し。サチは幸と云事にて、藥を病人に與へたまへるより、大幸と尊稱まうせし也。又古の風土記ならで、スルガ風土記と云物有。その中に、幸ノ社、所祭高皇產靈神とあるは、さへの神によしある事ならず。誤べからず。但し幸社は、實にさへの神にて、下の所祭云々のみひがことならんか。その後に、直日神ノ社は、所祭手力雄神也とあるなども同じことにて、所祭といふはひがことにて、直日神は實の神にて、座にも思合すべし。

〇えぼし、袖なき鎧、尻鞘の太刀、はつむり楯の板

次なるは、春日驗記に出たる所なり。えぼしの形異なり。又卑き者の袖なき鎧きて、尻ざやかけたる太刀はける見るべし。尻鞘のことに品々の別ちある事も聞えたれど、昔の畫をみれば違る事多かり。〇長刀、今の世の常に有る所とは、製ざまや異なり。是も古き畫にはなほあり。〇楯の板の裏の方見しるべし。是は下の方に棒を加て持あるく便とせる物なり。〇矢持る人の頭なるは、はつぶりにて、其上にえぼし着たる物なり。これは半頭の上にあつて、すべり落やすき故に、緒をきびしくつけて結堅めたる也。〇鎧きてありながら、籠手をもさゝぬは、大かかほどのよそほひにて軍したる物なり。盡く後ノ世の畫のごときものと思はんは誤也。さるゆゑに古き軍書に、きびしくよろひたる兵、又はすきまもなく出立て

など云ごとき事はあるなり。きびしくよろはず、すき間あるが多かりしなり。

〇舟のさま、むしたれ笠

右なるは、みな六條緣起に出たり。舟のさま、舟をさす樣みるべし。丸木作とおぼしくて、かくの如き舟、古き畫におり〳〵あり〇頭の靑き物は山伏にしてときむ也。〇笠はむしたれがさ也。中の三人が着たるも同じ物にて、作り樣異なり。是をある說には、旅ゆくに草木茂れる處は虫多ければ、其をよけて螫れざらむ用意也と云れど誤なり。そはむしと云名の心得られぬより、妄にいへるなり。ふるき畫に、足には物を着ずて、此笠かぶれるが多し。さばかり虫をいとふらむ者が、など足に用意なくては行む。又さならば背などの、虫にさゝるまじき處にて、着ずてもあるべきことならずや。又ある說に、こは其たれたるきぬの名より云はじめたるにて、むしはからむし、けむしなど云名ある、その意ならんと云れど、其もうけがたし。善一が思ふには、まづ此物、むねと旅行などに着る物にて、寒さを防ぐものなり。今も吹きまわし、又は風合羽と云ものなどは、旅人の寒き風を防ぐ具なり。その心ばへも形も似たる處あり。男は笠をも頭巾をも着、その外も頭に着る品、名もしらぬが畫どもにあり。女はさはあらぬに、又面をかくす習にて、衣などをさへ被きもし、又市女など云つ甚いやしき身分なるを深き笠きれば、其を市女笠と云なり。されば此むしたれ笠にて、且は人目をもさけたるなり。さてむしとなづけたる義は、むしぶすまと同ことにて、暖からしむる料の物なるによりて云るなり。〇下なる右の方のぼうしは、遊行上人のあま皮持なり。傘の樣めづらし。雨皮も貴人のとは持る樣異なり。〇下なる左の方なるは旅人なり。笠の小きもの見るべし。物負る形見るべし。

筆の御靈 終

東牖子

東牖子序

馬田昌調撰

天下之言。有眞者。有僞者。有正者。有衺者。有一而二者。有二而一者。有同而異者。有異而同者。或有古今舛訛者。或有華夷混淆者。故口能言。而心不得者。其類至多。自非極其根株。窮其窟穴。無有能得其正眞。而不差者也。然世之鹵莽。多因循於衺僞乖謬者。怡然不疑。甚則薰蕕不辨。淄澠無別。脊合流蕩。正眞遂泯焉。告子所謂無得於言不求於心者。蓋復多矣。友人田仲宣。學通今古。識達華夷。言論精確。皆有明證。實極根株。窮窟穴。能得其正眞而不差者。不與夫世之鹵莽。無得於言。不求於心者侔矣。頃者錄其平素所言論若干條。釐爲五卷。名曰東牖子。來乞序其首。仲宣於此書蓋其緒餘。予恐後人誤以此書槩仲宣。故不敢峻拒。題以數字。

享和壬戌之冬

東牖子序

彈論習俗。辨名萬物。其書不爲鮮矣。大抵言僞而辨。記醜而博。奈惑世悝民何。仲尼曰。小辨害義。小言破道。可不愼與。友人田仲宣。宿學篤志。該通古今。則雖瑣言片辭。未嘗欺人。於是輯錄東牖子。而矯其弊。釐爲五卷。請序於余。余曰。不亦善哉。迷復不遠。物之常理。世稱立言家者。譬諸枕上片夢。東西易嚮。不知其非。此書一出。猶如日色之照東牖。而囈語昏迷頓寤。斯實東牖子哉。仲宣含哂而拜。遂爲之序云。享和改元辛酉之秋

桐江

自叙

昔者匡稚圭之於庸作。甯越之於苦耕。猶不能無不幸。而役身空乏。而渉世如此其汚也。而世稱之。何則非能士之所耻也。余常爲書肆庸書。以供資用。竊讀彼書。有年于此。雖吾之管見乎。所謂尺有所短。寸有所長。乃隨而筆爲斯册子。其命東牖子者。則余平素染筆於東牖下。即嚮太陽升朝霞也。已而每朝々思之至焉。非無感慨。夫物或失所說。或誤眞。雖滑稽伎術秘受之事。非不辨也。其與諸藝文者。自未深考訛說雷同。風俗移人。或爲名。或爲貨。英雄欺人耳。余夙有感匡甯之所爲。餘力以辨論。編東牖子於盧橘菴。終冠蕪辭於卷首云。

享和紀元歳次辛酉仲冬　田宮有題

東牖子巻之一

田仲宣著

堯風蕩々、舜日煕々、今來古往ためしなき、斯る御代に生あひて、昇平の化に侈る民の難有さ。偖何事もふるき世のみぞしたはしきと、昔桑門の書しは、其比は靜ならざる代におのれ爾も有侘ての述懐は、其比の代を諷ずる不敬ならん歟。これを見れば、今や何のふるき世の慕はしき事やはある、と思へば、復古の學、復古の哥を流行せり。これを見るに、多は擬古なるべしといえるも嗚呼なり。大體擬古の者多しとかや。是ことばのみいにしへをうつして、心の今やうなればなるべし。然どもいにしへせし事は、淳朴にして篤く、質素にして正し。各規矩ありて、後世に法とす。先正月に神明に供ず鏡餅は、形を三天兩地に象る。天の圓なる象に鏡を擬へ、地の方なる象に菱の餅を作る。偖鏡の天に比せる物を下に置て、菱の餅の地に表せるを上に乘置くは、則地天泰を表す。故に正月を泰月と云、泰簇と云、尤睦月と云も、天地の氣交泰して、和し睦故睦月と云。親疎行睦もの、元來天地の氣和に倣へり。いにしへより云、人々の親疎ゆきむつぶ故、むつみ月とのみいえるは、第二義の說なるべし。地天泰配當は、三敎一致の圖左のごとし。

易に一を越て三を函と云。奇數四を越て二を函む。偶數各圖を以て知るべし。夫本朝の風俗、小兒出生して六日目に生髮を剃、これを六日垂と云て、親戚朋友に賀餅を贈る。此數則三天兩地にして、男子

は三、女子は二贈るなり。此三天兩地併て五の數は、河圖洛書の中位大極の全數にして、五行五常五體五倫、みな此數に繋るなり。天に三を用るは、陽常に餘りあるゆへ三を用ひ、兩地の二は、陰つねに不足するゆへ四を用ひず、二をもちふ。陽餘り陰不足するは、近く身にとりて見れば、男女の前陰を見るべし。陽の有餘は外へ突出し、陰の不足は內へ欠込みたり。又大日如來の金剛界の印相は、圖の如く父の精下り、母の精升り、陰陽交泰して、既に懷胎の象をぞ表せり。胎藏界の形容の、依而來る處察るべし。此ごとく此天を戴き、此日月を仰ぎ、火の熱く水の冷き程の國として、別に變し理の有んや。必竟教の少差へるは、風土の然らしむるゆへにて、たとへば京の紅染、江戸紫、大坂の藍ぞめ、それ〳〵の水に合ふがごとく、儒と云、佛と云、教は分れり。然らば異邦の法を深く信ずるは愚なり。捨るは不智なり。夫本朝は日の本ならずや、其日の本より出ます日輪の光輝を、淸土竺土は扨置、萬邦の異狄を仰げり。其如くよきは取、あしきは捨べし。幸に今神國たる大日本の君子國に產れながら、强て佛法に淫するはおろかなるべし。

豐聰皇子釋門を弘め給ひ、雅樂工匠の道まで正し給ひ、寶祚を補佐し給ふ間、物部、曾我二子の逆臣

を征し、或は隨從して治給ひし功莫大なりとて、聖德太子と贈號せられ給ふ。しかるに其後、舍人親王、本朝の大綱領たる日本書紀を著作し給ふ。依而崇道盡敬皇帝と贈號せられ給ふ。是以、神道の尊きと、佛門の異國の法にして、釋迦は胡夷朴陋の人なれば、神佛の差別、天壤のたがひなる事察すべし。

○土佐日記に、元日の料にあらめ、はがためも調ずるに得ざるよしありて、荒海布を年の初に食すること久しきことにぞ、今も猶南都の民俗、元三の食物にあらめと牛房とをひとつに煑て、め牛房と號、戶々每にこれを設けたり。昔の遺風歟。按ずるに、海布は立春の後、なべての草木に先だちて芽を出すよし、よつて豐前の國隼部の社の和布刈の神事は、元朝の寅の刻に行はる。祭る處國常立尊なり。いづれ日出度といへるも、愛度といふも、みな芽出度と云によれるなりと、或人の說なりき。

因に云、今浪花の俗、葬送の後、仕揚と云て、其事にあづかり、其座に列りし者に、あらめを煑て食せしむ。よつて荒和布を凶食と思ひ、常にいめる俗あり。あらめは元日の食料となりて、めでたき物なるに、斯る凶事の食物に宛らるゝ事を按るに、枯楊稊を生ずるの理にて、死者の後あらしめん義にとれる歟。

○着衣初と云日、曆のはじめに出て、年始に禮服美衣を着し初る樣に釋せり。又或書に禮記の曲禮を引而、吉月令辰に吉服すといへる日なりなどゝ、おこがましくしるせり。何ぞ元旦に禮服美衣を着して、主人公へ候ずべき人の、日の善惡撰いとま有んや。辛酉壬戌の朔、今年の如く着衣初、元旦に無かりせばいかゞせん。曆になしとて、元日の賀儀に褻の服を着して、親族朋友の方へ往來なるべけんや。按ずるに、夫衣食は人の急務にして、一息一瞬の間もゆるかせなるべからず。故に着衣初は衣服の縫初針初

なるべし。弓初、馬乗初、詠初、書初、鋤初、初商など丶、職諸工によつて、各一歳の計を、陽春の初に勤て、いづれも本を立る教にしたがふなり。然らば着衣初の日は、児女子をして、父母舅姑良人の服を縫初致させて可ならん歟。万事遊藝に至迄仕初を務中に、縫ぞめの缺たるもいぶかし。

○京大坂の俗風に、婚禮の日を撰ぶに、寅の日を忌み除けり。それ正月は寅の月なり。寅の日計をいみて、寅の月を忌ざるは何ぞや。古語に曰く、虎は百里を行て路を失すといへば、婚禮には寅の日を用るは好べきことにこそ。

○不成就日なりとて、何事によらず怠り廢して、あたら光陰を空敷すぐるは、歎べきの至なり。それ、御即位は、本朝の大禮にして、申も今更おろかなり。しかるに遠き世のためしはいわず。近く行はれし例は、

大永七年　二月廿六日
慶長十七年　四月十二日
寛永廿年　十一月廿一日
貞享四年　四月廿八日
明和八年　四月廿八日

其外いにしへより大嘗會、入内など行なはれし

事、枚擧するにいとまあらず。殊更地下民間にて、事を廢すまじき日にやあらんかし。

〇鬼門とて方を忌み、家宅を巫覡の徒にゆだねて、補理變るもおかし。諸書に論じ盡したれど、予もまた思ふ處あれば爰に述ぶ。先京都は大坂より鬼門に正當せり。移住賢緣談、其外俗間にて方を忌と云程の事は、京都の方にむかひては如何ともすることなし。殊に俗間に醫を招かんと、方を巫覡に求るの徒は、大坂より迚京師の醫は死しても求る事難かるべし。勿論淸土の百般の說、みな小說にして信用せらるゝものなし。乍併丑寅の角を缺こと、亦由なきにもあらず。されども市中の借宅などの默止難きは、かならず缺にも及べからず。徐文熙が閱古隨筆に、昔周公旦魯に封ぜられ給ひて、御子伯禽を魯に遣し給ふとき、敎諭の語中に、衣成則闕衽屋成則加錯と有り。是以見るときは、家宅を造るに十分足ことを禁ずるは舊き事にや。偖其錯を加ふるに、東北の方艮の角を缺に少く理あり。

有文王後天配當の圖なり。鬼門の艮の一位を缺て相生する圖如左。鬼門を欠てよきといへるは、此理よりいえるにや。然共無據事有は欠にも及べからざる歟。福を祈らんとて、鬼神に媚てこれを欠ば何の益か有ん。其所謂は如圖、二方へ相剋する角ゆへに張出る事を鬼門張とて、巫覡は大に忌ども、地球の

儀なりとぞ。按ずるに、左傳にも夭殺と出たり。いか樣御祈禱の若死とは不穿鑿なるべし。併清土の文華なる國といえども、誤來ること多しと見えて、焦氏筆乘云、蟲を虫に作る。虫音虺なることを知らず。船を舡に作る。舡音航なる事をしらず。商を啇に作る。啇は音滴なり。蠶を蚕に作る。蚕は音腆なり。美を羕に作る。[illegible]は音羕なり。旡を旡に作る。旡は音既なり。本を夲に作る。夲は音滔なる事をしらず。下略。文華なる國にも誤こと多しと記せり。夫清土の人は清土に產れながら、清土の文字をみな暗に讀者なしとぞ。字典、字彙、字貫などゝて、字を正す書別に有て、甚事多く煩し。夫故却而文字を學ばず、一生無筆にて終る者、民間に甚多しとかや。諸工人、商賈、農民なんど、文をまなび書を讀いとまあらんや。清土の人はみな、學者の樣におもへども、無筆甚しとかや。

○諸社諸寺院より牛王と云者を出せり。夫本朝の風俗、生土の神を深く渴仰し、初生及袴着初、髮置などに、社參するに、京都祇園の社に、院の子の印とて、鉛丹を以孩兒の額に、巫女の老婆これを點じ、あるひは蘇民將來の子孫といへる守護札を受て下向す。云傳ふ、祇園の神札は、牛頭天王南海の蘇民將來が家に宿を求給ふとき、汝が子孫と云はゞ、鬼魔を避て幸を守らんと御約諾ありし故とかや。又外々の生土子も、忌明の社參に、臙脂にて犬の字、犬の字などを書し、あるひは點るも、全院の子の擬摸なるべし。扨院の子と云て、邪祟を遠ざけ、又蘇民の子孫と云て、疫鬼をさくるを慣ひて、なべての生土神より神札出すに、神號を中に書て、左右に生土寶印と、其產土子なるの證を示して邪祟を退く。これ全院の子蘇民の神誓などに本づけるなるべし。しかるを後世誤りて、生の下の一畫を、下の土の字の上に付添へて、牛王と書しより、いつしか牛王とのみ書誤しとなり。釋氏梵書を刻て是を印す。寶印となづく。十一面神咒經の說によるとかや。二月堂より出る物、これ

なるべし。二月堂の牛王と云は、世俗より云慣はせる歟。涅槃經智度論の說に、如來の一稱と云ものは、佛部、菩薩部差有て、例の方便なれば、證として實なかるべし。

院の子の事は、平相國幼稚のとき、夜分魘はれなどせられし折には、傅人ども院の子〳〵申て、邪祟を鎭參らせしより、斯くは京童の口號になれり。平相國は法皇の御落胤にて、祇園女御の所以を以、院の子の印を點ずなり。感神院の生土子と云を附會せるもの歟。

或書に、牛王は璽也。璽の艸書玺なり、筆法僅上に餘を以、牛王の貳字とは成たりと云へり。按るに、玺も印なり。璽印と左右に並べ書する謂なし。殊に璽は土に屬したる字にて、玉に屬せし字ならねば、草書玺なるべし。これ說文を見ざる誤歟。字彙、字典、みな土に屬せり。因に云、字書に非る印板の書は、經典といえども誤なき事あたはず。名物六帖に、璽を玉に屬す。況其他の書をや。蓋院の子蘇民の神札の意によれば、生土寶印なるべし。然ども本朝の文章、保元、平治の後は釋氏に落、又布衣に落たれば、涅槃經智度論の說によりしもの歟。愚が臆說、復古の志有。慷慨より僻說なれど、神國の神魂有らん人の明鑑をまつのみ。

○爾雅翼に云、野人今歲焚山、來歲蕨菜繁生すといへり。蓋本朝にも、冬春山野を焚く事諸說多し。大體みな前說のごとし。乍併一隅を上て三隅を取ざれば、懸隔すること甚し。予所々の山燒邊の山村に至り、老圃にたづねしに、前の說と大に反す。いかんぞ微々たる蕨をとらんとて、過分の柴薪を費し、數多の蟄蟲を殺さんや。殊に動すれば樹木を損ひ、山村など池魚の災に罹れり。夫雨の將に降らんとするとき、前夜に山を燒て其灰燼を雨に流し、下流の田畠に注ぎ入て肥培とするの術なり。故に雨を見ざれは不燒と語りき。誠に清士の昔は、伯夷叔齊などゝいへる、蕨餅ばかり食せし君子もあれば、爾雅翼の

ごときはいかゞやしらず。本朝に延喜式に出て如斯事久し。

○花は枝毎に陰處より花開けり。南枝花初て開くと云は、理の屈にして差へり。唯一理に葛藤せらるれば、古人の糟粕を嘗て、聲に吼る徒となり。無見識の域を出がたし。殊に梅は就中北枝陰所よりひらく物なり。陸務觀が北枝の吟思ひわたれるかな。

○伊勢太神宮え參宮に限り拔參と云べし。外宮は豐受皇太神宮にてましませば、參宮も不苦。内宮は宗廟たれば、猥に參宮する事を禁ぜらる。必竟外宮へ參宮の序に拔て參ゆゑなりと、先師原田越齋子は申されき。是主人父母の前を拔まゐるにあらず。全官府を恐

れみ奉り、ぬけて参るゆへにぞ、斯は云來る事ひさしとかや。

○伊賀、大和のさかいに、尾山、月が瀬、長引などゝいえる山村あり。前後みな梅林にて、誠に梅の吉野と云とも可なるべし。凡南北三里、東西一里に餘れる梅林にて、山梅ゆへ花少し遅し。盛のころは香氣馥郁として、誠に海外の佳境に至るが如し。好事のたづぬべき處なり。兼好の折句を以米錢を乞れし、頓阿の住れし寺もほど近し。

○花は端山より咲き、紅葉は奥山より照るは、冷暖遠近によると、往々に記せり。然れども、花の近きより咲は、元純陽の發せる故、近きよりひらく也。楊梅桃李のはな、みな五出にして、紅白の蕊と離の色象を顯はすをもつて見るべし。紅葉は亢陽盡て落葉する故、奥山より先ず。これ人の終焉のとき、四肢とも指頭より厥冷するの理にして、亢陽盡て却而遠きより紅葉す。或曰、一大天地の内に遠近有事はいかん。答云、夫林檎、梨の類は、人家遠く食烟かゝらざる物は菓を結ばず。又楊梅、山茱萸のごときは、食煙の懸る人家近き處には花咲て實のらず。種まきても生へず。樹木といへども、其性の然らしむるを察つべし。こゝをもつて見れば、山岳河海の間に遠近有べし。紅葉は亢陽盡るゆへに落葉し、彌重のはなに實なく、紅梅鮮紅なるものは實のなきは、みな陽氣十分に盈發る故なり。花と紅葉とは陽氣の興廢によるのみ。陽氣の近きに發して里より花の咲は、蜀葵、蕣などの類の、根元より咲上るを見て察すべし。

○三河の國の八橋の事は、諸說いろ〳〵に說けり。甚しきは大坂の四橋の樣なる圖を貮ツ書たる說は論ずるに足らず。都而八は大數の程にして、みな十に滿ざるものゝ數に用ふ。然れ共伊勢物語にいえる八橋は、按ずるに、更に八の字に義理なし。八重霞も八雲も、みな彌重霞、彌雲なるべく、八重櫻、八重

壬戌伏日製
九鸞

齒、みな彌重なるを以量るべし。八ッのツは助字にして、天津空、時津風のみなツの助字とおなじ。又彌の字に八ッと書法は併音とて、清土にても聖經賢傳に此併音を用ひたり。勿論澤邊の水の交錯たるにより、橋の先にも橋をかけ、彌ッ橋かけ渡せしゆへ、誰云となく彌橋と云しが地の字となり、いやのい發語なれば、やつはしと云なり。彼物語にも、こゝをなんやつはしといえりと書けり。扨八ッと云數に取りなせしより、蜘手と書し筆の綾が、此物語の脉にして、詞花言葉の妙こゝに有。擬古、贋古者流、くも手は組手なり。彼なにはの四ッはしの樣なる圖一ッ畫けるをもて論ず。しらず爾と八ッに限らねば祉、こゝをなんやつはしとは、筆をやすめたる義理深きを見るべし。乃古今の序に、心餘りて言葉足らずと書れし如く、八ッと云よりはや蜘手とかけしが骨髓なるべし。俊賴卿の哥に

並たつるまつのしつ枝をくも手にて霞わたせる天のはしたて

たゞ互差になりたるをくも手と云は組手なるべし。俊賴の卿の哥は組手にて、八ッ橋には蜘手と組手を響かせしが妙なるべし。故京極の黄門も、詞花言葉をのみ翫べしとは宣へり。さて三河にて杜若咲く初夏の趣なるに、駿河にてさつき晦日なりと書れたるは、永逗留のつまらぬすじ、ばつとしたる書かたにて、理屈の詰たる說はいかゞやしらず。但贋古の穿鑿家に對していはん、四季咲の燕子花も有けれど。

○エライと云言葉は、京師より云出せし言葉也。京都の俗、常談は危く峻き事を苛しけなしと云、苛しけなしと訓を通じて轉じ來れり。しけなしとは、忝、飽などゝいへるおなじ手爾波ゆへ、いきくの手爾波有て、エライとはいへり。苛音加にして、猥に字義にあたらざる方言ならず。苛しと云へるをいやしみ笑ふ人もあれど、元來皇の帝都より出て、稍畿内にうつれり。いまだ天離夷には行届かざる言

葉なり。これを笑ふは僻言なるべし。

○自鳴鐘と望遠鏡とは、清土へ渡りしも、漸明の永樂年中に、波斯國の利瑪竇と云僧初て渡せしとなり。自鳴鐘の本朝へ渡りしは、慶長の頃、北亞墨利加の內新伊斯把爾亞國より貢ぜしとかや。

○誹人其角が著せし類柑子といえる文集に、熊坂の謠曲の文を注して云、あらしやうや引かんとてと云て謠ふは、これ全あゝ（嗚呼）やう（危）やといふべきを、あゝをあらしと危損じて、斯うたへりと注せり。又或說に、荒し夜やと云ことなりといへり。いかさま烏帽子折のシテに、ツレより答ふる言葉に、內の風はやくして一の松明は切ておとしと云詞を見れば、荒し夜も可なるべき歟。按るに、二說とも杜撰なるべし。しえうやと云義を、其角の辨へぬもいぶかし。枝葉哉とは中昔の古言也。しえうをしやうと書し故、かな違を糺さず他を非とす。其外にも英雄人を欺く說なきにしもあらず。

○誹諧の誹の字、人篇の俳の字を書事、甚可然からずとぞ。夫誹諧の字は、隋書の侯白傳に見へたり。今おしなべて明板の史漢を傳へ讀で、なまこざかしき者、俳の字に改たり。蓋歷史は皆明朝にて改しに、隋書ばかりは改ざりしと也。既隋唐の頃、遣唐使亦は遊學の往來有て、稍字法も彼國の例を用らるゝ事多し。古今集の誹諧と云に、言篇を書れしこと斯のごとし。唐朝には正字、俗字、通字の三を混じ用ひられたり。干祿字書を見るべし。言篇の誹の字は出所正し。私に人篇の俳諧と云字、用ふる事有まじきこと也。後世嗚呼の者有て、古今集の誹の字をも人篇に書改まじきにもあらず。是唐以前の書を見よ、と或人の仰られき。

○神社の神輿を造る法、京師及東國は古制に近く、浪花より西は一變して略せりとぞ。京師已東の神輿は、鏡を四枚ヅヽ、十六枚繫で懸たり。浪花已西のものはこれなし。隋書の輿服志に、玉輅の制有。綴に

鏡子を以すと見へたり。これに本づけるなるべしと、或人は仰られき。

〇十一月を霜月と云事、簠簋内傳に見へたり。同書に、十二月を雪月と書けり。なべて霜月とは書けども、雪月と書人なし。

〇金澤越後守の女千世能尼は、世に聞傳へし尼僧なり。頓悟の哥を詠みて、

とにかくに工し桶の底ぬけて水たまらねば月も宿らず

となん有しに、いづれの人か誤傳へけん。千世能がいただく桶のそこと言傳へたり。何ほど道哥體にても、自己の名を讀いるゝ麁相なる哥はいかゞ有らん。斯誤傳へて、其人の德を損ずること多し。稗史小說の書なからましかば、それ千世能尼は、美濃の國松見寺と云へるに住せられしよし、彼寺に傳紀有て、このとにかくにといえる哥も見へ侍となん。

〇俗間に末の六十日と云事をたとへいへり。凡本朝の法、田畠壹反三百步は古制也。然るに中古より三百六十步と改られたるは、これ耕すものに三百六十日の食に配當せし物となり。是中古の制にして、此壹反の定間は三十步に十二步也。中古の壹步俗に京間と云、方六尺五寸なり。大古の壹步は六尺也。これを夷中間と云。五寸の差六十步なり。昔苛政行はれしとき、大古の制に俄に反されしかば、復古の事といへども、思ひがけなく改法有しゆへ、六十步縮たるを民大にくるしみつゝ、末の六十日をいかゞしてすぐさんやと歎けりとなん。斯る時節も有し物を、今幸に涯なき仁惠を垂給ひ、租稅を莫大に寛くし給ひ、万民德澤に侈り、農夫至迄びん附油にて髮を結、農暇には雪駄をはく、古來未曾有の事どもなり。雪には綱貫とて革の沓をはき、暑には菅の小笠を着て耕耨、實に太平豐饒いふばかりなし。此綱貫の革の價、僅豁內にても年毎に費ゆること數千金に及べし。夫堯田を耕者は水の慮あり。湯田

を耕者は旱の愁あるに、五風十雨時に合へば、嗚呼福者の子は富める事を知らず。泰平の民は仁政を分辨へず。それ是をおもふべし。

東牖子巻之二

それ本朝は少陰の國にして、唯質實のみを欲して、文華を嫌ふが故に、國晏く民堅し。當時の禮服なをいにしの質素殘りて尊し。武家に於は、文華を更に用ひらるゝ事なく、肩衣袴をたゞ上下と云、佩刀差添をも大小とのみ唱ふ。上下大小といへば、武家假初の禮服、劍佩の儀表調へり。元來宗廟の茅葺、片そぎなどみな質朴を示し給ふ教へ炳然たり。是禮は奢んより寧儉せよ、との聖語を待ずして、神の教有事見つべし。禮の用は和を尊ぶとて、大に和らぐ國風如何ぞや。其禮の儀表にかゝはらず、敬し和し儉せる、本朝神明の教は聖語の本邦に至らざる先より如此し。爰に讀書專門の徒の、種々清土最負を云へども、其本店の樣に思ふ清土の昔、戰國の間、君臣父子兄弟の倫を亂し、男女の別を失す。禽獸も父子相喫ものは少し。蓋本朝のいにしへ、勇悍逞しくして、すでに雄略帝は御狩のとき、至尊の玉體を以自ら野猪を踏殺し給ひ、神功皇后は遺勅なりとて、御懷胎の御身を以、異狄を征伐し給ふ事、其勇氣凜然たる、冷じき國なり。然共和するに至つては、和哥を翫び、男女のなからひを睦びなせども、褒姒玉妃のごとく、國を傾る淫婦も無、呂氏武氏のごとき簒逆の毒婦なきは、全男女の別備はればなり。後漢書の東夷傳に、仁義備れる國にして道を以御すべし。不老君子國なりと稱譽し、陳壽が三國志の東夷傳には、男女別有ことを讃美したり。何れ質直朴實の君子國たること見つべし。故衣服器財の制度、何事も清土の如く無用の文餝を用ひず、人工を費すこと少し。聖語の先進の野に從はん、と宜へるも別のおしへならざるべし。

○才徳兼しを聖と云。才有て徳の足らざるを賢と云。徳有りて才の足らざるを君子と云。才有て徳の無きものを小人と云。才も徳もなき者を愚人と云。

○智有者は默し、才有ものは云ふ。神靜なる者は默し、神散者は多言なり。智と神靜とは徳を得るに近し。

○誹諧の發句をする徒、歳旦、歳暮の句を披露せんと、標題に兩節吟、或は除元吟などと吟の字を書するは、忌はしき字例也。樂府明辨云、吁嗟慨歌悲憂深思以レ伸ニ其鬱ヲ曰レ吟。又屈氏が漁父の辭に、澤畔吟とあれば、歳首には遣ふまじき字例なるべし。

○亭主を東と云、取持人を半東と云。茶道の且座の半東はこれより出し歟。按ずるに、左傳に、晉秦鄭を圍、鄭人のいわく、秦盍舍レ鄭以ニ東道ノ主ト爲ト云。夫鄭は秦の東なり。是より主人を東と稱ずとなり。

○茶室の潜口をにじり上りと云。貴賤長幼の分なく、此處より出入す。全穴居の制にもとづくもの歟。大體其式みな自炊獨煎を主とし、冥く壁勝に小室を補理、古器古筆を悦び、侘を本とし、寂を甘じ、和して狎ず、爐を設、器を壹にす。時刻約を不レ差來り、期を過さず歸る。前飯後酒は食の大本を忘れず。皆神代穴居の遺風ともいはん歟。全好古の禮は茶に殘る歟。質素に處すといはゞ可なるべし。寂莫を翫味すと云ば不可なるべし。道は愛すべく、奢は憎むべし。利久の豐公於るや、大に說有、爰ニ略。

○畿內の賤民、婦をさして衒妻と呼べり。或曰、左傳昭の二十二年に、有仍氏の女の美色をいへるに玄妻と云。よつて玄妻の字にして、左傳より出たりといへり。例の文華によつて、鷄を割に牛の刀を用るにいたれり。按るに、字書に、衒は賣也とあれば、賤しき婦をさして、賣婦とおとしめ云ことばな

り。鉉妻か衒妻なるべし。東都にて傾城奉公人の肝煎する者を女衒と云も、衒は售なればなり。

○世に存星の盆と云古器有て珍藏す。これを目利するとて、存星の若出來、或は後出來などと鑑定す。存星は器物の作匠の名と覺へたる樣なり。作は宋の張成なり。盆の地面に星顯はれたれば存星と稱す。張成古今の細工人なりとぞ。南都土門氏所持三種の內存星の盆あり。是は東山殿御所持之珍器なりしを傳來す。三種は所謂徐熙の鷺、松屋肩衝、存星の盆なり。作は張成にして、下畫は馬麟なり。圖は許由瓢を擲る處となりと、土門氏の筆記の寫を、友人南都の安惺和の元にて見侍りぬ。

○陸奧多賀城の碑は、中古兵亂に土中に埋れて、年久しく知れざりしに、伊達の吉村朝臣大に巨萬の財を費し、宮城郡貳里四方を地下五尺づつ堀せられして終に掘得たり。其堀出せし處に被居置、今宮城郡市川村と云に有。碑文竝石の形大さなど、諸書に出たれば爰に贅せず。それ見ぬ世語は、秦漢の昔ならで、本朝の事さへ種々の異說多し。或說に、鎭守府の門に有碑なりといへり。然共鎭守府は膽澤郡なり。堀出せし處は宮城郡なり。尤惠美の朝獦と云人再興のよし、碑文に見ゆれば、初の碑は膽澤郡に有しにや。又碑面に里數を記されしは、本朝の古法六丁壹里なり。今も猶奧羽には六丁壹里とし、古道と稱す。昔は今のごとく驛舍の自由なく、行程の日數を積りて糒を持てり。故に諸方への道法を、石に彫て示せり。令の軍防令に、兵士壹人每に糒六斗、鹽貳升を貯備と云も、銘々軍役の設に自分に貯ふ是なりとぞ。偖この碑面に西の字を書れし故、壺の石碑とて東に有と云は、穿鑿過たり。是より東は海なり。何ぞ東に碑有らんや。この西の字を書れたるは、軍役に鎭守府へ他處より來りし者の爲に、方角をしめされしものとかや。

○本朝にて印板せしは、法然上人の撰擇集を、元久の頃板行せし由、山門の申狀に見へたりとかや。

足利學校の活字板往々に見へたり。夢想國師の書を高師直板行せしも活板なり。今の板行は慶長の末より初りて連綿たり。白石先生の文祿記には、天正の頃一字板を作るとあれば、いよ〳〵慶長より連綿たるべし。

○阿蘭陀人の腰は屈まぬには非ず。國風にて箕踞し、或は腰を掛るなり。彼國の解體新書を見るに、變りし經絡ならねば屈伸變るべき道理なし。尤清土人もみな曲祿交倚に腰懸て食す。本朝のごとく座して食するは、甚養生に惡しとかや。清土人座して食することを大に恐るとなり。

○印地打の兒童の戯は、淸家筆記の和論語に、因陳と書たる處あり。今にも浪花近き稗島と云處には、印地打をせり。京師の小兒、柳の枝を以造れる印地の棒を、ぢん〳〵の棒と誤りて稱せり。其制柄の處は麁皮を殘し、柄糸を卷たる形に、菱形に皮を剝、身の處はみな皮をむきて白木とせり。予幼き頃迄は、ぢん〳〵の棒とて、上巳端午等には翫物とせり。元來犬打にて、犬追物を戯擬せりとぞ。

○かな書の字は闕字すべからず。○禁裏仙洞に樣の字書べからず。此二ケ條はある方の聞書にて見侍し。

○柳はみどり、はなは紅ひと云對は、山姥の謠曲に出て、此一句の結語は、一休和尙の絕章なりと云つたへたりし故、左覺へ侍りしに、和論語に西行法師のいわく、武士の道我なくて武士になり、和歌の道我なくて和歌になる。万の道我なき方に宿をからねば、其道の達人とは云べからず。花は紅ひ、柳はみどり、あら面白の春のけしきやと、有しを見れば、山姥の謠曲に柳はみどりといえるは、第二義なるべし。

○艸の精秀なるものを英と云、獸の群に特なるものを雄と云。故に人の文武茂異なるを名づけて英雄と

丹桃渓写

稱。聰明秀出を英と云。膽力人に過たるを雄と云。これ楊愼が丹鉛錄ニ出。
○紺地に赤き三筋經の奥島を、絹局にて一統に黑手島と云。寛文年中長崎へ黑船着岸す。制外の蠻舶ゆへ燒討被仰付、火をかけ燒沈しとなり。其時初而舶來せし島の形故、黑船手と云へるを黑手といへり。表荘茶器の袋などに用る黑船裂と云ものも、此時の持渡りとかや。
○年內立春は、和歌にては春なり。連誹にては冬と定たり。牡丹を四月とし、霜後にいろづく紅楓を三秋に出すなど、古人心をこめられ、深き譯のあればこそ、春咲かぬはなの心やふかみくさ、などと申されき。季を定むること容易の事ならず。其故は句去の用捨、懷紙一巡の見渡し、風花雪月の配當に至迄、

意味深長なればこそ、誹人桃青は、季寄は御傘はなひにすぎずといわれしとぞ。今や彼も是も季寄てふ書を編て雅名を衒ふ。殊に將流儀により、傾城も句によりて戀とせずなどといえるは、私甚しとやいはむ。古式をも守らず、先達の說を蔑にするは、衽を左にすると云べし。古學古方、萬事復古のみ尊むに、誹諧に限り流行を好み詮とするは、愚の甚しきとやいはむ。酒落に過ぎざるものは、流俗に斃れ、後世になりなば、牡丹餅は雜なれど、萩のはなと云て七月なるべし。牡丹餅送るといはゞ、七月決せり。手負じし折を嫌、越後獅々一句去なり、湯豆腐は南禪寺の景物なれば、釋敎を嫌へば、高津こそ能ひろまり、南禪寺の下にたたん事なんかたければ、神釋二ツにかゝるべしなどいへる說も出べかんめれ。流行は辛きに過ぎ、古風は甘に過。眞の熟漬の辛きはよけれど、淺漬の青菜に鹽の過たるは、くらはれぬものなるべし。

○網代の說、諸說區々なれども、治定せられず。唯古歌を見るに、網代守、網代木を詠て、人丸の歌には、

　　うち川はよとむ瀨もなし網代人舟よふこゑのおちこちきこゆ

すべて網代といえる竹器の漁具など見へず。それ網代とは、網を入る場所なり。今猶九州にては、大洋の內に漁獵の場をさして海稅を納て、何某が網代、彼が網代といゝて、自分〳〵請持の網代にて漁れり。其境目〳〵傍示を打。これ網代木なり。昔は氷魚使を立られ、うゑに氷魚を召るゝにより、猥に漁獵の場へ人を入れず。夜分忍びて漁んことを防がん爲、網代守を置歟。守の字有て漁意なく、夜るとのみ云てひるをいはず、阿漕鵜飼などの謠曲の意を以見るべし。

○曾我兄弟の兄を十郎祐成と云、弟を五郎時致とよぶ。これ長幼序を失し、甚然るべからさる儀と、或

鴻儒は書れしかど、弟の五郎は北條時政の烏帽子兒となり、四郎義時の弟に准じ、五郎時宗と稱號す。實は北條氏の姦曲によつて、工藤一﨟の英雄を忌み、曾我兄弟の手を借つて工藤を失ふ。是仁田忠常が修善寺御所に於て右大臣殿の公曉法師に於る、みな曾我時宗と同日の談にして、北條氏の毒計に出るものなりとぞ。時致長幼の序を失せしには非ず。殊に此頃は正妻の嫡子を太郎と稱、妾腹の嫡子を小太郎と稱、小次郎、小三郎と稱するなど、甚嫡庶正しかりぬ。野史小說といへども、書を讀こと淺く見るべからずとは是なり。

○初百合と稱するものは草藭なり。予和州游歷の折に、舊都一乘院宮御花の御流儀預り、安田宗顯子の挿花せられしとき見侍し故、來由を尋侍りしに、足利覺慶、法親王御入室の頃、室町殿より附られたる御家人衆より、挿花一流殘、其時より草藭を初百合と稱へ來ること久しと申されき。按るに、草藭は和名かたこゆりと云、コユの反しクとなる故、俗にカタクリといへり。奥羽に多く、和州宇陀にも、美濃信濃にもありとぞ。播州神出山は滿山かたこ生ず。神出山といへるは、有馬より見ゆる有馬富士と云山なり。初百合の花は、淡紅紫色にして、尤愛しつべき花なり。爰に先年何某とかやいへる誹人、貝母の花を、我家より初て初百合と稱せんと、摺物てふ披露せしとかや。それ貝母も母子百合と云ものにて、はゝくりと和名すれば、ゆりの種類ながら、草藭には花もおそく、而も桃紅李白のいろなく、殊に弄花者流ふるく初百合と云るものを、偖此かたこゆりを、萬葉及新撰六帖等に詠する所の堅香子の花なりと云說あれど、寺井のうへのかたかごのはなといへる作例、寺井のよみ合せなれば、かたことは別物なるべし。かたこは深山のものにて、家居近くうつし植て生育し難き物なればなり。江戸にて一名うばゆり、又文臺ゆり、京にて初ゆりと云、日光山にては、ごんべいると云とぞ。

南仙寫

○人相者流人を相して、薄命容に示していへるに、陰德を施して幸福を祈るべし。放生は陰德の至れる也とて、生る魚鳥をはなたしむ。これ佛種子の驥尾に附けるなるべし。尤生るを殺すは、君子の悪む處なれども、孟子曰、君子之於レ物也、愛レ之而弗レ仁、於レ民也仁レ之而弗レ親、とは宜哉。魚は人食となり、耕作培養の助たらん爲、天是に子を授るに一尾に万を以す。是造化の自然なり。何んぞこれを放ちて、陰德など鳴呼がましくいわんや。魚鳥の捕へたるを放は陰德に非。左様な狼狽者がある故に、放生させんと、却而魚鳥を獵る者が出來るなりと、列子には激し說けり。俗諺に、魚鳥の獵を五年止れば、人の食盡るに至るといへるも據有。それ陰德は施事難かるべし。陰惡の行なからまく示さんのみ。

○先天の黒痣をとりて、後天の欠缺を生じ、眉毛を作、額を拔て、遊冶妖奸の姿となさんより、道德仁義の教を諭として、麗容澤體の君子たらんことを教べきこそ、風鑒者流の道たるべし。偖風鑒家の戸に貼するに、觀相あるひは看人相などと書しは、不熟の字歟。詩に、相レ在ニ爾室一尚不レ愧ニ屋漏一といへり。相は見るなり。人相とは人を見ると云義なるに、觀看の字は不當歟。瑯琊代醉十五云、一士子赴ニ省試一甚惱レ意、待ニ榜因遊ニ僧寺一廊廡有ニ鬻相者一遂扣レ之云々。鬻相の字おもしろし。橋頭賣卜、寺院鬻相、和漢域を同じうすもおかし。

○家相大に流行し、都鄙賢愚これに着する人多し。按るに、劉琦が釋名に、宅托也、人之倚處也とて、必竟人の入物、或は外箱などとおなじく、又刀劍の鞘柄のごとく、何程外飾見事に金銀を鏤たりとも、身鈍刀ならば何の用に歟立んや。白鞘切柄にても名劍は尊し、家相また如斯し。四神相應の地に家宅十分具足し、金城湯池の固ありとも、主暗愚ならば如何ぞ長久ならん。秦の始皇阿房を造り、二世阿

房を甃す。全家相に興廢はよらざるべし。爰に予游歴中におかしき話有。和州龍田なる一商賈、家相を改んと態々浪花より家相者を招き、差圖を請て宅を造作し、十分の吉相となして、兩三ケ年の間、福今や來らんと待うちに、身上不如意になり、剰へ逐轉し、家斷絶に及びぬ。又予が寓せし隣村に、同く家相者に指圖を受て門を建變、土藏を挽きて、相者の意に任せ。吉相満りと悦びしに、翌年の春全家温疫を病み、其上相續すべき盛仁の嫡子を失ひ、普請に散財し、先祖傳來の住居を變たり。其大不幸何によつてか避ることなきや。然共其惑いよ〳〵解ず、益家相を淫し、人にも勸む。其男は予が知れる百姓にて、村長をも勤め伶俐なる男なり。正敷哀公の席を着て、九府の錢を乞し徒歟。

○木曾街道は、往古は今のごとく人馬の往來決してなしと見えたり。謡曲の山姥の發端に、「善光ぞと影たのむと次第を作れり。一部の趣意は、都の舞女信州善光寺詣を志し、越路へむかひ越後のあげろの山にて山姥　逢し旨なり。誠に昔は今の葛橋畚の渡しなども、棧の中にまぢり、中々たやすく他邦のものゝ渡り得べき路程ならず。實に命をつなぐと云しごとく、樵夫も行なやみし歟。京都より百里に足らぬ信州善光寺へ、貳百里も有越後廻りをするを見るべし。平家既に關東へ向ふにも北陸道へ出たり。木曾殿これに向はるゝに、萬一木曾路自由ならば、美濃路を經て兵を分ち、平家の粮道を斷るべきに、倶利迦羅に向はるゝも、木曾の坂路自由ならずと思はる。加能越を越て信州に至る順路明らけし。しかるに照平貳百年已來、莫大の人工を以、斷岸絶壁を開かれ驛舎を定給ひて、木曾路の行程川支の憂なく、億兆の士民其恩澤を蒙奉ること、實道廣き御代とは此時なるかな。

○攝南今宮村は、往古は御厨子所へ日々供御の料の魚調進の處なり。由緒有ところにて、現在も諸役御免なり。然る例によつて、今に不絶、正月十三日には上御所、院御所、執柄家へ大鯛を獻上す。村長差

添雨人大紋を着し參内す。事濟て京兆尹兩御奉行所へ御禮を遂て歸村す。此一件古式有とかや。尤祇園大宮の神輿を、祇園會の節は當村より加輿丁を勤む。これ供御調進の頃、京四條河の店に今宮村の役所を構ふ。月替に、地下人交代して調進の役を勤む。後冷泉院の御宇、祇園會初れる時、四條河の店へ四條通油小路西へ入町也。祇園大宮の轅を宛らる。爾今如斯。其時今宮村地下神人、河の店より神輿を昇奉る例によつて、今に今宮より加輿丁をつとむ。故に今猶河の店より、地の口を今宮村へ加納す。此地の口と云謀役、山鉾及渡御の儀に預る町々差あり。事繁ければ略す。此地の口の割方、みな持家敷地の坪割なりとぞ。當村より、元祿、寶永の比までは、闇の夜といえる壺蘆を出せり。藏頭藏尾にして、瓢簞分らざる故、闇の夜と號。人に益あるものとて、帶佩として珍翫す。珊瑚珠の緒〆に對して貴寵せらるとかや。時代流行見つべし。今は絕て彼村に壺蘆を作らず。闇の夜といへる名だに知る人なし。

○酒を飲て面色赤くなるものは、心の微なるものなり。色の青くなるものは、肝の微なるものなり。故色の赤くなるものは、酒力心の臟を助る故豁達となつて物に悅び、面色の青くなる者は、酒力を肝の臟に借す故怒を發し、元來謀慮の官たる肝を悍かすゆへ、いろ〳〵理屈を云なり。夫肝の臟の木に屬せし故、水生木の理にて、大豪飲が究て面色青きはこのゆへなり。また心の臟は火なり、水剋火の理にして飲得ず。然ども酒は元より水なれども、氣味辛熱の物ゆへ、熱物心火と同氣相旺す。其餘の臟は請難し。たとへば肺金熱火恐れ、脾土は土剋水にてこれをいみ、腎水また辛熱の火を嫌ふ故、心肝二臟は酒を請、餘の三臟は酒を受得ざるゆへ、青赤二色を顯すのみ。

○陽氣勝ものは夢を覺へず、陰氣勝ものは夢を覺ふといえり。故遠方へ步行し、山坂の嶮岨を涉りて、時ならず發汗し、大に亡陽して勞れ、困睡せし夜は、草臥て何事も覺ゆべからざるに、却而大に夢を見

るなり。是陽氣を亡すが故なり。夢は見ると見ざるとには非ず、覺ふると覺へざるとに有。釋迦は是を傳送識と申さるゝは、亦理あるかな。

體中に陰陽の二氣交に流通すること、たとへば寒中に冷水を飲ても、小便暖く、極暑中熱湯を飲ても、小便にて火傷せざるは、陰陽二氣其程を得て、大過不及なければなり。

○下戸と妖物は世になしといへども、元妖と云字は、女を篇とし、夭を旁とす。實に夭き女の化物、能く人を害し家を破り、甚しきは國を傾く、かゝる妖物、古來今往無樣なし。

○扇子、金子、鑵子、銚子、都而此類いづれも、古來より子の字を添事、本朝例と見へて、今猶奥州南部の民俗、細き器物を皆子の字を添て稱す。筆子、茶碗子、風呂敷子といえり。昔は海內なべて子と稱せしにや。

○高山輝と云清土人は、寶曆明和の比まで舶來せし人なり。ひと歲漂流して東海に着岸す。官府より東海道を經て長崎へ送り歸さる。歸路に富士山を見て大に恐怖し、歸後高山輝と變ぜし名とかや。博識にて頗能書なり。商賈にして文雅の人物なり。高山輝つねにいえるは、支那、竺土、其外蠻夷の國を巡り見しに、富士山のごとき山(に比さ)なしとかや。先山形温潤にして獨秀天に沖りたるさま、六合不双と云べし。惜日本の蠻邦に勝れし比類無き事あり。先皇孫連綿とし、武威又海外に溢れ、富嶽の青宵に獨歩し、貨財大に富饒にして、風俗正しく、人物秀し事、華夷一般に無き處なりといへり。故に本朝を慕ひ、漂流の後も、連年崎陽に來れりとかや。

○京攝の俗、春の頃カマスゴと云物を食。山陽四國邊の海濱より出るものなり。海濱の漁人は、いかなごといへり。按るに、如何成子なり。長じていかなる物となれるや、不分明なれば、斯名づけしとぞ

おもはる。片田舎にはみやびたる名なり。

○米麥粉の糊汁を、江州の民俗カンといえり。畿内にてはボヲリと云。按るに、カンは羹なり。あつものしるなり。畿内にて正月の雜煮をかんと云も羹なり。江戸は吉原計はかんと云。京にて太箸と云。大坂にてかん箸と云。たんご汁を羹と云は、上方にては近江ばかりなり。同國堅田浦の漁者の乘船を、チヨカン船といふは、釣竿舟なり。京にて東補塞、大坂にて南瓜、畿内ボウブラと稱し、近江にてはボンクハと云へり。正しく蠻瓜なり。和州にては臺べつゐと云、京にでクドと云、火床の略語なる歟。これをロクダイと云、爐火臺なるべし。いづれ江湖邊にはよき言葉多し。

○矢脊小原の土民、己をさしてゲラと云は下郎なるべし。尤官民にて所に久敷百姓は、みな惣髮なり。いかさま由緒なくて、唯の土民にては、下郎等とは自稱なりがたかるべし。

○本朝大部の書は、廿一代集合四百卷、菅家類聚國史貳百卷、大同類聚方貳百卷といへり。然るに東都の塙撿挍の輯られし群書類從といへるもの六百卷、今般板行せられき。既過半彫蟲の功を遂られて、其印本流布せり。予も或搢紳家の家司佐野氏なる方にて見侍りぬ。實に開闢以來の大業、本朝未曾有の大部の書也。瞽者にして六百卷の書を暗記して編集す。强根は奇と謂つべし。嗚呼奎璧天に輝き、文運大きにひらけし斯る世に、孝經一部も讀まで、空しう暮すは拙しとやいはむ。此頃或醫の門に許多の病銘をしるし、其外難病療治と大書して戶に貼す。按るに、醫經方書の中にも難レ治と云熟字はあれど、難レ病と云熟字は見侍らず。尤己々が家業によつて、下作の農民、傭力の野夫などは、書を學ぶいとまもあるまじけれど、制外の職たる人の書を讀ざるは、紙魚よりもおとるべしと聞けり。

○或云、地黃丸の丸の字と、反魂丹の丹の字と、此丸丹貳字の篇を、或醫師に尋しに、即答なかり

しもおかしかりきとなん。

○誹諧袖と云ものは、伊州上野の梢風尼といへる人より桃青子へ送られし衣にて、文臺さばき宜様とて、制せられし物數寄にて、右の肩の行壹寸短かき服なり。外の仔細なしと、梢風尼の姪たる未琢老人と云方より聞傳へたり。堀氏伊織助秩祿六百石、未琢は雅名なり。此梢風尼は誹諧の上手に而、名月やもたれてまはる椽はしらと云句の主なり。生涯の句集を、木の葉と號く。かきあつめたるといふ義にや。世に流布せざること幾多し。

○俗間にとはうもないと云は、左傳に、悼心失ㇾ圖と云に偶中せり。又空の曇たるをどんみりと云は、曇めりなるべし。去ぬめり抔と云手爾葉歟。ぢだんだ踏と云は、地鞴をふむの轉語歟。鞴爐を踏容なればなり。がんがりと云は、谽谺歟。文選の注に、谽谺は洞谷空大貌と有。血で血を洗ふと云は、唐書源休が傳に、以ㇾ血洗ㇾ血汚穢益甚と有。釜中より立水火の氣を湯氣といへど、飯氣なるべし。米飯の氣は別に甚し。絹の湯のしの釜中に米粒を入るゝとなり。

○清土の俗語ニ、旅商ひを經紀と云、今長崎などへ來る商賈の常に用る言葉なり。今時本邦の商賈、あきなひの寂しきを不景氣といえり。正しく不經紀なるべし。

東牖子巻之三

本朝の人の性は、實に潔白たる君子國なり。清土の人の及處に非ず。ひたすら斯いへば、神明に媚る樣なれども、少しく見る處あればなり。醫案方書の類を見るに、房術の春藥を以、病を起者有て、其治術を揚、經驗ありし方を著ものゝ許多出せり。それ本朝の人として、何程妻妾の美に富たる人も、斯愚頑なる事をして、病を求るうつけ者有ことを聞かず。奥間かんより口聞けと、俗間にいへるが如く、一條を以萬事を計り知るべし。飲食、男女の道は、大欲存すればなり。

○孔孟の道を學ぶ者は、聖人亞聖の百分が一にも至り難、たまさか詩文の奇才、あるひは博識强聞の才子有といへども、言行一致の君子稀なり。和歌を學びて貫之、躬恒の域に遠く、書を學びて羲之、松雪の世界遙なるは、全道の尊き故とかや。其卑能賤技に至りては、浄瑠璃小哥三線の如きは、動ば師に勝者出づ。これ其道のいやしきを以てなり。それすら五七年、十年寢食をも忘れて、稽古の功を積ざれば、師に及こと難し。などてかく萬の藝の中に、此頃畿内に流行す。誹諧にかぎりて、しかと師を求て學ぶと云ことなく、過半は自己獨立して、容易く上達し、出藍の徒多きぞや。唯いやしき技術のはやく上達するを見れば、今流行する物は、古の誹諧とは道を異にせしもの歟。全師匠なしに上達する物は、誹諧と、色遊と、奕戲の樣におもはる。予が愚なる識を以て、此惑いかにしても解ず。

○茶道は和して狎ずと、懶齋子は書置れしに、今の誹諧は狎て和せず。しからば小人の行にして、道に志有らん人の避べきみち歟。

○戯鴻堂の法帖に、唐人の書とて草書を出せり。昔より讀かねしにや。廣澤子の換鵞百譚にも讀かねしよし。予が方外の友詔道比丘は、高貴寺の慈雲大和上の會下なり。ある日寺へ行て、何くれ語る序に、戯鴻堂の法帖の話も出ぬ。予唐人の書の讀がたきよしを話せしに、詔道師の申さるゝに、戯鴻堂の唐人の書は、百法論の内の語なりと、直に讀れたり。流石の法師なりと尊く覺へぬ。其道に非して事物盡すことは難かるべし。廣澤子の英邁の才に於だに如此し。

○藝妓の唱ふなる山姥といえる妖謠あり。その節拍子は法有て、鼓の三ッ地に合り。故に一曲の闋る迄拍子をとりて、試に山の端にと謳ひ出すより、間の手も拍子も、切迄も、初中終連續して本地に合ぬ。紀州の人の節奏をつけしとぞ妙なり。夫鼓の三ッ地は、三分損益の法にして、本朝にては聖德太子、秦川勝に敎給ひし雅樂本原の拍子なり。九九の老陽の數を損益して、少陽の五七合て十二音となる。是を又三分の一を減て八ッ殘るなり。此八ッを十二言の內へ割込で打を、雨點滴拍子と云。其八ッの內の二四六の陰數を省き、四奇壹偶の間拔拍子を大小鼓にて打、これを本地と云なり。唐尺と稱て番匠の用る法、壹尺貳寸の內へ八ッを割付しも、三分損益の法よりいでたり。予前年、天王寺の伶倫岡豫州なる人に、亂舞の話をせしに、三分損益の事に及ぶ。豫州不審せられ、謠曲にも三分損益の法有やと尋らるゝにより、地次第より一番の闋まで拍子を合せ見せしに、豫州慨然として、雅樂の拍子も是を出ずと申されたり。然らば妖謠の山姥は、雅樂の律にも叶へる歟。扨三分損益の譯は、京師の儒生渤海氏の編める秦曲正名閟言と云書あり。これに委くあらはせり。謠曲の本原を正し、大に益有の書なり。玉淵集の如き物に非ず。

○京師へ出る若狹小鯛と稱するものは、たとへば飯蛸の夫限に而大きくならざる如く、それ限の小鯛なり。鯛の中に別種なり。年始に用ふる對馬小鯛は、常の鯛の子なり。小鯛ならず。依而風味も若州のも

のとは大に相違せり。無塩にて京大坂ニ小鯛と稱する物、みな鯛の子にして小鯛ならずと、若狹の人はいえり。

○車の輪は七に極りたるものなり。畫家には畫法とか云て、左様の事に葛藤せられず。多くは八に畫けり。乍然これは畫家に氣の附かぬなるべし。此不變の少陽七の數に深き理は有なり。誹人鬼貫が集の名に、七車と付しは別なり。是は

万葉　戀草をちから車に七くるまつみて戀らくわか心から

といえるより號なるべし。此七は數多きに詠例となり。

○蚰蜒を刀劍の目釘に遣ふ事、能人のいへることなり。然ども唯干て遣ふとのみ心得て、其制を云人更になし。全干て其儘目釘となるものならず。是を他年人に尋求むるに知る人なかりしに、和州郡山の羽倫といへる彫工に尋しに、羽倫いえらく、先大きなる蚰蜒をほして、竹の目釘へ鞘の樣に被ケ目釘穴へ込なり。左するときは用ふるとき濕せば、目釘のはしることなしと答へき。制は道によつて賢し。夫老圃に問へとは宜哉。

○父祖の遠忌を等閑にし、石塔の苔をも拂はざる人も、桃青が遠忌懇に勤め、剩見上る計の石碑を競ひて建つ。其報恩の厚きは何等の慈を請し哉。己生涯の大幸たる手跡の師の命日だも不覺人も、芭蕉塔に厚く施入す。點者も可なりとし、石碑に美を盡せり。然ども六十六部の回國者か、供養實篋印塔の人工を費せしに迚及べからず。

○字は用を爲の器なり。隨分讀べし。讀ざれば用を辨へ難し。能書といえども、人の翫弄たるのみ。書より讀が專務なり。義之が花の字匂ひなく、子昂が大の字小の用を爲さず。七才未滿の小兒の書し大の

字も大の字ニ而、唐迄も通用す。悪筆更に恥とするに不足。不讀して用を爲ざるは恥辱甚しと云べし。花ものいわれどかげ唇を動せり。人眼ありて書を見ざるはいかん。

○衜、雫、凩、椛、杜、俤、此類の文字許多あり。連歌に遣ふ。よつて新在家文字と云。これを俗字と稱へていやしむは、本朝に𫝼れて、本朝の古實にうときは却而いやし。今の書生專門干祿字書を見ざる故、如斯卒爾を云り。干祿字書は、說郛の類函にして拔て和刻せり。是を見れば、日本紀の怪字の意分るなり。扨京都新在家と云は、侍公より代々連歌の宗匠住せり。故に花の本衆を新在家宗匠と稱り。此處は今或御所となりぬ。其頃熨斗目師も住めりとぞ。よつて今も猶のしめ織の標札に、新在家御熨斗目師と書けり。

○民家を建るに大黑柱と云物有。元來此柱より棟梁を定むるなれば、大極柱なるべし。古來名の正しき事見つべし。今和州の工匠の中に、大黑柱に次ものを小黑柱といへるは、一向笑ふに堪たり。

○違棚袋棚といへる物、今世は僭して民間にも設たる家あり。元來違棚は月卿雲客の家に設給ふ物なり。客有て正堂に入來のとき、客の冠を上の棚に置、烏帽子は下の棚に置るゝ爲に設らるゝ物とかや。袋棚といへるは、又恐れ多も上なき物を入らるゝ棚ニ而、金枝玉葉の止んごとなき御殿に設らるゝものとぞ。天子常の御調度どもを錦の囊に入らる。則下々の紙入をはな紙袋といふ類なるべし。それを天子入御のとき、御侍兒、頭に戴て御參ある、主設せし方、其袋を請取奉て、彼袋棚に入置るゝとなり。故に冠烏帽子の棚より袋棚は上にあるなり。菊櫻御能の時、南殿の階上の椽に御兒二方坐ます。これ近く召まつわせらるゝ彼御兒方なりとぞ。扨足利家京都に御所を立られしより、公武混じ、違棚袋棚を末々の武家迄設らるゝより、終に僭して民間に設ることは何事ぞや。袋棚は書畫の軸物と、白砂糖の相借屋となり。違だなに

は糸のしらべ鶴の聲の置處と思へり。斯る富る世を、時節が悪ひの、時節柄のと、過當の捨言葉、罰が當らひで濟べきか。然ども時務のしからしむるも時なり。昔院號を奉らるゝは、天子の御贈號のみなりしが、栗田の關白初而法興院とつき給ひぬ。それよりはるか後、足利尊氏公、等持院とつき給ふ。これ武家院號のはじめなり。今や民間にも有得なる者は、戒名の上に院號を冠らしむるは、けしからずぞおぼゆ。

武野紹鷗袋棚の制有は、志野宗信に乞て補理せられしものにて、別に設られしものならずとぞ。志野棚四種の内なりとかや。勿論正堂の袋棚とは同名異物なり。多田南嶺これを混じていへり。獨歩靑宵の才子なれど、英雄人を欺くの諺のごとし。殊に老後隨時と變名せられしより、彌老屈し杜撰甚多し。

違棚に血落しとて、壁添にて明る法有り。然ども憚こと有ば爰にもらす。

○燕が身をたすくる程の不仕合と云句は、錦花翁隆志といへる誹人の獨吟十百韻の中の句なり。海内に行滿て、賢愚皆唱ふ高名なる句なり。然ども句者を知る人まれなれば爰にしるす。隆志は信德の門人、信安の弟子にして、京醒が井高辻人なり。寶暦の初物故せられき。好事の者句の面白さに、前句附の集に再出せしより流布せり。

○驛亭の婢をヲヂヤレと稱ぶ。これ御出有の謬訛せしなり。鄙には洒落の稱なり。然るに浪花瓢箪町の色廓の妓品に六字分などゝ號る傾城あり。契價を以品名を立る。其陋さ卑劣尾籠なり。これに對すればヲヂヤレは古雅にして洒落なり。嗚呼大坂は商賈輻湊の地に決せり。

○近世半時菴淡々と云し誹人あり。元は浪花の産ながら、久しく東都有しが、京に出しに、其頃又江戸

より長生庵仙鶴と云誹人出京して大に鳴。淡々其頃渭北と云しが、夫に對して半時庵淡々と、彼目出度づくしの長生庵に反して、さもはかなきはんときのいほりあは〳〵と名を變、京師の耳目を驚かし。祇園菊水の邊に蟄して、一時を絶倒せしむ。全體英邁の才有て、よく人を嘆伏せしむ。粗人の聞傳る處なり。其後浪花に來て、貴權も難被成ほどの奢を極む。京攝の間に跋扈し、させる事なき物も口訣秘傳などゝ稱、其後門外不出の秘とて、

梅花こたへていわく梅花

といへる句を吐き、京攝の高弟に示して工風させしむ。予が十才の比なり。これも秘せし事ゆへ、其後は世上に沙汰も止ぬ。伯父蘭中は、半時庵社中故、予が幼若のとき語りき。爰に吳綾齋至席といへる誹人あり。生涯雜誹を點せしが、誹學の博物にてよく吟味せし人なれば、老人終焉の頃迄、折節ことに訪しが、物故せられし後墓に詣しに、辭世に梅二木と云句をせられたるを碑に彫付たり。これを見て初て淡々が梅花の句解したり。禪意を問答せるに比諭して、什麼生むめの花はと問しとき、答曰、有めのはなとむめうめとのかなづかひを知らしめし、其機轉大體みな如斯し。又人情をよく察る男にて、つねに云るは己が欲る處はかくのごとしと。

一蕎麥、二普請、三能、四芝居、五傾城、六欲七欲八九欲、などゝ他の欲る處の的をさして、己が好ところなりと人を弄物とせし横着者なり。畿内にて點式に靑漆の肉を用ひしは、此老初しとかや。不斷の印式は、祇南海の篆刻なりしが、後に無々庵持傳へたり。

○道祖の神號は淸土の神名なり。風俗通に、黃帝の子相龍、又は累祖と稱す。つねに遠遊を好みて道路に死す。後に遠く行者は祖を祭りて福を祈る。是を祖道と云へり。本朝にては、猿田彥命を幸の神と

し侍るよし。然らば道祖の神號は非禮なるべし。

○ギボウシといへる高欄の銹は、これ原來葱臺なり。和名抄に、葱臺をヒラキバシラと記せり。葱帽子など丶書も可なるべし。擬寶珠の擬の字正當せず。元來佛種子五辛を禁。餘臭うつり、葱をまさなきもの丶樣に思へり。これ本朝の古風に反す。葱の用らる丶事多し。先親王宣下の時、參內の前、葱の白根を喫碎き、四方に息を吹て參內し給ふ古實ありとぞ。猶葱臺の鳳輦、其外葱に付て種々の古實あり。擬寶珠の字は何れ據なき誤字なるべし。

本艸綱目に、李時珍の曰、五辛菜は、元旦立春に葱、蒜、蓼、蒿、芥、辛嫩の菜を雜和してこれを喰ふ。迎新の義をとれりと云。これを則辛盤と云なり。和漢葱を吉例に用らる事如斯し。

○今世俗服に用ふる淺黃といへる色は淺靑にして、黃色ならず。これも元は淺葱なりとかや。古來物を號ること、皆みな質實にして、檜皮色、木賊色など丶輕く號たり。淺葱もとは萌葱の淺きより云慣はせり。花色といふも桃紅李白の花の色ならず。是に似しはなの色は、漸鴨跖花のみ。なんぞ微々たるつゆくさの色を以、花色と號んや。これ正しく縹色の轉ぜしなり。淺黃の帽子を花のぼうしと云は、薄縹色なれば。これも縹の帽子轉ぜしなるべし。又家語に、紫の緋を奪ふと云は、今の江戶紫の色とは大に差へり。字書に、紫は如二絳繒一と有れば、紅絹に似て黑みたり。亦注に、紫ハ黑紅ナリと有。又紅紫赤と字を列ねて書けり。紅と赤との中に紫を挾みて書けり。是を以考れば、いにしへの紫は、今の紛紅のいろのごとし。さればこそ朱を奪と云語は有なり。家語の意は、佞人の仁者に似たるを憎めり。是其似て非なる者を謂とぞ。なんぞ江戶紫のいろのごとき物緋を奪べけんや。是にかぎらず、名と反せるもの淺黃花色などを以察べし。

○紅をくれなひと云るは、元呉の國より渡りて藍の種るいにや。又いにしへは草葉ニ而、絹を染る物の名をあいと稱せしにや。いづれ呉より渡りし藍ゆへ、くれのあいとも漢呉藍とも云來れり。又縹色紺を染る藍艸を山藍と云。哥に山藍の袖と云は、濃縹いろなり。又二藍と云は、呉藍と山藍とを二種和して染し色にて、則四位以下の下襲の色と、桃花蘂葉に見へたり。これを黒紅と俗にいえり。黒紅の水引を二藍の水引といへるも、山藍と呉藍とを和せし物なり。

○千草萬木あるとあらふる葉、みな緑色なり。是をもつて天地の道の正しきを推察べし。天は父なり、地は母なり。天地交泰して萬物育す。獨陰發せず、獨陽立たず、瓦上に種を置て生ざるは、母の養なければなり。簀子の下に苗を植て生ぜざるは、父の育なければなり。今これを田圃に種を蒔ば、先母たる地の氣によつて產れ出れば、土の本色黄なるがゆへに、貝割葉の間いろ黄なり。漸く生立にしたがひ、蒼天の青色を請て、地の黄色と和して緑色となるなり。よつて緑色ならざる草木の葉一枚もなし。都ての葉、右のごとく陰陽の氣交に請る故、久しく色を變へず。又花と實は、内より陽氣ばかり發して陰氣をしらず。陽の偏氣を得て滿盈るゆへ、久からずして枯槁落墮す。物理斯ノごとし。嗚呼理學を惡も偏なり。理を窮るは猶偏なり。理學は三百五十餘日の處行つまりしが、今の古學は、五年再閏して算用合てやる樣なものなるべし。

○天は左旋し、地は右旋す。是天地の紀則なり。天は日月星辰東より西に巡り。地は千枝萬態みな西土より東漸す。本朝上古は三韓より初て物を渡し、其後東呉より舶來し、唐に至りて往來しげく、文華大に開け、今阿蘭陀學行はる。全地の右旋する自然なり。天の樞は北辰にして、地の樞は本朝なるべし。蠻邦より年毎に舶來して、衆星の拱に等し、豈尊き國ならずや。

○世事談といへる書に、絹布一端本朝の鯨尺を以貳丈六尺と定らる。寛文五年の事なり。尤當世の風に不足なりと書たりしがしからず。一反を貳丈六尺と定られしは、元明天皇和銅年中の定にて、寛文の制はこれに隨給へりとぞ。必竟此制は平素の人の服法ニ而、高貴長袖の御制に非。如何ぞ是を短とせんや。壹匹の絹、貴人の御壹人の制に裁し、其一匹を夫妻兩人壹反宛に庶民は着用す。匹配匹夫の起る處如斯謂なるよし。

○佛子方便の寓言は心得侍りぬ。其餘に私なること多し。先地獄の圖を見るに、焔羅王の不直歟。修文郎の筆の斐か。但し仕送る佛の私の所爲にや。剃髮僧形の冥府に墮し、枷責を受し圖なし。邂逅不如法無慚愧ニ而斬罪梟首せらるゝも有に、地獄に僧の壹人墮せざるは、佛も私甚うして穢行なきにしもあらず。

○洛陽京極四條坊門圓福寺境内に蛸藥師と云佛有。四條坊門の正東なる故に、坊門を蛸藥師通と呼び、世俗蛸の繪馬を掛て病を祈り福を求むるに、靈驗いちじるしと云て渇仰す。然るに此圓福寺は、淨土宗一ケの本寺にして、元は室町御池通の南に有しを、後に今の處へ引かれたり。故に室町姉小路の北を今圓福寺町と稱す。尤足利家の時代迄此池殘れり。此池邊に有し藥師故、澤藥師と云、轉じて蛸藥師と誤つたへて、愚俗蛸の畫馬を捧るに、如來も是を僥倖とし、靈驗のあらた成は、如來よく時務に達し給ひて、寺僧を幸し給ふ。扨此御池と稱するは、北は押小路、南は姉小路なり。去故にむかしは姉小路の此池の側に針造群居せり。則庭訓往來に、姉小路の針といへるもこれなり。其後池の側の針造、大津追分の間大谷山の麓へ居を移して、今猶池の側の針造と稱するも此故なり。いはゞ長門印籠、丹後島、明石縮のたぐひのごとし。

○世俗貴賤の差別なく、羽織と稱する物を着す。園太曆の趣を以按ずるに、承久の兵亂の後、公卿大に窮給ひて、衣服調度本意に任られず。勿論車馬は愈不隨意ニ而、衣冠束帶の御方も歩行し給へば、晴の服に塵埃の蒙らんことをいとひ給ひ、衣冠などの上へ明衣などの服を上張歩行し給ふ。故に道服と云。其上張の妻の、地に引を折てはさみ給ふ故、服折と稱す。服は身に服る衣の惣名なり。呉服をくれはと云も、禽の羽翼をはと訓も、みな身に被ものゝ稱なり。羽二重と云も、御召絹の念を入て、恒の絹を二重合せ織しごとき絹と云稱ニ而、服二重なり。献上に八反掛の名有がごとし。端折、羽織の諸説多けれど信用し難し。殊いにしへは狩衣、素袍計被召て、奴袴はかまの類を被召ざりし事、褻に有事なり。故に一向宗の拜禮に肩衣ばかり懸るも、褻の故實殘りたり。然るに等持院尊氏公、服折に袴を着することを初給ひしか、拜膳の時服折を去りしより、終に袴ばかり着する樣に變ぜりとぞ。一向門徒と辻打放下の囃子かたのみ、肩衣ばかりを着せり。又陣羽折と云ものは、道服の意とは異なり。是は具足の威を敵に知られまじき爲に設しものとかや。また民間に袖なし服折を甚兵衞ばおりと云は、陣兵はおりの轉ぜしとなり。

○翁の文と云板行せし書あり。（道明寺屋某が作なり。）これが趣意は、竺土の費は方便に有、儒教の費は文華に過、本朝の費は深秘に有ことを述たり。いかにも其費甚しうして物を損ふに至る。乍然日本上古は深秘と云事なし。漸三代實錄に初て見へ侍れど、灌頂深祕と有て密宗の事なりと見ゆ。餘は應仁已後の惡習なるべき歟。

○和州郡山の茶毘所の地名をライショと云て、郡城の東半里計に有。是舊都の羅城の跡なりとかや。其少東は辰の市郷なり。東九條西九條などゝ云村有。沽間の清水も今に殘れり。ライショは羅城の趾に相

違なかるべし。今の奈良を舊都の跡とのみおもへど、邦内狹くして高低ひとしからず。八省百司を置るゝ地ならず。伊勢物語に、ならの京、春日の里になどゝ書れたれば、東三條北白川ひんがしの五條などのたぐひなるべし。東大寺西大寺の中を禁闕とすれば、ライショ邊朱雀迪にも當るべし。扨市井と云は、昔は和漢とも市中村落家毎に井を設ず、一郷一町に井を設、朝毎に閭里の人、井の本によりて水を汲む人の群あつまりつどふ所故、雜貨を持よりて交易す。依て市井と云。萬葉に、辰の市うるまの淸水と詠れしも宜かな。〔頭書〕辰の市といへるは、いにしへ辰の日毎に市を立しゆへに、辰の市と云と、和州の故老はいへり。」

○いにしへ兒童の手習する者は、寺院へ行て學びし故、今童蒙の書家を寺と云、寺屋と云。南都にてはアゼチと云て寺といわず。アゼチは菴室の轉ぜしなり。舊都にて寺とのみ云は、興福寺をさして云故に、興福寺に對して何某の寺も、何がしの坊も、菴室と稱し故なり。賴政の諷に、寺と宇治との間にてと諷ふは三井寺なり。是は叡山をば山と云、三井寺を寺と稱す。如斯例に興福寺を寺と云。

○唐の孟浩然が詩に、春眠曉不レ覺、處々聽ニ啼鳥一、夜來風雨聲、知落レ花多少 と云を評じて曰、孟浩然盲目なるべしと、吹劍錄に出せり。東軒筆錄に、登涸の詩を云、鷗公詩話には、失猫の詩を云など、同日の譚にて、淸士の文人能醜言を云こと、本朝の人よりも甚し。

○同七言古詩代下悲ニ白頭一翁上 と云句中に、洛陽女兒惜ニ顏色一といえるは、小野小町の哥に、面影のかはらで年のつもれかしたとひ命にかぎりありとも、と詠れしは、誠に他の上を想像より、自己の歎息實に切なり。又其對句に、行逢ニ落花一長歎息、と云句は、同じく小町の哥に、花の色はうつりにけりないたつらに我身世にふる霖雨せしまに、とよめるは、成程詩句よりも切にして、感慨深からずや。其

比劉廷芝の作は、いまだ日本へ渡らず。漸く白氏文集渡れりと云も、實は白氏文集ならず。白氏長慶集の事なりとかや。清女の枕草紙に文集といえるも、長慶集なりとぞ。文集は、はるか後に渡りしとかや。何は兎もあれ、小町と云は、少艾の官にして上臈たらず。窈窕たる閨秀たり。然るに浩然は盛唐の才子なり。取分精選の佳作と稱するものに劣ざるは、實に歌仙なるかな。今の詩人、賢古歌人、それこれを思べし。

○同楓橋の夜泊の詩は、起句に月落烏啼霜滿レ天と有て、合句に夜半鐘聲到二客船一と云故、初學の人は一應に解し難き樣なれど、大伴家持の卿の、鵲のわたせるはしに置霜の白を見れは夜そ更にけり、と云歌を疾與了解すれば、それは七日八日頃の宵月の落かゝるに、月夜烏の啼かふ景、目前に見へ、これは宵闇に、霜のいまだ虚空にきら〳〵するが分るなり。其場は違へど其情は一なり。詩は云盡し、歌は際限なく餘情を云殘せし物なるは、言少なければなり。詩作を心懸る人は、先和歌を稽古して詠得て、詩を學ばゝ可なるべし。左なき詩を見るに、元來異邦の風雅を、皇朝の人の眞似るからは、たとへば惣入齒の老人が蛸を味はふにひとしく、又詩人の詠し歌に世にかずまへらるゝもの一首も聞かず。歌詠て雨を降らせしためしは聞けど、詩で時雨も降りしためしを聞かず。

東牖子巻之四

世俗四十貳歳は疫年なりとて、俄に鬼神に媚て、奸巫貪覡の爲に財を費して福を祈り、邪祟なからんことをねがふ。何の據か有て、斯四十二才を恐るゝや。疫年の說おこがましく記したる書許多あれども、望洋たる杜撰、男兒の見る物にあらずと、書名さへ覺へざりき。按るに、男子は大陽にして、其廻れるとし重陰なり。四と貳と合て老陰六の數となり。不足すべき陰は、却而有餘の四上に有て陽を剝する故恐るなり。又女子の純陰なるに、大陽の數三三と並び廻る年故愼なるべし。その疫を俄に恐るゝこと、水の溢れ來り、火の疾くうつるがごとし。何んぞ四十二才に至れば、火災水難の俄に來るがごとく、凶事の起らんや。何故これを神に媚佛に歎きて、幸を求るや。殊に國により、二の正月とて年替をするなどゝ、親族朋友を招き大に宴し、美酒佳肴をつらね、饗應善盡すこと、冠婚の禮の大なるよりも甚しく、これを祝へり。其愚の甚しきや愼べきを、却而祝し、大宴を設くるにいたる。是恐るまじきを驚き、愼べきを祝す。これ何事ぞや。己つゝしみて罪を天に得れば避るに所なし。いか樣一休禪師の口號に、

　心だに誠の道にかなひなば守らぬとてもこちはかまはぬ

と菅神の御詠を吟じかへ給ふもおかし。

或云、四十貳は死と云訓にて、三十三は散々と云音なり。故に疫年として忌めりと云へり。何れより出し說やしらず。何んぞ四十貳、三十三にかぎるべけんや。一生涯を常疫とし、平素其獨を愼まば、

鬼神巫覡を頼むにまさらん歟。

○近頃の野史に、朝鮮の人物を畫けり。或云、此省像みな夜服なりと、後に友人對州の、艸といへる老人、賢陸柳窓の友三島氏のいえるにみな夜服なり。疑らくは、彼地の春畫などを見て、圖せしものならんといえり。廣く見深く涉獵せざれば、かゝることも有ぞかし。併いづれか是ならむ。

○桔梗をきやうと云、筆篥をひちりきと云、芭蕉をはせをと云、又淑景舍をしげいさ、東洞院をひかしのとゐ、勘解由小路を、かでのこうじと云て、音を連續して訓に代へて用らるゝは、明經紀傳兩道の讀法にて、上古より用ひ來らるゝ事なり。又菊蝶のたぐひ連續せず、訓義遠く、其まゝ音を用らる例もあり。故に訓はかなに書き、眞名にも書けど、音はみな眞名にのみ書なり。誹人桃靑が菴號も、連續の訓なるが故、わざとはせをとかなに書けり。はせうとは書かず。尤はせをの訓、上に云ごとく二字連續なれば、はせをとよみ、一字つゝ割て訓めば、せうの音なり。せをちとか（蕉知）、せをはとか（蕉巴）、假名書の誹名を見し事有。はいかいのひとつもたしむ人の、自名の字義を正さゞるも氣疎し。この人の師も是を諭さず改めざるは、人の師として文墨風雅を主としたる身には似げなし。

○道に志あらん者は、本を正しうすべし、と先師原田翁は深く示されき。先物の名目を正す事、學生第一の勤なり。經書に國人をくにたみと讀は、後嵯峨帝の御諱をクニヒトと申奉りし故なり。扨佛書は呉音にて讀、儒書は漢音たるべしとは、桓武天皇延暦十七年戊寅二月十四日太政官の宣に云、讀書出身人等皆令下讀二漢音一勿ㇾ用二呉音一云々。又多田南嶺の秘說に、菅家の東宮切韻と云秘記の說とて、呉音實は江音にて大江家の讀法なり。漢音は菅音なり。菅家の讀法の音なりなどゝいえり。併延暦の太政官の宣によらば、多田が說もいかゞなりや。是はいづれにもせよ、儒家はいづれも漢音を用ふる法なれ

ども、名目となつては禮記をライキ、文選をモンゼンと云、みな有職の讀法なればなり。獨學固陋の儒者、あるひは贋古萬葉家など、自己の讀法をつくるは、朝家の律に背歟。

○萬葉を志ざゝん者は擬古を專とし、贋古者流となるべからず。今復古と稱ること甚敷過當の僭言にして、違勅に近かれば、むざと地下の云べき事にあらざるべし。延暦の宣の意深く慮るべきことにこそ。

○世俗云處の菜は添なり。淸女の枕草紙にも添とあり。たま〱菜の字に近き故混じ來る。菜はななり。菜もまた酒飯に添ふる物の惣名にて、田圃に有ものばかりを菜と云は誤なり。魚物及草木の食べきもの、みな菜にてなと訓ず。千の利久が家銘を魚屋と云。古事記には魚をまなと訓、俎板をまないたと云も、魚盤なる故なり。亦さかなと云は酒の添なる故酒菜なり。よつて肴をさかなと訓み、鮓に入るゝ魚肉を鮓といえり、飯の添の魚肉、および鮮魚を肴といふは誤なるべし。今京都にて魚問丸を魚賈よりな屋と稱するも、納屋ならず魚屋なり。說文に、草の食べき程の物を菜と云と有て、杜律に、鮭菜忘レ歸范蠡船と云、山谷が詩に、竹筍初生黃犢角、蕨芽新長小兒拳、旋挑ニ野菜一炊ニ香飯一、便是江南二月天、これ則筍も蕨も野菜にして鮭も菜なり。本朝にてさかな、すしな、またと云も、義は差て意は相近し。

○額をうつ事、今世のごとく猥に民間になき事なり、と先師原田翁は申されき。扱書法を尋ねしに、曰額は庶民などの書かぬが法なり。しかし時宜によれば認むべしとて、有增書法を傳へられはべりぬ。勿論凡下の者額を書せば必落款すべし。勅額及兩宮持明院家入木の御家には、落款遊ばされずとかや教へ申されき。東都ニ而先年關源內、額に神號を書れしとき、名及印迄落款せられしをみな人嘲りしが、却

而關思恭は書法を知る人なれば如斯歟。

○祇園牛頭天王の鳥居の額に感神院としるさる。或書に感神院とは、祇園宮寺の號なりといえり。按ずるに、神明の鳥居に宮寺の號を額とする事當るべからず。又感神天王といえるも正當ならず。感神院とは、素盞烏尊の神殿の號なり。それ社とは家代なり。宮と云、院と云。みな夫々の屋堂の稱號也。たとへば御祖神別雷神の在す處の名を呼て、上加茂社下加茂社と云。仁德天皇の神社を高津の社と云。みな地名に依。また座摩の社、御靈社は神號によつて稱ふ。感神と申奉は素盞烏尊と稻田姫の少男少女相感じ夫婦となり給。是山澤氣を通ずる易の澤山咸の象なり。咸の卦如斯し。䷞澤山 此卦の象は [卦象]澤山 如斯にして、二角四足の象ありて牛の形なり。よつて素盞烏尊を牛頭天王と習合したり。其附會のおかしきは、神祭の節山城の久世村より馬頭の木偶を持來るなり。天より降りし物にて、祭禮第一の神寶といえり。是牛頭と午頭を間違し物なるべし。右澤山咸の卦象を得たまふ御神故、尊と姫を合祭りて感神院と云。然る故祇園に不限、牛頭天王は感神院と稱し奉りて可然歟。

○順利久米先生の云、いか程くわしき註解の書抄たりとも、拙き講述には劣ものなりと、厚く示されしは、獨學固陋をいましめられしものなるべし。

○天に二物を下さず、角ある物は牙を欠、翼ある物は足を四にせず。天狗、龍、雷、鬼形の如きは、角と牙、翼と四肢を畫く、絕て世に無きもの故、理に於て無き形に圖するは、丹青家の活法にして妙と云べし。古人の心を用る處の厚きこと如斯し。それ形有て聲なきは木石なり。形無うして聲有は雷風なり。形も聲もなき物は鬼神なり。形有聲有ものは人なり。其人に於るや、角も牙も翼もなし。易の謙の象の

言、書の大禹の謨、實に聖人の教恐るべし。扨世俗の云學醫は匕が廻らずと云々。第一刀圭が廻るやら廻らぬやら、一向醫の道をしらぬ素人の批判論なし。譽られた處が、藝妓に脇差ほめて貰た様なもので、まつさら屑の用にも立たず。筆疇樵談に、小人の性は貪るといえるごとく、衣服の美、體貌の麗を備、謙謟面諛なる者は、醫體備はらざれども人並に行はるゝなり。彼天二物を借さず、福を與ふる者には學才を借さず、學才を得る者には福を與へず。智福倶に備はる者は天地の偏氣なり。故に福力つよき者は必清ならず。濁貧有て清福なし。才有者の貧しきは常なり。依而學醫多く福力うすき故、小人これを惡みて不招。賈誼が服鳥の賦に、禍は福の倚處、福は禍の伏する所、憂喜聚レ門、吉凶同レ域といえり。世に生兵法大疵の元と、耳近くいへる如く、未熟の醫に、父母の大病を任は毒の試とやいわん。大膽とやいわん。或折句に、

醫師どのゝ不自由な里の賀振舞

いか様田家は醫に乏しけれども、欲寡うして性を養ふゆへに、醫を不待して長壽なるもの多し。

○六枚屏風は異邦清士になし。今は本朝にならひて摺屏と號し、これを用ると、朱舜水茶話に見へたりと、南嶺は書たれど、東大寺の鴨毛の屏風は、正しく唐朝の傳來なり。又蕭氷厓が詩に、小窓雲影破瑠理、六曲屏風白紵詞と云たれば、清士になしとばかりも定めがたし。

○物を擔ふ朸をあふこと訓ず。京都の俗は轉じて、もつこと云、また擔ひ棒と云。江戸にては天秤棒と云。大坂にてはあふこと云。あふこの名久しき事と見ゆ。古今集誹諧哥の中に、

人こふることをおもにとになひもてあふごなきこそわびしかりけれ

逢期を朸に立入られたり。しからば京江戸の言葉拙き歟。

○京師のこと葉に、物の價を尋るをナンボと云。何程の轉ぜしもの歟。しかしふるく云來る歟。謠曲の安宅の辨慶が詞に、いかに强力汝が笈を負るゝ事は、なんぼう冥加も無事にてはなきかと書けり。東都にてはイクラと云幾なり。日本紀に出たり。また京ニ而斯したサカイ、戻たサカイなどゝ云をば、東都にて斯したカラ、戻たカラと云なり。哥に「吹からに秋の草木のと詠まれたれど、吹さかい秋のとは詠まれず。畿内の邦言つたなし、音聲に都鄙の可否有て、言語に夷洛の隔なし。

○易の悔吝の吝の字を、ヤブサカと訓めり。これは義に於て差へり。ヤフサガと訓がよし。吝は彌塞るなり。悔は悔革る意なり。吝は俗に負惜と云心にて、いよ〳〵惡に塞り、毒喰はゞ皿も甜と云意なり。故にイヤフサガル略語なれば、ヤフサガと云がよろし。

○高野六十、那智八十と云事は、高野の紙谷と云處より漉出せる紙は、壹帖六十枚なり。今浪花に專傘を張紙なり。又熊野牟婁郡小塚村より漉出す紙は、壹帖八十枚なり。依而斯くいえり。後に是に類せし紙を、吉野の國栖宇陀郡より出す。みな高野に摸寫せし故、何れも六十枚壹帖と定む。大體奉書、杉原、みのゝ類、壹帖四十八枚とす。然るを後世利にさとく、唯見聞をよろしくして利を謀るが故、片折半紙の類、又省略して四十枚を壹帖とせり。按るに片と云、半と云もの、みな八十枚壹帖を省略せし名なるべき歟。

○市中に用水を汲置て非常の用に當るもの、土地により夏日井泉乾涸して水乏しく、汲替へ難きものは鹽を入置べし。孑孑虫わかずして蚊少し。

○腹の小きものは疾く、大きなるものは鈍しといえり。猛き物獅子に如くものなしとぞ。畫圖を見るに腹少し。虎豹またこれに次ぐ。腹勿論小し。豺狼犬馬と次第に腹大きなり。牛極て腹大きにして、極め

て鈍し。是常の理なり。人として勝れて腹の大きなるものは、交合のとき精早く漏と、相法の書に有。大體差はず。肥大豊滿の人は反せるものあり。

○七夕の訓、諸說區なり。詞林采葉の說のごときは、就中妄說なるべし。按するに、タナとは種なり。ハタ機なり。耕牛を牽く圖は、たなつものを守る神なり。機杼に向ひたるは、はたつものを守る神なり。夫衣食は人の一大事、須臾も等閑なるべき義ならず。牽牛織女は、陰陽兩儀の神にして、衣食を守り給ふ。豈祭らで止なんや。祭るに七夕を用るは、七は少陽不變の數にして、夕は酉の刻を以星宿の時とし、六の老陰の數を取。老陰變じ少陽起る天數にして七夕を期とす。夫婦は人倫の大本にして、種機は人の生育の原なり。億兆の蒼生、須臾も怠にすべき事ならず。幼童稚女にも祭らしむる勿論なり。

○興廢は盈虛消長なり。今を以萬葉時代を計るべからず。元弘、建武の世を聞て、天暦延喜想像べし。爰に山州笠城の產に森島氏と云る外科は、予が知る人なるが、先祖は丹後と云て、筒井家有功の人なり。後に藤堂侯に從ふ。しかるに其子孫某の娘を、柳生侯の氏族へ嫁せられし事有。予森島氏にて、其古き結納の目錄を見たり。類族、奴婢まで各宛名あり。末の婢の宛名に、シヤダ江、アバ江と書けり。今を去ること漸百五十年、所は奈良を去事五里、國は山城にて、伊州往還の咽喉なり。婿家は柳生氏なり。舅家は森島丹後の末なり。其婢の名の野なることゝ、僅の間に風俗の開け革る事見つべし。彼家にふるく持傳へし書物ども數多有て見しに、多くは紙魚の爲に蝕せらて殘念なりし。扨此頃は此山谷溪澗の水村ながら、稍繁昌の地となれり。既に往古は大和錦有て、今猶其形を京師にて織れり。斯繁花の舊都も、遷都の後は和州は寂寥の地となりぬ。又帝都も保元より後一變し、應仁の後は戰場と

なり。宮室寺社回祿し、舊記を失ひ、五倫絶滅す。しかるに今幸に天日を拜し、斯太平の恩澤を蒙ること、何の福か是に如かん。德澤、草木魚鳥に迄至り、天鵞絨、石菖、縮面、橘、金魚の、鶯のと、數金の價を以寵せらるゝも、仁惠の深き所なるべし。

○家父全延幼若の頃より、芝山家御門人となり、和歌をたしみ、御卒去の後、故黃門二代の御門人となりぬ。寶曆の末、京東山智恩院にて、圓光大師五百五十回忌の勅會行はれしに、宗門寄依深かりし餘、報恩謝德の爲とて、慈鎭和尙の御哥を句の上に置、三十一首の哥を詠みて集とし、大師前へ奉納せしを、宮これを見そなはし、恐多くも天聽に達せさせ給ふ。奇特の事なり。俗姓をしるしてよなど聞へさせ給ひ、宮より僧正に傳給ふ。四十八世麗譽順心大僧正、武州忍の人なり。長く本山の什物たるべきよし仰有て、僧正より入信院といゑるをして、什物の簿に書加へらるゝのよし、六役の僧衆連署の印證を給はりぬ。其後明和の末なりしか、宗匠家より三月盡の題を給ふとき、

よしの山はなのかたみの雲消てのこる春さへけふに暮ぬる

と詠ぜし詠草を御覽有て、古哥をとるは斯の如くにこそと御褒美有りて、又天聽の僥倖を蒙りぬ。此よしほのかに傳へ承り。愚父難有さの餘、本朝に生れたる身の、見そなはし奉るべき方外にやわあるべきと冥加恐敷、是を規摸とせんと、哥を詠止み侍りしが、老後外にすべきわざもなしとて、亦翌年より終焉まで詠しなり。嗚呼の問はず語り耻しけれど、子孫の者しらですぐさんも本意なく、また年經ぬれば貧福榮枯所をかゆる。其ふしいかなる者の覺束なき末などゝいわれんも口おしからんと、幸に不朽に垂れて、子孫をめぐむはしとかゐつけ侍る。見ん人おこのわざをゆるしたまへ。

○畿内の俗言に、そふかいな、斯かいなといへるは、歟否なり。卑劣のことばならず。

○自はみづからと云訓にてなく、唯身といへる訓なるべし。手づから、心づからと哥にも詠たれば、身につからといふ手爾葉をそへしまでならんか。識者の鑒をまつ。
○折敷を和卓と書は、雅字に覺ゆ。
○戯場にて見物人の忩々敷を鎮むるとて、東西〳〵と云えるは、羅大經が鶴林玉露に見へたり。
○紋所有て腰明の有を熨斗目と云。紋處有て腰明の無を紋片色と云。紋も腰明も無を片色と云。白を白練と云。赤き無地を赤兎と云。これは緋のしめは極官なればなり。
○官家の大紋には石帶あり。武家には石帶なかりし歟。
○ある人つゝいづの哥はつゝいつのと云て、五十と上の句置き、老にけらしなと、業平半百の翁となりて詠まれしといえり。老と長とを取違たり。おこの奇説笑ふに堪たり。それ中將の哥は心餘りて言葉たらずと、古今の序に出たる程のことなり。其頃の古體、今の如言葉利根に作意あらんや、よも貫之僞を奏せらるまじ。又古今を説し男のあり、先はじめに、それ和哥はひとつ心をたねとして萬のことばとぞなれりけると説けり。萬の對一なり。ひとつのつの字筆あまりて、ひとつがひとのとなりしより、誤來ること久しといへり。何かゝる奇説ゆへ聞く人もあれど、按るに、同眞名序に、

夫和歌者託二其根於心地一發二其花於詞林一者也、下畧、

これを以て見れば、心を種とすること明らけし。萬に一の對甚敷鑿説なるべし。自家門前の雪掃除せずして、他人屋上の雪を拂ふ。贋古流弊家涌出て、紳縉家を眞似るは、町人の武術學びし様なものにて、眞劒の勝負になつてはいかゞや知らず。
○家相者流家を建るに乾の方を張べし。巽の方を張べしと指圖す。夫天は西北に欠、地は東南に滿てず

又輔寫

と、古よりいえり。然るに據なき杜撰の説を設、愚者の財を費さす。洪範に悖りて五行の生剋に、私の好悪をたて宗、天地の常理に差ふや、生剋の道は傘匠のごとし。雨降らざれば賣れず。雨晴ざれば張ざるに等しく、通達と裁制と二の道なるをや。

○諺に云、[illegible]は意なりと、不朽の確言諸事に通ず。按ずるに、[illegible]は衣なり。衣服美ならざれば行はれず。[illegible]は威なり。威儀敦重ならざれば服せられず。[illegible]は異なり。異言異體能用ひらる。[illegible]は夷なり。動ば人を夷ふ。[illegible]は稲荷、よく尾を出さず人を誑かす。

○拾芥抄に云、本朝社稷の神は二十二社、其外勅願所なりと云々。朱子曰、社は土神、稷は穀神なり。國を建るときに、壇壝を立てこれを祀る故、春秋兩度民をして社を祭らしむ。本朝土神を生土神と云、祭禮は實は社にして、春休春事連座などゝいえるは、春社餘意なるべし。

○庭訓往來、風月往來などゝ云て、往來の字を書翰雜筆の通稱と思へるにや。往來とは、禮記に禮尚二往來一と云より出たる名なる故、庭訓、風月などは、状毎に反報ありて禮をそなへたり。往來の字相當せり。爰に商賣往來と云もの有。元祿の比、京都の訓蒙師堀流水軒と云人の著作とかや。唯一帖の物に往來と號しことといかんぞや。全一犬虚を吼て萬犬聲を傳へ、其後種々の往來といえるもの出來ぬ。往來とは麁々的たる義なり。其文中に反物麁物と書けり。端物、衣物と書べきを麁物と誤れり。いまだ裁縫はざる物を端物と云。旣に裁制せし物を衣物と云。衣通姫、着衣初などの衣なり。麁物とは當らず。此商賣往來は、其比、流水軒自筆を、書林大野木氏開板せしより、終に津々浦々迄も布滿り。

○かなづかひの事は、大古云しまゝを書しものなり。たとへば畿内にておまへさまと云を、關東にておめいさんと云へり。然ども文字にはおまへさまと書なり。めいりやすは、まいりますと書がごとし。上古

うくひす〔久比〕と云しを、後うぐいす〔具偽〕と訛れり。故にかな遣別にあるにあらず。正しき清濁は、古言清濁考の意の如し。江戸の洒落本、草双紙などに、くすぐつたいと書ども、戯文ながら淨瑠理本にはこそばいと書なり。これ關東のかなづかひなり。いにしへのことば、今より書も此意なり。されば哥は勿論、よのつねのくだれるうたひものも、かなづかひなくんばあらず。誹諧にいたりては俗談平話にて、披講、發聲、楚人の沐冠なればいかゞやしらず。

○干菓子の松風は、初京都より制し出し、或御方へ御銘を乞奉りしに御覽有て、まつ風と號給ふ。其心は表に火の剛焦し跡、泡立し跡、けしをふりなどし、いろ〳〵の麦あれど、うらは統りとして模様なし。うら寂敷と義によりて、松風とになづけ給へりとかや。又貞德老人の編れし御傘は、指合ふ事ならずと云義より、至尊の御傘に比諭して、斯號られしとかや。古雅にしておかしき名なり。

○商賈の招牌も、昔より有來れるは甚古雅におかし。昆布屋に不二の山の形を出すは、水からの看板なり。富士は元涌水より出現せし故、水からと云意なり。又みづからは不見辛なり。思はざりき山椒の人て辛かりし故、斯名づけしとぞ。京都の白粉屋の看板に、如斯白張の箱かんばんを出す。是は美貌の女子を中高なる良なりと、いにしへより稱譽せし故に、凸の字の形を作りて看板とす。風呂屋に矢を出せるは、いると云義なり。

○萬葉に妹許と書て、勿論字義の通り婦のもとへ云事なり。必竟俗間に云妾宅などゝいえる心なり。今櫻狩、茸狩、川がり抔と混じて、女の本に忍び吟ひ步行くを、いもがりとたがひ・る事あるやうなり。

○大坂市中に地の字センバと云へるは、洗馬なるよし。信州にてはセバと云。これも洗馬なり。大坂洗馬は豐太閤御在城の外郭洗馬の地なり。然しより斯センバと云りとかや•今船場の重箱讀當らず。按

るに、京師八條不動堂青物市場の問丸をさして、センバと云へり。本うつぼと云地名は、相物の相場を立し市場なりしが、市を立る賣聲ヤス／＼と云しを、太閤聞し召て、矢の栖は靭なりと曰しより、地名とはなりぬとかや。しからば不動堂の問丸をセンバと云によらば、別に交易輻湊の地にセンバといへる號ありや。可考。

相物と云は鹽魚の惣名なり。小あひ雜喉と云も、小相物と云を略して小相といえり。太平記に、隱岐の國より天皇を相物積し船に乘奉りて、地の方へ送り奉るといふも、鹽魚船なり。

○農民餉時前に食するをケンズイと云。間炊なるべし。建水と古く書來れど、據をしらず。

○誹書曉山集に、拾遺集の贈答を卷頭に出して、注に拾遺の頭書にも不分と、何角譯の分らぬことを發端に出したり。例の深秘の費のうつり臭なり。其贈答は

尋常のいろとも見へす梅花

かへし　珍重すへきものにそ有ける

尋常珍重とばかり注に有て、曉山の作者も分かねし趣に書なしたり。自分わからざることを、著作の書の初に書べき筈なし。斯もの有そふにかきなしたるが、例の傳受賣の惡癖なり。尋常はよのつねとよみ、珍重はもてはやすと讀なり。なんぞむつかしき秘の傳のと云事のあらんや。是等にくるしみなば、萬葉集はいかゞして讀まんや。

○石印の緣を缺は、元來鑄印の鎔の湯溜を摸せしなり。鑄印體ならでは緣を缺に心あるべし。又今世十二刀法と云は、きはめて好事の杜撰より出たり。篆の十二法にして刀の十二法ならずと、荻金谷先生は申されしと、ある人の語られき。

○犬さくらは京都東寺の大師堂の南の塀際に、寳筺印塔の西に大木の有しが、今はなし。廿年ばかり以前參詣しときはありぬ。和州布留の桃の尾の瀧の邊に數十株ありしを、去ねる午年の花の頃見侍りぬ。布留の瀧は、社よりは五十町ばかり奥の山間、桃の尾と云所にて、幽谷の致景にて、坊舍軒をつらねたり。大瀧八十丈計上より落て巖に障て妙なり。小瀧は天工の物とも見へず。和州游行の客見殘すべき處にあらず。

東牖子巻之五

月令に云、腐艸化して螢となる。亦本艸に茅根化して螢となると云り。京童の常談に、宇治の螢は頼政の亡魂なりといへるも、本草の茅根と頼政の亡魂と混じたりとおもはれはべる。

○士の妻女稱して御新造といへり。いかにも此字義あたらず。御深窓と云べきを誤りつたふるものか。御深窓は、奥様と云に對して稱するなるべし。李白の詩に、美人捲珠簾深坐嚬蛾眉と作。長恨歌に、楊家の深窓に養れといへり。何れにも御深窓と書が禮なるべし。秋齋間語の新艘の說、野にして隘哉。陸氏が傾城の新艘の說は可なるべし。

○致ます、御座りますといふますの二字は、手爾葉ならず。言葉也。ますとは申と云義にて、まうすの中略ますなり。赤穂をあことといへるは、カホの反こなる故、あこと云なり。かへしの法反なり。まうすをますと云は、まうの切なり。是かへしの法切なり。反切如斯し。又申ますは、申を申と云事なり。重言の様なれど左に非ず。申を申と云は、上の申は體なり。下は用なり。躰を先じ用を後にするは、本朝の法なり。又用を先じ、體を後にするは、淸土の法なり。謠謠、舞舞と云に同じ。是賢賢易色と、論語に出るもの、申を申の字例見つべし。必重言なるべからず。幼童などの半紙の紙といへるも誤なるべからず。上の半紙は用なり。下の紙は體なり。則冠字なり。是を笑は僻言なるべし。鈴屋の翁の玉くしげに、ますは坐にて、致ますと云ますは、なしといへるは、堂に登て室に入らざる說と云べし。此翁、果して英雄人を欺説あり。扨音は畿內は大體平聲なり。西國は去聲にして、東國は上聲なり。音に

甲乙あれども、言語は夷洛の差別なし。全音は水土により、言語に習俗の僻有。

○東都の少年、假初の宴に酒肴を設るとき、美肴佳味數多つらねしを、富佑の躰過分の事なりとの挨拶に、富んだ事だと云しより、轉じて飛んだ事と云違ひたり。はるか後笠森茶店の女の逐轉せしを、頻に飛んだ茶釜と輕忽の義に云なしけり。

○さらば、は左有らばなり。さる程には左有程になり。又去かたは、或方なり。去人も、或人なり。あるをさると云、アカサタの横訛にて、今猶筑紫の俗、歩行をさるくといへり。音は通じて義は差へり。

○夜なべと云は、長夜の比奴僕をして晝の殘務をなさしめ、諸工人は其諸工を勤む。深更におよぶときは、鍋をもつて物を煮て食ふ。依て夜鍋と云と、年浪草に出せり。甚鑿說なるべし。夜なべは夜延の轉ぜしなり。晝を夜へ延て短晷を補ふゆへ、夜延なるべし。

○まつべるは斑るなり。ひよんなことは、變なことなり。うだしひは、穩しいなり。またいは、全なり。なぜには何條になり。伯父き兄きは、伯父公兄公なり。犬公貴公などに當れり。

○老樂と湯桶訓に書しもの見ゆ。それ老らくは、萬葉に老矣と書て、らくとはてにはなり。唯おひたりと云義なり。憖ぶらくは、恨らくはなどと云におなじ。手爾葉にて更に樂の字の義なし。

○俗間に髻をたぶさといえり。鬪諍のときなど、髻を摑をたぶさとるといへり。いよ／＼髻をたぶさと誤れり。爭とき髻を摑む、其手首を又捕てすまふ故、手房をとるといふなり。たぶさは手首なり。乳房に對して手房なり。歌にも、

手にとれはたふさにけかるたてなからみよの佛に花たてまつる

○白うるりのうるりと云字は、麗なるべし。しろく麗と云義なり。麗をうるりと云へるは、綬をゆる

り、圓をまるり、爛をづるり、くるり、ぬるり、みなおなじ。るに、りのてにはを添しなり。

○畿内の言葉に、下輩の來りしとき、ヲジヤレと云。御出有の轉ぜしなり。其上はゴザレと云。御座有の轉ぜしなり。物を乞ふにタモレと云。給なり。又下輩へ貴樣といへるなど、中々敬に過て諛がましけれど、耳なれたる故、さのみ尊卑の亂たる樣におもはず。却而またヲクレは贈なり。ホシイは欲なり。畿内は言語甚亂雜なり。分て京攝は他方混じて野なることゝし。

（唐音にて美快なることをハウ（好）と云。よからざることをポハウ（不好）と云。譽て洋々といふべきを珍重と云。此頃卑諺に、仕損ぜしことをボハと云。浪花にてはボハルと云。京都三條五條の旅籠屋の隱語に、よきをハグと云。あしきをブハイと云。これ皆好不好の轉語なるべし。

○糊はねまりなり。ねまの反しな也。なはナニヌネノと通じての也。故にのりと云は、ねまりの轉ぜしなり。惣じて粘るものはみな、のりといへるなるべし。淺草のり、青海苔も、海のねまり、血をのりと云も、躰のねまりなり。京都にて夜分編糅糊を買に、つねのごとくのりと計り云ては賣らず。ひめのりと云へばうるなり。全體編糅と云は、非米、非飯、唯飯のとり湯などをいふなるべし。衣編糅とあるは、衣に加ふのりなれば、ひめを粥とも飯とも定めがたし。按るに、粥の制、昔は今と異なるべし。南都の俗、茗粥、揚茶などとなへ用ふるもの粥にて、下へ漉て湛りたるもの編糅なるべし。いづれ暦の編糅はじめは、粥の食はじめなるべし。往古は常の朝ごとに粥を食しにや。源氏物語に粥を召るゝこともまゝ見ゆ。枕草紙に、粥の節供まいるとあるも、古きためしを捨られざる處見つべし。或云。大古はみな粥なり。飯は後の制とぞ。故に昔は辨當に入るべき飯なし。故に令の軍防令に、糒を貯ふる分量をしるされて、飯を食せらるゝは貴官ばかりにて、下司はみな糒なり、伊勢物語に、かれゐほ

とびにけりとあるも、上國ははや、飯の制も調へど、鄙路にはいまだ調はざる趣にかきなされたる歟。大古穴居の時は、みな雜炊なりとかや。されば元旦に雜煮を食し初て、而後ひめはじめあり。清土にも元旦粥を食せるにや。堯拜粥噴などといえり。既粥音祝におなじく、芽出度義にとれるにや。

○世俗蠟燭の尻を吹く事つねなりしを、年比不審かりしに、予游歷中、田家に居をトする頃、野狐甚多く、夜行唯提灯のらうそくを取らるゝ事、數度有て困れり。或人教て曰。らうそくの尻を吹べしと。扨其後は試にらうそくの尻を吹くに、再び野狐に取らるゝうれひなし。夫野狐は人の息のかゝりたる物を喰はず。人の食ひ餘りの物を食する事なし。故に斯のごとし。夜行蠟燭の尻は吹がよろし。

○和歌の題を出す事甚重きことにて、稽古の如きも題を師に乞はざれば詠まぬなり。故に師によらず、自己の才を以て細工よみする人の歌は、直にしるゝなり。扨其ゆへにこそ、出題御免といふことは、至而輕からざること也。予幼稚のときより、半百の今まで、知れる人の內に出題免ぜられしは、和州の勝間守貞のみなり。容易の儀に非ず。いかなれば誹諧には題にすまじきものを題としたり。何程俗談平話を常とし扱ふとても、風雅の道ならずや。風雅の譯の分らぬは是非なし。洒落を風雅とのみ心得るは、大なる僻ごとなるべし。說文に、雅は正也と云り。正しからずして道は立べけんや。それ芭蕉の古墳、伊州上野の古鄕塚と云るは、太夫望青天の建られしに、桃青法師の墓と誌されたり。仄に聞く。桃青百廻とやらんに、靈社の號を贈るとぞ。正しく道に入て法師と有に、歸俗同樣の靈社號をなど辭せざるや。發起の者地下の靈をして耻かしむ。是雅にして正歟。扨宗匠と稱するもの、風雅の道におゐてむさと稱すべきものならず。和歌の道には一切地下になし。既に淑治の宗匠壹人なるにても察べし。誹諧にはすべて點者たる程のもの、みな私に宗匠と稱するは、僭偸の甚しきもの歟。

田春林画

東屋子

○此頃流行の誹諧を見るに、虚實の扱ひ分らず。實中の實に落て、唯言勿論の句少なからず。またひたすらに言葉ばかり媚たる句もあり。虚實と云は、先易の爻に初を云て終をいわず。上を云て下をいわず。乾の初九の潜龍より、未濟の有レ孚ニ飲酒一まで、虚を以實を說けり。老莊の寓言は勿論なり。これらは暫くおく。佩刀をいわずや、柄頭小尻と云て尾頭分りたるに、小尻に當る處を帽子先と云、頭近き所を鍔元と云。本末表裏に虚實あり。足手に尻有は臂尻なり。足に頭有は膝頭なり。其自然の虚實見つべし。李白が詩に、白髮三千丈と云るは、いかにしても長過たる白髮なり。斯虚を云て緣レ愁似レ箇長と實を誘ふ。和歌には古今集の初卷に、春は來にけりと云て、鶯の氷れる涙と虚實を見す。何程寒氣甚敷深山にても、鶯の涙が貳年越に氷てあらふ筈がなし。爰を虚實の工風の專と云べき歟。斯いへば、古今や、唐詩の上の歌を、猥に心もなく是とし侍らば、芳野の花を雪と見雲と詠んはおかしかるべけれど、伏見稻田の桃を火事とも見るべし。誠や道に實ばかりの立がたきは、風雅の骨髓なるをや。金くれる約束の来ざるは嬉しけれど、首取らるゝ恨の解ざるはつらし。針の小くて沈ば實なり。船の大く浮むは虚なりとは、虚實をよく分別せし十論の確言ならずや。

唯言　三條の橋から見れば涼みかな

同　犬蓼やなかば崩れし橋のもと

是は三條の橋を崩橋にし、涼を犬蓼にしたる迄なり。然ども寂しみとか、乏しみとか、しゆみれた處が骨髓とやら、妙な處をおかしがる故、打聽に何とやら犬蓼の句は、物有そふに聞ゆるは、口に風流の道具をつかへばなり。よつて順評點とりなどには行そふなる句なり。拙きたとへなゝど、下手な役者の歌舞伎の稽古見ると、初日を見るとの違にて、必竟不斷着と舞臺衣裳とかはりたるまでなり。定家卿は寂

しくは歎じよきものなり。にぎやかにめでたくは詠がたし。随分はなやかなる處も案べしとて、

　　花見んとよそほひ車かさり馬櫻にむれてあそふもろ人

とは宣へりとかや。扨又句の實にのみなりたるとに、

　誹諧　道ばたの木槿は馬に喰はれけり

　實　　道ばたの木槿を馬の喰にけり

初の句は手爾葉ひとつにて微妙の域に至り。古今を絶倒せし句なり。後の句は實に落て唯言なり。今や流行とて、手爾葉も定かならぬ、切字なしの下手役者のはれ著著た様な句も見へたり。何はともあれ、他流から異端の様にいへども、東花坊が古今抄十論などは見るも可なるべし。しかし文に任せて人を誑す處あり。すでに十論の中に、一字銖、茶話禪、白馬經、六一經と四部の秘書を引けり。實は夫と都したる物はなしと、二代目の盧元坊が云置しからは、若もあらば僞書なるべしとかや。

○常人伏して寢るものは病み、長病伏するものは生くと云ことを、相法の書にて見當しが、他年病者を試るに、十に一も差はず。予が考へ見る處なり。醫書に非ずして相書にて見當りし事、得處其道に非るを耻づ。然ども相法の書は、元來素難より穴所を定め、部位骨格これに本づく事多く見ゆ。

○鷓鴣は越の國に産るゝ鳥にして、其産地を深く慕ふ鳥なり。故に越鳥南枝巣、胡馬北風嘶と作れり。本朝に春鶴の引のこるが巣を作るが如く、鷓鴣も他郷に自然巣つくる時、韓魏燕齊の間などにては、南にさしたる枝に巣をくふは、故郷を慕意、自然と深き鳥なり。依而羇旅に故郷を思ふ情に作意有べきもの歟。唐詩の越中懷古に、唯有二鷓鴣飛一と云しは、南越の鳥なればなり。鷓鴣に寂寥たる意のみ作るは當るべからず。其越の鳥たる事を自得したることとあり。海人草を鷓鴣菜と云も、南海のみに生ふ

る物なる故に、本朝にも薩摩熊野の兩所より出るなり。性の天に受る處、誣べからざること如斯し。

○雛妓初て人に寢をすゝむるを水上といふを、世事談と云るものに、商賈の荷物を船より問丸へ初て上るを水上と云に准じて云と書けり。然ども萬葉に未通女と書て、いまだ人にまみえざる少婦をいえば、初て揚る雛妓ゆへ、全未通揚なるべし。扨揚屋を擧屋と書がよかるべき歟。君に人をすゝむるを薦擧と云、吹擧と云。客に妓をすゝむるもおなじき故、あぐるといへば擧亭なるべし。水上の意も拙き歟。

○唐大祖武德年中に鑄る處の錢を開通元寳と云。そのゝち九十年を經て、玄宗の朝に開元と云年號を立られたり。故に誤り傳へて開元通寳と云來れり。夫錢の文字は、元は廻り讀、通は飛よみなり。開元年號、改元より九十年前の開通元寳なるをや。殊に裏面に、上絃の象あるを、揚大眞の爪形などといえるは、愈妄說なるべし。

○維貫仲が三國志演義を譯して、通俗三國志とて世上流布の本の中に、吳の國にて魏の張遼を水火よりも恐怖る故、小兒を嚇すにも、遼來々々といえり。故に本朝にも、孩兒に飴を與ふるとき、レロ／＼と云は、此事なりと譯せる人附會せり。甚非なり。夫レロ／＼は、呂律々々の轉ぜしなり。全嬰兒をして開合爽に爲しめんとて、呂律々々といわしむるとなり。京童の常談に、言語の鮮やかならざるをロレツが廻らぬと云も、呂律が廻らぬと云事なり。

○鏡はもと菱花と云て、池水に菱のはなのうかみしを見て造り初しものなり。故に八花形に造れりと或說にいへり。この八花形と云は、初に圖せし、鬼門の條、にこれを神學者流はいえり。如何や詳にせす。又或說に、菱花は唐鏡の事なり。本朝往古より皆圓鏡なりといえり。年併攝州今宮の社の什物の鏡は、菱花の眞鏡なり。裏面誠に能筆にて、大古の絕品と見えて、文字にて見れば和鏡なり。書風奈良

七代の頃とおもはる。

〇京師東の京極通誓願寺は、淨土宗の本山にして、本尊春日佛師の作の大佛なり。此寺門の前にむかし餅を賣家有。大佛餅とて珍重され繁昌し、富巨萬の財主となる。其後豐太閤洛東六波羅の南に方廣寺大佛を建立せらる。故また別の餅屋、大佛餅とて、新に店をひらきて繁昌連綿たり。京極通の初の餅屋は業を變、誓願寺通柳馬場と云處へ轉宅し、子孫自然と大に奢も募り、遊里に巨萬の財を費し、洒々落々たる風流家にて、傾城禁短氣と云物を著し、自笑にあたふ。八文字屋八右衛門と云。京師の書林なり。實に烟花の一絶筆なり。大佛餅と云は元來誓願寺大佛の門前なりとかや。此餅屋は江島太郎右衛門と云。表德は其磧といへり。

〇和州郡の池田正式と云人は、貞門の誹人にて上手なり。其時代は古調にして洒落うすし。其ゟは輕き勤せし人故、勤仕の身は隨意に花を見ること叶はずと慷慨して、

そばに居て見ぬやよし野のはなの先

此句を吐く。仄に太守の聞に達し、吉野のはな見てまいれしと、いとま給りけり。夫より吉野へまかりて花を見、十分の枝を手折てみちの程を捧て歸り、太守に奉るに、悅び召歌を下さる。

あしかきの吉野まちかく家ゐしてとふへきはなにとはるへしとは

となん。實に風雅の德ならずや。此正式自歌合二百首あり。みな狂歌なり。自分作り名して平群實柿、布留田造武人とせり。狂歌八百首といへる板本にあり。ことの外、狂歌はおもしろかりしが、板本甚すくなし。今世東都の狂歌者流の復古の狂名も、是等を據とせしにや。

〇天と天竺の分らざる童僕を召仕ふに、四季施と云て、衣食を主家より辨へ、手習させ、渡世の業を

蘭林斎画

教へ、幾ばくの世話をなして、これに春秋兩度は別に新衣を與ふ。浪花にてこれを衣物といふ。京師にては古名を失せず、春秋兩度の新衣も四季施といへり。

○なべての貧者は福者をうらやみ、己は奢らず世をすぐすに、福者は行住座臥奢を極むる樣におもへり。是程大なる間違はなし。福者は奢らず、貧者は却ておごれり。公界を勤る人、今日は風雨烈しとて不出勤もならず。快晴の美日なればとて、私の潜行も叶ひがたし。貧家の奢といふは、長閑な日は辻打放下を遊觀し、心に求めぬ後世の爲などと、勸化開帳などの世話人となりて隙をつゐやし。霜雪霖雨のときは、業を廢して內に口を空敷す。もふくる財を儲けず。却而費す財出入の差ひ過分の事なり。清士貧家の奢は油斷なりと、或方は被仰しとかや。殊に碁將棊は、決而町家の近づくべき技術ならず。人も是を木野狐といえり。宜哉よく人を誑せり。

○和州三輪の布袋屋某は、同國並松の周齋子の門人なり。年頃和歌をたしみ、或としの春、

　はなとのみ見しは麓の心にて雲わけのほるみよしのゝ山

と詠添削を乞しに、師も甚よろこび、近比の秀作なりと稱譽す。己も又詠得たるものをと大によろこび、折をがなと時を待しに、或とき京師に登る序に、冷泉爲村の卿に詣奉りて、自詠を御覽に入奉りしに、卿稍沈吟御座し宣ふ樣、扨々骨を折つらん。然ども歌にならずと被仰ければ、彼男大に肝を消し、しばらく默せしが、心附て申上奉るに、恐ながら御添削を被下置なば、歌にもなり申事もやと申上ければ、卿宣く、いかにもなるべしと硯引よせ給ひ、

　しら雲と
　はなとのみ見しはふもとの心にて
　はな
　雲わけのほるみよしのゝやま

と御添削被遊て被仰るは、其方詠しごときは悉皆僞なり。白雲と見るも虚ながら、爰が歌の脉なりと被仰ければ、彼男、感慨して退しとなん。昔もさるためしは、兼壽が近衛龍山公に於る同日の談なり。

○芭蕉七部集の内冬の日集を注解せし書出たり。是を見るに第三の句、

有明の主水に酒屋つくらせて

さけやと云べきを、さかやと酒店、酒樓などと見違へたり。此屋の字は家屋のやならず。手爾葉のやなり。此やの字ひとつを以、第三の大事とする、すみの手爾葉は調ひたり。これを酒店と見れば、すみの手爾葉なき故、體いやしく平句の丈なり。此一字のやを以、第三になりたるなり。一應に酒店と見しは麁々的たる見様なり。有明の主水もいろ〳〵つまらぬ解なり。先有明の主水とは、待宵の侍從、物加波の藏人、或は伏柴の加賀などに對して、假に設たる名なり。物加波の藏人は、今朝しもなどかと一首の當意卽妙より、子孫に姓を物かはと稱せらるゝ程の人なり。有明の主水もあらば、もとり司なればおほみきにても作せたらましかはといふ句にて、てどめもまた言殘すてにはのときは、作らせて見たらんにはと餘情かぎりなく、誠に第三の體となるなり。則やと休むるすみの手爾葉有ゆへ如斯し。また酒家と見るときは、下のての字の拗音タレ ツレなり。作らせたれとつまりて、平句體となるなり。タレ ツレの反てなり。上に押てには無れば、たれとかつれとか云て留なるべし。又奥に、

隣さかしき町におり居る

此解に、さかしきは、さはがしき略語といへり。按ずるに、神代卷に、天の眞賢木と書れしを初、すべて小賢などと物語に書きて、今世常談にもいえることばにて、注までにも不及ことなり。又さがしきとは嶮岨、意にて嵯峨しきなり。小家がちなる住居の、口さがなく小賢きていなるをや。嗚呼千人の諾々

より、一士の諤々を恐るなるものを。易の地雷復の數なり。歌の三十一字も一と餘りて不盡。三

○七は少陽不變の數にして盡して一に歸す。大極の一顯然たり。碁盤の目の三百六十一も、將棋の

七廿一と餘るは、一を越て三を函む天の數にて、

八十一も一と餘らねば盡ると知るべし。昔或御方の家司なる人、試筆の歌詠て奉りしに、卿御覧ずる

に、

ことのはのみそしに年もくれはてゝいちしにかへるあら玉の春

殊の外御機嫌あしくて被仰るは、其方此譯を知りて詠しや、又しらずしてよみしやと、御尋嚴敷かりし

に、其男努々不存旨實を以告奉りければ、左社あらめ。いしくも知らざりし。知らば宥赦がたきものを。

乍然我家の大事を、偶中にも詠しものなれば、其儘は不被捨置、家の子なれば分而不便に存ずれど、

すぐに是より勘當なりと被仰、春たつ朝より勘氣を受しとかや。

○碁盤の足の山梔子形なるは、助言をいましむる所以なりとは、かねて聞ぬ。瑯琊代醉に、盤の裏面の

切子形は、血溜にて、助言せし者の首を切て、すゆる處なりといへり。

○大雅堂は誠に名を空しうせぬ士なり。侍は仕官の人を云、士は仕へざる人を云。生涯に誹諧のほ句と云もの二三句聞はべ

りぬ。知命の春の歳旦に、

いくつじやと問はれて片手明の春

此短冊、京師の儒家堀氏の家藏なり。則其年の夏四月十三日物故せられしも奇なり。又郡山游學のとき、

よし野にて。

葛粉晒らす水まではなの雫かな

と云へり。専門ならねば知る人すくなし。
〇米は五味を兼たり。故に衆人生涯これに飽事なし。何ぞ無味淡薄なりといはんや。夫、米と水とを和して制すれば酒となり。辛熱にして人をして酔狂せしめ、能肥満せしむ。醋に制する時は、剛きをくだき柔をしむ、人を痩さしめ、醴となせばよく緩め、長幼を養ひ、粥となせば鹹して、脾土を鹵窄しむ。炒れば苦味と成。然ども微々たる苦味、痞痎を排す力乏し。如斯其味異なれば、効もまた異なるを察すべし。それ薬の尊ぶ處は、氣と味のみなり。故に炮煨修治正しからざるときは、薬効なきのみならず。却而愁を求む。採薬局に任せて割伐せしむは何んぞや。
〇痘瘡は本朝往古なかりしを、筑紫より流行來れりと、傳記に詳なり。これが論はしばらく閣。いづれも當れり盡せる故なり。然ども其初筑紫より流行すといへども、壹岐の州、肥後の天草地續の處は、肥前の大村領などは、昔より疱瘡をしらず。然といへども、邂逅伊勢參宮などするとき、他國に疱瘡流行する期に行合すれば、夫に感じて痘を病なり。左有ときは同行の連これを恐れて、路傍に打捨行とき、病者旅宿を求保養するなり。類族合壁の者といへども捨置事如斯し。殘忍なる様なれど、誤て國に歸るときは、合壁より隣村に傳染し、甚敷ときは國中に流行す。然れば容易痘根絶がたく、大にくるしむなり。予が類族壹州の問丸をす。依而目前見る處なり。是胎毒に依や。先天の慾火によるや。他國の水土に感ぜし者、國中に充るは何んぞや。其所に於て一國一鄕痘を知らざるは何ぞや。謝氏の說も又宜なり。

痘瘡乃造化之殺機、兒童之刼數、非レ可下以二常理一測上也。沿習之論、但云、胎毒之所レ致、故有下謂三成胎以後勿二復再宰一者上。有下謂三初生之時探二取其口中血一者上。有下謂三懷胎十月勿レ食二醴厚煎煿滋味一者上。

至於燒臍煉砂兎血稀豆諸方、言人人殊及其試之百無一驗、況有同母共胎孿生者、而稠稀廻若天壤、又有一時氣運吉凶不同。倘遇其吉比屋皆安、若際其凶夭札如麻、至有一村中無復兒聲者。此蓋長平坑卒、南陽貴人之比、而祿命醫藥、至此不足憑矣。

○左傳云、晉の畢萬莒を討て功有り。魏邑に封ぜられ、姓を魏と給ふ。太卜令の曰、萬が後かならず大ならん。夫魏は大也。萬は數の至れるなりといえり。是今の世に云、フトマニのいちはやきものなり。扨畢萬が後果して文侯の代に至り、魏の社稷を起せり。名は實の賓なり。國家將起必有祥禎とは宜哉。

東牖子 大尾

薄物細故亦天地之塞。人事之充也。舍之則不能無不乞也。田仲宣此編。其志在不舍薄物細故乎。其人其辭。可以之概見也。屬書肆刊之。而需余之言。余曰。人心如面。本之己。則雖未能無趣殊言異。然至加不舍其薄物細故者。則所謂同其志矣。遂以斯言、題卷尾而應其需云。

辛酉秋日　蒹葭隱士恭識

嗚呼矣草

東牖子は、友人田仲宣の別號也。ひろく和漢の書にわたりて、其要をとり、あるは、心にうかぶよしあしとなく、筆にまかせて、かいやり捨たるを集て、既に世に行はる。題して東牖子といふ。頃日また座右の隨筆數十卷、机上に餘れり。書林何某乞て、世俗に益あるものを梓に上し、さきの東牖子に次んとす。東牖子云、前日東牖子梨棗に罪するさへ、嗚呼のわざなり。今又此草稿、杜撰妄談のはなはだ敷、實に識者の嘲呼をまねく嗚呼矣とて許さず。書林が乞の志も厚く、東牖子が謙退のふかきも亦賞すべし。予傍に在。終に東牖子に說て、書林があながちの志をたすく。さきの東牖子が詞を其まゝに、嗚呼矣草といふことしかり。

〔左近衛將監下毛野朝臣敦光〕

東山投林居主人

嗚呼矣草序

我
古先聖王之政。自京師以至諸國。皆各有學。講文練武。歴朝不乏其人。以致太平之化。保平之際。紀綱擾亂。弑逆之禍方起。海內瓦裂。自爾以來。振干戈數百年。文學之徒。掃地而盡。天運反復。傾否爲泰。慶元之政。皆出先王舊典。彰善癉惡。仁澤洽乎兆民。海內一統。文學之徒。相繼不絶。家々講文練武。市兒俚嫗猶能識字解文。嗚呼
昭代德化之盛。亦可以見。友人田宮仲宣甫。平生好讀書。祁寒苦熱。未嘗廢業。隨有所得。日記數千言。細大不擇。頗爲之議論。今如此編。乃其餘事也。仲宣甫亦能遺外聲利。而不慕乎富貴。濟世之志。孜々不已。其識寔高。其於文雅風流。何止於此。書成。屬雷爲序。述余之所知。以贈之云。

〔聖護王府侍臣〕

文化二年九月穀旦　國栖雷識於左京錦里忍容齋

嗚呼矣草總目錄

卷之一

卷之二

巻之三

巻之四

巻之五

嗚呼矣草巻之一

田　仲　宣　編

【一】魚は水に住んで水を知らず。人は空に住んで空を見ず。福者の子は富貴を知らず。太平の民は、仁德に浴することを不辨して、唯己が欲する處を遂ざるを愁ひて、足ることを知らず。甚しひかな。其愚なることや。夫死生富貴は、天命に定つて、人力をもつて如何ともすること難し。今や無様太平に生れあひながら、民俗の常談に時節柄などゝ云ること、冥加をおもはず。時務に達せず。歎かはしひかな。甚愚なる心なり。其時節柄といふ捨言葉は、みなおのれが恣まゝに願ふ事の遂ざるのみなるべし。是太平の民の、治世の仁惠を不辨ざるもの歟。

【二】往古は貝を以て寶とし、今の金錢のごとく通用せしゆへに、寶と云、販と云、賦、財、賤など、みな貝の字に屬す。其貝や、今兒安貝を最上の寶貝とす。扨貝の類は、螺と蛤の貳種を出ず。榮螺、辛螺、田螺、法螺、蝸牛、蚫、みな同種變形なり。甲香とて蓋の有ものあり、なきものあり。蛤の類は、文蛤、瓦龍子、蜆、蜊のたぐひなり。然るにいにしへより片思ひといえるより、婚姻の饗膳に蚫を嫌こと甚し。蛤の種の偏ならば嫌ふらめ。蚫は螺の種なり。如レ斯く螺にて、蛤の片々なるとは異なり。一向これのみ嫌ふは俗習の甚しきものなり。既に蚫は雌雄有て、女貝と男貝は、常人も食ひ分るほどなり。貝にて婚姻などに忌べきものは牡蠣なり。凡天地の間、雌雄陰陽あらざるものはなし。牡蠣にかぎり、雄ばかり有て雌なし。交泰の氣和

せずして種を生ず。牡有て牝なき故牡蠣と云。されば婚姻に牡蠣は禁べし。蚫を何ぞ嫌はんや。古人打蚫、熨斗を婚儀に用ゆる事、それ心有かな。

〔三〕和歌にいろ〳〵の柏をよみて、今風雅者流柏傳とて、種々のかしはを揚たり。扨かしはの類、すべて饗膳の上、三寶などに敷用ること、いにしへの倣とす。按ずるに、今の苴と云ものは、往古のかしはといえるものに准ぜる歟。食物をのするもの丶古言、かしはと云へるにや。膳部をかしはでと讀、かしは人などゝいえり。今古風殘りたるは、饅頭の苴に檜葉、杉葉を用ふるこれなり。則杉、檜など、霜雪に焦粹せぬ堅葉なれば爾かなり。また其柏傳の中に玉柏あり。おなじく柏と云へど、よつて來る處差へりとおもはる。

　なには江の藻にうつもるゝ玉かしはあらはれてこそ人は戀はめや

これは海中の石をよめり。岩をかしはといふは、同音別義なるべし。樫柏は堅葉なり。巖石は堅石なり。堅石シイの反シなり。故にかしはと轉ぜり。はといはとの差ひあるべし。蛭子の尊に、三柏の紋をつくるは、天の巖樟に乘せ奉ると云義なり。三天の三ツ柏は、堅石柏の義を失せりと覺ゆ。この外に伊勢の神祕の朝日柏といえる有り。義尤深きかな。

〔四〕盃に織部形といえるもの有て小盃なり。よつて邊鄙の野人など、盃を織部と心得し人もありとかや。元豐臣家のときに、日根野織部正高吉と云し人の好み申されし形となん。依之織部形と云へり。此織部と云は古織ならず、別人なり。日根野氏は武備調ひし人にて、武器の物數奇名人なりとかや。されば武器に名のこれり。

〔五〕兒手柏と云もの、みな側柏を以これに當つ。然ども兒手といえるその據を知らず。一種側柏に

似て、如ㇾ此實を結ぶもの、和州添下郡番條村と云處は、筒井家の臣番條善太夫の郢跡なり。此村に專福院といへる淨土寺あり。其庭際にあり。愚是を取て、或とき吉野の奥桑原と云處の男、又は添上郡高樋谷の樵夫などに見せ侍りしに、知らざるよしいえり。按ずるに、如ㇾ斯實を結ぶ故、兒手柏といふなるべし。

【六】 正月十一日を以て帳綴、帳祝、上書日などゝて、なべての商賈大きに祝えり。多分此日上書をするなり。愚幼若の砌より、帳祝ひを十一日に爲す事、古老に尋、都鄙に求れども、疾と分明ならざりしが、此日書林の求により、俳諧の季寄辨疑を述るに付、漸案じつきたり。夫帳は綴增さんことを欲し、綴糸を餘し耳を截たず。故に悔帳は增を惡み、表に綴めを出すなり。帳は定まれるを禁がゆへに、初不成就日を用ふ。最三日は初而不成就日なれど、三ヶ日の内故萬事を不ㇾ休。よつて式日の外、十一日を初不成就日とする故、定まらざるを好し、綴增さんことを欲し、祝ふなるべし。四十年尋求むれど、外に據なし。

【七】 本玉の眼鏡と云ものは、眼の爲によろしといえど、實は甚よろしからずとぞ。今日本にて制せしめがねは、眼の爲によろし。夫眼は青き色を藥とし、能有として、眼を專はらつかふ者は、座右に石菖蒲などの物を置て眼を育なり。日本制の目鏡は、自然に青み有てよろし。本玉の目鏡は白きに過ぎ、其上寒冷の氣勝故、眼を虛寒せしむ。眼に損有て益なし。眼は常に外より温め、内より涼からしむるによろし。かならず寒冷の氣勝しむべからず。眼の性を養ふ十訓は、一淫、二酒、三湯、四力、五行、六音、七苦、八風、九白、十細、といえり。誠に一身の日月にして、明らかならざれば萬事休す。先文と云、武と云、及四民とも、不ㇾ明しては、身を立る事難し。我阿蘭陀人のたしなむ眼鏡は、皆

青玉なりとかや。本玉絵あらば、阿蘭陀に用ふべきに、左なきを見れば、和産の物然るべし。且大坂日本橋の南にて、阿蘭陀行の傘をはるにも、みな青紙に油を引けり。これも目を養ふ術ならん歟。

〔八〕懶架と云ものは、今の見臺なるよし。しかるを大枝流芳が雅游漫錄に、誤りて竹の書架を懶架と記るせしより、世俗見臺と懶架とを別物とす。書を架ると云文義を、架は棚と見誤りて、竹書架を懶架とせり。架は棚なれど、是は立ると云義なり。懶の字の義おもひ計るべし。〔割註〕魏の曹公、歌架を作り、臥ながら書を視る。これ則懶架と同物とぞ。」

〔九〕白石李、一名鷄距子、又枳椇、又は蜜屈律と云もの、能酒の醉を醒し、また疱瘡の目を閉、鼻塞がるものを開妙あり。煎じて洗ふべし。愚屢試みたり。但し盲の事ならず。俗に窓をおろすと云ものなり。是は不厭事ながら、孩兒の眼見へざるうちは、啼泣して不止ものに用ふべし。

〔十〕大和の平柿を、畿内にて御所柿と稱す。元來巨勢の庄より初て出しゆへ、巨勢柿と云しを、舊都の國故、附會して御所柿といえり。又大和の柿の名産、世に冠たることは由緣有ことゝかや。往昔武甕槌命、常陸の鹿島より、今の春日山へ御鎭座のとき、鹿を以駕となし、柿の枝を鞭となし給ふよし、舊記にもしるせり。是より大和に産するもの、群に秀ずとかや。其御鎭座の折、時風秀行などゝ、彼是隨身の社臣、今に子孫連綿たり。其同時に來りし某の裔、今四十一代を經て、嫡傳相承の人に市川某とて、一乘院宮の家士有り。辰の市の活間の淸水に程ちかき、西九條と云名に住めり。此人より此話を聞けり。

〔十一〕茜を以染たる絹布ども、潮の風にあえば、いよ／＼色よく侍るとて、船幕を染るは茜を用ふる事なり。今京師にて茜を以ものを染るに、上品を山科茜と稱す。古來蘇木の舶來せざる先は、みな

茜を以染。尤城州山科工みに染出せしにや。今は蘇枋を以染しものも、郷里により茜染といえるは、古名の殘れるなめり。

〔十二〕阿古多瓜と云もの、夏日よく人の賞翫せしに、今は絶て見侍らず。隨分美味なる物にて、其產地より瓜毎に印など押て出せしに、近世西瓜盛なりしより、阿古多瓜を作らず。西瓜は淸土にも古く傳はらずと見えて、元の世祖西征の後、西域より種を中夏に入る。と五雜俎に見えたり。本朝へは寛永のころ琉球より薩摩へ渡る。長崎には慶安の頃漸有とかや。京大坂へ來るものは、寛文、延寳の比、勢州津の商賈植初しとぞ。阿古多瓜も今はなきにや。

〔十三〕物產常ならず。いにしへ多く今無きものあり。古貴くていまいやしきものあり。離騷に梅なく、唐より牡丹貴し。本朝、古今に梅を花とし、後世、櫻を正花とするの類、枚擧遑あらず。昔賤しく今貴き事の甚しきは、松魚の東都に於るや。泥鰌の京攝に於るや。橘、金魚、一角の類、甚しと云べき歟。

〔十四〕三都のごとき、寸土寸金の地に住居す。狹き庭には樹木を植るに、花の咲木どもよろし。春花を見るに詠深く、夏綠陰炎熱を吹さまし、秋紅葉し、冬に至りて落葉して後は、窓あかく障子明らかなり。兼好がつれ〴〵草のごときの說は、貴權の御上歟。山野に近き隱者などは然るべし。

〔十五〕うたひは、俳諧の源氏物語なりと云來れど、當流の板行せし本は板行せし、皆臨寫なり。元本を卯月本と云。これは寛永六年卯月と、慕閑の奥書有ゆへなり。全體謠曲の爲に板行せし書物なれば、文義齟齬又は誤字、或はかな違多し。更に文義に拘はらぬ事故なり。然ども開合に至りては甚よろしく、たとへば山姥の曲に、荆鞭蒲朽てと不殘聲を清みて謠ひ、蟻通にヱテウ南枝と拗音を用ゆ

るなど、中々正しく、吟味は有なり。俳音曲は、其道の習ひありて、家本正しきが故、道立てり。謠本の齟齬を容易に咎むべからず。いかに謠は俳諧の源氏なりといえど、謠曲を學ばずして、謠本ばかりを讀ては、是非を分つ事甚難し。

〔十六〕惣て人の方言にも據あることも有り。爰に世俗是に似て非なるものを、似た山といえるは、元來上州新田山より、武州秩父絹に似し絹を織出せり。至て麁物にて、京都の絹局、これを呼とき、新田と云を上略して、山絹とばかりとなふ。無地のいろものには染がたく、京師の染殿、此絹に糊を引て、其上を小紋染にするに、打見に地厚なる絹と見ゆるなり。元新田山絹は餘麁々的たる絹故、都ての事の似て非なるものを、新田山とに云ならはせり。

〔十七〕納豆と云ものは、清土の豆豉歟。本朝納豆と云もの三種見及べり。所謂唐納豆、濱名納豆、羹納豆なり。京師にて唐納豆と云ものに、又二品あり。薪納豆、淨福寺納豆なり。同制のものと見えて、大同小異なり。薪納豆は南山城薪村酬恩庵より出づ。元は一休宗純禪師制し初給ふとかやいえり。淨福寺納豆は一條淨福寺と云淨家の梵刹より出す。何か木の葉にて挾みて、押ひらめたりと見えて、葉の蘂形はれたり。京師は其餘の寺にても制す。又濱名納豆といふ物は、京攝の寺院より歲末年始に旦那に贈る。經山寺味噌に類せし物なり。此制は、豆麥を以、鹽三、水六と云法を以仕込なり。經山寺味噌は、同制の樣なれども、夏秋瓜を切込て仕込なり。濱名納豆と云ものは、遠州濱名宿より初て制し出せしより、濱名納豆と云を、濱納豆と略していえり。また羹納豆は、所々にて銘々制すといえども、江州栗太郡芦浦の觀音寺の制は、天下に冠たり。天然の美味にして、香氣つよく糊甚しく、糸を引事連綿として不斷。世に觀音寺納豆と稱し、芦浦村中より出すもの又佳なり。

此観音寺は、天台宗にて山門の法中なり。清水谷家の子弟住職せらる。寺領五百石あり。此観音寺は、已前は御代官を勤られしなり。

〔十八〕澤菴漬と云は、大根にかぎれり。菊岡氏の世事談といえるものに、和尚の制し初られしといえど、左に非ずとぞ。澤菴和尚は、但州の產にして、名を宗彭、又は冥之と稱す。東海寺の開祖なり。正保貳年九月圓寂せらる。墓は一箇の圓石のみなり。其石異樣にして、大根の香の物に似たり。故澤菴漬と香の物の渾名なり。和尚は只近世の人なり。香の物は古くあるべし。世事談の說のごときは、贔負の引だをしと云べし。

〔十九〕重荷に小附と云譬諭は、俗間にいへることながら、地藏經及義楚六帖に出たりとなん。佛の貟も三度といえるも、據は孔子も二度せば可なりと被仰、兎角俗諺も尤なることありて、然も徑有ことも又多し。八十の三ッ子と云は、漢書文帝の記、八十翁女小兒と有より云るなるべし。

〔廿〕相州に鴫立澤と云處あり。行て見しに、澤邊ならず海濱なり。尤西行法師の鴫立澤と詠給ひしは、元より名所にてもなく、唯鴫のたつ澤邊にて詠給ひしとなり。一說墓所にして死木立澤と云臆說なりと云べし。或卿、東武御下向時、

こゝをのみ鴫立澤と思ひ置かはむへ心なき身とや云らん

〔廿一〕本家主家などをさして、京攝の民俗おもやと云り。それ母屋は正堂なり。御の字は尊稱の上に加はふる本朝の風故、御母屋と云來るなるべし。

〔廿二〕雪隱と云は、清土福州雪峰の義存禪師、常に往て掃除し、是於大悟を得たり。故雪隱と名づく。佛の種子東に有を東司と云、西に有を西淨と云へり。清土にも厠と云、圊と云、溷と云、後架

と云。其餘色々雅名を付たり。夫日輪は東に出て西に沒し、食は口に入て肛門に出ず。物理如レ斯。竺土は日輪の沈國ゆへ、雪隱を尊みて伽藍の數にくはふる歟。

〔廿三〕金銀の利足は利息なり。史記の索隱に、息は猶レ利といへり。勻會に曰、借して子を生ずるがゆへに息と云。按ずるに、靑蚨を以子母錢を作ると云話は、此寓言なるべし。地子といえる、地を母とし利を子とする謂なり。唯貧人は子孫無からんことを欲し、福者は侖子の果を願ふ。嗚呼世俗福者子乏しく、貧人兒孫の多きは、これらにも預るにやといとおかしかりき。又本も子も失ふと云、右によれり。

〔廿四〕近世淸士より舶來りの磁器に、ジツキンといえる遊冶めける娼盞あり。百盤の模樣變有故にや。貨店十錢と書けり。搖囊抄に、剔金と書て、今の沈金彫などに類せるよしなり。剔の淸音の謬訛などかとおもはる。

〔廿五〕九字とて、攝如レ斯書しものは、六甲祕咒とて、道家の邪魅を避る咒となり。枹朴子に、臨兵鬪者皆陳列前行と云を配當せり。いづれ釋氏に預らざる事と見えたり。佛の種子取扱ことは當らずと云べき歟。

〔廿六〕節句及生產神の祭禮などの翌日を、後宴と云。佛菩薩の祭日は御緣なり。此御緣日の事據有日あり。又それと差たる日のなきを定めたる有り。甲子を以定め、又日並を以定むがごとし。是は東山殿の時、諸寺社へ代參を立らるに、近習の侍を以てせらるに、日取、公務に差支なき日を選みて定られし事、濫觴なりとかや。

〔廿七〕荷前の定、荷前の使立などゝ、俳諧季寄に出たり。夫荷前は俗に云初穗なり。諸國より貢進

の新穀御調荷前を、諸社及九陵八墓などへ奉らる。故に荷前の使といふ。江次第或は令などにも此事を出せり。

〔廿八〕御寮人御寮子などゝ、若き新婦を貴稱すること、未部屋住と云義なり。家事を姑に託して、己は不關。寮に處する故如斯し。御曹子と云も此理なり。曹は局なり。俗部屋住の通稱とす。みなおなじ義なり。

〔廿九〕竈を京師南都の俗クドと云ふ。大坂はヘツイ、或はカマドと云、江州にロクダイと云、和州にタイベツイと云。民のかまどの賑ひにけりと古傳承はれば、かまどは古言歟。鹽竈、炭竈は鹽カマド、炭カマドの略語なるべし。クドは火處の轉ぜしなるべし。カマドは、釜所の轉ぜしにて、ロクダイと云を京師の俗いやしめど、按ずるに、爐火臺轉じなれば、京攝より雅なる名にして優なり。愚が著せし東牖子、江湖のこと葉を粗揚。よき言語まゝ有様なり。

嗚呼矣草 巻之二

〔三十〕 馬は陽氣の偏なるものなり。牛は陰氣の偏なる物なり。元來獸は陰氣の偏にして、水土の氣を請る故、夜を專らとし、鳥は陽氣の偏にして、金木の氣を得る故、晝を盛んにし、金氣を受る故、聲各美音に高し。馬の性の疾く、牛の性の鈍きは、陰陽の偏によれり。甲斐、信濃の馬をよしとし、陸奥のものを勝れたりとす。世界萬邦の内に、本朝ほど馬の疾く剛きもなしとかや。陽氣初て受る故なり。牛は兩丹但馬に出るもの、強剛に性尖く人を突もの有。備中備後豐長州邊の牛は、性慈順にしてつかひよし。これ陰氣の偏を得るゆへ、西による程性善し。水土の然らしむること見つべし。人は陰陽の氣交に具足して生育する故、方位隔なし。馬に驪多く、牛に黑色のみ多きも、陰陽の理如斯し。豈誣べからざらんや。

〔三十一〕 蜻蛉をとんぼと云。大坂にては、やんまと云。國によりて、ゑんばげんざと云は、みな彌重羽の轉じ來れるものなりと、吳山が物類稱呼にくわしく出せり。なべて鳥虫ともに翼は二ッのものなるに、やんまは四ッあるゆへ、彌重羽といふを、轉じてやんま、ゑんば、とんぼとなれり。按るに、翼の四ッ有もの、更に蜻蛉の外、山海經はしらず、眼前に見るものなし。其翼四ッ有は、元來水蠱變じて蜻蛉となるなり。よつて陰數の純陰を具足せり。其蜻蛉の形六ッ出にして、水の字の象形となること、これまた理の妙なり。

〔三十二〕 鏡の裏面に、南天燭を鑄付ることは、其明かならん理を象表せり。南は離にして、離

は麗なり。明なり。☲卦象如レ此し。天は乾なり。明貴なり。☰卦象如レ斯美なり。明なり。燭また火の用にして離なり。いづれも明に貴く、麗く美しき象なり。よつて鏡の裏に鑄付たり。

〔卅三〕本朝昇平貳百年、文華開けし事云もさらなり。今時板行なりし書籍、凡三都に有處、六万部に滿。巻數幾万巻といふことをしらず。僅に貳百年の間に、板行出來しを見れば、昇平の餘澤とやいわん。昔惺窩先生友人へ送られし書に、此頃文章規範手に入候畢。他年の本懐を遂候。門人中にも寫させ申悦入候などゝ書れしを見れば、其頃の書の不自由、文章規範一部さへ求がたかりしに、今や集大成せしは、まつたく泰平の洪福、仰げば彌高く、臨めばいよ／＼深かき御慈しみを、何とも思はず過さんは、禽獸におとらざらめや。

〔卅四〕松風村雨の事實、覓めて定かならず。元より行平卿、須磨へさすらへ給ふこと、光源氏の事蹟に能似たるより、好事のもの、源氏の須磨の巻の文勢をとり、附會して松風の謠曲を作りしより、野史雜劇の文に、いろ／＼の虛誕を設く。行平須磨の佗住みの閑寂たるを愛して、軒の松風の夜半に音信るゝを、妻とたのしみ、折にふれて村雨の降來る音を、妾となぐさむと風雅の骨髓を述て、佗盡し給ふを、二人の松風村雨といふ、鹽汲の垢裂足の赤髮女を設けて、作文の筋とせるより、無禮兵衞、高松左衞門などゝ、けしからん狂妄の說をのぶ。小說稗史は、元より斯る文を悅ぶるものながら、質實木訥の本朝には、後人を迷惑さす便を引べし。

〔卅九〕社中と云事、此頃俳諧者流の徒これをいえり。社中と云は、盧山の惠遠法師、庭際の盆池に白蓮を植て、その舍を白蓮社と云。劉遺民雷次宗宗炳等の十八人、集會して交をなす。これを十八

蓮社といふ。謝靈運、その社に入んことを乞ふ。惠遠謝靈運が心雜なるを以、交をゆるさず。斯る潔白なる交友の集會をなせしより、蓮社の交と云。然るに芭蕉の友人山口素道師、致仕の後深川の別莊に池を穿、白蓮を植て交友を集、蓮社に擬せられしより、俳諧道專ら社中と云事流行しぬ。夫遠師は、謝靈運をだに社に入る事をゆるされず。然るに今の社中、旦にには斷金をとなへて、夕に寇讐のごとく、反覆常ならず。呉越と隔ること倏をなぐる間のごときも歎かはし。嗟吁俳諧は彌て和せざる道なり。

〔卅六〕近年古方家醫術行はれてより、素問靈樞を僞書とし、迂遠の書なりといふて不用。唯證によつて治を施すといゝ募り、醫書生の初より、傷寒論のみを讀て、牛刀の態を勤む。それ內經を僞書とせば、傷寒論も僞書なりと云べし。內經は內經の德をそなへ、傷寒論は傷寒論の益を備ふ。黃帝岐伯になるの內經、大古の文法ならず。僞書といふを一應は聞えたれど、黃岐の餘意を戰國に傳せば、則黃岐の書に相違なし。夫論語は有子、曾子の門人に成り、孝經は樂生子になる。其手澤ならざれども、みな夫子、曾子の書に相違なし。扨其傷寒論は、長沙太守張機仲景の自序あれば、彌僞書なり。所謂は、後漢書及陳壽が三國志を閱るに　先後漢の初平三年、長沙の太守孫堅死。策權等が父、建安三年長沙の太守張羨、荊州の劉表に亡さる。羨は南陽の人と有て傳も見えず。同建安十三年まで、荊州は劉表が有なりしを、曹操に併られ、魏の韓玄これを守しが、赤壁の役より、韓玄長沙を以蜀主劉備に降る。又劉巴が傳には、劉表死す。曹操劉巴を徵す。劉巴零陵桂陽長沙を以、曹操に加納す。後に先主これを略して蜀の有とすと蜀志に出たり。又孫賁が傳に、堅於長沙擧義兵。右のごとく見えたれども、張仲景と云人、傳および事實見え侍らず。疑らくは、南陽の張羨が事を、

張機と僞會せる歟。張羨、建安三年に亡びたり。建安紀年と書しは、一紀十二年の內と云て、望洋たる事なれば、疑らくは傷寒論の闕卷有を、王叔和撰次して、機が名を設しならんか。先それは暫差置て、內經も、傷寒論も、僞書ならば僞書にして、博く渉獵して、術に委しくなる樣に學たし。上古天眞論も、陰陽應象大論も、胡椒丸のみにして、素人の才學人に尋られて、躊躇するも見苦し。誠に淸士の文華なるも、古文孝經の大切なる書さへ紛失し、本朝より送りしを見れば、彼地は附會杜撰夥敷き事とおもはる。張仲景が事も、漸やく羅貫仲が、演義三國志にのみ見えたれど、唐の八文令もの丶稗史なれば、更に信用するにたらず。

〔卅七〕雜劇の文といえど、ふるき作はよし。攝州渡邊橋供養と云、淨瑠理の琴の段といふものを聞しに、ひとり丸寢の枕には、明るに間なき夏の夜も、はや更よかし鐘もなれと云て、忍ばせ給ふ時こよと、待やこがれておそかりし、秋の央の長の夜も、今宵にかぎり短かきは、みじかき契りのしらせかや。と作れり。初に夏の夜も更よかしとみて、後に秋の央の長の夜も短かしといふは、打聞にはくだ〳〵敷やうなれども、文法は有と見ゆ。初のは文の地なり用なり。後は其文の躰をいふ故、時候の現在を云なり。秋は躰なり。夏用なり。其文法の用捨にすこしく法有て、今時の劇文とは、日を同じうして語がたし。

〔卅八〕當時文獻大にひらけたる中に、存よらさることに、文盲なる分ざることあるを、或人はいえり。賀祝、謝禮、束脩の類、みな贈物の書付に、おしなべて祝儀と書けり。本朝質實の國風ながら、業柄人柄により野卑なることあり。先師家に贈る束脩より、斯くなり行しなるべし。元は束脩儀と云より、脩儀と祝儀音轉じて相似たるゆえ、終に祝儀と轉ぜしなるべし。師家へ贈るは束脩儀可レ然。醫

家へは謝儀、其外賀儀、慶儀、夫々事によりて然べし。自祝の事は、祝儀も可レ然歟などと申され侍りき。

〔卅九〕武田因幡守仲村は、武田信光の裔なり。退隠して武野紹鷗と云へり。後に京都室町四條に住せらる。家宅は戎の社に隣りし故、大黒庵と自稱す。其滑稽見つべし。

〔四十〕劇場の見物を鎮むるに、東西々々と云事、羅大經が鶴林玉露に見えたり。

〔四十一〕紅藍液を燕脂と云は、久しき名なり。殷の妲己、燕の紅花天下に冠たるを聞て、用ひて脂となす。これによつて燕脂といふ。清土の昔も、紅花は北方の物よろしきにや。本朝羽州最上、山形、米澤などの産尤よし。唯紅花は北國宜しき歟。

〔四十二〕過書船は、照代の御國初に、有功の下民を御取立有し御仁徳を布るゝ事有しに、時過期に後れて訴出し故、過書と云へりといふ人有しが。按ずるに、唐書の令に、諸渡關津及乘二船筏一上下經レ津者、皆當レ有二過所一云々。又順和名抄にも出たり。又天道船と稱ずるも、淀渡歟、澱渡なるべし。昔は淀より神崎難波へ乘船せし故、淀船といえりしを、伏見の城繁昌のときより、伏見輻湊の地となり、澱を越て登る故、唐書にいえる過所に配當して、過書たるべき歟。

〔四十三〕事多端にして繁く、又衆謀區々にして決談しがたき時を、手づるもづるといえり。いかなる事にやとおもひしに、播州兵庫の西、高麗が林の沖の海底より、手蔓藻と云もの出づ。近頃和蘭人これを知りて求め歸るよし、藥能ありて世に用ひ覺たり。これをとるは九月を時とす。多端頻雜の象圖のごとし。

〔四十四〕坊は本朝、太子の御殿なり。劉琦が釋名に、坊は別屋なりと有。釋氏要覽に、坊は區院也

とあり。然るに佛の種子本坊といえるも、理に於ては當らず。故に、太子館舍を、春宮の坊と申奉り、立太子を立坊と申奉り、太子より御代をしろし召さゞるを、前坊と申奉る。又四民の幼兒を坊と稱ずるは、甚しき僣諭歟。偶中か。又雲水躰の行脚の俳人何坊、某の坊と自稱するも、文雅を立たる身には不分明なりと覺ゆ。

〔四十五〕食卓とは、食物を乘する机の名なり。食卓臺といへるは、清土の洒落を眞似る人には似合ぬ片言なり。扨食卓、或は卓子などゝいゝて、食物の名と思えるは彌拙しと、或人は云れど、これも入ぽかとおぼゆ。夫本朝の風に、御膳上り申と、饗膳、配膳などゝ云、すべて膳を稱して、俗間食物に通ず。故食卓召されと計云ても、御膳召上られひと云樣成義と同じ。扨食卓幾内に流布すること、京師祇園の下河原に、佐野屋嘉兵衛と云もの、享保年中に長崎より上京して、初て大碗十二の食卓を料理し弘めける。これ京師、浪花にての食卓料理店の初とかや。嘉兵衛娘はんといえる老婆、近頃まで存命せり。則今の佐野屋の祖なり。大坂にて彼是食卓料理數多ひろめたれども、野堂町の貴得齋ほど久敷つゞきたるはなし。

〔四十六〕扇懸とて、紫の組紐にて鱗形にし、總角結の總をかけたるものは、陽明家の御好とかや傳承侍る。無双の釘に懸れば、甚風流なるものなり。扨世俗陽明家と申は、往昔大内裏の陽明門は、近衛通に有り。則殿これに御座しゝ。よつて斯いふなりとかや。此扇懸は、京師四條京極邊に鬻げり。

〔四十七〕秋齋の筆記せしものに、香の物は生大根に限るなり。美食のうへかならず食すべし。口中の臭氣をさくる爲なり。生大根近世の樣に常になきゆへ、東山殿より漬置なりと云り。尤の樣思ひ

侍りしに、予先年泉州の水間谷へ行し事有しに、爰に橘性正流の人に、井手氏とて由緒ある人に逢り。何くれふるき物語を傳へられ、扨杣漬といえるものを出さる。普通のものならず、胡瓜、茄子、大根、粟などの味噌にて漬し物なり。名のおかしさに、よしをたづね侍れば、主のいえるは、大古は杣稼のもの、諸國へ泉州、紀州より出しなり。いまに泉南の山谷より他に出るもの有り。むかしは餉に、此漬物とを、他日の食物に持出しなり。其頃は世に飛彈の工、和泉の杣とて、至てふるきためしやらん。杣をたつきと唱び、また宮木引杣などゝ、和歌にもよまれたり。などと話し申されぬ。その粟の香の物ぞ妙なるものなり。然ども年を經る用意するものゆへ、鹹きに堪へず。其制を尋侍りしに、先味噌を搗て、大躰よくなれし頃、雷木にて穿き、穴を明て、其味噌の明し穴へ、餅粟を精のまゝ詰置、三年ばかりして出せば、粟のねまりと味噌の液と混じて、一塊の澤菴漬のごとき香の物となれりとぞ。これら實に古の制なるにや。

秋齋筆記とかいえる随筆に、香の物はとかく生大根といふ說を上げる證に、屠蘇獻酌の人に、生大根を被下ることなどをかき、或東山殿物數寄にて、瓜茄子を漬初しよしを書けり。例の的が英雄人を欺く杜撰なるべし。

〔四十八〕南嶺子に、尾の天野氏が鹽尻と云物を、嗚呼がましく書り。幸に予が友人の持し闕本あり。僅かに一條見侍りしに、殊外杜撰のものにて、僞書なりや。また傳寫の誤りかと思えば、全躰事實の齟齬、天壤の差あり。然も近世の事になん。此故に誣て求て見る心なかりしなり。若鹽尻の記と云物あらば、見ん人、心を用ひ給ふべし。則天野氏もさる人と聞侍れば、愚が見しは正しく附會の僞書と思はる。愚が見し書を所持せし人も、又全俗客ならざりしが、訝かしき事かぎりなし。

〔四十九〕まへつかた或者の子に、狐つきていかんとしても不退。この野狐甚しき奇怪なることあり。諸史百家の書に渡り暗記せずといふことなし。故に社人佛種子の徒、來りて拒といえど、みな屈伏せられて、後には近づく巫覡もなし。彼者の親なる村老甚くるしみ、せんすべなく太宰先生へ是を計議ければ、先生諾し入來有り。其野狐性に對して曰、汝老狐能人情人事を知り、博く書に渉る。予が問ふことを答べきや否と申されければ、野狐の曰、何にても問給へ。答ふべしと云。先生の曰、汝論語の中に、子曰といふ文字いくつ有やと問はれしとき、野狐おもひがけなきこと故、屈せる躰なりければ、先生の曰、是式のことに屈して、何程万卷の書を誦したりとも、何の用に立べき。まして況、野狐性の人を害ふに至るやと、頻りに叱せられしかば、野狐は即時に退ぞきしとなり。先生その當意卽妙、人意の表に出る事見つべし。斯る奇怪の老狐、聞まゝに暗記して人を誑かすゆへ、意外の事を尋て屈伏せられし英邁の才、卓見の量見つべし。凡庸の儒にあらざる事を。

〔五十〕天王寺村は、本朝三大村にして、凡出作とも万石に滿る處なり。故に戸數も數千軒なり。尤都會に續きたるゆへにぞ。然るに天王寺村に、饅頭を販者壹人もなし。村老のいへるは、聖德太子の饅頭を嫌ひ玉へり。邂逅饅頭を制するもの有ても、蒸とき蒸籠より腐りて出ると云傳ふ。按ずるに、饅頭は宋の林和情が末裔日本へ來り、南都にて初て制せしを、鹽瀬饅頭と云。則服紗師と成て、京攝に子孫有り。漸また三百年に越ず。なんぞ聖德太子は、存在の日に見もし玉はぬまんぢうを嫌ひ給へるや。爰を斷てかしこを截れ。子孫あらせじなどゝの給ひしとは、大なる相違なめり。

此饅頭や先祖を宗二と云。初て節用集を著述せし人なり。元本を見侍りしが、奥書に明應二年とか有しが、此年庚申まで三百五年なれり。これ鹽瀬の祖なり。初て古今を町家へ傳受せし人な

り。なら傳受とも、饅頭屋傳とも云へり。

〔五十一〕夏日寢るとき敷く莚を、こざと云ものは臥座なるべし。寢臥座と云は重言なるべし。御座と書ものは、轉じて義を失す。其近きに依て誤ること如レ斯。萬事狎て事をあやまる。是等を以察るべし。

〔五十二〕他の元にゆきて無用の長居すべからず。自他の益ははなはだ少し。工商の徒分て隙をかき業を廢すにいたる。古歌に、

友ならぬ人の訪ひ來る長居すはひとり有よりわびしかりけり

鳴呼矣草 巻之三

〔五十二〕蚯蚓は鳴を以、本草には鳴砌と云。續博物志には歌女といふとかや。しかるに天學の書に、翼なきむしは聲なしといふ語有により、或人、これを樣し見しに、いかにも蚯蚓は鳴かず。螻蛄の鳴にぞ有けるとかや。然ども千載、これを蚯蚓鳴として濟來たれば、今更改めて益なし。爰に謠曲の文に、齟齬の甚しき有り。天鼓の白居易。卒兜婆小町の戀塚、秋の山などは誤りながら改めず用ゆること、是亂舞一道の習なり。全文を以意趣を害はざる故なるべし。然ども螻蛄の鳴は、一奇說ゆへこゝに記し、後の鑑定に備ふのみ。

〔五十四〕九六百文の錢は、淵鑑類函、暨品類事實に、安祿山初て百文に四文宛の運上として、官庫に納んと玄宗帝に勸しより初ると也。日本にては、上杉修理太夫定政の家老長尾將監が孫四郎左衛門景春、これを初しとなり。景春後は伊玄と云し人なりとかや。扨九六錢通用大に益有なりと覺ゆ。丁百の錢は八ッに割より端出て執中ならず。九六百は當分より四十八まで割れるなり。九は老陽にして、六は老陰なり。互に少陰少陽に變ずる數にあたり。易に、乾九坤六は用九用六の一卦を益し、少陽不變の妙數七となるなり。去る故にこそ、下民大に用を成すなり。たとへば九州にて、肥前は壹錢目を貳拾文と定て、國錢と云て、古より用ひ來るなり。故六錢繫ぎ丁錢百二十文緡なり。是を八本にて、八に二八の數を合、九六壹貫文となるなり。筑の前州は、壹錢目八拾文と定たる古法の國錢なり。通用丁百六拾文緡貳文目つなぎなり。これを六本にて、六に六々の數にて、九六壹貫文となれり。

昔佐々木氏の武佐升を通用とせられし樣の仕來りなり。それ唐には四文を公益の征とし、本朝には、下民の用を辨ぜしめらる。本朝の仁政、唐の不仁の政事、天壤の差なり。仰べし尊ふべし。扨安祿山は亂臣賊子ながら、一端は帝王の寵を蒙ること、但讒諂面諛のみならんや。其寵を蒙るも、全如斯奇才の程おもひやるべし。

〔五十五〕今時俳諧者流、俳言とて新規流行言葉、不當の手爾波を用ゆること、奇を好み却てふしくれだち、和歌連歌などの歌謠の譯に遠ざかるは拙なく、道に差といわんか。兎角昔よりあり來ることよろし。されば和歌連歌に、流行といふことなきを見つべし。語呂のふしくれだつとは、東花坊が十論にも、畠山左衛門佐は歷々の諸侯なれど、一轉して山畠の助左衛門といへば、下作水のみ百性なりと云しがごとし。言葉手爾波は正しく遣ひたし。なるほど小兒の習ふ商賣往來を轉じて、往來商賣といはゞ、三度飛脚か雲助かとおもはるべし。奇異の言葉は遣わぬそこそ。

〔五十六〕清土の小說の書に、古着を反魂衣と書けり。衣服を質物に遣すことを、畿内の賤民の陰語にコロスと云へば、古着を反魂衣と云へる偶中大におかし。

〔五十七〕盃を返盃するとき、白臺に乘せず、獻酌の人取次て、臺にのせるが禮なるよし、室町家の御記にありとかや。左も有べき事なり。今酌人の奴婢など此禮を知らず、勸盃の人も一隅を上て三隅を取らざる故、禮の躰を失せざる樣にて、却て疊の上に直に盃を置て勸むることは、非禮甚はだしからんか。常人は酌人心得なくば、會釋して吐盞盃臺などにのせてかへさんにや。

〔五十八〕世俗山岡頭巾と云へるものは、元苧屑頭巾なり。文祿以前まで、木綿の舶來せざるときは、下民みな冬も、麻の布に芦苞の穗を入て着服せし故、布子と云、穗入と云。時分はあさ苧を頻りに

用ふる故、苧屑数多出來たり。是を以頭巾を制し、北越山野の寒氣に堪ざる民、常に着す。尤夜行は是非に用ふ。故に古風の畫に、獵師强盗の類ひ、夜行を專らとするもの着せし處を描けり。元苧屑頭巾なりしを、轉じてホクソ頭巾と云へり。山岡頭巾は、いよ／＼眞を失せり。これは三莊太夫が淨瑠璃より出たりと見ゆ。又塗師のこくそは苧屑なり。

〔五十九〕本朝粽と稱するものは、茅萱を以卷し故ちまきの名あり。根元は和州箸中の郷より、袷粽と云ものを初て制すといえり。今は其邊にも其形だに見し人もなし。却て京師烏丸の川端、道喜の家傳とし彼家にあり。茅萱にて、今の藁髻といえるもの丶形のごとし。跡先を括りたるものなり。故交趾燒の壺の花生を、袷茅卷といえるは、形の似たる故なり。笹ちまき、菰茅卷なども、重言のやうなれど、例の本朝質實の名なれば、茅卷の名を以咎むべからず。改易く物ゝ障りにならざるは、改むるもよき歟。

〔六十〕鰹節は松魚干、或は鰹干なるべし。文字は宜きに隨がふべし。節の字は義に當らねど、惡敷文字ならず。

〔六十一〕股引は股佩なりと、兵具雑談にありとかや。

〔六十二〕セロツホの味噌燒汁と云もの、京師の茶席にも用ふ。是をソロボ汁などゝ、いよ／＼誤れり。大根を纎に切て、味噌を燒て羹とせしものなり。故に纎蘿蔔汁といふを誤れり。

〔六十三〕生海鼠のこたゝみとは重言なり。ふるき獻立に、海鼠湛味と書けば、生海鼬にかぎるなるべし。

〔六十四〕寺院の開帳萬日廻向などに、綿といふものをかけて、これに參詣の諸人戒名を付て結ぶ。

結願にこれを廻向す。此繩の來由は、齊の田横海島に義死す。其子弟是を憐み悲しみて、棺に繩を付てひくときに、悲歌を唱ふ。これ挽歌のはじめなり。其引索を紼といふ。故に人を弔する索ゆへ、寺院にも借て人を弔する義とす。弔の字、往古穴居のときは、人死すれば野に捨。鳥獸の集りて喫するに忍び難く、弓を以是を追ふ。故に弓をしもとに付たる形の弔如し斯。會意の文字なり。

〔六十五〕魚道の事、つれ〲草に委しくいえり。和州平群谷、往馬谷の民俗の常談に、茶の飲殘りしを、今も凝當と云えり。然らばつれ〲草の凝當の字決せり。あやしの賤の言葉にまでかく云へり。いづれ舊都の詞なることを覺ふ。

〔六十六〕畿内の民俗の言葉に、衣服を賣盡してもと云を、身の皮剝でもといえり。舊事記に、衣服をみのかわと訓ぜり。據有とおぼゆ。

〔六十七〕昆布にて制せし水辛と云ものあり。元山椒を入て制せしゆへの古名なり。不見辛と書て、おもはざるの外辛きものといふ名なり。今唯焙爐昆布を、みづからといふは不當。山椒故の名なりとかや。

〔六十八〕染色にすみる茶といえるものあり。松羅國の産絹の色、皆此色に染て舶來せし故の名なり。松羅は唐音なり。京師の染殿より後に、是に擬摸して聲花なる新色を染出し、藍みる茶といふ。海松の色と間違て、斯云と見えたり。藍、松羅茶といわざれば義當らず。此藍みる茶と云染色は、江府にて茶とばかりいへば此色なり。京大坂にては、こげ茶、煤竹などいへる色を茶と云なり。東武は薄茶のいろをいふ。京攝は常の煎じ茶の色をいふ歟。

〔六十九〕燈花を丁子頭とて、兒女子甚喜びをなす。淸土にも如し此と見えて、小說の書に燈花の報、

喜鵲の諜と云事見へたり。

〔七十〕和州の民俗、新婦來るとき、婚姻の席へ手覆をして席に付くなり。分限に應じ錦繡をも用ふこと常なり。古風なりとおもはる。紡績農事を不忘、いとまなく勤ると云姿をなす。又新婦の舅父親の家を出るとき、一村中出て送るとき、舅家より一人に出て、目出度笑ひ給へと高聲に呼ばふとき、一村の長幼男女、一時雷霆のごとき聲を出して笑ふを見待りき。誠に古風にておかしかりき。

〔七十一〕同國にて新婦來りて、村老野女宴會のとき、饗應は一升ばかりの大きさの小豆餅に、藁の蘂を添て銘々へ引なり。是を藁切餅と云。此藁蘂にて切りて食するなり。今は多分これを居るとき、小さき餅と引替て。大なる餅は宿所へ送るなり。また故實のごとく切て食する處もありとかや。然も吉野宇陀の山谷ならず、國中舊都に近き十市、高市、添上、添下、葛下、葛上の邊にあることなり。此餅の切樣は、左の手に蘂の本をもち、右の手にて壹ッ卷き向へ引て切るなり。古雅なるものにて、婚儀にかぎりて用ふ。

〔七十二〕野郎といふは、田野の夫なりと罵りていふ言葉なり。しかるに美少年の寢を進る俳優を、野郎と云は似げなし。こゝに偶中せし事あり。字書、冶は女態なりと有。李白が美少年の躰を作せしに、岸上誰家遊冶郎と有し。

〔七十三〕鷹のみより羽と云は、鳥の右羽なりとかや。昔公家に鷹を飼給ふとき、公家は左の手にすへ給ひ、武家は右に居へ玉ふとかや。左の手に鳥を居ゆれば、其人の身によりたる方の羽を、身より羽と云へり。たなさきとは、鳥の左の羽なり。手のさきなり。すへたる手ききに、有羽なるゆへなりとぞ。

〔七十四〕佛法僧と云鳥の事、諸説多し。古歌に、松の尾をよめり。予廿才ばかりの比、楚吟といえる狂歌詠人とともなひて、月の輪山へ時鳥聞にまかりしに、時鳥得聞かで歸りに、松の尾の里の花厳寺に、訥我といえる和尚のおわせしを訪侍りしに、和尚も日比のおこたりども語りかわして、永日も暮に及なんとす。扨和尚のいえるは、一昨日夕より、此うしろの山に佛法僧の鳴侍るが、是非聞て歸るべしとありし故、予も認浴などしてまつに、初更の比啼出せり。乙聲にて大きなる音なり。フツポウ〳〵とばかり啼けり。和尚の申さるゝは、谷を隔てゝ雌鳥ソウ〳〵と鳴侍ると、村老はいえれど如何哉しらず。我も此寺の住侶となりて、十三年になり侍るが、二度ならで聞侍らず。かしこふぞけふはおはせしと悦ばる。予も僥倖を得ぬ。扨この佛法僧の啼る山えたどりて、十八日の月影にすかして見しに、鳶程もあるべき鳥なり。古歌にも、松の尾の峯しづかなるあかつきに、と詠たれば、究て梟の類ひに決すべし。安永元年辰の四月十八日の夜の事なりけらし。

〔七十五〕四姫の事、春は佐保姫、夏は遠山姫、秋は龍田姫、冬は山姫なり。往々俳諧の發句に山姫を秋に作せり。如何哉、秋冬のより處を知らざれども、古歌に、

　山姫に千枝のにしきを手向てもちる紅葉々をいかゞこたへん

と詠たれば、いよ〳〵冬に治定せるなるべし。和歌に季を定められたるものを、俳諧には連歌の例に準じて差へるもあり。紅葉ちるは和歌に冬なり。連歌新式に倣ひて、嚔草、御傘、山の井などにも冬なり。續後拾遺集冬の部、

　紅葉浮水　楢をや峯の嵐の渡るらんもみちしからむ山川の水

まして後人秋の句を作りしは甚差へり。扨舊都より佐保山は東なり。龍田山は西たり。故に春秋の神

を勸請せられしにや。紀原はいまだ不レ考。

〔七十六〕毛詩に、蜾蠃負二螟蛉一と云。楊氏法言には似我蜂を出す。然共蚯蚓の說のごとき齟齬あり。似我は似我の子似我となりて、異虫の子似我とならず。殊におかしきは、楊氏法言によりて、我に似よ〳〵と似我蜂の鳴音はありといえり。淸土の蜂は唐音をつかひ、本朝の蜂は和音を用ひて、鳴分るかもしらざれども、よく聞分しものとおもはる。また似我蜂の異虫の子をはこぶは、隔宿の糧を殖ふるにぞありける。

因に云、人は臀と顱とに肉多きものは、隔宿の糧を積畜す。禽獸には臀と顱の有ものなし。しかるに虫に蟻、蜂の類、臀大きくみな糧を巣穴に畜積す。猿は顱有ゆへに、菓實を口中に含殖す。

〔七十七〕山陽、西海の諸國、麪粉をこねて引延し、二ッに割て溫麪となし、ほうてう（鮑腸）と云。これ鮑の腸に擬せし故、如レ斯いえるとかや。

〔七十八〕江州膳所といえる處は、古山王權現の御供の膳を調獻せし所故、膳所が崎と云しとなり。今も日吉山王祭りの節は、御供を獻ずるも此例とかや。膳所に於て、神事前には、商賣の荷の課役をとりて料足とするも、久しき故實なりとかや。今停止せらる。

〔七十九〕連歌師兼壽は兼載の孫なり。連歌も殊の外上達して、中興も致すべき程の人なり。ひたすら和歌を好て、近衛龍山公へ御批判を被請申。隨分出情して詠まれけれども、公の仰には、兎角連歌師の歌なりと御感少かりけり。依レ之兼壽思はるゝに、自分に入御覽に候故、斯くは連歌師の和歌とていやしみ給ふらめと存ぜし。外より入御覽に可申と、或堂上方へ參りて申樣は、此歌兼壽が作

と不被仰、龍山公へ御覽に御入被下候様にと御頼み申されし。其歌に、

　これもまた入相の鐘に散やせん外山のさくら咲そめにけり

龍山公御覽有て、彼卿に仰らるゝは、連歌師の歌にて候が、兼壽めにてはなく候哉と、の給ひければ、彼卿もおどろかせ玉ひ、其旨兼壽に告給ひければ、兼壽も慨然と驚入、かさねてさらぬ躰にて、龍山公へ上りて申には、此頃此歌を承り候。何れの卿の御歌にて候哉らん。面白き事にておはしまし候と申ければ、龍山公仰らるゝは、されば連歌師の歌なり。實は汝が歌にてはこれなきやと仰らる。兼壽申上るは、連歌師の詠候歌は、いかゞ致したる處にて、分り候哉とおして御尋申上奉りしかば、公の仰らるゝには、扨は其方の詠たる歌にて候な。有様に申候はゞ申聞んとの御意ゆへ、兼壽も無是非、ありやふに申上ければ、公の御答に、右の歌隨分よく候へども、四句目を外山のさくらと致たるにて、連歌師の歌とは知られ侍る。上の句入相の鐘にちりやせんと申懸候へば、いはずともさくらは知れたり。梅も桃も入相にはちらぬものを、然らば下の句に櫻といわずともよかるべし。兎角連歌師の歌は、連歌の癖ありて斷過候故宜しからず。いかで外山の梢咲初にけりとは不レ仕候哉と仰らる。はじめて兼壽歎服申されしとかや。

　此兼壽、後に慢心より天狗になりし人とかや。龍山公、大天狗へ兼壽を呼に御遣し遊され候御文これ有り。此御文は本願寺に重寶となりしとなり。兼壽は一向宗の僧にて、美濃の人とかや。事繁ければ爰に略す。

嗚呼矣草 巻之四

〔八十〕扇の要は、近き世まで、象牙、鹿角塗要、銀錫要、或尋常のものはみな木要なりし故、要はしりて不用の物となりて捨事夥し。殊に木要も、角要も、いづれも中は銅の管を入て仕立し故、麁物といえども、人工を費すこと多かりしに、元文の頃、京師柳馬場六角邊に、小西八郎兵衛といえる扇折、今の鯨かなめを工風仕出し初て制せしなり。全都鄙の幸なり。自他益を得ること大なり。其頃松原富小路に、千歳要と號け、小西氏の眞似して大に幸を得しとなり。此小西氏、文雅の人にて、萬物大智玉藻集といえる書を著作せられしが、予が十歳未滿の事にて、何をしるされしや不覺。板行なりけれど、迂遠の書にや書も少し。尤小西氏、予が幼若のときは知る人なれど、長幼餘程の差ひにて侍りし故、委事おぼえず。明和の初に物故せられぬ、

〔八十一〕老蛤の息を以吹ときは、城市山林の形をなす。是を漢土に蜃氣樓と云、竺土に乾闥婆城と云。本朝に至て稀なることの樣に云なせども、能登、越中の沖には每事ありとかや。予が知れる東萊といえる男、越中の伏木浦に滯留しける頃、見侍りしよしをいえり。遠望ばいかやうにも形容あれど、近づけば唯雲霧のみにて、さらに差別なしとかや。能州、越の中州などにては、海濱の俗、狐松原といえり。尤廿六夜の三尊を拜するとて、人々擧るがごとく、その見る人の心にて、城市とも、樓閣とも見ゆるは、其人の見る處によれり。慥にそれとさしたる形はなし。勿論雲の歩行のごとく靉靆て往來し、間なくきゆるものなりとかや。例の佛種子の方便、漢土の文華ゆへ、蜃氣樓とも、乾

闍婆城ともいふなるべし。赤貝にて事済を、瓦襲子といえるがごとく、清土の人は種々の異名を稱ずる故、文義によりて惑こと少なからず。

〔八十二〕俳諧の季寄はなび草の跋は、烏丸亜相光廣卿の遊されしなり。其文の滑稽見つべし。奥書の追加と遊し、只何となふかろく聞へ易きものなり。今の序跋のごとき、ぬめらかしたるものならず。今は亜相の御跋と云ことさへ、知る人稀なり。

〔八十三〕秀句は和哥の骨なりと、昔しよりふみも見ず橋たてと云、手まくらにかいなくと詠まれしは、みな秀句なり。しるに俳諧の流行體は、秀句など甚俗なりと賤み、連哥の直引けもの也。南風に逢し和哥の上の句のごとき、發句どもを尊む。其俳暢の向上の一路に有事、比蒼比々蒼天より高く、其俳機低事、金輪地軸よりひくし。

〔八十四〕禽獣蟲魚には、爪牙觜角あつて、類ひを害ひ物を傷ぶる。人に於て鎗刀劍戟に比す。しかれども禽獣はみな天受の物にて、他を借り設しものならず。人の鎗刀劍戟は不具に備ふる器のみ。それ婦女に有ては。紅粉翠黛の妖艶を以、國を傾け家を破り。丈夫に於ては巧言令色讒諂面諛を以、主心を蕩し、同僚を倒。人の陰毒や深し。爪牙觜角は形を顯はし、智巧艶言は形容なし。彌不仁にしていよ〳〵災深し。

〔八十五〕楠公に仕へし恩地左近は、初泉州に浪々たりしが、楠公能く其人を知りて、召抱んとて使を遣して迎給ふとき、其使に對して左近いえらく、妻なるものと商量りて返答仕らんといえり。使の士、これを待内に、殊外夫妻愁傷不覺の體なり。暫く時を移して、彼使の士にまみへて、いよ〳〵仕へ奉らんと御受申されしとなり。使も事遂て歸りし頃ほひ、楠公、使の士に曰ふは、恩地が所爲いか

ど有しやと尋ね玉ひしに、使の士、有様に告しかば、列席の諸士可笑さを忍びて、楠公の賢慮を窺ふに、楠公、いと心能げに、左も有べき事なりとの給ひしとかや。夫左近のごときは、君有て已有事を知らず、命を君に致す事を知つて、名利を己に全する事を知らず。出て仕ふるより、命を君に奉るを先んじて、覺悟を初に決せられし故、妻女に生涯の別を告られしにや。是は本朝の士の萬人が萬人ながら、斯る風義にて珍敷からず。しかれども使の一言の下に決談せられしは、諸葛孔明が三顧を待しねちみやくの無きは、本朝の國風、又主從の偶を思ひはかり見るべき歟。

〔八十六〕紙にて制せし雨衣を合羽と云は、波爾杜瓦樂國の莊服に、カノハと云ものあり。本朝の服折のごとし。このカノハの轉語なるべしといえり。十里合羽、半茶合羽などいえるもの、みな似たる類なればにや。

〔八十七〕野狐百里に滿ざる處には穴居せずとかや。佐渡の國に狐の居ざること、普く人の知る處なり。然るに奇怪なる狸の首領有て、民俗これを源内狸と云。數丈の大石ありて、これに已が精を詫し、吉凶悔吝を豫めに人に告ぐ。大に驗有故、愚民欲ること有ときは、右の大石に向ひ欲する事を祈るに、尤しるし有とかや。一奇事なり。同國川原田と云處の眼科某、及相川と云府の商賈に聞けり。

〔八十八〕春日社の神寶の中に、上古の硯箱あり。攝南今宮の神主津江氏其形を摸して所持せらる。按ずるに、光廣卿は御生得淸貧なる御方にて、御調度などに心を懸給ふことなく、御生涯座右に置かせ給ふ御硯箱は、人の送りし扇箱を用ひ玉ひしとなん承り傳へ侍る。これも春日の御神寶たる上、古の硯箱をもつて見るときは、卿も思召さるゝ處ありてにやおもはれ侍る。

蓋の厚サ三分
金具

水入

〔八十九〕三井寺の夜るの櫻といふは、唯木の葉に置露のきら〳〵としたるが月に映じて、いか様にも夜る櫻花を見る心ばへとぞ。吉野のはなを雲とも雪とも詠じしに異ならず。三井寺は殊に月を稱する處故。初て月をめでし人の夜る櫻といふことを云出せしなるべし。然るを宵に櫻花爛漫として見しが、朝に楓の木と變ぜしなど、おろかなる説を實としてもてはやすもおかし。

〔九十〕更科や田毎の月ぞ、氣疎く冷まじきものとこそ推量るれ。先月を詠めんとおもふ春は朧にて、田毎にうつるあやめもなかるべし。夏秋の愛づべき頃は、早苗とるより稻葉の風のそよぐほど、八束穗の豐けき田毎に、月のやどるべき水さへ見へ分かず。暮秋の寂しげなる夕も、檢見なんどの公ことゝなふらざるうちは、稻も刈やらず、漸霜ふりて埋火の元に鼻あぶりする夜。あらしはげしく吹すさむ宵ならでは、月のうつれる陰もあるまじきとおもへば、白塔を待とて田を乾涸させ、油菜麥を植などせば、いつか田毎の月を詠めんや。漸く殘れる濕田の不毛に等しき計にこそ、寒夜の月は宿らめとおもへば、いづれに冷ましく凄きながめなるべし。腹空しく酒乏しからば、一圓に見ぬぞまさらめとおもほゆ。

〔九十一〕掛物の裱裝を誂らふるに、假張にかけ置て、數十日が間風雨曇晴を經れば甚よろし。兎角表莊のはやく出來んことを欲する故、良工の制せし表具も工合よろしからず。況や拙手の造りしものをや。

〔九十二〕里人談といへるものに、信州より出る、月の糞といふものをしるせり。これは天學家に用ふる、日を見るゾンガラスに制するものゝよし、本朝に蠟石、及百般の色相ある印財を、所々より出せり。應斎といえる篆刻家、諸國の蠟石を自取りて所持せしが、百餘種に及べり。攝坂の貨賈疋田と

いふおのこの元にて、和產の磁石澤山に出るを見しに、制は道によつて賢しとかや。其磁石の石力をつよくすることを工風し、去年一斤ばかりの鐵を吸しものを、今年五十斤吸程の石力を付たり。是を聞に。先其工風せし初は、清土の硯に筆洗の有は、筆を洗くばかりならず。實は水を湛て石を育なふと云よりおもひ付て、まづ磁石を河水を汲で漬し置き、三五日過て、呼次ぎの厚尺のごときもの丶先に、今日鐵を一斤つくれば、四五日の內に半兩を加はふ、十日、半月も立て、又壹兩も加倍ときは、終に如ㇾ斯といえり。嗚呼盛なるかな。文華大にひらけ、益戸さ丶ぬ御代尊ふとし。

〔九十三〕 破瓜は男女十六才を云へり。や丶もすれば婦女子初寢の義に誤る人あり。瓜を破れば斤へ如斯なる故、二八の事にとれりと、廣澤師の桓鷺白譚に委しく出せり。

〔九十四〕 景天草を鉢植にして扉の上に置けば、火難を避くとなり。一名救火草と云。無用の吉更蕣より勝らんか。

〔九十五〕 雷の落たる近きに居れば、身躰黑く薫りて、洗へどもおち兼るものとかや。これを去るは、鮒魚の生肉をすり付て跡を洗へ。元のごとしとかや。江湖の邊の庄官が下僕を檢し見しに、相違なしといえり。一奇說後鑒に備ふ。

〔九十六〕 杜鵑花の巨樹、予が見しは、和州添下郡番條村の農夫源太郎といえるおのこの庭砌にあるは、徑壹丈五尺、一塊となりて團圓として欝茂たり。枝葉果々として、實に希有の巨樹なり。或尊貴の方より召されしに、土藏家宅等を破却せざればいでず、よつて止給ひぬとかや。

〔九十七〕 高野より出る萬年草と云もの、本名万年松、一名は玉柏といえりと、五雜俎に見へたり。

〔九十八〕 紙の奥を上へ次たるを起請次と云へり。譯は起請文のおくには、神明の御名を記するゆへ、

これを恐れ奉りて、奥を上へ次ぐとなり。薩戒記に出たりとかや。

〔九十九〕古は素袍狩衣などを、褻の用には上ばかり着せし事、今の上下の袴ばかり着する樣にせしとかや。足利家の時より、服折を褻の服にゆるされし故、袴服折を常の用に着すとかや。元服折は褻の服ゆゑ、饗膳のときは袴ばかり着せしより、肩衣ばかり不用ず。狩衣布直垂などの上ばかり着せし古實は、一向宗門徒の拜禮に、肩衣ばかり着するは、古風のこれりとおもはる。

〔百〕湯上りに敷く風呂敷といえるは、足利家のとき、浴の饗應ありしに、夫々の衣服間違ざるやうに、定紋など付し衣裓に、衣服をつゝまれしを、湯上りに敷人有しより、風呂敷なりと、從者の心得しより、衣裓の物名となれり。今西國にて風呂敷の大小によらず、平油單といえるは、相應の名とおもはる。清土にては衣襆、包袱などゝいふ。小說の醒世恒言には、布袱兒とあり、西國に呼ものひらゆたん當れるかな。俳人淡々が京師に居し比、行脚に出しを見立し人、辛崎の松の邊まで送りて、淡々が空風呂敷ひとつ持て行し姿を見て、送別の狂哥に、

　拾遺家土產集　みやこをは六枚肩て出しかと旅はめんふくひらゆたん〱

と詠たれば、畿內にも平油單と云と見へたり。

〔百一〕釣に付る天蠶絲と云もの、北海の漁者、鯨の筋と云て持扱へど、清土閩越の漳州より出るとや。漳州は黃檗山の大鵬和尙の產地とかや。

〔百二〕廣澤先生人に誘はれて、初て新吉原の忘八へ至られし時、此忘八の亭主、廣澤先生と聞て、達て書を望ければ、先生心に叶はず、場所あしければ辭せられしかど、遮てねがふ。はや文房の器をそなへたり。先生止ことを得ず、「此處小便無用と一行物を書て遣られしかば、餘りけしからぬ事と

思ひ、不悦して取納、重而不乞。其後晋、其角来りし故、忘八右の噂をせしかば、其角取敢ず、このまゝおかんことは無念なるべし。書添遣らんとて、其下へ花の庭と書しとなん。直様はいかひの發句となり。今に二絶の雅品となりしとかや。

淫房を忘八と云は、人をして孝、悌、忠、信、禮、義、廉、恥の八ツを忘れて、遊楽に荒淫故、忘八と清士には云へり。

〔百三〕 病は丙なり。虚火實火外來の邪火なり。然るに万病一毒水といふ説を立るは、病の字の義と大に反す。これ全曲れるを撓て直きに過ると云べし。一以貫之の例に倣て、一則を立れど、萬病一氣の溜滞、或は儒醫一本と云し、第二義に落ちたり。丙に水は餘りけやけし。又病は變なり。無病は正なり。故平愈したるを正に復る理を以、本復快復などゝ云、浅深軽重にかぎらず、病は變なればなり。然るに病家へ何心もなく見舞たるとき、宵に診せし病容の、はや今朝涅槃門に入りし所へ行かゝりて、手持不沙汰にて、せんすべなく急變が参つたとは、正變の正理に彌當らず。

〔百四〕 丹州より出る爺打栗と云ものは、俗間に種々の妄説をとなふ。しかも生栗の見事なるを、爺打栗といふ。按るに、搗栗は栗を干て、杵に搗て殻と麁皮を去りて菓子とす。然ども堅剛にして、歯の鈍き人の食しがたきゆへ、これを擣ひらめ柔にしたるが擣栗なり。今も飛騨の國より出るうち栗、貴品なり。打栗、勝栗とて、聲の響よろしきゆへ、兵家に用られ、尤出陣に是非賀祝のものとせらる。丹州の産も、いにしへ上手ありて、制せし人の通稱とせしものならんか。堺の出歯庖丁、源五郎鮒の類ひにて、老父の打たる名産故、爺擣栗なるべきに、尋常丹州より出る大きなるものを、てゝ打栗といふ。甚敷は栗實一顆、掌の内に滿、手々内栗なりと云。また時熟して芒刺の殻を破烈し

て、みづから出て落る故、出て落栗なりと云。妄説にして信用せられず。擣栗の譯をしらざる賤の男が説なり。往古は今のごとく舶來の砂糖なし。有ても貴に大人參のごとし。故今の菓子と稱する類はなく、粭にて制せし洲濱、起米などの類を賞し。且菓實を賞翫す。擣栗も其砌は貴品にして、羊羹、求肥糖のごとく、愛翫せらるものなるべし。

〔百五〕田鼠化して鴽となるといふものは、鶉の類にて、鶚といふ鳥なりとかや。

〔百六〕サゴヘイといふものは、馬路古國より出るものとなん。形は挽飯の鉇きがごとし。白湯にひたし、これを飲ば酒の醉をさますこと妙なり。藥舖にあり。

〔百七〕北伊勢、尾張邊の土民の村居せるに、簀の子をかき上ず、土を築上ること尺ばかりにして、其上に藁を束て、疊のごとくしたるものを籍て居せり。藁稭といえり。藻鹽草には、つかなしと云といえり。いづれ神代の穴居の遺風とぞ思はる。福藁ゝ正月に敷は、此例なりとおもはる。

嗚呼矣草　巻之五

〔百八〕京都、大坂に、小あい雑喉といえるものは、小鮎とのみおもひしに、鰯の子なるよし、いかなるゆへに小あいと云へるやらんと、他年疑はしかりしに、太平記をよみしに、隠岐の國より帝を船に乗せ奉り送り奉るに、敵のあやしまんことを恐れて、相物の下に隠し奉りて、地の方へ送り奉るよし書り。此相物は、浪華の新靫にて販ぐ鹽魚のことなるを知れり。是を以見れば、細魚の鹽引く小相物と云へる略語なるべし。

〔百九〕江州辛崎の松は、現在のものは、比良が嶽の小松と云谷より出て植し松なるよし、漸く三百年餘りになる松なりとぞ。抑辛崎の松と賞ぜしより三本めなりと、記録にも見えたりとかや。上坂本宮人清水壹州より聞傳えはべりぬ。花鏡の說を見れば左もあるべし。

〔百十〕夲音滔なりと、焦氏筆乘に、本の字の俗字にして書誤れりと見えたり。商賈の招牌に、根本などゝ書事は憚かるべきかとおぼゆ。滔はアザムク、或はヲコタルと訓字なれば、殊に書肆の襲簾などに、本の字を書事はいかゞ有らん。欺、怠などは甚しかるべし。書をこのむ人は無心なり、書する程の人の不穿鑿と云べし。

〔百十一〕河州交野郡招提村の前の庄官は、予が知れる人なり。いと文雅にくらせし面白き人なり。或とき浪華より宿所に歸るとて、なにはなる知己の某と同伴して歸られし道にて、太間村と云處を通られしに、田家の屋根を葺替居しにあへり。其中に楪竹のいと程よきや有りけん。つれのおのこ

はかねて笛を好める人なれば、其あるじの翁に竹を所望しければ、其翁のいはく、此竹御所望召るゝは、定て笛の料にやせんとの事ならんが、此竹はあるがなかに、雌竹にてさふらへば用に立がたし。雄竹ならましかばますべきにと、自若として答へ侍りき。彼同伴の人も慨然と驚き、左までは予も心得侍らざりきと去れり。斯る所に、かほどの事心得たる翁もあり。心にくしと話し申されき。されば言を以人を取るときは宰我に失し、容を以人を取るときは滅明に失とは、ふるき教なれば、若き人は心得給ふべき事にこそ。

〔百十二〕人の持てる調度にて、其人の心は知らるゝと兼好はいえり。宜哉、此比俳人蕪村が書畫を大に翫弄す。いかなる故と云ことを知らず。古人の書畫を愛するは、先其人の徳を稱し、次に其能を賞す。夫蕪村は父祖の家産を破敗し、身を洒々落々の域に置て、神佛聖賢の教に遠ざかり、名を沽て俗を引く逸民なり。またおなじ境界ながら、其隣町に居せし東都の建凉岱は、才も能も秡群に秀て、蕪村と日を同じうして語る徒にあらず。しかるを例の無ひもの食はふと云病人が、頻に高金を以求む。是を賞翫する人の意を兼好はいかゞいわんや。

〔百十三〕蚘虫をしぼりて、其汁を疱瘡にて目に星の入たるに用ゆるに、治せずと云事なし。予屢試みて効を得たり。乍併疱後五七十日過ては治せず。はやく入べし。人の臓腑に涌程の、いやしきものゝ眼、耳、鼻、手足さへなきむしながら、斯る功は壹あり。人として無能にして勤めず、世を過すをや。

〔百十四〕酒を本朝にてみきと稱すること、ふるき事なり。前漢書の食貨志に、酒は寒氣退コト三寸とあり。

〔百十五〕人の强氣に論ずるを、がたひし云といへり。法華の言義に、我非彼此と出たり。

〔百十六〕俳諧の蕉門の徒に、附合の體を備へたるは、野坡、越人の兩人を功者とす。此兩人の體を學がよしとかや。故ばせを一世の間、兩吟の附合は、野坡か越人ならでなかりしとなり。兎角此兩人の風體よろしと、ばせをもいはれしとかや。今の蕉門の俳徒これをいはず、己が勝手あしきにや。

〔百十七〕筆疇樵談云、或人問ていはく、浮屠氏は身を以旅泊となす、何んぞ必ず金朱を殫費し、土木を華耀するや。答いはく、小人の性は貪ぼる者を極め、侈をきはむるに非ざれば、其信心を起す事なしとかや。

〔百十八〕冷齋夜話に、孔叢子を引て云、昔遠方に不死の術を能行ふ人ありと聞て、或人、これを學ばんと支度し、遠方を態々行しに、着する前日に、不死の術を行ふ先生死去せしと聞て、此人大に歎き、今少し遲くして、先生存命の内に、不死の術を學び得ざりしと悔みしとかや。是甚面白し。佛法浸遠ふして、其眞と僞と相分りがたし。佛法の說處も、死生禍福計は差はず。目前地獄天堂の僞を知つて、是に惑ふは笑ふべしといへり。

〔百十九〕俳諧者流寂しみと云處を旨とし諭す。いかなる故にや。市中交易の域にくらす腸より、無理に寂しみを絞り出さししむ。それ定家の卿哀にさびしくは云出でよし、兎角にぎはしくはなやかに目出度和哥こそあらまほしとて詠給ふ。

花見んとよそほひ車かさり馬さくらにむれてあそふ諸人

となん被仰けるとかや。光廣の卿も面白がらす素人藝なりと被仰しとなり。

〔百廿〕選は作よりも難しとかや。又閑は机上の塵を拂ふと、古よりいえり。いかなれば順評とて、初心の人の他の句を批判するや、于鱗が唐詩の選に於るや、作よりも難しと、人々これを稱すれば、

他の句の點評は憚るべきこととなめり。

〔百廿二〕浪華に住せられし俳人津田休甫と云へる人は、俗性賤しからず。浮田何がし殿に仕へて、いまだ前髪の頃、主家の變ん有て、我壹人にかぎらず、浪々の身となりしより、二君に仕へず剃髮して魚鳥も人の喰はせ次第、人誤りて御出家といへば、それなりにして、其場を出家にてさばき、一世の樂しみとて、俳諧せられしに、習はずしてかしこく、已前殘りて諸藝にさとく有しとなり。或とき天滿の栗東寺へ行かれしに、住持さいはひに、客殿の杉戸新調せり。書て給てんやと所望ありければ、休甫其まゝ筆とつて、虎を三疋畫かれぬ。誠に氣象向上なり。物に拘はらぬ筆意妙なりとて、その頃人の賞美せしが、或人又此虎かばかり勢ひなるが、よく〳〵見れば髭なくて、律義過たりといゝ出せり。故に重て休甫に此事を語りければ、直に寺に行、杉戸の片すみに毛貫を壹本書添おかれしとなり。其物に着せられざること如レ此。夏の頃、京へのぼられしに、佐太より夕立にあいて、ひた濡になられければ、牧方より馬かりて、帶帷子なんど、其まゝ松の木にかけ置、丸裸にて京へ登り、貞德の元に滯留し、用を勤て歸られしとなり。未其頃は、外に大坂堺の間に宗匠もなかりし頃とかや。有時、堺の連中より、百韻一卷打曇りの懷紙に認め、休甫子に點を願がふ。程なく卷歸りけるゆえ、開卷に及びしに、長點なしに、九十三點までかけられければ、連中大きによろこび、さては和哥に師匠なし。はいかひは出來よきものぞと、いさみすゝみて、早速連中打つれて、此浦の景物晝網もの大分に所持、休甫子の方へ參られ、百韻に大分點かけられし、點の御禮に來りたるよし申されければ、休甫自若と平氣にて、音物忝し。扨其卷は散々にて、何にもならざるゆへ、片端よりわるひ分を消したり。消さぬ句二三句も、沙汰に不被及と、事もたげに答へられしとかや。

〔百廿二〕葵祭は天下泰平の御神祭なりしも、久しく兵亂の後退轉せしに、照代に至り御再興あり。其時古例の舊記紛失して不分明なりしに、京都四條通立賣東之町澤木氏七郎右衛門（弓削屋と家號す。）といえる人、往古葵祭りの畫卷物を家藏したりしを上に召され、再び興復せられしとなり。澤木氏へは數の祿給りしとなん。其末裔七郎右衛門、隱居して榮次と變名せられし人、予が幼若のとき知る人なり。

〔百廿三〕虎の子渡しと云事、世話しき商賈の工面をいえり。いかゞなることやと、いぶかしかりしに、清土に虎ありて子三疋もてり。壹疋の虎子は惡虎にて、母の虎の居されば、殘る二疋の子を喰はんとす。故に母虎これを守りて隙なし。川を渡らんとするとき、壹疋ツヽ子を渡すに、是非壹疋は惡虎の爲に喰はる。よつて母虎工風して、先壹疋の惡虎を川向ひへわたし置、次にまた壹疋つれ行て、彼惡虎子をまたつれもどる。川の前後に虎子壹疋づゝをれり。然るに彼惡虎子を元の岸に殘して、殘る虎子を川向へ渡し、また戻りて終りに惡虎子を渡す。よつて殘る二虎子恙なし。三度渡りて子を越す處を、五度して三疋を渡す。これ虎の獸類といえど、其才見つべし。これを虎の子渡しと云へり。

〔百廿四〕近世しやうねと云事を云出し、性根と重箱よみの文字を、手拭などに染し事なり。少年のいえること故譯なし。按ずるに、恐しきしやうねなど、むかしより云しは、恐執念なり。執念心と古言にいえり。尾上菊五郎といえる俳優、東都より歸りて、性根と云事を、藝中にはじめて時花らせり。

〔百廿五〕曖なるを、大坂の俗ぬくいといえるを、京師の人聞なれぬゆへ、有得なる人の娘なども、ぬくいと云とて大に笑へり。もつとも曖は俗語ながら、哥にもぬくめどりと讀ば、くるしかるまじ。

類字鷹詞　空さゆる鷹の一夜のぬくめとりはなつ心も情なるへし

これにつけてもかねのほしさよ

此下の句をもちて、古哥の上の句に續げば、いかやうの哥にも相應いたし候と申上られければ、實隆公いと興じさせ給ひしとなり。此頃も人々いえることながら、作者を覺し人すくなし。此條藤行定の筆記に有とかや。

〔百卅二〕むかしいみじき富める人あり。其友にきはめて貧しき人のありしが、朱門茅屋隣をなしてむつまじかりき。然るに貧しき人度々助力を乞ふ。其度に此福人無心を聞しが、後には大に困りしより、實の吝嗇となりて、親族をも扶持せず、朋友をも惠まず、旦暮に貨殖のみに耽りて、彌もいちどの黄金を殖はふ。友の貧しき人も、今は賴すくなく、住所も去りて、兎角すれども、いよ／＼貧し。止事を得ず、又文こま／＼と認めて無心に遣すとて、其奥に扨も／＼世の中の有様こそ、是非なきものにて候。僕がごとき請るものは、いよ／＼貧し。足下のごとき與ふる人は彌富りと、書遣しければ、福者いかゞおもひ感じけん、彼友人を大に惠み、身を立つる程のことをして取らせ、親族を賑はし、窮民を撫育し、大に仁心を起しけり。此友人止事を不得書し文章より、人を動し仁恕に歸せしむ。陰德を積めり。豈陽報なくてやみなん。此人も大に富をなし、互に睦まじく語りくらせしとなん。

嗚呼矣草　終

齊諧俗談

卷之四

巻之五

齋諧俗談　巻之一

東都　大朏東華　著

○降二月桂一

唐書に云、垂拱四年の三月、台州に月の桂の實降事ありと云。また宋の仁宗の時、天聖卯の年八月、杭州の靈隱寺に、月の桂の子降事あり、雨の如し。拾ひて帝へ奉る。寺僧、これを地に種て、二十五株を得たりと云。

按ずるに、時珍の云、呉剛、月の桂を伐の説は、隨唐の小説より起り、月の桂の子を落の説は、武后の時より起るといふ。

○星隕成レ石

陸奥出羽の兩國の内にて、夏の夜晴たる時、星の落る事あり。其かたち流星の如く、白き光を引て走り落る。かくの如き所凡五六ケ處もあり。屋根より下は見へず。其落たる所に物あり。形葛餅の如し。是を星屎と云。餘の月は多く雲あるゆへに見ゑず。他國には曾てなしと云。

大明の万暦子の年十二月廿五日、四川の順慶府にて、風もなく雲なふして、たちまち雷鳴して、石を落事六塊。その重さあるひは十五斤、小きは一斤、或は十餘兩と云。また東國通鑑に云、高麗の文宗王の時、正月黄州へ石の落る事あり。其聲雷の如し。則その落る所の石を文宗王へ奉る。禮司奏して云。むかし秦の時に星の落る事ありて、晋唐よりこのかた比々としてあり。是つねの事なり。災にあらずと云

て、遂に其石を返すと云。

○袋星

或書に云、孝靈天皇の三十六年正月、倭迹日襲姫夫なふして孕給ひ、終に怪き兒を産たまふ。しかるに其胞袋やぶれずして玉の如し。其中に男ありて透通りて見ゆ。胞袋を破むとすれどもやぶれず。その夜、飛んで天に昇り星となる。今銀河に有袋星これなりと云。

按ずるに、袋星とは、いづれの星なる事をしらず。うたがふらくは、天津、天籥の類ならん歟。

○星變し人

聖皇本紀に云、敏達帝の九年、土師の連八島と云人あり、よく歌をうたふ事、人に越たり。しかるに毎夜いづくともなく人來りて、八島とともに歌を唄て遊ぶ。其音聲常にあらず。八島、これを怪み、其人のかへるさにしたふて蹲見れば、住吉の濱邊にいたる。曉のころ、此人海へ入りてうせぬ。聖德太子、この事を聞たまひて、これ熒惑星なり。此星あまた降りて人になり、嬰兒の中に交り、このんで謠歌を唄ひ、未然の事を唄ふなりとのたまふ。また一說に、八島は、其ころ大にして、能いまやうをうたふ。熒惑星かの哥を感じて、相ともに唱ふ。

我宿の甍にすめる聲はたそ諧に名乘れ四方の草とも　　八島

天の原南にすめる夏火星豐里にとへ四方の草とも　　星

夏火星とは熒惑星なり。豐里とは聖德太子の別號なり。

宋史に云、永安二年稚子ども大勢むらがり遊ぶ事あり。其中に一人の小兒たちまち來て云、我は人に非、熒惑星なりと、云終りて飛びあがるといふ。

○天狗星

日本紀に云、舒明天皇の九年二月十一日に、大なる星、東より西にながる。其聲雷に似たり。僧旻の云、是星にあらず、天狗なりと、此年、蝦夷の兵船來るといふ。

○大白虹

霏雪錄に云、越の國に陸國賓と云道士あり。ある時、船に乘て江にあそぶに、白き虹の水に跨がれるを見る。甚近付て其所を見るに、蝦蟇の大さ箏笠の如くなるが、白き氣を口より吹出す。しばらく有て跳て水に入る。虹もまた共に見ゑずと云。

○非常雷

日本紀に云、舒明天皇の十一年正月十二日、天に雲なくして大きに雷鳴すと云。

太平御覽に云、秦の二世元年、天に雲なくして大きに雷鳴す。雷は陽なり。雲は陰なり。是を君臣に象る。今人を憚ず、人臣これに叛く故なりと云。

○降二石鏃一

三代實錄に云、光孝天皇の御宇仁和元年六月二十一日、出羽國秋田の城中、および飽海郡の神宮西濱等へ石の鏃降る。同二年の二月にも、飽海郡の諸神社の邊に石の鏃ふると云。

按ずるに、出羽國飽海の神社にては、いまも此事有よし、米山翁の里人談に見たり。

○天泣

前漢書五行志に云、中和三年浙西にて天の鳴音、磨をひくが如くにして止ず。是を天泣と云と、また雲なくして雨降。これをも天泣と云と云り。

○降二怪雨一

和漢三才圖會に云、元祿十五年の九月、連日綿を降事あり。巳午の時晴天にして、日の光赤氣を帶る物ありて、日輪の中より出るが如く、飄々然として降て墻壁にかゝる。其形蜘蛛の糸、あるひは蓮の糸、または綿糸に似たり。色白く長さ二三尺ばかり、試に是を焚に香なし、切て見るに脆からず。いまだ何物と云事を知ずと云。

五雜俎に云、天より毛を降し土をふらすの類、史傳に多し。元の至元四年、土を降す事七晝夜に至て、深さ七八尺、牛馬、これがために盡く沒死すと、古代いまだ聞ざる所の變なりと云。

○降二怪雹一

和漢三才圖會に云、元祿十五年五月十六日の申の刻、俄に雨降雷鳴して、黑雲おゝひ重て、雹を降す事有。攝津國より始て、河內國を經て大和の國分にて止る。乾より巽に至て斜なり。其間六七里。其横は纔に一里に過ず。大なる物は稜有て瓦のかけの如く、あるひは鷄卵のごとく、小なるものは蓮の實の如し。是に當れる人は、頭に創つけ民屋を破る。此間、やうやく一時ばかりにして晴ると云。

宋の熙寧の頃、河州にて怪しき雹降る。其かたち、人の頭の如く、耳目口鼻皆そなわる事、刻なせるが如しと云。

○大垂氷

五雜俎に云、正德年中、順天府の文安縣の水たちまち起る。此日大きに寒して、終に凍て氷柱となる。高さ五六丈にして四圍、その中うとろにして傍に穴あり。凝結して甚だ固し。數日を逾て流る。是古今いまだ見ざる所の怪異なりといふ。

○河伯使者

神靈經に云、四海の上に人あり。白き馬の朱鬣あるに乘り、白き衣、玄き冠を着し、十二人の童子をしたがひ、馬を馳て飛ぶごとし。號て河伯使者といふ。其いたる所の國、かならず雨水あぶるゝと云。

○靈水

相傳へて云。景行天皇肥後國へ御幸したまひ、蘆北の小島といふ所に泊らせたまひ、御膳を奉る時に、山部の小左と云者を召て、冷水を奉るべき旨を勅あり。然るに島の内に冷水なし。則小左、天地の神に祈誓をかけて、冷水を得ん事をねがひしかば、たちまち傍の岸陰より寒泉涌出る。これを酌て奉る。因て其島を號て水島とよぶ。今に其泉ありと云。また和泉國槇尾寺にも靈水あり。相傳へて云、弘法大師、此寺にありし時、山院の地せまくして、用水はなはだ自由ならざりしかば、文を呪して水を呼ぶ。たちまちに水涌出る。この水、今に至て流る。土俗、この水を智惠水とよぶと云。

幽怪錄に云、東道縣の句將山の麓に三の泉あり。傳へて云。もと此水なし。所の者、水を汲の遠を苦て、人々多は水を買ふ。その中に一人の女あり。孤貧にして襤褸を着して生業なし。しかるに一人の乞人あり。其かたち甚醜。身内に瘡を生じて骸をそこのふ。見る人、忌嫌はずといふ事なし。唯この女子ばかり、あわれみをくわへ、飯を分て是をあたへ喰しむ。ある時、食を喰しむる時、かの乞人食し終て云、我汝が善行を感じ、恩を謝せんと思ふ。何をか求むとするやと問。かの女子答て、何ぞ報をうけん。其うへもとむる所、人の能得る所にあらずと云。乞人又問て、何をか求ると、女子の云。ねがわくは此山の麓に水あらば甚便あらんと、かの乞人、其時腰より小刀を取出して、山の下を三所させば、忽飛泉涌出る。かの乞人は、忽然として見へずといふ。

○妬女泉

攝津國有馬の溫泉の傍に後妻湯と云あり。人、是に向て罵ば、たちまちに湧上り、さながらに怒恚の形なり。これを後妻湯と名付くと云。また駿河國江尻の近所に、嫗が池といふあり。相傳へて云。往昔一人の女あり。其生質頑妬にして、文祿二年八月八日、この池へ身を投て死すと。人其池の邊へ至て嫗とよべば、たちまち泡湧かへる。もし大きに呼ば、大きに湧事甚し。

寰宇記に云、安豐郡の咄泉は、淨戒寺の北に有。其泉の邊に至りて、大きに叫時は、大きに湧。小く叫ときは小しく湧。もし是を咄れば、其湧事いよ〳〵甚。世人、これを怪みて咄泉と號と云。

○一目連

伊勢、尾張、美濃、飛驒の四ケ國にて、不時に暴風吹來りて、大木を倒し巖を崩し、民屋を破る事あり。然れども唯一路にして、他の所を吹ず。是を一目連と名付て神風とす。則伊勢國桑名郡多度山に一目連の祠をまつる。また相模國にも是に似たる風あり。鎌風と名付。駿河國にも有、惡禪師の風と名付。土俗傳て云。この神の形、人の如くにして、褐色の袴を着すと云。

按ずるに、蝦夷松前にて、十二月嚴寒の時節、晴天の折ふし、凶風吹事あり。自然道路をゆく人、是にあへば、卒然として倒れ伏。かならず頭面あるひは手足のうちに、五六寸ばかりの疵を蒙る。しかれ共死にいたる程の事はなし。俗に是を鎌閉太知と云。急に萊菔の汁を傳れば即愈。其あと金瘡の如し。此事、津輕の地にも間に有と云。全極寒の陰毒にして、一目連と同からず。皆惡氣風なり。

○南越颶

南越志に云、颶は四方の風にして、常に五六月に起る。其起る時、いまだ風の起らざる先に、鷄犬のた

ぐひ鳴事あたわずといふ。

○水闘(みづのたゝかい)

宋史に云、高宗の時、紹興十四年楽平縣の河決(かけつ)、田を衝事数百頃、田の中の水おのづから起立て、物のために吸るゝ如し。地より高事数尺にして、隄防をからずに水みづから行。また里南の家に有井の水も、高事数尺、夭矯(やうきやう)たる事虹の如く、其聲雷霆の如くにして、墻を穿樓(やぐら)を崩して出、二の水、杉墩(さんどん)といふ所にて戦ふ。且すゝみ且退。十餘刻にして戦止で、おの〳〵其所へ歸ると云。また説海記にも、水闘の事を載たり。

○流沙川怪風(りうさがわのくわいふう)

相傳へて云。流沙川には夏の間熱風多くして、もし旅人、此風にあへば、かならず死す。其風いたらんとする時は、駄(せ)と云獣ありて、かならず集鳴て、口鼻を沙の中へ埋む。人是を見て、其風の至る事を知るといふ。

○二山雷狩(ふたやまのかみなりかり)

安房國に二山といふ所あり。此所にて毎年の正月、里俗群集して雷狩といふ事をなす。鼬の如なる獣を多く捕て殺す。其年の夏は雷鳴する事稀なり。もし狩獲ざれば其年雷鳴多しと云。

○貝寄風(かいよせのかぜ)

攝津國天王寺にて、毎年二月廿二日に聖靈會と云あり。其日は舞楽ありて、餝に大なる作花を用ゆ。其つくり花に小き蝶(はら)の貝の殻を付る。寺の役人、住吉の濱に出て、是を拾取る。しかるに毎年二月十八日暴風吹て後、かならず此貝を吹寄ると云。

○久丸神事

参河國神戸村といふ所に、久丸大明神の社あり。毎年正月初の申酉の兩日祭禮あり。此日は、生土七鄕の人、家並に戸を閉て出入をせずと云。また攝津國西の宮の惠比須にも、正月十日祭禮有て、村民、九日の朝より夜に至るまで、戸を閉て出入をせず。是を居籠といふ。

○鵜坂神事

越中國に鵜坂明神と云有。此祭禮には、神主、榊の枝をもつて婦女を打。但し打事、其女の男にあいし數にしたがふと云。近江國筑摩の祭の類なりといふ。

○高月輪

信濃國に小田井といふ廣き野あり。此野の中に草芝生ず、自輪のかたちの如く丸き所あり。其所へは雪霜も降ず。其輪の大さ一尺計にして、徑し一町ばかりなり。土俗、其所を高月輪といふ。傳へていふ。此野のむかふに山あり。木幡山と云。其峯に權現の社あり。この神、馬に乘たまひ、毎夜此所にあそび給ふと、時として轡の音聞ゆといふ。

○池社

遠江國笠原庄櫻村に、池の社といふ二の池あり。男池、女池とて、方五町計の池なり。櫻が池とも云。池の社は牛頭天王なり。毎年八月彼岸の中日午の刻に、半切桶に赤飯を盛て、水練の達者なるもの、是をおしゆく。池の眞中と思ふ所にて押はなし、其身はむかふの岸におよぎつくなり。時に池水うづ卷て、其飯器、水底にしづむなり。此飯器はその數定らず、願望にしたがひ三ッ七ッ、あるひは五ッ、年々に増減あるなり。この事、米山翁の里人談にも見へたり。相傳へて云。往昔當國の國主、京都より初て入

國の時、妾と共に此池の邊に遊興す。（妾の名を櫻の前と云、國主の姓名をしらず。）時に俄に逆浪騒動して、かの妾を池へ引入れて行方をしらず。國主、大きにいかり、國中の芝薪を集て、數万の石を燒、池の中へ投入る事七日七夜、斯て池の水、黑色に變じて、また青色になり、後には血の色に湧上り、一ツの毒蛇死て浮ぶ。其かたち、頭は牛のごとく、背に黑き鱗ありて、白き角を生じ、見るもの恐怖せずといふ事なしと云。また肥後の阿闍梨皇圓といふ僧の靈魂、この池に入ると云。

○龍馬神

攝津國多田庄波豆村に、慈光山普明寺と云寺有。此寺の什物に馬の頭あり。相傳て云。康保四年の冬、源の滿仲公、能勢の山に獵したまふ時に、龍女來て云。川下の池に大蛇あり。我に仇をなす事數年なり。ねがわくは君退治したまへ。一ツの龍馬を奉ると、夢見給ひて覺たまふ。果して一ツの馬側に有。滿仲公、奇異の思をなしたまひ、其馬に乘てかの大蛇を伐喪し給ふ。其後、滿仲公逝去の後、御孫滿信に至るまで、甚この馬を愛したまひしが、終に死けり。家臣藤原の仲光と云者、其馬の屍を、則山岳に埋、其上に一字を建て、駒塚山峯の堂と號す。其後、後土御門院の文明二年三月十八日より、夜毎々々に駒塚より光出て、普明寺に輝く。時に住僧玉岩和尚、駒塚に至て、普門品を誦す。たちまち雷鳴して、馬の頭出現す。玉岩和尚すなはち携歸り、金堂に納め、龍馬神と號すと云。

○三輪拜殿

與儀抄に云、大和國三輪大明神には、唯一の鳥居、二ツの鳥居、樓門、拜殿ばかりにして神殿はなし。里人、神殿のなきを訝がりて、神殿を造營す。時に多くの鴉むらがり來て、其材木を啄きやぶる。其うへ、其あまりの木の在所をしらず。因て此神は、社を好みたまはずと云事を知るといふ。

○戎島蛭兒宮

和泉國戎の町の濱に蛭兒宮あり。相傳へて云。寛文四年八月八日に始て湧出る島なり。同十一月十三日、一つの大龜うかみ出る。長さ四尺二寸、幅四尺、これを捕へてやしなふに酒を飼。しかるに其龜、三日を經て死す。すなはち島の中へ埋む。觀月院賴辨法印、是を崇て辨財天とす。また云。此海中に石像の戎あり。故に戎の字にて、町の號とする事久しと、因て人多く海に入て捜求む。果して十二月朔日、石の戎の在所を得て、是を昇上る。その丈三尺五寸、幅三尺、厚さ一尺七寸、全躰に苔を生じ、貝殼粘て殊勝の像なり。則宮を造り龜の祠にならぶ。島と龜と戎の三、僅の内に出る事、近世希有の神靈なり。

○熊野連歌

紀伊國熊野權現の本宮の禮殿にて、毎年正月二日、社家と地下の人と相まじわりて、百韻の連歌興行あり。其發句は往古神託の句なりといふ。

　　この山のあるじは花の木陰かな

脇の句より起る。脇の句は尾崎氏の菜趺奉るといふ。

○愛宕山鳶

或書に云。天人熊命化して三軍の幡となる。その後神武天皇、長髓彦と戰ひたまひて勝たまはず。時に金色の鳶飛來て、天皇の弭に止る。其かたち流電の如し。因て敵軍みな迷眩す。天皇よろこびたまひて曰、いづれの神ぞ。奏して云。天照大神の勅を奉り、鳶に化して來る。吾此國に住て、軍戰を守らんと、また問たまふは、何の所にか住むと思ふ。奏して云。山背國怨兒の山に住べしと、因て其山に住せしめ、天狗神を領せしむといふ。

〇金毘羅忌穢

讃岐國鵜足郡金毘羅權現の山に天狗有。其名を金毘羅坊と云。是を祈て靈驗いちじるく、また祟る所も甚し。毎に參詣の人忌穢を禁ず。然るに他に異なる事あり。

蟹五十日、川魚丼蒜三十五日、海糠三十日、斯の通の定なりと云。

〇竈神

五雜爼に云、竈神は其形美女の如し。名を隗といふ。姓は張、字は子郭、夫人に六人の女あり。常に月の晦に天に昇りて人の罪を白す。其罪の大なるものは紀を奪ひ、小なるものは筭をうばふと云。

〇金剛力士

秦の始皇の時、天竺より賓利房など云沙門、彼是十八人來りて、長安と云所に居る。しかるに始皇、これを悉く捕へて獄中に繫しに、其夜、金剛力士來りて、獄の墻を破りて、是を悉く出しけるとなん。

齋諧俗談　卷之二

○性空上人畫像

華開集に云、花山法皇、書寫山に御幸ありて、性空上人に御對面の內、ひそかに畫工に仰て、上人の像を圖せしむ。時にたちまち山うごき地震ふ。法皇恐怖したまふ。上人の云、怪しむ事なかれ。我が像を寫さしむる故にしかる而已と、且て上人の面に小き痣あり。畫工、其痣をしらずして、いまだ圖せず。かの震動におどろき、持たる筆を落し、墨の飛し所、さながらに痣の形に異ならず。皆人、これを感心す。此像、いまに書寫山の寶藏にありと云。

○弘智法印枯骸

越後國三島郡野積村に、海雲山養知院といふ眞言宗の寺あり。この寺に弘智法印の枯骸あり。相傳へて云。弘智法印は小玉氏にして、下總國山桑村の人なり。曾て高野山に登り、密教をまなぶ。後に當國の大浦蓮華寺に住す。貞治二癸卯の年十月二日、岩の上にて寂す。其かたち、合掌して肉身腐らず。辭世あり。

　　いわ坂の主は誰ぞと人とはゞ墨繪に書し松風の音

ある人試に鎗の鐺にて其肋を突く者あり。此時より少し傾くといふ。

○役小角縛レ神

役の小角は大和國葛上郡茆原村の人にて、舒明天皇の五年正月朔日に生る。稚して敏悟博學なり。三十

二歳の時、家を棄て葛城山に入り、こゝに居る事三十餘年、藤葛を衣とし、松の果を喰て、常に孔雀明王の咒を唱ふ。嘗て雲に乘て遊行し、鬼神を驅て使令とす。ある時、山神に告て云。葛城山の嶺より金峯山に渡るに、其間危險なり。汝等石橋を架て行路を通ぜよと、諸の神、命をうけて、夜毎に岩石を運で是を營構す。小角叱て云。何ぞ早くならざる。對て云。葛城の峯の一言主の神、その形はなはだ醜く、晝は出て役をなしがたし。ゆへに夜々出て役をなす。因て遲しと云。小角すなわち一言主を促ぐ、一言主うけがわず。小角いかりて咒縛して、一言主を深谷に繫ぐといふ。

○勝尾寺觀音

攝津國豐島郡池田の庄の艮に、應頂山勝尾寺といふ寺あり。本尊は釋の妙觀作の千手觀音なり。光仁天皇寶龜八年の建立なり。相傳へて云。一條院の御時、正曆元年に、台州の周文德、婺州の楊仁紹といふ商人二人、築紫大宰府に來りて云。百濟國の后妃一人、其齡わかふして白髪となる。醫術をつくすといへども驗なし。或夜の夢に、汝日本國の勝尾寺の觀音を祈るべしと、則志願を起して祈念す。果して白髪變じて悉く黑髪となる事もとの如し。因て閼伽の器ならびに金鼓金鐘等を、二人に持せて是を送るといふ。

按ずるに、本朝一條院の御時正曆元年は、中華の太宗淳化元年にあたる。

○法泉寺一切經

月潭和尚の峨山草稿に云。肥前國須古庄に法泉寺といふ禪宗の寺あり。元祿三年庚午の春、此寺の住持一切經を貿めんとして、鄕里を勸化す。しかるに或夜の夢に、いづくともなく一疋の馬來りて、人のごとく言語をなして、我は當國白石の庄何某が家に畜るゝ馬なり。今度住持の建立する所の藏經勸化の中

に入むと云。住持の云。汝何の財物ありて勸化へ入むと、馬の云。我毎日に一度づゝ物を負て市に出て、賃錢を得るを主の生計とする。いまより後、一日に兩度宛出なば、其錢若干あらん。是を用て寺に寄附せんと思ふ而已と云て夢さめぬ。また次の夜の夢にも、前のごとくしかり。爰において住持怪しみて、則白石の馬主が家に行て、件の夢の始末を語れば、馬主も大きにおどろきて、我もまた、夕邊夢し所斯の如しと、則かの住持を伴て厩に入れば、馬は彼僧を見て、喜躍する事はなはだし。因て馬のねがふ所に隨て、賃錢の餘慶を寺に納、遂に其馬を放つ。馬をば則法泉寺へ入て養事年あり。是を聞者、感歎せずといふ事なし。其後ほどなく、藏經悉く調と云。

○補陀洛寺水葬

紀伊國那智濱の宮渚の森に、補陀洛寺といふ眞言宗の寺あり。當寺の住持は、代々臨終の時におよんで、船に乘て寺のむかひの綱切島といふ島ゑゆき、息たへて則海中へ沈葬る。これ往古よりの舊例なり。嘗て云。補陀洛觀音の淨土へ往しむるなりと云傳ふ。

○前出地藏

相模國鎌倉米町の西に、延命寺といふ淨土宗の寺あり。此寺の本尊は地藏菩薩なり。しかるに此本尊の形、裸の立像にして女陰あり。雙六盤を臺座として衣を召せ、開帳の時は、其女陰を出ゆへに、前出の地藏といふ。相傳へて云。往古北條時賴の婦人、双六の勝負をあらそひて、裸にならん事を賭にす。しかこに其婦人、勝負にまけたり。時に一心にこの地藏を念ず。地藏菩薩、その女の形に變じて婦人にかわる。人々奇異のおもひをなす。而して則其形狀を造て、此寺に納むといふ。

○津輕舍利

陸奥國津輕今邊地の海邊に奇石あり。其大なるものは拳のごとく、白色に薄赤き色を帶なり。碾て珠の形となせば、精瑩玲瓏として愛すべし。小きものは豆粒の如く、白色にして光あり。是を津輕舍利と名付て寶塔に納、頂禮恭禮すれば、たま〳〵に殖るもの有といふ。

○鏡中觀音

元亨釋書に云、相模國鎌倉に、巨福山建長寺といふ寺あり。この寺の什物の中に、開山大覺禪師所持したまふ鏡一面あり。大覺禪師入寂の後、この鏡に禪師の影をとゞむ。其かたち、觀音の像に似たり。ゆへに鏡中の觀音といふあり。北條時賴、これを聞たまひて鏡を磨しむ。そのかげはじめは幽にかくれて、一磨の後鮮明にして、大悲の相、まつたくそなわる。時賴悔謝して禮をなすといふ。その後、寧一山この記をつくるといふ。

新編鎌倉志に云、圓鑑一面、厨子に入て西來菴にあり。高さ三寸五分、横三寸あり。鏡の面に觀音の半身の像ありて、手に團扇を持、少し俯が如し。頭に天冠をいたゞき、瓔珞を垂る。珠をつらぬく絲なく、眼に睛を入ず。鏡の後は水中に三ケ月の影、その高さ半分ばかり、上に梅のゑだ有。これ等はみな

鑄形なり。鏡の形、鼎の如くにして寰ありと云。また尾張國名護屋に、七寶山聖德寺といふ寺あり。この寺の什物にも鐘一面あり。親鸞上人所持の鏡なり。徑し五寸計、もと異朝より來る。常に親鸞上人、手に觸たまひ、遂に師の面貌かすかにうつり、今にいたりて然り。其後、こゝろみに是を琢ども消ずといふ。

○蟹滿寺

山城國相良郡綺田村に、蟹滿寺といふ寺有。相傳へて云。往昔當國綺田に一人の女あり。其家、佛を信仰す。一日、この女里へ出るに、里人集て、池の蟹を多く捕を見て問て云。何のために蟹をとると、答て云。是を煮て喰むがためなりと、女の云。我家に味よき脯魚あり。蟹と取かゑんやと、里人大きに喜んで是を替たり。女は其蟹を悉く大池へ放して歸る。其次の日、彼女の父、野に出て、蛇の蟇を吞を見て云。汝蟇をはなち去べし。もししからば、我娘を汝にあたへんと云。蛇則蟇を吐て去る。其夜、何國ともなく壯夫來りて門を敲て、晝の契約に因て來ると云。老父おどろきて、いまだ此事を娘に告ず。先歸てのち三日過て來るべしと、蛇すなはち去る。かの婦、此有樣を聞て、敢ておどろく氣色なく、閨に籠、佛前に向ひて讀經す。果して其期におよんで、かの蛇來りて、尾にて戶を敲やぶりて閨に入る。父母はなはだ哭泣顚倒して、里人に此事を告る。里民きたり集りて、戶を開て見れば、かの女は安然として恙なし。しかるにかの蛇には、數万の蟹來りて、蛇の全身を螫で、蛇は死してぞありけり。人々奇異の思ひをなし、其所に寺を建立して、蟹滿寺と號くといふ。近きころ、かの寺を修復の時、本尊の床の下に、數万の蟹の殼と、蛇の鱗出たりといふ。

○伶人濱主

仁明天皇の御時に、伶人尾張の濱主といふ者あり。その齡、すでに百十三歲にして、舞曲の形、美少年の如

し。帝すなはち濱主を召て、清涼殿のまへにて長壽樂といふ舞樂を舞しめたまふ。長壽樂は濱主が製る所の舞樂也。舞終りて和歌を一首帝へ奉る。帝はなはだ感たまひて、御衣を賜ふと云。

翁とて侘や終ん草も木も榮る時に出て舞こん

(一)伶人助元

伶人助元は助種が父なり。横笛を能して、はなはだ妙を得たり。或時、少しの罪ありて、左近府の牢へ係る。この牢の中に大なる蛇ありて人を害す。助元、是を聞て甚怖る。果して夜半ばかりに大蛇あらわる。其頭は獅子のごとく、眼は銀提の如し。その舌三尺計にして口を開き、助元を呑むとす。助元、にげんとするに術なし。爰におゐて横笛を取出し還城樂を吹く。大蛇は頭をあげ耳を傾け、漸久して笛の音を聞事あるが如し。斯て大蛇は退けり。助元は終にまぬかるゝ事を得たりといふ。

(一)名畫精神

文徳實錄に云。百濟の河成といふ者あり。其生質武勇に猛く、能強弓を引く。また圖畫に妙を得たり。ある時、宮中にて人を頼て、河成が從者を呼事あり。しかるにこの人、其從者の面をいまだ見ず。いかにと問。河成たわむれに從者の形體を圖して渡す。果して其人を得たりといふ。また今昔物語に云。百濟の河成と飛彈の工、つねに交深し。或時、飛彈が宅中に小き堂を建て、河成を呼て見せける。其堂、四面に戶を開く。河成すなはち南の方より昇れば、たちまち扉みづから閉て、おせども開かず。また西の方に至ても、扉の閉る事前の如し。北東の戶はみづから開く、東へまわり北へまわれども、みな斯のごとし。終に入る事を得ず笑て歸る。其後、ほど經て、河成にはかに飛彈を呼。則百濟が宅へ來りて案內す。童子出むかふて請じ入る。飛彈は何ごゝろなく廊下を過れば、死人ありて倒る。其かたち、ふくれうるみて臭

き事いふ計なく鼻を銜て、飛彈すゝむ事を得ず。退て庭の下へ彳む。河成ははなはだ笑て出て迎入る。その死骸を近く見れば、すなはち圖畫なりといふ。また云。巨勢金岡といふもの有。（元は難波氏なり。）中納言野足が子なり。淸和天皇より醍醐天皇まで五代の朝に仕、官大納言に至る。嘗て菅丞相と交深し。能畫を書て妙を得たり。始て紫宸殿の賢聖の像を畫き、小野道風、その讃を書。金岡は一條院の御時、河內國金田村に住す。或時、繪馬を書て金田の神社に納む。しかるに毎夜出て近鄕の稻を喰。後に其事をしりて、筆を用て是を書つなぐ。その後出ずといふ。また著聞集に云。御府に納むる所の金岡か書る馬、毎夜萩の戶に出て萩の花を嚼。因て畫工に勅して、筆をもつて是を繫しむ。果して止むと云。また仁和寺御室に、金岡が畫ける馬あり。毎夜出て近境の稻を喰。里人どもいかりて、其兩眼をうがつ。其後止むと云。

三才圖會に云。僧弗興が畫し龍は、宋の明帝の時、累月旱して天地に祈れども驗なし。時に弗興が畫を水の傍に置しかば、時に應じて澍雨すと云。また類苑に云。徐諤といふ人、牛の畫を得たり。この牛、晝は草を喰、夜は歸て欄中に臥す。徐諤、是を後主の煜といふ人へ送る。煜すなはち此繪をまた宋の太宗に奉る。帝後苑に張て、群臣に問によく知る者なし。しかるに僧祿贊寧（通慧大師なり。）の云。日本の海水干る事ある時、灘の石少し顯る。倭人、蚌腊の中に餘涙數滴あるものを得て、色にまかせ物に著る時は、晝は隱れて夜はあらわるゝと云。

一 算術妙

西京雜記に云。漢の安定年中嵩眞と云人、算數を能し、自その年七十三にして、綏和元年正月二十五日の晡に死すといふ事を算にて知、則その事を家の內の壁に書す。しかるに二十四日の晡時に死す。其妻、算を見る時に、常に一算を下し、是を告むとす。慮脫旨ある故に告ず。いま果して一日先たつと云。

また曹元理といふ者、東西の囷の米を算るに、圭合をも違へず。しかるに西の囷にてたがふ事一升、則大なる鼠ありて、米一升を入るばかりなり。後に元理、是を聞て云。鼠の米を喰事をしらざるは、面の皮を剝にしかずといふ。また北史綦母懐文が傳に云、晋陽館に蠕々國の客一人あり。胡國の沙門懐文に語て云。この人、異なる算術ありと、因て庭中の棗の樹をさして云。算術にて棗の實の數幷に、赤白何ほど、赤白まじるもの何ほどといふ事を問て、則剝て是を數るに、唯一違へり。算者の云。かならずしも少からじ、更に其木をゆすらしむれば、果して實落たりと云。

○伏見翁

往昔伏見翁といふ者あり。いづれの所の人といふ事をしらず。或人の云天竺より來ると、大和國菅原寺の側に臥して三年まで起ず。また言ず。ゆへに人みな、是を啞なりといふ。時々首を上て東の方を見る。しかるに天平八年、行基法師、婆羅門僧正をむかへて菅原寺に歸り、饗應を設けて、二人ともに樂て、則箸を取て拍板として、二人の僧たがひに舞遊ぶ。時に門前の翁、俄に起て寺に入り、また舞を作りて唄て云、時なるかな〳〵、緣熟せるかなと、三人相ともに舞あそぶ。年頃啞の態をなす事は、この哥を唄むがためなり。時々頭をあげて東を見るは、東大寺の營搆を見るなり。その伏たる所を、是よりして臥見の岡と號くと云。此事、本朝列仙傳、および和漢三才圖會にも見ゑたり。

○角巽

元亨釋書に云。いにしへは天台の僧、毎年七月十五日法幢院に會して、おの〳〵應驗の勝劣を試る事あり。是を角巽といふ。俗の角觝に似たり。天暦六年、叡山の修入と淨藏と角異をなす。まづ淨藏、一の大石を兕して縛る。其石みづから上下へ宛轉する事、毬をうつがごとし。人是を奇とす。修入、これを叱りて

いふ。此もの甚だ閙し。何ぞ恬靜ならざると、云畢てかの石動かず。二僧持念ます／＼なり。爰におゐて石中より別れて兩片となり、みづから躍て二僧の前へ至るといふ。

○射柳

陳眉公祕笈に云。胡人葫蘆の中へ鵓鴿を入て、是を柳の樹の上へ掛て弓にて射る。其矢、葫蘆を射て、中より鳩飛出て、飛ぶ事の高下をあらそふて勝負をなす。毎年端午の日、此たわむれをして賭とす。是を射柳と云とぞ。

○王猛鬻レ畚

晉書に云。王猛といふ人、若かりし時、畚を賣て業とす。或時、畚を買人あり。價を貴く賣る。然れども其人に價なし。王猛すなはち其人の家に至れば、深山に一人の老父、胡床に踞て座するを見る。曾て畚の價を十倍にして、人を附て王猛を送らしむと云。

○大聲人

東鑑に云。足利又太郎忠綱は、前齒の長さ一寸にして、其聲十里に響くと云。また或說に云。田原又太郎忠綱は（又足利ともいふ。）田原藤太八代の末孫俊綱が子にして、下野國の人なり。其身に三絕あり。力は百人に當り、聲は十里に聞へ、齒の長き事一寸なりと云。また徒然草に云。元良親皇は元日奏賀の聲、太極殿より鳥羽の作道へ聞ゆ。其間凡十餘里といふ。

○男夫產レ子

五雜俎に云。宋の宣和六年に青菓を賣る男有。孕で女子を產といふ。また大明の周文襄と云人、姑蘇といふ所に在し日、男夫の子を產と告る者あり。周文襄答へずして、諸門子を見て云。汝等これを愼め。

近來男色のはなはだしき事、女色に勝れり。それ必至の勢なりと云。

○倚人

相傳へて云。甲斐の武田信玄の家臣山縣三郎兵衛は兎唇なり。山本勘介といふ人は眇なり。また福島左衞門正則の家臣福島丹後は跛なり。小關石見も眇なり。また長尾隼人も兎唇なり。是等は皆近代、武名に鳴りし人にて不具なり。

穀梁傳に云、季孫と行父は禿なり。晋の郤克は眇なり。衞の孫良父は跛なり。曹の公子手は僂なり。右の五人、同時に齊の國へ聘す。時に齊の國にて季孫と行父には、共に禿たる人を出して是をむかへ、郤克には眇なる者を出して迎、公子手には僂を出して是をむかへしむ。蕭の同叔子といふ人、臺の上にて是を見て笑ふ。客おの／＼よろこびずして去る。齊人の云。齊の患これより始ると云。

○異相人

神武天皇の朝に、高尾張の邑に土蜘蛛といふ人あり。そのかたち、身は短して手足は長く、侏儒の如し。皇帝、葛の網を結で襲て是を殺し給ふ。因て其邑を改て葛城といふとなり。また相傳へて云。神功皇后、いまだ即位したまわざる時、荷持田村に羽白の熊鷲といふ者あり。その人强健にして、身に翼ありて能飛で高く翔る。爰をもつて皇命に隨はず、常に人民の寶を盜む。皇后、終に討亡したまふと、また仁德天皇の朝に、飛驒國に人あり。名を宿儺といふ。其かたち一體に兩面有て、その面相背く、頂合て頂なし。おの／＼四の手足あり、膝はありて膕踵はなし。力强くして輕捷なり。左右に劍を佩て、四の手に弓矢を携ふて、皇命に隨はず。人民を掠む。こゝにおゐて、和珥の臣の祖難波の根子武振熊といふ者をつかわして、是を誅したまふと云。

三才圖會に云、漢の平帝の元始元年に、子を產む者あり。兩の頭、四の臂ありといふ。漢の靈帝の中元元年にも、兩頭の男子を生もの有。後漢の建安年中にも、兩頭の女子を生ものあり。晉の懷帝の永嘉元年、鳥の頭、兩足は馬の蹄、手は一にして毛なく、尾は黃色にして、大さ椀のごとくなる子を生もの有。また晉の元帝の時、大興三年、謝平と云人の妻、子を生で地に墮す。潺々たる聲ありて、暫にして死す。鼻目みな、頂の上にあり。面の所頂の如し。口に齒あり連りて一の如し。胸は鱉のごとく、手足の爪は鳥のごとくにして、皆下へかゞまると云。

○半男女

五雜俎に云、晉の惠帝の時に、京洛に人あり。そのかたち、男女の體をかねて、能兩ながら人道を用ゐるもの有。今の人、是を半男女と云。近ごろ毘陵にて、一人の搢紳の婦人、子の刻より午の刻に至りては男なり。未の刻より亥の刻に至りては女になる。其夫、妾を置てあたふ。或說に云、上半月は男となり、下半月は女となると云。

按ずるに、大般若經に、博叉半擇迦といふもの是なりと云。

○閹人

輟耕錄に云、沈生といふ者、姦事を犯して露れ、自刀を以て其勢を割く。血出て日を經ても口合ず。或人、其割所の勢を尋て、是を粉に搗て酒にて服さしむ。數日ならずして則愈ゆ。蠶室に下る者、この法をしらずんば有べからず。

按ずるに、閹人は、俗に云羅切の事なり。是を蠶室に下るといふ。

○男變レ女

奇異雜談に云、下野國足利の學侶、其□□はなはだ痒して、頻に熱湯にて搦ければ、後に縮りて□□となり、造酒家へ嫁して二人の子を生む。また越後國の人、歳十八歳にして出家して、丹波國大野原の舍下に至る。其後、三年を經て京都へゆく。猶古鄕を見むと思ひ、近江國島郡枝村といふ旅泊に宿る。折ふし霖雨して三日逗留す。しかるに或夜の夢に、みづから化して女となると見る。果して翌日、その□□縮りて□□となり、且音聲容儀、おのづからの女なり。終に其家の主に婬して子を生む。その後、十餘年過て、師の僧來りて此宿に泊る。かの婦人、是を見て、右の始末を語れば、僧はなはだ奇怪とすといふ。

按ずるに、奇異雜談に、天文十年、中村豐前守の子息著述なり。この事、四十年以前にありといふ。時は明應年中の事なるべし。

漢の哀帝の建平年中に、男子化して女子となり。人に嫁して一子を生。また太明の隆慶二年李良と云民あり。其身貧にして妻を出して、みづから人に傭る。しかるに二月九日、大きに腹痛して、四月に至て陰囊おぼへず縮りて腹に入、變じて□□となる。次の月、經水もまた行、はじめて女の粧にかわる。時に歳二十八歳なりと云。

○女變レ男

魏の襄王三年に女子あり。首より化して丈夫となり、妻をむかへて子を生ずと云。また晋の惠帝の元康年中に女子あり。周世寧と名付く。歳八歳にして漸々と化して男となる。十七八歳に至て氣性なる。女體化して盡さず。男體なれども徹せず、妻を畜へて子もなしといふ。

○瘖瘂

日本紀に云、垂仁天皇の皇子譽津別王、御歳三十に滿させたまひて、いまだ能言語をなし給わず。十月八

日大殿の前を鵠といふ鳥、むらがり鳴て空を渡る事あり。皇子、是を見給ひて始て曰、是何ものぞと、因て天湯河板擧に勅して是を捕しむ。板擧遠く鵠の飛方を望追尋て、出雲國に至り捕獲て、十月二日、鵠を獻す。爰におゐて皇子、この鵠を弄びたまひ、終に言事を得たまふ。板擧をば厚く賞し給ひ、姓を賜ひて鳥取造と云とぞ。

○白子

五雜俎に云、晉の惠帝永寧元年に小兒あり。歲八歲にして髮も體も悉く白し。能卜をなすと、また閩にも白子あり。惣體みな白毛にして、一も黑きものなし。兩の目は昏々然として、甚ものを見ずといふ。

○侏儒

日本紀に云、天智天皇の十年に、常陸國より歲十六歲の子を貢す。其長さ尺六寸といふ。また近ごろ延寶年中に、一人の侏儒あり。名を甫春といふ。年齢三十計、頭面肥て大きく、鬚髮音聲ともに相應なり。唯手足の短き事、三四歲の兒の如し。長二尺に過ず。能文字を書、八卦を考て吉凶を卜すといふ。五雜俎に云、謝肇淛五雜俎の作者。閩にありし時、一人を見る。歲三十計、首は常の人の如く、頂より下は纔に數寸の嬰兒のごとく、弱して立て行事ならず。髮を剃て僧となり。竹籃の中に座して、人是を舁。よく木魚を敲き、經を讀事をなす。是奇怪なりと云り。

○無手人

延寶年中に、攝津國大坂にて生ながらにして、兩の手なき者あり。足にて用を辨ず。且文字を書、弓を射て、芝居へ出て錢を乞と云。

酉陽雜俎に云、大曆年中に、東都の天津橋に一人の乞兒あり。兩の手なくして、右の足にて筆をはさ

み、經を寫して錢を乞。その文字を書むと思ふ時は、まづ筆を再三なげうつ事、高さ尺餘ばかりするに、曾て取落さず。文字は官楷にして、手にて書にも勝りといふ。

○失歸妖

公卿補任に云、武內宿禰は孝元天皇五代の孫なり。景行天皇九年己卯に生る。仁德天皇七十八年庚寅に薨ず。凡て六帝に歷事して、其壽三百十二歲。其終る所をしらず。或人の云、美濃國不破の山に入て見へずと云。また云、東征の時、軍中に薨じ、大和國葛下郡に葬る。其墓を室墓と名付と云。道守臣東人は、其齡百二十二歲にして、聰明なる事少壯の如し。桓武帝、是に衣服を賜と云。
五雜爼に云、漢の竇公は、其年百八十歲、晉の趙逸は二百歲、洛陽の李元爽は、其歲百三十六歲なりと云。また穰城に人あり。二百四十歲、常に米穀を食せず。唯曾孫の婦の乳を吞む。范明友が鮮卑妓は二百六歲、梁の鄱陽の忠列王の友僧惠照は、元和年中に至りて猶存命せり。其歲二百九十歲なりと云。
按するに、五雜爼に云、人の壽百歲に過ざるは數の終なり。故に百二十を過て死ざるは、是を失歸の妖と云といへり。

○人妖

五雜爼に云、太明の花敬定は首を喪て後、馬より下りて手をあらふ。紗を洗女ありて、首のなきを見て驚て、その事を云ば、其言葉を聞てすなはち倒る。また淳安の潘翁といふ者は、首を斬れてながらへ、崔廣宗は首なふして飲食、情欲つねに替事なく、一人の男子を設て後、五年にして死す。是等は人の妖に近しと云。

○長乳婦

五雜俎に云、九眞の女子趙嫗が乳は、其長さ數尺なりと、また馮寶が妻洗氏が乳も、長き事二尺、暑熱の時節は、其乳を肩に擔しと云。

齋諧俗談 卷之三

○怪産

相傳へて云。二條院の御時、永万元年に、頭二ッ四ッの手、三足の兒を産ものありと云。

史記に云、陸終氏が妻は、左の脇より三人の子を生、右の脇より三人の子を生む。その六人の子孫、國に傳ると云。また魏志に云、屈雍が妻は、右の腋の下小腹の上より男子を生。すなはち其瘡いへて母子ともに無事なりと。また異苑に云、興李宣が妻はらんで、額の上に瘡あり。しかるに其瘡より兒生る。其子、成人して軍將となると云。また趙宜が母は、姙で髀のうへ癢、是をかけば瘡となる。兒、其瘡より出生すといふ。廣博物志に云、後魏の肅宗の時、煕平二年、韓僧眞が娘は、母の右の脇より生る。時珍の云、太明の隆慶五年二月に、唐山縣の民の婦はらんで、左の脇腫起りて、脇より子を生といふ。

○孤兒吸乳出

和漢三才圖會に云、山家に孤の兒あり。家婢是を育。この婢、いまだ産をせざるに因て湩出ず。晝は膠餳をすわせ、夜はおのれが乳を含しめて、懐て臥す。斯のごとくする事數月にして、乳汁おのづから出て、終に乳母となる。人みな、是を疑訝ると云。

○疱瘡之起

或書に云、推古天皇の三十四年、日本國に米穀實らず。故に三韓より米粟百七十艘を調貢す。其船、浪華に着く。しかるに其船の中に、三人の少人ありて、疱瘡を病。一人には老人附添、一人には婦人附そひ、

一人には僧附添て居る。何國の人と云事をしらず。國民、その名を問ば、添居もの答て云、我々は疫神なり。疱瘡といふ病を司る。我等も元は、この病に因て死して、疫神の徒となる。今この三人に付て、此土に渡る。いたましいかな。今よりして此國の人もまた、この病を患む。我等は畠芋を好む。吾を祠るに、畠芋を用ひよと云て形沒す。この歳、國民はじめて疱瘡を憂ふと云。

○大峯鬼

大和國吉野郡大峯に、山人あり。凡て鬼と稱す。嘗て往來の人の旅荷行李などを、賃を取て負荷ふ。其かたちたくましく、頗る鬼に似たり。是を大峯の鬼といふ。傳へて云。五鬼前鬼の末なりといふ。

○犬神人

京都建仁寺の門前に弦女曾と云ものあり。常に沓を作りて商ふ。相傳へて云、傳敎大師、入唐して歸朝の時、人におしへて沓を造らしむ。また弓の弦を作りて營とす。其子孫、相續して建仁寺町にあり。毎年六月、祇園會に恒例にて、此人神輿を舁く。是を世に犬神人と云。

○豆藏

貞享、元祿のころ、攝津國に一人の乞士あり。名を豆藏といふ。市町に出て、常に重き物をさゝげて錢を乞、また一人の小兒を梯に登らせて、其身は楊枝をくわへ、梯を楊枝の先へ立て、起居ゆく事心にまかす。小兒もまた關て怖れず。或は長き鎗を、鼻の先へ倒に立て行、または藥のしべ一筋を、鼻の尖へ立て、其しべたほれず。唯練磨のみと云。また外に人あり、腹の上に大きなる臼を置、仰て杵にてつかしめ、あるひは倉を腹の上に置て、人二人、是に登りて躍るといふ。請身といふ類ならんかと云。

○蕭愼隈

日本紀に云、欽明天皇の五年十二月に、佐渡國島の北御名部の崎といふ所へ、粛愼人來りて船に乘留りて、春夏の間捕魚をして食とす。島の人、これ人にあらず、鬼魅なりと云て、敢て近付ず。また島の東に、禹武といふ邑あり。この所の人、椎の實を拾ひて、燒て喰がために、是を灰の中に埋めて、皮を炮るに、たちまち二人の人と化して、火の上を飛び上る事、一尺餘にして、時をうつして相闘ふ。邑の人、深く怪み、椎の實を取捨れども、また飛て相闘ふ事止ず。人ありて占て云、是邑の人、かならず魃鬼のためにまどわされむと。久しからずして其言葉のごとく掠とらる。爰におゐて粛愼の人は、瀬川の浦といふ所へうつる。浦の神、きびくし人を忌て、敢て近づかず。因て水に渇て、その水を飲ば、死するものまた半なり。骨巖岫のごとく積たり。是を俗に粛愼の隈と呼ぶと云。

〇飛頭蠻

三才圖會に云、大闍婆國の中に、頭を飛すものあり。その人、目に瞳なく、其頭よく飛ぶ。その俗、まつる所を名付て蟲落といふ。因て落民と號す。漢の武帝の時、因墀國といふ人、南方に使にゆく。其所に解形の民あり。まづ頭を南海に飛し、左の手は東海に飛し、右の手は西澤に飛す。暮に至ては、其首みづから肩の上に歸る。もし雨の手、疾風にあへば、海水の外に飄ると云。また南方異物志に云、嶺南の溪洞の中に飛頭蠻あり。頂に赤き痕あり。夜に入りて、耳を翼として飛び去り虫を食ひ、明方また歸て、元の如しと云。また搜神記に云、呉將軍朱桓といふ人の婢の頭、夜に入りてよく飛ぶと、太平廣記に云、飛頭獠は善郤の東、龍城の西南の地にして廣さ千里、その地、みな鹽田なり。其嶺南の溪洞の中に、折々飛頭の者あり。頭の飛ぶ一日まへに、首筋に痕ありて、紅筋のごとし。妻子見て是を守る。其人、夜に入れば狀病氣の如にして、たちまち頭、身を放れて去。岸根に行て蟹、蚯蚓の類を食す。明方に至て、また

歸て夢の覺たるがごとし。其腹中實すと云。

○大食國

三才圖會に云、大食國は海の西南二千里にあり。山谷の間に居る。其國に樹あり。枝の上に花を生ず。形、人の首の如し。語音を解す。人ありて借問すれば、唯わらふのみ。もし頻に笑へば、すなはちしぼみ落ると云。

○長臂國

三才圖會に云、長臂國は僬僥國の東にあり。其人、手を垂れば地につく。往古人あり。海中にて一の布の袖を得たり。その袖の長さ丈餘ありといふ。

長脚國

三才圖會に云、長脚國は赤水の東にあり。其國、長臂國と近し。其人、常に長臂國の人を負て、海に入り魚を捕る。長臂人は中人のごとくにして、臂の長さ二丈といふ時は、この長脚も又三丈計なるべしと云。

○小人國

三才圖會に云、東方に小人國といふあり。名付て竫といふ。其人の長さ九寸、もし道路にて鶴にあへば啄るゝゆへ、出る時は群行すと云。また廣博物志に云、魏の時に河間の王子充が家にて、雨の中に小兒ありて、八九人庭へ落。その丈六七寸ばかり、自いふ、家は河東の南にあり、風に吹れて爰に至るといふ。

○崑崙奴

阿蘭陀船の中に乘來る人あり。その形、眞黑くしてはなはだ輕く、能檣の上を走る。俗、號て黑坊といふ。

久呂牟とは崑崙の唐音なり。坊とは、髮のなき人の通稱なり。また飛驒國、美濃國の山中にも、黑坊といふものあり。其かたち、猿のごとくにして大きく、色は黑く毛長し。能立て行。また能人の言葉をなして、人の意を察す。しかれども害をなさず。山人、是を黑坊と名付。たがひに怖れず、もし人ありて、是を殺さんとすれば、黑坊まづ其意をしりて疾にげ去る。ゆへに捕事あたはずと云。

○酒魔

韻府に云、元載といふ人、生質酒をきらふ。鼻に酒の氣を嗅ば、旣に醉。或人、針にて其鼻の尖を挑切ば、小き虫出る。是を酒魔と云。この日より酒一斗を飮といふ。

○病レ忘人

五雜爼に云、齊の國に忘るゝを病る者あり。行時は止る事を忘れ、臥ときは起る事を忘る。其妻、是を患ていふやう、艾子と云人は、よく膏肓の病を愈す。往て是を師とし給へと云。夫、尤とて馬に乘り、弓矢を持て行。いまだ一舍も行ざるに、內逼ありて、馬より下りて大便するとて、矢を土に植て、馬を木に繫て、便し終りて、其矢を見て、はや打忘れて、危かな流矢、何方より來るやと、右を顧みて其馬を見て喜ていふ、流矢の危にあふといへども、また馬を得たりとて、轡を引て歸らんとして、吾せし糞を見て、足を側て、犬糞を踏て足を汚ことロ惜かなとて、馬に鞭て行とて、もと來し道に歸り、吾門外に徘徊して吾家を忘れ、艾子が寓と思案する時、其妻、是を見て、又忘れたる事を知て、是を罵る。其人、悵然たる㒵にて、孃子元より相識ず、何の故にか、言葉を出して人を傷るやと云けるといふ。

○鸚鵡瘡

陳眉公祕笈に云、廣南に鸚鵡多く、常に飛ぶ事數千にして群をなす。凡是を養に、俗手にて鸚鵡の背を

頻に觸る事を忌。もし是を犯すものあれば、顚を病て死す。土俗、是をあふむ瘡と號くと云。

○貝母治二惡瘡一

相傳て云。往昔一人の商人あり。左の膊の上に瘡を生ず。其形、人の面の如し。また餘の苦なし。戯に酒を其口中へ滴れば、面色赤くなる。物を喰しむれば能喰ふ。多く喰ふ時は、膊の肉脹起る。まれ喰はざる時は臂しびる。然るに一人の名醫ありて、諸藥金石草木の類を以て試に、悉く苦所なし。唯その中に貝母に至て、其瘡、眉をしかめ目を閉、よつて少しき葦の筒にて口を毀り、是をそゝげば、數日にして痂をなして終に愈る。しかれども何の病といふ事をしらずと云。

○劉寄奴草

南史に云、宋の高祖劉裕わかゝりし時、荻を討。しかるに新州にて、一ッの大蛇を見る。則是を射る。翌日其所に往て見れば、杵臼の音あり。尋見れば、童子數人あり。皆青衣を着て、榛の林の中にて藥を搗。其故を問ば答て云、我々が主人、きのふ劉寄奴がために射らる。因て藥を合て是に傅くと、裕がいふ。神なんぞ是を殺さゞる。童子の云、寄奴は王なり殺べからずと、時に裕しきりに是を叱れば、童子みな散ず。すなはちその藥を收て歸り、常に金瘡に逢ば、是を傅るに愈ずと云事なし。因て其草を稱じて劉寄奴草と云とぞ。

○藍澱治二噎疾一

唐の永徽年中に、一人の僧あり。噎を病て食を下さゞる事數年、既に臨終に及て云。吾死て後、胸喉を開て、何の物かありて、吾を苦しむる事、斯の如くなるといふ事を見るべしと云て死す。因て其言葉のごとくにまかせ、胸中を開しに一物を得たり。その形、魚に似て兩の頭あり。遍體は悉く肉鱗に似たり。是

を鉢の中に置ば能躍て止ず。戯に諸味を投ずるに、食ふ事を見ずといへども、皆化して水となる。また諸の毒物を投じても、皆銷化す。しかるに一人の僧、おりふし藍の澱を作る。因てかの藍澱を少し計投ければ、則怖れて奔走り、暫の內に化して水となると云。

○無名異之功

和漢三才圖會に云、往古人ありて、山鷄の網に掛りて足を損じ、跛去て則ひとつの石を啣で、その損じたる所を數遍摩ければ、遂に愈て飛去るを見る。因て其石を取て、人の傷折に傅るに、大きに効ありと云。

○應聲虫

遯齋閑覽に云、往古人あり。其人、言語を發する度に、腹中にて小き聲ありて是に應ず。漸々に其聲大なり。然るに一人の道士ありて云、是應聲虫なり。但本草を讀べし。其答ざるものを取て、是を治せとおしゆ。因て本草を讀に、雷丸に至て答へず。終に雷丸を數粒服して、すなはち愈たりと云。

○靑夫錢

相傳て云。靑夫と云虫を殺し、母の血を錢に塗り、子の血を錢さしに塗て、市に出て物を買ば、母錢おのづから歸る。是を子母錢とも云とぞ。

○金中虫

和漢三才圖會に云、往古冶工ありて、一ッの釜を破りて、其やぶれたる所を見れば、白き中に一の虫あり。形、米虫の如くにして色赤し。是すなはち金の中にもまた、虫あるの證なりと云。

○蝦夷の沙金

蝦夷が島の波保呂より沙金を出す。江沙の水中にあり。世にいふ所の麩金なり。日本の人、たま／＼行ものあり。夏の間至るといへども、歸帆の時におよび、寒風はなはだ烈しく、歸來る者、百人に一人もなしと云。

○韃靼奇異

相傳て云。韃靼國にては、中國へ通路して、中國の經書の類、皆重き價を出して是を求む。然るに經書の中にて、孟子の書ばかりなしと云。もし孟子の書を携て行ものあれば、其ふね、たちまち覆り溺るゝといふ。是もまた、ひとつの奇事なり。

○仙遊山

交趾國に仙遊山といふ山あり。一名は爛柯山ともいふ。（交趾は今いふ安南國なり。日本より凡千四百里。）述異記に云、晉の時、一人の樵夫あり。名を王質といふ。或時、この山に入て樵せしに、二人の仙人、相對して圍碁をうつを見る。然るにかの仙人王質に一物を與ふ。そのかたち、棗の核の如し。則是を食へば饑ず。因て持たる斧を側に置て、圍碁を見る。終に斧の柯爛たり。王質、古郷へ歸て見れば、また時の人なしと云。

○鞨鞁樓

事物紀原に云、唐の玄宗皇帝の時、春はなはだ寒ふして花咲こと遲事あり。玄宗自、樓に登て、鞨鞁をうちたまへば、百花一時に皆開く。爰に於て其樓を鞨鞁樓と號と云。

○聚寶椀

五雜組に云、巴東寺の僧、青磁の碗を得たり。其中へ米を投ずれば、一夕に盆に滿。みな米なり。また金銀を投ずれば皆しかり。是を聚寶盌と號く。太明の沉万三と云人、天下に名ある富饒の人なり。其家

に紫寶椀ありと云。

○火浣布

神異經に云、荒外に大山あり。其中に不盡の木を生ず。晝夜燃て暴風にも猛からず、猛雨にも消ず。其中に鼠あり。重さ千斤、毛の長さ二尺餘、ほそき事糸の如し。但し火の中に居れば眞赤く、時々外へ出れば毛みな白し。水を灌ば、すなはち死す。其毛を取て織て布として用ゆ。其布、もし垢づけば、火の中へ入て燒ば則落ると云。

按ずるに、本草綱目に云、火鼠は西域および南海火州より出。其山に野火あり。春夏生じ、秋冬に死す。其中に鼠産す。かたち甚大きく、其毛ならびに草木の皮を取て布に織べし。もし汚れる時は、火にて燒ば潔し。是を火浣布と號くと云。

○七難揃毛

下總國豐田郡石下村に、東弘寺と云一向宗の寺あり。此寺に什物多し。其中に七難の揃毛と云ものあり。其色五采にして、長さ四丈餘あり。いまだ何ものゝ毛といふ事をしらず。相傳て云。近江國竹生島、信濃國戸隱山にもまたこれ有といふ。往昔一人の異婦あり。其名を七難といふ。其人の陰毛なりと云。

按ずるに、塵塚物語にも、竹生島七難の揃毛の事を載、また近世印行の龍宮船にも見へたり。

○倉橋山鏡

相傳て云。貞觀十七年七月八日、倉橋山の岸崩て一ッの鏡出たり。其廣さ一尺七寸、是を取て禁裡へ奉ると云。倉橋山は大和國高市郡と、十市郡の境にあり。

○川越名號

越後國高田の寺町に、本誓寺と云寺あり。此寺に川越の名號といふあり。相傳て云。親鸞聖人、當國鳥屋野より國府へ行たまふ時、柿崎村と云所にて、扇子を賣家へ立寄り、一宿を乞給ふ。しかるに亭主夫婦、宿を借ず。聖人すなはち、其家の軒端に宿て稱名念佛す。亭主たちまち廻心さん悔の情を發して、誘ひ入て留む。時に聖人、戯に歌を讀たまひて、且九字の名號を書てあたへたまふ。

柿崎にしぶ／＼宿を取けるに主の心熟したりけり

亭主、返歌を讀。

かけ通ふ法師に宿を借けるにかき呉たりや九字の名號

翌朝聖人出たまひて二町計行たまひて、米山寺川といふ川を越たまふ。しかるに扇子屋の妻女走り來て、吾にも筆跡をたまわれとねがふ。聖人の云。汝この川を渡る事なるべからず。その所にて紙を開待べしと云て、則笈の中より硯筆を出し給ひて、六字の名號を書たまひしに、文字、川を隔て顯然たり。是を川越の名號と云。また同國淨興寺にも、川越の名號あり。皆おもむき同じ事なりと云。

○法隆寺瓢

大和國法隆寺に一ッの瓢あり。其大さ一尺計なり。其ひさごに、賢聖の像うづだかく起り、面容衣冠はなはだ巧なり。相傳て云。狭貫國讃岐なりにおゐて自生たる所なり。敏達天皇の春、是を獻ず。聖德太子降誕の瑞なりといふ。いま法隆寺の什物と成と云。

○怪鏡

五雜俎に云。周の世の火齊鏡は、闇の中に物を視る事晝の如く、鏡に向て語すれば、鏡中の影も、聲に應て答と云。また述異記に云。日南國に石の鏡あり。方百里にして、五臟六府を觀ろべく、仙人鏡と號

く。國中の人、疾ある時は、其形を照して病源をしると云。また神異經に云。往古夫婦あり。別れんとする時、鏡を破ておの〳〵其半分を持て是を信とす。然るに其婦、他人と契る事あり。其鏡、すなはち一ッの鵲と化して、飛で夫の前に至る。因て其夫、是を知ると云。〔割註〕後世鏡を鑄に、鵲を作て背の上に置事、是より始ると云。

○右馬頭市

讃岐國高松石清水に、八幡宮の社あり。（高松の惣氏神。）相傳て云。細川右馬頭と同左馬頭と、當國にて合戰ありし時、右馬頭の軍、散々に破て、此所へ逃落けるに、小き祠ありしを見て、里人に神の名を問ば、八幡宮なりと答。すなはち馬より下て祈願す。嘗て翌日の對陣に、虚空より袋のごとくなるもの降來り、たちまち綻て、其中より馬蜂數万走むらがり飛で、左馬頭が軍兵を悉く螫す。爰におゐて右馬頭進で是を討、大きに勝利を得たり。其後右馬頭、八幡宮へ賽禮奉幣嚴重に行ふと云。今に至るまで、この所に毎歳四月三日市立。是を右馬頭市と云。

○海人焼殘

日本紀に云。應神天皇の五年に、伊豆國にて船を造しむ。その船の長さ十丈にして、疾ゆく事馳がごとし。故に其船を輕野と名付く。同三十一年に、かの船朽て用るに足らず。故にその朽木を薪として鹽を燒く。しかるにその薪の中に燃ざる木あり。すなはち其燒ざる木を帝へたてまつる。帝怪しみたまひ、其ころ新羅國より一人の異匠來りしに命じて、是を琴にうたしむ。しかるにその音聲、さやけくして遠く聞ゆ。故に是を號て、天の焚さしと呼たまひしと云。

○尾花馬市

出羽國尾花澤といふ所に、毎年六月中旬の頃、陸奥出羽の馬を牽出して馬市あり。しかるに其馬を買ものゝ、値段を着るに、馬主、是を負ざれば　その馬主が頭を敲く。其敲く事一うてば鳥目百錢を出し、二うてば二百錢、もし踏たおせば、金一分を出して價を増と云。一興なり。希有の事ゆへに記す。

○辟寒金

三才圖會に云。昆明國に嗽金鳥といふ鳥あり。その形雀のごとく、黄色にして常に海上を翔ぶ。魏の明帝の時に、是を獻ずるものあり。飼ふに眞珠と龜の腦を食しむ。常に金の屑の粟のごとくなるを吐く。宮人あらそひて、鳥の吐ところの金を取て、釵珥に作る。是を辟寒金と云。鳥の性、寒氣を懼るゝ故なりと云、

○百合若丸之弓

備前國赤坂郡酒折石上の社に、百合稚丸の鐵弓あり。人、是をひく事あたはず。しかるに寛文年中、當國の武臣射場藤太夫といふ人、世に聞し强弓なり。この人、試にかの弓を引て難とせず。終に此弓を引折て納むと云り。

○鳴門太鼓

阿波國鳴門は、海上一の難所なり。相傳て云。後光嚴院の御宇、康安元年の夏秋の間大地震して、七月廿四日に俄に潮かわきて陸となる。このとき、鳴門の岩の上に、周二十尋計の太鼓見たり。擽ば石にして、面は水牛の皮、巴の紋を畫き、銀の泡頭をうつ。是を見る人、大きに怪みおどろく。嘗て試に是を打に、大なる鐘木を用て、鐘を撞がごとくす。しかるにその音、天にひゞき、山崩潮湧出て、人民逃去て、かの太鼓の行方をしらずと云。また或書に云。いつの頃にか有けん。鳴門つよく鳴て、近國その響音雷の

ごとし、因て都にて諸卿評議ありて、小野小町に勅諚ありて、小町、淡路に下向して鳴門に行て、一首の和歌を詠ず。

　ゑのこ穂がおのれと種を蒔置て粟のなるとは誰か云らん

と詠ければ、たちまち鳴動やみけるとなん。淡路國の行者が嶽の下なる所の海端に、小町岩と云て、岩のうへに少し平なる岩、海上へ望てあり。この岩の上にて、小町哥を詠じて、水神を祭りし所と云り。

○鳥化成二美女一

捜神記に云。豫章の新喩縣に鳥あり。化して美女となりておそぶ。其ひまに脱おく所の毛衣を人に取る。爰におゐて飛事を得ず、故にかの人と伴ひ家に歸り夫婦となり、終に三人の女子を生む。其後、ひそかにおのれが毛衣を得て飛去ると云。

○童謠

日本紀に云。崇神天皇の十年、大彦命を始て將軍としたまひ、山背の平坂と云所へ至らしめたまふ時、道の傍に一人の童女ありて歌て云、彌磨紀異利寐胡播椰、飯迺餓烏塢、志齊務苫、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望。御間城入彦は、崇神天皇の御諱なり。大彦命、是を怪しみて、その童女に問て云、是何の歌ぞ。答て云。いふ事なかれ。是唯の哥なりといふて、また唄ふてたちまち見へず。是すなはち武埴安彦が謀反の前表なりと云し

○鶯囀二和哥一

相傳て云。孝謙天皇の御時、大和國葛上郡高天寺の僧、一人の愛兒あり。しかるに其兒俄に死す。かの僧、悲歎はなはだし。既に年月を隔り、哀情うすくなりて是をわする。時に庭前の梅の樹へ鶯來りて鳴。

かの僧、これを怪て是を聞に、初陽毎朝來不謝還本棲と唱るが如し。則倭字にて是をうつせば、

初春のあした毎には來れども逢でぞ歸るもとの棲に

と三十一字の和哥となる。因てかの僧、これ兒化して鶯となりたるを悟て、哀痛いよ〱止ずと云。

〇白狐尾

著聞集に云。知足院殿志願の事ありて、いまだ恊ず。因て大權坊に命じて是を祈らしむ。しかるに二七日に當て、知足院殿、晝寢をしたまふ時に、何國ともなく、一人の美女來りて枕にたつ。其髮の長き事、襦を過て三尺ばかり、宛然として天女の如し。則その髮を捕て是を引たまふ。彼女にげんとして、終に其髮切たりと夢見たまひ、覺て見たまへば狐の尾なり。すなはち此事を行者に語たまへば、行者の云。明日の午の刻に志願成るべしと、果して喜信ありしといふ。

〇古塚怪異

程氏遺書に云。波斯國にて古き塚をひらく事あり。しかるに棺の内みな盡て、唯心ばかり殘る。其堅き事石のごとし、鋸にて開て是を見るに、山水の形あり。靑碧にして畫が如し。傍に一人の婦あり。形を粧ふて欄干に傍かゝりたる姿なり。この女、常に山をこのむの癖ありて、朝夕こゝろを留む。ゆへに凝結して斯のごとしと云。また僧の法循は、舷舟三昧の法を行ひしが、入寂を示して後火焚ず。たゞ心化せずして五色の光を出す。中に佛像あり。高さ三寸計、骨にあらず、石に非ず。百體ともに具足すと云。

齋諧俗談　巻之四

○縣守淵

日本紀に云。仁德天皇の六十七年に、備中國川嶋河に大虬ありて、其所に行もの、かならず毒にあたりて多く死す。爰に縣守あり。其人猛くして强力なり。三ッの瓠を水に投じて云。吾汝を殺す。しかれども此瓠をよく水に沈めば、是を止む。もし沈むる事ならずんば、我汝を伐らん。時にその虬、すなはち鹿に化して、其瓠をしづめんとすれども、沈む事あたはず。爰におゐて、劍を拔、水に入て虬を斬り、またかの虬の屬を尋ぬるに、淵底の岫穴に滿々たり。是を悉く斬る。時に河水たちまち變ず。ゆへに其水を號て縣守の淵と云。

○鬼彈

南中志に云。永昌郡に禁水と云川あり。十一、二月は渡るべし。餘の月は人を殺す。其氣あ　き　もの有。聲をなして其形を見ず。人に當れば則靑く爛る。是を名付て鬼彈といふ。

○加牟末牟淵

下野國日光山に大なる淵あり。其むかふに巖石峙て淵の上へ覆ふ。相傳て云。弘法大師、此所に至たまひて、淵を隔て𤁋𤁋の文字を書たまふと、すなはち其文字岩頭に現在すと云。

○三途川死出山

越中國立山の麓に、岩倉川と云川あり。上に大橋あり。長さ凡百三十丈、その橋、柱を用ずして、藤蔓にて、

桁とし、其上に板をしく、他國の人、たやすく渡り得ず。土俗、その川を呼で三途の大川と云。また川の東に山あり。是を死出の山と云。其嶺に常に火氣あり。是を地獄といふ。

○僞橋

駿河國白子の町に、僞の橋といふあり。相傳ていふ。往昔當國に流さるゝ人あり。時代と姓名をしらず。其人老母を伴ひて、紡績して身命を保。其人、これを見るにしのびず、自遠く出て資を求む。しかるに月を經て歸らず。終にその老母病て死す。其子、ほど經て家に歸り、涕泣して臍を嚙といへども詮なし。因て貯へし錢を木匠にあたへ、橋を作りて老母の追善をなす。しかるにその橋の柱を、ある夜虫喰ておのづから一首の和哥となる。

生てだにかけて頼ぬ露の身を死ての後は僞の橋

是よりその橋を、僞の橋と號くと云。

○鵜瀬淵

若狭國遠敷郡の山の麓に、鵜瀬淵と云あり。相傳へて云。鵜の鳥、この淵へ入れば、かならず死すと、いまだ何のゆへと云事をしらず。また南都東大寺の二月堂に石の井あり。底はなはだ淺ふして、常には一滴の水なし。しかるに毎年の二月、寺僧、この井にむかひ加持修行して、若狭々々と呼べば、鵜瀬淵の水滃溔と湧がごとくにして出る。其水を用て墨をすり符を押す。是あまねく人のしる所なり。

靈符之圖

南無頂上佛面除疫病
二月堂
南無最上佛面願滿足

此靈符の影を、水に照して其水を吞ば、疫病、瘧および鬼祟たちまちに平癒す。東大寺の實忠和尙、瑞夢を蒙りて、是をおこのふと云。

○夢野

攝津國湊川の近所に、夢野といふ所あり。本名は鬪鷄野と云。相傳て云。往古大伴黑主、この所に寓して、或あかつき二の鹿ありて問答するを聞く。牝鹿の云。われ夢に背の上へ霜の降を見ると、牡鹿の云。是惡き夢なり。おそらくは人のために殺さるべき兆なりと答ふ。黑主怪みて、是をうかゞふに、果して獵人來て牝鹿を捕、肉を割、鹽を和すと、是よりして此所を夢野と呼と云。

○禁野

河内國交野郡に、禁野と云所あり。天子の御遊獵の地にして、尋常の殺生を停む。かるがゆへに禁野と名付く。往古惟高の皇子、この所に狩をしたまひて、金色の三足雉を得たまふ。それよりこの方、禁野となる。今は里の名となる。

○八尾木

河内國若江郡に、八尾木といふ所あり。相傳て云。往古この所の谷小路に鶯ありて、每朝來りて囀る聲、亮々として人の情を感ず。しかるに其鶯の尾の羽八枚ありて、異品の鳥なり。因てその宿る所の樹を八尾木とよび、村の名をも八尾村といふとぞ。

○酒滴池

攝津國三田の巽に、酒滴大明神といふ社あり。其社の前に小き池あり。しかるに此池水に、酒の香ありて、池の邊へ立寄ば、酒瓶にのぞむが如しと云。

○耳梨池

大和國耳梨山の麓に、耳梨の池といふあり。相傳て云。往古一人の婦あり。名を鬘兒といふ。しかるに三人の男ありて、かの女をしたふ。因て嘆て云。一女の身の滅やすき事露の如し。三人の男の志平がたき事、石のごとしと云て、終に耳梨池の上に行て、水底に身を投死す。時にかの三人の男、おの〳〵哀情にたへず、哥を讀と云。

耳なしの池し恨しわぎも子が來つゝかゝれば水は涸なん

足引の山かつらの子けふ行と我に告せばかゑりこましを

足引の山かつらの子けふの事いつしか隈を見つゝ來にけん

○標竿

標竿といふは、北國にてする事なり。初雪の降る時に、大なる竿を立て、年中降積る所の深淺を計しるなり。凡深雪の國は、越後、出羽を第一とす。信濃是に次。越後の高田、出羽の尾花澤など、方四五里計を盛とす。勿論山嶽のたゝまへに因て、淺深の違あり。凡て一二丈をば常とす。はなはだしき年は六七丈に至る事あり。さしもの深谷も平地となる。因て常に屋の上を掃捨ざれば、其家潰るゝなり。常に穴を潜て、其隣へ通ふ。翌年の春に至るまで、雪の中に蟄す。しかれども家のうちあきらかにして、酷しくひへずといふ。

○處女塚

攝津國蘆屋の里味沼村に、處女塚といふあり。相傳て云。往古蘆屋の里に一人の女あり。其名を菟名負處女といふ。しかるに男二人ありて、ともに是をしたふ。一人は當國の住人、名を佐々多と云、一人は和

泉國の住人智努と云。その形および志、ともに更に勝劣なし。爰におゐて、女の父の云。汝等二人ともに、生田川の水鳥を射て、よく中たる者を婿とせんと云。則二人の男、あらそひて是を射るに、一人は鳥の頭を射、一人は鳥の尾を射る。かの女、兩人の射藝其勝劣なき事を感じて、

住詫ぬ吾身なげてん津の國の生田の川は名のみ成けり

と哥を詠じて、終に身を投て死す。二人の男もまた、ともに水底へ飛入て、おの〳〵其手足を捕て死す。其後、二人の屍を取出して是を埋む。二士の塚は、女塚の側東西にありと云。

○濡衣女墓

筑前國博多の東に、濡衣女の墓と云あり。相傳へて云。聖武天皇の御時、佐野近世といふ者あり。筑前守に任じて當國にうつる。しかるに其妻、繼子をそねむ事甚し。或朝、一人の海人來りて、大きに喚て云。爰の娘、吾が漁衣を盜めり、はやく返したまわれと云。近世、もとより性急の生質なれば、大きに怒りて、たちまちかの娘を殺せり。是繼母、かねて海人と謀て、斯はしてける。しかるに其翌年、かの娘、父の枕の邊にあらわれて、二首の和哥を詠ぜり。

脱着るそのたばかりの濡衣は永きなき名のためしなりけり

濡衣の袖より傳ふ泪こそなき名をのこすためしなりけり

近世夢覺て、大きに怒泣て、其妻を追去りて、其身は出家して松浦山に住む。世に松浦上人と稱するは是なり。かの娘の墓はじめは聖福寺の西の門の側にあり。今は箱崎松原の西、博多の東石塔村の小池の中にありといふ。

○雁卒都婆

河内國讃良郡中野村に、雁卒都婆といふあり。相傳へて云。往昔一人の獵師あり。或時、雌雄の雁を射て、一ッの雁を得る。しかるに其雁に頭なし。不思議に思て過る。また翌年の同日、その所にて一ッの雁を射て是を見れば、一ッの雁の頭を抱て地に落。これすなはち去年うしなふ所の雁の首なり。爰におゐて、獵師、悲愛の情を發し、其所に卒都婆を建て、業を捨て出家を遂るといふ。

○黄耳塚

述異記に云。西晉の陸機といふ人、吳國にあり。後に洛に仕ふ。嘗て能犬を飼。其名を黄耳と云。ある時、戯に犬に向て、吾家たへて音信なし。汝よく馳て往むやいなやと、時に犬、尾を搖して聲を發し、是を勤む形をなす。因てすなはち書を認、竹の筒へ納て、犬の首に繫る。犬はしり出て吳國へ趣く。其道すがら、饑る時は道路の草を喰ひ、水を渡る時は、渡守に添て船に乘り、終に陸機が家に至りぬ。すなはち其書を披見し、返翰をまた筒に納しかば、馳出て洛に歸る。其後、かの犬死たり。則葬て塚を築き、黄耳塚と呼ぶと云。

○嗣信石碑

讃岐國屋島の壇の浦に、佐藤嗣信の石碑あり。相傳て云。後小松院の御宇、至德元年四月五日、陸奥國の玄信といふ沙門、この所に來りて墓に詣で、追悼の和哥を詠ず。

痛はしや君の命を次信かしるしの石は苔ごろもきて

と讀て手向ければ、石碑の中に聲ありて、

惜ともよも今まではながらへじ身を捨て社名をば次信

と返哥を詠ずといふ。

○宇治石塔

山城國宇治川の中に石塔あり。其塔十三重にして、高さ五丈計。相傳て云。後宇多院の御宇、弘安九年、宇治川にて魚を捕て業とするものあり。或時、西大寺の叡尊 後に興正菩薩と云。 來りたまひて、是を見たまひ、愍に教誨し殺生を停、かわりに布を晒事をおしゑたまふ。今木津川の布を晒人は、その子孫なり。因て叡尊、石の塔を一基、川中へ建て供養をなしたまふ。この石塔、洪水といへども隱れず。ゆへに世人浮塔とよぶ。

○石成レ祟

續日本紀に云。寶龜元年、西大寺の東の塔の礎を破却す。其石の大さ一丈餘、厚さ九尺なり。此石はもと飯盛山の石なり。はじめ數千人にて是を引。日々に去る事數歩にして、この石おのづから鳴る。爰におゐて、人夫を増して九日にして至る。其後すなはち、削刻で築基すでに終る。時に巫覡の輩良もすれば石の祟を請て惱む。因て柴を積で是を燒。そゝぐに酒三十餘斛をもつてするに、片々に破却す。因て道路に捨たり。其後、天皇御惱あ 光仁天皇なり。 。博士に命じて占しむるに、破石の祟なりと奏聞す。因てまた清淨の地に集置て、人馬に踏しめずと云。いま寺内の東南の隅にある破石是なり。

○石油

日本紀に云。天智天皇の七年に、越後國より燃る土と燃る水とを献ると云。

按ずるに、是石油の事なり。越後國村上の近所の山の麓、黒川村といふ所より出る。其出る所、泉の水と雜て出。土人、其上に屋根を覆ひ、草に付て缶の中へ入る。多く取て燈に燃せば、はなはだ明なり。しかれどもその臭き事、硫黄の氣の如し。故に俗に臭水油と云。また同國寺泊村、柿崎村より

も出る。近江國栗本郡石部村、武佐村にて、山野を堀て燃る土を取る。其形、黒色にして少し赤き色まじる。土人、是を取て薪に用ゆ。しかれどもこれも臭し。相傳て云。往昔神代に栗の大木あり。枯倒れて地に埋て數十里に亘る。因て其所を栗本郡といふよし、故に燃る土出ると云。

○石麪

唐の玄宗の天寶三年に、醴泉湧出て、石化して麪となる。また憲宗の元和四年にも、石化して麪となる。また宋の眞宗の祥符五年にも、石脂を生ず。麪の如し。仁宗の嘉祐七年にも麪を生ず。哲宗の元豐三年にも、石化して麪となる。いづれも皆貧民、是を取て食と云。

○巓頭岩

肥前國黒髮山に、大智院といふ眞言宗の寺あり。此境内に大なる盤あり。其大さ五丈餘、巓頭岩と號く。相傳て云。往古大蛇ありて、此岩をまとふ事七匝。その蛇の常に棲所の池、今にあり。鎭西八郎爲朝、これを射殺してより、人民安堵すと云。

○子持石

出羽國中島村に、子持石といふあり。文祿年中、或人、その小石を拾取て、祕藏する事八拾餘年に至る。しかるに其石しだひに圍一抱計の大石となり、小石を生事數千にして、あだかも子孫の如しと云。

○屏風石

越前國白山の麓、牛首村と云所に、屏風石と云あり。其かたち、横の大さ三十丈計にして、希有の大石なり。また紀伊國音無川にも、斯の如きの石あり。其折疊事、自然と屏風の如くにして、切成すより勝れり。

○燃石

三才圖會に云、豫章に石あり。其色黄白にして理あらし。此石に水を灌ば、たちまち暑くなる。其上へ鼎をかけて物を煮るに能熟す。冷る時はまた水を灌と云。雷煥といふ人、この石を張華に問。張華の云、是燃石なりとぞ。

○照石

拾遺記に云。方丈山の西に照石あり。石を去る事十里にして、人物の影を視るに鏡の如し。石を碎て片々とするに、皆よく人を照す。昭王、この石を舂にて搗泥となして、通霞の臺を泥ると云。

○平盤

越前國白山の麓、堂の森といふ所に平盤あり。凡方三丈計。人常に其石の面を往來す。また希有の大石なり。

○魚龍石

廣博物志に云。岐府の西、隴州より七十餘里に魚龍洞あり。その中に石あり。或は大く、あるひは小し。水に隨てながれ出る。是を破て見れば、石の中にみな魚龍の形あり。人、其洞の前を通る時は、敢て言語せず。あやまつて言ものあれば、たちまち風雷の聲を聞、立どころに驚懼す。但し諸人は其聲を聞ずと云。

○天涯石、地角石

三才圖會に云。成都といふ所に、天涯石、地角石と云二の石あり。天涯石は中興寺といふ寺にあり。古老傳て云、其石の上へ座すれば、脚腫てゆく事あたはず。因て今に至るまで、人敢て踏ず。地角石は羅

城門の西北の隅にあり。高さ三尺餘也。元は廟あり。王均が亂に、門を守る者のために崩されて、今はなしといふ。

○洞其石

陳眉公祕笈に云。新安の西、王喬が洞其石は、皆土のなる所にして、取て是を破れば、木の葉のたぐひ、その間に交り、文理ともにありて、彫刻するがごとし。一石ばかりにあらず。多の石みなしかりと云。

○女郎石

三河國宮地山の麓に、三頭山長福寺と云寺有。當寺の境内に、山の上に奇石あり。女郎石といふ。その大さ尺餘にして、下の方窄く、高さ四尺計。假初に立たる如くにして、其深さ幾ほどゝ云事をしらず。試に根を堀て見るに、土をほる事一丈餘にして、いまだその根をしらず。相傳て云。往古此所の驛に、力珠女といふ女あり。大江定基(後に寂照法師と云。)といふ人と契る事あり。しかるに定基たへて逢ず。ゆへに戀したふて終に病死す。其魂魄、化して石となるといふ。

○神石

陸奥國會津若松の城内に、諏訪大明神の社あり。其社のかたわらに神石あり。高さ六尺計にして、幅三尺計なり。籬にて是を圍。毎年八月廿七日祭禮あり。この日、神石にむかひてものもふといへば、石答て誰と云音あり。且醴に芒の穗をさして是を供す。

○桂石

陸奥國衣川の南に、久蔵寺といふ寺あり。此寺の境内に飛泉あり。その川中に大石あり。方二丈計。其石の上に桂の樹一株あり。大さ三抱計にして、石の面を覆ふゆへに、桂石と呼ぶ。

○神代桐樹(かみよのきりのき)

或書に云。推古天皇の御時、三河國の山に神代の桐の樹あり。その長さ四十丈。太さ三十二尋にして、過半枯れて中に虚洞(うろ)あり。本に洞の口あり。其中に龍住で、時々雲霧を發す。因て霧降山と云とぞ。また桐生山(きりふやま)とも云。

○龍燈松(りうとうまつ)

下野國に雷電山といふ所あり。其麓に池あり。此池より小雨(こさめ)の降夜には、かならず龍燈を出す。その數、幾つともなく、松の枝に上る。是を龍燈の松と云。

○神山藤(かみやまのふじ)

續日本紀に云、孝謙天皇天平寶字二年に、大和國城下郡神山に藤を生ず。しかるにその藤の根に、蟲蛀(むしくひ)の文字十六あり。其文に云、

王大則並天下人此內任大平臣守昊命

斯のごとき文字なりと云。

按ずるに、神山はいま大和國にて、何國なるや其所をしらず。

○霹靂木(へきれきぼく)

推古天皇の三十六年に、河邊の臣と云人を、安藝國へつかわして船を造らしむ。因て安藝國へ行て、船になるべき材木を求む。時に一の木あり。其大さ一圍(かこみ)あり。すなはち人夫をして、是を伐(きら)しむ。しかるに人ありて云。是は名木なり。古より是をきれば、たちまち雷電ありて、その人に祟る。ゆへに霹靂木と號く。かならず伐べからずといふ。河邊の臣の云。普天の下皇土にあらざる所なしと云て、人夫に命

じて是を伐しむ。この時にあたりて、大雨雷電す。河邊の臣、劒をひたひに當て、大きに聲を擧て云。雷神、人夫を犯す事なかれ。まさに我身を傷るべしとて、仰で是をまつ。終に霹靂ふるひ犯さずして止む。爰におゐて、其木をきりて船を作ると云。

○楓人

三才圖會に云。楓の樹、歳久しくなれば瘤を生ず。そのかたち、人のごとくにして、暴雨迅雷にあへば、すなはち暗に長三五尺になる。是を楓人と云。或云。化して羽人となるとぞ。

○芭蕉花

相傳て云。鎌倉の淨蓮法師が菴に、優曇華ひらきて、遠近の人群集をなす。二位の禪尼、左近將監をつかはして、是を見せしめらるゝに、芭蕉の花なりと云。

○大欵冬

和漢三才圖會に云。津輕の地の欵冬は、至て肥大にして、凡莖の周り四五寸、其葉の渡り三四尺にして、所の人、是を傘にかへて暴雨を防といふ。

○八葉樒

丹波國船井郡大内村に、樂音寺といふ天台宗の寺あり。當山の樒は、他の樒とちがひ、其梢の葉、みな八枚あり。故に八葉の樒と呼ぶと云。

○紫竹林

越後國蒲原郡彌彦庄鳥屋野に、紫竹の林あり。凡南北三十五間、東西二十間計なり。此地は親鸞聖人、三年居住弘法の所なり。其はじめいまだ皈伏せざる者多し。爰におゐて、聖人の携たまふ所の紫竹の笻を

地に挿で、吾すゝむる所の念佛宗、佛意に叶はゞ、この竹、活生すべしと、果して不日に繁茂して、枝葉なを倒に生るが如く今に存す。

○八房梅

越後國蒲原郡白川庄小島村に、小島佐五助と云人あり。此庭に八房の梅あり。相傳て云。親鸞聖人、鳥屋野に止住したまひし時、民家に入たまふ。其家の亭主饗應して、且鹽漬の梅を奉る。聖人、是を吃したまひて、其核を庭園に投じ、我おしゆる所の法、もし繁昌すべくば、すなはち此核活生すべしと、果して言葉の如く生じて、しかもその梅、千葉の紅花にして、一朶に八顆あり。其味はなはだ鹹し。人みな奇なりとす。是を八顆の梅と云。今の佐五助は其末孫なりと云。

○三度栗

越後國蒲原郡上野が原に、長さ八町、横十五町計の栗の林あり。此栗、一年に三度實をむすぶ。相傳て云。親鸞聖人、當國分田村を過たまふ時、一人の女人、燒たる栗を持て道にて奉る。安田村にて聖人、六字の名號を書て賜る。其名號、今安田川の孝順寺に有りと云。既に聖人大室の里に行むとしたまひ、上野が原にて休息したまひ、かの燒栗を喰たまひ、其餘の栗を地に埋て、吾法、後世に昌ならば再生ずべしと、しかるに不日に芽を出し、果ていま栗林となると云。

按ずるに、常陸國西念寺の前にも、斯の如き栗の林ありと云。

○弟切草功能

相傳て云。花山院の朝に、晴賴と云鷹飼の妙人あり。其業に精しき事、あだかも神の如し。自然飼所の鷹、鳥のために傷を蒙る事あれば、草を採で是に傳れば、すなはち癒る。人、其草の名を問ども祕して云

ず。しかるに晴頼の弟ありて、ひそかに是を洩す。晴頼大きに怒て、其弟を双傷す。是より人、其草の鷹に良薬たる事を知りて、その名を弟切草と名付と云。

○屈軼草

綱鑑に云。黄帝の時、一の草、庭に生ず。この草、佞人を見る時は、是を指す。號て屈軼草と云。また通鑑前編に云。聖王の時、屈軼草出。賢人を見ては起、佞人を見ては覆くと云。

○蕈之毒

五雑俎に云。嘉定己亥年、徳明と云僧あり。嘗て山に遊むで、奇なる菌を得て歸り、衆僧と共に是を喰ふ。たちまち毒に傷れ、死に至る者十餘人、しかるに徳明は、人糞をなめて免る事を得たり。その中に、日本の僧定心と云者あり。いま死に至るとも、身をば汚さじと云て、身體折裂て終に死す。この僧は日本相摸國元勝寺の僧にして、姓は平氏なりと云。

○白蝙蝠之毒

和漢三才圖會に云。白蝙蝠は純白にして雪の如く、頭の上に冠ある者なり。仙經に、是を服して千百歳人をして死せざらしむと云。しかれども此方士の誑言なり。唐の陳子眞と云もの、白き蝙蝠の大さ鴉の如なるものを得て、是を服して一夕、大きに泄して死すと云。

齋諧俗談 卷之五

○怪瓜

著聞集に云。御堂の關白殿物忌の中、解脱寺の僧正觀修陰陽師清明、醫師忠明、武士義家の朝臣、かたはらに侍る。五月一日、南都より早瓜を獻ずる者あり。物忌の中、たやすく收用すべからずとて、清明に仰て、是を占しむ。すなはち占て云。一の瓜に毒あらんと、則僧正、念誦加持すれば瓜動搖せり。忠明、その瓜を取てねんごろに見て、則針を二所にさせば瓜動かず。義家、腰刀をもつて瓜を割て見れば、其中に小き蛇ありて蟠て死す。針は蛇の兩眼に刺たり。蛇の頭は切はなれたり。四人ともに、名を天下に鳴る者の奇ある事、斯の如しと云。

按ずるに、この事元亨釋書にも出て、少しく異同あり。

○犬盡し忠

相傳へて云。往昔河内國餌香の河原におゐて、斬るゝ人あり。數百の頭身すでに爛て、其姓字を知がたし。但衣服の色を見て、其むくろを取納む。しかるにその中に、櫻井の田部の連膽渟と云人の飼ける犬、むくろの側に伏し、かたく守りて納めしむ。旣に至れば、すなはち起てゆくといふ。また日本紀に云。守屋が家臣捕鳥部の萬が飼し白犬、主の屍頭をよく守り、其側に飢死と云。太平記に云。畑六郎左衞門が飼ところの犬、其名を獅子と云。闇夜に敵軍を侵すに、犬まづ陣中へ入て、警衞の隙をうかゞひ、すみやかに歸り、尾を揮て是を告。このゆへに捷を得ると云。

捜神記に云、呉の孫權の時に、李信純といふ者あり。一疋の犬を養ふ。其名を黒龍といふ。甚だ愛す。李信純或時、大きに醉て叢に臥す。しかるに、たま〳〵大守、獵に出たまふ。草むらに火をかけて燒しむ。信純、火の來る事をしらず。犬、是を見て、口にて衣を加へ引といへども、信純は動かず。其近邊に溪あり。かの犬、走り行て溪水に入り、己が身を浸し來て、信純が臥たる所を巡りて、其身にしみたる水を灌ぐ。爰におゐて、主人の火難をまぬかるゝ事を得たり。しかれども犬は水を運に困しみ勞れて、側に倒れ死す。信純醒て、黒龍既に死て、遍身毛の濕たるを見て大きに訝る。大守、是を聞たまひて、はなはだ歎き給ひて云。犬の恩を報ずる事、人より甚し。則命じて、棺槨衣衾を備て厚く葬る。今紀南に義犬堂と云あり。高十餘丈と云。

○塚本狐

河内國丹北郡布忍村に俗にのゝせと云。塚本狐と云あり。里諺に云。和泉國信田の狐は牝狐なり。河内國塚本狐は牝狐なり。ゆへに此所より信田へ通と云り。

○絡成レ怪

日本紀に云。推古天皇の三十五年に、陸奥國に絡ありて、人に化て歌をうたふと云。

○馬生レ角

捜神記に云。漢の文帝の十二年、呉の地にて馬に角を生る事あり。その角、耳の前にありて右にむかふ。長さ三寸、左の角長さ二寸、ともに大きさ二寸、是臣不順の妖なりと云り。

○異告

元祿十四年、大和國吉野郡の山中に獸あり。其形、狼に似て大きく、高さ四尺ばかりにして、長さ五尺計

色は白黒赤皀斑の數品にして、尾は牛蒡の根のごとく、鋭き頭啄尖りて、上下の牙おの／＼二ッ、鼠の牙のごとく、齒は牛の如し。眼は竪にして、脚ふとく水かきあり。走る事飛がごとく、是に觸るもの、面、手足および咽を傷る。もし是にあふ時は、其まゝ倒、伏せば喰はずして去る。弓鐵炮にて是を留る事あたはず。故に落穴を用て數十疋を捕る。其後、この獸なし。是を俗に黑眚といひ、また志於宇と云。

震澤長語に云。太明の成化十二年に、京師に獸あり。其かたち、狸のごとく、また犬の如くにして、飛ぶ事風のごとし。人の面に傷け、または手足を嚙。一夜に數十疋發る。その發る時は、黑氣を負ふて來る。俗に黑眚と名付と云。

○大熊

相傳へて云。近ごろ津輕の山中にて、一の大熊を捕たり。其掌のわたり三尺、爪の長さ一尺計、體の毛は皆ぬけて兀たり。誠に希有の大熊なりと云。

○胡獱

松前の海中に胡獱といふものあり。其形および氣味ともに、膃肭臍に似て大なり。但し其齒を見て是をわかつ。膃肭臍は下齒二行あり。胡獱は齒の並常の如し。好んで睡る。常に水の上にて寐ると云。

○海中鼠

著聞集に云。安貞の頃、伊豫國矢野保の浦に島あり。黑島と名付く。人家を離るゝ事、凡一里ばかり、漁人あり。名を桂谷の大工と云。一日、網にて數百の鼠を引上る。鼠は皆にげ去る。それよりして、平日、かの島に鼠多く田畠をあらし、菜瓜を喰ふ。故に圃を作る事なしと云。

按ずるに、本草綱目に云。水鼠は鼠に似て小く、菱芡を喰ひ、または魚鰕を喰ふ。或は云。小魚、小

蟹の化する所なりといふ。

○麝香鼠

肥前國長崎に鼠あり。俗、呼で麝香鼠と云。其形、常の鼠より小くして、啄尖り、常に庭中厨下へ出て食物を盗む。全體にはなはだ臭き香ありて、猫といへども敢て近付ず。其臭を嫌て捕る事をせず。この鼠はもとなくして、近來外國より渡ると云。然るに長崎に而已蕃息して、いまだ餘國にある事をきかずと云。

○猴王猴夫人

太明一統志に云。瓜哇國の山中に猿多し。人是を懼ず。其これを呼に、霄霄といへば則出。或は果實をあたふれば、まづ其大なる猴二疋出る。土人、是を猴王、猴夫人と云。而して二疋の猿喰終れば、群猴その餘を喰ふと云り。

○山童

和漢三才圖會に云。九州の深山に山童と云ものあり。その形、十歳ばかりの童子のごとく、身にかき色の細き毛ありて髮なく、面を蔽ひ、肚みじかく脚なし。能立てゆき、人の言葉をなして早言なり。杣人たがひに怖れず。飯のたぐひ雜物などあたふれば、よろこんで喰、木を伐るの用をたすく。力はなはだ强し。もし是に敵すれば、大きに災をなすと云。

○山鬼

永嘉記に云。安國縣に山鬼あり。かたち、人のごとくにして、一脚わづかに長さ一尺計。このんで杣人の鹽を盗で、石蟹をあぶりて喰ふ。人、あへて是を犯さず。もし是を犯すときは、よく人を病しめ、また人

家を燒と云。

○彭候

搜神記に云。吳の時に敬叔と云人、大なる樟樹を切ければ、其樹より血出て、樹の中に物あり。是すなはち彭候なりと云。

按ずるに、白澤圖に云。彭候は木の精なり。千歲の樹には、かならず精あり。其かたち、黑き狗のごとく、尾なく、人の面なりと云。

○土中鶯

三才圖會に云。荊州にては冬の月、田畝の中に、土の塊の圓卵のごとくなるものあり。土人、是を取て賣る。其土の塊をやぶりて見れば、中に鶯ありて、羽毛ともになし。春のはじめ、羽の生るをまちて、土を破り出ると云。

○鴛鴦執心

大和本草に云。往古一人の獵師あり。弓にて鴛鴦を射るに、雄の首を射切る。而して翌年また、其水邊を通る時、雌一羽あるを射ころして見るに、翅の內に、去年射たりし雄の首を抱けりと云。また沙石集に云。中ごろ下野國阿曾沼といふ所に、常に殺生を好み、殊に鷹をつかふ者ありけり。或時、鷹狩して歸ざまに、鴛の雄をひとつ捕て、餌袋に入て歸りぬ。其夜の夢に、裝束尋常なる女房、すがた形よろしきが、恨ふかき氣色にて、さめ〴〵と打歎て、いかにうたてく、わらはが夫をば殺させたまへると云。さる事はさむらはねと云ば、慥にけふめ、しりてさむらふものをと云。なを固く論ずれば、

日暮れば誘しものを阿曾沼のまこも隱の獨ねぞ憂

とうち訴て、ふつ〳〵と立を見れば、鴛の雌なり。うち驚て、あわれにおもふ程に、朝見ればきのふの雄と嘴くひ合て、雌の死せるあり。是を見て發心し、出家してやがて遁世の門に入けると云。

○赤鳥

續日本紀に云。聖武帝の天平十一年に、出雲國より赤き鳥を獻ると、また越中國より白き鳥を獻ると云。

按ずるに、白き鳥は間に出る事あり。赤き鳥はいまだ見聞せざる所の希有のものなり。

○獦子鳥怪

日本紀に云。天武天皇の七年に、獦子鳥群飛して天を蔽ふと。その後、またこの事あり。いづれも天變とす。近ごろまた攝津國天滿の寺院にて、獦子鳥の群飛する事、幾千と云事なし。鳥のために林木みな隱る。かくのごとくする事三四日なり。人群集して是を見る。はなはだ奇怪とす。

○鳳五郎

食鑑に云。往古阿蘭陀國より鳥を獻ず。其形、天鵝に似て大きく、高六七尺、灰色にして少し黄なる色を帶ぶ。頰と嘴とは黑く、脚の掌は雞に似て肥大く、よく鐵石および竹木を喰ふ。是を鳳五郎と云。彼國の人は、此鳥を馬にかへ、柴、薪、貨物を負しむと云。

○食火雞

和漢三才圖會に云。阿蘭陀人咬𠺕吧國の火雞を貢る。かの人呼で加豆和留と云。肥前國長崎にて是を畜ふ。その形、雞に類して大きく、高さ三四尺、よく火燼および小石を喰ふ。糞は炭あるひは石なり。人近付く時は、赶て啄むとすと云。

〇長鳴雞

幽明錄に云。宋の處宗は、常に一ッの長鳴雞を飼て、學問所の窓の前に養ふ。後に其雞、人のごとく言語をなして、處宗と論談する事終日止ず。處宗、こゝに因て、學業大きに進むと云。

〇鶚鮓

和漢三才圖會に云。鶚は鷹の類にして、毎に海中にて魚を捕喰ふ。しかるに魚に飽ときは、其魚を石の間などに隱して、日を經て穴に入て喰ふ。是を鶚の鮓と名付く。人、その有所を知て、取て是を喰ふと云。

〇姑獲鳥

相傳て云。姑獲鳥は、産後に死たる婦人の化する所なりと、西國の人の云。小雨の降闇夜の時、出る事あり。其居る所かならず燐火あり。はるかに是を見れば、其形、鷗のごとくにして大きく、鳴聲もまた鷗に似たり。能變じて婦人となり。子を携て人にあふ時は、その子を、人に負せんと乞ふ。怖て逃れば、增寒壯熱はなはだしく、死に至るものあり。强剛の者、是を負ふ時は害なし。人家にちか付にしたがひ、負たる所の子かるふして、終に物なしと云。

〇龍升ㇾ天

和漢三才圖會に云。或人、船に乘て近江國琵琶湖を過る。北濱といふ所にて暫く納凉す。時に一尺計の小蛇、游ぎ來り、蘆の上にて廻舞して、また水上を游ぐ事十歩ばかり、また蘆の上へ上る事、はじめの如し。斯の如くする事、數遍におよぶ毎に、漸々に長くなり、既に一丈餘におよぶ。しかるにたちまち黑雲おほひ、闇夜のごとく、白雨の降事、車軸に似て、天に升りて纔に其尾を見る。終に大虛に入て後晴天となる

と云。

○出蛟

五雜俎に云。閩中にては、不時に暴雨して、山水俄に發り、人家を漂没する事あり。土人、是を出蛟と名付と云り。また白蛟といふあり。漢の照帝、釣を垂て白蛟を得たまふ。其形、蛇のごとく鱗甲なく、頭に軟なる角ありて、牙は唇の外に出。是を鮓に造て食す。甚美なり。骨は青くして、肉紫なりと云。

○靈龜

日本紀に云。天智帝の九年に、邑中の龜、背に甲の字を書せり。上は黄に、下は黒し。長さ六寸計と云。また元明帝の和銅八年に、靈龜を獻る。其長さ七寸にして、濶さ六寸、左の眼白く、右の眼赤し。頸に三台を著し、背に七星を負ふ。前脚に離の卦ありて、後脚に一爻あり。腹の下赤白の兩點ありて、八字を相次と云り。また聖武天皇の天平元年に、異なる龜を獻る。その背に、天王貴平知百年といふ文字ありと云。また相つたへて云。清和天皇の貞觀十七年、肥後國より白き龜を貢る。在原行平および群臣、是を賀奉る。天皇の勅には、禎符の降る事、かならず盛徳に應ず。今まさに運光華にあらず、國に災多し。水府の使、孰がために來るや。疑らくは、是青蓮の遊心なふして出るならん。何ぞ天の祉を偸で、已が榮とせんと曰て、終に受たまわずと云。

○三足鼈

和漢三才圖會に云。往昔人ありて、三足の鼈を得て、その婦に命じて、是を煮さしむ。既にかの龜を食し終りて、閨へ入て臥す。暫ありて其人の形、化して皆水となる。唯髮ばかり殘れり。隣家の人、是を疑ひ

て、かの婦人謀て殺せりとして、是を官に訴ふ。時に知縣の黄廷宣と云人、吟味を遂るといへども決せす。すなはち別に三足の鼈を取て、其婦に命じて、前のごとく烹さしめて、罪人に是を喰しむ。果して其人、化して前の如し。爰において其獄を辨ずと云。

○天蛇之毒

和漢三才圖會に云。錢塘に一人の田夫あり。しかるに忽癩病を悩て、扁身潰爛れてさけび絶むとす。時に西溪寺の僧、是を見て云。これ誠の癩にあらず、天蛇の毒に當らるゝなりと、則秦皮の煮汁一斗を、恣に呑しむるに、其日はなかば愈て、三日の内に、頓に平愈すと云。

○野槌蛇

和漢三才圖會に云。深山の竅の中に野槌蛇あり。その大なるものは、徑し五寸、長さ三尺計にして、頭と尾と均しふして、尾尖らず、槌の柄なきものに似たり。故に俗、是を野槌と名付く。大和國吉野郡の山中菜摘川晴明が瀧の邊にて、時として是を見る。其口大にして、人の脚をかむ。坂より走り下る事、はなはだ早く人を追ふ。しかれども坂を登りゆく事、きわめて遅し。故にもし是にあふ時は、急に高き所へ登るべし。追付事なしと云。

○海坊主

相傳て云。西國の大洋に海坊主といふものあり。そのかたち、鼈の身にして、人の面なり。頭に毛なく、大なるものは五六尺あり。漁人、是を見る時は、不祥なりと云傳ふ。果して漁に利あらず。たま〳〵このものを捕へて殺さんとする時は、手を拱て涙を流し救を願ふ者の如し。因て詰て云、汝が命を免べし。この以後、吾が漁に仇をすべからずといふ時、西に向ひて天に仰ぐ。是その諾といふ形なり。すな

はち助て放ちやる。是中華にていふ和尙魚なりと云。

○擁劍蟹

相傳て云。山城、大和兩國の溪間に、擁劍蟹あり。然るに、この擁劍蟹は、毎年十月の丑の日にかならず群て出。土人、この日をまちて多く是を捕ると云。いまだ其ゆへをしらず。

筆談に云。關中には蟹なし。因て土人、蟹の形狀を怪しみ、乾たる蟹を門の上に掛て、瘧を除るの呪とす。唯人而已、これを知らざるにあらず。鬼もまた、是をしらざるなりと云。

○獨螯蟹

相傳て云。獨螯蟹は小蟹にして色白く、其螯片々あり。紀伊國知哥の浦に多くあり。人を見る時は走りて穴に入る。

○鬼武蟹

相傳て云。元弘の亂に、秦の武文といふ人、攝津國兵庫の海に入て死す。其怨靈蟹となる。ゆへに兵庫および播磨國明石の浦の蟹を、俗呼で武文蟹といふ。其大さ尺に近し。螯の色赤く、白き紋あり。また享祿四年、細川高國、三好と攝津國にて戰ふ。細川が家臣島村何某といふもの、敵二人を脇挾で、尼が崎の水中に沒死す。かるがゆへに尼が崎の浦の小鬼武蟹を、俗に島村蟹といふ。其大さ一二寸ばかり、圓くして腹に鬼の面の如き文あり。また讃岐國八島の浦より出る蟹を、平家蟹と名付く。平家の一族沒死したる怨靈、蟹となりたると云。また加賀國、越中國より出るものを、長田蟹と名付くと云。但し長田蟹と號る事、其據をしらず。

○大鰒

日本紀に云。允恭天皇、淡路國に獦をしたまふ。しかるに獸一疋をも得たまはず。故に是を占しむるに、赤石の海底に眞珠あり。其珠を島の神に祠たまはゞ、獸を得たまふべしと奏す。爰におゐて、海人の男狹磯と云者、腰に繩を繫ぎ、海底に入、しばらくありて出て云。海底に大なる鰒あり。その處に光ありといふて、また海へ入り探て、かの大鰒を抱てうかみ出。終に息たへて死す。則其繩を下して、海底を測るに、六十尋あり。而してその鰒の腹を割て、眞珠を得たまふ。大さ桃の實の如し。因て是を島の神に祠たまひて、獦をしたまふに、果して多の獸を得たまふと云。

○渡貝氣

相傳て云。車螯の氣を吐くは、天晴ず曇らざるの夜に、間々氣を吹事あり。船人も是に迷はさるゝなり。其氣、おそく晴れば晴天となり、早く晴る時は雨風となる。西海の人、是を渡貝と云、北海の人は是を狐の茂利たつると云。俗、奇怪とす。

○貝鮹

貝鮹は其かたち秋海棠の葉のごとくにして、文理あり。大なるもの七八寸、小なるもの二三寸、乙姫貝とも云。黄色または純白にして、其中に小き章魚ありて、兩の手を殼の肩へ出し、兩の足を殼の後に出し、船の櫂竿の形をなして游ぐ。ゆへに章魚船と名付く。一とせ津輕の海濱に、貝鮹數百むらがりて寄來る。人多く是を取る。しかれども怪て喰ず。試に煮て是を犬に食しむれば、たちまち煩悶す。爰におゐて毒ある事をしると云。

○人魚

相傳て云。推古天皇の二十七年に、攝津國堀江に物ありて網に入る。其かたち、兒のごとく魚にあら

ず、人にあらず。名付る事をしらずと云。また云。西國大洋の中に間にありとぞ。其頭、婦女に似て、其外は全く魚の身なり。色は淺黒く鯉に類せり。尾に岐ありて、雨の鰭に蹼ありて手のごとく、脚はなし。俄に風雨せんとする時あらわると、漁人、網に入るといへども、奇て是を捕ずと云。本草綱目に、精神錄を引て云。謝中玉と云人あり。或時、水邊を通りしに、一人の婦人、水中を出沒するを見る。腰より以下は皆魚なりと云。また査道といふ人、高麗へ使す。時に海沙の中に、一人の婦人を見る。肘の後に紅の鬣ありと、右の二物ともに、是魚人なりと云。

○琵琶湖鮎

近江國琵琶湖に、大なる鮎多し。しかるに此湖の鮎は、毎年中秋のころ、月明なる夜、千萬むらがりて、竹生島の北の洲の砂の上に跳ると、土俗の云。この鮎は、辨財天の使魚なりと云。

○湯中赤魚

肥前國温泉山に、地の中より湯の湧出る所あり。しかるにその湯の中に、赤き魚ありて、游ぐを見ると云。瑯耶代醉篇に云。韶州府城の東南五十里ばかりに溫泉あり。其泉の中に、時として赤魚の游泳するを見ると云。

○鮎變獺

和漢三才圖會に云。或人の云。老たる鮎はかならず獺となる。故に獺の胸の下に肉臼ありと云。また鮎變じて、獺となるともいふ。但し鮎の變たるは、其口圓く、鮎の變たるは口扁し。往古人ありて、その半變ずるものを見るといふ。

○豆賀夜

若狭國大島浦に、豆賀夜と云魚あり。正字詳ならず。其形眼張魚に似て少し黒し。大さは六七寸計、八月より十月までの間、さかりに出る。鮓に作て喰ふ。其味あまく美なり。

○蜻蛉齧レ虻

相傳て云。雄略天皇四年の秋、吉野川の上小野と云所へ御幸ありて、獣を駈たまふ。帝、みづから獣を射むとしたまふ時に、何國ともなく一の虻飛來て、天皇の臂を齧。しかるに蜻蛉たちまち飛來りて、其虻を齧殺して則飛去る。帝、その蜻蛉のこゝろある事を感じ給ひて、其地を蜻蛉の小野と呼たまふと云。

○蛭成レ害

和漢三才圖會に云。往古人ありて旅行する時に、水を飲、また水菜を喰ふ。しかるにあやまつて蛭を呑。すなはち腹に入て子を生じ害をなし、藏血を噉ふ。膓いたみ色黄ばみて痩る。唯路の泥に黄なる土を搯て、水にほだてゝ飲こと數升にして、則蛭悉く下り出ると云。

○蠅成レ群

日本紀に云。推古天皇の三十五年五月に、蠅あつまりて空に飛事十丈計にして、其鳴音雷の如しと云。また齊明天皇の六年にも、此怪異ありと云。

○蝦蟇合戰

續日本紀に云。稱德天皇の御時、神護景雲二年七月、肥後國八代郡にて、蝦蟇の陳列あり。其廣さ七丈ばかり、南にむかふて去る。日暮に及て去る所をしらずと云。また桓武天皇の延暦三年の五月、蝦蟇二萬疋計、攝津國難波の南より行。池に連なる事三町計にして、四天王寺の境内に入て、悉く去ると云。また古今著聞集に云。後堀河帝の寛喜三年の夏、高陽院殿の南に堀あり。其所にて蝦蟇數千群て、左右

に相かまへ戰ふ。あるひは咬殺し、半は死す。斯のごとくする事數日なり。京師の人、あらそひて是を見ると云。

〇大蚯蚓

和漢三才圖會に云。深山の中に大なる蚯蚓一丈餘のものあり。近ごろ丹波國柏原遠坂村にて、一日大きに風雨して、山を崩す事あり。而して大なる蚯蚓二頭出たり。一は一丈五尺、一は九尺五寸ありしと云。東國通鑑に云。高麗の太祖八年に、宮城の東に蚯蚓出たり。其長さ七十尺あり。是は渤海國の來投の應なりと云。

齋諧俗談　大尾

天地造化妙用、謂之神。所神致不可測。豈可謂無怪異乎。故所載史傳、不少怪異之說矣。齊諧俗談者、其書也。近來集怪說之書多、實汗牛充棟也。雖然、皆俚諺虛妄而已。希其實也。今也此書者、史傳之中最摘其實錄之、而乞之圖畫。予感其勤。不慢而則應需圖。聊記微言而以爲之跋云。

龜山

一宵話

一宵話卷之一序

昔天孫娶開耶姫、一夜而懷子。天孫不信。雄略天皇娉童女君、一夜而懷子。天皇不信。信信信也。疑疑信也。是以一夜所爲、神聖不信。況世人乎。世人今疑此編成於一席之談、不亦宜乎、雖然。譬之猶草木乎。根而枝葉、枝葉而花實、其成在久。故旁引補錄、則須三日。三日不得、則須五日。所謂一席者。謂其根也。自此而後、一夕一編。二夕兩編。莫之或限也、則在聽者記而不厭。

文化庚午正月

一宵話巻之二序

夜亦長、談亦閑。子其說鬼。曰無。曰、鬼易畫者也。易畫者、易說者也。而猶且無之。如問賢才。其將如之何。曰然。請先說古人。

一宵話目錄

卷之一

卷之二

卷之三

一宵話巻之一

尾張 牧墨僊 輯梓

(一)草薙神劍

神代に、素盞烏尊、出雲國簸の川上といふ所に降りましゝ時。頭も尾も八ッにさけ、身には檜木椙木も生じ、その長サは、八ッの谷にわたれる大蛇、國の神の女を呑んとするを、尊怒らせ給ひ、十握劍を拔き、その大蛇を寸段々に斬り玉ひしに、中の尾に至りて、御劍の刄、すこし缺しかば、怪しと思召して、御覽ずれば、大蛇の尾の中に劍ありき。かゝる奇しき物、我が私に用ふべきにあらずとて、天上へ登せ天照大神に獻じ給ふ。其名を天の叢雲といふ。〔割註〕後に草薙劍と申は是なり。又大蛇をきり玉ひし十握劍、一名を大蛇の荒正といふ。後世、大刀鍛冶の名に、正の字多きは此故か。〔頭書〕楚人は好て楚話を說くとやらん。尾張人はいつも草薙の御事を先申スなり。」その後、天照大神、皇孫瓊々杵尊を、この葦原の中國へ降し、主となし給ふ時、八尺瓊曲玉、八咫鏡と、此草薙劍とを賜ひ、吾を齋しが如くいつけと勅しより、三種神器と申奉りて、天津日嗣の御三寶とはなれり。〔割註〕玉と鏡とは、天照大神、天岩戶に隱れ玉ひし時、諸神の謀りて作れる物なり。然るに神祇令、大祭祝詞等に、鏡劍を神璽とするとありて、八尺曲玉のこと見えぬ故、二種の神器にして、三種にはあらぬと云異說もおこれり。」〔頭書〕古語拾遺の文も、鏡劍を神璽とするなり。」人の世となり、十代崇神天皇の御時、鏡劍の神威をかしこみ。同じき御宮に齋き納め置せらるゝを憚らせ給ひ、敬して遠くし。大和の笠縫に御宮を建て移し參らせ、別

に石凝の神、目一箇神の、〔割註〕石戸隠れの時に、鏡は、石凝姥神の作れゝばなり。又祭ニ大物主神ノ、以ニ天目一箇神ヲ爲ニ作金者ーとも見えたり。」御裔の人達に勅して、鏡を鑄、劍を造らせ、禁中に齋き奉り給ひぬ。〔割註〕此より天子踐祚の御時、三種神器の御譲うけ給ふ鏡劍は、このとき作らせ玉ひし物なり。壽永の亂に、西海に沈しも此劍なり。八尺曲玉は、天より下りしまゝ今日まで、禁中にましますなり。又鏡の事を、内侍所と稱し奉るなり。」〔頭書〕鏡劍は別殿になし奉り、曲玉は本のまゝなりしは、此三器にも輕重ありしか。」彼天照大神、御手づから譲り給ひし鏡劍は、十一代垂仁天皇の御時、倭姫命、背に負ひ笠縫より今の伊勢の大御宮へ移し、鎭座なし給ふ。景行天皇の御時、蝦夷ども叛き、東國騷動するにより、日本武尊大將して、東夷御征伐あり。その中途大神宮へ詣で給ひしに、倭姫命、此度は大事の討手なりと、此天叢雲の神劍を授け給ふ。尊、駿河に下り給ふとき、國の者共、おふけなくも尊をたばかり、曠野に獵させまし、四方より火を放ち燒き奉らむとせしに、此神劍自然とぬけて、草を薙ぎ去りしかば、尊の御身は恙なく、賊ども皆亡びたり。此時より草薙の御劍と申なり。〔割註〕此野は古事記には、相摸の國とあり。又自然とぬけたるにはあらず、尊自らぬき給ひしともいふ。」扨東夷、こと〳〵く平らぎ、御凱旋の時、尾張の國造建稻種命の妹宮簀姫の許にしばし宿り、此劍を其所に預け、近江路へ赴かせ給ひしに、やがて薨じ給へり。よりて此御劍、この尾張國熱田御社に鎭座あらせ給ふなり。〔割註〕是にも説あり。別に論ずべし。その後、天智天皇の御時、新羅國の惡僧道行、〔割註〕新羅の僧なるよしは、日本紀に見えず。此は熱田舊記に載せたる趣をいふなり。」御社に十日の間法樂し奉る眞似して、物體なくも御劍を竊み出し、己が國へ持ち行むと、筑紫迄にげしに、神劍いからせ給ひ、道行目昏れ、こゝろ迷ひ、方角うしなひ、忙然たる折しも、社人共、神劍の見えさせ給はぬに驚き、此は此頃の法師の所業ならむ

と、跡より追かけ取かへし、めでたう還御ならせ玉ふ。されど遠國に鎭座ある事、叡慮やすからず思召し、上代のごとく禁中に十二三年がほど、齋き祭らせ玉ひしに、天武天皇の御時、また此熱田へ還座なし奉る。物の障り有ての事なりといふ。その後、元明天皇の和銅中、宸襟なをも安からずやありけん。新に神劔を造らせ、本社の傍に別社を建て鎭座ある、今の八劔宮是なり。是にも說あり。別に論ずべし。〔頭書〕此を下宮といひて、素尊の和魂を祭奉るともいふ。」是よりして今に至るまで、千餘年ふれども、御動座ある事なし。抑この神器は、天照大神御手づから讓り給ひし御形見なるが、鏡は伊勢、劔は此尾張、二ヶ國相竝で鎭座ある事、奇しく共尊し共いはんかたなし。〔割註〕始にもいふごとく、三種の一ッなる八坂勾璁は、今に天子の御許にましますなり。」

因に云。崇神天皇ノ御代に造らせ給ひし御寳劔は、代々の神璽となし。火災に御鞘など少しこげし事はあれど、目出度禁中に傳はりしに、壽永の亂に、西海の水底に沈み再び出ず。依て後鳥羽院以後二十餘年がほどは、淸涼殿の御劔を神璽になし給ひしに、土御門院の御靈夢により、〔割註〕土御門院は、四歲にて御即位なれば、御靈夢など見玉ふべきよしなし。後鳥羽院の上皇ならんか。」伊勢より御劔を獻じ奉りしかば、それを齋き崇め玉ひぬ。今の神璽の御劔是なり。この御劔は、普通の蒔繪なりといふ。其の後、建武三年、南北朝と分るゝ時、後醍醐天皇僞物の神器を北朝へ渡し給ひ。眞のを御携へまして芳野へ潜幸なる。其後、南朝正平六年、足利殿降を乞はれ、暫時御和睦の節、勅使として中院具忠入京し、北朝の神器を請取て南朝へ歸らる。されど此神器、元來僞物なれば、璽の匣どもは捨させ、神器は近侍の人に賜り、衛府の太刀と、裝束の鏡とに用たり。是により北朝文和元年、後光嚴院の御即位には、三種の神器はなかりき。その後又、南朝文中九年、南北御和睦調ひ、神器、北朝へかへらせ給ふ。程なく

大福田社

清雪門
八剣宮
北亭墨僊画

もしるし、おのれも和蘭刀を度々試みたり。〔割註〕日本刀も、なんせん一文字などは、兩船の間に挾れし時、輪になりておれざりしより名高しと云。古劍のうす身なるは、左右へしなひそるものなり。是は身うすく鍛ひのよきなり。されど和蘭陀刀の樣にはなし。此なんせんは、猫切丸の南泉とは異なるか。尙尋ぬべし。」人の身中へ刺入て、骨を縫ひ通すを要とするよしなり。されば和蘭陀刀を砧上に置き、日本刀を以て打てば、苦もなくきらるゝ者なりといへり。試みて知るべし。正保の初に、唐人林有官といふもの、小歌長兵衞と改名し、長崎邊に住し、我國の刀を買ひとり、唐土へ送り渡さんと謀りしに、事顯れ捕らはれしとかや。新羅の惡僧ほどにこそなけれ。にくき巧する者もあればあるものなり。我國の人の癖にて、唐の物とだにいへば、絹一寸、糸一筋もほしがるに、刀の事は好事人も、すきと沙汰せぬは、人は律義なるものなり。

内に云。鐵の性に剛柔あれば、水の性にも美惡あるは本よりにて、諸葛孔明が刀劍作らするに、同じ國内にてすら、其流の緩急によりて、刀劍に利鈍あるよしを蒲元がいへり。然るに我國にて刀劍造るに、其人、其家の秘傳にて、湯加減などいふ事は、種々あるよしなれど、いづこの河水はよろしとて、其河邊に集りて鍛冶はせず。是は我國の水は、なべて剛烈なるにやあらん。〔割註〕或人云。水の性の事は、古へよりいへど、唐人の如くはなし。和泉の堺の烟艸庖丁の鍛冶が、大坂へ來て作れば、水つよくて出來あしゝといふなり。」鍛ひよき名劍の自在に屈る事は、古人も論あり。錢唐の聞人紹が家の寶劍は、力を入れて屈むれば、鉤のごとくになり、縱てば鏗然と聲ありて、また直なる事弦の如し。關中の神爵も一劍を蓄ふ。屈れば盒中に置かれ、出せば本の如く直なり。張景陽が七命といふ文に、名劍の事を、舒辟無方、といへり。思ふにむかしよりケ樣の一類あるなり。常の鐵にて作らるゝ物

にはあらずと、古人のいひしを見よ。誠に常の物にはあらぬなりけり。

○唐　紙

刀のみか。もろこしの紙はもろければ、かむや川にてすかせ給ひしよし、源氏の物語にあるを見れば、むかしよりやもろかりけん。我國の人、唐の窓障子は、いかなる物もてはれる。大方は紗の絹ならむとおもへど、紙窓といふ事も見え、また別に此方にて書院といふものゝ樣に、よろしきを作らするがありて、大内の御用に、糊窓紙を造らしむ。名を欞紗紙といふと見え。又清人阮元が日本の書物を菭紙本とかけるによらば、かしこにも亦、やはり濃紙樣の物作れるなり。〔割註〕濃をなをと唱ふるは、直をのふといふ類なり。美濃紙の事なり。美濃紙は、延喜式にも見ゆ。」菭は水衣也。苔也と註して、苔草の類と見ゆれど、此方にても此草にて作れるかも知らず。〔頭書〕浙中の稻稈紙と云は、稻がらなり。」〔頭書〕閩越の人は、海苔にて造る。此を苔紙といふ。」唐の玄宗、日本紙を得て、親王達へ分ち給ひしは、今の檀紙の類ならむ。〔割註〕昔繭紙といふ物を、唐の王へ贈り遣はされし事、唐書にも見ゆ。繭紙一名杉皮紙といふ。檀紙なり此紙を引合せともいふ。」何れにもせよ。此方のはこはく、かしこのはもろきに疑ひなし。近來三ッ草などいふものにて、唐樣にもろく造らんとすれど、とかくこはし。國土の性は急に改めがたし。〔割註〕近來孟宗竹、稻稿、麥稿の類にて、僞作の唐紙、所によりて、似よりし樣なれど、識者の眼力をのがれがたし。又雪花菜などにても造らるゝといふにや。」〔頭書〕近來唐紙を、我國所々にて作り出には、全く唐紙に似たるもあるなり。」

因に云。外國の事を論ずるに、何れは强國、何れは弱國とさだすれど、是はなき事にて、すべて君と將との、常々の心がけによる事なり。朝鮮のもろく負けしは、三百年の太平に、上下油斷し、政務

も武備も、醉夢中なりし所へ、百錬の强兵攻入りしから、宿鳥取る様に、一たまりもなかりしなり。それに懲て用心すれば、又强國となる者なりと、先達いはれし。實に强弱は君と將とによる事なれど、琉球に强將の出し話を聞かねば、其强將の出ざる即弱國といふべければ、國に强弱なしとはいはれず。是は紙にても知らるゝなり。いかに强國にても、良將のなきは、力强き角力人の手を知らで、おのがちからにてこけるも同じ。是は深き道理も理窟もなき事ぞ。但あらまほしきは、賢明の强將なり。

○東方日出處

日本人の强きは、東方太陽の精を受るからなりといふは、うけられぬ說なり。〔割註〕或人、是は水の性によらむか。今和蘭船に乘り、諸國を試みば、琉球の水は柔に、朝鮮の水は鈍く、日本の水は剛烈ならむといへり。迂濶にして理あり。」〔頭書〕日本は東方なるから强しといはゞ、日本より東の國は、尙强かるべきに、さる國は一ツもなし。此は日神の御德と、草薙の神劍の靈威による事なりとかや。穴ありかたし。「昔于闐國王（天竺の隣國）、唐土の天子を稱じて、東方日出處大世界田地主といへば、唐人も亦、朝鮮を稱じて、長方日所出。朝は朝夕の朝、鮮は鮮明の鮮、朝日出而世界鮮明の意なりといひ。〔割註〕是は朝鮮は本水名にして、字音にかはり有よりの說なり。」朝鮮人また、我が皇國を稱じて、扶桑日出邦などゝいひし事、かずかぎりなく多し。是いづこを日の出る所とせん。もし此所より東に國ありて、詩文の往來せば、それを又、日出處といふべし。東西に定準なければなり。日本は大陽精華の萃る所なり。故に其男子は、年五十を過れば、やがて陽衰るから、倭奴國と名付く。倭は萎なり。奴は儒なりと、唐人の評せしは、口から出次第の淫語なりといふを、時に一人知命の夫、吾輩養生の心得には、妙論

とこそおもひ候へといひし。いとをかし。〔割註〕此説によらば、ワヌにはあらで、ヰヌ國といはんか。然らば唐人の、日本人に、足下の國は何處そど問ひし時、日の出る方は我が國なりと答へしから、和伽國てふ意にて、倭國といひしと云はあしく、身の短きから、矮奴國といひしを、倭矮音の通ふより、倭の字をかゝれしといふは、殊更あしきか。エゾ人、みづから其國をカイといふ。カイとは、いかなる故ともしられぬを、鬚の長きから、蝦夷の字をかゝれしなりと、エゾ人聞かば、心よくおもふまじ。」〔頭書〕東夷は性柔順なるから、倭國と唐人の號せり。倭は順なる貌なりといふ説はわろし。又倭國と倭奴國と別なり。倭奴國は、一小島の名なりといふもうけられず。此はこゝに用なければ、別に論ずべし。」

○蝦夷 カイは所の名、エゾは、えみし、えびすと同じ語なるべし。然らば、カイノエゾといふべき歟。

むかし、安部貞任宗任が父頼時、奥地より北に國ある事をしり、其所を我物にせんと、子共郎黨引ぐして、艤して、彼地へ押渡り、大河を三十日程こぎ登り見れど、すべて無人の地なりしに、俄に兩山鳴動し、胡人千騎計出來て、彼大河のそこゐもしらぬ淵を、馬にて苦もなく渡りし樣を見て、膽を寒して歸りしといふは、宇治拾遺に出て、定かに蝦夷國とはあらねど、此は西蝦夷地ならんかとおもはるゝなり。〔割註〕蝦夷人の馬に乘る事なければ、此騎馬人を胡人なりとは昔よりいへり。」〔頭書〕養老四年に、渡島津輕の諸君鞍男を、靺鞨へ遣はされしを、今の樣に、ノウヤの渡海して行しと思ふは、わろし。然しこの道すぢは、いかにも今知がたし。」東方はヱドロフ邊迄深く入るとも、胡騎に逢べきよしなければ、此大河は、西方のイシカリなどにやあらんか。〔割註〕拾遺の此迄は、蝦夷邊はいまだひらけで、今のやうにはなし。又想に此物語も、宗任法師に直にきかれしともおもはれぬ物から、最初に海路出帆の所もいとおぼろなり。」されどイシカリより先も猶、蝦夷地なれば、胡騎はいかゞして來りけん。唐太の地

方は、山丹滿洲へつゞけば、〔割註〕韃靼にても、蝦夷にても、尊者の事をシヤムといふ。此シヤムの同語なるによりて、地續きならんとおもへど、尙海をへだてゝ、唐太の西北邊ナツコと云所の出崎より、山丹へ海上十里計離るゝといふ。夢にだに見ぬ北溟萬里の國の事なれば、定ニは知がたし。」其邊ならんかといふ人あれど、ソウヤより唐太へ、海上舟路十七八里、直徑六七里隔てゝ、此大河の事は右にも左にも覺束なし。〔頭書〕せくらべするほどなり。すべて花は六月中にみな〳〵開くとぞ。」但日本人の、津輕南部の海を越えて、蝦夷地へ入りしは、此頼時や初めならんか。〔割註〕此已前に將門叛して、新皇ト稱し、弟の將平に、正月一日を以、討ニ取渤海國一。攻ニ東丹國一領掌也。といひしは、大膽ものなり。渤海、東丹、みな蝦夷の北なり。」むかしアツケシの酋長イトコイといふ者、遙に東北の島へわたり、夥く漁獵し、其魚を乾して持歸りしから、其島をカンシヤケ島と唱へしといひ傳ふ。〔割註〕蝦夷の語に、干をシヤツケとも、サツケともいふよしなり。鮭はシへなれ共、干もの故に、シヤケといふか。」今はカムサツガ、カムシカツトガ 加模西葛杜加、カンサツカ、カムシヤツタヱ、カムサスコイなどと轉じたるよし。或人いへれど、其本は審ならず。又山丹は、高麗夷丹の地にして、遼の本國契丹の種類なるが、山により深く住めれば、山丹といふ。山越、山戎、また生女直、熟女直の類、例ありて、同じ種類をも分けて名づけしなりとかや。山に住から山丹といふは、少し唐人らしきいひ樣なり。〔割註〕或は東丹の轉じたるならんともいふ。新羅の始祖、昔脫解は、多婆那國の所生なり。其國は倭國の東北一千里にありといふは、此邊の事か。疑はし。」〔頭書〕むかし奥羽の間に住しを熟蝦夷といひ、松前邊戍を生蝦夷といひし樣におもはる。其國に生丹、熟丹と唐人のいひしをきゝおぼへて、生丹といひしか。生ハサンの音なり。」又山丹邊の人〻、蝦夷人キタイチンといふ。これを漢人ならんといふ人あれど、やはり契丹人なるべし。又東

北にゴロヲタラハンといふ所あり。是は大韃而靼なるべし。即ヲゴロ人も同じ。モンゴルは蒙古國なるべく、ヲボツコイは、渤海なるべく思はると、〔頭書〕中古、日本へ朝貢せし渤海は、朝鮮の地續きにて、文華もありしが、契丹に降りしより、東丹と改名して、延長四年より朝貢絶たり。」或人いへり。すべて外國の名どもを沙汰するは、前條に擧たる倭儂の類が多き物なり。普魯社、俄羅斯は、一音の轉ぜる様なるを、清人少し差別せしは、紅毛と喝蘭を別種なりと、舜水先生のいはれ、日本と倭とを、舊唐書等に分てるも同じ事なり。されど清人、荷蘭の人物は、俄羅斯人によく似たりといひしはよし。いかさまよく似たりとかや。西域聞見錄に、唐書の戞々斯は、今の郭羅斯、亞魯西亞、莫斯哥未亞、皆同じ國にして、古の丁零なりといふ。知れる人に尋ぬべし。北溟狄地の國々は、唐人の說も大方おしあてなり。唐太島は、古の靺鞨の地方なりと、或老先生いはれつれど、おのれ尙考る事あり。

因に云。此賴時が蝦夷へ行しも、實說にして、又義經の渡り給ひしといふも、僞ならずは、義經、秀衡が許に居給ひし日、此賴時が事聞及ばれしから、泰衡が襲ひし時、忠臣どもの防矢して、討死せし間に、忠衡などが落し參らせしにもあらむか。此事を今蝦夷地案內の人に尋るに、證とすべき事、三ッならではなし。其一ッは、彼ヲキクルミの事なり。又一ッは、蝦夷どもに、義經の事を語り聞かすれば、かならず皆淚流せど、外の名將達の物語になりては、さる事なし。〔頭書〕和銅三年やらんに、此尾張人をも、蝦夷の防ぎに出羽へ遣はされし事ありしといふ。」又一ッは、ヱトロフ島に、ヱドロフワタラといふ石有。島の名も是より出て、ワタラは、岩てふ事。ヱトロは、劒鼻てふ事。フは、緒てふ事、此岩の形、劒鼻に似たるよりの名なりと。或人はいひ。又たゞ物の首てふ事なりといふ人もあ

雄鹿島圖
北亭墨僊寫

り。異譚は有るものなり。扨此島の蝦夷どものいひ傳るには、昔此へ奇異なる人ふたり來給ひ。劍を此岩にかけ給ひしから、此名、殘れりといふとぞ。〔割註〕此二人、一人は義經、今一人は辨慶ならんと、人も我も此事聞くと、直さま思ひ付事なり。人心のさとりは、あやしきものぞ。」此二人が誠に義經辨慶ならば、エトロフ迄至り給ひ、是より東北は無人島なるから、北べりをつたひ、西の方唐太へ渡り給ひしならん。此路は舟とも陸ともいひがたし。此義經の事、唐土の書にあまた載たるよし、金史別本、圖書集成序等。いふ人あれど、皆僞造事なりときく。〔頭書〕義經は泰衡如き、凡人にうたれ給ふ人にはあらず。又此主の首を鎌倉にて實檢せしは、六月の事にて、奥州より來りし其間、四十五六日も經たり。さすればいかで實の首なる事、しらるべきといふなり。」又ある書に、寛永年間、越前の船、韃靼の地方へ漂流し、彼地にて此主の像祭るを見たるよし、しるせれど、是又何等の像を見まがへたるかも知れず。おのれ今かゝる取とめなき、夢物語をくだ〳〵しういふも、此主、かしこへ渡り、今の清朝の王は、義經の子孫なりといふ事を、年來實說になし度おもひ居る心願の餘りなり。琉球の舜天王は、日本天皇の後裔、爲朝公の子なりといふ樣にして見ば、甚快事ならずや。又蝦夷の中に、義經辨慶の舊跡なる所まゝあるにより、實に渡り給ひしやうに、論ずる人あれど、是又考へのたらぬなり。これは、此二君の武勇を、蝦夷ども聞傳へ、浦山しがり、己が名に付しが、其者死して後、其跡を後人の判官屋敷、辨慶水などと呼べるなるべし。武藏の國墨田川の邊なる、成平といふ相撲人の舊跡を、在中將と取違へて、物知り人の歌にも、詩にも詠ぜんは、いとはかなしや。今子共咄に、信濃の國へ行通ふ人、ある山家にて、御子達の名は、何とか申すと問ひしに、兄は十五、弟は十三になれど、いまだ名は付侍らずといふ。さらば、名付親にならんと、兄を賴朝、弟を義經と名乘らせたるを、親共悅び、今妻

が腹に、壹人もふけて候。やがて產れなば、たのみ參らすよし約束し、其後行て問へば、餘り久しう御出なかりしから、先かりに付置たり。其名は法然上人といふよしなり。此法然上人生長の後、暴者の名をとりなば、後の人、此坂は彼の上人の、赤熊を組伏せ給ひし所なれば、此岩を、上人岩となん申と、語り傳ふべし。是は子供の戲れ言なれども、深山の奥には、か〻る事もある物なり。蝦夷に辨慶が舊跡の殘るも、此類なるべし。和漢雜笈やらむに、出羽の秋田に、蘇武屋敷といふ所あり。むかし漢の世に、蘇武、匈奴へ使に行しを、俘となし、北海へ移し、羝羊を養はせ、此羊が子をうまば、返さんといひし所なりといふ。〔割註〕此は秋田城下より、一日路ほど北の方、牡鹿島の內にあり。此島の圖を見しに、實に蘇武が社あり。」〔頭書〕或人云。出羽は越後の様に、臭草水の多き國なり。こ〻もくそうづの水、そぶのうく池あるから、そぶ屋敷といひしを、蘇武に附會せしならんかともいへり。」おもふに、是も曾武平などといひし、名高き人の舊跡なるべし。蘇武が北海上に移されしといふは、山丹、唐太邊にてもあらんか。秋田は程隔りてよしなし。叔孔融が魏の曹操へ、丁零が ムスコヒヤの先祖なる國の名なり。 蘇武が牛羊を盜み奪ひしといひしは、蘇武、山丹邊に仕し故か。一時の作り言なるべければ、今正すべき様なし。其丁零が盜みせし所を、秋田邊の事としては、千里の謬りにて、露ばかりも叶はず。〔割註〕近來北邊の事をしり顏にいふ人あれど、大方おしあてなり。知る人はいはず。いふ人はしらず。」〔頭書〕北狄はとかく古來より、海賊强盜する惡風俗と見へたり。」

〇蝦夷の海獸

軒轅本紀に、日本に騰黃といふ神獸あり。一名は八翼の龍、色は黃に、其形は狐のごとしとも、又馬の如しとも、又背上に兩角龍翼ありともいふ。此物、三千年の長命して、此に乘る人は、必ず二千歳の

壽を得る。むかし黄帝、日本國より是を得て、諸國を自由自在に乘りあるき給ひしよしなり。かゝるもの、今我が日本國中に有とも聞かず。例の方士の妄言ならんと、人も我も思ふ事なり。翼龍といふから、海獸なるべければ、縱中國には居らずとも、蝦夷の奥海などに住まんも知れず。かゝる物を得て、君にも親にも奉らば、當時の功名、後代の奇談なるべし。〔頭書〕蝦より渡るホツキの皮には、海獸と見ゆ。此ホツキは、勃吉にて、黑水マツカツの地にして、金史は勿論、北魏史にも出たる北狄の名にして、古昔は蝦夷と通路有しにや。故にカラフトを、マツカツの地方なりといふ人もあり。此はおのれ金詩選の序に、委しくしるせれば、こゝにいはず。」一ト年シカツイタシベといふ獸の角を得たり。蝦夷の海に住むものにて、色は象牙の如く、長サ壹尺八寸餘、本にて周圍七寸餘、重サ一貫目もあらむか。此物、常は海底に住み、折ふし陸へ上り、角を岩へかけて睡る。寐つゞけに一日も二日も醒ることなく、其寐る所を人にしらせず。彼の羚羊角をかく、痕の索むべきなしといふに同じ。蝦夷人毒矢にて射れども、通りがたきほどの皮の厚堅なり。年來知る者なくてすぎしに、近比長崎聞見錄に載せたる、和蘭の海物の圖を見れば、落斯馬に毫髮の違ひなく、タシベ、ラシメ、名もよく似たり。蝦夷人血症によしといふよしを聞き、蘭人に見せつれば、功能は知らず。落斯馬に相違なしといへり。又聞ければ、二三十年前、蝦夷海に恐ろしき物出たり。長サ壹丈ばかり、足に利爪ありて、齒牙は鋸のごとく、鱗甲は鮫に似て、毒矢も通らず、渾身は鱷の如し。いかなる大魚も是に逢ては、一口に殺され、又陸へ上り獸をさへ取喰ふ。只足のはやからぬ樣なれば、此を取らんとて、蝦夷ども、初のほどは多く嚙れしに、後にいかゞして見付けん。腹下に柔かなる所あるを知り、そこを毒矢にて射て、三疋まで殺せり。かゝる猛勢には、敵すべきものあるまじきに、何とかいふ小獸、是が口中へ入り、五臟を嚙て、殺すよしなり。虎の口中へ入猾の

ごとし。種類の多からぬものにや。三疋ころせし後は、また見當らずとなん。名を何とかいふやらん。語る人も聞く人も、傳へもらせしに、此も聞見錄に出せる、刺加而大に露相違なし。和蘭陀にてすら怪しがる海獸、今蝦夷の海に住むをおもへば、前の騰黄もあるまじきにもあらず。翁魚 一名丈魚、も、和蘭人の書に載せたると同じき樣なるが、蝦夷の海にあるなり。是には人よく知れり。〔頭書〕信濃の產物と朝鮮の産物と、似たるが多よし、前輩申されし。然らば又蝦夷と和蘭陀も、似よれるにや。」又和蘭陀邊の狐は、怪しき事を得せずといふ。蝦夷のシヤコタン コタンは村なり、シヤは其名なり。の黑狐も、人を蠱ことはならで、蝦夷に中々だまさるゝなり。雉の聲して呼出し、弓にて射殺すといふ。色の黑き事、見事なる物なり。〔割註〕此黑狐は、松前にても殺し、專念寺といふ寺にて葬りし事もあり。おのれも見たり。」此刺加而大の事、通事して和蘭人に聞かすれば、蝦夷のいふより、猶恐ろしき事あり。此物、遠方の人を驚きよせんとて、人の哭啼するを、實の人なりと思ひ、近よれば、忽ち嚙み喰ふ。またおのれが涎を地上に吐き泣き。人にても獸にても、すべらせて、ころぶ所を其儘食ふ。水中にては眼睛にぶけれども、水を出ると大に赫奕なり。只冬中は物をくはず。又ロ中に舌なきものなりとぞ。此事は蝦夷人にも聞かせ置度、また蝦夷にての名も有べければ、きゝも置たし。昔年蝦夷のウラカワにて得たる一角獸は、松前の北川某、東都へ持來りし時、見たりといふ人もあり。是もタシベの類か。又六物新志に細論したる、クルウンラントのウニカフルの類か。いまだ詳ならず。又テクンベコルベ、首は蟹にて、尾は海蝦なり。首に眞珠あるゆゑに、松前人シヤリ蟹といふ。是も和蘭人の持來るヲグリカンキリなるべし。詩經の魚服を、トヾノヤナグイと讀れしは、此トドは、むかしより人のよく知れる物と見ゆ。今唐太の洋中トドモジリといふ所にて捕る海鹿なり。〔頭書〕シリは島といはんが如きか。」おのれ別に論あり。言長ければいはず。〔割註〕

我こひは海鹿の寝ながれさめやらでゆめなりながら世をや過さん。此海鹿もえぞがコサふくと同じく、ちと分りがたし。トドの寐ながれとせばいかん。とかく海獣は睡癖あるものと見ゑたり。」

○鴈の故郷

我が日本にて、遠方の物を手取にし、生にて食ふは、鴈ばかりなるべし。天竺の物も和蘭陀の物も、くふはくふなれど、何れも乾たるか、鹽かにて、生なるは一ッもなし。燕も常世の國へ往來するよしいへど、是はくはず。實は冬の間は地中へ蟄するものにて、〔割註〕昔年、日光山御作事の時、山内より燕をほり出せしよし、加茂の眞淵いへり。」むかしも長々の篭城に、兵糧つきはて、鼠をふすべ、燕を堀出して、飢を凌ぎし事あり。晋の郗鑒 雁は北方の北極出地五十度より先き、大海の厚く氷る程の寒國ならでは、卵をうみ、雛を育る事なし。唐人、北狄の防ぎに、塞外雁門關などを出て、鴈の雛を將るゝを見て、詩を作り泣し事など見ゆ。蝦夷地もウルツフ島、シモジリ島より北は、例年五月の初の比になれば、鴈ども南より歸り、夏中は島間の沼に羣れ居て、雛を育つ。手取りにせらるゝほどなれども、雛の程はいろはで、八月中比、南へ向はんとする比、始めて取るよしなり。かゝる北邊より、遙に海上を渡り來て日本の人にくはれ、數はたらでぞ歸るべらなる。此道理を知らで、弘安四年に、蒙古といふ鴈の故郷の國より、無分別な軍を仕かけ、襲ひ來りしが、十萬の軍兵、みな〳〵日本人にくひ殺され、生て歸る者僅三人ならではなかりし。雁にもおとりし夷狄なりけり。〔頭書〕鴈の空中を渡るに、蘆を銜むといふ事は、淮南子に出れば、古代よりいひし世話なるべし。東奥海邊にて此蘆をひろひて、鴈風爐をわかすといふ話は、いとをかし。唐土の書にも載せぬにや。尙尋ぬべし。」〔頭書〕鴈の雛も、上古の服も、見た事なければ、皆畫者の意まかせなり。上古左衽の像なる物を、或時、畫工に寫させつるに、何心なく畫

雁の卵産
墨僊画

きしが、筆とゞめて、此衣服は、いかにもかきにくしといひし。今人、右衽をかき習ひし筆にてに、さもあるべし。」

日本にて雁の子生るは、仁徳天皇五十年春三月なり。珍らしき事と見えて、三百歳の老人武内宿禰すら、秋津島、大和の國に、鴈こむと、我は聞かず。とさへいへり。燕の巣の中の貝は得ずとも事かけず、なくても有りぬべし。おのれは極北の國々を版圖にし、雁の卵を、雛の如く常の食料にもなしたし。〔頭書〕近來蝦夷にて名高き、クナシリ島のをとなツキノヘは、風流男とおもはる。ツキは坏、へはのへにて、廻なり。即廻坏といふ名なればなり。此ツキノヘは、鴈の卵を、常々諸の肴になすならんと、いふ人あれど、クナシリ島などにては、いまだ鴈の卵うむ事は無きなり。」

○酒泉

むかし黄帝の臣宿沙氏、海水を煮て鹽にせしといふは、南海、東海の水と思はる。〔割註〕唐人、北海々々といへど、唐土に北海なし。皆東海の事なり。唐土の書を讀まん人、心得べし。」北海の水は鹹味なし。故に氷れるなり。海潮も本は淡水なり。鹹味なき物は、大陽天日の氣を受けぬからなり。唐土に鹽井、鹽地の有る所、大かた海遠の所なり。是は海遠くして、鹽に不自由するから、これに心を用ふる間に、必ず鹽の出る所を見付るなり。見付た上に、製作また巧を用ふるなり。日本にても甲斐、陸奥、出羽などには、皆鹽池あり。奥羽の地は、鹽に不自由する事はなけれ共、鹽池の北方に有る事は、こゝもかしこも同じ事なり。〔割註〕甲州は、奈良田といふ所に鹽池あり。府中より僅七里ばかり隔たれど、一鄕に年號なしといふ。奥州は、會津伊北郡月輪大鹽里といふ所の岩間より、鹽湯涌出るなり。西行の歌といふも傳はれり。〔頭書〕奥羽の地も、海遠き所にては、鹽に不自由すべき事なり。」松前にて、昔より鹽燒かぬは、共

木は煮る事を知らざりしなり。煮海はいづこも南より傳はるなり。松前の地主神好ませ給はぬからなりといふは、誤りなり。〔割註〕かゝる事は、神のしろし召たる事にあらず。ふと人から神に智恵付しものなり。熱田にて唐碓ふまぬも、神の御名を穢しての事なるを、今は神のきらはせ給ふやうにいふなり。神は人の不自由するを好み給ふものにあらず。諺にも神は禰宜のならはせといふぞ。」今も松前に鹽灶の明神を勸請し、御祭を嚴にせば、鹽燒く事も出來ぬべし。〔頭書〕鹽の神は別にあり。此鹽灶は名に附ての說ならん。」又氷海近き所といへども、津淺の海には、鹽のどろ／＼する所有る物なり。是は南方よりおしよせ來れるがありとぞ。此事は古人も申せしなり。此水はかならず鹽に煮らるべし。韃靼や蝦夷に、疱瘡のなきは、鹽味を食はざる故なりといふも。鹽味を食ふ事のならぬ程の北方ゆゑ、疱瘡のいまだ流行し至らぬなり。〔割註〕いづこも痘は、西南より傳染せしなり。蝦夷痘せし事、別に論あり。」鹽池の北方にあるのみならず、酒泉も亦、北方にあり。虜酒千鍾不レ醉レ人。といひて、韃靼邊の酒は、味至てうすし。蝦夷人、日本より米糀をもらひ、一夜作りの濁酒を釀するも、其薄き事、此虜酒と同じきなり。されど、又蝦夷に酒泉の出る地あり。島名をチリホイといふよしなり。石間より流れ出る泉にして、味は上酒の如く、香は梨子のごとし。いかほど過飮すれども、わる醉する事なし。是をカモイワツカといふとぞ。神酒といふ意なり。〔頭書〕醴泉の涌出しは、持統天皇七年、江州益須郡と、靈龜三年、濃州の養老と、文德の仁壽四年の石州など、國史に見えけり。信濃埴科郡石井酒、むかし酒泉湧し所なりと、其地の人いふよしなり。」唐土の酒泉も、西北の邊地より出て此方の酒泉も、北方、蝦夷にあり。人製の酒味うすき地には、又かゝる奇しき事もありけり、鹽井なり、酒泉なり、天道の人を惠み給ふ理りなるべし。但人の孝心によりて、家の井水の忽ち酒と成り、氷上に鯉魚の躍り出るは、常の事にあらず。天の感應にある事なり。しかし天の孝心を感應し

給ふは、常の事ぞよ。盧地と酒泉と、いづれか勝れる。額田女王に論ぜさせたし。

○和歌の感應

時に或人、此感應につきて、をかしき事、おもひ出たりと語る。むかし某若かりし時、歌枕せんとて、獨りありきをし、奈良初瀬越を心ざして出たつ。木津川（一名いつみ川）を越る比、日もくれ、雨もふらむとするに、宿かす人なし。（獨り旅人は大かた宿かさず。）悲しさいはむかたなく、せん方なくて、「都をばけふいづみ川日もくれぬあはれ一夜の宿りかせ山。かく詠じつゝ、いづくをあてともなくたどり行に、京にてしれる人、ふと行逢たり。是はいづくへぞ。日暮て山だち多き所に候よといふ。しか〳〵のよしいひしかば、さらば我が知れる家におはしませと、ゐて行て、酒肴設けて、いみじかりき。某おもふ様、これは和歌の德なり。世は末なれども、此道、いまだ地に墜ずて、感應はありけり。今より日毎に歌よみ、かゝるよき目に逢はんと、其次の日は、三輪にやどるに、あらかじめ歌をよみ儲く。「三和の山宿とひわびてなげくぞよさてもいづくか杉立る門。三輪に至れば、里の入口にて、これ旅人、御宿申さんと呼ぶ。一人ぞといへば、くるしからずと引入ぬ。歌の奇特いちじるきを喜び、入てやどる。見れば家の見ぐるしさ、くひ物のきたなさ、夜の物には、人の肌くふ白き虫さへはひありく。身の毛立ばかりにて、おのが物ばかり着てねたり。しばしゝて、表に大聲きこゆ。溢れ者の馬子が、宿れる人に酒のめといふなり。氣分がわるひと陳ずれば、おのれは、やしにはあらずや。我を見知りたりや。三和の八といふ御馬方樣ぞといふに、やしは彌いらへねば、馬子は、人々すかして歸しやりぬ。扨も此やしといふもの、いかなるものぞ。强盜、追剝の類か。おのれ獨りとおもひしに、あひ宿もありけりと、夜のふくるまゝに、いと恐ろしう、いもねられぬに、丑の時ばかり、やしがねたりとおぼゆる所の、竹簀子ぎし〳〵と鳴る。是はおのれを剝

に來るなるべしと、脇指など引寄せ、息つめて様子伺ふに、此家に獨り見ぐるしき下女ありける。それに何やらものいふ。女、起るは早イ〳〵といふ聲の聞ゆるに、少し心も落付き、鳥の聲うれしう、やはて起きて、朝の物も食はで立出たり。是はきのふの歌のわろかりしから、かゝるうき目見たり。今より歌はふやうなり。ふつとよむまじきものぞと、おもひしよし語る。實にかりそめ事にも、稀の歌は、言より出づれば、よき事もあり。次のは、僞り事なれば、おのづからかゝる事にも逢たるなり。一座一宵の話にも、いつはりはいふまじき物ぞよ。やしとは、辻藥をうり、又見せ物なんど持ありく者なりとぞ。

一宵話 巻之二

○尾張濱主

五雜俎に、長壽人を列載せし、其最第一人は、日本紀武內三百七歳也。さしも廣き唐土にても、此人より上なるは多くなし。さて此を、日本紀にと讀みて、東鑑の唐土へ渡れると同じやうに、此書紀もはやく彼國へ渡りしと、おもふ人あれど、此は宋史に、日本の大臣紀の武內とあるを、謝水の引けるなれば、さは讀まじき事也。此武內大臣は、紀伊國に生れ給ひしから、子孫紀を姓とし、大和の內の大野に住まれしから、內大臣と稱せしならん。仁德天皇の御末まで長命し、六代の天皇につかへられたり。其壽は、公卿補任には、三百十二歳、愚管抄には、三百八拾歳、或は東國よりの歸るさ、甲斐の國の山へ隱れられしとも、因幡國金龜へかくれられしともありて、さだかにはしられぬよしなり。むかし人の言に、賢相になられずば、神仙にならんといひしが、此大臣は、二つながら兼られて、いとめでたし。上代は、上下とも、かく年めでたかりしに、今のにが〳〵しさはいかに。瓊々杵尊、火々出見尊、葺不合尊、此三御代、合せて一百七十九萬二千四百七十餘歳也。其內、火々出見尊は、五百八十歳、其御子葺不合尊は、父の尊に準らへば、五百歳所にもあらんか。此兩御代合せて一千一百歳足るたらずなれば、瓊々杵尊御一代にて、御壽、一百七十九萬一千歳餘り受給へり。父の尊はかく御長壽なるに、御子の御時、俄に御短命にて、僅に五百八拾歳、御父子の御年、一百七十九萬一千八百歳計の違ひなるは、けしからぬ御事なり。其源は、瓊々杵尊へ、大山祇神より、御女二人奉り給ひしに、姉磐長姫

は、貌醜く、妹木花開耶姫は、容美かりしかば、妹を留て、姉を歸し給ひしを、姉の姫も、父の神も恨み詛ひ、姉を留給はゞ、御子孫の御命、磐石のごとく常數ならんに、さなかりしから、此後、木花の移落がごとくなるべしと申給ひし。此を日本紀に、これ世人短折緣也とあり。かけまくもかしこき事ながら、今人の短命なるは、邇々藝尊の御物ずきより起りしは、いとも／＼口をしき事なりかし。神代より、物忌ひする事は、種々傳はりて、たとへば、伊弉那藝尊の御事より、世の人、一火を忌むは、これその緣也、天稚彦が事より、反矢を忌むは、これその緣也。と様に、つぶらにしるされて、いむべき筋は、後の世までも忌む事なり。邇々岐尊の御事は、人の壽命にかゝり、重き事の限りなれば、世人、美女を忌むは、これその緣也。としるさるべきに、さることもなく、又代々の天皇にも、此御さだのあらぬは、いかにぞや。今人の物忌をするも、大かたかゝる様にて、忌むべき事は忌まず。忌まずともあるべきあたりを、こと／＼しう忌めり。神代よりの風俗にやあらん。いと淺まし。〔割註〕宅相、劒相も此類なり。又相墓の事は、殊に大事にして、子孫の盛衰は、此事にあづかる事ありと、古人詳に論じて、其書も傳はれども、今人はさして議論せず。おのれある時、木は土にしかず、土は肉にしかず、肉はこゝろにしかず。といひしは、例の口さがにやあらんか。」却說此武内大臣に次ては、尾張連濱主こそは愛出度けれ。長壽也。風流也。天上に不學の神仙なしとは、此濱主をやいふべき。此人の事は、唐人にも聞せたし。仁明承和乙丑十二年、正月、戊申、朔、乙卯日、是日外從五位下尾張連濱主、於龍尾堂上舞和風長壽樂。觀者以千數。初謂鮐背之老、不能起居、及于垂袖赴曲、宛如少年。四坐皆曰、近代未有如此者。濱主、本是伶人也。時年一百十三、作此舞。上表請舞長壽樂。表中載和歌。其詞曰、那々都義乃、美與爾萬和倍留、毛毛知萬利、土遠乃於支奈能、萬飛多天

滿津流、丁巳、正月三日也。
天皇召二尾張濱主於清涼殿前一、令レ舞二長壽樂一。舞畢、濱主卽奏二和歌一。曰、於支那度天、和飛夜波遠良無、久佐母支毛、散可由留登支爾、伊天々萬比天牟。
天皇賞歎。左右垂レ涙。賜二御衣一襲一、令二罷退一。按ずるに、魏文侯の樂人竇公は、百八十餘歳の長壽して、漢文帝の時まで居つれども、此は盲人なれば、舞ふ事はならず。去年正月三日、琉球人當國に宿りし夜、琉人ども、おのれに物書きてよと乞ひしから、時も時、日も日と、おもひ出て、此濱主の事を書きて與へつれば、再三おし戴き、有がたしとぞいひける。因て唐土へも送りやらばやと、濱主の和歌を、詩にも譯し置ぬ。
歷仕昇平七代天。臣今一百十三年。和風長壽新翻曲。願向二瑤階一舞二御前一。
白頭不レ用懷二愁苦一。德澤今逢二春雨一普。艸亦生榮木亦榮。老臣亦向二階前一舞。
此濱主は、尾張の國の人なるよし。先輩記し置れつれど、明證なし。今愛智郡南野村の福井某が家に、古系譜を傳へたる。其初祖は、從五位下濱主、其次は濱貞とみへたるよしなり。此系、いと古きよしなれば、これにやあらんか。尙詳ぬべし。〔割註〕尾張連の姓は、五畿内にも、かなた、こなたにありて、此尾張國のみならねばなり。」
或人云。和風樂、本名は弄春樂、長壽樂、一名は天長寶壽樂、本名は春鶯囀也。此二樂の舞を、濱主が作りしなり。又河南浦も、承和十四年に、濱主作るよしいひ傳ふ。赤白蓮花樂は、天平二年、興福寺蓮花會に、尾張秋吉作る。此秋吉は、濱主と同族なりともいふ。然ども詳ならず。尙々問ひ正すべし。又云。承和十四年は、濱主百十五歲なりと、文化乙丑春、御チウゲン勘助が、母の百歲の賀に、實は百四歲

月光亭
墨僊寫

なり。八十年前嫁せし時、年四ッかくせしなりと、或人いひしもをかし。扨人々、國瑞なりといふに付て、問ニ勸助一以ニ其所ニ爲レ養。則曰、抱撃之人。家無ニ餘糧一。但菽水略足。未ニ嘗乞ニ貸於人一。嗚乎。今世大小諸侯。誰不ニ俯首仰ニ給於商賈一。而勸助何以如レ此。家々而勸助。人々而此母。可ニ以無レ憾焉。謂ニ之國瑞一。不ニ亦可一乎。

○福佛坊が事

正保元甲申年、奥州會津領の山中に、福佛坊といふ仙人住居し。樵者ども時々見受るよし聞へければ、其仙人召捕ふべきよし命下り、やがて捕へてもの尋ぬるに、本國は伊豫の者、わかきより時悪事して、廿五歳にて國を出て、東國へ下り、此山中に入り、木の實などを食し、いつとなく長命せしなり。むかしの事、又年を問へども、皆忘て、ひとつも覺へし事なし。但東國へ下りし時、其途中、尾張の熱田を通りしに、其宮寺の鐘鑄の供養なりとて、参詣の群集夥しかりし事、これたゞ一ッおぼへたる計なり。仙人なれば、いたはり介抱せる間に、取にがし深山のおくへ入り、再び出ずなりぬ。此仙人、幾許の年壽にやあらん。熱田の鐘を證にせばしらるべしと、その時の人もいひ。又後に熱田を尋ぬれど、此鐘、今はなしといひし人もあるから、おのれふとおもひよりて、府下なる總見寺の鐘を尋ぬれば、果して熱田の神宮寺の物也。此は織田信雄主、父信長公のために、清須に總見寺建られしに、國貧しく、鐘鑄る事ならで、あつたのを取りて、此寺に懸られたるなり。（此寺後に名古屋へうつされたり。）其鐘の銘に、熱田宮　神宮寺延徳元年十月十三日、檀那淺井備中道慶菴主などと見ゆれば、疑もなきものなり。延徳元年より正保元迄百四十年餘、それに二十五年加ふれば、大抵百六十七十歳計の人なり。させる高壽にはあらねど、今の人の心よりは、仙人とおもはんも理りなり。扨此より先き、四國の山中に、平維盛仙人住める由、其

聞えありければ、伊達遠江守殿に召し參らすべきよし。仰ありしかども、參らざりしかば、神君より伊藤播摩守殿を以、時服四ッ給はりし事もありき。〔割註〕此維盛仙人の事は、他の書にもしるせる事數多あり。尙考ふべし。」

或人云。信雄主は誠にいふかひなき人なり。尾張合國に、北伊勢五郡、伊賀迄も領ずる大諸侯にして、鐘一ッ鑄る事ならで、人の資を強借し、父の菩提寺に掛て、功德額するは、いかなる心ぞや。小田原陣の時、軍興に乏しく、際覺有りて、終に出羽の秋田へ流されしは、實に理りなり。此主、流されて後、淸須一城を、福島左衞門太夫正則に給はり、入城すると、やがて大なる藏三ッ建て、其年の內に、兵糧米を皆々積み盈て、ほどなく關ヶ原の軍起りし時は、信雄主にしては、十分一にもたらぬ身上なれども、淸須の城に兵糧米卄萬石添て、奉られたり。其建られし藏は、今府下なる三ッ藏是なり。此時の功により、安藝、備後二ヶ國拜領せられしも、理とこそおぼゆれ。〔頭書〕此は信雄主の罪にもあらず。元來豐公、おのが威力にて、諸侯へ世劵をあたへんとて、移封を命ぜられしを、世劵うけては、臣下も同前なりと、主嫌はれ、辭し申されしを、公怒りて、秋田へ流されしといふ。さもあらんか。」

〇老　馬

九郞判官義經、ひよ鳥越えせんとて、路の案內議せらるゝに、武藏國の住人別府小太郞淸重、生年十八歲、すゝみ出て申けるは、父義重がをしへ候ひしは、たとへば山越のかりをせよ。又かたきにもおそはれよ。深山にまよひたらんずる時、老馬に手綱むすんでうちかけ、先におつ立行時は、必道へ出るぞと、をしへ候と申ける。判官殿、やさしうも申たるものかな。雪は野原をうづめども、老たる馬ぞ道はしる。といふためしありとて、白あしげなる老馬を、先におつ立て、しらぬ深山へ入給ひし。此は管仲が、

むかしをおもひよられたるか。袖しぼられていとやさし。此時、判官殿の兄蒲冠者殿の虎月毛といふ馬は、老馬の最上とこそいふべけれ。蒲殿、肥後の菊池が、源家の方人せし其忠賞に、此馬を賜りてより、菊池が家廿餘代の主に養はれ、年へて菊池、大友と婚儀結べる時、累代の寶器ども送りしに、この老馬も、其寶の一ッなりけり。大友義鎮、此馬に筑後の坂東寺村の地をあてゝ、飼料となせり。其後此村、小早川秀包主の領となりし時、荻野與右衛門といふ人、主に乞ひて、田地をまし與へかひ置き、文祿年中迄めで度てぞありし。壽永よりかぞへ見ば、三百年餘にもならんかとかたれば、外國の事に心がけつよき人、小腕をにぎり、扨も〳〵有がたき老馬かな。かゝる老馬を先に追立なば、唐天竺はおろかな事、おらんだ、韃靼の地方へも渡り、義經の御子孫の事尋んに、道に少しも迷はじと喜ぶを、人々をかしがり、此は心得違なり。老馬は陸路は知るとも、海路の案内いかゞせん。是は鴈をこそ御賴あれといひし。近頃ある諸侯、馬を船にて渡されければ、大海の波浪にゆられ、足を折るやら、目まひをするやら、船中、上を下へと混亂し、命から〴〵、あたりの小島へのぼられたり。ヲカ島といふ所也。けふはきのふ、松前侯、渡海の節、たゞ二疋の馬を船へのするにすら、終日手間取よしなり。先船へ道橋をしかけ、橋の上へ土俵をひしとならべ、船にも又土俵をしく。かくせざれば、蹄を損ずるものなり。扨船へのせて後、上より大繩を三筋かけ、馬の腹の下へ廻らし、馬をちうへつり上げ、蹄の土俵をはなるゝ程にするなり。かくせざれば、前のごとくゆられて、馬たへかぬるものなりといふ。此等は尙能しれる人に尋ぬべき事ぞ。〔割註〕おらんだ船中に、牛馬をのせ來るは、大じかけと思はる。生鳥をのするも、いろ〳〵手段ある事なりとぞ。」

○龍の雲

寛政八年の事かとよ。常陸の國鹿島の浦へ鯨よりければ、其邊三ヶ村の百姓、天のあたへと喜び、それ船出せといふやいな、男子とある分は、十五六より五十計まで、船四艘におつとりのり、我おとらじとこぎ出す。折節海面に、黒雲一むら見へしかば、老人、あの雲はゆだんがならぬぞ。風變りが計られぬぞ。しばし様子見合よと、制すれども、耳に少も聞入ねば、かゝる時は、飯の用心するものぢや。それやれと櫓櫂抱て走り來て、岸より船へなげやりぬ。やがて一里も出し時、はや手、どふと吹きおちて、彼黒雲はびこりわたり、海一面、眞黒になる。岸の者どもこれをみて、ハア〳〵ヤレ〳〵といへども、すべき様なし。しばしありて、風なぎ雲晴ても、船は、龍の雲中へ巻上しやらん。一艘も見えず。數日經てもおとづれなし。惣じてくつきやうの者五十四人計、一時にさつぱりなく〳〵なりたり。此時、正明が書中に、足弱計のこりしから、田地の耕作も出來ず、強盗は白晝にも押入る。又江戸の中都と云座頭が妻は、其所の者にて、兄弟從弟四人、一度になくせしを、なげ〳〵よしを載せ、又其後、水戸の感章主人よりは、雲に巻れしものどもの、名も年も詳にしるして、年月ふれども、竿一本だに歸らずとさへ申こして、おのれみな記し置ぬ。或時、此事をいひ出て、かゝる時には、急に人々髪の毛をきり、烟にたき立れば、雲お掃ふもの〻よし語れば、一人の醫師、剃立の圓頂をなで廻し。我等が如きものはいかゞせんといふ。それこそ貴公持まへの長き鼻毛をやき給へと戯たり。此は戯なり。洋中の船の様を聞に、鳥の羽を多く貯ふるよしなり。是急成とき、烟にたかん料なりとぞ。一年、江戸の栖原や某が舟、かゝる難に逢し時、船中にあるとある羽物をぬき、船のへさきへ高くさし上たりと云。これもよろしきか。鳥の羽の事は、書にも出たれば、用意有度もの也。

因云。高山へ登り、風雨雲霧の變に逢ふも、此海上の事に似よりしものなり。昔年、高元泰が輩、日

向の霧島山高千穗峯に登り、彼逆鉾の邊に至りしかば、俄に山鳴り雲起り、面前眞黑になり、おそろしといふもおろかなり。青木主計頭長岡の祠官なり。いつの間に用意しけん。袖より粟粒の類を取出し、疾風急雨に打向ひ、投かけ／＼せしかば、やがて風靜まり、雲晴たり。これは彼天孫の昔を、思ひよれるか。白石先生有レ記。いづこの山も、高山はかゝる事有ものなり。心得すべし。此邊にては、美濃國惠那郡惠那山は、國中第一の高山なり。此山の祭りに、郡中の村々より、馬を引て登る事なり。其日には必大風雨する。是を土人の說に、大勢が登り二便しにて、御山を穢すから、神きたなくおぼして、洗ひ淨め給ふ雨なりといふ。是は神の御心とも覺へず。穢はしとおぼさば、祭うけ玉はぬがよし。客を請じて、客の座敷よごせるを腹立るは、好主人にはあらず。まして終日山中に居て、二便せぬものやはある。おもふに深山窮谷中に、欝蒸積充する雲霧濕氣、數萬人の聲にひゞき動かされて、俄にさわぎ起るものならんかと、或人いへり。此亦理あり。

○海中の火

或年の六月廿九日、知多の浦より歸る船、海中にて火の玉のむらがるに行逢たり。其火の中に、鬼か人か。夥しうみへたりといふ。此火の中にあらはれし物を、平家の亡魂ならんと評すれども、何のゆかりもなきに、かゝる所へくべき由なし。おもふに肥後のしらぬ火は、此火なるものならん。此しらぬ火を、景行紀に、五月の下にしるされたれど、月の誤りとおもはる。今は年々六月の末より、八月迄に出るなり。其中、七月廿九日、八月朔日、此兩日を極最中とす。これ海中の鹽氣、夏中の炎天にこがれ、亦晦日の暗夜にあらはるゝ事、こゝもかしこも同じ事なり。海水も本は淡水なるが、天日の陽氣に焦げて、鹹水とはなれるなり。〔頭書〕海水も雨後には、暫時ひからずと云。」されば鹹水にて火を消さんとて、うち

そゝげば、却て火勢をますものなり。甘酸苦辛の四味は、草木に出れど、鹹味は海水よりなるにてしる。海水以杖撃之、火星勃然たりと、臣化偁にのせ、陰火潜に燃と、文選の海賦にもいひ。元徴之が、海夜火燐々と作れるなど、皆海水の火の如く光るなり。知多の船の、火中に物のみえしといふは、おのが影のうつれるをも、變化ぞとおもはん事、心と目とにあれば、平家の亡魂とも、源氏の幽靈とも、さだめがたかるべし。〔割註〕此知多の浦の怪火は、漁人の篝火をたき、亂髪にて煽り居たるを、見驚きたるなりといふ。さもあるべし。怪を見て怪とせざれば、怪自消る者なり。」一說に、しらぬ火は、海月魚の光るなりといふ。〔割註〕蘭人の說にも、海中の火は、皆魚類の光りとす。惣て魚蟲を陰所におけば、火光あるものなり。」〔頭書〕石首魚、殊に光るものなり。」夏秋の間に出るによれば、前說をよしとし。又出る所に大抵定りの有るをみれば、後說をよしとす。此は少し長き事なれば、のちに云べし。山中に火氣のたつ。是亦大方暑氣の比なり。〔割註〕唐土姚江の火も、夥敷事とみゆ。是は三月なりといふ。」俗に云ふ火の玉は、蟾蜍の化し飛ぶにて、此飛火、書もあるべけれど、みへぬならん。孑々の羽翼を生じて蚊となるも、同じ事なり。又青鷺、山鳥、雉、夜中に飛べば、皆光る。〔割註〕常陸のあか井がたけよりみれば、邊に火あり。鳥なりといふ。こゝにのみすむ鳥なり。」山鳥は、尾に星十三あるが、殊に光るよし、山中の人いへり。ひかりの高からぬは、雉の字を、堺の高さ壹丈の事に用るにてもしらる。〔頭書〕此碧雞は、後世の書にて見れば、雉とは見えず。いとうつくしく、聲もおもしろき物とおもはる。明許維楨が賦に、尾開宮扇。口弄笙簧と作りて、碑に雕りしよしなり。此鳥の來りし地は、人々出世するよしも見え。碧雞之來。洵瑞徴也ともいひ。又よくなつくものなりとて、山童分飼追隨久。野老相傳得觀稀。とも作り、乾隆元年に見えし時、鈴聲琅々。ともあり。又怪しき事は、一羽にて所々一時に並び見えしとも記した

り。色は青きよしにて、青々嫌ニ折色一。恰々勝ニ驚聲一。と對句になせり。」蜀山の寶雞の祠の神は、山より山へ渡る時、其光長くつゞき、云々と聲するよしなり。雉、山鳥の、大なる物なるべし、惣じて、此山海の火は、皆陰火にして、晝みゆる事なし。陰火に十二種あり。但唐太の火神は、晝あらはれて、いとおそろしき事なりと、昔よりいひ傳ふ。此神長さ貳丈ばかりもあらんか、山を出る時、雲にのる。其雲、朱よりも赤く、往來の道は、必しぐるゝに、其雨亦、血の如し。毎年出るか。又稀成事か。天明年間に出し時は、唐太より、ソウヤのバツカクベツの崎へ來り、暫時留る樣にて、また唐太の方へ歸れり。蝦夷ども、此神を仰ぎ見れば、或は氣絶し、或は熱病煩らふよしなり。此は何の神ならん。火龍、金龍などとやいはんか。楊州石覇の民、曉發せんとするに、門内にて火光忽嘩々として、騰り上らんとす。ワツト叫びつゝ、鋤にて撃てば、手ごたへして、地に墜つ。よりてみれば、金龍にて、首は斗釜の如し。おそろしながら埋置しが、後に堀出して見れば、眞ノ赤金なり。これより其家、大に富りとなん。蝦夷地は、金山多しといへば、此唐太の神は、其山々を守らせ給ふ神にもあらんかといふに、人々、扨は此神祭らば、大福長者になられんものをと喜ぶ。小人は利に喩るとこそいふべけれ。

〇異 人 慶長十四年四月四日に出し事は、舊記に見ゆ。今此にあげしは、或雜書の說なり。

神祖、駿河にゐませし御時、或日の朝、御庭に、形は小兒の如くにして、肉人ともいふべく、手はありながら、指はなく、指なき手をもて、上をさして立たるものあり。見る人驚き、變化の物ならんと立さわげども、いかにとも得とりいろはで、御庭のさう〳〵敷なりしから、後には御耳へ入れ、如何取はからひ申さんと伺ふに、人の見ぬ所へ逐出しやれと命ぜらる。やがて御城遠き小山の方へおひやれりとぞ。或人、これを聞て、扨も〳〵をしき事かな。左右の人達の不學から、かゝる仙藥を君には奉らざりし。此

は白澤圖に出たる、封といふものなり。〔頭書〕此怪物は、切支丹なり。逐やれと仰れしといふにて、封とは形ことなり。封はツトヘビ、ソウタの類ならん。封は、[illegible]の形なり。」此を食すれば、多力になり、武勇もすぐるゝよし見えつるを、縦君には奉らずとも、公達又群臣迄も、たべさせ度ものを、かへすがへすも其時、ものしり人のなかりしからなりと、おしがれど、此は譬へば生質虚弱なる人は、養生食といふ事なし、常々持薬に、八味地黄剤など、たえず服する事なり。又強健の人になりては、八十餘まで服薬せし事も、又背に灸の痕一ツもなきがごとく、神祖の御代の人達は、自然に多力武勇飽まであれば、薬食などこのむ事なし。

君も臣も、封の事はよくしろし召されつれど、穢はしき物をくひ、多力武勇にならんとは、武士の本意にあらず。いと卑怯なる事なりと、捨させ給ひつらめ。徼幸の福を志ざす人等、淫祠を崇め祭るも、大かたは此に似たる事なり。

○稲荷の狐

むかし老狐ありて、我等が本とし崇むべき御神は、いづれの御神ぞや。聞せ給へと、其時のものしり人に問ひしに、其人、それこそ稲荷の御神よ。〔頭書〕稲荷三殿、本殿は宇賀御魂神、二殿は素盞烏尊、三殿は市比賣命なりと申。」其證は、三狐神と申奉るなりと諷かせしを、さすがの老狐も、實と心得しから、今にては稲荷の社にて、數多の狐ども、官位する様にはなれり。神のしろし召し事にもあらず。又狐の方に據ある事にもあらず。虚言が實となりしものなり。此神は、倉稲魂命にして、御膳神と申す。それを戯書に、三狐神と書しが、後々は三狐神とまでもなれるなり。此戯書より起れる老狐の神ならんと、或人、稲荷の社人にとひたゞしいへるは、推量ながらも、奇説といふべし。又狐火の説、

古より種々ある事なり。或人、少年の比、山中にて目前に見し事あり。七月廿五日の曉、隣村へ行んとする時、途中三四町隔て、山の麓に炬火のちらめくを見付、扨は狐火なり。いで試んと、稻田の畷道を、稻葉がくれに這ゆくに、狐はかゝる時、人來べしとはしらで、大小二三十疋、叢祠の廣前にて、逐つ逐はれつ、息を限りに戯れ居けり。近くよりて見るに、火とみゆるものは、彼が息なりけり。〔頭書〕狐火の類は、地に這ふて見るものなりと、俗言には虚言ならぬか。」ヒョウト飛上時、口中よりフット息吹出づ。其息、火の如くヒラ〳〵と光る。大抵、口より二三尺前にてひかるなり。光りつゞけに光る事なし。勢にのり、ヒョツと飛び出す時のみちらつく。遠方より見れば、明滅斷續するも理りなり。やがて人聲聞えたれば、それに驚き、はら〳〵ちり〳〵に、山の奥へにげ入ぬ。撃尾出火などと、古書にいひしは、口と尻との違ひなりと笑ひしも、今は昔の茶のみ話になれりと語る。此は吹口氣如火といふによく合へり。〔割註〕貉睡は、愼眞子にも出て、よく睡れども、又目覺はやく、物音きけば、直にげ行くから、佯眠して人を欺く様に、人の方にておもふなるべし。若佯眠ならば、魏曹操が佯眠して、寵妾を殺せし事きかせなば、狸とも、扨曹操は、我等が祖神也と、其社にて後に官位すべしといへり。」

〇天狗の論

天狗木魅。〔頭書〕此は木魅を、天狗と書くがよろしといふには非ず。今人のテング〳〵といふ。其テングは此天狗の字ならんとの事なり。亦徂徠先生天狗說作られしを、或人そしりて、天狗なんどを、儒者の口にかけるものかは。いと拙しといひしは快し。されど徂徠も、雷は雷、して指置かるべしといわれしはさすがの老人なり。」此天狗てふ名の事、種々說あれども、やはり天狗がよろしきなり。年山紀聞に、地藏經やらんを引て、天龍夜叉、天狗土后、とつゞきし語ありといへればなり。星の名にも、鳥の名に

墨僊

も、天狗てふあれど、似つかしからず。其初は僧家よりいひ出しなるべし。〔割註〕天公とも書るは、此木魅に訣へるなり。又象鼻、鵄喙、虎爪、肉翅の圖は、鷲を見まがへたるなり。人を引裂き、大木の枝に懸置など、皆鷲の所業といふ。」東照宮百五十回御忌御祭事、日光山にて行はれし時、召に應じて、諸國天台宗の碩學高僧、我も〳〵と集りける。ある日、人々三本杉の下につどひ、うち見あげて、ほめはやすに、獨り比叡の何がし、我山のよりはほそめに見ゆると、つぶやくを、例の我慢第一の大天狗、忽ち怒を發し、かたへのわか法師に憑て、のゝしりあらび、たれ敵るものなし。こゝに博學大才の名とつたる、覺明房とかいふ人、〔頭書〕覺明一に覺順房とも云。」萬衆の内よりえらばれ、三日三夜問答せしが、覺明やまさりけん。さすがの天狗も冑をぬぐ。さらば神に齊ひまゐらせん。いづくに鎭座さんととふに、かしこの岩よからん。岩の表に、此は天狗さまの岩じやと、かいつけて給はれとこふ。〔頭書〕あらひら權現とかけと、いひしともいふ。」覺明打わらひ、貴殿、議論はすぐれ給ひつれど、文章の道いと拙し。縱韓柳、李王が古文辭までこそあらめ、せめて此頃眞淵等が物する、萬葉様になりともあるべきを、此俚たる事よと、いひもあへぬに、天狗又腹ふくらし、奴覺明、汝學才はこざかしう見ゆれど、人情に達せず、此山おくの、木こり草かり、いかでさるみやび事をしるべき。今の様にしるしても、尚よむ事ならで、土足にかけんかとおもふわいと、のゝしるに、人々理りに服し、とかくしてなだめけるとなん。抑此天狗、いかなればかくは事情に通じけん。今の世の生學者、ともすれば學者臭て、蒜くひの女の婿になり。ごくねちのざうやく、ふくせんとかまふるは、これぞ學者を以、天狗にだもしかずといふべし。

○鐘馗大臣

唐玄宗、夢に終南山進士鍾馗が鬼捉るよしをみて、病おこたり給ひしといふは、本より作り物語なるを、我國にて、其作り物語をうけて、猿樂の謡ひものにもなしたり。〔割註〕此謡に、南山を立出て、海路遥に過ぬれば、釣の小舟もかへる浪、よる程もなきながふかな〳〵。といひしは、いかに、終南より長安の都までに、海はなし。これは作者の地理にうとかりし故か。又夢や神の事なれば、かゝるあやしきこともありしか。」されど、此鍾馗といふ字の本の意、定かならず。〔終葵と書くも同じ事也。〕ある人は、古への辟邪の神の名なるべし。其よしは、六朝の頃より、神佛の名をみづからの名につくを、好める習ひにて、鍾馗てふ名をつく人、字を辟邪といふ。隋世に堯鍾馗字は辟邪。又同時の喬鍾馗は、大明軍までなかりし人なり。これふるくより此神の名ありつるを、人の名につけし事しるしといへり。又齊人謂椎曰鍾葵〔周禮鄭註〕又終葵首如推〔禮記鄭註〕といふによらば、今鍾葵の像に、劍を佩せたるはわろく、やはり椎を持せて、驕奢あたまをたゝく柊揆といふ意ともせんか。〔割註〕終葵の二字を、急に合呼すれば、推の聲になるよしなり。何不の盍になる例なりとぞ。」おのれ按るに、辟邪の神といふも、其源は園蔬の名より起りしものか。葵は、上古は菜の事にて、晋以後に菘といふ物と同じく、冬葵、蒸葵の名もありて、冬寒積雪の下にても、青々たるから、後に、菘の字になせしも、松の常磐に比せしものなり。如此寒雪の下にても、青々たれば、其性もよろしく、邪氣を蠲くべければ、神の名にも負せしものか。〔桃の悪鬼を拂ふ類なるべし。〕北史に、干勁字は鍾馗といふ人あり。此も疾風知勁草といふ意にて、風雪にも勁きより、おもひよれるなるべし。又宗慤が妹の名を鍾葵といふ。此より彼國には、鍾葵が妹を嫁入さする圖ありときく。此圖こゝの畫工もかける事か。五月のぼりの畫には似合ずとも、三月の雛人形には、をかしかるべし。妹を鍾馗と呼ぶは、こゝにて娘子の名に、般若とつくに同じく、おそろしかるべきを、けしからぬも

のすきなり。宋懿は誤にて、宋征西将軍宋懿也ともいふ。柳此鐘葵の事は、胡氏が筆叢やらんに、詳に載せたる様におぼゆれど、其書久敷見ざれば、今は忘れたり。重ていふべし。〔割註〕左傳、定公四年に、殷民七族の終葵氏を、衛の康叔に賜ひし事あり。さらば終葵といふ名姓は、古き事也。又葵を菜の事に用るは、葵字が蔡に轉じ、蔡又菜に誤りしもの也といふ説もあり。尚考ふべし。」

○鯉の瀧升り

龍門の下流より、毎年三四月頃、黄鯉群をなし溯り來て、此山の懸流を升れば、龍に化するといふ事は、古書に出て、今は子供話にもいふ事なり。此話は、周易より出しか。又周易の變卦は、自然と此話に似たるかといふ人あり。いかさま易象によく似たる事なり。龍は陽九の數にて、九々八十一鱗ありて、乾に象る。鯉は陰六の數にて、六々三十六鱗ありて、坤に象る。黄は坤土の正色、三月は夬卦にて、䷪。坤より變じ來て、一陰尙のこる。四月は純乾䷀の卦にて、坤盡く變じて、乾となれり。是鯉の龍に變化する事、四月にあるべき理りなり。鯉は陰六の數にて、地に象れば、其文字も里に從ふ。故に、本邦古代一里を六町と定め給ひ、其後、六々相乘じて、三十六町一里と改め給ひしも、皆此鯉の數より取られしならん。鯉の瀑布升る事は、龍門のみならず。いづくの山中にても懸流を上升する事、まゝあるものゝよし。但龍に變ずるか。變ぜぬかを、眼前にみたる人なし。美濃と越前の境なる山中より、尾の赤き鯉を、時々送りおこせり。其土人、是は瀧升して、龍になりそこなひし物にて候といふ。凡田舍人のいひ習し事は、古諺によく合へるものなり。尾張にて似鯉といふものゝごとし。龍門の鯉は、痘瘡の妙藥なるよし聞召して、猷廟の御時か。長崎在留の唐人に命ぜられしかば、翌年齎來て奉りし事ありとなん。鯉の痘毒の藥になること、醫書に出たる事にや。いづれ其時の名醫の申上し事と思はる。痘は火毒にし

て、初は内に蟄し居て、發するより段々變化し、面部へ上り、快く發するを美症とし、陥るを惡症とす。鯉の水底より上り出て、終に陽火の龍となりて、上升するによく似たればなるべし。山中醫藥に乏しき地にて、もし重痘を病む人あらば、懸流下の鯉をとりて、服用させば、如何あらんとおもふことなり。

○龜の敎

近江の國朽木は、朽木兵庫助殿の領なり。一年此殿の足輕、飛脚に出て、山路に日暮、ふと穽の中に落入れり。此穽は鹿をとらんとの儲にて、廣さ壹丈計り、上せまく、下ひろし。とり出づべきやうなければ、あきれはてゝゐたり。夜あけぬれど、百計施す所なく、かくしてある事六日、はじめて飢につかれくるしかりしに、其穴の中に、小き龜數多をる。その龜、日の出にに、東に向ひて氣を吸ふにより、その眞似して見たれば、飢を忘れて、體健になりしとぞ。かくて日數經て、狩人來て、穽の陥りしを見つけ、鹿なりと思ひ、鐵砲にて打んとするを、下より、人じや／＼と呼かけ、梯を下げてもらひ、命助りしとかや。此は郗儉が墜二空井一。見二大龜張一レ口吞レ氣。一仰一俯。試隨レ所レ爲。數日不レ飢。といふによく似たり。〔頭書〕郗儉字孟節、陽城人なり。左慈と同類にして、三百歲の人なるよし。典論に出たるとぞ。博物志にも、此に同じ事有。或人、深澗ニ墮ちしが、龜の眞似したりしかば、後には體も輕便になり、澗上へ超出し、家に還る事を得たり。顏色もつや／＼となり、智惠も勝れしが、後に穀食して故のやうになりしとぞ。」仙家養生の術に、飲二沆瀣一。漱二朝霞一。嘘吸吐納するなどあるも、其源は此龜などにならひしなれば、養生にならん事は、本よりなるべけれど、穴の中にをらで、人間名利の場に奔走し、得失榮辱の間に心を疲らし、飲食男女に其身を梏亡するから、養生も服藥も、露計もしるしなき

墨僊

は、術のあしきにはあらで、穴の中にをらぬ故なり。心だに穴の中に居て、恬淡無爲ならば、などか龜の敎のしるしなからんや。知る事は難からで、能く行ふが難しとは、吾人の事なるぞよ。〔割註〕龜卜の術、今八丈嶋に傳はれるよしいふ人あり。尙尋ぬべし。」

○朝鮮の易者

慶長の比、朝鮮降を乞ひしにより、彼國の俘どもを、かへし遣されしに、〔割註〕此降參の事は、いと長き話なり。後に云べし。薩摩に俘へ置て、返へせし金光は、彼國の親王なりしよしなり。一度に一千三百人かへされし事もあり。又朝鮮のみならず。唐人をもかへさる。これは明人の書にも見ゆ。」李文長は、いかゞして此地にとゞまりしやらん。甲寅の歳、大坂に亂おこらんとする時、城の殿主の上に、火烟忽ちもえ上る。城の内外驚きさわぎ、人かけ走り救はんとすれば、いづくに火ありともみえず。人靜まれば又もえ上る。二月五日の事か。かゝる事度々ありしにや。片桐主膳正に命じ、李文長して占はしむ。文長、焦氏が易林によりて、卦を布けば、艮が謙に變ぜり。艮益。尋レ兵爭レ强。失ニ其貞良一。敗ニ之殺鄕一。奚予孟明。否謙。人面鬼口。長舌利齒。劉ニ破瑚璉一。殷商絕レ祀。〔頭書〕尋、一作レ集、鬼口作ニ九口一。利齒作ニ爲斧一、絕祀作ニ絕後一。一書には、否が謙に之として、其貞曰、秦爲ニ虎狼一。與レ晉爭レ强。並ニ呑六國一。號曰ニ始皇一。其悔曰、人面鬼口。云々。ともあり。」籠城の始より終り迄、此占に露違はざりしは、いみじき易者なりけり。焦氏易は、昔より占の術に用ひし事多からぬを、文長如何して傳へけん。雖ニ小道一。有ニ可レ觀者一とは、此等をやいふらん。此文長、書法にも又達したり。中楷の孝經を見しが、いと見事なりき。淺井氏藏書。

○千字文

我國上代文字有無の事、先達の論多かれど、大かたなかりしなるべし。〔割註〕上代の事よく傳はれるをみれば、文字なしとも思はれぬものから、また口づからいひ傳へたるかもしらず。今蝦夷人年老ぬれば、おのがきゝしれる事を、孫子にいひ傳ふるから、書にあづくるより、中々慥なりとぞ。又蝦夷人の様をみれば、上古の事、推量らるゝよしいふ人もあり。さらば、古事記てふものは、天武天皇御口づから稗田の安禮に授け給ひしといふは、此頃書物はあれども、古代は大かたの事、口づから傳へしなれば、其例を用ひ給ひしなるべし。今の世とても、古實をうしなふまじきために、やうなき事をも、なす事があるものなり。これを詞のうるはしきを、をしへ給はん爲に、殊更に書によらで、御口づから傳給へりとおもふはわろし。文字てふもの出來て後、其記を捨て、口づから授け傳ふる事はならぬものなり。此は今みづから試てしらるゝものぞ。」〔頭書〕神代文字有とて、論ずる説は、鑿せつなり。有とて出せるものは僞物なり。兎にもかくにも定かならず。古語拾遺、姓氏錄の序に、上古の事は、人々口々に相傳へしならんと、いはれしぞよき。我國と漢土と往來せし、その初の事など、後にいふべし。」應神天皇の御代に、百濟照古王、日本紀には阿花王とあり。和邇吉師につけて、論語十卷、千字文一卷を貢進せしより、儒學始て行はれ、經史諸書、つぎ〳〵に渡りきて、今にては、彼方にはうせなくなりて、こゝに中々のこれるすらあり。逸字叢書の目錄をみよ。抑此王仁が齎來りし、千字文てふものは、いかなる書なりしにや。〔頭書〕論語の事は、愚考も有。別にいふべし。」日本紀に據れば、王仁が歸化しは、天皇の十六年にて、西晋の太康六年に當る。梁武帝が時よりは、二百餘年前の事なり。〔割註〕今の千字文は、武帝が周興嗣に作らせしものなり。」齊の世に蕭士範といふ人、千字文を作りしといふ事見ゆれど、これ猶後の事なり。〔割註〕梁書蕭子範制二千字文一。其辭甚美。南平王命二記室蔡薳一注二釋之一。又武帝制二千字詩一。沈衆爲二之注解一などゝあり。」或は

凡將篇司馬相如作、元尙篇李長作、急就章史游作、等の小學の書に、無復字といふ物を、漢書藝文志に多く載たるによりて、是等ならんかといふ人あれど、千字文てふ名なからんに、さいふべき由なければ、いかゞあらん。又注千字文の序に、魏鍾繇、千字文を作るといふ事を出せり。何等の書によりて、かくはかけるにや。もし鍾繇が作りし事定かならば、此物にやありけんかし。抑此千字文の事は、文徴が年比いぶかしがりて、數多の書どもによりて、種々考へつれど、しられぬは、いとなんぎなる事ぞかし。近比寺島てふ人、東國通鑑に、百濟近肖王廿九年に、始有文字と、此廿九年は、仁德の六十二年に當れば、阿直岐王仁が歸化しよりは、百年餘りも後の事なれば、かしこに文字の出來しは、こゝよりもおそしといひぬ。是もよき考へなりし。今の千字文てふものは、法帖中有王羲之所草千字文。梁武帝患其不倫。命周興嗣。以韻語屬之。一夕成文。本末燦然といへり。不倫ながらも、羲之はやく千字文ありと云はんずれど、是又大康六年よりは、遙に後の事なり。

因云。皇國にて千字文作れるは、三善爲康也。其頃これを稱じて、吏部侍郎敦光の句に、遐齡多過八旬算。麗句新成千字文、又藤原宗兼も、八十年勤收白雪。一千字韻入靑雪。自註、先生年八十四。稽古之勤。于今不懈。故云とあり、むかし人は、八十老後、無事閒暇之日にすら、徒然に月日をすごさで、かゝるむつかしき書を作り、後の人に惠まれたり。いと愛出たし。又隨の藩徽は、萬字文を作れりといふ。此は殊に難き業なるべし。

始にもいふ如く、唐土に絕て無き書物の、我國に中々散在せるが數々あり。佛書の事は、近年京都相國寺の常長老、白雲寺の慈周師、又越中光嚴寺の隱居洞水など、年來搜索して、唐土へ渡しやらんと謀られしに、常、周兩師ともに遷化せられて、素志遂ざりしが、いと惜しければ、今こゝに語り置べ

し。洞水和尙は、先年おのれに傳言せられし事もありき。今も恙なしや。

唐土に無き佛書

送書目錄

書名	撰者	冊數	書名	撰者	冊數	書名	撰者	冊數
法華義記	光宅	八冊	大乘義章	淨影	廿五冊	十地義記	淨影	八冊
釋摩訶衍論		一冊						
天台家部								
維摩廣疏	天台智者	十四冊	同略疏	同	十冊	同記	荆溪	五冊
禪門章	天台智者	三冊	三觀義	同	一冊	維摩略玄義	同	三冊
止觀搜要記	荆溪	八冊	隨自意三昧	南岳	一冊	涅槃三德指歸	孤山	十冊
淨名垂裕記	同	十冊	十義書	四明	二冊			
華嚴家部								
華嚴搜玄記	至相	九冊	同探玄記	賢首	二十冊	起信義記	同	三冊
同海東記	元曉	二冊	十二門論宗致義	賢首	二冊	五教章	同	一冊
無差別論記	同	二冊						
法相家部								
唯識述記	慈恩	二十冊	二十唯識述記	同	二冊	雜集論述記	同	十冊
法華義林章	同	七冊	唯識樞要	同	四冊	同了義燈	惠沼	十三部

同演祕　智周　十四冊
彌勒上生經疏　同　二冊
濟緣記　同　八冊

眞言家部

大日經義釋　一行　十四冊

倶舍宗部

倶舍頌疏　圓暉　十五冊
同記　遁麟　十二冊

日本撰述

勝鬘經幷鈔　上宮太子 唐明空　六冊
十卷書　弘法　十冊
顯揚大戒論　慈覺　七冊
講演法華儀　智證　二冊
往生要集　惠心　六冊
選擇集決疑鈔　法然 良忠　五冊
興禪護國論　千光　一冊
辨中邊論　同　四冊

因明大明六疏源記　慈恩　八冊
業疏　同　八冊
行事鈔資持記　南山 靈芝　四十二冊
供養法疏　不可思議　二冊
同記　普光　三十冊
同鈔　慧暉　六冊
維摩疏　同　五冊
守護國界章　傳敎　九冊
金剛頂經疏　同　七冊
菩提心義鈔　五大院 安然　五冊
大乘對倶舍鈔　同　十四冊
無量壽經鈔　望西　七冊
聖一鈔幷年譜　二冊
法華玄贊　同　十冊

宗輪論述記　同　一冊
同科　靈芝　二冊
梵網疏　義寂　一冊
同記　法寶　三十冊
梵漢千字文　義淨　一冊
法華義疏　同　四冊
顯戒論　同　三冊
蘇悉地經疏　同　七冊
悉曇藏　同　八冊
因明四相違釋　同　三冊
元亨釋書　虎關　十五冊
因明前後記　同　六冊
瑜伽倫記　遁倫　二十四冊

仁王疏　良賁　七册

三論家部

中論疏	嘉祥		百論疏	同	九册	十二門論疏	同
大乘玄論	同	五册	法華論疏	同		三論玄義	同	四册
勝曼寶窟	同		法華玄論	同	十册		

淨土家部

無量壽經疏	淨影	二册	觀經疏	同	一册	往生論幷註	曇鸞	三册
安樂集	道綽	二册	觀經玄淨散義	善導	卄四册	淨土法事賛		二册
往生禮賛	同	一册	觀念法門	同	一册	般舟賛	同	一册
賛阿彌陀佛偈	同	一册	淨土群疑論	懷感	四册	五會法事賛	法照	二册
淨土論	迦才	三册						

南山家部

合注戒本	南山	一册	戒本記	同	八册	淨心戒鈔	同	六册
戒本科	靈芝	二册	行宗記	同	八册	隨機羯磨	南山	一册
道元祿		一册	佛國鈔		一册	夢窓錄幷年譜		四

日本國傳來ノ佛書逸スル于彼ニ者寄ニ贈シテ
大淸國ニ請フノ納レテ之名藍ニ以テ爲中センコヲ學匠ノ龜鑑ト上狀

右、虔以吾覺王之道、自西竺而華夏、而日本。所謂東漸者。豈不大且盛乎哉。吾日本之尙佛久矣。以輔世教、以治人心。〔頭書〕人心下、疑脫一句。」以造眞乘、則歷々著古今焉。諸載籍類、多逸于彼、而存于我者、亦以道之能行已。古吳越錢氏、求致智者教疏于日本、凡數百卷、而天台之法、再熾于彼、慈雲式公誌其喜曰、大矣哉。斯文也。始自西傳、猶月之生、今復東返、猶日之升。素景圓暉、環回於我土、爾來九百有餘歲、載籍存于我者。至今不失、而逸于彼者。歷世彌夥。夫吾覺王之道、兩曜在天也。在東而西無不照。在西而東無不照。去夫蔽塞、以達光明、通其有亡、以補缺典、亦所謂人能弘道也。常等於是戮力同志、考檢諸部、凡數百卷、憑海舶寄贈。冀納之名藍、以供碩匠觀覽、不刮目乎。其或摸而板之。或復購致于我、則千載不朽、永共法寶、式公之喜、復在今乎。日本古德所撰、有裨益于法門者。亦茲附往。他猶有諸家記疏禪錄類。日本所撰、亦不止于此。事涉浩繁、不遑一時頓辨。更期將來。雖儒書、間有斯類。並要寄致。庶幾亦有翊乎同文同倫之化矣。常等無任悃切翹望之至。

寛政五癸丑年

山城萬年山相國禪寺沙門顯常

山城愛宕山白雲敎寺沙門慈周　謹狀

右書目は一百零一、冊數は、七百十九あり。誠に夥き事なり。おもふに此は、唐土の藏經の目錄と、此方の藏經の目錄とを照校して、唐土に無き物を知られたるなるべし。此中には佳きも惡きもあるべけれど、すべてに感ぜらるゝ事なり。近來我方より渡りて、彼土にてはや板刻せしは、古文孝經、皇侃論語

義疏、七經孟子考文の致なり。我藩の群書治要も、彼土へ渡り、唐人ども重寶がり、又部數ほしきよし乞ひしにより、再び遣はされたり。岡田挺之校本の鄭注孝經も渡りぬ。〔頭書〕おのれ此孝經五　、費晴湖輩、贈りし時、奉書の紙につゝみ、水引を懸け熨斗を附てやりしに、彼土にて此書を開板し、知不足齋叢書の第廿帙の開卷に、載せて渡せりときく。扨贈りし時、序文の事など談ぜし事もありて、きのふけふの樣に覺ゆれど、はや十四五年になりぬ。月日の立もはやく、また唐人の開板もおそからず。」此序に我世に當りて、此書の唐土にて板刻にならんを、見度よしなど書れて、いと面白うおぼえしが、それもはや故人になられたり。

因に云。書籍にも遇不遇ありて、隱顯世につるゝものなり。詩作る書に、圓機活法といふあり。昔は用られしが、中比或先生、俗書なりといはれしより、觀人なくて廢れ居りしに、此比又いかゞしけん。人々もてはやし、價さへ貴くなれるもをかし。よりておのれおもへらく、此圓機活法は、おもしろき名なり。天竺に輪藏の如きものを、機を以、圓轉さする、其物の名を、三藐母駄といふよし、天竺人語れりときく。然らば圓機活法に詩作る事を悟りなば、三藐菩提心を得たりといふべし。〔頭書〕此は揚升菴が西蜀にて、天竺人に逢ふて、聞れしにや。西蜀より烏思藏までの、地名里程は、衞藏圖識に詳に載たり、烏思藏は天竺の東隣にして、活佛の居らるゝ國なりとぞ。天竺へ行には、西蜀が近道と思はる。」

〇天文者

明の萬曆の初頃にや、學生但氏、南海の朱崖に遊び、李生、王生の二人に邂逅せしに、此二人、古今の英才、天學殊精しかりしかば、日夜從學し、歸京して、及第の時、對策數通上りし。其末策は、天文

を論じたり。其時の主司、初の策どもを見て、大に歎賞し、第一等に置んとせしが、末の天文策を讀み、又大に驚き、かゝる奇怪の異端をいふ、嗚乎の者やはあるとて、遂に擯斥し、落第させしとなん。此事を或人、但氏か學びし業は、前賢いまだいはざる精義ながら、其人にあらぬ主司に閲せつるから、學問が身の禍となれり。惣じて尋常の人に、高上の論は、すまじきものぞ。孔子も、中人以下には上を語るべからずと。仰給ひしよしをのべて、諫めしとかや。實にさる理りもあらんかし。今の清朝の學者、徂徠先生の論語徴の説にて對策して、落第せしものありとなん。此も心よりし事なり。〔割註〕通事清河某の話に、近來唐土より注文して來るものは、菅公の神像と、徂徠の著書とのみなりとぞ。徂徠の書のみよしとおもへるは、唐人の智の狹きなり。又其外の著書の唐土へ渡らぬは、書の狹きなり。」

因に云。明の萬曆中に、泰西の歐羅巴の諸洲利嗎竇といふ者、明朝へ來り、天文を論じ、此より天學一變して、精くなりし事は、明史にも、其外天學の諸書にも出し通りなり。しかるに、この利嗎竇は、泰西の人にあらず。泰西に利氏などはなし。元來朱崖の者なりと、いはれし人ありとなん。〔割註〕白石先生にや。是は泰西の人に直に聞合て、申されしよし。」されど姓氏の事は、いかにとも作らるべければ、證にはならず。此は但氏が事などより、おもひよられしものか。〔頭書〕明史に、利瑪竇は、イダリヤ國人、龍華民畢方濟、艾如畧熊三拔も、同じくイダリヤの人なり。鄧玉函は、熱而瑪尼國の人、龐迪我はイスハニヤ國の人、陽瑪諾は、ホルトガル國の人などにて、此節大西洋より唐土へ來りて、唐人も胖易せし學者共なり。此名は、小野妹子を蘇因高と呼し類なるべし。」

○新羅の大盜

新羅の悪僧道行が、草薙の寶劍を竊み出し、おのが國へ持行んとせしに、中途にて捕はれ、斬罪に處せ

られし由、舊記に見ゆるを、一説には、此時罪赦され、其後、善人になり、一寺を創立して其開山とはなりぬ。其寺は智多郡平井村法海寺是なりといへば、舊記の說は違へるにや。いづれの寺も、貴僧高僧をこそ開祖とはすれ。かばかりの大惡僧を、開山とせん事、外聞あしく、人情の好むまじき事なれば、善人になりしといふか、實にやあらんか。又天智天皇の御病氣の御祈を、此道行法師に勅せられしよし、此寺にいひ傳ふ。道行が盜せしは、天皇の七年なり。きのふけふ大盜賊せし者に、いかに善人になればとて、御祈禱命ぜらるべきよしなければ、盜せんとて、僞りて高僧顏して、此寺を開き、熱田邊に住居せしから、社人共も心ゆるして、盜まれしものか。然らば、寺ひらきしは、七年以前の事とせんずれど、惡行せし後、此寺にて開祖とはあがむまじければ、同名異人にて、干涉なき事か。抑、外國人の、我が日本の三種の神器を盜まんとせしは、彼蒙古よりもおそろしき惡行なるに、事ゆゑなく捕はれしは、神國神劍の威德、貴き事限りなし。あなかしこ〳〵。〔頭書〕法海寺の傳には、道行は尾張國星崎の土牢へ入りしが、勅免を蒙りしを、有難き事に思ひ、本國新羅へは歸らずして、淸水岡にて密法を修行して、天皇の御病氣の御祈禱申せしよしなり。」寺本と云猿樂の謠本には、道行は、新羅のメイシン王の太子にして、父王の命にて、日本の寶劍を盜に來りしよし也。扨メイシン王の言に、日本は、粟粒ほどの小國なれども、萬國に勝れて強きは、寶劍の威光なりと、いひしとは、尤成事なり。」

因云。此蒙古高勾麗が襲來りし頃、日蓮が論に、念佛宗、禪宗を御歸依有るから、かゝる災起れる。よし、內奏せしとは、實成にや。此は深き道理有事か。とかく世人は、職讐の様に思ふめり。又此時、周易の豫の卦を以、論ぜし人は無りし。雷地豫䷏。內卦は坤なり。地とし、國とし、人數とし、和順とし、兵糧米とし、儉約とす。又初六にても、六二にても變ずれば、直に離の象となる。䷡。

離を日神とし、明察とし、武備とす。又二より四までの互體は艮なり。東北方とし、門闕とす☳。又外卦は震也。雷とし、轟き鳴るとす。三より五迄の約象は、坎也。北方とし、海とし、盜賊とす。☵。これ外卦に、北方海賊の騷動あれども、內卦の防ぎよろしきにより。重門擊柝。以待暴客。蓋取諸豫と、孔子の說給ひしは、ありがたき聖言ならずや。〔割註〕艮は門なり。坤は戶を闔る也。震は鳴柝也。艮は手擊也。坎は暴客也。豫は逸樂也。備也。門內に擊柝して、坤衆の安居する意なるぞよ。」近來吳服大商三井某が家造に、塀を高くし、忍び返しを張り廻せしを、其主人見て、此は何の爲ぞと問へば、外來の盜を防ぐ備に候といふに、扨盜は外よりのみ來るか。おのれは內にのみある者と思ひしといへば、手代番頭、色を失ひしとかや。此も快よげないひ樣なれど、如是內を疑ふ心にては、外賊の防ぎなるまじければ、學士大夫の評議に應はず。〔割註〕此豫の卦は、人々門戶に張り、鎭宅符となすべし。〔頭書〕豫の上六に、冥豫して上にあり、成れども渝はる丶事あれば、咎なしとあり。此は安樂が極上へ至り、有頂天の遊興に、目も眞黑に成たれども、ふと氣が付て、其あしき仕業を改め替れば、咎なしとの意なり。×☲。是上六が變ずれば、離となり地火晉となる。日が地上へ升り、夜の明し象にて、離を明察とし、夜が明るとし、目がさめるとす。されば家も國も奢侈の極りし時、氣を付て切替れば、引起さる丶ものなりとぞ。此一爻にても、易の妙教を含める事を、さとるべし。」

一宵話 巻之三

〇尾張國名

凡國の名は、一郡一村の名より一國へ推シ渡りて、名となれる事。〔割註〕大かた郷村より郡となり、郡より國となれるが、多かるべし。書紀に、吾湯市村とあるが、今は郡となれる類なり。」加賀、能登の類はいふまでもなく、和泉は清水より起り、播摩は井の名より出しならむ。尾張國も、春日部郡に小針村あれば、これらよりや出たりけん。高針、平針等も見え、後の事ながら、尾張の庄さへありしとかや。〔割註〕備前にも小針といふ所見え、大和にも高尾張あり。此等みな〳〵此國名より移り行しなるべし。尾張とは、劒の名なれば、此尾張も、草薙よりおこりしならむといふ人あれど、尾張といふ名ありて、後の草薙なれば、本末たがへり。」ハリをワリと唱ふるは、音便にひかれたるなり。扨尾張國造は、小豊命に始り、（上千竈社の神也。）其子稲種命、日本武尊東征に従ひ、（熱田本社五神の一也。）其子尻綱根命の時、尾張連の姓を賜はり、今の熱田神官は、此血胤にして、皆尾張姓なり。〔割註〕田島、丹波、馬場左京等なり。いづれも家來は、八十代餘繼ぎて、絶る事なし。大宮司も本より尾張氏なりしが、此は今は藤原氏なり。」日本武尊東征の御供せし七掬脛が子孫は、今智多郡大高の氷上の祠官なりといひ、（此は來目氏也。）又熱田の祠官に松岡氏あり。此も武尊東征の御供せし、松岡眞人といひし人の後胤なりといふ。いづれも舊き事なり。それが中に、殊に名高きは、御所の五郎丸が曾我五郎を組留しならんか。〔割註〕今熱田に大御所、小御所といふ所は、又正しう神官に大喜五郎丸もあれば、此御所の五郎丸は、此家の人ならん

とおぼし。熱田は、頼朝公生れ給ひし所にて、此卷狩は、公一代の盛事なれば、母家の人達、又舊識の者にも見せ度おぼして、招き玉ひけん。五郎丸もこゝに參り合せて、人々の曾我に切立られ、逃るが苦々しう、おのが強力の伎獲にたへで、かゝる功名はしたるなり。吉備津宮の大藤內。此も同じく見物に來りし人ならんに、此に殺されたり。」

〇尾張八丈

尾張八丈といふ事は、文字の謬りにて、尾張米なるべしと、或人いへり。此は、米を八木とかけるが、やがて八丈となれるなり。尾張米の名高きは、昔よりもてはやして、古歌に、物の名のかくし題に、池をわりこめたる水の多ければいひの口よりあまるなるべし。此イヒは、飯といひかけて、即ち樋にて、和名抄に、械所ニ以通ニ皷賓一也と見えたり。但此初五文字は、少し疑はしき事もあれど、尾張米を稱じたる事はしるるし。新猿樂記にも、美濃八丈、尾張粔と出して、今も津島に傳はりて名高し。〔割註〕八丈精巧の類、其事の直に絹の名となれるなり。」さて米を八木といふは、小右記などにも見えつれば、はやくより書ける事なるべし。〔割註〕尾張海東郡萱津村に、藪に香の物といふ事、十訓抄にも出て、いと久しき諺にて、今も此村の禪寺にて、香の物作りて、熱田大神へも獻じ、人々賞翫する事なり。此村、むかしより熱田の御神供獻する所にて、香物のみならず、御供米御箸の類、古代の例もて、いろ〳〵作法ありて獻ぜり。よりておもふに、むかし此村より、かず〳〵の菓物獻ぜし時、八百の香物といひしを、世の下り行まゝに、雅言をうしなひ、八百が藪になり、かぐものが、かうの物になりしならんか。かくいふおのれすら、おしあてならむと思ふ物から、事の次手にかたり置ぬ。説言のよしあしは、世人さだめよ。此村のあはでの森は、むかし妻、をつとを見んとて、尋來たるに、此森に行つきて逢はずして死に

けり。此によりて、此名、おこれりとなん。定家卿、なれ／＼て下葉のこらず置露のあはでの森の秋や悔しき。家隆卿、みるめかる來ん夜の蜑と契れどもあはでの浦はかひやなからむ。此外、古歌ども尚多かり。又こゝの返魂香の古事は、むかし紀是廣とかいふ人、出羽の任にて下られし、その跡にて、妻が子をうみ、其子、七歳になりし時、父を慕ひ、遙々東國へくだらむとて、此所にて身まかりしに、をりしも是廣も歸りかけ、子がなくなりしを聞き、痛くなげくを、知光上人といふ大知識、あはれがり、醫王密法を修し、香をたかれければ、其子の姿あらはれ、父子對面せしといふは、彼漢武帝、李夫人におくれ慕はれしを、方士少翁なるもの、祕術を行ひ、夜中に燭を張り、帷帳をつらね、其中より見すれば、やがて美人、ほのかにあゆみ來て、慕ふ樣なれども、近より逢ふ事ならず。武帝、彌增しに悲しくて、是耶非耶、立而望之、何姍々其來遲と、歌をよまれしより、僞作して、此村の古事となれるか。又實にありし事か。それはともあれ。知光も少翁も、妙術に達せし人なり。今もかゝる人あらば、無き人に逢はれんものをと、墓なき恨する人多し。されどおのれは、此知光、少翁よりも、此邊の老民善吉なん、殊に感ぜらるゝなり。此老民年七十五六才、若雷せんとて、墨雲起るを見ると、晝夜のきらひなく、楸笊の柄の二三丈たるを引提ケ、門外に出て、大空を仰ぎ、雷落來らば、打殺さんとす。此は善吉廿歳の頃、老母を雷にうたせ、其仇を報ひんとの志なりといふ。此、話實事ならば、心根すさまじき老民なりけり。又近頃、三河國の畑藤某、罪有て八丈島へ流されしを、其妻、日夜悲みしたひ、積る思ひを文にかき、箱に入、此箱、夫のいます島へ屆け給へと祈念し、高濱の浦へ流せしに、其夫、ある日、彼島にて濱邊へ出て、藻を刈居し所へ、箱流れ來りしを、怪み取上ケ見れば、我妻の文なるに驚き、此は私に祕すべきにあらずとて、島の長へ申出しより、公へ聞え、妻の貞心御感の餘り、夫の罪ゆるされしとかや。此は太閤記に載たる、戸川某殿の夫人の事よりも、猶感ぜらるゝ事なり。猶尋問ひ、詳にしるすべき事なり。」

墨僊

〇八丈島

八丈は、方丈也。仙境といはんより、綜嶼とするが確説なり。〔割註〕外國記曰、周詳泛レ海落二綜嶼一上多レ紵。有二三千餘家一。云、是徐福童男之後、風俗似二呉人一。」蝦夷は、瀛洲也仙境といはむより、野作とするが確説なり。野作は、萬國圖に見ゆ。劉阮か天台の仙女を悔念せしより、村久が八丈の婦人を追戀せしが實相なり。此方の八丈、彼方の臺灣、皆おそく見出したる島なり。臺灣の大にして叛亂あらんより、八丈の小にして善柔ならんか、おだやかなり。鎭西八郎主、白鷺のとび渡るを見、海のあなたに島ある事をさとり、八丈邊より琉球へ渡り給ひし由いひ傳ふ。鷺は弱羽にして、海上越る事ならず。此は伊豆の島邊に、海の小僧とて、鷺より猶おほきく、羽ぶしつよく、色白き鳥あり。是ならむと、其地の人いへり。此島の南なる無人島の事、近頃人のよく知れる所なり。伊豆の下田は、北極出地三十五度、八丈は三十三度半、北の無人島は二十七度半、南の無人島は二十七度なり。前年島谷市左衛門、此島へ渡りし時、天照大神宮、八幡大菩薩、春日大明神を勸請し、其社の脇書に、大日本の内なりとしるせしは、北條早雲が時、朝比奈六郎、初て八丈島を見屆け、末代伊豆の内たるべしと定めしも、同じ趣なり。遠近により、何々の内といふ事の異なるはいとをさなし。〔割註〕日月の照し給ふ限りは、日本の内なる事は、勿論なるを、此島谷が殊更めきて、斷り書きしたるがをかし。」

足利氏の中葉より、日本九州邊の海賊、大明へ侵入り盜賊して、明人、大に困むだり。其頃海賊の舟の旗に、八幡大菩薩としるせしから、明人、此八幡を、貴き御神の御稱ともしらで、盜賊の名と心得、海賊の事を、八幡々々と呼びしは、物體なき事なり。又明の永樂中に、鄭和といふ者、西南海天竺邊の諸國へ、使者に行し時、國々より寶物を獻ぜしに、臺灣のみ出迎ざりしかば、鄭和腹たて、銅の鈴を、家々に贈

り、項に懸させたり。此は臺灣人を、狗に比せし意なるに、臺灣人、それともしらず、貴寶なりとおもひ、後々その家にて、先祖より傳來の重器なりとて、此鈴多き家を、系圖よろしとせしもをかし。いづくの國も、しらぬ事にて、八幡銅鈴の類、いろ〳〵有べし。崑崙奴が小便壺を、上方の人華、生にせしは、叱られぬことか。

○臺灣　塔伽沙古　大寃　東寧

臺灣の發跡は、唐人も定かに知らぬよしなり。明嘉靖四十二年に、大將兪大猷、海賊林乾道を攻つめしかば、乾道せんかたなく、臺灣へ遁入り、それより占城へ渡りし事見ゆ。大かた海賊の巣穴になれる所なり。〔頭書〕明史には、嘉靖末に日本の海賊を戚南塘うち敗り、海賊ども、此臺灣へ遁入りしとき、林道乾も海賊の同類なりしが、此は浡泥へ至り、其海邊を盜み住居して、其地を道乾港と名つけしともあり。扨唐人の臺灣へ渡りし事の書物に見えしは、鄭和ならんか。此人の臺灣に生姜植置しは、其地にて大官妻といふよしなり。又崇禎八年に、何楷といふ人、海上の騷亂は、紅毛人が臺灣に住居するからなり。此を逐出すこそ良策なれと、其謀をいひし事あり。此何楷は、詩經世本古義など作りし人なり。唐人の臺灣へ渡りしは、鄭和を初とし、臺灣を攻取りしは、日本人を初とすべし。地圖の事は臺灣志に詳なりとぞ。」明の末、天啓元年の頃日本元和元年、顏思齊といふ者、日本の甲螺となり。〔割註〕頭目といふが如し。螺を吹く大先達か。和蘭のコンフラトノルも是なるか。」其頭の歸一王を引入れて、歸一郎は喜一郎か。此地に屯せし時、適々和蘭陀人、風便に船をよせ、此島を借り住居せん事を乞ひ、日本人へは、年々鹿皮三萬枚づゝ出すべしと約束し、赤嵌城を築き、大舶を海上に備へて、犄角の勢を張れり。和蘭陀人、元來大砲をよくすれば、島人ども恐れ歸伏し、やがて安平の大港に大砲臺を建て、土人に和蘭の横文字など習はせり。此

に閩人鄭芝龍といふ者、海路の事に通達し、日本の地へ渡り、翁氏の女を妻とし、一人の子を生む。〔割註〕此時、芝龍は改名して、平戸一官といふ。此子はやはり國姓爺にして、初名は森といひ、後に鄭成功といへり。或は翁氏を王氏に作りて、親王家の女なりといへり。定めて遊女なるべし。〕或年、此子共をつれて歸國する時、臺灣は虬龍の形のごとし。我等父子萬一時いたらず。大望とげがたくば、此島を隱れ家にし、世をやすくせんといひしが、果して、國姓爺が時、清人と江南の戰にまけ、厦門に軍を駐め、いかゞせんと謀るに、〔割註〕一說に、厦門は國姓爺が名付し地名なり。日本の御屋形といふ意なりとぞ。〕何斌といふ者手引して、此島を攻しむ。〔割註〕何斌は、日本の甲螺なりとも、和蘭の通辭なりともいふ。〕扨和蘭人もこゝをせんどと禦ぐに、時節にやありけん。鹿耳門は常に遠淺、大船よも來らじと心ゆるせしに、此時、海潮俄に漲り、高サ三丈餘りましたり。國姓爺得たりと乘り入れ、蘭人を安平城へ攻めつめ、此地は我が先王の御領なれば、我等にかへすべし。其方の財寶雜具一ッも取まじ。皆持チ行けといふ。蘭人も此理に伏し、臺灣を引拂ふ。これより國姓爺、此地の王となり、赤嵌城を承天府とし、臺灣城を安平鎭とし、すべてを東都といへり。其子鄭經は、鷺江厦門に都し、叔父の世襲〔成功が同母の弟か。〕が陰謀を察して、逐出し、みづから天子と稱し、威勢を振ひしが、其子克塽が時、康熙二十年、〔日本の天和三年に當る。〕清朝より、靖海將軍施琅して攻しめ、克塽降參し、京師に至り軍將となり、其地は臺灣府と改まり、臺灣縣、鳳山縣、諸羅縣皆々代官持になり、福建の布政司の惣支配たりとなむ。〔飛虹傳とは少し異なり。〕此後三十八年すぎて、朱一貴といふ者、亂をおこし、大合戰になり、臺灣みな／＼陷り、淡水營の守備陳策一人堅く守りて、敗れざりしのみなり。しかれども、朱一貴、終に清朝の援軍にうち負け、南海へにげ入り、行方しれずとも、又鄕民ども生捕て出せしともいふ。〔割註〕康熙六十年の事なり。靖臺實錄と、蒲明子が譯

本とは異同あり。」此後又、一百十年程を經て、乾隆五十八年癸丑の春、(寛政五年に當る。)より兵亂又起れり。臺灣府彰化縣の林文輿といふ者、武秀才にて、豪富の家なり。縣の官人、賄賂私慾より、時々非理をいひかけ、終に文輿を入牢させ、其家財を奪はんとす。此林氏が一族、從者も多く、交友も廣く、何れも口惜しくおもひ、壬子の秋八月、謀を合せ、黨を結び、牢獄をうち破り、文輿を奪ひ出し、結句縣官をも打殺し、それより爭亂になり、八縣の內、はや三縣をうち取れり。京都の討手、諸州の援兵、押寄するに、豪家の莊氏、戴氏、皆林氏に加擔し、數萬の軍勢となり、癸丑四月、鳳山縣の戰に、官軍打勝ども、五月、臺灣府へ攻よせられて敗走し、南路の淡水竹塹等の戰には、林氏が黨大勢捕はれ、七月初旬にも、南潭中洲にて又うち負たり。月の中旬、淡水の軍兩方勝負なく、互ににらみ合よし。八月初旬、福建の船大將敏氏、守備把總の兵二千人引率し、軍船二千餘艘にて、南大橋より廈門さして押出す。月の下旬、欽差官海氏、福氏兩大將、京都より下らる。此福氏は乾隆帝の壻、福州安が弟にて、十九歲にして總督となり。前年甘肅の叛將を攻め平らげ、嘉齊侯に封ぜられ、今度大將軍して、四品以下の賞罰は、奏聞だにすれば、勅許を待ずして自在にするほどの、威權の人なり。此人の催促により、各省水陸の軍勢、追々に集りにける。中にも四川省より一千六百人に、唆囉番の兵四百人、此唆囉は、山谷を平地の如く驅け走る、多力の者なれども、生質粗暴にして、路次の人を、まゝ害する事あり。よりて唆囉が通行する地方は、婦女を深く隱し、大かたは門戶をとざすとなむ。此亂により、三ヶ年各省より發遣する兵凡十萬餘。福建一省にても、一萬六千に餘れり。福建布政司よりの粮祿四萬兩餘、福州の津口より運送せし粮米凡十萬担。江西省より十五萬担ときこゆ。扨是より前、文輿は、彰化縣大里村の山中へ深く入て、出合ざりしに、福將軍一人、六門をうち破り、大里へ攻寄せ、徒黨の者降參せば罪を赦し、本領安堵さすべき旨、

所々へ告げ知らせらるゝにより、林氏が黨、追々心變りし、降を乞ふ者たえ間なし。甲寅の春になり、林氏が家族大かた捕はれ、文輿も北京へ檻送せらる。されども莊氏は尙も南路に支て戰ふよしなり。此後の事、長崎人にたより聞かするに、彼地いまだ靜ならぬよし、唐人も蘭人もいへり。是卯の年の事なり。〔割註〕寬政七年に當る。以上は琉球國より石曼子氏へ奉りし書面を摘み記す。」

因に云。國姓爺が日本へ加勢乞ひしといふ事、飛虹傳には、日本へ援兵乞はんとて、賈舶ノ長李三貫に金子あたへて、出帆させしが、洋中にて漂沒し、日本へは達せず。實は日本より加勢來れりといひふらし、かりに倭兵を造り、敵人を嚇す策なりしよしなれど、萬治元戊戌年六月廿四日、臺灣の國姓爺が使者船一艘百四十七人乘組、援兵乞ひ奉るとて、長崎へ着船し、獻上物さゝげしかども、御受なくて、九月十二日、空く歸帆せしといひ傳へ、（長崎志等）又夫より前、承應元年やらむにも、國姓爺が父平戶一官より加勢乞ひしかども、やがて福王に（鄭芝龍が取立てし福王弘光帝と稱す。）福州を沒落し、一官も城をあけ退しかば、援兵の事は止めらるゝ旨、九州の諸侯へ令せられしといひ傳へ、或諸侯の奉書の寫しといふ物に、十月廿一日之奉書、今月朔日致拜見候。然者依大明兵亂、平戶一官就加勢之儀、書翰雖指越候、宛名無御座。書表御不審多仍有之、長崎江被遣上使。一官使者樣子被成御尋。其上仰出可有御座旨之處、先月四日、從長崎書狀來著。福州之事令落居之由注進、此段在江之面々江被仰聞候間、此元江茂可致承知旨、云々。（夜雨談等）又明人黃徵明といふ者、長崎鎭臺へ書翰を呈し、加勢の事を乞ひ、其使黃芳欽といふ者、口達の趣もあれども、此事、明朝の王よりしたしくこひしにもあらぬから、御取上なかりしと、長崎人いひ傳ふ。此黃徵明、いかなる人なりけん。平戶一官と同時か。また萬治元年にきたりし國姓爺が使者船といふは、此黃芳欽か。それはいづれにもせよ。國姓爺父子と

も、乞援の事ありし様なるはちと疑はし。尚考べき事なり。浪華の蒹葭堂主人が蔵書に、鄭成功が朱舜水先生へ寄書して、乞援の事を載せしものあり。其墨本贈られて、おのれも持たりしが、やがて僞物なるよしいふ人おほかりき。又臺灣人の皇國へきたりしは、寛永四年十一月、理伽といふものなり。參拜の事あり。〔割註〕此黄芳欽の事は、長崎人の話のみならず、何やらんの書にも記したり。尚尋ぬべし。

○和蘭陀人

淸人法蘭陀人を評して、身は長く、心は細なりといひしは、種々の器物を巧造し、天文地理の事まで精細なれば、よくかなへるを。或人は、身も長く、心も太しといひしは、更にをかし。蘭人すでに臺灣を引拂ひ、國姓爺に逐はれて、普陀落山へ亂入し、大小の佛像ども大礮を以ことごとく打碎き、像中につめたる金銀財寳銅鐘の類まで殘らず奪取、大船に積み、西南海中の崑崙へとおしよする。此崑崙といふは、大小二山對峙し、大西洋より唐土、日本等へ渡り來る中途船掛り便利の島山なり。此山は、元來神山にして、人民なく、只龍のみ住めるを、蘭人、おのが物にせんと攻登るに、龍も、蘭人の狼藉を怒り、山へ少しもよせつけねば、蘭人、例の大礮を發し、龍と闘ふ事數十日、されど終に勝事ならで引歸す。〔割註〕此崑崙は、鬼奴にてカフリ國なり。龍といふも、鬼奴の頭なるべしと、或人いへり。又崑崙人の日本へ渡り來りし事は、いとふるし。桓武帝の延暦十八年、異國人、三河國へ漂着す。唐人ども、これを見て、崑崙人なりと評せれど、其人自、天竺人なりといふ。明年此こんろん人が持きし綿種を、南海、西海の諸國へ賜はり、うゑさせ玉ひし事あり。崑崙は天竺の西南の海島なれば、天竺人といひしならむ。」神龍の住所を奪はんとするのみか。普陀落山は唐土第一の靈場、一名梅岑といふ。天竺の人も、南海に朝し、活佛を拜すると

て巡禮するは、此山の觀音大士ばかりなるを、かばかり狼藉する人を、心細なりとはいひがたし。去年蘭人、江戸より歸りがけ、銅鐵の小佛像を數かぎりなく買求めたるを見て、何の爲ぞといへば、價のいとやすき物から、本國へ土産にし、小兒等が翫び物にするなりといへり。此をきく人、眉を顰めつれど、彼普陀落山の手際に比すれば、何のものかは。

因に云。唐土にて銅鐵にて像鑄る事、其初天竺人に倣ひし樣にいへれど、くはしからず。〔割註〕漢武帝の時、休屠王が天を祭る金人を得られしより始るといふ。」越王勾踐、忠臣范蠡が、功成名遂げて身退は天の道なりと、扁舟に竿さし五湖に浮び、行方しれざるをなげき、鑄物師に命じて、其像を鑄させ、臣下を引つれ、朝夕拜禮せし事あり。是漢武帝の金人得られしより三四百年前の事なり。又この得られし金人を、佛像なりとおもふも誤りなり。或人法苑記を引て竺土祠ニ自在天ー黃金爲ㇾ身、頗梨爲ㇾ眼。號ニ此像一爲ニ伐蘇盤豆ーとあれば、自在天の像なりといへり。又日本にて、佛像の眼中へ珠玉を填むる事は、運慶以後の事にて、古代にはなき事なりと、此も或人いへり。尙尋ぬべし。

○朝鮮征伐

太閤朝鮮の軍に、明朝の大臣、其天子急報を奉り、倭王關白、大軍をおこし、十萬は入ㇾ廣、十萬は入ㇾ閩、十萬は入ㇾ淮、十萬は入ニ山東ー、十萬は入ニ天津ー。いかゞせんと奏するを聞、君臣色を失ひしに、一人がいへらく、關白、六十餘州に主となりながら、獸何離ㇾ穴卽擒。思ふても見よ。一州より壹萬づゝの人數を出さば、守城の兵、看家の男、田地の耕作を誰かはする。難道孟浪に、發ニ六十萬人一、海を渡り來らんやといひし。敵ながらもこざかしき計量樣なり。太閤聞給はゞ、口惜しうおもひ給はんかし。湧幢小品。又其時一人有て、朝鮮は朝鮮にして、我は軍船二千餘艘を造り、精兵二十萬を選び、彼が空虛に乘り、彼が

不意に出て、軍を要地に會し、直に關白が居所へ向はんと乞ひし。實に批亢擣虚の策にして、敵ながらもこざかしきいひ樣なり。太閤、きゝ給はゞ、心にくゝおもひ給はんかし。圖書編、此時明朝には、我が兵勢に恐れ、君臣驚愕、不レ知レ所レ出、京師戒嚴など、彼國の書にあまた見えたり。〔割註〕戒嚴とは、敵の攻來る用心に、城門をとぢ、兵卒守備するほどの事なり。」唐土はおろか、此兵威は、歐羅巴諸國へも鳴り轟きしと見え、近年來たりし彼國の人も、此公の威名を申出で、尙其詳なる事を聞かせ給へと乞ひしよしなり。公の大武はいと遠き事なり。〔割註〕此は朝鮮より韃靼へ震動し、韃靼より歐羅巴東偏の諸國へ震動せしならん。」

○大合戰

太閤、甲越の兩將を評して、隅に眼を保つほどの軍術なりと仰られしとかや。誠に公の大功大量より見給はゞ、斯も有べし。道策身まかりて後、因碩また一代の名人、碁博士の上首たり。或人、因碩に、たとへば、今故先生、世にゐまして、足下競ひ給はゞ、いかにあらむと問ふに、因碩、此事は某も年頃思ひ考る事にて候。某、先をせば、百戰百勝、恐らくは相違あらじ。夫先生は此道の碁聖にして、前に古人なく、後に來者なく候へども、おのれ先だにせば、必負じと存候なり。是にて碁の位はあらまし知らるべければ悟り玉へといふに、其人、實に世の人の評にも足下の申給ふ樣に申候なりとほむれば、因碩、是も亦、年頃思ひ考ゐる事にて候。今先生と眞の勝負せば、某三目弱かるべく思ひ候へといふを、其人不審顏しければ、因碩、世の人、いかで我等が事を知り候はん。今の局は十九道を縱横にして、三百六十目なり。此局の上の手段は、某みな悟り居り候へば、必不覺は致すまじ。又此局を四ッ合すれば、一千四百四十目となり候なり。若此局上にて戰はん時、某は望洋する事も候はむずれど、先生は尙も廣かれとこそお

ぼすらめ。扨は三日にても覺束なく思ひ候と答へし。藝も智も限しなきものなり。〔割註〕太閤は、此大碁盤の上にて、軍して見たくおぼせし樣なり。

○一目負

或人、本因坊道策に、先生終身十分の勝利は、いづれの碁にて候ぞと問ひしに、されば算哲、一目まけし事の候。是をこそ、二度有まじき樣に思ひ候へといふ。是は先生、まけ碁に候よ。されば、勝負は碁の主意には候へども、勝負も勝負、對手も對手によるものにて候。算哲は當代の適物、古人に恥ず。後來また稀なるべく、また其時、算哲が手段、毎着妙ならぬはなかりしを、某も亦思ひを極め巧を盡し、一手のおくれをとらず、終に一目まけにせしは、生涯の得意にこそ候へと申き。すべて何事も、至極の地に至れば、言々皆妙とこそおぼゆれ。〔割註〕相手にうち損じ有て勝しは、勝しにあらず、王手、飛車手かけてよろこぶは、いと拙し。豐臣の太閤に、公は古今の名將、一代の御合戰、何れも御勝利なるが、其中に御自らも、是こそ十分の勝なれと、御快くおぼすがあるべし。それいづれと問はんに、公、されば、長久手の戰にこそあれと仰られんか。是は公御一生の御まけ軍なりと申さば、勝負も勝負にこそよれ。敵も敵にこそよれと答へ給はんかし。其後、御和睦に成りしは、一目負ヶを持碁になされしともいふべし。〔割註〕ある軍學者、外國の兵備をこと〴〵しくいひながら、足利の尊氏卿をほむるよしなり。卿いかでかゝる事はからひ給はん。是は太閤にこそあれ。南蠻の邪法なるを察し、速に追ひ出し玉ひしも、此公、明智の一端なるものなり。此碁の話は直香にきゝし。

○軍法

かけまくもかしこけれど、神君の御軍法は、儒家の流なりと申さんか。是其證なき事にあらずと、或人

いへり。其事は、神君、織田殿御合體の後、清洲にて御對面有しとき、末座に意足居士といふ者居たりしを、織田殿、此居士は八幡殿の軍法の傳を得たる者にて候から、某學び度候へども、平氏なれば許さず、公には源家の華胄。その傳をうけ給はゞ、然るべきのよし申さる。神君よろこばせ給ひ、岡崎へつれられ、石川日向守家成など御同學ありき。此頃まで御諱の一字、元と申せしが、家と改め給ひしも、此居士がすゝめ參らせしとかや。是は永祿五年壬戌二月廿四日なりとかや。居士尾張の國葉栗郡光明寺に住居し、日向守殿より贈られし書ども、今此寺にあり、人よく知る所なり。關が原御陣の節、日向守、書を奉り、此時、日向守殿には、大江戸の御留主致されしとか。今年は西塞りに候へば、賊徒御征伐は、明年へ御延シ遊ばし候樣に申上ければ、其方は吾と共に軍學を意足軒に習ひし身にあらずや。塞りなればこそ、我往てそれを切ひらくなれ。と仰られし由、是は彼の太公望の往て亡ぼすてふに其揆を一にすといふべし。却說八幡殿は、軍法を大江匡房卿より傳へられ、卿は儒家の名流、其傳なれば、〔頭書〕易を推のべて、軍法の奇正虛實の妙をあみ立しは、趙本學とか云人なり。此を本にして、明の名將兪大猷が軍立の法は、互に起る。猶一人の身に、五體有がごとし。此をさとれば、百萬の人數を指揮するも、一人の樣になさるゝものなり。といひしとぞ。」神君の御軍法を儒家の流なりと申奉らむも、あながち强事にもあらじか。〔割註〕此意足を伊東とかけるもあり。伊東の誤なるべしといひ、又此軍法は、經基朝臣より傳はりて、八幡殿に始れるにもあらずともいふ。尙考べし。扨此居士は、生國豐前宇佐郡にして、播磨宍粟郡船越の山中に隱れ居りしを、織田殿招き給ひしよし、三遠平均記に見えたり。」さらば陸奧守大江廣元は、まさしう卿の曾孫、鎌倉殿幕中第一の謀主、其傳のよろしきはいふ迄もなきを、此廣元の事業はいかにといはむか。すべて何事も、よき道をよき人の用ふるを祉よしとはすれ。堯は讓り而榮え、子噲は讓り而亡ぶ。人能弘道。非道弘人な

り。しかはあれど、汝も亦、鎌倉殿をいかなる方畧とか思へるにや。〔割註〕甲越等の軍師達も、誰は我流の軍法〳〵と、我田へ水引は世人の癖なり。この八幡殿の論を立る人もまた、我田の類ならずや。」

〔頭書〕源家懐書など云兵法は、頼義朝臣、禁中にて勅許ありしを、八幡殿竊に傳られ、それが新羅三郎殿に傳はり、小笠原家などの家に傳はりしとぞいふ。」

或云。此意足が事は、委巷の談にて、今の世に我は何流々々といひほこる浪人軍學者の類ならんか。實に軍學の秘傳良法を得たる人ならんには、織田殿の本性にては、平氏なるから傳ずといふを、其まゝにゆるしおかるべき也。必其軍書を、詭計を以竊み取ても傳らるべし。それにても得られぬ時は、魯の施伯が管仲を殺して、齊へ渡せといひし樣に、我が所望する事を、心よく人の手へ讓り給はんや。此は織田殿の平生の所行にても悟るべし。又八幡殿の匡房卿兵法習はれしは、前九年以後の事なれば、もし良法あらば、後三年の時は、智將の手段もあるべきに、彼繪卷物の辭に、〔割註〕此卷物は、二位禪尼政子が、飛驒守惟久にかゝせられしといふが、さらば實に其世の物ならんには、八幡殿を去る事程遠からねば、事迹もあら〳〵聞傳へて、信を取るべき事もあらんか。」城中には、雪ふらば寄手は又、去年の如く戰はずして引取るべしと頼み思ひ、寄手も時はや霜月の中旬なれば、けふあすに雪ふらば、我等は雪にうたれて死すべし。此を責て何にもして都へ登れとて、鎮守府に殘し置きし妻子の許へ、乘かへの馬武具など贈るよしを記し、又今年は十一月末まで雪ふらぬは、是義家が志を、天の助け給ふなりと申されしはいかに。さしもの雪國に、十一月末迄、張陣せられしは、天時をしらで、兵忌を犯されしといふべく、雪のふらざりしは天幸にて、軍法の所爲にあらず。此等によれば、此話はちと疑はし。此は三河後風土記に、山本某が軍法を載せし類ならんか。しかし此山本が見付の城築

きし事を、元來箇様の事巧者なれば、手早く一城を拵へたりと、牛窪の記などに載せしを見れば、意足も山本も、全く根なし事にもあらぬか。〔頭書〕野有ニ伏兵一飛鴈亂レ行と申されしは、我國の大將には稀なり。又吉彦が謀を用ひ給ひしなど、尋常にはあらぬなり。」

○薦僧の本則

虛無僧の本則とやらむいふものに、彼普化和尙が錫杖ふり廻し、天よりうたば地へくぐる。地よりうてば天へ飛ぶ。右よりうたば左りへひらく。前より打ばうしろへしさる。あけ方のしさり、鴨のいれ首、縱橫無礙にのがるといふを、抱駐め、のがれのならぬ時はいかにと問へば、明日悲田院に法事のあるから、齋食につくと答へし。誠に禪機の妙なるものにて、劍術者、軍法者の稱美するも理りなり。いかに劍術の達人、弓馬の名人にても、腹の中からひだるいといふ大敵にきりかけられては、防ぎも、のがれもならばこそ。昔の名將勇士達、名もなき雜兵の手に懸り、あへなく討れ給ひしも、大かたは數日食事のいとまなく、空腹にたりし故なるべし。それを軍書に、軍には、しつかれ給ひしなどゝしるせるは、さすがひもじくなりしからとはいひにくければ、飾り詞といふ物なり。一人の身のみならず。一隊の人數亦しかり。たとへば、千の兵を三手に分け、一手が戰へば、一手は橫を入れんとかまへ、又一手は兵糧つかひつゝ休足をする。斯くくり返し〳〵して、兵糧さすれば、人數つかるゝ事なしと、老將のいひしよしを、朱子の申されき。是は膚淺の言にして、三歲の小兒もしれる事ながら、八十の老將もしかぬる事ならんとおぼし。一隊の人數のみならず、一城一國亦しかり。いかに軍卒多く集り、兵具事たれりとも、民うゑ、兵糧つきなば、やがてちり〳〵になりぬべし。此を孔子の足レ兵、足レ食、民信レ之。と仰られき。兵具事足り、兵糧多く畜ふとも、上下心和せず、將卒互ひに疑ひおこらば、陣も固まるまじ。城

もかくれなん。孫呉、司馬、皆是を敷衍したるものなり。是を思へば、論語は大將秘傳の卷、上々の兵術、無上々の軍法ならずや。〔割註〕又論語に、既に庶くあり、富レ之敎レ之との玉ひしを、或人、庶とは、軍兵の多き事、富ますとは、兵糧の事、敎とは、かけ引操練の事なりと解きしは、活たいひやうなり。」

因に曰。虚僧の本則一二通見たるに、文意詳畧有て一樣ならず。其時の和尙の意のまゝと見えたり。しかしながら、彼普化街市搖レ鈴、曰ニ明頭來明頭打、暗頭來暗頭打、四方八面來旋風打、虚空來連架打ニ。一日臨濟令下僧把住曰中總不ニ恁麼來一時如何上。師托開曰ニ來日大悲院裡有レ齋。僧回擧ニ似臨濟一。々々曰、我從來疑ニ著這漢一といふ段の本文にも異同あり。いかなる事にやあらむ。又むかしの普化は、鈴を振りしから、普大寺を鈴鐸山と稱するよしなれど、今は尺八吹あり。その辨を、偈、鈴鐸與ニ尺八一是同乎是別。汝道々云何。答、別々不別。などゝ述たるも見ゆれど、定かには解しがたし。又古書には、薦に物包み背負ひし人の像に、薦僧と題せれど、今は虚無僧とかけるは、本則の祕參とやらんいふものに、虚無禪、究竟那。一曲者、默然坐吹。收用者、一息截斷。畢竟普化虚無本分性者、日午打三更。などゝあるによりてならむか。

○和蘭の沈船附たり、村井喜右衞門が働き、和蘭陀國へ鳴りひゞく事

朝鮮にては、金錢より米穀布帛を第一の寶とし、百姓町人も金錢を畜ふる事を禁じ、藏穀の多少にて食富を分つよしなり。此は元來五穀の多からぬ國故か。又金錢は、寒て着られず、飢て食れぬなどいふ用心の爲にや。〔頭書〕我日本にて金銀を得し其初は、朝鮮より來りしなり。神代卷に、韓國は、金銀多し。我國に舟作るべしと、素戔烏尊の申給ひ、仲哀紀にも、新羅國は、金銀彩色、目かゞやく計なりとも見え

神功皇后、三韓を定へ(マヽ)金銀授けんと、神の敎によりて、財の國を得たりとの玉ひしなど、皆朝鮮の金銀を得玉ひしよしなり。朝鮮の錢名は、今常平通寶と云。」董越が朝鮮賦に、貿遷一以粟布。隨居積以爲贏。用使盡禁金銀。などいふにてしるべし、常の取替へ、すべて金錢を用ひず、皆々米穀布帛なるは、いと重げにて、不自由らしうおもはるゝも、我國當時の習はしより見るからなり。又琉球は、むかしは錢の少き國なりと見えて、朱寛が琉球人を俘にし、銕鉗銕鎖をかけ引歸る時、朱寛仁心にて、銕鉗銕鎖を解きとらせんとするに、其囚人ども、にげ走りことかせず、世になき寶をいたゞけり。御慈悲には、やはり此銕鉗のまゝにて、おかせ玉はれと願ひしもをかし。〔割註〕今の人、身命を亡ぼすをもしらで、不義無道の財寶を取らむとするを、君子より見給はゞ、此琉球人に似たるべし。」和蘭陀人の銅を好むは、また類ひなき事にて、日本の銅を年々、彼國へ持行く事限りなし。こゝに寛政十戊午の年、和蘭陀人船ノ長サ二十三間、石炮三十六挺、帆數十八片、例の我國の銅を、おもふまゝに滿船に積載せ、順風に帆を張り、歸國せんと、十月十七日暮前に、長崎の蘭館より神崎脇へ乘り出せば、跡に留る蘭人も送錢の祝杯終り別て後、釣碇し、のばし置ける碇綱をちゞむる事なり、しばし程ふる間に、俄に風惡く浪怒り、大船を搖り上ゆりおろし、高鉾脇唐人が瀨へ〔割註〕一名に隱瀨、むかし此所にて唐船沈めり、因て名づく。」乘り上げ、船底を大石にて磨り破り、其穴より水潜り入るに、折しも惡風暴雨大海眞黑になり、さしもの蘭船もすでに覆らむとす。平生大洋に習れし蘭人、十四五丈の大帆柱を、大斧にて三本うちきり、ホンス貳挺にて、垢をくり出す道具船中水夫惣がゝりに、死力を竭し働けども、涌起る潮水に精力疲れ、防ぎかねて見えし所、此船の崑崙奴〔割註〕名はウ、ノス、カピタンに仕はれ、長崎に七年居りし者なり。」進出て、おのれ命を棄て、長崎へ注進し、救を

乞はんといふに、カピタン、よくも申たり。バツテイラ〔傳馬船の事〕をおろさせ、それ急げといふや否や、ウ、ノス、箭の如く長崎番船へ漕付ければ、役人〔成田粲二、山勘四郎〕杉ウ、ノスとも飛船にて、大波戸〔長崎上り場、海岸凡二里〕より上陸し、蘭館の表門を打叩く、此夜の宿番〔乙名横瀬九左衛門、通詞本木庄左衛門〕大に驚き、此よし蘭人ラスへしらせ、夫より惣通詞へ觸渡せば、通詞に〔岩瀬彌十郎、鹽谷庄二郎、早川作太夫〕蘭人レツテキ、ボゲツト、ウ、ノスとも、鯨船にて悪浪中を、命かぎりに、難船の場へ馳よせ、レツテキは難船に留り、ボゲツトは又上陸し、荷漕船數艘乞ひ來れと、カピタンが指揮により、三原市十郎など、ボゲツトともに漕返せば、また鯨船の船頭にいひ付て、木鉢浦小瀬戸邊の漁舟を漕よせ助けさせ、役人ども粉骨を盡し、火水になつて大に働く。〔割註〕竹田彌十郎、松本忠治、卯野熊之丞、鹽谷早川などなり。〕其間に、荷漕船も追々馳せ付け、荷物を分け移し、數百の引船にて、木鉢をさして馳寄すれども、風雨は烈しく、浪は高し。船底より潜る垢は、湧くがごとく、今はかうよと見えたるに、鎭臺の檢使も追々參られ、翌日十八日朝六時より數百の引船にて引よせ／＼、八ッ時に土生田の濱へ引よせ、九十餘人の蘭人も、小船にて上陸す。此頃他國より長崎に湊がゝりし居て、蘭人を乘せ、荷物を分積み、漕廻る船には、大坂の小新艘、〔九百石積〕加州の幸吉丸、〔四百五十石〕此等の船數十艘なり。蘭船は、十九日朝、遂に土生田の深泥の底へ沈みにけり。此所は海底より一丈三尺餘の泥海なり。抑この蘭船は堅固丈夫に銅鐵を以卷包みしものなれば、いかなる暗礁へ乘り上げても、岩は碎るとも、側底の裂損ずる事なしといへども、今度は船底を岩角にて磨削られ、少の穴より垢潜り入り、船中滿水となれるなり。〔此舟新造より凡百二十餘年歴るといふ。〕十月十九日より木鉢濱邊に、假屋を建て、沖懸りの通詞〔石橋助左衛門、加福安次郎等。〕二十人餘り役品を定め、嚴重に備へ、沈船の上荷は殘らず取上げつれど、彼數十萬斤の銅は、一斤も上らず、これカピタン第一の歎きにより、鎭臺より、紅毛船及ニ難船ニ木鉢浦濱手に引キ寄

有レ之、垢多く差込、過半沈船と成り、殊に下積の銅有レ之、右差水繰り上げ、銅取揚方等便利之手段存寄之者は、申出べし。十月廿一日 出島乙名、紅毛通詞、 倘も濱手水練の者に命ぜられ、大勢取懸れども上らず。其上、寒氣烈しき時になり、勇むで水底へ潜り入ものは、大かた溺死するのみにて、百計施すに所なく、いかなる者も精力竭て、空く月日を送るのみなり。こゝに、防州都濃郡櫛が濱の、喜右衛門とて、年來乾鮑を商ひ、肥前香燒島に漁場を構へ、常に往來して、近浦遠島の網子共を數多引隨へ、豪勢の者あり。未の正月、通詞方へ、沖紅毛の沈船の儀、私存寄有レ之候間、揚ヶ方仕度旨申立候所、此度、各樣より御上へ御願被下候而、諸雜費入用等之儀、如何相心得候哉之段御尋被下、承知仕候。右諸雜費入用銀高等、追而申立候所存毛頭無二御座一候。一切私之物入を以浮ヶ方ニ相成候はゞ、當秋紅毛人入津之上、紅毛人より爲二謝儀一白砂糖被二指送一候はゞ、隨分受用可レ仕候。勿論私手内に而浮方に不二相成一候節は、謝儀たりとも、決而請申間敷候。此段御尋旁以二書付一申上候。以上。村井喜右衛門とぞ書たりける。これにより浮方被二仰付一、正月十七日より手配りし、廿九日午刻に、さばかりむつかしき銅積の沈船を、銅ともに、喜右衛門が方寸を以引上げ、暫時に土生田より木鉢の假屋の渚邊へ引付しは、古今未曾有の手段妙策、最初より喜右衛門が工夫として的中せずといふ事なし。萬國にすぐれて、工深く、天地も掌の上に測り、百萬里の大洋海も、鄰往來の樣にしなせる和蘭陀人も、天災是非なしとおもひあきらめ、手を束ね居たりしに、實に死人の蘇生せし如く、歡呼の聲おびたゞし。此よし、江府へ圖面書付を以て注進あり。又鎭臺より喜右衛門へ當座の褒美として、防州櫛ヶ濱船頭喜右衛門、其方儀、沖紅毛船浮方の儀、紅毛人より相願候所、指はまり致二出精一、自身入用を以、早速浮舟に相成り、修理にも取掛り候段、誠に拔群の手柄、紅毛人は不レ申及、當所一統安心滿足之事候。仍レ之爲二褒美一銀三十枚被レ下レ之。未二月。

此事、四國、九州、中州迄鼓動して感賞せずといふ事なし。

やがて江戸よりも、喜右衛門へ、其方儀、先達而紅毛人沈船取計の始末、時の執政某殿の被レ爲レ及二御聞一、拔群手柄之段御褒美候。依而御沙汰之旨申聞置。未二月。

松平大膳大夫殿より永代帶刀免許、上下ヶ拜領。宍戸美濃守殿領分百姓惣觸頭筆頭被申付候。

喜右衛門由緒書。松平大膳大夫殿内、宍戸美濃守殿領地、防州都濃郡櫛ヶ濱村井喜右衛門、當未四十八歳、右の者、廿年前より肥前領、香燒島に旅宿を構へ、西漁丸に人數七八人ヅヽ乘組、毎年八月頃罷越、翌年五月頃迄在留し、商ひは、乾鰯の網元入をし、網子の者共へ仕入銀毎年前借仕置。乾鰯ニ而取入る也。網船の船頭支配人、肥前の内に廿一人あり、一人前網船七艘ヅヽ所持す。其網船、大サ六十石より、四十石餘迄なり。今度も喜右衛門弟龜二郎が西吉丸、西漁丸兩艘と、網船七十五艘を引上ヶ方に用ひしといふ。浮キ方用具は、車大小九百餘、本柱二本、海中へ建る本柱廿二本、同添柱百三十二本、カヾス五千斤、藁いちひ檜綱の類五千斤、諸雜費凡五百兩計となむ。扨紅毛船浮上りし後、委にみれば、彼の垢の潜り入りし穴は、數點の星のごときものなれど、千丈の堤も蟻の一穴にて、遂に沈船とはなりしなり。やがて修理にかゝり、松杉長サ十三間に、廻り壹丈計りより、長サ七八間に、廻り六七尺迄の帆柱、帆桁の材を十四五本下され、五月廿三日に、蘭人は愛度ジヤカタラさして乘り歸りしとなり。〔割註〕長崎譯士の話に、唐蘭へ年々渡る所の銅三十六萬三四千貫目なり。唐には銅少く、又日本の銅を燒詰絞取、黄金を得る樣にいふ人あれど、左にあらず。唐土にも蜀の銅山など、廣大の銅山あれども、大國なれば、陸地に運送費用多く、東南の諸州ハ不便利なり。日本は、大海こそ隔つれ。舟路往來自由にして、利分よろしければ、我國へ買に來るなりといひしは、理ッに聞ゆれど、例の唐癖の口癖なり。實に銅より黄金を絞り

出す事なきにあらず。一斤の銅よりは、黄金百五六十目は出べしといふ。此積りにせば、二百四五十萬斤の銅よりは、黄金二百萬兩餘も取らるべくおもはる。其人あらば試むべし。おのれらがしれる事にあらず。

因云。諸國の海底に沈みし金銀、其數限なかるべし。昔年、長崎の神島の海底に沈みし、阿馬港の蠻船には、銀二千六百貫目餘も有由なれど、此海、深三十五尋もありて、其底なる船内の物なれば、いかに金ほしがる人も、得いろはで有しに、寛永十三子年、長崎の好運、京師の水學、此兩人の者、官のゆるしうけ、心力を盡し、銀六百貫目あげしに、兩人、何事をか爭ひけん。上おふせずして、半途に其事やみしは、いと本意なし。其後、承應三年にも、長崎の乙名共集議して、三貫目は上しが、此も次第に深泥になり、今に至迄、千七百貫目の銀、海底に遺れるは、世にも惜き物なり。彼海神の御女豐玉姫、火々出見尊を恨み給ひ、君の許より妾が所へ來んものは、必還さじと、誓ひ給ひしより、海陸通路絶て、此土の金銀の、龍宮の寶になれるは、恨めしき事ならずや。扨此阿馬港の船といふは、慶長十年に、有馬修理大夫殿の船、(此時、殿は肥前原の城主なり。)廣南へ渡らんとせしに、惡風に逢ひ、阿馬港へ漂着せしを、蠻人共、天の與へと喜び、船も人も打碎き、滿船の寶共、皆奪取たり。〔頭書〕此破られし舟は、香木を求遣はされしにて、にげ歸りし者二人有しを、阿馬港人はしらざりしなり。」〔割註〕此阿馬港には、波爾杜瓦爾の者住居するよしにて、昔年、日本へ使者奉りし時、西域總兵巡海務事、又は西域奉行天川港知府事などゝ稱せし由なるは、和漢の事にも通達せし者と見えたり。」修理大夫殿、此事をきゝ、口惜き事に思はれ、哀れ蠻舶來れかし。微塵になし敵取て、恨はらさんものをと、官へ事のよし申て、待たれけるに、四年過て、慶長十三年、彼國の大蠻船、例の大礮をきびしく備へ、數百の兵士にて長

崎へ乘入、交易せんとせしを、殿、江戸にてきかれ、直に御暇申て、夜を日に繼で、長崎さして馳下り、蠻船うち破らんと、軍立せられしに、此時、殿の領内に、彼國の人に親き者有て、かくとしらせしかば、蠻人急に交易の財寶諸物取載て、東北の順風に帆を揚、海上遙に馳出ず。殿も手早く軍船に取乘り、追掛んとせられしかど、大船に順風、殊に日もくれ、逐止ん手立なく、足ずりして立れしが、折しも俄に風西南變、彼大船を此方へ吹返し、香燒島の外海へより來る。〔頭書〕此節、長崎鎭臺は、長谷川氏にて、此も助られしとなん。」蠻人も大事とや思ひけん。碇をおろし、火器を備へて、嚴く待てば、輙く攻よらん樣も見えざりしに、殿、急に島の内海より外海へ數十間の地を堀通し、小船に燒草積で、蠻船の後へ漕付、火を放たれしかば、やがて蠻船火移り、さしもの石火矢備も、防ぐに手なく、遂空く燒亡したり。昔人は、かくいちはやき勳功をたんなし給ひける。〔割註〕此は長崎志の趣なり。又雜記には、蠻船吹返りし時、鐵砲にてしばし爭ひ、夜に入、殿、蠻船へ飛入、雜兵急に斬廻られしに、蠻人も船底より鎗を以突出し／＼防げども、殿の武勇に敵しがたく、せん方なく、焰硝に火を掛くれば、やがて蠻船打開き、殿も危かりしが、海より浮上り、身方の船に乘り上られ、蠻船は遂に燒失たり。殿の軍士も數多戰死せしかども、思ふまゝに敵取て、勇で歸城せられ、其燒殘りし船、今に神の島の海底に在るなり。初にいふ銀積船是なり。此軍の樣子、二說いづれが是ならん。彼堀り通されし跡は、今にありといへり。

○婦人不妬

後漢書に、皇國の風を稱じて、婦人不レ妬國人多二妻妾一と記せしより、後々の歷史にも、此事を絕ず擧たり。我皇國の萬方に秀でゝ、一事一物善らぬ事なきは、唐人の譽るを待迄もなし。此不レ妬、多二妻妾一と

いふは、今蝦夷の風俗とすべし。蝦夷にて、一島の酋長ともあるものは、大方妾を十人、二十人持つ。其妾に小家造り渡し、五里、六里、乃至十里、二十里隔てゝ、餘所島にも住まするに、妾アツシ、アタルへの類を織り、〔割註〕アツシは、ヲヒヨウといふ木の皮、アタルへは、唐太邊より出る鹿皮の類なる由なり。」自分手業に世渡りし、各々夫に衣服おくりて着用さするなり。夫も亦、日本より交易し得たる糀の類を、偏頗なく、妾どもへ配分しやれば、妾の家々にて濁酒を造り、呼使を以、夫を招くに、夫、妻妾五人も六人も同道し、それが所へゆけば、迎入れて、多くの婦人うち混じ、濁酒の宴を設け、歌舞の樂をなし、少も嫉妬の心なし。」夷人は農業をしらず、年中漁獵にのみ心を盡すから、老人の歩行ならざるものは、背負ひて海邊につれ行き、漁事を觀せて慰ましむ。若死すれば、親族うち集り、自分々々あるとある食物を手向け、子供は三日食物食はず、棺斂するには、其人平日好みし器物衣服を以し、葬埋には、武器を以す。居喪の間、一年の喪を行ふなり。或は三年行ふ共いふなり。しげしげ人に出逢ず、日中外へ出れば、必アツシを被るなり。天日を恐れての事なりといふ。一周忌には、親戚朋友殘らず弔慰し、生涯の事語り出して、一事ごとに哭泣す。親夫身まかりし後は、其舊室に居る事を得せず。故に人住まぬ小家多く、又大かたは燒拂ふといふ。父、書をよむ事能はずといふより倚深し。父に死別せし者に、其事しらで、年經て逢て、御親父は御無事なるかと、ふと尋ぬれば、忽號泣して止ず。忘れをりし哀情を動かし出すとて、きらふ也。」男女の差別は、厠を同くせず、或時、蝦夷人、松前の城下を通り、町家の婦人の、門前にて小便するをふと見受け、大におそれをなし、罪をわぶる事限なし。不知案內にて、婦人の內私をうかゞひ、おそれ入りし由なり。又日本の人、彼地へ渡り、蝦夷父子の間にて、其女子に、褻慢ノ戲言をいひければ、狗々獸々と罵りて、惡口せりとなむ。此等は日本人すら耻るほどの事なり。」又奴僕の事を、ウタレといふ。豪富の酋長は、此ウタレを數十人召

墨僊

仕ふ事なり。皆祖先より相傳の普代ものなり。」唐土の先聖王、天地宗廟諸神を祭り給ふには、其祭の七か月も前より、特牛を養ひ立、一形ならぬ取扱ひにて、牛に錦繡をさへ服する樣にいひ傳ふ。祭りの日となれば、此養ひ置し牛を、犧牲に備ふるに、まづこれが耳を刺し、血をとり神に奉りて、新に宰するよしを神に告給ふ。蝦夷人の神祭るは、熊の子を夷女が乳もて育てあげ、時節の祭りに備ゐは、牛と熊との違こそあれ。その心を用ふるは同じ事なり。祭の日に、まづ神前にカムイシカナツケを捧げ、身潔の祓をなす。〔割註〕カムイシカナツケは、茅にて作れる幣なり。幣をヌサといふは、蝦夷語なり。茅を神祭に用ゐも、和漢の古禮なり。」又一年の大祭をヨウマンといふ。またイヨウマンデとも云。蝦夷に曆なけれども、月を見て月の晦朔をしり、草木の榮枯にて氣節を量り、每秋にも、又冬至にも祭あり。冬至など自然に曆の趣に合ふなり。熊をホクユクといひ、神は、カントカムイ、天なり。カンナシリカムイ、地なり。アヘカムイ、火なり。レテカムイ、風なり。アツカムイ、水なり。此等の神を祭るなり。水火氣土の神の、自然と四の行に合ふ樣なるもいと怪し。祭には、濁酒を自釀し、客人を請じ、マロウトは夷言なり。射禮を行ふに、まづ生たる熊を壇上に引すゑ、揖讓して立て、其熊を射る。射殺して神に供へ、又その肉を、殺せし熊にも供ふ。魂魄と形體とを分けしものなり。殺したる熊に、又鹿肉など供ふるも、熊は神靈にして、凡獸にあらぬ樣にもてなすも、牛を一元大武などゝ稱し給ひしに同じからむか。

蝦夷錦といふ物は、西蝦夷地ソウヤへ、山丹人より渡す樣なり。松前の福山辨天島よりソウヤ迄、海上二百三四里、ソウヤよりカラフト島へ渡り十里ほど、カラフトは、周廻八九百里以上の大島にて、此より山丹へ渡る。此海至て淺く、潮の流れ瀑布の如しとぞ。蝦夷人ども山丹へ行けば、假牢へ入置き、役人之外は、往來なし。此山丹は、淸朝の本國滿州より、官吏年々來り、諸事制度し、はなれ島の樣にも閲

ゆ。山丹にて、名主、乙名のごとき頭分の者を、チヤンケといひ、下男のごときをカシンタといふ。滿州人古錦服の類齎來て、蝦夷の產物、又は日本より渡る鐵類と交易する。其都會の地キンチハクは、繁昌の處なれども、人物卑賤にして、蝦夷にひとしく、文字もなきと見えたり。髮は惣髮にして、組ミてうしろへ垂る。また芥子坊主なりともいふは、滿州の官吏などにや。山丹人所持の反古紙なりと、或人、蝦夷地にて得たるを見せつ。

欽命管理江寧織造兼管龍江西新關稅務臣寅著織造

官用石靑㪅樣團金身扁金圈五彩蟒緞壹疋長陸尺料工銀捌兩肆錢伍分伍厘貳毫伍絲

此は北京より得たるか。蝦夷錦は、大方古衣服にて、端物はいと珍らし。又乾隆通寶錢をも、山丹より蝦夷へ持來事ありといふ。

カラフト山丹の渡は、海淺ければ、冬もはやく氷海となる。此邊の蝦夷ども、雪車を犬に引せ、氷上を往來す。此犬、力強き事限りなし。うせツせしものにて、馬にて騸と云類なり。北狄は、すべて犬に駄荷負する事、輟耕錄などにも出づ。彼犬を二三疋ヅヽ雪車にのせ、雪の吹溜りありて、人迹通ひがたき所にて、犬を舟より卸すと、直に木の輪の附きし綱を投出し、犬の首へ打懸れば、犬、それを首にかけて、舟を引て走り、人の通はるゝほどの所になれば、犬、休みて待て居て、人と代るなり。蝦夷人の犬を指揮するは妙にして、日本の獵師の犬を使ふなどの、及ぶ所にあらずとなむ。

東蝦夷地の、シリヘツ嶽は、高山にして、其絕頂に、徑り四五十町の湖水あり。その湖の汀は、皆泥なり。其泥に羊の足跡ひしとありといふ。奧地のシリヘシ山を、日本紀に、後方羊蹄山とかゝれたると、此蝦夷の山と同名にして、其文字の如く羊の住めるは、いと怪しと、蝦夷へ往來する人語りし。誠に羊

蹄ニ二字を、日本紀にも、萬葉にも、シの假字に用ひしは、ゆゑよし有ル事ならむ。

東西蝦夷共に、鼠の多き事、たとへを取にものなし。海上より渡り來る鼠を、鰯のよるすなりと心得て、大網をおろし、引上ヶ見れば、網中數千萬の鼠のみにて、大に困みし事ありとかや。近年濃州高須邊に田鼠生じ、一村一邑、みな／＼鼠群をなし、足の立所もなき迄にて、それが大河を群れ渡る時、水音高く響きしとなん。元史やらんに、ある年、田鼠生じて、七八州の間の作毛を、殘らず食盡せしと記たり。田鼠の事は、和漢ともに先蹤あれども、海鼠の事は、物に見えしにや。尙尋ぬべし。此海鼠も、田鼠の鴽に化する類にて、何ぞ鱗類に化するか。又は鱗類の化したるものか。

○北地の大寒國へ到らむ人々に傳へて、益なる事を左にしるす。大寒國とは、たとへば奧蝦夷地の島々などの類なり。

寒國へ行人、其生土の田螺を乾し、それを粉にして貯へ、格別の遠國寒地に到る時に、右の田螺粉を少しヅヽ、湯にも、水にも下して飲時は、何程の遠地にても、水にあたりて煩ふ事なし。永く逗留の地にては、兼て飲水の大桶へ、右の粉を下し置べし。水五六石入る桶へ、たにしの粉壹合程にてたるべし。

田螺は殼を去り、丸のまゝにて貯へ、其時々に碎きて用ゆ。左なくては藥力薄くなるなり。

粮米の絶たる時、右の乾田螺を鹽水にて焚き、食料となす、腹もちよき物なり。

田螺は、早春か冬中に取置べし。これ夏秋は田にし、毒ある物を喰ゆゑなり。

生土に、たにしのなき所も有べし、これは其生土の土を二三升も貯置べし、格別風土の殊なる地にては、其地の水を、右の土にて漉し用ゆべし。

土にて水の漉様は、小桶を作り、下の縁に添ふて、飲口の筒をさし、右筒の末に、木綿にても、布にても卷て水を滴す。土は桶の中に、木綿か布を敷き、土を入て水を、その桶へ汲入れ漉なり。

人の衣服は、其國の風土に隨ふて異なる事、天下萬邦固より由ある義なり。よりて大寒地に到らむ人は、毛裘を貯ふべし。その裘は狐、猿、貂、鼬の類有にまかせて、筒袖に製すべし。これ兩の腋の下より、寒國の邪氣をうけ間敷用心なり。袂、平袖の衣服は、暖國の風俗にて、極寒の地に合期せぬ事なり。其心得あるべし。

寒地に冬住居せむ人、常躰の服にては、その時を幸に凌ぐとも、後日に傷寒、又は腫氣の症を生るなり。腰より下も、右の心得にて用心有度事なり。（皮の股引する類なり。）

冬にかぎらず、北地の邊土はわけて、夏中游霧の瘴氣多し。夏秋は、人の腠理ひらきたる時なれば、多く不正の邪氣に感冒するなり。其心得なくては有べからず。

毛裘を製する事容易ならねば、右の品にかゆるには、文派の筒袖を用意あるべし。右のもんばを、二三枚も重ねて着用すれば、裘にをさ／＼劣らぬものなり。

文派の筒股引は、寒地にては上下共必用の品なり。

極寒の邊地に、冬住居せむ人は、海獸にても山獸にても、肉食を絶ゆべからず。これ邊地の邪氣を内へうけまじき用心なり。つとめて一日に一度は、肉食を心掛べし。

兼て獸肉の油を貯へ置き、肉に乏き時、右の油を食物に下して用ゆべし。

極寒の地に到る人は、肉桂丁子を貯持べし。風雪冽寒の中を旅行する時、右の肉桂丁子を酒に浸し、能き加減に溫め、面幷手足にも、風門、兩腋、陰嚢にも塗るべし。究めて邪氣をうけざるものなり。

海陸とも、モヤ深き時は、丁子肉桂嚙て、面部に塗べし。兩腋、風門にもつけて、猶更よかるべし。

右の肉桂丁子、格別に多きか。酒の溫方大に強き時は、逆上の憂あり、程よく調すべし。

海國の旅行は、胡椒を貯持べし。總じて、海魚の毒に中り、または海魚、海蟲の刺に螫れたるは、胡椒傳、又は服用するに、毒を解する事神のごとし。

河魚はこれに反して、胡椒は多く禁物と知るべし。

冽寒の時節、胡椒を酒に下して服用するに、其功すくなからず。

瘴氣をうけ、又は持病の萌したる時、邊地の道中にて、鍋釜もなく、煎藥も合期せず、餘儀なく重疾に到る事多し。別て邪氣の感冒は、速に療治せざれば、裏を攻るの恐れあり。其時は何にても、有合の器に、水を汲、途中に火を焚、小石を二ッ三ッ燒きて、右の器に入れば熱湯となる。夫に貯の散藥を下して、急事を辨ずべし。右貯持べき藥法、附錄にしるす。

右の仕方にて、卽刻熱湯を得るなれば、振出し藥は所持辨理なるべし。且人々貯べき品は、薄く大振なる眞鍮の水飲を、腰に提たき事なり。是藥用にかぎらず、食物を煖るにも、至極辨理の品なり。

此眞鍮の水飲器、旅中にて饑たる時湯を調じ、糒を搔立て用ゆる　辨理なり。

水飲は、小鍋などのごとく、兩方に少し耳ありて、鈎を通す穴あるべし。

右水飲の提緒に、小さき半目なる二寸計の鈎二本つけ置べし。火に懸たる時、取扱ふ爲なり。邊地にては三十里、五十里乃至百里も、人家のなき處あり。重立たる人は勿論、下々までも告げ敎へて、其用意有たき事なり。

前に載る種々は、膚淺の事として、捨給ふべからず。是余が愚見より出たるにあらず。異邦にて風土殊なる地へ、遠征する者、皆右の用心あるよしなり。其事は他邦の書を讀て知り給ふべし。遠國寒地に到る人、多く病痾にかゝりて、物の用に立ぬ事は、其生土と遠國邊地と、風土の殊なるを辨ざる不用心より起る事

なり。此用心をなし給ひなば、寒地に年を越ても、腫氣の症をうけ、又は煩ふ人も稀なるべし。人々、其身を堅固にして、忠をも功をも勵みつとむるこそ、人のひとたる本意ならめ。然る故に拙筆を措(さしおく)こと能はず、しるす所如件。

戊辰仲春　　乾田一卜二口之樗散人

一宵話終

余一夕訪㆓滄浪先生㆒、得㆑觀㆓此數編㆒。蓋二三子記㆓先生夜間說話㆒者也。夫飽㆓大牢㆒者、時好㆓淡味㆒、則先生亦爲㆓此消閒語㆒矣。言或涉㆓新奇㆒、意實有㆑所㆑寓、使㆘患㆓睡魔㆒者讀㆖之、必奏㆓其驗㆒矣。二三子謂㆑余曰、如㆓小人輩㆒、可㆑謂㆓如是我聞㆒耶。余笑曰、子輩之爲㆓多聞㆒姑置㆑焉。吾唯恐㆔書賈之流㆓貪涎㆒耳。

文化庚午春日

天錫道人跋

昆陽漫録

昆陽漫錄序

敦書元文中、昆陽漫錄一卷ヲ撰ブ。其後屢小冊ヲ著ス。イマ再校シテ、或ハ去リ、或ハ增シ、スベテ六卷トナシ、昆陽漫錄ト名ク。

寶曆十三年二月十一日

青木敦書識

昆陽漫錄目錄

卷之一

卷之二

卷之三

卷之四

卷之五

卷之六

昆陽漫錄 卷之一

青木昆陽著

○周易家語序

慶長四年ニ刊スル所ノ孔子家語、同十年ニ鏤ムル易經ヲ得テ、神祖干戈ノ中トイヘドモ、聖經ニ御心ヲ用ヒラル、ノ深キヲシル。コノ二書イマ、世ニアラザレバシルモノナシ。因リテ二書ノ序ヲコヽニ記シテ、海內ノ有衆ヲシテ、神祖ノ御德ノ、古今ニスグレサセ給フコトヲシラシム。

世際ニ季運一。而學校教將レ廢也。維時內府御諱公。于レ文于レ武得ニ其名一。故興レ廢繼レ絕。爲ニ後學一刻ニ梓文字數十萬一。而賜レ予。退爲レ謝ニ公之恩惠一。初開ニ家語一。此書是聖人奧義。治世要文。寔非ニ小補一也。刊字列ニ盤中一則明本家語。以ニ數本一考正焉。或板行有ニ訛謬一。或文字有ニ顚倒一。以レ亡加レ之。以レ餘删レ之。雖レ如レ此。有ニ常虎鸛鶴誤一者必矣。只待ニ博雅君子改制一焉也。謹跋。

前學校三要野衲於ニ城南伏見里一書焉

慶長第四龍集己亥仲夏吉辰

古今學ニ儒書一者。排ニ斥佛經一。學レ佛者排ニ斥儒書一。是世之常而其不レ辨ニ眞理一也。釋尊生ニ中國一設レ教。則如ニ周孔一。周孔生ニ西天一設レ教。則如ニ釋尊一。儒釋元來不レ涉ニ二途一。如ニ鳥雙翼一。似ニ車兩輪一也。如ニ閑室大禪師一者。壯歲入ニ東關一。讀ニ四書六經一。而品ニ論之一。講ニ說之一。既稱ニ學校一者。有レ年ニ于茲一。暮齡到ニ洛陽一。傳ニ中峯法要一。位至門極品。僉曰。儒釋兼幷。頃蒙ニ大將軍源御諱公鈞命一。印ニ行周易一。其志要レ弘ニ聖道於萬年一。能校ニ正舛差一。而加ニ陸德明音義於王輔嗣注一。集而大成者乎。古德曰。鷲嶺拈レ華。伏羲初書。少林面壁。文王重レ爻。然則於ニ禪門一。亦不レ可レ不レ究ニ盡易道一。予於ニ禪師一。其情如ニ

骨肉ニ。因レ需レ跋ニ其後ニ。不レ獲ニ堅辭ニ。漫書焉也。

慶長十年星集乙巳孟夏初五日　　鹿苑　西笑叟承兌

コノ二書ハ、敦書先年官へ上ル。コノ易經ノ表紙ニ、其比ノ年代記アリ。コレニテミレバ、世ニ行ハル、和漢合運ハ、即チ國初ノ年代記ナリ。其後書肆ニテ、コノ年代記ノ殘冊ヲミル。國初ニハ、コノ年代記サカンニ行ハル、トミヘタリ。ソノ書體活字ニアラズ。ソノ年代記スコシバカリヲ左ニ記ス。

干支	日本	年號	元	年號	宋	年號
庚申	八 九龍山宋兀菴來	文應	世宗 忽必烈憲宗母弟	中統		景定
辛酉	平重時薨號ニ極樂寺ニ	弘長		二		二
壬戌		二	立ニ王倎子植ニ爲ニ高麗王ニ	三		三
癸亥	平時賴薨號ニ最明寺ニ八十四 大風	三		四		四
甲子	大彗星出	文永	城ニ燕京ニ建レ都	至元	彗星化爲レ霞氣散	五
乙丑	奏ニ續古今集ニ	二		二	度宗 禥 理宗姪	咸淳

○益田池

和州益田ノ池ノ銘ヲ觀テ、弘仁、淳和兩帝ノ農事ニ御心ヲ用ヒラレテ、民ヲ惠マル、ノ深キヲシル。ソノ序左ニ記ス。

若夫咸星銀漢下灑之功深。湖水天池上潤之德普。故能甲坼因レ之而鬱茂。蟲卵賴レ之長生。至レ若ニ八氣播植五行陶冶。北方之行。偏居ニ其最ニ。坎之爲レ德。遠矣哉。皇矣哉。粤有ニ益田池ニ。兩箪鼻子之州。八島初肇之國。地是淡譜之舊宅。號則村井之故名。去弘仁十三年仲冬之月。前和州監察藤納言紀大守

末等。慮元陽之可支。歎青陜之未開。占斯勝處。奏請之。綸詔即應。爰則令藤紀二公及圓律師等勸功。未幾皇帝逝駕汾襄。藤從之辭職。紀守亦遷越前。今　上膺堯揖讓。馭舜寶圖。照玉燭乎二儀。撫赤子於八島。簡伴平章事國道。代檢國事。並拔藤廣。任刺史。兩公檢校池事。於焉青蒐引塊。數千之馬日聚。赤馬驅人百計之夫夜集。既而車馬轟々而雷往。男女硠々而雷歸。土累々而雪積。堤倏忽而雲騰。宛如靈神之堤墳。還疑洪鑪之化產。成不日畢不年。造之人也。辨之天也。爾乃池之為狀也。左龍寺。右鳥陵。大墓南聳。故傍北峙。米眼精舍鎮其艮。武遊荒壟押其坤。十餘大陵聯綿虎踞。四面長阜邐迤龍臥。雲蕩松嶺之上。水激檜隈下。春鱗映池。翫者忘歸。秋錦開林。遊人不倦。鴛鴦鳧鴨戲水奏歌。玄鶴黃鵠遊汀舞。龜鼈延頭。鮒鯉掉尾。淵獺祭魚。林鳥反哺。泊如積水含天。疊山倒景。深也似海。廣也超淮。笑昆明之非儔。陋釋達之猶少。虎嘯鼓濤。則驚汰沃漢。龍吟決堤。則容與不飽。襄陵之罔象不得溢其塘。焦山之女魃不能涸其底。六部崇潤。萬澮湯々一人有慶。兆民賴之。舞之蹈之。詠千箱以擊腹。手之足之。唱萬歲而忘力。歎蒼海之數變。棗銘詞乎余筆。貧道不才當任。固辭不能。課虛吐章。廼為銘。〔割註〕コノ銘ハ性靈集ニノセ、池ヲ掘ラルヽコト序ニ委キユヘ、銘ハ省キテ記サズ。」

コノ本書、ソノ眞僞ハ知ルベカラザレドモ、弘法大師ノ眞跡ノヨシニテ、印行ノ書ナリ。國初ニハ、コノ板アリシニ、其後亡ビタリトミユ。コノ碑イマ亡ビテ、ソノ趺石ノミ和州高瀬村ニアリテ、土人コレヲ岩船ト云フ。

○禁　奢

大鏡ニ云ク、延喜ノ世ノナカノ作法シタヽメサセ給ヒシカド、過差ヲ得シヅメサセ給ハザリシニ、此殿ノミ制ヲ破リタル御裝束ノ、殊ノ外ニメデタキヲシテ、內ニ參リ給ヒテ、殿上ニ侍ヒ給フ。帝コジトミ

ヨリ御覽ジテ、御氣色イトアシクナラセ給ヒテ、職事ヲ召シテ、世間ノ過差ノ制、キビシキ比、左ノ大臣ノ一ノ人トイヒナガラ、美麗殊ノ外ニテ、マヰレル便ナキコトナリ。速ニマカリ出ヅベキヨシ仰セヨト、仰セラレケレバ、ウケ給ハルモイカナル事ニカト畏レ覺エケレド、マヰリテワナヽクワナヽク、シカジカノ事ト申シケレバ、イミジク驚キテ、カシコマリウケ給ハリテ、御隨身ノミサキ參ルモ、制シ給ヒテ、イソギ罷リ出デ給ヘバ、御前ドモ、怪シト思ヒテナン。サテ本院ノオトヾ一月ホドサヽセテ、簾ノ外ニモ出デ給ハズ。人ナドノ參ルトモ、勘當ノ重ケレバトテ、遇ハセ給ハザリケリ。サリシニコソ、世ノナカノ過差ハ平ギタリシカ。内々ニウケ給ハリシカバ、サテハカクゾシヅマラントテ、帝ト御心ヲアハセ給ヒケルトゾ。コレニテミレバ、後ノ延喜ノ治ヲ稱スルモ宜ナラズヤ。

○斷　衣

東鑑ニ云ク、元暦元年十一月廿一日。今朝武衛有二御要一。召二筑後權守俊兼一。俊兼參二進御前一。而本自爲レ事二花美一者也。只今殊刷二行粧一。著二小袖十餘領一。其袖妻重二色色一。武衛覽レ之。召二俊兼之刀一。即進レ之自取二彼刀一。令レ切二俊兼之小袖妻一給後被レ仰曰。汝當才幹也。盍レ存二倹約一哉。如二常胤實平一者。不レ分二清濁一之武士也。謂所レ領者。又不レ可レ雙二俊兼一。而各衣服已下用二麤品一。不レ好二美麗一。故其家有二富有之聞一。令レ扶二持數輩郎從一。欲レ勵二勳功一。汝不レ知二產財之所一レ費。太過分也。俊兼無レ所二于述申一。垂レ面敬屈。武衛向後被レ仰下可レ停二止花美一否之由上。俊兼申下可二停止一之旨上。廣元邦通折節候レ傍。皆銷レ魂云々。トイフニテモ、創業ノ君ハ必ズ倹ヲ專トシ給フコトシルベシ。サテ延喜ノ時、時平ヲ咎メラルヽト。俊兼ノ小袖妻ヲ切ラルヽトハ、唐ノ武宗、盛服濃粧ノ女道士ヲ退クト同術ニテ、人君尤モ心ヲ用フベキコトナリ。

○論語板

前年、天文癸巳ノ年ニ刊スル論語ヲ觀ルニ、清原朝臣宣賢ノ序アリテ云ク、東京魯論之板者、天下寶也。

雖レ然罹ニ丙丁厄一。而灰燼矣。以重鏤梓ト。シカレバ論語ノ板ノアルコトハ、久シキコト、ミヘタリ。サテ西ノ京ト云フニ對シテ、東京トカヽレシモノナレバ、東京トハ今ノ京ノコトナルベシ。

○松皮紙

正字通ニ云ク、日本國出ニ松皮紙一ト。コノ松皮紙ハ、今ノ松皮紙ノコトナルヤ。昔ハ別ニ松皮紙ト云ヘルモノアリシニヤ。

○節序交賀

癸辛雜識前集ニ云ク、節序交賀之禮。不レ能ニ親至一者。每以ニ束刺一。僉ニ名於上一。使ニ一僕遍投ニ之ト。イマ賤シキ輕薄ノ士、動スレバコレヲナス。後世風俗ノ日々ニクダルコトカナシムベシ。

○殺濤

唐書ニ云ク、洛有ニ二橋一。司農郎韋機徙ニ其一一。直ニ長夏門一。民利レ之。其一橋廢省ニ巨萬計一。然洛水歲淙ニ齧之一。繕者告レ勞。李昭德始累レ石代レ柱。銳ニ其前一厮ニ殺暴濤一。水不レ能レ怒。自レ是無レ患ト。コレ水勢ヲ殺ノ一術ナルベシ。

○鯖頭

古事談ニ云ク、後三條院ハ鯖頭ニ胡桃ヲヌリテ、アブリテ常ニ聞食キト、範時語リケリト。鯖ノ頭ハ、サシテ宜キモノニアラズ。好惡マコトニ一定ヲ以テ論ズベカラズ。

○婕妤

世本古義若菜ノ注ニ云ク、程大昌云、萎芋擬ニ淑女一也。予於レ是疑。漢之婕妤取ニ此義一以名也ト。前漢書ノ倢伃ヲ、顏師古註シテ云ク、倢ハ接幸也。伃ハ美稱也ト。コノ二說ヲ參ヘテ、倢伃ノ義イヨ〳〵明カナリ。

○絲煙

前年、或人西土ノキザミ煙草一包ヲ恵ム。ソノ包内ノ小票ニ云ク、福建ノ陳元禮。向在ニ浦城西關馬頭一。開張特選ニ上々頂莖佳制生烟一。發ニ販四方一。味甘絲明。色鮮劬足。向有ニ異路假烟一。冒ニ稱浦城一者多。但買者眞假難ㇾ辨。今本號特設ニ包内小票一。凡賜ㇾ顧者。請認ニ富有圖記一。庶不ㇾ致ニ冒稱一。眞假辨矣謹白。ト何處ニテモ、後世ハコトミナ便利ナルヲ好ムナリ。且ソノキザミ甚ダホソキユヘ絲煙ト云フナリ。

○買石

江談抄ニ云ク、備後守致忠(元方ノ男)買ニ閑院一爲ㇾ家。欲ㇾ施ニ泉石之風流一。未ㇾ能ㇾ得ニ立石一。則以ニ金一兩一。買ニ石一。件事風ニ聞洛中一。件事爲ㇾ事之者傳ニ聞此一。爭運ニ載奇巖怪石一。以至ニ其家一欲ㇾ賣ㇾ爰致忠咎ㇾ之云。今者不ㇾ買云々。賣ㇾ石之人則拋ニ門前一云々。(致忠奸黠可憎矣)然後撰ニ風流者一立ㇾ之云々ト。コレ過分ノ價ヲ以テ求メシ故ニ、爭ヒテ持チ來ルトミユ。此時ノ一兩ハ十匁ナルベケレバ、慶長金ノ二兩餘ニ當リ。サシテ過分ノ價ニアラズ。昔ハ諸物ノ賤シキコト考ヘミルベシ。カクノ如クナレバ、古ヘ官ノ富メルモ宜ナリ。

○德政

先ニ室町殿日記ニ載セタル、料足ノ手形ヲ觀ル。(此手形ハ草廬雜談ニノス。)姦民ノ爲スコトハ防ギガタキコト、思ヒシニ、大館常興幷大和晴通ノ記ト題スル書ニ云ク、天下一同ク德政行共可ニ返辨一ノ由。堅ク難ニ申合一。御法ノ德政ノ時ハ、借書文言ニヨリ、オシナベテ德政行フ事ナリ。其段覺悟アル錢主ハ、皆預リ狀ニスルナリト。コレニテマス〳〵姦民ノ恐ルベキヲシル。我國德政ノ始ハ考フベカラズ。西土ハ五代ノ石晉ヨリ始マル。小松内大臣敎訓狀ニ、德政ノコトアリ。其文左ノ如シ。

德政相論之事

近年の德政は。先例に替て兵具をこしらへ。貝を吹き。鐘をつき。勢をそつして倉を責る事。只山賊海賊に等し。君の御訪に、王御一代に一度づゝ、御年忌に六十六ケ國の德政をやらせ給ひし。當

時は内裏の宣旨にて、三年の内の借物を、こと〳〵く成べからず。取べからずといふ御綸旨にて、徳政をやり給けるは、今時の徳はすくめ往生の天とくにて、只盗人にも似たり。堅御成敗を可レ被レ加。

コレニテミレバ、我國ノ正史ニ載セザレドモ、德政ノ始ハ久シキコト、ミヘタリ。小松内大臣教訓狀ヲ熟讀スルニ、教訓ノ體ニアラズ。小松内大臣ヨリ後ノ事ヲモ載セタレバ、小松内大臣ノ作ニアラズ。後人ソノ名ヲ借リタルコト明ナリ。シカレドモ古雅ニシテ、近世ノ書ニアラズ。ソノ書ニ、京鎌倉ノ海道ト云フトモ、且平氏ヘ諂ヘバ、北條氏ノ時ノ書ト見ユレドモ、刑法ヲ說クモノ貞永式目ト合ハザレバ、貞永式目サダマラザル前ノ書ニシテ、寡婦ニ甚諂ヒタルコトアレバ、賴經將軍ノ代、二位禪尼政子政ヲ聽カレシ時ノ書ナランカ。サテ天正マデ德政行ハレシトミヘテ、遠州井伊谷龍潭寺ニアル。神祖ノ御書證トスベシ。御書左ノ如シ。

一祠堂物借曳之事米錢三和利式文子(字イ)ニ相定上ハ縱天下一同之德政國次之德政私德政雖ニ入來一令レ除之事

天正七卯三月廿一日　　御諱　花押

大樹寺勢蓮社磨譽上人

神祖天下ヲ統理シタマハザル時、カクノ如キ政アレドモ、神祖海内ヲ治メタマフニ至リテ、弊政蕩盡シ、天下一洗シテ、古今ニ勝レタル升平ヲナシタマフ。御德ノ廣大ナルコト知ルベシ。

○袁了凡

群書備考ニ云ク、家君督レ師渡ニ鴨綠江一。以ニ親兵千餘一。破ニ倭將淸正于咸鏡一。三戰斬馘二百五十級ト。コノ家君ハ袁了凡ナレバ、朝鮮ゼメノ時、加藤淸正、袁了凡ト鎗ヲ合ハセタリト云傳ヘタルモ宜ナリ。

○鯁涕

後漢書皇后紀ノ鯁涕註ナシ。通鑑胡三省ノ註曰、言ニ不レ出レ聲鯁咽而流レ涕也。文選王仲宣詠史詩曰、涕下如ニ縻綆一。李善引ニ說文一曰、綆汲レ井綆也ト。此時群臣董卓ヲ恐ルレドモ、婦人ハ甚ダ悲泣スベシ。且綆鯁同音ナレバ、綆トナシテ宜シカルベシ。

○充國用

南史ニ云ク、劉備取ニ帳構銅一鑄レ錢。以充ニ國用一ト。創業ノ人ハ、己ヲ儉シテ、國用ヲ專トスルコトカクノ如シ。

○金蠶

珍玩考ニ、金蠶ヲ載セテ云ク、右千牛兵曹王文秉。丹陽人。世善刻レ石。其祖嘗爲ニ浙西廉使裴璩一。采ニ碑於積石之下一。得下一自然員石如ニ毬形一或如中磚斷上。乃重疊如ニ殼相包一。斷レ之至レ盡。其大如レ拳。復破レ之中有ニ一蠶一。如ニ蠐螬一。蠕々能動。人不レ能レ識。因棄レ之。或云。欲レ求ニ富貴一。莫レ如レ得ニ石中金蠶一。畜レ之則寶貨自致矣。問ニ其形狀一則石中蠐螬也ト。本草綱目ニ載ル金蠶トチガヒタルヤウナレドモ、寶貨自致ト云フニテミレバ、一物トミヘタリ。サテ史記正義ニ、括地志ヲ引キテ云ク、晉ノ永嘉ノ末ニ、齊ノ桓公ノ墓ヲ發クモノアリテ、金蠶數十薄ヲ得タリトアリ。コノ金蠶モ、珍玩考ニノスル金蠶ノ樣ニモキコヘテ、トクト解セザリシニ、南史ノ始興王鑑ノ傳ニ云ク、發ニ古冢一得下金銀爲ニ蠶蛇形一者數計上。古人或用レ之。設ニ其薄一以象レ生也。蓋漢天子冢埋ニ禽獸雜物一之意ト、コレニテヨク解シタリ。

○九鼎

天下開物ニ云ク、禹鑄ニ九鼎一。則因下九州貢賦壤則已成。入貢方物歲例已定。疏ニ濬河道一已通。禹貢業已成中書。恐下後世人君增レ賦重レ歛。後代侯國冒ニ貢奇淫一。後日治レ水之人不上レ繇ニ其道一。故鑄ニ之鼎一。不レ如ニ書籍易レ去。使下有レ所ニ遵守一不上レ可ニ移易一。此九鼎所レ爲レ鑄也。年代久遠。末學寡聞。如下蠙珠暨魚狐狸織皮之類皆其刻ニ畫于鼎上一者上。或漫滅改レ形。未レ可レ知。陋者遂以爲ニ怪物一。故春秋傳。有下使レ知ニ神姦一不

レ逢二魑魅一之說上也ト。コノ說遠ニヨリガタケレドモ、千古ノ發明ユヘコヽニ記ス。

〇三　智

功物語ニ云ク、松平伊豆守信綱ノ宰臣タル時ニ、上ノ御庭ニ大石アリテ、引キ除クベキ樣ナカリシヲ、信綱地ヲ掘リテ、大石ヲ埋メシムト。マタ云ク、公儀ニテカラカネノ水溜高サ四尺、長サ五尺。厚サ七寸ナルヲ、數多被二仰付一シニ、鑄物師コノ價ヲ夥シク申ケレドモ、コレヲ貫目ニカケテ吟味スベキ樣ナシ。役人コレヲ信綱ヘ申シケレバ、信綱ノ云ク、マヅ鑄物師ノ申ス通リニテ申シ付ケ、出來ノ上、貫目ヲ以テ算用スベキヨシナリ。役人已ガ了簡ハナケレドモ、其通リニ申付クル處ニ、信綱水溜ノ數ノ外、ヒトツ申シツケラレヨトアリテ、役人申付ク、サテ水溜出來シタル時、コレヲ掛クベキチギリナシ。コノヨシヲ信綱ヘ伺ヒケレバ、信綱ソノ數ノ外ニ申シ付ケタルヒトツノ水溜ヲ、タガネニテクダキテ、貫目ヲ掛ケ、ソノ手間ヲツモリテ、價ヲ與ヘラルト。マタ云ク、先年大坂ノ御城ノ天守ヘ雷オチケルトキニ、大石ヲ天守ノ二重メヘハネアゲタリ。コレヲ下セバ夥シキ入用カヽルコト故、役人サマザマト了簡シケル折節、信綱上使トシテマヰラレケレバ、役人コノ由ヲ信綱ヘ申ス。信綱石匠ヲアゲテ、クダ〳〵ニ切リテオロスベシト指圖アリ。其通リ申シ付ク、入用少クシテ大石ヲ下スト。コレ等モ皆西土ニアリシコトナレドモ、信綱有智ノ人ユヱニ、暗ニ西土ノ事ト合ヒタルニヤ。西土ノ事ハ左ニ記ス。

漢孫寶爲二京兆尹一。有下賣二饊散一者上。今之饅餅也。偶與二村民一相二逢於都市一。擊二落饊餅一盡碎。民認レ損（塡イ）二五十枚一。賣者堅言二三百枚一。因致二喧嘩一。至二大守之前一。引問無二以證明一。寶令下別買二饊餅一一枚上。秤見二分兩一。乃都秤二碎者一。細折立見二元數一。衆皆嘆服。賣者乃服二虛誕之罪一。

宋時陝西因二洪水一。下二大石一塞二山澗中一。水遂橫流爲レ害。石之大有下如レ屋者上。人力不レ能レ去。州縣患レ之。雷簡夫爲二縣令一。乃令下二各人一各于二石下一穿中一穴上。度如二石大一。挽レ石入レ穴窖レ之。水患遂息。元時福山之石於二上國一無レ所レ用。的斤與二之唐人一。石大不レ能レ動。唐人以二烈火一焚レ之。沃以二釅醋一。其石

碎乃輩皿之

○得微雨蘇

宋史趙立傳ニ云ク、金人撃レ之死。夜半得ニ微雨一而蘇ト。微雨ヲ得テ蘇スレバ、瘡夷ノ者ニハ、水ヲ忌ムト云ヘルモ、必トスベカラザルカ。

○鑄金爲神主

元史宋本傳ニ云ク、國制範ニ黄金一。爲ニ太廟神主一ト。黄金ヲ以テ神主ニ鑄バ、誠ニ無益ノ甚シキナリ。張珪傳ニ云ク、比者仁宗皇帝皇后神主。盜利ニ其金一而竊レ之。至レ今未レ獲ト。無益ノ弊ヤ。盜天子ノ神主ヲ竊ムニ至ル。コレ不敬ノ大ナルナリ。元ノ亡ブルコト宜ナリ。

○金泥寫藏經

元史ニ云ク、有レ旨集ニ善書者一。粉ニ黄金一爲レ泥。寫ニ浮屠藏經一。帝在ニ上都一。使下ニ左丞速速一詔ニ吳澄一爲上序ト。イヅクニテモ佛經ヲバ、金泥ニテ書寫スルニヤ。

○乾坤通寶

建武二年ノ記ニ、建武元年ニ錢ヲ改メ鑄ル事ヲノス。其詔左ノ如シ。

詔居ニ聖人之大寶一。理究ニ變通一。天地之洪規事ニ沿革一。察ニ時制法一。爰拘ニ一途一。國家有レ錢。其來尚矣。周武關レ基。九府之圜法肇興。漢文隆レ業。四銖之形勢更彰。金鐵之品。龜龍之類。象レ物雖レ區。同レ歸節レ用。本朝垂レ範。上世以來屢改ニ官文一。載ニ傳簡牘一。所謂自ニ天平寶字一。至ニ于天德一十有餘度。綿歷最詳。及ニ近古一求ニ之外聞一。擅敷ニ俗間一。官法如レ忘。頗違ニ彝倫一。復枉ニ政令一。今以ニ新化一。爲レ除ニ舊弊一。始造ニ官錢一。須レ頒ニ天下一。濟レ世便レ民。孰謂レ不レ爾。仍文曰ニ乾坤通寶一。銅楮並用。交易莫レ滯。仁義所レ本。定樂ニ風成一。告以ニ宸衷一。若レ稽(マヽ)ニ天理一。主者施行。

建武元年三月日

建武ノ時、錢ヲ鑄ルコト諸書ニミヘズ。コノ錢鑄ルコト少ク、後醍醐帝ノ位ニ在ルコト、數歲ナラズシテ、南北ニワカレ給フニヨリテ、乾坤通寶ノ錢、天下ニ流行セザリシユヘニ、書傳ニノセザルナルベシ。コノ詔ニ、銅楮並用トアレバ、コノ時ニ札モツカヒシトミヘタリ。建武ハ元ノ末ニアリテ、西土ニテ專ラ鈔ヲツカヒシナレバ、我國モ西土ノ制ニ傚ヒテ、暫ク札ヲツカハレシナルベシ。

○茶

蒐藝泥赴ニ、年中行事ヲ引キテ云ク、栂尾ハ宇治ヨリ以前ノ茶ノ名譽アリ。日本ニ茶ヲ用フルコトハ、明惠上人ヨリ以前ノコトナリ。季ノ御讀經ハ、天平元年ニハジメラレテ、貞觀ノ比、每季ニ行ハレシニ、第二日ニ引茶トテ、僧ニ茶ヲ給フコトアリト。コノ說ノ如クニテ、我國ヘ茶ノ渡リシハ久シキコトニテ、木綿ノ種ノ如クニ中絕シテ、後又ワタレリトミヘタリ。海人藻芥ニモ、茶ハ自二上古一我朝ニアリ。葉上僧正入唐ノ時、重テ茶ノ種ヲ被レ渡。栂尾明惠上人翫レ之トアレバ、再ビ渡リタルコト明ナリ。

○智醫

智囊補ニ云ク、唐時京城有二醫人一。忘二其姓名一。有二一婦人一。從二夫南中一。嘗誤食二一蟲一。常疑レ之。由レ是成レ疾。頻療不レ痊。請看レ之。醫者知二其所一レ患。乃請二主人姨嬭中謹密者一人一。預戒レ之曰。今以レ藥吐瀉。即以二盤盂一盛レ之。當二吐之時一。但言下有二一小蝦蟇一走去上。然切不レ得レ令下二病者一知上。是誑語也。其奴僕遵レ之。此疾永除。又有二一少年一。眼中常見二一小鏡子一。使二醫工趙卿診一レ之。與二少年一期。來晨以二魚鱠一奉候。少年及レ暮赴レ之。延二于內一。且令三從容候二客退後一。方接レ儀而設レ臺。止施二一甌芥醋一。更無二他味一。卿亦不レ出。迨レ久促不レ至。少年飢甚聞二醋香一。不レ覺屢啜レ之。覺二胸中豁然眼花不一レ見。因啜盡。趙卿方出。少年慙謝。卿曰。郎君先因二喫レ膾太多一。飲レ醋不レ快。又有二魚鱗于胸中一。所二以眼花適來一。所レ備芥醋。只欲二郎君因レ飢以啜一レ之。今果愈レ疾。烹鮮之會。乃權詐耳。請退謀二朝餐一ト。コノ二醫ハ固ニ智ナリ。後ノ醫ヲスルモノシラズンバアルベカラズ。

○四至

裁判至要抄ニ云ク、弘仁二年二月三日ノ格ニ云、田地占請之輩。偏限ニ四至ニ不レ論ニ町段ニ。是以檢ニ四至ニ。則渉ニ于官舍人宅ニ。勘ニ町段ニ。則不レ滿ニ四至之內ニ。求ニ之政途ニ。理不レ合レ然。自レ今以後。占請地ハ定ニ町段ニ。不レ依ニ四至ニト。弘仁ヨリ後、イマノ用法ノ如ク、四至ヲ論ゼズ。專ラ町段ニ依ルトミエタリ。

○花

鶴林玉露ニ云ク、洛陽ノ人謂ニ牡丹ヲ爲レ花。成都ノ人謂ニ海棠ヲ爲レ花。尊ニ貴之ヲ也ト。我國ノ人ハ櫻ヲイフテ花トナス。コレモ賞翫スルニヨリテナリ。人情ハイヅクモタガヒアラザルナリ。

○五等錢

宋ノ世ノ錢、當十、當五、當三、折二、小錢ノ五等ヲ行ヒショリ、明モ五等ノ錢ヲ行フ。王圻續文獻通考曰、太祖洪武初。鑄ニ洪武通寶錢ヲ。其制凡五等。當十錢重一兩。當五錢重五錢。當三當二重皆如ニ比當之數ヲ。小錢重一錢ト。大明會典何喬遠ガ名山藏。鄧元錫ガ函史モ、コレニ同ジケレバ、當十ハ十文錢ユヘ重サ十匁。當五ハ五文錢ユヘ重サ五匁。當三ハ三文錢ユヘ重サ三匁。當二（諸書多クハ折二ト云フ。）ハ二文錢ユヘ重サ二匁ニシテ、小錢重サ一匁ナリ。續文獻通考ニ曰ク、二十二年復定ニ錢制ヲ。小錢一文用レ銅。一錢三分餘ノ四等錢ハ、依ニ小錢制ニ。遞增ト。コレ名山藏ト異ナリ。名山藏ニハ、二十二年令ニ造ニ小錢ヲ。一十文至ニ五十文ニ。以便ニ民用ニ。每ニ生銅一斤ニ。鑄ニ小錢一百六十折二錢八十。當三錢五十四。當五錢三十二。當十錢一十六ニ。二十三年定ニ錢制ヲ。每小錢一文銅一分。其餘四等錢依ニ小錢制ニ遞增ストアリ。二十三年ノ小錢ヲ造リ。一十文ヨリ五十文ニ至ルハ、諸書省キテ記サズ。續文獻通考ニ、二十三年ノ小錢一文、用レ銅一錢二分ト。名山藏ノ每ニ小錢一文ハ銅一分ト、一文ニテ一匁ノタガヒアレドモ、今猶重サ二分ノ洪武通寶錢アレバ、名山藏ニ云フゴトク、洪武二十三年ノ後ハ、小錢重サ一分ヨリ遞增ノ五等ノ錢ヲ通用スルコト明據アレバ、續文獻通考ノ小錢一文用レ銅、一錢二分ト云フハ誤ナルベシ。名山藏

毎生銅一斤ノ下ニ、生銅一斤ニテ、重サ何程ノ五等ノ錢ヲ鑄ルコトヲ云ハザレバ解シガタシ。敦書意ヲ以テ量ルニ、生銅一斤ハ百六十匁ナレバ、小錢重サ二分ヨリ遞增シテ、當十重サ二匁ノ五等ノ錢ヲ鑄バ、重サ二分ノ小錢一百六十ニテ銅三十二匁、重サ四分ノ折二錢八十ニテ銅三十二匁、重サ六分ノ當三錢五十四ニテ銅三十二匁四分、重サ一匁ノ當五錢三十二ニテ銅三十二匁、重サ二匁ノ當十錢一十六ニテ銅三十三匁、合セテ百六十匁四分ニテ四分不足シ、其上火耗アレドモ、生銅ナレバ、鉛錫ヲ交ヘバ、四分ノ不足火耗補フベケレバ、毎生銅一斤ヨリ一十六マデノ三十五字、二十三年ノ依ニ小錢制。遞增ノ下ニアルベシ。カクノ如クナラザレバ解スベカラズ。尙又食貨ニ委キ人ニ尋ヌベシ。サテ康熙通寶ノ重サ二分ノ小錢多クアレバ、淸モ重サ二分ノ小錢行使スルト見ヘタリ。

○宰相

唐ノ中書令、眞ノ宰相ニシテ、中ゴロ改メテ左右相トス。他官ヲ以テ參スルモノハ定マレル員ナシ。同中書門下三品及ビ平章國重事ノ名ヲ加フル者ハ、並ニ宰相タリ。宋ノ初メニハ同平章事ヲ宰相トシ、唐ノ制ニヨリテ中書門下平章事ト稱ス　參知政事宰相ニ副ヒテ大政ヲ毗ク。親王宰相ノ知政事ヲ罷メテ、出デ留守節度使トナリ。京尹ノ出デテ守判トナリテ、侍中中書令、同平章事ヲ兼ヌル者ハ、使相ト稱シテ、政事ニ預ラズ。敕ニ書セズ。宣敕ト除授トニハ、敕尾ニソノ御ヲ存ス。元豐ノ新制ニハ、同平章事參知政事ヲ廢シテ、三省ニ歸シ、侍中、中書令、尙書令ハ、官ノ高キヲ以テ除セズ。尙書左僕射ハ、門下侍郎ヲカネ、侍中ノ事ヲ行ヒ、右僕射ハ、中書侍郎ヲカネ、中書令ノ事ヲ行ヒテ、眞ノ相トシ、尙書左右丞ヲ以テ次相トス。明ノ洪武中ニ、周ノ六官ニ倣ヒテ、六部ヲ置キテ九卿ニ列シ、五府、六部、都察院、通政司、大理寺、庶政ヲ分チ治ム。後ノ嗣丞相ヲ立ツルコトヲ許サズ。臣下ノ丞相ヲ設ケント奏請スルモノハ、文武ノ群臣卽時ニ劾奏シテ、重刑ニ處ス。西土ノ丞相ヲ改置スルハ煩シキ事ナリ。

○方伯錢

淸異錄ニ云ク、唐季王侯競作ニ方便囊一。重錦爲レ之。如ニ今之照袋一。每ニ出行一雜ニ置衣巾・昆鑑・香茶・詞冊一。頗爲ニ簡快一ト。方便囊ト云フ文字ニテミレバ、四角ノ袋ニテ、イマ僧ノ出行スルトキ、首ニカクル頭陀袋ト同ジ樣ナリトミユレバ、頭陀袋ハ唐ノ遺制ナルカ。

○國字返簡

公私雜翰ニ、琉球國ヘノ返簡ヲノス。其文左ノ如シ。

文くわしく見申候しん上の物たしかにうけとりぬめてたく候

永享十一年御印判

りきう國のよのぬしへ

ソノ比ハ、外國ヘノ返書モ國字ニテアリトミユ。コレモオモシロキコトナリ。サテ御印判トアルハ、義教公ノ御印ナルベシ。

○婦人不稱行狀

吹劍錄ニ云ク、漢ノ烈女傳搜ニ次材行一。晉烈女傳載ニ修六行一。班姬女史箴有ニ婦行篇一。然古今志ニ婦人一者。止曰レ碑曰レ誌。未ニ曾稱ニ行狀一。近有下鄕人志ニ其母一曰中行狀上。不レ知ニ何所レ據ト。婦人ヲ誌シテ行狀ト云フモ、審ナラザルコトナレドモ、古ヘニ從ヒテカクコト宜シカルベシ。

○菟裘賦

兼明親王龜山ノ麓ニ隱居シテ、菟裘賦ヲ作ル。親王薨ジテ後、親王ノ次男伊陟ヘ、帝ヨリ何タル文ヲカ作リオカレシト御尋アリシニ、伊陟コトナルモノモ侍ラズ、ウサギノ裘コソ候ヘト申サレシカバ、御覽ゼントアリシニ、カノ菟裘賦ヲ奉レリ。菟ノ字ハ、兎ノ字ニ似タレバナリ。唐ノ韓退之ガ子闇劣ニシテ、集賢校理タル時ニ、史傳ノ中ニ、金根車ヲ說ク處アレバ、ミナ臆斷シテ誤リト思ヒテ、悉ク根ノ字改メテ、銀ノ字トナス。伊陟モコレ等ノ人ナルベシ。スグレタル人ノ子ノ不肖ナルハ、誠ニ是非ナキコ

トナリ。

○上　下

布衣記ニ曰、馬ノ時僮僕者事、衛府ノ時ハ、童一人、郎從二人、調度懸一人、舍人三人、中間六人、其儀ハ時ニ隨ヒ、ソヘノ若黨、中間、跡ニ上下着召シ具スト。布衣記ハ、伏見院永仁三年ニカケル書ナレバ、上下ノ名ハ久シキコトナリ。今ノ上下其制ハチガヒアルモ、コノ名稱ニヨルナリ。

○袍

唐書ニ云ク、德宗季秋出畋。有二寒色一顧二左右一曰。九月猶衫。二月而袍。不レ爲レ順レ時。朕欲レ改レ月。謂レ何。左右稱レ善。李程獨曰。玄宗著二月令一。十月始裘不レ可レ改。帝瞿然止ト。西土ノ人ハ常ニアツキモノヲキルユヘニ、十月ヨリ裘ヲ著スルナラン。

○琉球貢使

親基日記ニ云ク、六月廿八日琉球人參レ洛。當御代六箇度目。號二長史一。於二御寢殿庭前一。一人懸二御目一。三拜申ス。庭鋪レ席ト。コレニテ其比ノ、琉球ノ貢使ノ拜謁ノ式ミルベシ。

○大嘗會

永和大嘗會記一名御禊記。ニ云ク、主基ノ神供ハテ、廻立殿ヘカヘラセ給フ。采女カヘリ申ストカヤ申ス。後、鳳輦ニメシテ官廳ヘカヘリ入ラセ給フ。此程雪フリテ、イトオモシロク、文和ニモ雪フリ侍リシ。代々御佳例ニテ侍ルトカヤト。雪ハ豐年ノ瑞ナレバ、サモアルベキニヤ。

○朱

梁ノ時官錢ニアラズシテ、民間ニ行フ錢ノ内ニ、徑リ七分半、重サ三銖半ノ五銖錢アリテ、文ヲ五朱ト云フ。コレ銖ヲ省キテ朱トスルナリ。甲州金ノ銖ミナ朱トアルハ、コレニヨルナラン、

○捕賊與西土

南方紀傳ニ云ク、應永二年ノ秋、義滿公賊徒ヲ召シ捕ヘ、大明ニ遣ス。八年二月、義滿公大明ノ帝ヘ黄金ヲオクルト。コノ比ハ明ト使ノ往來アルノミナラズ。賊徒黄金マデヤラル、ハ、明ヲ甚ダ貴バレシトミヘタリ。サテ應永ノ比ハ、我國ヨリ明ヘヤラル、ホド、黄金多クシテ、銅ハスクナキニヤ。義政公永樂錢ヲ明ヘ請ハル。善隣國寶記ニ、其書ヲ載ス。文左ノ如シ。

倜書并給賜等物。一一拜納。無レ堪ニ感荷之至一。抑弊邑久承ニ焚蕩之餘一。銅錢掃レ地而盡。官庫空虛。何以利レ民。今差ニ使者一入朝。所レ求在レ此耳。聖恩廣大願得ニ壹拾萬貫一。以滿ニ其所一レ求。則賜莫レ大レ焉。謹錄奏上。企容惟望。右咨ニ禮部一。

成化拾玖年癸卯春三月日　　日本國臣源義政

明ノ年號ヲ用ヒラル、ハ甚シキコトナリ。サテ日本紀ニ云ク、顯宗天皇二年、歲比登稔。百姓殷富。稻斛銀錢直ニ一文。宣化天皇元年。詔曰。食者天下之本也。黄金萬貫不レ可レ療レ飢。白玉千箱何能救レ冷トアレバ、我ガ國ヨリ金銀出デザルマヘ、海表ノ國ヨリ金銀ヲ貢シテ、我國ニ行ヒシトミヘタリ。

○六枳關

容齋隨筆ニ云ク、鄱州種ニ枳六本一。以爲ニ藩離之限一。立ニ小門一。名曰ニ六枳關一ト。今カラタチノ木ヲ墻トナスモ、西土ノ事ニヨレルナリ。

○避嫌名

五雜組ニ云ク、宋時避ニ君上之諱一。最嚴。宋板諸集中。凡嫌名皆闕不レ書。如ニ英宗名曙。署樹皆云ニ嫌名一。不レ知ニ樹音原不一レ同レ曙也。欽宗名桓。而完云ニ嫌名一。不レ知ニ完音原不一レ同レ桓也。仁宗名禎。而貞觀改作ニ正觀一。魏徵改作ニ魏證一。不レ知ニ徵禎不一レ同レ音也。又可レ怪者。眞宗諱名恒。而朱子於ニ書中一。有レ恒獨不レ諱。不レ知ニ其解一。或以ニ親盡而祧一耶。至ニ於胤義一其不レ諱宜矣ト。宋ノ世ニ至リテ、嫌名マデ諱ミテ、厭ハシキコトシルベシ。今ノ刊行ノ杜註左傳ニ、桓完等ノ字ハ、一畫ヲ闕ケバ、宋板ノ本ヲ翻刻スルトミ

ヘタリ。

○鉛槧

群砕録ニイハク、鉛槧槧板長三尺。謂下以レ鉛刻二於槧一而書上レ之。木可二修削一。故簡板稱二鈆削一ト。漢ノ楊雄以レ鉛。摘次二之於槧一。鉛ヲ以テ木簡ニ字ヲ刻スルナリ。文選ノ懐二鉛筆一ヲ、李周翰ガ註ニ云ク、鉛ハ粉筆也。所二以理一レ書ト也。コレハ胡粉筆トナシテ註ストミヘタリ。

○上疏

岩棲幽筆ニ云ク、漢高手勅云。上疏宜二自書一。勿レ使レ人也ト。コレニテミレバ、上疏ハ重キコトユヘ、自筆ニカクベウナレドモ、宋史ニ、朱熹所レ奏。凡七事。其三事。手書以防二宣洩一ヲトアレバ、ノコラズ自筆ニテナク、其中ノ密事ヲバ、自ラ書クトミヘタリ。

○痡

釋名ニ曰ク、心痛曰レ痡ト。コレニテ病名モ、古ヘトタガヘルコトミルベシ。

○肥

水經ノ註ニ、博物志ヲ引キテ云ク、酒泉延壽縣南山。泉水大如レ筥。注レ地爲レ溝。水有レ肥如二肉汁一。取著二器中一。始黃後黑。如二凝膏一然。極明與レ膏無レ異。膏二車及水碓釭一甚佳。彼方人謂二之石漆一。水肥所在有レ之。非レ止二高奴縣洧水一也ト。肥ハ水中ヨリ生ズル油ノ浮ビテ、水面ニアルヲ云フナリ。漢ノ相馬ヲ如淳註シテ云ク、主二乳馬一以二韋革一爲二夾兜一。受二數斗一盛二馬乳一。桐取二其上肥一。因名ト。コレニヨレバ、水漆ニカギラズ、總テ油ノ如ク柔ニカタマリテ浮クモノヲ肥ト云フナリ。楊升菴全集ニ云ク、石燭一名水肥。一名石液。今之延安石脂也ト。後世ニテハ、石漆ノ一名トナレリトミヘタリ。本草綱目ニ、石燭、水肥、石液、石脂ノ四名ヲノセズ。

○蠲紙

楊升菴全集ニ曰ク、古有ニ錫紙一。以ニ藥粉之屬一。使ニ之瑩滑一。錫之爲レ言潔也ト。イマノキラ紙ノヤウナルモノトミユ。

○肉飛

吳越春秋ニ云ク、慶忌之勇也。所レ聞也。筋骨果勁。萬人莫レ當。走追ニ奔獸一。手接ニ飛鳥一。骨騰肉飛ト。肉飛ハ、イマノカコブノコト、ミヘタリ。

○千字文

尙書故實ニ云ク、千字文梁周興嗣編次。而有ニ王右軍書者一。人皆不レ曉。其始乃梁武帝敎ニ諸王書一。令ニ殷鐵石ニ于ニ大王書中一。搨ニ一千字不レ重者一。毎片紙雜碎無レ序。武帝召ニ興嗣一謂曰。卿有ニ才思一。爲レ我韻レ之。興嗣一夕編綴進上。鬢髮皆白ト。談苑ニ云ク、千字文題云ニ勅員外郞散騎侍郞周興嗣次韻一。勅字乃梁字傳寫誤爾。當時帝王命令尙未レ稱レ勅。至ニ唐顯慶中一始云。不レ經ニ鳳閣鸞臺一。不レ得レ稱レ勅。勅之名始定ニ於此一ト。千字文ハイマノ人ノ常ニ翫ブ書ナレバ、是等ノコト知ルベシ。

○蠻

蠻譜ニ云ク、匡長而銳者謂ニ之蠻一ト。先年金澤ノ海ニアリトテ、セミ蠻ト云フモノヲミタリ。形蠻ノ如クシテ長シ。卽チ蠻ナリ。

○宍人

今シヽドヲ完戸トカケドモ、姓名錄抄ニ完人トアリ。按ズルニ、續和漢名數ニ、宍戸ノ宍ハ、肉ノ古字ナリト。完ハ宍ニシテ、宍戸宍人二ツナガラキコユレドモ、古ヘニヨリテ宍人トカケルヨロシカラン。

○銜葉而嘯

通典ニ云ク、銜葉而嘯。其聲淸震。橘柚尤善。或云。卷ニ蘆葉一爲レ之。形如ニ笳首一也ト。イマ小兒コレヲナスモ、西土ノコトニ效フナリ。

○劐

救荒本草ニ云ク、雞眼草。又名ニ掐不齊ー。以下其葉用ニ指甲ー掐レ之。作レ劐不ル齊。故名ト。劐ハヤハズノ如キモノナレドモ、劐ノ形シレザリシニ、農政全書ノ農器ノ中ニ劐アリ。ソノ形ヤハズノ如シ。左ニ圖ス。

掐 他勞切 搯也。 劐 呼鑊切 裂也。 鑱 仕衫切 鋻也、刺也。

如ㇾ鑱而小ク中ニ有ニ高脊ー。
長サ四寸許、濶サ三寸。

○雜戲

文獻通考ニ、雜戲ヲ委ク載ス。イマ我國ニアルモノヲ左ニ略記ス。

吞刀、〔割註〕漢ヨリアリ。唐ノ高宗ノ時ニ、天竺ヨリ伎ヲ獻ズ。自カラ手足ヲ斷チ腸胃ヲ刳剔ス。帝ソノ人ヲ驚カスヲ惡ミテ、西域ノ關津ニ勅シテ、中國ニ入ラシメズ。」顚面戲、〔割註〕唐ニアリ。手ヲ以テ足ヲアゲテ、額上ニ加フ。」絙戲、〔割註〕漢ノ世ニ大絲繩ヲ兩柱頭ニカケ、相去ルコト數丈ニシテ、兩倡對舞シテ、繩上ヲ行キテ面ヲ對シ、相逢ヒテ、肩相切シテ傾カズ。」獿騎戲、〔割註〕石虎ガ時ニアリ。額上竿ニ緣リテ、上ニ至リ、鳥飛シテ左廻右轉ス。又橦ヲ以テ、口齒ニ著テ上ルコトカクノゴトシ。」緣橦伎、〔割註〕漢ノ世ニ都盧ト云フナリ。又跟ヲカケ、腹ヲ旋シ、ミナ橦ニヨリテ伎ヲアラハス。」藏挾戲、〔割註〕幻人ノ術ナリ。物象ヲトリテ懷ニシテ、觀者其機ヲミルコトアタハズ。」雜旋戲、〔割註〕雜器ヲトリテ竿標ヲ圓旋シテ、オチザラシム。」蹴瓶戲、〔割註〕瓶ヲ蹴テ鐵鋒枝端ヘアゲシメ、實ハ水精丸ト瓶ト相値回旋シテ失ハズ。」拗腰伎、〔割註〕ソノ身ヲ翻折シテ、手足ミナ地ニ至リ、口ヲ以テ器ヲ銜ミテ立ツ。」

馬端臨ノ云ク、雜戲ハミナ民心ヲ善クシ、民俗ヲ和スル所ニアラズト。馬氏ノ說ノ如ク、雜戲ハ民俗ヲ

害スルモノナレドモ、古ヘヨリアリキタリタル戯ハ、禁斷シガタキモノナレバ、新ニナセル今ノ人馬戯ノ如キハ、イタク禁ズベキコトナリ。（元文五年人馬戯ハヤリ、其後ヤム。）

〇天平感寶

愚管抄ニ云、天平感寶元年七月二日、孝謙天皇卽位。コノ天平感寶ハ、四月十四日ニカク改元アリケレド、其年ノ七月二日、又天平勝寶トカワリニケレバニヤ。常ノ年代記ニハ、コノ年號ヲバカキノセヌナルベシト。コノ說ノゴトクシテ、今コノ年號シル人少シ。

〇樂石

先年アルヒト樂石ト云フハ、イカナル石ゾト問ヒシニ、樂石ハ樂器ニ用ユル石ナルベシト答フ。其後、古文苑ヲミレバ、秦ノ始皇ノ嶧山ノ碑ヲ載ス。ソノ碑文ノ終リノ刻ニ此樂石一以著ニ經紀一。ト云フトコロニ、樂石ノ注アリテ、樂器ニ用フル石タルコトアキラカナリ。注文左ノゴトシ。

樂石（石之精堅堪レ爲ニ樂石一者。如ニ泗濱浮磬之類一。）

サテ嶧山ノ碑ハ、史記ニノセズ。古文苑ニ載セテ、注解ツマビラカナリ。

〇阿蘭陀文字

法苑珠林ニ云ク、昔造レ書之主。凡有ニ三人一。長名曰レ梵。其書右行。次曰ニ佉盧一。其書左行。少者倉頡。其書下行ト。阿蘭陀字右行ニテ二十五字。其體篆眞行草ノ如キアリテ、横ニ續ケテ用ユ。（書ケ様ハ、阿蘭陀文字略考ニノス。）今二十五字并ニ數字ヲ記ス。サテ書史會要ニ云ク、帝師巴思八作ニ蒙古字一。一字具ニ平上去三聲一。輕呼俱則同ニ平聲一ト。巴思八ハ僧ナレバ、梵字ニ效ヒテ作ルナルベシ。大淸紀事ニ、太祖ノ天命五年ニ、造ニ滿字一。大宗ノ天聰六年、大海始用ニ滿字一。譯ニ歷代史書一。頒ニ行國中一。人盡通曉服用ストアレバ、滿字ハ明ノ萬曆年中ニ作ルナリ。阿蘭陀文字二十五字左ノ如シ。阿蘭陀コレヲ「あべせで」ト云フ。我國ニテ、コレヲ阿蘭陀イロハト云フナリ。

アベセデヨリ讀ミハジム。

A, B, C, D, E, F,

G, H, I, K, L, M,

N, O, P, Q, R, S,

T, U, V, W, X, Y,

Z,

一　二　三　四　五　六
1　2　3　4　5　6
七　八　九　十　十一　十二
7　8　9　10　11　12
十三　十四　十五
13　14　15
百　千　千五百十二
100　1000　1512
千五十
1050

凡数文字左ヘ讀ムベシ。

〇朝鮮諺文

朝鮮諺文左ノ如シ。用ヒ様ハ、朝鮮諺文字母ニ詳ナリ。サテ朝鮮ニテ俗ノ讀ミヤスキタメニ、諺文ヲ以テ書ヲ譯ス。我國伊呂波ニテ書籍ヲ譯シテ、諺解トイフハ、アヤマリナルベキカ。

ᄀ ᄂ ᄃ ᄅ ᄆ ᄇ ᄉ ㅣ ㆁ

가	갸	거	겨	고	교	구	규	그	기	ᄀᆞ
나	냐	너	녀	노	뇨	누	뉴	느	니	ᄂᆞ
다	댜	더	뎌	도	됴	두	듀	드	디	ᄃᆞ
라	랴	러	려	로	료	루	류	르	리	ᄅᆞ
마	먀	머	며	모	묘	무	뮤	므	미	ᄆᆞ
바	뱌	버	벼	보	뵤	부	뷰	브	비	ᄇᆞ
사	샤	서	셔	소	쇼	수	슈	스	시	ᄉᆞ
아	야	어	여	오	요	우	유	으	이	ᄋᆞ
자	쟈	저	져	조	죠	주	쥬	즈	지	ᄌᆞ
파	퍄	퍼	펴	포	표	푸	퓨	프	피	ᄑᆞ
카	캬	커	켜	코	쿄	쿠	큐	크	키	ᄏᆞ
차	챠	처	쳐	초	쵸	추	츄	츠	치	ᄎᆞ
하	햐	허	혀	호	효	후	휴	흐	히	ᄒᆞ

（一）稻葉熟水

湯品ニ云ク、稻葉熟水採二禾苗一陰乾。每レ用滾湯入二壺中一。燒二稻葉一帶レ焰投入。蓋密少頃瀉服。香甚ト。

コレニテミレバ、晋書ニ熟水トアルハ、煮冷シタル水ナリ。

昆陽漫錄 卷之二

〇改元

改元記ニ、三善清行論二革命一議狀。清行請二改元一議狀。革命勘文等ヲノセ、辛酉ノ歲ニ改元アルコトヲ說キテ、西土ニテモ辛酉ニ改元アリシコトヲ載ス。其文左ノ如シ。

昌泰四年三月重奏云。革命之歲。宜レ改二年號一。其奏在レ別。朝廷信納。乃改レ元。爲二延喜一。無レ幾唐人慮知遠來云。辛酉之年正月十六日。大唐有二劉廓均之亂一。宮中候（本ノマヽ）屍數千人。數日乃定改レ年爲二天福一。卽知天地災祥之會。出レ自二卦象之中一。猶三四時代謝。日月出入。皆有二定期一者也。

敦書按ズルニ、天福ハ五代石晉ノ年號ニシテ、辛酉ノ歲ニアラズ。其上延喜ハ、唐ノ昭宗ノ大復ニアタレバ、改元記年號ヲ書キ誤ルトミヘタリ。

〇雪水

駿州富士山ノ下ノ村ニテハ、糞シナシニ水ヲカケヒキシテ、麥ヲ作ル。コレ富士ノ雪水ユヘナリ。北國ノ蕨薇モ、大雪ノ年ハ肥ヘテ宜シケレバ、誠ニ雪ハ豐年ノ瑞ナリ。

〇都祭堂

晉書ノ成都王穎傳ノ都祭堂ハ、回向院ノ類ナリ。其文左ノ如シ。

盧志言二於穎一曰。黃橋戰亡者有二八千餘人一。既經二夏暑一。露二骨中野一。可レ爲二傷惻一。昔周王葬二枯骨一。故詩云。行有二死人一。尙或埋レ之。况此等致二死王事一乎。穎乃造二棺八千餘枚一。以二成都國秩一爲二衣服一。斂祭葬二於黃橋北一。樹二枳籬一。爲二之塋域一。又立二都祭堂一。刊レ石立レ碑。記二其赴レ義之功一。

〇洗馬池

信州洗馬宿ノ側ニ洗馬池アリ。土人ノ云ク、木曾義仲ノ馬ヲ洗ヒシ水ニシテ、此水アルユヘニ、洗馬ト名クト。大明一統志ニ、蘇州府ノ洗馬ヲ載セ、注シテ云ク、在府學南。又常熟縣北六里。亦有洗馬池。相傳、宋紹興初。尹翊練屯兵防江洗馬之處ト。コレニテミレバ、西土ニモアルコトナリ。サテ土人コノ水アルニヨリテ、洗馬ト名クト云フトモ、今ノ洗馬宿ハ、新洗馬ニテ、本洗馬ト云フ村アリテ、イニシヘハ本洗馬ヲ通リシガ、ソノ後イマノ路ヲ通ルナレバ、洗馬池ハ本洗馬ニアルベシ。

○紬

鎭江府志ニ、土人所織名南紬。織綿爲之名綿紬ト。紬ヲツムギト訓ズル宜キナリ。同書ニ云ク、紬臘似雀。黑身翎有雜。多畜之以爲戲ト。先年或書ノ中ニ、紬臘アリテ解セザリシニ、コレニテ鳥ノ名ナルコト明ナリ。

○之字

之ハ代コトニテ、容齋隨筆ニ委シ。其文左ノ如シ。

漢高祖諱邦。荀悅云之字曰國。惠帝諱盈。之字曰滿。謂臣下所避以相代也。蓋之字訓變。左傳陳侯使筮之。遇觀之否。謂六四變而爲否也。

○買飯

初潭集曰。嘉熙間峒丁反。吉州黃安　。黃炳鳩兵守備。一日五更報寇至。卽遣巡尉領兵迎敵。皆曰。空腹。炳曰。第速行。飯卽至矣。炳乃率吏役。携竹籮木桶。沿市門曰。知縣買飯。時人家餈炊方熟。皆有熱飯熱水。厚給其直。負之以往。士皆飽餐。一戰破寇ト。飯ヲ買ヒテ士ニ餈ス。誠ニ有知ノ人ト云フベシ。

○芋塹

天中記曰。閣皂山一寺僧。甚專力種芋。歲收極多。杵之如泥。造塹爲墻。後遇大飢。獨此寺四十餘

儉。食ニ芋頭ニ。以度ニ凶歲ニト。芋ハ農民ノ貯ヘヤスキモノナレバ、コレ救荒ノ一術ナルベシ。

○骰魚

閩書ニ云ク、骰魚ハ細如ニ米粒ニ可レ鮓。トアレバ、加州ヨリ出ヅル松百鮓ハ、骰魚ノ類ナラン。

○絲金

溪蠻叢笑ニ、金有ニ苗路ニ。夫匠識レ之名ニ絲金ニ。トアレバ、今ノ金蔓ノコト、ミユ。

○足輕

樵談治要ニ、足ガルト云フモノ、ナガク停止スベキコトアリテ、文明ノコロ野武士ナドノ類ニテ、惡黨ヲナス者ヲ足輕ト云フトミヘタリ。其文左ノ如シ。

むかしより天下のみだるゝ事は侍れど、あしがると云ふ事は、舊記などにもしるさゞる名目なり。平家のかぶろといふ事をこそ、めづらしきためしに申し侍れ。このたびはじめて出來れる足がるは、超過したる惡黨なり。そのゆへは、洛中洛外の諸社諸寺、五山十刹、公家門跡の滅亡は、かれらが所行なり。かたきのたてこもりたらむ所におきてはちからなし。さもなき所々をうちやぶり、或は火をかけて、財寶をみさくる事は、ひとへにひる強盜といふべし。かゝるためしは、先代未聞の事なり。是はしかしながら、武藝のすたるゝ所に、かゝる事は出で來れり。名あるさふらひの、たゝかふべき所を、かれらにぬきゝせたるゆゑなるべし。されば隨分の人の、あしがるの一矢に命をおとして、當座の耻辱のみならず。末代迄の瑕瑾をのこせる、たぐひもありとぞ聞えし。いづれも主のなき物はあるべからず。向後もかゝる事あらば、おの〳〵主々にかけられて、糺明あるべし。又土民商人たらば、立地におほせつけられて、罪科あるべき制禁をおかれば、千に一もやむ事や侍るべき。さもこそ下剋上の世ならめ。外國のきこえもはづべき事なるべし。

○詩學唐韻

字學集要ニ、詩學唐韻ヲノセアレドモ、清ノ毛奇齡ガ著ス古今通韻ニテミレバ、明ノ時ニ、唐ノ詩韻トスルモ誤ナルベシ。古今通韻ノ文左ノ如シ。

今世所ㇾ傳詩韻非ニ沈約韻ー。亦非ニ唐韻ー。乃宋南渡後。江北劉淵所ㇾ作。而元迄ㇾ明。誤用ㇾ之者。其書名ニ壬子新刊禮部韻略ー。按壬子爲ニ理宗淳祐十二年ー。

○午夜

雜俎稽言ニ云ク、有下謂ニ午夜ー者上。半夜也。時如ニ日午ー也ト、コレ午夜ハ、半夜ナリ。

○血脈類聚集記

武州金澤ノ龍源寺ニ藏ムル血脈類聚集記十三卷、文明中ニ寫セシモノニシテ、血脈ノコトナレバ、世ノ用ニハナラザレドモ、ソノウチノ、承元二年五月十五日トアル裏ニ書ケルニ、珍シキコトアリ。左ノ如シ。

此日雪降。上堂列（本ノマヽ）洞之間雷落。法勝寺九重塔燒失。

七音

敦書紅毛文字ヲ紅毛人ヘ尋ヌルニ、紅毛文字ノ寄セ合セ、ミナ五音ナレバ、西土ノ五音ハ西域ノ音ニヨルコト明ナリ。委クハ敦書著ス所ノ和蘭文字略考ニテ、考ヘ知ルベシ。

○艾糕

我國ノ古ヘノ草糕ハ鼠麴草ナリ。今ノ艾糕ハ朝鮮國ヨリ傳ヘシニヤ。朝鮮ハ我國ヘ近キユヘ、我國ノ風俗ノ移リタルニヤ。朝鮮賦ノ註ニ艾糕アリ。其文左ノ如シ。

三月三日取ニ嫩艾葉ー。雜ニ秔米粉ー。蒸爲ㇾ糕。謂ニ之艾糕ー。

○羅紗

東西洋考ニ、雅容ガ云ク、兜羅綿。刀矢不ㇾ能ㇾ入ト。刀矢不ㇾ能ㇾ入トアレバ、今ノ兜羅綿ヨリ厚シトミ

ユ。同書ニ、兜羅毛㲲織成。長者毎レ疋至二六七丈一。今人呼爲二哆羅嗹一。トアリテ、兜羅綿、羅紗、ワカチガタケレドモ、兜羅綿ハ羅紗ノコト、見ユ。元來西土ニテ、羅紗ヲ兜羅綿ト譯セシヲ、後アヤマリテ今ノ兜羅綿トナシタリトミヘタリ。和蘭ニテハ羅紗ヲラーケント云フ。

○赦令

柱史抄ニ、赦令ヲノス。其文左ノ如シ。

當日隨二職事告一。卽以參陣。上卿召二內記一。仰云。依二其事一被レ行二赦令一。詔書可二草進一者。內記問。可レ被レ用二何年例一哉。上卿被レ示者。非二其□限一。不レ然者相二逢職事一可レ尋者。尋二問子細一之後。內記成二詔草一。入レ筥持二參之一。內覽奏下如レ恒。卽淸書。淸書之後。覆奏如レ例。必有二御畫一返給。上卿乍レ居レ座。召二中務輔若丞一給レ之。〔割註〕輔丞若不參者召二外記一。外記於二宣仁門一給。召レ錄給也。」次召二檢非違使一。可レ免二囚人一之由。被レ仰レ之。但九條殿流。召二內記一仰二詔草一之後。不レ待二詔書之施行一。可レ免之旨。召二廷尉一仰レ之。是卽雖二一時一。不レ可二逗留一。可二免赦給一之故云々。抑常赦共何非レ[illegible]。改元。朔旦冬至。御卽位。御元服等。多是常赦也。其詞云。今日昧爽以前。大辟以下罪無二輕重一。已發覺。未發覺。已結正。未結正。繫囚見徒。皆以赦除。或依二先例一。有二高年者賑給事一。大赦。大辟以下。八虐。故殺人等咸皆赦除。但常赦所レ不レ免者。不レ在二赦限一者。大赦絕而不レ被レ行。當時所レ被レ行者。常赦非常赦也。非常赦臨時之勅定也。常赦之外。犯二八虐一。故殺。謀殺。强竊二盜一。常赦所レ不レ免者。悉皆赦除之字可レ加也。或依二先例一。調庸未進在二民身一者。同以免除。件調庸。今年以往四箇年之外免レ之。故實也。或被レ免下徭半徭幷未レ得二解由一者上也。

○閄

湧幢小品ノ、越國俗字ノ內ニ載アレバ、今ノ小兒ノ嬉戲ニ身ヲカクシテ、小兒ヲ[illegible]カスモ、西土ヨリ傳フトミエタリ。其文左ノ如シ。

亂　智識反。害ニ隠レ身忽出以驚ス人也。

○評定文

先年アル人、元亨三年ノ評定文ヲ寫シテ示ス。ソノ文左ノ如シ。コレニテ元亨ノ時ノ評定文ミルベシ。

元亨三年十月十二日　　評　定

良慶僧都與ニ幸勝丸一相ニ論越前國泉庄内鍬懸郷間一事

件郷事。良慶僧都者以ニ當郷一爲ニ質券一。去慶長元年。借ニ用錢貨百五十貫文一之時。不レ相ニ副例讓狀一者。難レ治之由。口入人舜實令レ申□難書。與レ之爲ニ質券一之條。同年十月十三日舜實請文分明之由。令ニ訴申一之處。如ニ幸勝丸陳答一者。平氏女對ニ手良慶僧都一。致ニ奉公一之間。限ニ永代一。讓ニ與彼氏女一云々。和ニ與幸勝丸一。云々。仍披ニ見件讓狀一之處。不レ相ニ副本券一。構下有ニ奉公之忠一令中讓與上之段。非レ無ニ疑殆一。且爲ニ質券一申來之條。舜實請文分明顯然者。便補ニ件借物一。於ニ年々土貢一。遂ニ結解一。可レ被レ返ニ付良慶僧都一矣。

裏ニコノ判アリ

章敦
章房
章躬
章方
明清
秀清

○往來

南都ノ興福寺ニ、春日邊往來アリ。圖ノ如シ。安宅ノ謡ノ、往來ノ卷物ハコレナルベシ。元來今ノ西國ノ通リ手形ノ如ク、コレヲシルシニシテ、國々ノ關ヲ通ルニヨリテ、往來ト名ヅケシトミヘタリ。

一、面　春日社　　極リタル寸法ナシ。四角ナル頭ノ木ノ長サハ、
一、面　唯識講往來　書付ノ文字ノ數ニヨリテ、長クモ短クモスル也。
一、面　判ニツ何院　軸ノ木ノ長サモ、字次第也。國栖紙又ハ半紙ヲ用
一、面　實名　　フルナリ。

軸ノ始ニ施主之願文、次ニ寄附ノ式目ヲ書キ、次ニ施物ノ渡シ請取ヲ書キテ加印ス。年々ソノ次ヘ紙ヲツギタシ、書付テ卷オクナリ。外ヲ文卷ニ卷キテ役人寺々ヲマハリ、請取印ヲトル。箱ニ入レ置クモアリ。箱アルハヒモナシ。

ヌワリ竹ヲ用ヒ、頭モ軸モ、ノベ付ケニ作ルアリ。又頭ヲ木ニシテ、軸ヲ竹ヲ丸クケヅリ、或ハナヨ竹ノ丸竹ヲ用フルアリ。サテ鎌倉鶴岡八幡ニアル、着到ト云フハ、往來ノコトナルベシ。關東ニテハ、往來ヲ着到ト云フニヤ。

〇和蘭無年號

和蘭ハ年號ナシ。今年寬保二年ナレバ、千七百四十二年ト云フ。サテ開國ヨリノ年數ニハ、少クミユルユヘ、和蘭人ヘ尋ネシニ、開闢ヨリハ、五千七百四十六年ト云フ。千七百四十二年ハ、中興ノ開國ヨリナルベシ。

〇南　廷

連山雜抄ニ云ク、沙石集ノ正直ノ人寶ヲ得ト云フ部ニ、宋朝ノ物語ヲ引キテ、人ノ袋ヲ落シタルニ、銀ノ軟挺六アリト云フ。コレ今ノ挺銀ナル事疑ナシ。ソノ頃丁銀ヲ軟挺、南挺トモ云フトミヘタリト。敎書按ズルニ、胡身之ガ釋文辨誤ニ云ク、今人冶レ銀。大鋌五十兩。中鋌半レ之。小鋌又半レ之也。謂ニ之鋌銀ト。今ノ人トアレバ、宋朝ニ鋌銀アルコト明ナリ。サテ連山氏ノ說ニテ見レバ、東鑑ノ南廷ハ、今ノ丁銀ノ類ニシテ、修禪寺紙ニアラズ。

○三重韻

三重韻ニ虎關ノ序アレドモ、虎關ノ時ハ、聚分韻略ト名ヅケテ、韻ヲ三段ニ重ネズ。天野氏ノ藏ムル所ノ古板ノ聚分韻略ヲミレバ、十二門ヲ立テ、五卷トナシ。虎關自筆ノ序、寧一山自筆ノ跋アリ、同人ノ藏ムル享祿庚寅ノ年刊スル聚分韻略、三重韻ノ如ク韻ヲ重ネテ、跋ニ、作者宥園、筆者秀篤トアリ。是簡便ニトリテ、宥園始メテ聚分韻略ノ韻ヲ、三段ニ重ネタルニヨリテ、作者宥園ト記シタリト見ヘタリ。同人ノ藏ムル朝鮮本ノ韻略ト云フ一冊ノ書ヲ見レバ、三重韻ノ如ク、韻ヲ重ネテ、十二門ヲ立テズ。宥園韻略ニヨリテ、聚分韻略ノ韻ヲ重ネタリト見ヘタリ。

○姨　石

敦書先年使ヲ奉ジテ信州ヲメグリ、姨捨山ニ登リ見レバ、姨石ト云フアリ。姨捨ノ諸說一樣ナラザレドモ、姨石ノ事ミヘズ。近頃揚鴫曉筆ト云フ書ヲミレバ、爲氏ノ說ヲ擧ゲテ、姨石ノ事アリ。ソノ文左ノ如シ。上人コノ說ニヨリテ、姨石ト云フトミヘタリ。

姨捨山と申し侍るは、信濃國にあり。年來母のやうにて養ひたてたる姨を、妻のいふにつきて、甥の男の月あかゝりける夜、ゐて更科山に登りて捨てたりしより、姨捨山とは申すなり。其姨の怨念遂に石になりけるとなん。是は二條の爲氏の說なり。

○鐵　樹

揚鴫曉筆ニ、鐵樹、〔割註〕揚鴫曉筆ハ、一條ノ禪閤ノ作ノ曉筆記ノコトトカヤ。」ト云フ木ヲ載セタリ。今モ薩摩ノ邊ニアルニヤ。ソノ文左ノ如シ。

予九州を徘徊せし時、薩摩邊にて見侍りし、鐵樹といふ木侍り、三四尺より高きはなし。葉も莖も鷄頭花に似て、それよりはからびて、譬ひ鐵のうち枝の樣なり。花は女郎花などのやうにて、一處にかたまり。梢ごとに咲きて、色はから紅のごとし。鐵を末にして、肥しにはするといへり。爰元には

見ぬ木なり。

○石

東齋隨筆ニ云ク、今按、斛ハ十斗也。マタ十斗ヲ石トモ云フ。韻書ノ說ナリ。石ヲ直ニ斛ノ音ニ讀ムコト、延久ヨリ始マル歟ト。コノ說ノ如ク、延久ノ時、穀倉院ノ斛器ヲ作ラレシヨリ始マリシナラン。

○劣得

古文品外錄。師鮑照。終不レ及二日中市朝滿一。學二謝朓一。劣二得黃鳥一度二靑枝一ト。國語註ニ、僅猶レ劣トアリテ、劣得ハ僅ニ得ルナリ。

○塘報

湧幢小品ニ曰、今軍情緊急。走報者國初有二刻期一。百戶所後曰二塘報一。塘報之取レ義未レ解。所謂其說亦不レ著。閱二馬驊藝苑記一云。凡花之盛放者曰二堂花一。堂一曰レ塘。其取二之此一歟ト。コレニテ塘ノ義アキラカナリ。

○代栗

同書曰、郭南爲二常熟令一。時推二能吏一。虞山出二軟栗一。甚肥美。民摘以獻レ南。食而甘レ之。乃令悉伐二其樹一。幷絕二其種一曰。後必有下以レ是進奉病二吾民一者上ト。誠ニ能吏ト稱スベシ。

○惡錢

天正ノコロ、京ヨリ西ハ、金一兩ニ鐚五十貫(衍)ホドニ當ルトミユ。詳ニ志實ニ載ス。〔割註〕我國ノ鐚ノ字ハ、惡錢ノ二字ヲ省略シテ、一字トナスナリ。」

○瑞穗國

西土ノイニシヘハ、水田少ク、岡穗多キニヨリテ、米宜シカラズ。後世水田大ニ開クレドモ、元來岡穗ノ種ユヘナルニヤ、米宜シカラズ。コノ比異國ノ米ヲ見ルニ、岡穗ニシテ宜シカラズ。我國上古ヨリ水

田ヲ專トシテ、米ノ宜シキ萬國ニ勝ルコト遠ケレバ、我國ヲ瑞穗國トモ稱セラル、トミヘタリ。

(一)花降銀

俗說辨ニ、花降銀ノ圖ヲ載ス。教書元文中花降拾兩トアル銀ヲ見ルニ、俗說辨ノ圖ト大樣相似タリ。按ズルニ 室町殿ノ末ヨリ慶長ノ比マデ 專ラ此銀行ハレシニヤ。金銀行使ノ法、國々一ナラズシテ、花降銀ヲ鑄テ行ヒシ國モアリトミユ。花降銀ノ二圖、爰ニ載ス。

俗說辨ニ載スル花降銀ノ圖

厚サ一分 但相ノ刻印ノワレアリ
横二寸八分但万二寸八分アリシヲ切欠テトリ違シ由
重サ四十三匁アリシ由只今ハ切取ノ餘リハ二十三匁アリ

此ヨリ

花降ノ二字浅ク鑿テアリ
舊田陽ニ圖ノ内ニ桐ノ刻印アリ
裏同シ但裏ハ文字ナシ

此マテ人ノ切取シ形ナリ

元文中見ル花降銀ノ圖

竪三寸五分五厘 横三寸五厘厚サ八厘餘

重サ四寸三匁

先年江州佐々木宮ノ開帳ニ、花押銀アリトテ、江州ノ人ソノ圖ヲ贈ル。其圖左ノ如シ。廣狭厚薄重サシルベカラズトイヘドモ、意フニ花降銀ニ同ジカルベシ。コレニテ國々ニテ、銀ヲ鑄テ行使スルコト、イヨ〱知ルベシ。

○名用之字

鐵圍山叢談ニ云ク、王羲之子徽之。徽之子禎之。王允之子晞之。晞之子肇之。王晏之子崑之。崑之子陋之。皆三世同用ニ之字ー。胡母輔之子謙之。呉隱之子瞻之。顔悅之子愷之。皆兩世同用ニ之字ート。是等通リ字ノ樣ナレドモ、今ノ通リ字ノ如キコトハ、西土ニハ決シテナキコトナリ。

○冤獄牽聯

教書元ノ任忠ガ續疑獄集ノ、疑獄系聯スルノ事ヲ讀ミテ、元ノ治マラザルヲ知リ。又死者冤ヲ含ミテ、幸ニ免ル、人ノ多キヲ悲ム。因リテ其文ヲ左ニ記ス。

祭酒宋本記工獄。有曰。京師小木局木工數百人、置長分領之。一工與其長不諧。不往來者半歳。衆工謂。口語非大嫌。釀酒肉。強工造長家。和解之。暮醉散去。工婦素淫。與所私者謀殺良人。以其醉於讐而返也。殺之倉卒藏屍無所。室有土榻中空。乃啓榻磚。割屍爲四五。始容焉。復磚如故。明日婦往長家哭曰。吾夫昨不飯。必而殺之。訟諸警巡院。院以長仇也。逮至搒掠。不勝毒自誣服。婦發喪成服。召比丘修佛事。哭盡哀。院請屍處曰。棄壕中。責仵作二人。索之壕弗得。刑部御史京尹交促具獄。期十日得屍。不得期七日。又不得期五日。期三日。四被笞終不得。二人嘆惋循壕相語。笞無已時。因謀別殺人應命。暮坐水傍。一翁騎驢渡橋。擠墮水中。縱驢去。旬餘度翁爛不可識。舁以聞院。召婦審視。婦撫而大號曰。是矣。取夫招魂壕上。脫斧理具棺葬之。獄遂成。案上未報。騎驢翁之族。物色翁不得。一人負驢皮道中。宛然其家畜。奪而披視。皮血未燥。執愬於邑。亦以鞫訊慘酷自誣。劫翁驢。翁拒而殺之。屍藏某地。求之不見。輒更曰。某地。辭數更。卒不見。負皮者瘐（音雨。瘐死也。）死獄中。歲餘前長奏下。縛狴（音皮）犴（音岸。狴犴獸名獄也。）衆工隨而讞。雖皆憤其寃。而不能爲之明。工長竟斬。衆工僉哀嘆不置。窃訪其事無所得。乃聚交鈔百錠。置衢路。有得某工死狀者。酬以是。初婦每修佛事。則丐者竝（并也）至求佐飯。一故偷兒常從丐往乞。一日偷兒將盜他人家。伺實既熟婦門戶。乃闇中依其垣屋。以待迫鐘時。忽醉者踉蹌入。酬而怒其婦。詈之拳之。且蹴之。婦不敢出聲。醉者睡。婦微誶（息誶切。罵也。）燭下曰。緣而殺吾夫。體骸異處土塌下。二歲餘矣。塌既不可火。又不敢塡治。吾夫尚不知爲盡否。今乃虐我嘆息飲泣。偷兒立牖外悉聽之。明發入局中號於衆。吾已得某工死狀。速付我錢。因俾衆工遙隨往。偷兒佯被酒入

婦舍挑レ之。婦大詈。隣居皆不平。將レ毆レ之。偸兒遽去ニ土場一板（與攀同。）レ磚。作下欲ニ撃闘一狀上。則屍見矣。衆工突入尺ニ接婦一送レ官。婦吐レ實。醉者則所レ私也。官復ニ密塚中死人何從來一。件作欸下伏擠ニ騎レ驢翁一墮上レ水。件作婦泊所レ私者。磔ニ於市一。先斷ニ工長死一。官吏皆廢ニ終身一。官以下慶死者事若發則官吏又有中得レ罪者數人上。遂得ニ負レ皮者寃一。此延祐初事也。校官文謙甫以語ニ宋子一。宋子曰。工之死當レ坐下婦與ニ所レ私者一二人上耳。乃牽聯殺ニ四五人一。此再變之殷也。冤レ解レ仇而伏ニ設刀一。逃レ笞而得レ刀。件作殺而工婦磔。負ニ皮道中一。而死ニ桎梏一。赴レ盜而獲レ賻。此又轇轕而不レ可レ知者也。悲夫ト。按ズルニ、詳刑要覽殷刀ヲ毆刀ニ作ル。從フベシ。

○五架草架、七架、九架、地圖式　奪天工ニ、五架草架、七架、九架地圖式ヲ載ス。其圖左方ノ如シ。

草架式
惟廳堂前添卷須用草架前再加之步廊可以磨角
草
架
小駝梁
五架駝梁
前卷
步柱
現柱
現柱
步柱
九架梁五柱式
此屋宜多間隨便隔間復水或向東西南北之活法
隔間
隔間
七架醬架式
不用脊柱便于挂畫或朝南北屋傍可朝東西之法
九架梁前後卷式
草
架
草
草
架
卷
卷
隔間
步柱

九架梁六柱式
小五架梁式
凡造書房小齋或亭此式可分前後
童柱
童柱
此童柱換長柱使裝屏門
後步柱
地圖式
凡廳堂中一大間宜大旁小間不宜小可勻造
凡興造必先式斯備柱定磉
量基廣狹次式列圖
列步柱
步柱
步柱
列步柱
列柱
襟柱
脊柱
襟柱
列柱
五架駝梁
五架駝梁
七架列五柱着地

○托

東西洋考ニ、指南針ノ用ヲノス。其文左ノ如シ。

長年三老鼓レ枻揚レ帆。截レ流橫レ波。獨恃ニ指南針一。爲ニ導引一。或單用或指ニ兩間一。憑ニ其所一レ嚮蕩レ舟。此行如欲レ度ニ道里遠近多少一。准ニ一晝夜風利所一レ至爲ニ十更一。約レ行幾更。可レ到ニ某處一。又沈ニ繩水底一。打ニ量某處水淺深幾托一（方言謂下長如ニ兩手分開一者上爲ニ一托一。）賴レ此暗中摸索。可下因知ニ某洋島所一レ在與ニ某處難險一宜上レ防。

單用トハ、乾坤巽艮、甲乙丙丁、庚辛壬癸、十二支ノ針ヲ單用スルコトニテ、單乾、單甲、單子ヲ用フト云ノ類ナリ。兩間ヲ指ストハ、乾坤巽艮、甲乙丙丁、十二支ノ間ノ針ヲ用フルコトニテ、乾亥、壬子ヲ用フト云ノ類ナリ。托ハ打水六托、是止路ト云フ類コレナリ。

○海𧴤

續文獻通考ニ云ク、雲南賦稅用レ金爲レ則。以ニ貝子一折納ト。貝子ハ即チ海肥ナリ。本草綱目ニ云ク、俗作レ𧴤音巴。東西洋考ニ云ク、暹羅古赤土及婆羅利地也。其俗以ニ海𧴤一代レ錢。海𧴤即今螺巴。星槎勝覽ニ云、毎ニ一萬一准ニ中統鈔一十貫一ト。紫貝ノ別名ヲ砑磦ト云フニヨリテ、俗ニ貝子ニモ螺ノ字ヲ付ケテ、螺巴ト云フトミエタリ。巴ハ肥ノ省略ナルベシ。

○入梅出梅

入梅出梅ノ說多シ、雅言稽言ニ諸說ヲアツメテ、入梅出梅ヲ論ズ。ソノ文左ニ記ス。

南人以ニ衣物黴黑一爲ニ之上梅一。以ニ四五月一爲ニ梅天一。其雨謂ニ之梅雨一。一曰ニ霖雨一。又曰ニ煤雨一。言ニ衣黑如ニ煤也一。按。周處風土記。夏至前雨名ニ梅雨一。而歲時記事。江南三月爲ニ迎梅雨一。五月爲ニ送梅雨一。又埤雅圖人以ニ立夏後逢ニ庚日一入梅。芒種後逢ニ壬日一出梅。又碎金。芒種後逢ニ壬日一入梅。夏至後逢ニ庚日一出梅。又神樞。芒種後逢ニ丙日一入梅。小暑後逢ニ未日一出梅。諸說不レ一。要レ之。芒種後逢レ酉之說近レ是。蓋其時雨能斑ニ衣也。又按。楚辭顏黴黎以沮敗兮。注黴音眉。面黑也。說文。物中ニ久雨一。靑

黑曰レ黴。然則斑レ衣之梅當レ作レ黴。

本草綱目ハ、芒種後逢レ壬爲二入梅一。小暑後逢レ壬爲二出梅一。我國ノ曆ハ、芒種ノ後壬日ニ逢フヲ入梅トナシテ、出梅ヲ推ス。雅俗稽言ノ說ニテモ一定シガタケレバ、姑ク闕キテ論ゼザルヨロシカルベシ。

○肉生

鬪鮮品ニ云ク、肉生法用二精肉一。切二細薄片子一。醬油洗淨。入二火燒紅鍋一。爆炒去二血水一。微白卽好。取出切成レ絲。再加二醬瓜。糟蘿蔔。大蒜。砂仁草。果花。椒橘絲一。香油拌二炒肉絲一。臨レ食加レ醋。和勻食レ之甚美ト。本草ニ肉生アレドモ共法ナシ。コレニテ詳ナリ。

○陽九陰六

前漢書ノ陽九百六、註アレドモ解シガタシ。資治通鑑ノ註ニ云ク、孔穎達曰。凡水旱之歲。曆運有レ常。按。律曆志曰。十九年爲二一章一。四章爲二一蔀一。二十蔀爲二一統一。三統爲二一元一。則一元有二四千五百六十歲一。初入レ元一歲爲二陽九一。謂二旱九年一。次三百七十歲。陰九謂二水九年一。以二一百六歲一。并二三百七十四歲一。爲二四百八十歲一。註云。六乘レ八之數。次四百八十歲有二陽九一。謂二旱九年一。次七百二十歲。陰七謂二水七年一。次七百二十歲陽七。謂二旱七年一。又註云。七百二十歲九乘レ八之數。次六百歲。陰五謂二水五年一。次六百歲陽五謂二旱五年一。註云。六百歲者以レ八乘レ八八八六十四。又以レ七乘レ八七八五十六。相并爲二一千二百歲一。於レ易七八不レ變。氣不レ通。故合而數レ之。各得二六百歲一。次四百八十歲陰三。次四百八十歲陽三。除三入レ元至二陽三一。除二去災歲一。總有二千五百六十年一。其災歲兩个陽九年。一个陰九年。一个陰陽各七年。一个陰陽各五年。一个陰陽各三年。總有二五十七年一。并二前四千五百六十年一。通爲二四千六百一十七歲一。此一元之氣終矣。此是陰陽水旱之大數也。所三以正用二七八九六相乘者一。以二水數六。火數七。木數八。金數九一。此交互相乘也。以二七八九六陰陽之數自然一。故有二九年七年五年三年之災一ト。コレニテ解ス。陽九百六ハ無益ノコトナレドモ、書ハ解得スルヨロシカルベシ。

○板

沈之奇大淸律輯註ニ、笞杖訊杖ノ註アリ。左ニ記ス。コレニテ淸ノ笞杖ノ輕重シルベシ。

笞杖皆用制荊。但以大小爲別。據其罪名而後決之也。枚朗古之訊杖。或竹。或木。犯罪不承者。以杖訊之。非笞杖之杖也。訊杖重。笞杖輕。故折算決之。

○石　砮

羽州佐州ノ海濱ニテ拾ヒ得ル矢根石ニテ、硝子オヨビ今里茶碗彫ムレバ、阿蘭陀ノデヤマンノ類トミユ。イマノ人、ギヤマント云ハ誤ナリ。

○阿蘭陀藥

阿蘭陀人常ニ用フル下藥ノ、ビヨルハンムアルムデト云フ煉藥ヲ飲ムニ、少シ酢クシテ、甚タ緩ク下シテヨロシ。阿蘭陀ノタマシインボヲムト云フ木實ヲ煮、スリコシタルモノナリ。コノ實ヲ蜜漬ニナシテ食ヘバ、口中ヲサハヤカニナス。

○阿蘭陀兩城圖

我國ノ城ノ制ハ、西土ニコレナシ。織田殿ノ時、南蠻人今ノ城制ヲ傳フトイフ。北條流ニテハ、阿蘭陀ノ八葉城ノ制ニ倣フト云フ。和蘭ノ二城ノ圖、左ノ如ク、ニコージヱノ城ヲ、我國ニテ八葉城ト云フ。メルデン、ニコージヱハ、阿蘭陀ノ地名ナリ。

○楷

正字通ニ、不葬掩其柩曰楷。天子皇后曰楷宮。亦作楷トアリテ、カリ葬リノコトナレドモ、其義ヲ說カレズ。敎書按ズルニ、禮記ノ喪大記ニ、君殯用楯。楷至于上。畢塗屋。鄭玄註云、楷猶叢也。屋殯上覆如屋者也ト。コレニヨリテ、カリ葬楷ヲト云フトミエタレバ、木ニ從フ宜シカルベシ。

○步

ホルテン城 蘭陀ノ地名

經國大典ノ、東海諸國ノ中ニ、道路用日本里數。其一里準我國四十里。計用日本町段。其法以中人平步兩足相距。爲一步。六十五步爲一段。十段爲一町。一段準五十負。トアレドモ、中人平步ヲ一步トナスハ、聞キアヤマレルナルベシ。

○不違門

孔子家語ノ不違門之女ヲ、吳萊譔ガ集校ノ本ニ、違作建。註曰不建門名トイヘドモ、門ヲサラザルノ女人情ニチカシ。

○寄生

寄生ノ制、從來ニ傳ハラズトミヘテ、楊升菴外集ニ、齊高帝紀。時軍用寡闕。乃編樓皮。爲馬具。裝折竹爲寄生。不知何物也トアリ。

○一里

西土ノ一里ハ、我國ノ六町ニアタルト云ヒ傳フレドモ、明史ニ、二百五十里ニテ、天度一度ヲ距ルトアリ。我國ノ測量三十里ニテ、天度一度ヲ距ルハ、三十里ヲ二百五十里ニテ除スレバ、四町三分二厘トナル。コレニテ明ノ一里、イマノ四町十九間二分ニアタルコトシルベシ。

○一指

西洋曆曰、如論古小里。一百弓爲一里。四肘爲一弓。二十四横指爲一肘。四横麥粒爲一指。欲以步求里。則應一百二十步爲一里。步依幾何法。每得五脚。一脚約十六横指ト。コレニテ一指シルベシ。

○人參

本草綱目人參集解ニ云ク、宗奭曰。上黨者根頗纖。長根下垂有及一尺餘者。或十岐者。其價與銀等。稍爲難得ト。宋ノ時ハ難得。上品人參一錢。其價銀一錢ナリ。大淸紀事ニ云ク、人參初時每斤十六

兩。王雖云ニ明人不レ用而減レ價。頓至ニ九兩ート。コレハ清ノ大祖、天聰八年ノコトニテ、此王ハ朝鮮王ニテ、朝鮮王ヲ責ムル辭ナリ。又云、毎ニ參一斤ー。售價二十兩ト。コレ同年ノコトニテ、明ノ季年、朝鮮人參一斤ノ價銀一斤ニ過ギザルコト知ルベシ。〔割註〕天聰ハ清ノ大祖ノ年號ニテ、明イマダ亡ビザル時ナリ。」今世朝鮮人參ノアタヒ、至リテ貴キハ何ゾヤ。同書順治十一年ニ云ク、朝鮮人違レ禁越レ界採レ參被レ獲ト。滿州ハ朝鮮ト鄰ナルユヱ、界ヲ越エテ人參ヲ採リテ、滿州ヘ囚ハルヽナリ。コレニテミレバ、朝鮮ニモ人參少シト見ヘタリ。或ノ如ク、朝鮮ノ白頭山(ベツウサン)ニテ人參ヲ作ルト。白頭山ハ滿州ノ方ナレバ左モアルベシ。

○人　事

東齊記事ニ曰、今人以レ物相遺。謂ニ之人事ー。人事ハ即チ音物ナリ。

○渠

墨子曰。備ニ城門ー。城上二歩一渠。渠之程丈三尺。冠長十尺。碎長六尺二歩一答。廣九尺。表十二尺ト。通雅曰。若ニ墨子之言ー。渠是今拒馬木品字坑矣ト。通雅ニテミレバ、渠ハ馬ヲ拒クノ木ナルベシ。

○鐵　鎘

王氏談錄曰。公言古事有ニ相承傳用ー。而不レ見レ出者甚多。如ニ顔回讀書鐵鎘三擢ー。是其一也ト。コノ說ノ如ク、都テ出所シレガタキモノナリ。

○大　山

阿蘭陀人カナリー國ノビイキ程、タカキ山ハ他ニコレナシ。山ノ形鎗ヲ立テタル如クニテ、不二山ヨリ大キナリト云フ。

ビイキ

カナリイ

ビーキハン
カナーリイント
左行ニ讀

○義理之學

癸辛雜識後集曰。劉克莊云。自二義理之學起一。士大夫研レ深尋レ微之功。不レ愧二先儒一。然施二政事一。其合者寡矣。夫理精事粗。能二其精一者。顧不レ能レ粗者何歟。是殆以二雜流一自居。而不レ屑二俗事一耳。此語大中二今世士大夫之病一也ト。後代儒生ヲ用ヒザルモ宜ナリ。

○關防

上諭條例曰。凡文武大臣。官員關防奏二定清話一欽レ此。

○變關防

今清ノ乾隆ノ關防、コレニテ見ルベシ。

○瑠璃

正字通曰。瑠璃。師古曰。大秦出。赤白黑黃青綠縹絳有二十種一。此自然之物。今所レ用皆銷二冶石汁一。加二衆藥一灌而爲レ之ト。コレニテミレバ、今ノ瑠璃ハ、皆贋物ナリ。或ノ云ク、阿蘭陀ヨリ來ル、日ヲ觀ルハヽ、ビイドロハ、ゾンカラストト云フビイドロハ、假瑠璃ナルベシト。此說ノ如クナランカ。

○爲裳

明人ノ幽風ヲ書ケル一軸ヲ觀ルニ、婦人公子ノ裳ヲ爲ル。縫留ノ糸ヲ齒ニテ絕ツ、イヅクモ人情同ジキコト知ベシ。

○珊瑚樹

輿地全圖曰。珊瑚島珊瑚樹生二水底一。色綠質輕。生白子以二鐵網一取レ之。出レ水卽堅而紅色ト。珊瑚ヲ取ルハ、天工開物ニ圖アリテ詳ナリ。

○地差

西極天文志曰。凡二月食一。以二此方食時一與二彼方食時一相較。其經度卽可二推得一矣。〔割註〕以レ地驗レ天。

每二東西一相距三十度。而差二一時一。凡食時在レ前。則定二某地在一レ西。或食時在レ後。則定二某地在一レ東。如三京師月食在二卯正二刻一。西安府則在二寅初初刻一。兩相較而差二二刻一。因知二天度之差七度半一也。

○總龜

筆叢曰。今世村學塾師敎二小兒蒙求總龜一ト。村學ニテハ蒙求ヲ敎フルモ宜ナリ。總龜ハ何ノ書ナルヤ、イマダ見ズ。

○引戲

同書曰。以レ令億レ之。戲頭卽生也。引戲卽末也ト。俗語ノ書ニ引戲アリテ解セザリシニ、コレニテ解シタリ。

○抿子

行厨集ニ、抿レ髮者曰二抿子一トアリ。髮撫ノ類ニヤ。

○滑車

新製靈臺儀象志曰。用二滑車之法一。而運二動儀器一。其便有レ二。省二人力一一也。儀器不レ致二于損傷一二也。其省二人力一者何然レ。凡人之起レ重。必力與二其重一相等。如二一百斤之重一必須二一百斤之力一。始足二以當一レ之。今法止用二一輪之滑車一。而力之半能起二重之全一。則五十斤之力能當二一百斤之重一。若用二二輪之滑車一。則是以二力之四分之一一。而能當二全重一。卽二十五斤之力。能起二百斤之重一也。三四等輪之比例皆倣レ此。假如用二一對滑車一。又須レ用二兩絞架一。而一近一遠置レ之。其近者傍二于所レ動之重物一。而遠者離二于重物一也。今論二一對滑車一。以定二其加力之比例一。則以二近架一爲レ主。蓋近架內二小輪若干一。則力必加倍若干也。

但比例有レ二。其一平分者以二平分之數一解レ之。如二四六八等一。其一不平分者以二不平分之數一解レ之。如二三五七等一。依二二法一安二定滑車一。則各有二不同一矣。如依二平分之比例一。安二定倍力之滑車一。假如重物在レ庚。滑車各繩定二于甲乙丙丁一。人力在レ戊。則加二十六倍一。蓋依二滑車之力一也。若人力在レ己。則與二重物一相等。在レ辛則加二一倍一。在レ壬則加二辛之力一倍一。己之力四倍。在レ癸則又加二壬之力一倍一。即己之力八倍。益遞加二新輪一。則遞加二倍力一。有レ如レ此此滑車之輪法。假若倒用而以二重物之所一レ在。爲二人力之所一レ在。則重物之斤兩加倍若干。而起レ之速。亦加倍若干。蓋滑車輪多近遠置以二兩架一。用二一繩一以多繞而相二連之一。雖三其重大而有二垂壓之勢一。然因二其繩繞之糾纏一。而勢不レ能二縢開一。必有二先後漸次一焉。故儀器用二滑車一以レ絞動。或縱偶有二脱手一。其繩必不レ能二縢開一。而致レ有二崩墜觸損之患一矣。蓋滑車之理。小輪兩架繩々若干。則其用レ力加倍亦若干。又拉レ重者比二其所一レ拉之重一。行動之捷若干。則其力亦必加倍若干。故滑車之繩一端者レ繫二于近架一。拉レ重則更加二其力一矣。又用二多輪之滑車一對一。不レ如レ用二單輪之滑車兩對一。其所レ倍之力更大。假如二一對滑車一。其近遠兩架各四輪。則共八輪。其力之加レ大爲二十倍一。今有二兩對相連之滑車一。其近遠兩架。各有二一輪一。則共八輪與レ前同。而其力之加倍爲二二十五倍一。與レ前大不レ同也。凡用二滑車一運二動最重之物一。必須二絞架一。所三以倍二加其力一也。假有二相連兩對之滑車一。于レ此各有二四輪一。而有レ人在レ丙用二四十斤之力一。則能動二一千斤之重一。若又添二絞架一其絞柄于二其絞柱之徑一。如二十與レ一則以二四十斤之力一。能動二一萬五千斤之重一。故絞架與二滑車一互相爲レ用也。若獨用二絞架一。則其所レ繞絞柱之一單繩。不レ足三以當二一萬五千斤之重一。若獨用二滑車一。則其諸繩雖レ足レ當二乎重物一。而其倍力之比例。實不レ及矣。若用二絞架一連二用滑車一。則合二力當レ之而有レ餘焉。又其所レ繞絞柱雖三仍有二一單繩一。而此一繩則能當二雙繩

新製靈臺儀象志圖ニ滑車ノ圖アリ、左ノ如シ。滑車ヲ考ヘ作ラバ、大ニ世ノ益ナルベシ。滑車ハ今ノ萬力ノ類ナリ。

相連八繩之力也。凡此倍力之所以然。

昆陽漫錄　卷之三

○米　價

勢州ノ人ノ覺書ニ、慶安四年、勢州ニテ、金十兩ニ米四十二三俵、四斗入、承安二年ノ春、金十兩ニ米四十俵、秋四十六七俵、同四年ノ秋、金十兩ニ米三十八九俵、冬四十三俵トアレバ、是ニテ其頃ノ諸國ノ米價推知スベシ。

○造　道

東鑑ニ、道作リ等ノコトアリテ、町屋造ト云フモ、久シキコトナリ。其文左ノ如シ。

保司奉行人可ㇾ存ㇾ知條々

一不ㇾ作ㇾ道事
一差ㇾ出宅家檐於路ㇾ事
一作ㇾ町屋敷ㇾ漸々狹ㇾ道事
一造ㇾ懸小家於溝上ㇾ事
一不ㇾ夜行ㇾ事

右以前五箇條仰ㇾ保司奉行ㇾ被ㇾ禁制ㇾ也。且相觸之後、七日於ㇾ立ㇾ之者、相ㇾ具保奉行者使者ㇾ可ㇾ被ㇾ破却ㇾ之狀、依ㇾ仰執達如ㇾ件。

寬元三年四月廿二日　　　武　藏　守

佐渡前司殿

○車　佑

注釋雜字曰、放債行ㇾ利。卷ニ人用產ㇾ者、曰ニ車佑ㇾ。容齋隨筆ニ云、今人出ㇾ本以規ㇾ利、俗語謂ニ之放債ㇾ。ト今ノ車借ト云フモ、本ヅク所アリ。

○夾竹桃

農圃六書曰、夾竹桃。夏間開ニ淡紅花一、一朶數十蕚。至ニ秋深一猶有レ之。謂ニ之夾竹桃一者。以ニ其花似レ桃葉似レ竹也。是ニテ夾竹ノ義シルベシ。

○ホウラツカ

阿蘭陀人モチ來ル蜜漬ノモウマラアカヲホウラツカト云フハ、言ヒアヤマリタルナリ。或人文選六臣註ノ呉都賦、劉良註引ニ異物志一曰、餘甘如ニ梅李一。核有レ刺初食味苦。後口中更甘。高凉建安皆有レ之ト。コレモウマラアカナルベシト云ヘリ。

○櫻

西土ノ書ニハ、櫻ミヘズ。去ル戊辰ノ年、朝鮮人ニ尋ネシニ、櫻アリテホンナモト云フト云ヘリ。

○弄痛

女科百効全書曰。十月未レ足。臨レ產腹痛。或止痛不レ定。名曰ニ弄痛一ト。弄痛トハヨク名ケタリ。

○阿蘭陀畢

阿蘭陀ノ畢ハ、鐵漿ノ如シ。ソノ方左ノ如シ。

五倍子二百五十匁程。桃膠六十四匁程。膽礬六十四匁程。此三味細末。酢百三十匁。水百目程交合。

右三味ノ細末ヲ浸シ、日ニ干シ用フ。

○符

彰明附子記ニ、七寸爲レ壟。五寸爲レ符。終レ畝爲レ符。二十爲レ壟。千二百壟從無レ衡。深亦如レ之トアリテ、符ノ字ノ義字書ニミヘズ。按ズルニ、陸奥ノ十符ノ菅薦ノ符ノ字ハ、薦ノ編目ノコトナレバ、古ヘ西土ニテ、符ノ字ニ此義アルニヨリテ、我國ニテモ、書キ來レルナルベケレバ、附子記ノ符ハ、縱ニ壟ヲナシ、横ニ薦ノ編目ノ如ク、五寸ヅツニ小ウネヲナスコトナルベシ。

○蟋蟀草

スモウトリ草唐畫ニアレドモ、漢名詳ナラザルニ因リテ、通詞ヲ以テ、淸人ニ尋ネシニ、雅名コレナク、俗ニ蟋蟀草ト云フト云ヘリ。

○*n*

阿蘭陀文字二十五字ノ内ノ*n*(エンナ)（エンナハ音ニアラズ。字ノ名ナリ。）ノ字、「ナニ」ノ字ノアトヘツキテモ、ハネテ讀メバ、伊呂波ノンノ字ハ*n*ノ字ナルコト決セリ。サテ弘法大師入唐ノ時、歐羅巴ノ文字ヲ習ヒ歸リテ、伊呂波ヲ作リ、伊呂波ノ文字ツキ樣モ、歐羅巴ノ法ニ依リテ、竪ニツギタルナリ。サテ伊呂波ノえノ字ハ、即チ阿蘭陀文字ノ*h*ノ字ナリ。

○泥金畫漆

東西洋考引二兩山墨談一曰、泥金畫漆之法。古亦無レ有。宣德時遣下漆工一至二倭國一傳中其法上ト。我國蒔繪スグレタルコト知ルベシ。

○蔓椒

日本紀ニ、蔓椒此云二保會紀一トアリテ、今ナニト云フ木ナルヤ詳ナラズ。信州、濃州ニ、木ニシテ蔓ノ如ク、葉山椒ノ葉ニ似テ、秋ニ至リテ、五味子ノ大サノ赤實ヲ結ビ、小兒實ヲ食フ。土人實ヲ取リテ油トナシ、保會紀ト云フアリ。コレ古ノ蔓椒ナルコト疑ナキガ如シトイヘドモ、常世蟲アルコトヲ詳ニセザレバ、蔓椒ト定メガタシ。尙、濃信ノ人ニ尋ネテ定ムベシ。

○倭文

或人云、神代卷ニ倭文神アレバ、今ノ倭文氏(シトリ)ハ其後ナランカト。按ズルニ、ツトトトハ、タチツテトニテ通ジタルナルベシ。

○賜麥種

日本紀ニ欽明帝十二年三月、以二麥種千石一賜二百濟王一。トアレバ、百濟ハ貧シキ國ニテ、麥種サヘナシトミユ。

○麫條魚

魚品ニ、麫條魚。身狹而長不レ踰二數寸一。銀魚之大者也。トアレバ、銀魚ハ今ノシラスニテ、麫條魚ハ今ノ白魚ナルベシ。

○煙　架

中山傳信錄ニ、煙架ノ圖アリテ、今ノ煙草盆也。

○玉衡車

イマ流行スル水アゲハ、農政全書ニ載ル玉衡車ナリ。圖ノ如シ。

○松煙墨始

松煙墨ノ始ハ、久シキコトニテ、漢ノ代瑜糜山ノ松煙ヲ取リテ墨トナス。卽是所レ謂瑜糜墨也。シカルニ、潛確小品曰、燎レ松丸レ墨。起二于唐方翼一。方翼少孤。母李被レ逐。居二鳳泉里一。執苦養レ母。以レ墨致レ富。後爲二名臣一。ト是ハ松煙墨、唐ニ始ルトス。疑フベシ。

○佛足石

南都藥師寺ニ佛足石アリ。西土ニモ佛足石アリトミヘテ、續文獻通考ニ、佛足石ノコトヲ載ス。其文左ノ如シ。

錫蘭山地在二大海中一。多レ山而翠藍獨高挿レ天。其海邊一盤石上有二巨人足跡一。長三尺許。四季水不レ乾。相傳爲下先世釋迦從二翠藍嶼一來登二此山一足躡中其跡上云。

○黑　船

土佐軍要記ニ、慶長元年九月八日、森種崎ノ麓、葛木濱浦港ヘ唐船夥ク來ルトアレドモ、崑崙奴アレバ、西土ノ舟ニコレナク、阿蘭陀船ナルベシ。

○麥　節

湧幢小品ニ、一儒生、明ノ太祖ノ問ニ答ヘテ云ク、禾播ニ種於春一至レ秋而穫。凡歷ニ三時一。故三節。麥則歷ニ四時一。始成故四節。ト載セタリ。左モアルベシ。

○驛　馬

豐臣秀次ノ朱印ニテミレバ、驛馬ノ價、京ヨリ西ハ一里十錢ナリ。奉使小錄ニ委クノス。先年相州ヨリ出ダセル書ニテミレバ、關東ハ一里一錢トミヘタリ。コノ錢ハビタ錢ニテナク、精錢一錢ナルベシ。ソノ文左ノ如シ。コノ書年號ナケレドモ、コノ印ハ北條ノ印ト云ヘバ、天正ノ比ノ書ナルベシ。

傳馬參疋可出之上州之鑄物師之下可除一里一錢者也仍如件

自小田原西上州迄

宿中

コノ處ミヘカタシ

垪和伯耆守奉之

サテ先年三州藤川驛ノ問屋三左衞門ガ出ダセル書ニテミレバ、慶長ノ比、藤川邊ハ驛馬一里。京錢八文ナリ。ソノ文左ノ如シ。

以　上

急度申越候仍路次中人足壹人ニ付壹里ニ京錢八文宛取可申候但馬半分之積リ也

西二月十六日
按ズルニ、コノ西ハ慶長二年ナルベシ。

村茂介印
安帶刀印
成隼人印
非志摩印
本上野印

藤川
傳馬衆

〇孫子旗

甲州萩原村雲峯寺ニ、武田信玄ノ孫子ノ旗アリ。ソノ旗左ノ如シ。

孫子ノ旗長サ壹丈壹尺六寸。幅二尺三寸。疾如レ風。徐如レ林。侵掠如レ火。不レ動如レ山。ト云フ文字アリテ、紺地文金銀ナリ。諏訪法性ノ旗、長サ壹丈三尺五寸、幅壹尺五寸、南無諏訪南宮法性上下大明神ノ文字アリ。赤地文金銀ナリ。日丸花菱ノ旗モアリ。赤地。紋黑。

〇明州開元寺鐘

明州ノ開元寺ヘ、我國ヨリ鐘ヲ鑄テ與ヘシコト、都氏文集ニアリ。其文左ノ如シ。

大唐明州開元寺鐘銘一首并序

乙酉歲二月癸丑十五日丁卯。日本國沙門賢眞敬造二銅鐘一口一。初賢眞泛レ海入レ唐。經二過勝地一。明州治南

開元寺可三以繫二意馬一。可三以降二心猿一。自就一遊。留連數月。有二雲樹一。有二烟花一。有二樓臺一。有二幡蓋一。禪器之類亦多備焉。但獨闕者揵椎而已。擧寺僧徒相共恨レ之。其中長老語二賢眞一。背聞。本國好修二功德一。若究二衆治之功一。以合二雙檗之製一。徙二彼扶桑之域一。入二我伽藍之門一。遍滿國土不レ得レ不二隨喜一。第一二天衆不レ得レ不二敬聽一。而時賢眞唯然許レ之。歸レ鄕之後。便鑄二此鐘一。送二遂彼寺一。遂二本意一也。直指二鹿苑一遠駕二鯨波一。物出二一方一。善分二兩處一。寸心丹實之信。取レ鑑十枚。萬里滄瀛之程。鐵道一箭念之至也。感之通也。推二前生一以言レ之。引二後事一以銘レ之。小僧昔有三誓二願於彼寺一。彼寺今有レ因二緣於小僧一明矣。若不レ然者得レ如レ是乎。凡寺靡レ不レ有レ鐘。鐘靡レ不レ有レ銘。无レ鐘何以驚レ衆。無レ銘何亦示レ人。況乃天非二常天一。地非二常地一。今日謂二之谷一。明日謂二之陵一。庶使二大小衆生白黑四輩千歲揩視一辨一。刻久有二前進士京華封者一。爲二之銘一曰、鳧氏三思。鴻鐘四名。赤銅煉盡。朱火冶成。褰レ唇吐レ氣。聚レ乳含レ精。和レ霜秋晩。影レ月夜更。禪林共振。清籟混鳴。十方中響。三大下レ聲。鬼神魂聳レ天。龍耳驚二梵音一。旁迴永離二苦生一

按ズルニ、乙酉ハ、淸和天皇貞觀七年ナリ。

○大暑

一老人敎書ニ語リテ云ク、台廟ノ御時、重陽ノ後マデ暑甚ダツヨクシテ、重陽ノ日朝參ノ臣ニ許シテ、單衣ヲ服セシメラレタリト。敎書此時十四五歲ナリシ故ニ、何年ト云フコトヲ問ハズ。恨ムベキコトナリ。

○中城

天正ノ比ニハ、江戸ニ城三所ニアリト云ヒ傳フ。先年武州多摩郡ヨリ出ダセル天正四年三月晦日ノ書ニテミレバ、左モアルベシ。其文左ノ如シ。

江戸中城塀之事

四間　阿佐ケ谷

みんふほうゐん

○龜卜

龜卜ノ法、西土ニ傳ハラズ。反リテ我國ニハ、神功皇后ノ三韓征伐ノ時ヨリ、對馬國ニ龜卜ノ法傳ハリタリトイヘドモ、イマダ其書ヲ見ザリシニ、對州ノ儒臣雨森氏ガ著セル狂草ニ、龜卜ノコトヲ載セタレバ、對州ニハ龜卜傳ハルコト明ナリ。其文左ノ如シ。

この國につたへし龜卜は、いにしへの遺法ならむとおぼゆ。吐うるはし、普うるはし、加身ひきのまゝ、依身ひきのまゝ、多女まつたしといへるは、兆のたゞしきにして、くしみつけ、さうあり、りやうしといへるは、こまかにいへばとゆるひたとよりめ、とされた、とさく、とそれた、とつひた、としひたといへるは、吐の變なり。ほそうひた、ほみた、ほきれた、ほさゝ、ほそれた、ほかくめたといへるは、普の變なり。加身いきし、加身をたしひ、加身きれた、加身なるたへといへるは、加身の變なり。依身いきしひ、依身をたしひ、依身なるた、依身なるたへといへるは、依身の變なり。多女うちとをれた、多女ほかとをれた、多女きれた、多女ぬきことをし、つき多女といへるは、多女の變なり。おほよそト法は、兆をえてよしあしをしるなり。卜の字はそのかたちにして、たていつゝ、よこみつにうがちた、をもてやき吐よりはじむ。

○郡

遠州磐田郡見付驛ハ、一郡一村ナリ。サテ郡數モ古ノ如クナラザルモアリ。武藏國二十一郡、信濃國八郡トイヘドモ、今武州ハ二十郡、信州ハ七郡ナリ。先年武州多摩郡ヨリ出ダセル古書ニテ考フレバ、多摩ハ東多摩、西多摩ト書シアレバ、多摩ヲワケ東西二郡トナシタル時モアルニヤ。多摩ハ東多摩、西多摩ト云ヒテ、二十一郡トナシタリトミユ。信州ハ伊那郡ヲ二ニ分ケテ八郡トナシタルナルベシ。國家今豆州ニ君澤郡ヲ置カレ、下總國ノ葛飾郡ヲ分ケテ武州ニ屬シ、武州、總州ニ葛飾郡アレバ、郡ノ沿革、古

今一ナラズトミヘタリ。

○木綿布米價

室町殿日記ニ、木綿布米ノ價アリ。其文左ノ如シ。〔割註〕此室町殿日記ハ、平カナ交リノ一卷ノ日記ナリ。片カナ眞字ノ日記ニアラズ。室町殿日記ハ二通アリ。

中間衆の木綿三十五疋買取、其役舟彦三に登せ申候。可有御請取候。こづまもめんは今ほど一疋ニ付一匁六分七分の賣買に而候。これらもこづまもめんにおとらぬもめんにて御ざ候。一匁三分づつにさだめ申候間其心得可有之候。以上。

十一月廿五日　　加持與兵衛

岡村忠右衛門殿

御つぼね方はした衆の切米十二石賣はらひ可申よし被仰越候。この頃兵庫の賣買一石に付六匁三分のよしすい田や新右衛門申候。其心得可有之候。以上。

十二月二日　　加持與兵衛

岡村忠右衛門殿

○露　銀

露銀ト云フアリト聞ケドモ、何國ニテ使ヒシヤシラザリシニ、或人云ク、元來津輕ニ花露銀花銀トモ云フナリ。ト云フアリ。位ヨロシク形豆板銀ノ如クニシテ、大小アリ。大ナルハ胡桃子ノ如クニシテ、上圓ク下タイラカナリ。上ノ圓中ニ、罌粟子、アルヒハ胡麻子ノ如クナルアルニヨリテ、花露銀ト名ヅク。極印ノ有無ハ覺エズ。今モ通用スルヤシラズト。露銀ハコノコトナルベシ。

○古　瓦

先年志賀ノ王宮ノ丸瓦ヲ觀シニ、甚厚クシテ甚重シ。其紋秋牡丹シウメイギクノ花ト見ユ。我國ノ古瓦、西土ノ古瓦、

品々ヲミタレドモ、志賀ノ瓦ノ如ク布目ナク、古雅ナルナシ。シカモ石ハゼアリテ、志賀ノ瓦ノ證アキラカナリ。サテ甚重ケレバ、今ノ宮城ノ如キ柱ニテハ、堪フマジトミユ。是ニテ古王宮ノ盛ナルコトシルベシ。

○麥

豐後國武田ノ川中ノ島ニ、年々自然ト生ズル麥アリ。一民取リ來リテ作ルニ、實ノリ甚多クシテ、農民ノ助ニナレルニヨリテ、教書懇求シテ此麥ヲ得テ、官ヘ稟シ、國々ヘヤリテ作ラセ試ミルニ、地ニ應ズル所ニテハ、常ノ麥トハ格別實オホシ。地ニ應ゼザル所ハ、常ノ麥ニ同ジト云フ。ヨク作リ習ハセタキモノナリ。

○三白酒

四部稿ニ、三白酒アリテ、米白、麴白、水白ニヨリテ名ヅク。我國ノ諸白モ三白ナレドモ、水ヲ云ハズシテ、諸白ト云フ。

○朱戸

明良錄略ニ、朱戸ヲ賜フコトアリ。其文左ノ如シ。コレニテ朱戸ヲ賜フノ榮ナルコトミルベシ。

太祖下二金華一。聞二王褘名一。遣レ使徵至二行在一。一見大悅。太祖即位之後。一親戚無二貧富一。皆賜二朱戸一。復二其家一。今村上數家茅屋柴扉上猶施レ朱。

○日本扇

西土ニハ我國ノ如キ扇ナク、明ニ至リテ我國ノ扇ニ習ヒテ作ルコト、東西洋考ニ、兩山墨談ヲ引キテノス。其文左ノ如シ。

兩山墨談曰。宋前惟用二團扇一。元初東南使者持二聚頭扇一。人々皆譏二笑之一。我朝永樂初始。有二持者一。及二倭充レ貢遍賜二群臣一。內府又倣二其制一。天下遂通二用之一。

○頭子錢

宋ノ苛政ニ頭子錢アリテ、通雅ニ頭子錢ノ注アリ。左ノ如シ。

頭子頭會也。智按。漢頭會箕斂。舊謂下見二人頭一而斂レ錢以レ箕收上レ之。因レ抽レ頭爲二頭子錢一。

○撒

品字箋ニ云ク、流ニ放罪人一之名如レ撒レ米然。一去不レ收之謂ト。コレニテ撒ノ字ノ義シルベシ。

○洋

侯鯖錄ニ云、今謂二海之中心一爲レ洋ト。コレニテ洋中ノ洋知ルベシ。

○著帳戶

遼史ニ云、凡世官之家泊諸邑人。因レ事籍沒者爲二著帳戶一。ト今ノ罪ニヨリテ使ハル丶者ナリ。

○蒭價

杜騙新書ニ蒭價ヲ載ス。コレニテ西土ノ諸價推知スベシ。ソノ文左ノ如シ。

城西驛土至二雅溪一。陸路一百二十里常蒭價只一錢六分。或路少二行客一則減二下一錢四分一。或一錢一分亦擡。

○粟

太平記ニ、元亨元年ノ夏、大旱シテ錢三百ヲ以テ、粟一斗カフトアリ。太平記ハ西土ノ詞ヲウケ用ヒタルナレバ、今ノ粟ニハアラズシテ、モミ米ノコトナルベシ。

○鞁

急就草ニ、鞁韋橐在二車中一。人所二憑伏一也。今謂二之隱囊一トアリ。楊升庵ノ云ク、晉以後。士大夫始作二塵尾隱囊之制一。今不レ可レ見。而其名後學罕レ知ト。コレニテ後世ハ、車ニ乘ルコト希ナルユヘ、隱囊スタルコトミルベシ。

○指腹

指腹ハ後世姦民ノナスコトニテ、詳情公案ニ注アリ。左ノ如シ。

指腹。男女未レ生、指レ腹後日所レ生以議レ配。

○方圓

舊唐書ニ、有ニ方圓一トアリテ解シガタカリシニ、胡三省通鑑ノ注ニ云ク、折則成レ方。轉則成レ圓。言下於ニ常稅之外一別自轉折以致中貨財上也。コレニテヨク解シタリ。

○兵

讀書雜抄ニ云ク、經中所レ稱兵字。皆是戰器之名。コレニテ古ノ兵ト云フハ、軍卒ニアラザルコトシルベシ。

○起腹尾

九宮譜定ニ、聲ニ起腹尾アリトノ。假令バ、東ノ聲、トヲンナルユヘ、トヲ起トシ、ヲヲ腹トシ、ンヲ尾トスルナリ。

○刀子

延喜彈正臺式ニ云ク、凡刀子長五寸以上不レ得ニ輙帶一。但衞府聽レ之ト。此比、伊勢守貞親ノ敎訓狀ヲ見レバ、刀子ノコトアリ。長祿ノ比ノ刀子ノ長サコレニテ知ルベシ。其文左ノ如シ。

かたたの事。御前にて立ちふるまふには、わかき者は九寸ばかりの刀、上代より本とす。近代はそのさまうせぬれば、長さ至極一尺八寸ばかり可然候。又當世ある人を見るに、わきざしといひてさす。是はおんけんとて、人にかくしてさす事あり。御前にては、たとひ人の見ぬやうにさしたりとも、人に見つけられたらば、上意にたいして、いかなる野心のあるなどといはれ、くせごとたるべし。わきざしを可用事は、ぐんぢん、ものまうで、りよかうなどは、にあひ候べきなり。中間小者などは、に

あひたる事也。にたるものわきざしとみせて、さす事いかなるてがらともおぼえず。當代はや人のふるまひかやうにひれつに成り下り、後世のわかきもの、いよ／＼さぞとおもはるゝなり。

○反田令

先年嘉慶二年ノ反田ノ令ヲミレバ、偏ト云ヘル辭モ久シキコトナリ。其文左ノ如シ。

大福田寶幢寺雜掌申。播磨國安田庄。領家。職事。地頭。得平。源太。號二徳政一。任二雅意一。抑二留田畠一。以下之地一。致二違亂一之條。太招二罪科一者歟。所詮止二碍妨一。如レ元返二付下地於百姓等一。嚴密可レ被レ致二其沙汰一。若猶不二叙用一者。就二注進一可レ被レ處二其咎一之狀。依レ仰執達如レ件。

嘉慶二年四月七日　　左衛門佐判

赤松上總介殿

大福田寶幢寺雜掌申。播磨國安田庄。領家。職事。地頭。得平。源太。號二徳政一。任二雅意一。抑二留田畠以下地一。致二違亂一之條。太招二罪科一者歟。無レ謂之由事亍（本ノマヽ）有所レ被レ成二御教書一也。早任下被二仰下一之旨上。返二付下地於百姓等一。嚴密可レ致二其沙汰一。若猶不二叙用一者。就二注進一可レ有二其咎一之由。可レ被二相觸一之狀如レ件。

嘉慶二年四月廿日　　上總介判

下野守殿

○上書

金剛峯寺ノ衆徒文觀ガ長者ヲ停メント請フ狀。太平記ニ見エズ。參考太平記ニモミエズ。寶鏡抄ニアリ。其文左ノ如シ。其頭ハ高野ノ衆徒、トカク法外ニヤカマシキモノトミエタリ。

金剛峯寺衆徒等。誠惶誠恐謹言。請レ被丁特蒙二天裁一停丙止東寺勅進聖文觀法師。猥補二長者一忝掌乙宗務甲狀。右謹考二舊貫一。亙唐長安城之左衛有二伽藍一。隋文帝勅願號二之大興善寺一矣。本朝平安城之東京有二精

令一。桓武聖主叙願名ニ之敎王護國寺一焉。彼不空三藏翻經之梵閣也，恭授ニ五智灌頂於三朝一。此弘法大師傳燈之道場也。親ニ致三密加持於百王一。鎭國安民之秘術者。誠雖ニ一致一。令法久住之勝計者卓ニ礫異朝一者哉。是以弘仁十四年十二月二日官符云。東寺遷都之始。爲レ鎭ニ護國家一。柏原先朝所レ建也。我朝以ニ此寺一爲ニ最頂一云々。大師曰。東寺是密敎相應勝地。馬臺鎭護眼目歸而敬者。王化照明華夷太平。焉不レ崇者朝有ニ妖害一國有ニ災亂一云々。料知吾朝安危者專依ニ此寺興廢一者也。伏惟。我君仁均ニ上宮之憲政一。德超ニ太宗之鴻業一。逆浪飜而四海淸。潛亂撥而一天靜。五畿七道悉誇ニ周武一統之太平一。有寳兆民皆歌ニ漢高三章之制法一。然間元弘元年幸ニ當寺拜鷲王護國之尊容一。建武又幸ニ此砌一。遂ニ鴈塔供養之勅願一。叡信超ニ他寺一。朝賞勝ニ餘宗一。白門光花爀ニ于此時一也。爰有ニ相似苾蒭一。其名云ニ文觀一。本是西大寺末寺。播磨國北條寺之律僧也。兼學ニ算道一好ニ卜筮一。專習ニ呪術一立ニ修驗一。貪欲心切。憍慢思甚。入ニ洛陽一伺ニ朝廷一。掠ニ賜諸道上人之職一。遂爲ニ東寺文勸進之聖一。苟以ニ隱遁黑衣之身一。謬列ニ綱維崇班之席一。外號ニ智識聖人一。內稱ニ醍醐座主一。偏被レ繫ニ名利之欲一。曾無ニ慚愧之心一。未レ改ニ蝙蝠似レ鳥之質一。忽成ニ鷹鳩變眼之思一。剩補ニ一長者一。恣掌ニ正法務一。未曾有之珍事。不可說之次第也。雖レ然憚ニ皇憲一。道俗側レ目。恐ニ朝威一。貴賤閉レ口。彼野干對ニ帝尸迦一也。坐ニ天衣一而說レ法焉。此文觀之祭ニ荼吉尼一也。近ニ龍顏一而奏レ事焉。縱雖ニ好樂一々ニ々世間小術一。爭令レ修ニ習無上大法一乎。爲 法輕忽也。爲レ宗瑕瑾也。尤擯出宜ニ停廢一。自レ元非ニ大師之門徒一。豈是小乘律師也。抑亦習ニ呪術詭文一。豈非ニ追裔之殊俗一哉。重檢ニ舊記一。弘仁皇帝給以ニ東寺一。不レ勝ニ歡喜一。成ニ秘密道場一。努力勿レ令ニ他人雜住一。非ニ此狭心一。護レ眞謀也。雖レ聞ニ妙法一。非ニ五千分一。雖レ廣ニ東寺一。非ニ異類地一。以レ何言レ之。去弘仁十四年正月十九日。以ニ東寺一永給ニ預小僧一。勅使藤原良房公卿也。勅書在レ別。即爲ニ眞言密庭一既了。師々相傳爲ニ道場一者也。豈可下非ニ門徒一者猥雜上哉。爲ニ我弟子一者。末世後世之內成ニ立僧綱一者。非レ求ニ上下臈次一。以ニ最初成出一可レ爲ニ東寺長者一云々。承和官符云。道是密敎莫レ令下ニ他宗僧一雜住上云々。凡於ニ東寺一阿闍梨一耶。自ニ實惠僧都一。迄ニ益守僧正一。九十餘代之長者。皆是密家棟

梁自門宗匠也。從二承和明時一暨二建武聖朝一。五百餘歳之宗務。未レ離二勸進聖異門僧一。嗟呼撰二器用一者賢王之善政也。誰違二先王之德行一哉。制二異類一者。吾師之雅言也。爭背二大師之遺誡一乎。倩見二文觀形儀一。頗非直也。事在二律家一。破戒無慚也。入二眞言一犯二三昧耶一。非二正道一。非二遁世一。既是二途不攝之族也。好二武勇一。好二兵具一。爭昇二一阿闍梨位一乎。不レ知天魔變而滅二佛法一歟。不レ審鬼神化而偸二僧衆一歟。爲レ世爲レ法。可レ恐可レ愼。昔南天有二凶婆一。而破二密花園一。降レ彼修二興砂子平之法一。今東寺有二異類一。而黷二宗務職一。伏此依二金剛峯寺之奏一。口開災禍人云。雖レ憚二先言一以レ理紀二非據一。盍レ誡二後昆一。仍捧二高祖之遺記一。欲レ達二末資之愁訴一。望請。天裁被三早停二止文觀東寺之一長者幷當山座主職一者。佛家繁榮遠添二龍花樹春色一。王化照明遙續二星宿劫之曉光一矣。不レ耐二懇欵之至一。衆徒等誠惶誠恐謹言。

建武二年五月　日　　金剛峯寺衆徒等上ル

○分　疏

輟耕錄ニ云ク、人之自辨二白其事之是否一者。俗曰二分疏一。疏平聲。ト今ノ云分ノコトナリ。

○鯨

圖書編ニ云ク、鯨頭骨如二數百斛一。一孔大二於甕一ト。是イマノ鯨ナルコト疑ナシ。函史ニ、鯢海中大魚。穴二處海底一。出レ穴則水溢溢。謂二之鯨潮一。鼓レ波成レ雷。簪沫成レ雨。能驅二食小魚一。其雌曰レ鯢トアレバ、鯨鯢ハ雌雄タルコト知ルベシ。海槎餘錄曰。海槎秋晩巡二行昌化屬邑一。俄海洋烱水騰沸。競往觀レ之。有二二大魚一遊二戲水面一。各頭下尾上起二烱波一。中約長數丈。離而復合者數回。毎二一跳躍一。聲震二里許一。怪而詢二于土人一。曰。此番車魚也。間歳一至二今中州藥肆一。懸下大魚骨如二杵臼一者上。乃此脊骨也ト。コノ番車魚モ鯨ナリ。本草綱目ノ海鰌モ、クジラナリ。鯨ハ雜名ニシテ、番車魚。海鰌ハ方名也。

○九　朽

楊升庵全集ニ云ク、先以二土筆一擬二其形一。數次修改曰二九朽一。繼以二淡墨一。一描而成曰二一罷一ト。コレ畫家ノ

燒筆ト同ジコト、ミユ。

○舍　利

隋ノ文帝ノ齒ヨリ舍利ヲ得ルコト、正史ニハ見ヘズ。古文品外錄ニアリ。其文左ノ如シ。文帝カクノ如ク佛ニ淫スルハ、國祚ノ短キ所以ナラン。

隋文帝與レ后每レ食。從ニ齒下一得ニ舍利一。以ニ銀盆水一浮ニ其一一。出示ニ百官一。須臾化レ二。凡得ニ十九粒一。多放ニ光明一。

○傳教書

叡山ノ飯室ノ正禪院ニ藏ムル傳教ノ書三卷。ソノ一卷ハ、日本國求法僧最澄目錄。一卷ハ天台法華宗年分緣起。一卷ハ六祖大師ノ傳ニシテ、紙ノ表ノツギメニ、明州之印トアル印ヲ押シ、紙ノ裏ノツギメニ、延曆寺印トアル印ヲ押シ、日本國求法僧最澄目錄ノ卷ニ、唐ノ明州ノ刺史鄭審則ガ跋アリ。跋ノ後ニ、入唐使ノ官位姓名ヲ記セリト云ヒテ、跋ノ寫ヲ示ス。ソノ文左ノ如シ。

大唐貞元二十一年五月十五日。朝議郎使持節明州諸軍事守明州刺史上柱國滎陽鄭審則書

日本國入唐使

遣唐使印トアル印

持節大使從四位上太政官右大辨兼越前守藤原朝臣　葛　野　麿

准　判　官　兼　譯　語　正六位上行備前椽笠臣　作
錄事正六位上行式部省大錄兼伊勢大目勳六等山田道大庭
錄事正六位上行太政官左少史兼常陸省上毛野　公　頴　人

明州之印アル印

本書ハコレヨリ餘程大ナリ。別ニ寫シ藏ム。

〇寛字銀

或人越後國長岡ニテ、先年行使スル寛字銀ヲ惠ム。形圖ノ如シ。

寛ノ字ハ高ク扇ノ形
ハクホミ裏ハ無地

栄ノ字ハ高
ク丸ハクホミ

越後ノ老人ノ云ク、越後ニテ通用セル銀ハ一ナラズ。長岡ニテハ、寛ノ字ヲ打チタル銀ヲ使ヒ、（長岡ニテ吹ク）ハ、（銀ノ位宜シカラズ。）新潟ニテハ、榮ノ字ヲ打チタル銀ヲ使フ。（新潟正屋吹ト云ヒテ、銀ノ位上品ナリ。）圖ノ如シ。其外、高田等ニテ使ヒタル銀ハ、形象覺ヘズ。寛字銀、榮字銀モ、大抵厚サ二分バカリニ長ク吹キ、コク印ヲ打チ置キテ、通用ノ時ニ望ミテ、大小意ニ任セテ、切リテ通用セリ。故ニ俚言ニ、鉈切銀ト云フ。元祿九年ノ秋、越後國諸ノ銀ノ通用停止セラレテ後ハ、今ニ至ルマデ變ジテ、越後國ハ金使ヒトナレリト。敦書按ズルニ中古金ヲ切リテ使ヒシ事ハ、人口ニ膾炙スレドモ、銀ヲ切リテ使ヒシコトハ、イマダ聞カザルトコロナリ。サテ今ノ佐渡銀モ、コノ遺風ナルベシ。佐渡銀ノ外ニアルコトヲ聞カズ。越後ノ鉈切銀ハ、佐渡銀ニ倣ヒテ鑄タルナルベシ。東鑑ニ、切錢ト云フコトアリテ解セズ。コレニテ見レバ、弘長ノ比、民間ニテヒソカニ銅ヲ薄ク長ク吹キテ、切リテ錢トナシテ通用セシニヤ。東鑑ノ文左ノ如シ。

切錢事

右近年多出來之由。有二其聞一。於二自今以後一者。用二切錢一事可二停止一之。存二此旨一。普可レ令二下知一之狀。依レ仰執達如件。

弘長三年九月十日　　武藏守

相摸守

加賀前司殿

サテ唐書ニ云ク、兩京錢有二鵞眼古文綖錢之別一。每レ貫重不レ過二三四斤一。至二剪レ鐵而緡一レ之ト。切錢モ此類ナルベシ。又同書ニ云ク、鐵葉皮紙皆以爲レ錢ト。今ノキセルノガンクビノ古キヲ、錢ヘ雜フルモコノ類ナリ。

○西洋印書

阿蘭陀本草等ヲミルニ、甚ダ精妙ニシテ、萬國ニ勝レリ。西洋ノ印書ハ、螺絲轉ト云フ器ヲ用フルコト、遠西奇器圖說ニ載セタリ。其文左ノ如シ。

西洋印書又用二螺絲轉一。故其書濃淡淺深。曲二盡欵盡之致一。

サテ遠西奇器圖說ハ、明ノ天啓ノ時ニ、西海ノ鄧玉函口授シテ、關西ノ王徴譯繪スル書ニテ、西洋ノ諸器ノ圖螺絲轉モ圖說アリ。及ビ說アリ。誠ニ經國ニ志アル者、講求スベキ書ナリ。

○天地圓體

我國ニテ、天地ノ圓體ヲ云フコト、中國描談ハジメナルベシ。中國描談ハ、防州ノ商宗設、明ノ抗州ニ在リテ、大永五年四月朔日ニ著シタル書ナリ。サテ中國描談ニ、我國ハ土實シテ穀美ナル故ニ、南都ノ諸白、三國ノ一物ナリトホメタリ。コレニテ我國ノ米ノ萬國ニ勝レタルコト彌シルベシ。

○松雲與淸正書

朝鮮國ノ松雲ガ、加藤淸正ヘ與ヘシ書ヲミレバ、沈惟敬ガ僞リ愈明ナリ。其書左ノ如シ。

一庚寅歲遂使於日本者。只是交隣（十二・朱印同ジ）通信相好而已矣。非皈服也。（朱印文字見ヘガタシ、本書朱印是交隣通信ヨリ長所奏僞ノ三行ヘカヽル。）

一此時對馬島守與行長所奏僞也。欺圖日本及我朝鮮。非實語也。

一我國有君臣父子。而後爲屬大明之國。君臣義定。誠心事大。雖天地覆墜而不易也。何可與日本借道而同伐大明也。是臣叛君。子叛父。天地之間寧有此理乎。寧可百死也。不願聞此等語。

一對馬守與行長。何得以借道事進告于我國也。雖有此等傳語。我國只可伏死而已矣。豈可所得從也。是以萬不聞此等語也。

一六年前日本軍兵渡海之初。逢城即毀。見人即殺。何暇通借路之說。何暇論從不從殺不殺也。行長等報太閤之說。是又太欺圖日本也。

一五年前日本軍兵出京城之時。王子放還則國王親渡海致謝之說。實出於何人之口也。割朝鮮地。屬日本之說。又出於何人之口也。出於沈爺耶。起於行長耶。日本雖擒百王子而不還。豈國王渡海致謝之理也。大上宮才智出人。豈不知可不可義不義成不成也。而忘爲之哉。知不可成而强爲之。則架竹而打天。敲盆而覓響。其可得乎。作此說而報太閤者。欺圖日本。欺圖大明。欺圖朝鮮。欺圖三國。而其庸詎容身於天地之間耶。是人則欺圖天地鬼神矣。欺人猶且不堪。況欺天欺神乎。此必誤國之臣也。不可說不可說。我國則曾未聞此等語也。又不見此等人也。大抵做事。文人則相與論議。義合則成。不合則不成。豈有此等難做底無義事也。吾將此意。皈告朝廷則必付掌也耳。又何言哉。

一王子渡海事勢似不難。而義不可也。何也以王子一身論之。則宜渡海而伸禮於太閤之前。以

宗社一論レ之。則不レ可下以二王子一送中禮於君父讎之家上。明知二決不一レ可レ送也。況我國王子非二天子之命一。則入二覲天朝一。猶且不レ爲。其能渡レ海而見二讐家之面目一耶。然謀在二於人一而成在二於天一也。不レ可レ言レ天而不レ謀也。大上官則宜レ謀レ之。而我國則斷レ之以レ義也。余販而先與二沈老一論下入二慶州一之意上。又告二朝廷一。而取下稟聽命令之如何上。而還報是料。但此意不下使二外人一知上之。行長之徒。欲レ聞下上官與二我等一論議之事上窺聽者。紛紜更須レ愼レ之。我亦勉力圖二之大計一。

一我與二上官一所レ論。事成レ之則渡海何難也。

一上京而事之成不成消息。則先下二送于蔣啓仁一。使二之傳通一。我則待下事勢有上光。然後下來矣。亦未レ可レ期也。隨レ時善處爲レ料。

一答夜間畫二件一樣

義不義可不可已陳二前書一。吾何與二箇的一强分指レ焉也。只待二天下之公論一耳。復何言哉。雖レ然我尙勉力謀レ之。

皇明萬曆二十五年三月二十一日　朝鮮北海松雲

此十一件淸正可レ告二諸日本一

此書軍中ニテ認メシユヱカ、本書一行ノ文字ノ數文字ノ大小一ナラズ。大抵一行二十四字ニシテ、四十六行ナリ。

○角判

先年角判ト云フ金ヲミル。其包紙ニ角判トアレドモ、正名ナルヤイナヤ知ルベカラズ。形次ノ如シ。金ノ位ハ、大佛大判ノ位ニ同ジト云フ。

表

裏
地無

耳ノアツサ

○用銀

書影ニ云ク、江漢有使君座上詢予前代用銀之始。予按、唐宋以前。上下通行之貨。一皆以鐵而已。未嘗用銀。漢書食貨志言、秦幷天下。幣爲二等。而珠玉龜貝銀錫之屬。爲器飾寶藏。不爲幣。孝武始造白金三品。尋廢不行。舊唐書憲宗元和三年六月詔曰。天下有銀之山。必有銅鑛。銅者可資於鼓鑄。銀者無益於生人。其天下自五嶺以北。見採銀坑。並宜禁斷。至韓愈奏狀始言。五嶺買賣一以銀。宋史仁宗紀景祐二年。詔諸路歲輸緡錢。福建二廣易以銀。江東以帛。金史食貨志。舊例銀毎鋌五十兩。其直百貫。民間或有截鑿之者。其價亦隨低昂。遂改鑄銀。名承安寶貨。一兩至十兩分五等。毎兩折錢二貫。公私同見錢用。又云。更造興定寶泉。毎貫當通寶四十。又以綾印製元光珍貨。同銀鈔及餘行之。行之未久。又銀價日貴。寶泉日賤。民但以銀論價。至元光二年。寶泉幾于不用。哀宗正大間、民間但以銀市易。此今日上下用銀之始ト。コレニテ後世銀ヲ貴ブコトミルベシ。

○散藥

王氏談錄曰、肘後有一藥奩。止藥末數品而已。毎視人病旋取諸末。合和加減爲劑料。日服不盡其數病未愈。他日再至。曰藥服不如數耳ト。コレ阿蘭陀人ノ專散藥ヲ用フルト同ジ。阿蘭陀ニ湯藥アレドモ、散藥ヲ專トスルナリ。品字箋ニ云ク、可用之材質。皆得稱料。布帛之可滿剪裁爲作料。辛辣之可入羹湯爲椒料。トアレバ、劑料ハ一劑ノ藥料ト云フコトナルベシ。

○唐書五代史注

宋史慶充文ノ傳ニ、注唐書五代史藏于家。トアレドモ、傳ハラザルトミユ。甚惜シムベシ。

○出母

書影ニ云ク、南城張教授孟常。名世經。在上杭。嘗語余曰。世傳孔氏三世出妻。蓋本檀弓所載。孔氏不喪出母。自子思始之說。予竊疑之。以爲孔子大聖。子思大賢。卽伯魚早夭。亦不失爲賢人。豈

刑于之化。皆不能施之門內乎。或曰。古者七出之例甚嚴。有一于此。則聖賢必恪行之。豈孔門數世之婦。皆不能爲齊東之醫乎。夫漢宋諸儒其至于五經多矣。而此獨闕如。或謂禮記皆漢儒傅會之說、語多不經。不必深辯。然亦頒之學官傳之後世。而致使大聖大賢負千古不白之寃。此讀書明理之士。所不敢安者也。閒嘗反復取檀弓之文讀之。忽得其旨。其曰昔者子之先君子喪出母乎。夫出母者蓋所生之母也。呂相絶秦曰。先公我之自出。則出之爲生也明矣。其曰子之不喪出母何居。曰孟氏所謂王子有其母死者。其傅爲之請數月之喪是也。蓋嫡母在堂屈於禮而不獲自盡。故不得爲三年之喪耳。其曰其爲伋也妻者。則爲白也母。不爲伋也妻者。則不爲白也母。夫所云不爲伋也妻者。蓋妾是也。意者。白爲子思之妾所出。而子思不令其終三年之喪。故曰。孔氏之不喪出母自子思始也。由是言之。子思且無出妻之事。而況於伯魚乎。況於孔子乎。其曰子之先君子。非指孔子伯魚也。猶曰子先世之人云爾。讀者不察。遂訛傳爲孔氏出妻。致使大聖大賢負千古不白之寃。即謂漢人皆謬。又未有無故而毀聖賢者。此非記檀弓者之過。乃讀禮者之過也。吾常此論大有關係。故附記之ト。コノ說千古ノ惑ヲ解クトイフベシ。

○甲州金

一老人ノ曰ク、古キ甲州金ニ竹流シ金、鳥目金、六角極印小判アリ。竹流シ金長サ二十七八分、横八分ホド、厚サ中ニテ三分ホド、緣ニテ一分ホド、長キハ幅狹ク、短キハ幅廣シ。重サ四十目ト兩ト云ヒテ通用ス。形圖ノ如シ。中ノ極印ハ極ノ字、上下ノ極印ハ見エガタシ。

極 極 極
印 印

鳥目金重サ一匁一分ト云ヒテ通用ス。極印ナシ。形圖ノ如シ。

六角極印小判重サ四匁。形圖ノ如シ。表ニ六角ノ極印アリ。上ノ六角内ニ桐アリ。下ノ六角ノ内ニ菊アリ。裏極印ナシ。

甲州金。甲州略記ニ載スレドモ、其後此說ヲ聞クユヘ、コレヲ記ス。ソノ三金イマダ見ズ。

○風氣

五雜俎曰、余弱冠至レ燕。市上百無レ所レ有二雞鵞羊豕之外一。得二一魚一以爲二稀品一矣。越二十年魚蟹反賤レ於江南一。蛤蜊。銀魚。蟶蚶。黃甲。纍纍滿レ市。此亦風氣自レ南而北之證也。ト菅相公ノ歌ニ「これのみぞ人の國より傳はらでかみよをうけしきしまの道」トアレバ、西土ヨリ渡ルモノ多キコト知ルベシ。其後奇器異物種々西洋舶持チ來ル。我國ノミナラズ、西土モ天竺西洋ヨリ來ルコト多シ。關東ハ鮎魚絕エテナカリシニ、四十年餘鮎魚生ズルコト夥シ。コレラニテ考フレバ、風氣ハ西南ヨリ東北スルトミヘタリ。

昆陽漫錄 卷之四

○福德

相州鎌倉鶴岡八幡ノ座不冷所。〔割註〕鎌倉志云、座不冷所ハ回廊ノ東方ニアリ。天下安全ノ御祈願所ニテ、十二坊輪番ニ一晝夜ヅツ佛經ヲ讀誦スルユヘ、座不冷行法ト名ヅク。或云ク、十二坊一時ヅツ勤ムルナリ。座不冷所トモ、座不冷所トモ云。」ノ着到ノ軸ニ、福德二年正月一日ト彫リテアリ。其文左ノゴトシ。同所光明寺ニモ、祈禱ノ額ノ裏ニ、福德ノ年號アリテ、後土御門院ノ勅筆ト云フ。

聖觀音供
不動供
福德二年正月一日

我國福德ノ年號ナケレドモ、後土御門院ノ勅筆ト云ハ、福德ノ年號シバラク用ヒラレ。改年アリタレドモ、應仁兵亂ノ時ユヘ、史官失シテ書セザルニヤ。

○物價

東鑑ニ、炭薪糠等ノ價ヲ定メラレシコトアリ。其文左ノ如シ。

建長五年十月十一日。被レ定ニ利賣直法一。其上押買事同被ニ固制禁一。小野澤左近大夫入道、內島左近將監盛經入道等爲ニ奉行一。

薪馬蒭直法事

炭一駄代百文　薪三十束三把別百文

萱木一駄八束代五十文　藁一駄八束代五十文

糠一駄俵一文代五十文

作雜物近年高直過レ法可レ下二知商人一者云々。

其頃ノ金銀米錢ノ價シレザレバ、今ノ何程ニ當ルヤ、シルベカラザレドモ、我國天福コノカタ錢鑄ラレズ。建武元年、乾坤通寶錢ヲ鑄レシカドモ、兵亂アリシユヘ、鑄ラル、コト少ク、天下ニ通行セズトミヘタリ。コレヨリ天下錢少キニヨリテ、西土歷代ノ錢ヲ用ヒラル。〔割註〕宋元通鑑ニ云、禁三日本博二易銅錢一ト。元史ニ、日本遣下二商人一持レ金易中銅鐵上許レ之トアレバ、西土ヨリ錢ノ來ル多キコト知ルベシ。」室町殿ノ比ヨリ、西土歷代ノ錢ヲ精錢ト云フ。〔惡錢アルニヨリテ精錢ト云ヘリ。〕關東ニテハ、コレヲ京錢〔京錢ハ草盧雜談ニノス。〕ト云ヘリ〔割註〕關東ハ應永十年ヨリ永樂錢イヨイヨ多シ。委ハ草盧雜談ニノス。」京室町頭ニ藏ムル織田殿ノ書物ニ精錢トアリ。〔此書物ノ寫、先年官ヘアゲヽルナリ。〕天正二十年、豐臣秀次ノ次船ノ朱印ニモ、一文遣ノ精錢トアリ。〔此朱印ハ奉使小錄ニノス、〕咸賓錄ニ云ク、〔咸賓錄ノ文ハ委ク經濟纂要ニ載ス。〕日本用二中古錢一。千文價銀四兩ト。〔割註〕咸賓錄ハ明ノ書ナレバ、室町殿ノ末ヨリ惡錢甚ダ多ク、精錢ノ價甚ダ貴キヲ聞キテ、千文ノ價銀四兩ト書キシト見ヘタリ。」コレニテ我國、西土ノ錢ヲ使ヒシコト明ナレドモ、弘長ノ頃ノ官錢ハ、我國ノ古錢ト、唐ノ開元通寶錢ナルベシ。東鑑ニ、弘長三年用二切錢一事可レ停二止之一事トアレバ、建長ノ比モ惡錢アリテ、九曆ニヨレバ、〔天曆中ニ鉛錢鑄ラレシトミヘタリ。〕官錢ハ甚ダ貴キコト知ルベシ。憶ニ正銀十匁ニ官錢百文ニ過ギザルベシ。續日本紀ニ云ク、和銅四年以二穀六升一當二錢一文一。令下二百姓一交關各得中其利上ト。室町殿日記ニ、切米兵庫ノ賣買、一石ニ付六匁三分ノ由トアリ。コレニテ觀レバ、和同ヨリ後、段々ニ米貴シト見ユ。和銅ノ穀ハ籾米ナルベケレバ、五合摺ニシテ、六升ハ三升ナリ。和銅四年ヨリ建長五年マデ五百八十四年。建長五年ヨリ室町

殿マデ大抵百三十年ニ中ルナレバ、（室町殿日記年號ナキユヘ、大抵ヲ云フ。）コレニテ推シ量ルニ、建長ノ比、大抵米一石（今ノ升一石ノ積ナリ。）正銀五匁ニ過グベカラズ。（慶長ノ前ハ正銀ノ通用ナリ。）正銀一匁、錢百文ニ當リ、錢百文、米二斗ニアタレリ。此價ヲ以テ考フルコト、左ノゴトシ。〔割註〕續文獻通考ニ云ク、洪武十八年令兩浙及京畿官田。凡折收税糧。鈔毎五貫準米一石。絹毎匹準米一石二斗。金毎兩準米十石。銀毎兩準米二石。棉布毎匹準米七斗ト。明ノ升國々同ジカラザレドモ、大抵明ノ一升ハ、今ノ五合餘ニシテ、明ノ一石ハ、今ノ升五斗餘ニアタル。建長五年ハ、洪武十八年ヨリ百三十二年前ナレドモ、我國ハ米貴ケレバ、正銀五匁米一石ニ當テ、大違アルマジ。」

炭一駄代百文ナレバ、大抵一駄ヲ三十貫目トシテ、六貫目入ノ炭五俵一駄ニテ米二斗ナリ。

薪三十束三把別ニ百文ハ、別ハ今ノ毎ノ意ニテ、十把ヲ一束トシテ、其内三把ゴトニ代百文ト云フコトニテ、一束ハ錢三百三十三文ナリ。薪二駄ノ價ヲ炭一駄ニアテシトミユ。（薪ハ大把ニテ、一把半ヲ薪一駄ニアツルトミユ。）薪二駄ニテ米二斗ナリ。サテ薪十束トアゲズシテ、三十束トアタルハ、一束ハ六駄一把ニテ、十束ハ六十六駄一把。三十束ハ二百把ニシテ、端ナキユヘナルベシ。

萓木一駄八束五十文。萓木ハ萓草ノコトナルベシ。此時板屋根少ク、萓葺多キユヘ、萓貴クシテ、大束ニテ、八束三十貫目アルヲ一駄トシテ、薪一駄ニアテ、米一斗ニアタルナリ。

藁一駄八束、代五十文。コレモ萓ト同ジコトニテ、藁屋根多ク、其外藁ノ用甚多キユヘ、藁甚ダ貴クシテ、大束ニテ八束三十貫目一駄トシテ、薪一駄ニアテ、米一斗ニ當ルナリ。

糠一駄、俵一文代五十文ハ、俵ノ代一俵一文ニアツルナルベシ。糠一升、大抵重サ百四十目（粉米ヲサリテノ重サナリ。）アレバ、糠三十貫目ヲ一駄ニスレバ、糠二石一斗四升二合五勺餘ニテ、米一升ニアツルナリ。（今ハ貫目ニカマハズ。八斗入三俵ヲ一駄トス。）米四斗入ノ俵ノ内、俵サンダワラ共ニ繩ヲ除キ四百二十目アリ。糠三十貫ヲ四

俵トシ、(糠ハ單ヘ俵ナルベシ。)四俵代四文ニテ、藁一貫六百八十目代二文七厘九九餘ヲ減ズレバ、一文二分アマル。一文二分ハ俵ヲアムノ代、繩代ニアツルナルベシ。糠一升ハ錢二分三厘三三ニテ、一斗二文三分三厘三三ニアタル。此時ハ風俗質朴ニシテ、澤庵漬、糠漬コレナク、髮付油モナクテ、人ノ手洗モ稀ニ、糠ノ用甚ダ少クシテ、糠ノ價甚賤シトミヘタリ。イマ文字金一兩ニ米一石トシテ、米ニテミレバ、此時ノ物價甚賤シキニモアラズ。古ハ物價ノ賤シキノミナラズ、淳朴ニシテ奢ラザルユヘ、上下困窮セザルニヤ。

サテ西土ニテ炭薪貴キコトミヘズ。只元ノ時ニ薪ノ貴キコトアリ。

○京錢

万治元年、下總國布川村川崎ノ繪圖ノ裏書ニ、金一兩二分、京錢二百五十文トアレバ、關東ニテハ、此比マデ京錢ト云フトミエタリ。

○吉姑蘿(キリンカク)

近年琉球ヨリ來ルキリンカクト云フ草、中山傳信錄ニアリ。其文左ノ如シ。

吉姑蘿一名火鳳。人家牆上多植レ之。以避レ火。幹似ニ覇王鞭草一。葉似ニ鎭火草一。花似ニ黃菊一。亦有ニ紅者一。名ニ福祿木一。

○刀飾

先年刀脇指ノコシラヘヲ、通事ヲシテ唐山人ニ問ヒシニ、其答左ノ如シ。

刀欛 刀柄謂ニ之欛一。俗語不レ用。　鐔 刀鼻也。或云ニ劍口一。俗語不レ用。

刀鞘(サヤ) 俗語用レ之。　紮靶 紮字有ニ束纏之義一。靶者轡革也。

釰把 未詳。　刀盤 俗語用レ之

柄鮫 謂二之サメザヤ魚皮一。　柄糸 或用レ糸。不レ用サイトレ糸。無レ有二定名一。
目貫 無　目釘 未詳
縁 無　栗形 無
帶金 無　下緒 無
切羽 未レ詳再考。　鉏 未詳
鵐目 未レ詳再考。

○眼罩

尺牘大節ニ、褦襶(タイタイ)子卽今之眼罩トアリテ、眼罩(タウ)ハ竹ヲ胎トシ、帛ヲ蒙ラシメ、暑ノ時ニ戴ク涼笠ナリ。

○七歲兒詩

豐太閤朝鮮ヲ伐タレシ時、七歲ノ兒ヲ虜ニシテ連レ歸リシニ、其兒七言絕句ノ詩ヲ作リケレバ、ソレニ感ジテ其兒ヲカヘサルト云ヒ傳フ。アハレナルコトユヘ、其詩ヲ左ニ記ス。〔割註〕在大唐ト云フ句ニテ見レバ、朝鮮ノ人ニコレナク、明ノ兒トミヘタリ。」

夢裏分明歸二故鄕一、雙親向レ我問二扶桑一。華鯨樓上一聲曉。欹レ枕猶疑在二大唐一

サスガ西土ノ兒ナレバコソ、七歲ニシテハヨク作レリ。明史孝義傳曰。趙祥字景德。永平人。永樂中。父亮爲二金山衞百戶一。祥年十四被二倭掠一。國王知レ爲二中國人一召侍二左右一。改二名允貴一。遂仕二其國一。有二妻子一。然心未三嘗一日忘二中國一也。屢諷二王入貢。宣德中與二使臣一偕來。上疏言。臣夙遭二倭掠一。抱レ痛痛心。流離困頓。艱苦萬狀。今獲三生還二中國一。夫豈由レ人。伏乞賜二歸侍養一。不レ勝二至願一。天子方懷二柔遠人一。不レ從二其請一。但許二給レ驛暫歸一。仍還二本國一。祥抵レ家。其母在。不レ能レ識。曰。果吾兒則耳陰有二赤痣一。驗レ之信。抱

持痛哭。未レ幾別去。至二日本一啓以二帝意一。國王允レ之。仍令二入貢一。祥乃復申二前請一。詔許二襲レ職歸養一。母子相失二十年。又有二華夷ノ限一。竟得レ遂二其初志一。聞者異レ之ト。コレニテミレバ、西土ノ人ノ我國ヨリ歸ルコト、コノ兒ノミナラズ。

○定西法師

定西法師傳ト云フヒラガナノ一卷ノ書ヲミレバ、定西石州ノ人。俗之時、天正ノ比。薩州ヨリ琉球ノ佐志貴王子ニ從ヒテ琉球ヘ渡ル。其比、琉球ニ我國ノ人アルコト多シ。定西故アリテ、琉球ノ服ヲ衣テ、琉球人ニ成リテ、名ヲヤマトカナゾノト改メテ、西土ヘ渡リ、商ヒシテ甚ダ富ミテ、琉球ヘ歸ル。委ク法師傳ニアリ。其後、我國ヘ歸リテ、大久保石見守ニ從フ。サテ明ヨリ若那主部文盲ノ人ノ記シタレバ文字疑ハシ。ト云フ者ヲ琉球ヘ遣シ、日本ヘ通ズルコトヲ止ム。コレニヨリテ薩摩守ヨリ願ハレテ、神祖ノ命ヲ蒙リテ、琉球ヲ伐チテ大ニ勝チテ、是ヨリマタ薩州ニ屬ス。其時我國ノ人、琉球ニ多ク在リシ故、速ニカクレタリトミヘタリ。慶長十四年、定西此時定西イマダ出家セズ。ユヘ在リテ駿府ニ來ル。委ク法師傳ニアリ。此時薩州ヨリ主部并ニ佐志貴王子ヲ虜ニシテ、駿府ニ來ル。定西ハカラズ佐志貴ニ逢ヒ、佐志貴ハ駿府ニテ卒シ、淸見寺ヘ葬リ、塚アリ。定西モ出家シテ、出家セルコト法師傳ニ委シ。東都ノ深川ニ住居シテ死ス。

○事

宋元通鑑ニ、金銀酒器六事トアリテ解セザリシニ、通鑑正編ニ、昔討二默啜一甲兵皆貯二淸河庫一。今有二五十餘萬事一。トアリテ、胡三省ノ註ニ云ク、一物可二以給二一事一。因謂二之事一。トアリテ、解シタリ。

○者

咨文ノ終ニ、須レ至レ咨者トアル者ノ字ヲ、長崎ノ舌人ニ尋ネシニ、我國ニテ、テヘレバト讀ムコヽロニテ、然ノ辭、畢竟附字トミルベシト云ヘリ。行厨集ニ、須レ至レ牌者トアレバ、牌ニモ者ノ字ヲ用フルナリ。

○比輪錢

葛洪肘后方ニ、比輪錢ヲ用ヒアレドモ、周ヨリ晉マデ、比輪ト云フ錢ヲ鑄ルコトミヘズ。晉書食貨志ニ、文獻通考ヿレニ同ジ。元帝過レ江用ニ孫氏舊錢一。輕重雜行。大者謂ニ之比輪一。中者謂ニ之四文一。吳興沈充又鑄ニ小錢一。謂ニ之沈郎錢一。トノスレバ、西晉ハ魏ノ五銖錢ヲ用フレドモ、吳ハ遠國ユヘ、竊ニ孫氏ノ舊錢ヲ使ヒ、元帝江ヲ渡リテ、草創ノ時ナレバ、吳俗ニ從ヒテ、孫氏ノ舊錢ヲ行ヒ、輕重雜行スルナルベシ。コレニテ見レバ、比輪ハ元來錢ノ名ニアラズ。吳ホロビテ、吳人ノ俗稱ニテ、東晉俗稱ニヨルナルベシ。三國志ニ、吳ノ孫權嘉禾五年春。鑄ニ大錢一。一當ニ五百一。赤烏元年春。鑄ニ當千大錢一。トアリテ、〔割註〕當五百當千ノ二錢、形狀輕重ヲ記サズ。孫氏ノ時ノ一文使ノ錢ハ、後漢ノ諸錢ナルベシ。」孫氏ノ舊錢、コノ二錢ノ外ナケレバ、東晉ノ大ナル者ヲ比輪ト云フハ、孫氏ノ當千ノ大錢ニシテ、ヨホド大ナル錢ナルベシ。〔割註〕當千ノ大錢フタツ輪ニテ、兩輪相比ブニヨリテ、吳人比輪ト云フニヤ。考フベカラズ。」中ナル者ヲ四文ト云フハ、孫氏ノ當五百ノ錢ナルベシ。〔割註〕當五百ノ錢ノ重サ、一文使ノ錢ノ四文ニアタルユヘ、四文ト云フニヤ。考フベカラズ。」沈充傳ナケレバ、何レノ代ノ人ナルヤ知ルベカラザレドモ、又鑄トイフニテミレバ、西晉ノ時ノ吳人ナルベシ。〔割註〕晉書ニ、王敦ニ與スル沈充アレドモ、コノ沈充ト別人トミユ。」齊ノ孔覬ガ云ク、自ニ漢鑄ニ五銖一。至ニ宋文帝一。歷ニ五百餘年一不レ變者。輕重可レ法。得ニ貨之宜一也ト。〔割註〕漢ヨリ劉宋ノ文帝マデ、錢ヲ鑄ルコト一ナラザレドモ、五銖バカリ久シク行ハルヽユヘ、孔覬コレヲ云フナリ。」コレニヨレバ、東晉ノ初度ハ、孫子ノ舊錢沈郎錢ヲ行ヒタレドモ、後々ハ五銖錢多ク、江左ヘ入リテ、江左ニテモ五銖錢ヲ使フトミユ。通雅ニ、曰ニ大泉一者王莽。曰ニ重輪乾元一者唐肅。曰ニ嘉禾一者。吳一當ニ五百一也。曰ニ比輪一者。東晉之初度。曰ニ大貨一者。陳一當ニ五銖之十一。トアレドモ、〔割註〕王莽ガ天錢徑リ寸二分、重サ十二銖ニシテ、文ヲ大錢五十トイフ。唐ノ肅宗乾元重寶ヲ鑄テ、一ヲ五十ニ當ルナリ。陳ノ宣帝大建十一年、大貨六銖ヲ鑄テ、一ヲ五銖ノ十ニ當ツ。」委ク議

カズ。呉ノ嘉禾元年ヨリ、晉ノ元帝ノ建武元年マデ、僅ニ八十六年ナレドモ、葛洪丹陽ノ人ニテ、呉タイラギテ、父ニ從ヒテ晉ニ入ル。ソノ、チ鄕里ニ歸リ、元帝ニ仕ヘテ江左ニ在リシ故、爭亂ノ時、古錢得ガタキニヨリテ、比輪ヲ用フナルベシ。〔割註〕肘后方ニ大錢ヲ用ヒアリ。按ズルニ、東晉ノ初ノ孫氏ノ舊錢、比輪四文沈郎錢ノ三錢バカリナレバ、大錢ト云フハ、比輪ノコトニシテ、大錢ト書キカヘタルモノナルベシ。」潛確類書曰。蜀之直百。呉之當千。晉之比輪。陳之六銖。梁之兩柱。皆是失二之太重一ト。是ハ江左ニテ比輪ト云ツユヘ、晉ノ比輪ト云フトモ、呉ノ當千スナハチ晉ノ比輪ナレバ、別ニ比輪ヲ出スベカラズ。其上太重ハ呉ノ制ナレバ、之ヲ晉ニカクベカラズ。潛確類書フカク考ヘザルナリ。

○沙錢

宋元通鑑高宗紀ニ、惟得二沙錢一トアリ。通雅ニ、唐建中初制。度支趙贊采二連州白銅一鑄二大錢一。一當レ十。亦白選遺意也。續會要曰。開寶中減二桂陽監歲入白金三之一一。至道廢二邵武廣州金場一。又廢二衡州銀冶一。景德中。連州實通出レ銀以レ圖來獻。天聖中。虔州石城產レ銀。置二義豐場一。按。諸處言レ銀。則桂陽監之白金爲二白銅一明矣。是自漢之白金幣非二眞銀一。後遂以二白銅一爲二白金一耳。白銅亦稱二青銅一。慶曆中。知商州皮仲容采二青水青銅一鑄レ錢。[illegible]號二高遠青錢一。曰レ青者別二其非二紅黃一也。紅銅雜レ鉛。則黃鉛太多。則色雜而黯。鑄者煮黃レ之。惟有二萬曆錢一最好。十錢直一兩。與二開元通寶制一。合鑄用二白銅一。民間每多用レ之。元曰二白沙一。ト載スレバ、宋ノ沙錢ハ白沙ノ類ナルベシ。サテ古ヘ白金ト云フハ眞銀ナレドモ。唐以後ノ白金ハ白銅ニテ、今ノ白メ、又ハシヤリノ類ト見ユ。唐書湖州呉興郡ノ土貢ニ、金沙泉アリ。沙泉即チ沙錢ナルベシ。〔割註〕通雅ノ紅銅加レ鉛則黃ナルノ鉛ハ、倭鉛ナリ、倭鉛ハ、イマ土丹ト云フ。倭鉛ノ制、天工開物ニノセテ云ク、凡、倭鉛古書本无レ之。乃近世所レ立名也。其質用二爐甘石一。熬煉而成。繁二產山西太行山一帶一。而荊衡爲レ次レ之。每二爐甘石一十斤裝二載入一二泥罐內一。封果泥固以漸砑乾。勿レ使ニ見レ火、折裂一。然後逐層用二煤炭餅一。墊二盛其底一。鋪レ薪發レ火。煆紅罐中爐甘石鎔化成レ團。冷定毀

レ確取出。毎十耗去二其二一。卽倭鉛也。此物與レ銅。收伏入レ火。卽成レ烟飛去。以二其似一レ鉛。而性猛故名レ之。曰二倭鉛一ト云フ。」

〇食草木葉法

農政全書ニ、草木ノ葉ヲ食フ法アリ。其文左ノ如シ。

食二草木葉一法。用二杜仲去レ絲炒一白鹽茯苓。甘草。荊芥等分一爲レ末。糊丸如二桐子大一。毎服數丸。細嚼卽喫二草木一。可二以充一レ飢。止有二竹葉惡草不一レ可レ食。コノ法凶年ノ一助ナルベシ。

〇開　河

續二三場群書備考ニ云ク、王氏注二溝形一。當三如レ磬直行二。折行五而曲二其勢一。是以水流湍激疾而不レ壅也。太河之水十里一小曲。百里一中曲。千里一大曲。水勢然也。今人開レ河。徑直而身狹。初无二參伍磬折之法一。內水箭射而海潮逆衝。泥沙直上無レ所二廻旋一。勢必就レ閼二下流一。既閼二上流一自潰。若果倣二糞水法一行レ之。寧患二河患一乎ト。コレ水學ニ志アル者ノシルベキコトナリ。

〇京　秤

由木左衞門ノ書ニテ見レバ、古ヘハ秤ニ京目、田舍目アルコト明カナリ。其文左ノ如シ。

北條陸奧守平氏照內
由木左衞門尉景盛

天正六年戊刁三月拾七日

拜遺高野山　龍光院之內
宗忍房

二親爲成佛高野山月牌奉納之。　但黃金貳兩京目

國宗刀長サ二尺三寸

サテ天正ノコロ、大判アリトミユレドモ、小判ナキニヤ。コノ金一兩ハ、十匁ナルベキニヤ。

〇高然暉

アル人ノ云ク、高然暉ガ山ハ、人皆知ルトコロニシテ、高然暉何レノ代ノ人ナルヤ知ルベカラズ。高克恭（字彥敬。號房山。）元第一ノ善畫ニテ、克恭ガ畫ク山ハ、世ニ云、高然暉ガ山ト同ジコトナレバ、高克恭ヲ誤リテ、高然暉ト云フト見ヘタリト。其後諸書ヲ考索スレドモ、高然暉ガ傳見ヘザレバ、アル人ノ說ヨロシカランカ。

○庫路貞

通典ニ、五盛庫路貞二具。十盛花文庫路貞二具トアリ。唐書ニハ、襄州襄陽郡土貢。綸巾漆器庫路眞二器。十乘花文。五乘碎石文。柑蔗芋薑。トアリテ解シガタシ。藝林伐山ニ云、皮日休詩襄陽作二髹器一。中有二庫露眞一。註玲瓏空虛。故曰二庫露一。今諺呼二書格一。曰二庫露格一是也ト。コレニテ庫露眞ハ書格ノ內ムナシキ漆器ニテ、花文ヲナシ、或ハ碎石ニテ、カザリタル者ナルコト知ルベシ。盛乘ハ五カザリ十カザリト云フコトナルベシ。皮日休ガ詩、通典、唐書ミナ庫露眞ノ三字ツヾキアレバ、庫ニシテ內ノ眞マデ露ル、ユヘ、庫露眞ト名ヅケタルナルベシ。楊升庵庫露ノ二字ヲ註シテ、眞字ヲ註セズ。升庵ノ博物ナルモ、タマ〳〵通典、唐書ヲ考ヘザルニヤ。（眞ノ字ナ註セザレバ、皮日休ガ詩解セズ。）皮日休ガ詩、正字通、康熙字典、ミナ露ニ作レバ、通典、唐書、省略シテ路ニ作ルトミヘタリ。通典眞ヲ貞ニ作ルハ、眞貞ハ義ノ通ズル故ナルベシ。

○魚鼓簡板

心越禪師持チ來リタル魚鼓簡板。續文獻通考、ソノ制ヲノス。其文左ノ如シ。

魚鼓制未レ詳。用二婦女八人一。服二雜綵衣一。槲葉魚鼓簡子與二男子八人一。又男子五人執二龍頭藜杖一。齊舞、唱二山荊子帶襖神急之曲一。按。近制截レ竹爲レ筩。長三四尺。以レ皮冐二其頭一。（皮用二猪脊上之最薄者一）用二兩指一擊レ之。簡子則以レ竹爲レ之。長二尺許。闊四五分。厚半レ之。其末俱略反レ外。歌時用二二片一。合二擊之一。以和レ此。卽其制也。歷代未レ有。當下自二胡元一所上レ製耳。宜レ入二俗部一。

コレニテ魚皷簡子、俗樂ノ器ナルコトシルベシ。宣政雜錄曰。靖康初。民間以二竹徑二寸長五尺許一。冒二皮於首一。皷成二節奏一。取二其聲似一レ曰二通同部一。又謂二製作之法一曰。漫上不レ漫。通衢用以爲レ戲云々ト。コレ魚皷ノ始メトミユ。續文獻通考コレヲノセザルハ一缺ナリ。サテ靖康ハ、宋ノ欽宗ノ年號ニテ、欽宗金ヘ虜レ、宋亡ビテ南宋トナリタレバ、魚皷ハ君子ノ玩ブベキ器ニアラズ。簡板ハ板牌ノコトニシテ、簡子ニアラズ。誤リ傳ヘテ、簡子ヲ簡板ト云フトミヘタリ。

○簡　板

老學菴筆記曰。士人有下金漆板代二書帖一。與二朋儕一往來者上。已而苦二其露泄一。遂用二竹兩片一相合。以二片紙一封二其際一。久レ之其製漸精。或又以二總囊一盛而封レ之。南人謂二之簡板一。北人謂二之板牌一。其後又通謂二之簡板一ト。コレ今ノ拭板ノ類ナリ。孫公談圃ニ、先朝人。書狀簡尺。後多用二押字一。非二自尊一也。從二簡省一以代レ名耳。今人不二復識一。見二押字一便怒。トアレバ、西土ノ書狀ハ、印ヲ用ヒズ。押字ヲ用ヒテ名ニ代フトミヘタリ。

○赤　錢

唐書郴州桂陽郡ノ土貢ニ、赤錢アリ。連州連山郡ノ土貢ニモ、赤錢アリ。桂陽郡ノ義章縣、連山縣ヨリ銅子出ヅルニヨリテ、鉛錫ヲ雜ヘザル銅錢ヲ鑄テ、赤色ナルユヘニ、赤錢ト云フナルベシ。

○潮

潮ノ漲退、月ニカヽルトイヘドモ、地勢ト海勢トニヨリテ不同アリ。我國東海ハ、潮ノ漲退アレドモ、北國ハ漲退ナシ。コレニテ地勢ニヨルコトシルベシ。中山傳信錄ニ云ク、福建北極出レ地二十六度三分。今測琉球北極出レ地二十六度二分三厘。琉球偏度去二北極中線一。偏東五十四度。與二福州一東西相去八度三十分。每レ度二百里。推算徑直海面一千七百里。而琉球潮候與二福建一不レ同。率後二三辰一。東西地勢復自然之理也。各洋海舶柁工言レ之皆不レ同。西洋一日一潮率以レ申漲。以レ寅退。是又以二一晝夜一爲二消息一矣。

⊙潮生　●潮滿　○潮退

	初一 初二 十六 十七 福建 琉球	初三 初四 十八 十九 福建 琉球	初五 初六 二十 二十一 福建 琉球	初七 初八 二十二 二十三 福建 琉球	初九 初十 二十四 二十五 福建 琉球	十一 十二 二十六 二十七 福建 琉球	十三 十四 二十八 二十九 福建 琉球	十五 三十 福建 琉球
子		⊙			⊙			
丑		●	⊙		●	⊙		
寅		○	●	⊙	○	●	⊙	
卯	⊙		○	●	⊙	○	●	⊙
辰	●	⊙	⊙	○	●	⊙	○ ⊙	●
巳	○ ⊙	●	●	⊙	○	●	●	○ ⊙
午	●	○ ⊙	○	●	⊙	○	○	●
未	○	●	⊙	○	●	⊙		○
申		○	●	⊙	○	●	⊙	
酉	⊙		○	●	⊙	○	●	⊙
戌	●	⊙	⊙	○	●	⊙	○ ⊙	●
亥	○ ⊙	●	●	⊙	○	●	●	○
子	●	○	○	●		○	○	
丑	○			○				

潮生。潮漲。潮退。率三辰爲レ準。今略列表如レ前ト。列表ノ圖右ニノス。福建、琉球、赤道ヲ去ルコト同度ニシテ、海ツヾキテ、ソノ間ニ國ナケレドモ、東西相去ルコト八度餘ニテ、潮候三辰ノタガヒアレバ、コレニテ海勢ニヨルコト知ルベシ。說桔ニ、瓊海潮不レ以ニ晝夜一。望以前東流。望以後西流。トノスレバ、潮汐ノ一ナラザルコトシルベシ。

○年號

下野國那須湯津上村ノ碑文ニテミレバ、我國暫ク唐ノ年號ヲ用ヒラレシニヤ。其文左ノ如シ。

永昌元年己丑四月。飛鳥淨御原大宮那須國造追大壹那須宜事提評督被レ賜。歲次ニ庚子一年正月二壬子日辰節。殄故意斯麻呂等立ニ碑銘一。偲云。爾仰惟殞公廣氏尊胤國家棟梁一世之中重被貳照一命之期連見再甦碎骨䚇髓豈報前。恩是以曾子之家。无有嬌子。仲尼之門。无有罵者。行孝之子不改其語。銘夏堯心澄神照乾六月。童子意香助坤作徒之　合言喩寄故无翼長飛無根更固。（那須拾遺物語ニハ殄故ヲ珍古ト見ヘタリ。）

良峯宗淳ガ云ク、永昌元年ハ持統天皇ノ三年ニ當ル。那須拾遺物語ニ云ク、至テ堅キミカゲ石ニ、細字ニ刊リ付ケタル故、文字碎ケテミヘズ。嬌ノ字ハ嬌ノ樣ニ見ヘ、香ノ字ハ杳ノ如クミヘ、終ノ行ノ大ノ字ヲ、六ノ字ニ見タル人モアリ。

○賡和

劉攽貢父詩話曰。唐賡和有ニ次韻一。（先後无レ易）有ニ依韻一。（同在ニ二韻一）有ニ用韻一。（用ニ彼韻一不ニ必次一）ト。コレニテ次韻。依韻。用韻明カナリ。

○黃道

子元案垢曰。天之黃道可レ見。處暑後秋分前。晴朗月沒時于ニ高處一。向レ南視レ之。若ニ虹霓一斜。界ニ雲氣一皆不ニ敢入一者是也ト。コレ未ダ試ミズ、試ムベキコトナリ。

○鉛錢

九暦ニ云ク、天德三月廿八日。可ニ新錢鑄一。進數並鉛錢宜レ可レ申者。而依ニ公卿乏(不カ)参一。不レ能ニ定奏一ト。コレニテ見レバ、天德ニ鉛錢鑄ラレシニヤ。天正、慶長ノ比ハ、關東ノ民、ヒソカニ鉛錢ヲ鑄テ使ヒシナリ。〔割註〕敦書見タル本アシクシテ、天德何年ト云フコトナシ。尙善本ヲ考フベシ。」

○更

中山傳信錄ニ、更ヲ定ムルコトヲ載セテ詳カナリ。其文左ノ如シ。

海中船行里數皆以レ更計。或云。百里爲ニ一更一。或云。六十里爲ニ一更一。分ニ晝夜一爲ニ十更一。今問ニ海船夥長一。皆云。六十里之說爲レ近。舊錄云。以ニ木梯一從ニ船頭一。投ニ海中一人疾趨至レ梢。人梯同至謂ニ之合更一。人行先ニ於梯一爲ニ不レ及レ更。人行後ニ於梯一爲ニ過更一。今西洋船用ニ玻璃漏一定レ更。簡而易レ曉。細口大腹。玻璃瓶兩枚。一枚盛レ沙滿レ之。兩口上下對合通ニ一線一。以過レ沙懸ニ針盤上一。沙過盡爲ニ一漏一。卽倒轉懸レ之。計ニ一晝夜一。約ニ二十四漏一。每レ更船六十里。約ニ二漏半有零一。人行先ニ木梯一爲ニ不レ及レ更者一。風慢船行緩。雖レ及ニ漏刻一尙無ニ六十里一。爲ニ不レ及レ更者一也。人行後ニ於梯一爲ニ過レ更者一。風疾船行速。當レ及ニ漏刻一已踰ニ六十里一。爲ニ過レ更者一也。

○長息

中國描談ニ、日本氣息長。而筑紫之漁女在ニ于海底一。春秋分四刻。震旦之海人者非ニ于人倫一。而祝融河伯之奴也。ト載スレバ、我國ノ人ハ息長シトミヘタリ。

○民家

世諺問答ニ云ク、ムカシハ一町ノウチヲ五丈ヅツニワリテ、門ヲ立テシカバ、八ノ門アリシナリ。ソノ中ニ賤ガ家ヲツクルトアリ。コレニテ我ガ國古ヘハ、閭門アリシコト知ルベシ。

○反

先年相州鎌倉圓覺寺ヨリ出セル、元亨二年ノ注進ニ、（コノ注進甚ダ長キユヘ、其文ヲ記サズ）町段ニ、段反ノ二字ヲ交ヘ用

フ。コレニテミレバ、反ノ字ヲ用フルコト久シトミヘタリ。同所ノ建長寺ノ西來庵ノ注進ニモ、段反ノ二字マジヘ用ヒタリ。ソノ文左ニ記ス。

西來庵領懷島內三鄉辻在家
田數一町一反內　左衛門四郎
二反半　河成
四段半　鶴田　不作
定作田數四段
分錢參貫貳百文　各々八百文代
田數七反成　助四郎
二反　坪ハ中セキノヤシロ方へ　押領
定作田數五段　各々八百文代
分錢四貫文
同鄉畠年貢
畠數貳町二反半內　左近三郎
一町一反　坪若宮小路 右京畠　不作
定作畠一町一反半
分錢三貫四百五十文　各々三百文代
畠數一町八段成　助四郎
七段　坪右京畠 高畠　不作
定作畠一町一反

分錢三貫三百文　　各々三百文代

已上拾三貫九百五十文　　納所

文安五年戊辰十月　日　　正悅

一勸化

先年豆州田方郡ノ願成就寺ヨリ出ダセル、上葺ノ書ニテミレバ、今ノ御免勸化ハ、永祿ノ比ヨリ起リタリトミユ。其文左ノ如シ。

爲大御堂上葺之豆州中家一間以榛原升米壹升宛遣之候。從諸百姓前可請取之。聊此外之儀申懸由至于御耳入者可被處重科候。但家數八千九百五十五間半本棟別之高辻也。然間鄉々江以配符被仰出狀如件。

永祿貳年十一月十六日

北條家ノ虎ノ朱印

文字ミヘカタシ

狩野[illegible]奉

豆州大御堂

本願[illegible]

○子

諸式目ニノスル、長祿三年十一月二日ノ式目ニテミレバ、今ノ何文子ト云フハ、子ハ字ノ字ノ省略ナルベシ。其文左ノ如シ。

一質物利分事

絹布類綸移物書籍屬樂器具足家具幷雜具以下可爲五文字

盆香合茶碗物瓶香爐金物武具等幷米穀類等可爲六文子

長祿三年十一月二日

○百詠

源平盛衰記ニ、小兒ノ百詠ヲ讀ムトアルハ、唐ノ李嶠ガ雜詠百首ノ事ニテ、註モアリテ、今ノ庭訓ノ如クハヤリシナリ。イマハ好事ノモノ、李嶠雜詠百廿首。張庭芳ガ註ノ序ノミヲ傳フ。其文左ノ如シ。

故中書令鄭國公李嶠雜詠百廿首

登事郎守信安郡博士帳庭芳注並序

嘗覽。尊レ德叙レ能。述レ古不レ作。竊所二鼓慕一。情發二于中一。顧有レ闕二於愼言一。誠是レ貽二於尤悔一者也。然夫楚鷄雖レ謬。周鼠徒珍。猶遇二兼金以答一。豈獨盧胡致レ皿。頃尋二擇故中書令鄭國李公百廿詠一。藻麗詞淸。調諧二律雅一。宏溢二於靈通一。緻密掩二於廷年一。特茂二霜松一。孤懸二皓月一。高標懍々。千載仰二其淸芬一。明鏡亭亭。萬像含二其朗耀一。味二夫純粹一。罕レ測二端倪一。故燕公對義詞曰。新詩冠二宇宙一。斯言不佞信而有レ徵。於レ是欲レ罷不レ能。研レ章摘レ句。輒因註述。思擣文藻。庶有レ補二琢磨一。俾レ無レ至二於凝滯一。且欲レ啓二諸而穉一焉。敢貽二於後賢一。時臣唐天寶三載龍集涒灘之所レ述也。

○舐鹿

遼史曰。令三獵人吹レ角效二鹿鳴一。既集射レ之。謂二之舐鹿一。又名二呼鹿一ト。コレニテ見レバ、笛ニテ鹿ヲ

呼ブモ久シキコトナリ。

○開中

宋ノ時ニ、鹽錢香藥賽貨ヲ以テ入中ヲナス。明コレニ效ヒテ開中ヲナス。開中ハ商人米豆ヲ各邊ニ納メテ、ソノ替リニ、各該運司鹽課提擧司ヨリ鹽ヲ渡スコト也。各邊ノ糧ノ缺ヲ救ノ策也。

○呂子義

何氏語林ニ、呂子義ガコトヲノス。其文左ノ如シ。

呂子義往省二一友人一。嫌三其設二酒食一。懷二乾糒一而往。主人盛爲二供饌一。子義出二懷中乾糒一。求二一杯冷水一食レ之。

サテ子義廉潔ノ士ト云フベケレドモ、人情ニ非ズ。君子ハトラザルベキカ。

○詛楚文

秦ノ惠文王ノ楚ヲ詛スル文、史記ニノセズ。古文苑ニノセテ注アリ。其文左ノゴトシ。

秦惠文王

詛レ楚文

秦二告巫咸一文。說者皆謂。近世出二於鳳翔府祈年觀基之下一。眉山蘇氏形二之詩詠一。亦以爲レ然。此編既云。唐人所レ藏。於二佛書龕中一得レ之。則唐時此文已流二傳於世一。惜无下名士如二韋應物韓退之一輩題詠上。故其名不レ顯。按。巫咸在二解州鹽池一。與二古雍一相遠。盟レ石以告レ神。或瘞二於土一。或沈二於水一。皆當下在二本所一如中告文上。湫文得二於朝那湫傍一是也。告二巫咸一文不レ應三遠在二古雍一。以レ是推レ之。此石出二於唐之前後一。後湮二沒於祈年觀下一。至二近世一而後出。理無レ可レ疑。文多二古字一。間有二假借一。王厚之音釋頗詳。今載二于后一。

又（又通作レ有。以下字多假借。）秦嗣王敢（籀文敢字後同。）用二吉玉宣（古宣字通作レ瑄。璧六寸曰レ瑄。）璧一。使三其宗祝邵馨布忠（篆文似作二慾字一。又作レ愍、王本作□。）

告于不顯大神巫咸〔割註〕久湫本作不顯大沈。久湫亞駝本作不顯大神。亞駝久讀作故。亞讀作烏。按。文王詩有周不顯。毛氏注甚顯也。正與此不顯字同意。或者假借爲不顯。正不必然。」㠯古以字。匿楚楚王熊相之多皋。罪咎昔我先君穆公及楚成王是讀作寔、繆讀作戮。左傳成公十一年。戮力同心。力同心兩邦嵒古若字。壹古壹字。絆㠯婚女。姻因。袗㠯齋盟曰葉萬子孫毋相爲不利。檀弓世々萬子孫毋變也。親卽王作印、讀作仰。不顯大神巫咸〔割註〕久湫本無不顯二字。只作大沈。久湫亞駝本作不顯大神。亞駝以下凡學所祀神名皆同。」而質焉。今楚王熊相康讀作庸。回無道淫失讀作佚。甚讀作耽。亂。宣奓古文侈字。競從讀作縱。變輸〔割註〕讀作渝。按。春秋六年鄭人來渝平。左氏傳作渝。公羊穀梁作輸。二字蓋通用。渝變也。」盟刺內之則籀文則字。下同。虣古文暴字。周禮有司虣。虐不辜。久湫本作姑。通用。刑戮孕敨婦。幽刺親久湫亞駝本作戚。古文親字。戚或字漢成伯著碑。夏承碑皆用此字法。拘圉其叔父寘諸讀作諸。下同。冥室櫝棺之中。外之則冒改久心。不畏皇天上帝及不顯大神巫咸之光列威神。而兼倍十八世之詛盟。率諸侯之兵。而㠯臨加我。欲剗伐我社稷。伐威許劣反滅也。詩褒姒威之。我百姓求蔑灋古法字。皇天上帝及不顯大神巫咸之卹祠。㠯圭玉羲牲。述取吾古我字。一作吾。邊城新郢音皇及鄔王本作棷。長敕親。吾我不設敢曰可。今有通作又。久湫亞駝本作又。悉興其衆張矜意。〔割註〕王本作意。籀文億字。說文云滿也。左傳以馮陵我敝邑不可億逞。」緐飾甲底兵奮士盛師。㠯偪王本作偪云。久湫亞駝本作偪字、當作偪。吾我邊競讀作境。將欲復其㒵䀝迹。唯是秦邦贏衆敝賦鞈王本作輡。讀作鞹革也。皮去毛曰革。輸音兪刀鞘也。言以革飾刀鞘也。棧輿禮使上聲介老。將去聲之㠯自救殹〔割註〕久湫本作也。殹古也字。見石鼓文及秦權。鞹輸棧輿言非我器之備也。介老謂一介之老。言又非將帥之才也。秦自謂不得已特遣一介之老將。屯贏衆自救而已。言不敢飾甲底兵以先伐楚也。曰禮使者。言楚與師之不以禮

也。」亦應等 古受字。皇天上帝及不顯大神巫咸之幾靈德。賜克 古克字 劑。〔割註〕王本作制。古制字。久湫亞駝本作劑。劑導爲反。爾雅云。翦齊也。」楚師。〔割註〕王本作楚々云。下一楚字久湫亞駝本作師字。當作師。」曰復略我邊城。敢數楚王熊相之倍盟犯詛。箸者諸石章。昌盟神之威神。

サテ神ハ非禮ヲウケザレドモ、英傑ノ人モ、人情ニテ我曲ヲステ、人ノ曲ヲ訴ヘテ、幸ヲ神ニ禱ルモノナリ。敎書先年南ヲ承ケテ、諸國ヲメグリテ、古書ヲ求ム。甲信ノ內ニ、信玄ノ願書甚ダ多シ。信玄ノ武モ猶カクノ如シ。遠三州ハ、神祖勃興ノ地ナレドモ、願書ノ類一章モコレナシ。誠ニ神祖大德古今ニスグレ給フコト知ルベシ。

（銅　鑛）

魏書食貨志ニ云ク、尙書崔亮奏。恒農郡銅靑谷有銅鑛。計一斗得銅五兩四銖。葦池谷鑛計一斗得銅五兩。鸞帳山鑛計一斗得銅四兩。河內郡王屋山鑛計一斗得銅八兩ト。コレニテ鑛ヨリ銅ノ出ル數シルベシ。

（街　樾）

道中ノ並木、唐書ノ吳湊ガ傳ニアリ。其文左ノ如シ。

街樾稀殘有司蒔楡其空。湊曰。非人所蔭玩。悉易以槐。及槐成而湊已亡。行人指樹懷之。

（脚氣腫滿）

近年流行スル脚氣腫滿、我國ノ古ニモアリシニヤ。東鑑ニアリ。其文左ノ如シ。

入道從四位下行遠江守平朝臣朝時卒。法名生西 五十三。數月惱脚氣寢病等云々。

（鶴頂紅）

今ノ紺ジメニナス風テンハ、蠡蠡略ニ見ヘタリ。其文左ノ如シ。

南番大海中有二鶴魚一。頂中就紅如レ血。可レ作レ帶。名曰二鶴頂紅一。

○歸　第

宋史ノ趙普傳ニ云、舊制宰相以二未時一歸第。是歲大熱。特許普夏中至二午時一歸二私第一ト。コレニテミレバ、西土ノ宰相ハ、平日未ノ時ニ退出スルナリ。

○妻　有

越後略記ニ、蒲原郡妻有（ツマリ）ノ鄕アリ。太平記ノツバリナルベシ。

○以子配謚

蔡邕ガ朱公叔謚議ニ云ク、古之以レ子配レ謚者。魯之季文子。孟懿子。衞之孫文子。公叔文子。皆諸侯之臣也。至二于王室之卿大夫一。其尊與二諸侯一竝。故以レ公配ト。是ニテ子ヲ以テ謚ニ配スルノ義知ルベシ。

○嶮　道

王履ガ始入二華山一至二西峯一記ノ内ニ云ク、崔嵬爲レ級如レ梯。鐵旁垂。問之。乃百尺撞也。〔割註〕撞直絳切。自レ下突之義。蓋聞二之山中道士一云。」級每レ腐或缺。由レ級以上。先輕躡試レ之。然後置レ足トアリ。コレ大抵大峯ニ似タルナリ。

○咄　嗟

野客叢書ニ云、咄嗟猶二呼吸一。疑晉人一時語耳。

○爲　雷

王世貞ガ云ク、余讀二趙弼文公傳一。深信二反レ風禾起之說一。按。文山旣赴レ義。其日大風揚レ沙。天地晝晦。咫尺不レ辨者數日。宮中皆秉レ燭而行。群臣入朝亦熱レ炬前導。世祖問二張眞人一。而悔レ之。贈二公特進金紫光祿大夫太保中書平章政事盧陵郡公一。謚二忠武一。命二王積翁一書二神主一。洒掃柴レ市設レ壇以祀レ之。丞相孛羅行二初奠禮一。忽狂風旋レ地而起。吹レ沙裹レ石。不レ能レ啓レ目。俄捲二其神主於雲霄中一。空々隱々雷鳴。如二

怨之聲一。天色愈晦。乃改ニ前宋少保右丞相信國公一。天果開霽。事雖ニ周公不レ同。然其忠誠格レ天一耳ト。

コレニテ觀レバ、西土ニモ死後雷トナルト、云ヒ傳ルコトシルベシ。

○毀銅佛爲錢

南史南平王偉ガ傳ニ、武帝軍東下。用度不レ足。偉取ニ襄陽寺銅佛一。毀爲レ錢。トアリ。コレ權時ノ良策ナリ。

○公主賜謚

文昌雜錄ニ云ク、唐德宗貞元十年七月賜ニ故唐安公主一曰ニ莊穆一。蓋公主賜レ謚。始ニ於此一也。

○持更

鐵圍山叢談ニ、今之更點擊レ鉦。唐六典皆擊レ鐘。太史門有ニ典鐘二百八十人一。常擊ニ編鐘一。トアレバ、世々一ナラズト見ヘタリ。

○淸吏司

明ノ時、六部ノ諸吏ミナ命ジテ、淸吏司ト云フ。コレハ周官ノ六計廉ヲ主トスルニ本ヅキテ、淸吏司ト云フ。ト函史ニミヘタリ。

○麻沙　書影ニ、麻沙ヲ地名トス。未ダイヅレカ宜シキヲツマビラカニセズ。

通雅曰、麻沙者印本之初出未レ精者也ト。先年通雅ノ校合、クワシカラザル本ヲミタリ。

○味諦

說苑ニ、味諦トアリテ、解シガタシ。通雅ニ注アリ。ソノ文左ノ如シ。

味諦猶ニ未審一。說苑作ニ味諦一。韓詩外傳作ニ昧投一。

○需頭

獨斷ニアル需頭、解シガタシ。通雅ニ注アリ。ソノ文左ノ如シ。

空レ首幅曰ニ需頭一。需頭空ニ前幅一面一也。

○名紙

梁ノ時ヨリ名紙起ルコト、林下偶談ニ載タリ。其文左ノ如シ。

梁何思澄終日造謁。毎ニ宿昔ニ作ニ名紙一一束。曉便命レ駕。朝賢无レ不ニ悉押一。名紙蓋起ニ於此一。今人謂ニ之名贄一非也。

○方麯

北史ニアル方麯、解シガタシ。楊升菴外集ニ注アリ。ソノ文左ノ如シ。

北史。楊愔傳。方麯讀者不レ解ニ何語一。按。說文作レ笛。蠶簿也。通作レ曲。禮記曰レ簿。周勃傳織ニ簿曲一爲レ業。方言簿之言簿謂ニ之曲一。此云ニ方麯障レ面。蓋竹織方面也。

○時分

俗ニ何時ト云フコトヲ、イツ時分ト云フモ、西土ニヨルニヤ。無寃錄ニ云ク、時分猶レ言レ時也。

○支配

胡三省ガ通鑑ノ注ニ云ク、支分也。配隷也。支配猶ニ今人言ニ品配一ト。イマノ支配ト云フモ、此等ニヨルトミユ。

○拏

明史ニ云ク、萬曆元年恭言祖宗時造ニ淺船一近レ万。非下不レ知ニ滿載省ニ舟之便一以中閘河流淺上。故不ニ敢過ニ四百石一也。其制底平倉淺。底平則入レ水不レ深。倉淺則負載不レ滿。又限淺船用レ水。不レ得レ過ニ六拏一。伸ニ大指與ニ食指一。相距爲ニ一拏一。拏六不レ過ニ三尺許一。明レ受ニ水淺一也ト。コレニテ淺水ノ船ハ、底平カニシテ、西土モ、大指ト食指トヲ伸ブルヲ、五寸トスルコトシルベシ。

○神鷲

名山藏ニ、大祖高皇帝生ニ於土地神祠中一。白氣貫レ室。異香經レ宿。祠中神鷲避數里。時元天曆元年戊辰九月十八日也。トアリテ、何ノ神ナルヤ知ルベカラズ。雙槐歳抄ニ云ク、大祖高皇帝及レ誕云々。隣有ニ二郎神廟一。其夜火光照耀及ニ天明一。廟徙ニ東北ニ百餘歩ト。コレニテ二郎神ナルコト知ルベシ。詢蒭錄ニ、二郎神衣レ黃。彈射擁ニ獵犬一。實蜀漢王孟昶像也。トアレバ、孟昶ユヘ大祖ヲ畏ルヽニヤ。明史ニハ此事ヲノセズ。誠ニ正史ノ體ヲ得タリト云フベシ。

○鳧茈

鳧茈ノ葉、燈心草ニ似テ食ルヽモノユヘ、食ルヽ燈心草ヲ中略シテ、クワイト云フナルヲ、今慈姑サカンナルニヨリテ、却リテ鳧茈ヲ、黑クワイト云フハ宜シカラズ。爾雅ニ、芍鳧茈也。郭璞註曰。苗似ニ龍須一而細ト。後漢書ニ、掘ニ鳧茈一而食レ之トアリ。本草ニモ、鳧茈ハ別錄中品ニシテ、久シキモノナリ。增補訓蒙圖彙ニ、慈姑ヲ白クワイトツケ。鳧芋ヲクワイトツクルハ、古名ヲ失ハズト云フベシ。鳧茈一名鳧芋。

○萪藤

東西洋考ニ云ク、萪藤蔓抽被レ地。無ニ枝葉一有レ皮。裹ニ其外一如ニ竹皮一。剝レ之則落。長數丈不レ値ニ剪伐一可ニ繚繞一ト。コレハ今ノ藤トミユ。

○蟲絲

圖書編ニ、蟲絲〔割註〕橫楓始生。有ニ食レ葉虫一似レ蠶。亦作レ絲。光明如ニ琴絃一。蠻人不レ作ニ釣緡一。」トアリテ、蟲絲ハテグスノ事ナリ。同書ニ云ク、界稻十月種。次年四月熟ト。コレハ南方暖國ノ物ナルベケレドモ、種ヲ得テ試ミタキモノナリ。

○白染圍爐

機警ニ云ク、沂陽子曰。相傳開濟館ニ其尙書家一。上ニ郊祀一索ニ白染圍爐三百一。尙書窘迫莫レ應。濟教截ニ矮卓脚一。鑿レ圓孔一。白紙粘レ之。取ニ鐵鍋一爲レ爐。如レ數進上ト。誠ニ有才ノ人ト云フベシ。

○鉛瓦

陶朱新錄ニ云ク、其正室之瓦以レ鉛爲レ之ト。鉛ヲ薄クシテ瓦トナシナバ、銅ニ劣ラズシテ軍用ニ備フベシ。

○試鹵

西溪叢語ニ云ク、閩中之法以ニ鷄子桃仁一試レ之。滷味重則正在レ上。鹹淡相半則二物俱浮ト。コレモマタ經濟ノ一端ナルベシ、

○洞

靑溪寇軌ニ云ク、群黨據レ險以守。因謂ニ之洞一ト。コレニテ洞蠻ノ洞シルベシ。

○祭飲食

三餘贅筆ニ云ク、古人毎ニ飲食一必祭。未レ有ニ不レ祭而飲食者一。今之釋老食時猶祭。而士大夫乃反不レ行。古云、禮失而求ニ之野一。此亦可レ見ト。コレニテ後世風俗ノ薄キコトミルベシ。

○珠子

書影ニ云ク、唐開元錢燒レ之有ニ水銀出一。可レ治ニ小兒急驚一甚驗。見ニ無顏錄一。開元錢惟金陵最多。〔割註〕本草綱目ニ直指方ヲ引キテ、開元錢ヲ燒キテ、珠子ヲ取リテ、慢脾驚風ヲ治ストアリ。」按ズルニ、西土ノ錢、鉛錫ヲ雜フルコトハ見ユレドモ、水銀ヲ入ル丶コトヲ聞カズ。今試ニ西土ノ諸錢ヲ燒クニ、珠子ノ出ザルナシ。コレ水銀ニアラズシテ、鉛錫ナルベシ。〔割註〕眞字ノ至和通寶錢。煙尤多クシテ、其煙物ニ着キテ木綿ノ如シ。鉛多ク入レタルユヘニヤ。」開元錢惟金陵最多シトアレバ、吳ハ、我國へ近キニヨリテ、開元錢多ク渡リテ、今ニ開元錢多シトミヘタリ。

○錢糧

同書ニ云ク、今民間輸レ官之物。皆用レ銀。而猶謂ニ之錢糧一。蓋承ニ宋代之名一。〔當時上下皆用レ錢也ト。何

國ニテモ言ヒ習ヒタルコト、改メガタシト見ヘタリ。且爵秩便覽ヲミルニ、雍正亥年一歳、西土ノ錢糧銀三千二百六十四萬四百二十九兩、米三百二十四萬三千八百三石トアレバ、西土ノ錢糧ノ多カラザルコト知ルベシ。

○銀　錠

唐ニ吉字金錠アリ。宋ヨリ銀錠アレドモ、錠ノ形ヲ記サズ。河野松菴藏ムル所ノ、明人ノ百工ノ畫ニ銀錠アリ。今ノ小兒ノ弄スルコマノ如クニシテ系アリ。清ノ銀錠左ノ如シ。〔割註〕清ノ銀錠、越州ノ鉈切銀ノ如ク、切リモテ行使スルナリ。」

寶暦五年長崎ヘ來ル清ノ銀ハ、形圖ノ如クニシテ、極印一ナラズ、極印ナキモアリ。

表
底
ツボ深ク系アリ
極印何定

或本ノ図
表
底

何廷極印ノ銀ハ
重サ五匁五分。

黎振　永盛　王　豐　恒　財　眞　何廷ノ外ハ此極印。

コノ極印ノ銀大キナルハ、重サ四十七八匁ホド、小キハ二十匁程。

某ノ家ニ交趾銀アリ。圖ノ如シ。我ガ國コレヲ鳥銀ト云フ。

表

極印

裏

重サ四分五厘少弱、コレヨリ、ヒトマハリ大キナルモアリト云フ。

○一角地

荒政要覽ニ角地アリ。算經ニ云ク、一畝分爲二四角一。每レ角六十歩也ト。コレニテ角ハ六十歩タルコトシルベシ。サテ荒政要覽ハ、經濟ニ志アル者ヨムベキ書ナリ。今板絕ユ。甚惜ムベシ。

○權水

後漢書禮儀志曰。權二水輕重一。一升冬重十三兩。梁沈約袖中記曰。漏水一升秤重一斤。時經二一刻一。度量衡考曰。漢一升當今九勺三撮一二。一兩當今二錢九分六厘二毫九絲六忽不盡。一斤當今肆拾七錢四分零七毫四絲零七四不盡ト。今冬ノ水一升ヲ秤スルニ、重サ四百十錢。或四百二十錢。平均シテ四百十五錢。コレニテ算スレバ、後漢ノ一升ハ、今ノ九勺二撮八一不盡ニ當ル。〔割註〕後漢ノ十三兩ハ、今ノ三十八錢五分一厘八毫四肆八忽不盡ニ當ル。是ヲ實トシテ、今ノ水一升ノ重サ四百拾五錢ヲ法トシテ歸スレバ、九勺二撮八一不盡ヲ得タリ。」度量衡考ニ、梁一升當今ノ一合一勺。秤依二古秤一トアレドモ、水ノ重サニヨレバ、梁ノ一升ハ、今ノ一合一勺四撮不盡ニ當ル。〔割註〕梁ノ秤ハ古秤ナレバ、一斤ハ今ノ四十七錢四分零七四不盡ニ當ル。是ヲ實トシ、水一升ノ重サ四百十五錢ヲ法トシテ歸スレバ、一合一勺四撮不

盡ヲ得タリ。」度量衡考ノ後漢ノ升ニ比スレバ、一升ニテ三弗一スクナク、梁ノ一升ニテハ四撮多シ。コレハ水ノ輕重ニヨルナルベシ。

（）以一斤爲二斤秤

古秤一斤ヲ二斤トシ、一兩ヲ二兩トスル秤。後漢ヨリ唐マデ行ハレタルユヘニ、證類本草序例曰。臣禹錫等謹按。唐本又云。但古秤複今南秤是也。晉秤始後漢末已來。分一斤爲二斤。一兩爲二兩耳。金銀絲綿並與藥同。无輕重矣。古法惟有仲景而已。涉今秤者耳。若用古秤作湯。則水爲殊少。故知非複秤悉用今秤者耳ト。按ズルニ、唐本ハ唐本草ヲ指スナリ。唐ノ高宗英國公李勣ニ命ジテ作ラシム。是ヲ英公唐本草ト云フ。顯慶中、右監門長史蘇恭重ネテ訂註ヲ加ヘテ、表シテ修定セント請フ。高宗マタ、趙國公長孫無忌等二十二人ニ命ジテ、恭ト共ニ詳定セシム。之ヲ唐新本草ト云フ。宋ノ仁宗嘉祐二年、光祿卿直秘閣校理林億等ニ詔シテ、諸醫官ト同ジク、本草ヲ重修セシム。是ヲ嘉祐補註本草ト云フ。古秤複今南秤是也ト。コレニテ唐ノ時マデ、古秤ヲ行ヒテ、南秤ト云コトミルベシ。素問ニ、二鷄矢醴四烏鰂骨一藘茹及ビ藥熨ノ方。靈樞ニ半夏湯等アルノミ。ユヘニ古方惟有仲景ト云フ。唐ノ高宗ノ時、古秤ノ一斤ヲ二斤トシ、一兩ヲ二兩トスル秤アリテ、是ヲ今秤ト云フ。コレハ唐ノ小斗ハ、北周ノ玉尺量ノ升ニテ、一升今ノ一合三勺九撮四八ニ當リ。鐘律冠冕湯藥ニ是ヲ用フレバ、（コノ推量スベテ度量衡考ニ依ルナリ。）仲景ガ法、古秤ニテ量レバ、水少ナクシテ煮ルコトカタカルベシ。蘇恭等詔ヲ受ケ、本草ヲ詳定シ、且其時ノコトナレバ誤リ有ルベカラズ。西土ノ習ニテ、官ノ事ニハ官制ノ秤ヲ用フレドモ、民間ニテハ用ヒ來ル古秤ヲ、半減ニシタル秤ヲ用フルユヘニ、今秤ト云フナルベシ。〔割註〕蘇恭等藥ハ人ノ曉リ易キ宜キニ因リテ、民間盛ニ用フル秤ヲ以テ云フナルベシ。」イマ漢ノ秤量及ビ唐ノ小斗ヲ以テ算スルニ、傷寒論。小柴胡湯。柴胡半斤。（半斤ハ今ノ二十三錢七分零三毫七絲零三七。）黄芩三兩。人參三兩。甘草三兩。生姜三兩。〔割註〕合セテ十二兩ハ、今ノ三十五錢五分五厘五毫五絲二忽。」半夏半斤。〔割註〕陶弘景曰、凡方

云二半夏一升一者。洗畢秤五兩爲レ正。是ニヨレバ、半升ハ二兩半ニシテ、今ノ七錢四分零七毫餘。」大棗十三枚。〔割註〕陶弘景曰、棗有二大小一、三枚准二一兩一ト。コレニヨレバ、十三枚ハ今ノ十二錢八合三厘九毫四絲不盡ナリ。」總計七十九錢五分零五毫六絲有奇。右七味以二水一斗二升一煑取二六升一。再煎取二三升一ト。〔割註〕漢ノ一升ハ、當今ノ九勺三撮一二ニシテ、一斗二升ハ、當今一升一合一勺七撮四ナリ。」コレ今ノ水一合ニ藥七錢一分一厘七毫餘ニテ、水スクナクシテ煮ルコトカタカルベシ。總計ヲ半減スレバ、三拾九錢七分五厘二毫八絲餘ニテ、今ノ水一合ニ、藥三錢五分五厘八毫餘ニアタリ。煮ヤスカルベケレバ、仲景ガ方ノ秤ハ、一斤ヲ二斤トスルノ秤ナルコト知ルベシ。唐ノ小斗ノ一斗二升ハ、當今ノ六合七勺三撮七六ニテ、今ノ水一合ニ、藥二錢三分七厘五毫ナリ。桂枝湯。桂枝三兩。甘草二兩。生姜三兩。芍藥三兩。〔割註〕合セテ十一兩ハ、今ノ三十二錢五分九厘一毫五絲六忽。」大棗十二枚、〔十二枚ハ四兩ニシテ、今ノ十一錢八分五厘一毫。〕總計四拾四錢四分四厘三毫五絲六忽。右五味以二水七升一。微火煮取二三升一。〔七升ハ當今ノ六合五勺一撮八四。〕總計ヲ半減スレバ、二十二錢二分二厘餘ニテ、今ノ水一合ニ藥三錢四分零九毫。唐ノ小斗ノ七升ハ、當今ノ九合七勺六撮三六ニテ、今ノ水一合ニ藥二錢二分七厘五毫餘アリ。小建中湯。桂枝三兩。甘草三兩。芍藥六兩、生姜三兩。〔割註〕合セテ十五兩ハ、今ノ四拾四錢四分四厘四毫四絲。」大棗十二枚。〔今ノ十一錢八分五厘一毫。〕膠飴一升。總計五十六錢二分九厘五毫四絲。右六味以二水七升一。煮取二三升一。去レ滓入二膠飴一。總計ヲ半減スレバ、二十八錢一分四厘七毫七絲ニテ、今ノ水一合ニ藥四錢三分四厘八毫餘ニテ、唐ノ小斗ニテ算スレバ、今ノ水一合ニ藥二錢八分八厘二毫ニ當ル。〔割註〕仲景ガ方附子乾姜ノ入湯ハ薄シ。飲ミガタキユヘナルベシ。」陶弘景曰。凡煮レ湯欲三微火令二小沸一。其水數依二方多少一。大略二十兩藥用二一斗一。煮取二四升一。以レ此爲レ準。〔割註〕仲景ガ方ニ、微火ヲ云ハザルモアレバ、必ズ微火ナラズ。」二十兩ハ、今ノ五拾九錢二分五厘九毫餘ニテ、梁ノ一斗ハ、當今ノ一升一合ナレバ、今ノ水一合ニ藥五錢三分八厘七毫餘ニ當ル。半減スレバ、今ノ水一合ニ藥二錢六分二厘九毫餘ニテ、微火ニテ煮ヤスカルベシ。金匱要略。枳

實湯。枳實七枚。〔割註〕陶弘景云、枳實若干枚者。去レ穰畢以二一分一准二二枚一ト。又云ク、古秤惟有二銖兩一。而無二分名一。今則以二十黍一爲二一銖一、六銖爲二一分一。四分爲二一兩一ト。度量衡考ニ、梁ノ秤ハ、古秤ニ依ルトアレバ、梁ノ一兩モ、當今ノ二錢九分六厘二毫九絲六忽ニテ、一分ハ當今ノ七分四厘零七絲四忽ナリ。枳實七枚ノ重サ、當今ノ二錢五分九厘二毫五絲九忽。」白朮一兩。〔割註〕當今ノ二錢九分六厘二毫九絲六忽ナリ。サテ朮ノ赤白ヲ別ツハ宋ヨリナレバ、金匱要略ニ白朮ト云ハ疑ハシ。」右二味以二水五升一煮取二三升一分溫三服トアリ。二味總計五錢五分五厘五毫五絲五忽ニテ、漢ノ水五升ハ、當今ノ四合六勺五撮餘ニテ、今ノ水一合ニ、藥一錢一分九厘三毫餘。唐ノ小斗ノ五升ハ、當今ノ六合九勺七撮四ニテ、今ノ水一合ニ藥七分九厘六毫餘ニテ、藥至リテ薄シ。コレ等ヲ考フレバ、他書ニ一斤ヲ二斤トスルノ秤、後漢ヨリ唐マデアルコトヲ云ハズトイヘドモ、一斤ヲ二斤トスル秤アリシコト明カナリ。通雅曰。陸文裕曰。處書曰。乃同二律度量衡一三代共レ之。至レ秦不レ師レ古。而後紛綸莫レ定矣。迨二南渡六朝割裂之際一。乃有二大升大兩長尺之法一。當時調二鐘律一。測二晷景一。及冠冕制用二小斗小兩一。自餘公私用二大升兩一。胡三省曰。北魏高祖已有下廢二大斗一去二長尺一之令上矣。由レ此論レ之。三兩爲レ兩。三升爲レ升。二尺爲レ尺。不レ始二于唐隋一。而先行二南北朝一ト。是ヲ以テ西土ノ度量衡、一定ナラザルコト見ルベシ。

○藥升

古ヘ方寸七ノ類ニ、散藥ヲ量ル藥升アリ。陶弘景曰。藥升方作二上徑一寸。下徑六分。深八分一。內二散藥一。勿二按抑一之。正爾微動令二平調一爾。今人分レ藥不二復用一レ之ト。〔割註〕今ノ人用ヒズトアレバ、梁ヨリ前、藥升アリトミユレドモ、イヅレノ代ニ始マルコト知レザルユヘ、周尺ヲ以テ量ルナリ。」今周尺ヲ以テ量ルニ、〔割註〕度量衡考ニ云、周尺ハ今ノ七寸一分九厘六毫三絲有奇ニ當ル。」上徑一寸ハ、今ノ七分一厘九毫六絲三忽。下徑六分ハ、今ノ四分三厘一毫七七八。深サ八分ハ、今ノ五分七厘五七零四ニ當リ。一升今ノ三撮各々四六六九一五九餘ナレバ、〔割註〕上徑ノ羃ト下徑ノ羃ト、上下徑相乘ノ數ヲ相併セテ百零一

分五零一九九八零三二四トナル。コレニ深サヲ乘ジ、三約シテ百九十四分七八三六七八五八トナル。今ノ升法六万四千八百二十七分ヲ以テ除スレバ、三撮零々四六六九九一五九餘ヲ得ルナリ。」甚小クシテ、他ニ用フベカラズ。散藥ノ升タルコト疑ナシ。李時珍升積ヲ算セズ。藥升ヲ以テ古量トナシテ註セシユヘ、通ジガタシ。尙證類本草ヲ考フベシ。

○魚子

農圃六書曰。凡魚嘯レ子必沿ニ水痕一。雖ニ乾涸十年一。遇レ水相生。其長甚易。嘯レ子時候以ニ五月一。銀魚鱠殘魚嘯ニ子於氷一。氷解一日卽生ト。我國ノ魚子モ如レ此ト云フ。

昆陽漫錄 卷之五

○寫生沒骨

香祖筆記曰。宋初收二江南西蜀一。徐熙黃筌父子皆入二京師一畫二花卉一。但以二輕色一染成不レ見二墨跡一。謂二之寫生一。熙以二墨筆一畫レ之。殊草々略施二丹粉一。而神氣生動。筌惡二其軋一已。言二其不一レ入レ格罷レ之。熙之子。乃效二諸黃之格一。更不レ用レ墨。直以二粉色一圖レ之。謂二之沒骨一ト。コレニテ見レバ、寫生沒骨相似テ筆跡ナキユヘ、沒骨ト云フト見ヘタリ。

○繳

增續龍龕手鑑ニ云ク、繳衣領中骨也ト。是ニテ見レバ、我國ノ雨衣ノ領ノ如ク、西土ノ衣領ニハ心ヲ入ルト見ユ。

○番薯

敦書民間ニ在リシ時、番薯ハ甘藷トモ云フ。饑年第一ノ助ユヘ、諸書ヲ考ヘ集メテ一卷トナス。享保十九年敦書ニ命ジテ、養生所ノ場地ニ作リ試ミシム。敦書元來近年關東島々困窮シテ、飢人在リト聞クニヨリテ思ヘバ、罪人ヲ島々ヘ流サルヽハ、罪人ノ天年ヲ終ヘシメラレンタメナルニ、却リテ飢ウレバ、上ノ御惠ミニ違ヒ、甚ダ不便ナルコトユヘ、番藷ヲ考ヘ集メシナレバ、關東島々ヘ渡シ度ト申シ上ゲケレバ、關東島々ヘ渡サル。敦書身ニ餘リ難有コトナリ。其後島々ニテ作リ習ヒタリヤ否ヤ、絕エテ知ラザリシニ、寶曆六年都人神津島ヘ漂泊シケルニ、島人番藷ヲ與ヘテ食ハシム。漂泊人、コノ島ニイカヾシテ番藷アリト問ヒケレバ、島人答ヘテ云ク、享保年中、上ヨリ番藷ノ種ヲ渡シ下サルレドモ、貯ヘアシクシテ、種クサリシニ、其比薩州ノ人島ニアリテ、番藷ヲ作リ、貯ヘ樣ヲ委ク敎ヘシニヨリ、精ヲ出ダシ作リ

習ヒ、大サ大椀ニ入ラザルホドニ出來ル。神津島ハ至リテ小ク、食物スクナク飢人アリシガ、番諸ヲ作リテヨリ、食物トボシカラズシテ、飢ニ及ブコトナク、人モ次第ニ多クナルニヨリ、上ノ御惠ノ難レ有アマリ、小祠ヲ立テ、番諸ヲ祀ルト云フ。コレ今年夏間、聞クトコロナリ。誠ニ一人ニテモ飢人ヲ救フハ、廣大ノコトニテ、有德廟ノ御仁政、深ク仰ギ奉ルベキナリ。サテ八丈島ニテハ、番諸ヲ少シ作リ、其外ノ島々ハ作ラザルニヤ、イマダ聞カズ。作リ習ハセ度キコトナリ。コレ寶暦九年聞クトコロナリ。

○茶一串

畫墁錄ニ、唐茶品以ニ易羨一爲ニ上供一。建溪北苑未レ著也。貞元中。常袞爲ニ建州刺史一。始蒸焙而研レ之。謂ニ研膏茶一。其後稍爲ニ餅樣其中一。謂ニ之一串一。トイヘドモ、唐書常袞傳曰。常袞天寶末。及ニ進士第一云々。德宗卽レ位。再貶ニ潮州刺史一。建中初。楊炎輔レ政。起爲ニ福建觀察使一云々。卒。年五十五。トアリテ、建州刺史ニナリタルコトミエザレドモ、玄宗ノ天寶十五載ヨリ、肅宗代宗ヲ經テ、德宗ノ貞元元年マデ三十年ナレバ、常袞二十歳バカリニテ、天寶ノ末ニ進士第ニ及バヽ、貞元マデ常袞世ニ在ルベシ。唐書陸贄傳曰。陸贄調ニ鄭尉一罷歸。壽州刺史張鎰有ニ重名一。贄往見語三日。奇レ之。請爲ニ忘年交一。既行餉ニ錢百萬一曰。請爲ニ母夫人一日費一。贄不レ納止。受ニ茶一串一曰。敢不レ承ニ公之賜一ト。コレハ德宗イマダ立タザル時ノコトナリ。同書張鎰傳曰。張鎰大曆初云々。擢ニ侍御史一。兼ニ緣淮鎭守使一。以レ最遷ニ壽州刺史一トアレバ、張鎰ガ茶ヲ贈ルハ、大曆中ノコトナレバ、德宗ノ前代、宗ノ比ヨリ一串ト云フニヤ。通雅曰。唐茶不レ重レ建。以ニ建未レ有ニ奇產一也。至ニ南唐一初造ニ研膏一ト。コレニテ見レバ、畫墁錄、建州ノ茶ノ餅樣ヲナシタルヲ、一串ト云フハヨリガタシ。何レノ茶ニテモ、餅樣ヲナシタルヲ一串ト云フハ、唐ヨリ始マルコト、畫墁錄ノ如シ。

○救荒本草

救荒本草ハ、周憲王ノ作ニアラズ。憲王ノ父定王ノ作リタルニヨリ、敦書經濟纂要ニ其事ヲイヘリ。其

後張廷玉ガ明史ヲ見レバ、定王ノ作トセリ。〔割註〕献徵錄、名山藏、明史藁ニモ、周定王救荒本草ヲ作ルトアリ。」救荒本草ノ、瀧ガ序ニモ、永樂間周藩所レ著トアリ。永樂ハ定王ノ代ニテ、洪熙元年定王卒スレバ、定王ノ作タルコト、イヨ〳〵明カナリ。明人ノ李時珍、陳子龍等、憲王ノ作トナシタルニヨリ、我國ノ人、憲王ノ作トスルハサモアルベシ。李時珍、陳子龍ハ、適然ノ誤ナリ。

○服內生子

群書考ヲ見レバ、東谷贅言ヲ引キテ、明律ニ服內子ヲ生ムノ禁ナキコトヲノス。其文左ノ如シ。

孝子禁二服內生一レ子。考二之經傳一。未レ見二明訓一。蓋自二桐門右師譏二然明一始也。歷二漢唐宋元一。此禁尤嚴。我朝則無二此禁一矣。嘗莊誦二孝慈錄御製序文一。其中有レ曰。禁二服內生一レ子。不レ近二人情一。故大明律无二服內生レ子之條一。嗚呼。此聖明所下以緣二人情一而立上レ法也。類如レ此。近年江東有二朝士服內生一レ子。反下誣其妻與二外人一通上。其妻自縊死。湖南有二老儒一。服內生レ子乃沈二之江中一。遂絕レ嗣。此皆不レ知三本朝無二服內生レ子之禁一也。

コノ說ノ如ク、經傳ニ明訓ナケレバ、〔割註〕喪大記ニ、吉祭而後寢トアレドモ、禮記ハ、秦漢ノ儒ノ附會モアルニヨリテ、信用シガタキニヤ。」服內ニ子ヲ生ムハ、痛ク責ムベキナラネドモ、周ノ代ヨリ服內ニ子ヲ生ムハ、人ノ恥ヅルコトトミヘテ、左氏傳ニ、桐門右師ノ譏ヲノスレバ、コレ不禁ノ禁ニテ、學者ハ戒ムベキコトナリ。我國ハ喪五十日ニ過ギザレバ論ズルニ及バズ。

○石濱

橋場ノ法源寺ニ、〔割註〕或人ノ云ク、保元年中ヨリ保元寺ト號シ。其後法源ト書キカユ。大同ノ時ノ寺號ハ知ルベカラズ。」古キ石碑モアリ。或人ノ云ク、先年地中ヨリホリ出ダセリ。ソノ內ノ大同元年ノ碑ニ、砂尾石濱道場トアリ。〔割註〕隋ノ時ニ寺ヲ道場ト改メ、マタ寺トイヘバ、我國ノ古ヘモ、寺ト道場同ジコト、ミヘタリ。」江戶砂子ニ云ク、橋場ノ渡ハ、古ノ奥州道ニテ、伊勢物語ノ隅田川ノ渡ハ此渡ニシテ、太平記ノ小

手差原ノ戰ニ、將軍引キ退キテ、石濱ヨリ渡ラレシモ此所ナリ。石濱城ニハ、千葉ノ末葉二郎惟胤住セリト。敦書按ズルニ、今砂尾山不動院橋場寺ト云フ寺、橋場ニアレバ、古ノ砂尾石濱ハ橋場ナルコト疑ナシ。今橋場ノ土人、橋場ヲ宿ト云フモノアレバ、古ノ奥州道ニテ、コヽヨリ隅田川ヲ渡リ、石濱ヲ宿トシタルベシ。太平記ニ云ク、武藏ノ小手差原ノ戰ニ、新田武藏守義宗將軍ヲ追ヒカケ、小手差原ヨリ石濱（參考太平記ニ云ク、天正本作ニ隅田川ニ）マデ、坂東道スデニ四十六里ヲ、（參考太平記ニ云ク、天正本作ニ五十餘里ニ）片時ガ間ニ追ヒ付キタリ。將軍石濱ヲ渡リ給ヒケル。川ノ向フノ岸高ウシテ、屛風ヲ立テタルガ如クナルニ、數萬騎ノ敵カヘシ合セテ、コヽヲ先途ト支ヘタリ。日スデニ酉ノサガリニナリテ、川ノ淵瀬モ見分ザレバ、新田武藏守義宗ツヾキテ渡スニ及バズ。本陣ヘ引キ返サル。此戰ハ、文和元年閏二月廿日辰ノ刻ニ、新田武藏守義宗、武藏野小手差原ヘ打チノゾマレタレバ、ソレヨリ諸軍ヲソロヘテ戰ヒ始マリ、將軍打チ負ケテ引カルヽ、ハ、午ノ時ニモナリヌベシ。閏二月廿日ノコトナレバ、午ヨリ酉ノサガリマデニ、坂東道四十六里馳セ至ルベキヤ、片時ト云ハ文ノ失ナリ。坂東道ノ一里ナン町ナルヤ。今考フベカラザレドモ、今ノ人ノ言傳ヘタル六町ヲ一里トスレバ、二百七十六町ニテ、今ノ三十六町一里ニスレバ、七里二十二町ナリ。武藏野所澤村（本ハ野老澤ト書クトイフ。）ヨリ八王子ヘユク間ノ原ヲ、小手差原ト云フ。ソレヨリ石濱ヘ今ノ里ノ九里アリ。小手差原ヨリ石濱ヘノ道、イニシヘト今ト同ジカラザルベケレバ、九里ノ內ニテハ、二里三里ノ違近アルベキカ。サテ今ヲ以テ見レバ、砂利場ノ近クナルユヘ、古ハ隅田川石川ニテ、橋場ハ石濱トミユ。橋場ノ川向ノ北ノ牛田（本ハ丑田ト書クト云フ。）ト云トコロノ、惡水オトシノ廣サ十間餘ノ川ヲ、土人古隅田川ト云ヘバ、地變ジテ川ノ流、古ト異ナルコト明カナリ。〔割註〕今神祇官ノ六月祓ヲ、角田川ノ沖ヘ流ストアリテ、中川ノ沖ヘ流サルレバ、角田川ノ川瀬ノ變ズルコト知ルベシ。」凡ソ川ノ廣狹、深淺、緩急、變地ニヨリテカハリ、高岸爲レ谷、深谷爲レ陵ナレバ、古ノ石川今ハ泥川トナリ。向フ岸クヅレテ、卑クナリタルベシ。古ハ橋場ヨリ渡リテ、川甚ダ大キナルニヤ。又橋場ハ石濱ユヘ、餘程石濱ヲ往キテ渡ルニヤ。今ハ

地續ニヨリテ、橋場ヨリ直ニ渡ルニヤ、シルベカラズ。或人ノ云ク、總泉寺即チ石濱城ノ墟ナリ。サモアルベシ。碑文左ノ如シ。

大同元丙戌三月十四日入寂　（コノ碑ノ額ニ梵字アリ）
大僧都知海法印　春秋七十九歲
砂尾石濱道場開基初祖

此外天長、仁壽、齊衡、昌泰、文永、正應、正安、嘉元、德治、延慶等ノ碑アリ。額ニ梵字アル多シ。海石ヲ薄クヘギタルモノニテ、建テ置クベキト見ヘズ。高橋明矩云ク、目黑其外ニテ掘出セルモ、石ウスクシテ、碑石トハ見ヘズ。其上碑ニ建置キタルヲ見ズ。土中ヨリ掘リ出デテ、ハナハダ大小アレバ、碑ニアラズシテ、古ヘノ墓誌ナルベシ。此說實ニヨロシカラン。

夏蔭按、大同改元ハ延曆廿五年五月十八日。平城天皇即位アリテ、改元セラレシヲ非禮ナリト議論セシコト、日本後紀ニ見エタリ。此碑ニ、三月ヲ大同ニ係ケタルハ、後世ニ記セル證トスベシ。又古人年月ヲ記スニ、必、元年二年ト記セリ。年字ヲ略シテ、直ニ支干ヲ記スハ、後世俗ノ習ニテ、ヤ、フルキ物ニコレヲ見ル事ナシ。此碑ハ、初祖ノ遠忌ニ建テシナルベシ。碑額ニ梵字ヲカケルモノ、弘安ノ頃ヨリ、應永以後マデノ年月アルヲ多ク見タリ。此碑モ皆追福ノタメニ作レルニテ、二三百年前ノモノナルベシ。

○除　骴

周禮蜡氏下士四人。徒四十人。掌レ除レ骴（骴ハ骨ノ肉アルモノ、除ハ埋ミ去ルナリ。）コレニテ先王ノ仁政ノ及ブ所見ルベシ。今升平ノ時ニシテ、水死ノ尸ネハ、埋メ葬ル人モナク、甚ダ哀ムベシ。蜡氏ノ官ヲ置キテ埋メナバ、誠ニ御仁政ノ一端ナルベシ。

○金　錢

宋ノ蔡襄ノ萬安橋ノ碑ニ、靡ニ金錢一千四百萬一トアリ。古ヨリ歴代金ハ散用ノモノニアラズ。梁ノ始メ、京師三呉荊郢江襄梁益ハ錢ヲ用ヒ、其餘ノ州郡ハ、穀帛ヲ雑ヘテ交易シ、交廣ノ域ハ、金銀ヲ貨トスレドモ、此時南北ニ分レ、交廣ノ域バカリ金銀ヲ貨トスレドモ、金錢ニハアラズ。隋書ニ云ク、後周保定元年、河西ノ諸軍或用ニ西域金銀之錢一。而不レ禁ト。コレモ一時ニ通用スルコトニテ、定メタル通用ニアラズ。〔割註〕コレニテミレバ、歐羅巴ノ地方ハ、金銀ノ錢ヲ使フコトハ久シキナリ。一宋史燕王德昭傳曰。三歳作ニ弱弓輕矢一。植ニ金錢兩的一。俾ニ之戲射一。皇明通紀曰。景帝以ニ銀豆金錢物一撒レ地。令下宮人及宵侍爭拾爲中閧笑上トアレバ、宋明マデモ金錢ハ、民間ニ散用スルニアラザルコト明カナリ。コレニテ考フレバ、金ヲ錢ニ易ヘテ用ヒタルユヘ、金ト錢ト合セテ、一千四百萬ト云フコトナルベシ。

○河　決

宋熙寧十年七月。河決ニ壇州一。遣レ使修閉。判大名府文彦博言。河勢變移。四散兩岸俱被ニ水患一。而都水止。固ニ護東流北岸一。希ニ省費之賞一。未三嘗增ニ修隄岸一。今之決溢非ニ天災一。實人力不レ至也ト。コレ宋ノミナラズ。古ヨリ通患ナリ。國ヲ治ムルモノ心ヲ盡サヾルベケンヤ。

○小兒剔首

韓非子曰。夫嬰兒不レ剔レ首。則腹痛（不レ治ニ首病一則加レ痛也。）不レ揊レ痤。則寖益。（謂レ癰也。疈威而潰レ之。疈拔也。）剔レ首揊レ痤。必一人抱レ之。慈母治レ之。然猶啼呼不レ止。嬰兒不レ知ニ犯ニ其所ニ小苦一致中其所上大利上也ト。註癰ニ對シテ、首病トナセドモ、病ノ字ナケレバ、首病トナシガタシ。按ズルニ、康熙字典ニ云ク、說文剔解レ骨也。剔又他計反音剃。同レ剃。トアレバ、小兒ノ髮ヲ剃ラザレバ、腹痛スト云フコトナルベシ。（今ノ人モ小兒ノ髮ヲ剃ラザレバ腹痛ト云フ。）

○津　介

唐書太宗諸子傳曰。要ニ結中朝臣一。津ニ介賂遺一。群臣更附爲ニ朋黨一。（舊唐書介作レ通。）ト。コレニテミレバ、津ハ

送ルコトニテ、津遣、津送、津搬ノ津モ送ルコトナリ。

寛保元年教書命ヲ蒙リ、信州ヲ巡リテ、古書ヲ求ム。松本ヨリ差シ出ダセル、明ノ嘉靖二十六年、寧波府ヨリ周良ヘ諭ス書、左ノ如シ。

○諭　文

寧波府諭日本使臣周良

我

皇明之王天下也。薄海内外罔不來賓。長駆遠駕。前古未有。然而小大之邦無論遠邇。入貢必有常期。使臣必有常數。所以昭大信於無外。而使華夷有定守也。其在爾日本。則貢以十年爲期。人以百餘爲度。此

先朝舊例而

上之拾捌年所申命之者也。比來爾國往々違例求貢。釋壽光以廿參年至。清梁等以廿伍年至。其

蔑棄

王章。敢無友紀亦甚矣。節經臺憲劾

奏欲從重典。賴我

聖明寬宥。姑置勿問。但將沿海將士。但置於法。仍戒。自今貢期不及。及人船過額者。徑自阻回不容入港。有違者定以軍法從事。此則近年

題准事例。視昔又加嚴矣。爲照汝等。以拾捌年入貢。至是已及玖年。稍待半年。則貢期及矣。然信之一字。華夷之所共守以成其義者也。苟違大信雖小選不可。而況於壹年乎。且汝國之違例求貢。至是已參度矣。而人船又過額。萬一聞於

朝廷。非惟不得入貢而

聖意叵レ測。汝之貢路恐自レ是其阻絕。吾爲レ汝計。莫レ若下姑廻二汝棹一暫歸二汝國一將二多餘人役一。盡行二裁
減一。候レ至二明春一。遵レ例來貢上。貢惟以レ時。則汝等爲二守レ信之人一。而汝國爲二秉レ禮之國一。
聖心嘉悅必倍二尋常一。非三獨容二汝之貢一。而且將レ有レ大二賚於汝一矣。久安長寧之道。何以易レ之。且汝國遣
レ使非レ時。則其失不レ在レ汝也。然汝心兢々猶懼レ不レ免二於刑戮一。今汝非時求レ入。則失在レ汝矣。而
吾容二汝徑入一。則其在レ失。又在レ吾矣。吾與レ汝雖レ欲レ不レ懼。亦焉得而不レ懼也。豈謂二
堂々天朝號令之嚴。曾小夷不レ苦乎。矧
今上文武御聖首出二庶物一。剛謨雄斷。度二越千古一。雖二窮髮之比一。亦知三中國之有二
聖人一也。汝國越在二東鄙一。居二我南荒一。其去二中國一。不二數千里一。而近我中國有
レ聖而不レ知レ之。是無レ心也。而不レ聞レ之是無レ耳也。安有下無レ心無レ耳而可二以爲一レ人者上乎。安有下有二人
心一。而不レ知レ遵二
聖　之訓一者上乎。且汝雖二異域一。亦爲二吾黨一。汝今慕レ義遠來。吾豈不二汝念一。但緣下貢未レ及レ期。人船過
レ額。例應中阻回上。若容二汝徑入一。非二惟吾等得一レ罪。而汝等亦或不レ利焉。若能姑置二其成心一。而平氣以
繹二吾說一。遲以二數月一及レ期以入。是使三彼此俱免二於罪一。而華夷永孚二於休一也。汝亦何憚而不レ從乎。
汝等其試思レ之。汝等其試思レ之。

（初五の二字本書朱書）

初　五　日　諭

嘉靖貳拾陸年陸月

寧波府

按ズルニ、王代一覽ニ、大永三年、細川高國商船ヲ大明ヘ遣ス。宋素卿ト云フ者ヲ使者トス。素卿ハ元

來唐人也。日本へ渡リ、細川政元ニチナミ、法住院殿へモ謁シ、其使者トナリ、大明へ渡リ、歸朝シ日本ニ住居シ、高國ニ從ヒケルト也。此時大内介義興モ、周防ヨリ商船ヲ大明へ渡ス。宗設ト云ル使者タリ。寧波府ニテ素卿ト宗設ト、先後ヲ爭フ、宗設ハ素卿ヨリ先ニ着岸スレバ、先ニ出ヅベキヲ、素卿賂ヲ寧波府ノ奉行ニ與ヘテ、先出デテ奉行ニ謁ス。宗設大ニ怒リテ、其召シ連レタル者共ヲカタラヒ、寧波府ヲ燒キ、奉行ヲ殺シテ濫妨ス。素卿逃ゲ匿レシヲ、大明ニテ捕ヘテ禁獄ス。宗設ハ事故ナク歸國ス。是ヨリ日本ノ海賊、年々寧波府ノ近邊ヲ濫妨ス。天文十六年二月、大内介義隆進貢船ヲ、大明へ遣ス。鹿苑院殿ノ比ヨリ、大内介代々異國往來ノコトヲ掌リテ、勘合ノ印ヲ預リ、周防國ニテ船ヲ作リ、使僧ヲ發船セシムル例ナリ。明史日本傳曰。宋素卿鄞縣朱氏子。嘉靖二年五月。其貢使宗設抵二寧波一未レ幾。素卿偕二瑞佐一復至。互爭二眞僞一。素卿賄二市舶太監賴恩一。宴時坐二素卿於宗設上一。船後至。又先爲二驗發一。宗設怒與レ之鬪。殺二瑞佐一焚二其船一。追二素卿一至二紹興城下一。素卿竄二匿他所一免。凶黨還二寧波一。所レ過焚掠。執二指揮袁璡一。奪レ船出レ海。都指揮劉錦追至二海上一戰沒。巡按御史歐珠以聞。且言據二素卿狀一。西海路多羅氏義興者。向屬二日本一統轄。無二入貢例一。因二貢道必經二西海一。正德朝勘合爲レ所レ奪。我不レ得レ已以二弘治朝勘合一。由二南海路一起程。比レ至二寧波一。因詰二其僞一致レ啓レ釁。章下二禮部一部議。素卿言未レ可レ信。不レ宜レ聽二入朝一。但釁起二宗設素卿之黨一。被レ殺者多。其前雖レ有二投番罪一。已經二先朝宥赦一。毋レ容レ問。惟寧諭二素卿一還レ國。移二咨其王一。令下察二勘合有無一行中究治上。帝已報下。御史熊蘭給事張翀交章言。素卿罪重不レ可レ貸。請并治二賴恩及海道副使張芹。分守參政朱鳴陽分巡副使許完。都指揮張浩一。閉レ關絶レ貢。振二中國之威一。寢二校寇之計一。事方議行。會下宗設黨中林望古多羅逸出之舟。爲二暴風一飄至中朝鮮上。朝鮮人擊二斬三十級一。生二擒二賊一以獻。給事中夏言。因請逮二赴浙江一。會二所司與二素卿一雜治。因遣下給事中劉穆御史王道一往上。至二四年獄成一。素卿及中林望古多羅并論死。繫レ獄久之皆瘦死。時有二琉球使臣鄭繩歸レ國。命傳二諭日本一以擒二獻宗設一。還二袁璡及海濱被レ掠之人一。不則閉レ關。二十六年其王義晴遣二使周

良等一。先レ期來貢。用レ舟四人。六百泊ニ於海外一。以待ニ明年貢期一。中臣沮レ之。則以レ風爲レ辭。十一月事聞。以ニ先レ期非レ制。且人船越ニ額。敕ニ守臣一勒回ト。コノ諭文ハ是時ノコトナリ。

○龍骨

先年阿蘭陀人へ龍骨ヲ見セテ尋ネシニ、阿蘭陀人ステイントト云フ。ステインハ石ナリ。本草彙言ニ云ク、龍骨石燕石蟹之類也ト。阿蘭陀人ノ説ト合フ。

○茆

品字箋ニ云ク、茆今作ニ草茆字一案也ト。コレニテ明ヨリシテ誤リテ、茅屋等ニ茆ノ字ヲ用フルコトシルベシ。

○青錢

乾隆五年改ニ鑄青錢一條例曰。鎔試以ニ青錢四串一。計ニ重三十觔一。內有ニ紅銅十五觔。白鉛十二觔七兩二錢。點銅九兩六錢。黑鉛一觔十五兩二錢一。但鎔ニ化三十觔之青銅一。必須外加ニ黑鉛十七觔一。鎔汁始可下將ニ青銅一投入鎔化上。合計鎔試一爐。分ニ得紅銅五觔八兩。黑鉛脆錫十七觔一。其餘盡行ニ折耗一ト。文長キ故全文ヲノセズ。乾隆ノ錢モ康熙ノ錢ノ如ク、鍮金ナリト云フハ、青錢ハ卽チ鍮金錢ノコトナルベシ。白鉛、點銅、脆錫知得ストイヘドモ、意フニ白鉛ハンドメノ類、點銅ハトタンノコト、脆錫ハ白鉛、黑鉛、點銅ノ交リタルモノニヤ。猶博物ノ士ニ問フベシ。我國ノ青錢青銅ト云フハ、惡錢ニ對シテ云フコトニテ、精錢ノ精ヲ省キテ、青錢青銅ト云フト見ユ。

○番客入朝圖

某ノ家ニ、番客入朝ノ圖ノ屛風アリト聞ク。按ズルニ、畫品ニ梁ノ元帝ノ畫ノ三十五國入朝ノ圖アリ。其文左ノ如シ。

梁元帝爲ニ荊州刺史一。日所レ畫粉本魯國而上。三十有五國皆寫ニ其使者一。欲レ見ニ胡越一家要荒種落共來

ノ實ノ油ヲトラズ。油ヲ窄セバ、是亦民ヲ惠ムノ一端ナルベシ。

○代墨村

上野國群馬郡代墨村ハ、黛ノ一字ヲ二字トナシ、黑ヲ墨ト讀ミガタキ故、土ヲ加ヘタリト見ユ。三州ノ山高山村モ、元來嵩山村ト書キタレドモ、後ニ嵩ノ字二字ト成リクリ。畠山ノ畠ハ、白田ノ二字一字トナリタルナリ。白田ハ畑ノコトナリ。

○乾猪脬

春溪暇筆曰。太宗以二北兵一渡　淮時。無二一葦之楫一。有レ人於二囊中一。取二乾猪脬十餘一。內二氣其中一。環在二腰間一。泅レ水而南。徑奪レ舟以濟二北軍一。猪脬蓋預備レ之者也。遠遊之人不レ可レ不レ知ト。按ズルニ、猪脬ハ瓢ヨリ輕ク、特ニ長崎ニ多キ物ナレバ備ヘタキコトナリ。

○含生草

證類本草曰。含生草主二婦人難産一。口中含レ之立愈。亦咽二其汁一。葉如二卷柏一而大。生二蘇羯國一。其葉煮レ之。不レ熱無レ毒ト。阿蘭陀持チ來リ、我國安産草ト云フモノ、卽チ含生草ノ類ナリ。阿蘭陀ニテ、ハロスハンエルコト云フ。〔割註〕七八十年前ニ、阿蘭陀ヨリ來ル。安産草ハ大ク、其後中絕シテ、近年渡ル安産草ハ小サキナリ。」

ロスハン

エルコ

ハ

阿蘭陀ニ如此ニ書ナリ

ハンヲ助語ナリ

○倭扇

蓬窗談錄曰。余至レ京有二外國道人利馬竇一。贈二予倭扇四柄一。合レ之不レ能二一指一。甚輕而有レ風。又堅緻道

人又出ニ番琴一。其制異ニ于中國一。用ニ銅鐵絲一爲レ絃。不レ用ニ指彈一。只以ニ小板一案。其聲更淸越。又有ニ自鳴鐘一。僅如ニ小香盒一。精金爲レ之。一日十二時。凡十二次鳴亦異物也ト。此倭扇ハ、今ノ扇ヨリ骨至リテウスク。地紙ハ西土ノ地紙ニ比ベテ竪緻トイヘバ、今ノ地紙ト同ジカルベシ。先年觀タル阿蘭陀ノ、カラーヘシン木匣ノ横ヘ小木ヲナラベ、竪ニ鍮金ノ針金ヲ絃トシ、指ヲ以テナラベタル小木ヲ推セバ、推シタル木ノ先、絃ヘアタリテ聲ヲナス。琴ヨリ大キク、絃モ多ケレドモ、馮時可ガ觀タル番琴ハ、カラーヘシンノ類ナルベシ。サテ如ニ小香盒一トアレバ、今香盒時計ト云フモ、本ヅク所アリ。

○樹衣

上州ノ深山ヨリ出ヅル木海苔ハ、ブナノ木ノ苔ナリ。本草綱目ニ、霏雪録ヲ引キテ、金華山中多ニ樹衣一、僧家以爲レ蔬。味極美。トアレバ、西土ニテモ、樹衣ヲ食フコト知ルベシ。

○一角

阿蘭陀大譯今村源右衛門、阿蘭陀ノ諸書ヲ考ヘテ、一角ノ説ヲ著シ、一角獸ノ圖ヲノス。ソノ略ニ云ク、

一角獸圖

ハウルスヘネートスト云フ者ノ書ニ曰ク、韃靼ノガム（韃靼ニテ國王ノコトヲガムト云フ。）一角獸ヲ畜フ。又ランフリイノ都ニテ、象ノ小キ程ナルヲミル、形、頭ベ平ク野猪ノ如ク、舌尖リ、釣針ノ如ク、眼ハ犀ニ似タリ。パウルスヨーヒユスガ云ク、一角獸ハ灰色小馬ノ如ク、頭ニ髮多ク覆ヒ、羊ノ如キ鬚アリテ、額ニ長サ二コビト（今ノ曲尺三尺二寸餘。）程ノ一角アリ。又ホノニイ（地ノ名。）ノロウニウェイキデバルマートト云フ者ノ云ク、一角獸二疋メツカー（アラビヤ國ノ府ノ名。）ケルク（阿蘭陀ニテ大家ヲケルークト云フ。）ノ傍ノ厩ニ繫ギアリシヲ見タリ。大キナルハ三十月ヲ經タル馬ノ如ク、額ニ一角アリテ、長サ三アイラ、（曲尺六尺八寸餘。）小サキハ一年ヲ經タル駒ノ如クニシテ、一角ノ長サ手ヲ四束バカリ。〔割註〕阿蘭陀ノ尺二尺ノ積リ、阿蘭陀ハ手指ヲ以テ尺寸ノ名トス。」コノ獸ノ黑色ニテ頭ハ鹿ノ如ク、頸短ク毛髮少ク、鬣短クカタ〳〵ヘタレ、足ヤセテ牝鹿ノ足ノ如シ。蹄ノサキ少シワレテ、羊ノ如ク、右ノ足ノ毛多シ。」

一角獸女兒ヲ好ミ、香ヲ悅ブ。
イツノ頃ヨリカ、獸ノ角ニアラズ。北海ノ魚ノ一角ナリトモ云ヘリ。
コノ說モ一定ナラザレバ信ズベカラズ。敎書アラハス所ノ和蘭櫻木一角獸說ノ如ク、山獸、海獸知ルベカラズトナス。ヨロシカルベシ。
按ズルニ、此圖阿蘭陀本草阿蘭陀ニテ本草ヲ「コロイトブウク」ト云フ。ニモアレドモ、山獸、海獸知ルベカラザレバ、是亦信ズベカラズ。

○贍軍

劉元佐守レ汴。或言。相國寺佛有レ汗。元佐遽往持ニ金帛一以施。繼遣ニ其家屬一往禮レ之。翌日復起ニ齋場一。由レ此士庶競集輸施甚衆。乃令下將吏籍中其物上。十日乃閉レ寺曰。佛汗止矣。所レ得數十萬盡贍レ軍ト。コレヨク權時ノ計ヲナスト云フベシ。

○耀蟬

荀子曰。夫耀レ蟬者。務在下明ニ其火一振中其樹上而已。火不レ明雖レ振ニ其樹一無レ益。註曰。南方人照レ蟬。取而食レ之ト。賈誼新書ノ所謂耀蟬ハコレナリ。

○城築

雪舟諛話曰。彭大雅知ニ重慶一。大興ニ城築一。僚屬不レ從。彭曰。不ニ把レ錢做レ錢看一。無ニ不レ可レ築之理一。而城戍僚屬。乃請立レ碑記レ之ト。コレ能ク人情ヲ知ルト云フベシ。

○蜀葵花

西野雜記曰。成化中倭人入貢。見ニ欄前蜀葵花一。不レ識因問レ之。題レ詩云。花如ニ木槿一花相似。葉比ニ芙蓉一葉一般。五尺欄杆遮不レ盡。尙留ニ一半一與レ人看。外國又有ニ此能レ詩者一ト。コレニテ我國ノ人、詩ヲ能クスルコト知ルベシ。

○沙門島

甲申雜記曰。沙門島舊制有定額。過額則取一人。投之海中。馬默處厚知登州。建言。朝廷既貸其死矣。即投諸海中。非朝廷之本意。ト。コレ經國ニ志アルノ人ハ知ルベキコトナリ。

○鷓鴣斑香

桂海香志曰。鷓鴣斑香。亦得之于海南。沈水蓬萊及絕好箋香中槎牙輕鬆色褐黑。而有白斑點。點如鷓鴣臆上毛。氣尤清婉。似蓮花ト。イマ白斑點アルコトヲ云ハザレバ、鷓鴣斑疑ハシ。

○分金

奚囊橘柚曰。車胤讀書于鼓樓山。一日行樂次得金于砦井中。求其主不獲。因集貧民百餘人于石室。分與之。至今其地有分金洞。ト。コレ宜シキシカタナリ。

○蝦蟆

東齋筆記曰。沈文通守杭州。禁民食蝦蟆。終三年。人不敢食。蝦蟆亦絕不生。及文通代去。禁弛而蝦蟆復生ト。イマモ領主地頭、ソノ地ノ出產ノ物ヲ禁ジテ、民ト與ニセズ。獨リ利ヲ專ニスレバ、出產ノ物自然ニ少ク、禁ヲ弛ベ、民ト與ニスレバ、ソノ物マタ多ク生ズ。小事トイヘドモ、誠ニ天ノ民ヲ惠ム一端トミエタリ。

○毦

札譚曰。毦音餌、一名兜鍪。劉備好結毦ト。諸書毦ノ註明カナラザルユヱ、コレヲ載ス。

○五絃琴

文獻通考曰。倭國其樂有五絃琴笛。每至正月一日。必射戲飲酒爲樂。隋大業中嘗遣裴世淸。使其國。其主設儀仗鼓角。歌舞迎之ト。コレニテ見レバ、我國五絃琴アル事、久シト見エタリ。

○赤繡毯

花疏曰。赤繡毬、倭國中ヨリ來ルト。コレニテミレバ、繡毬ノ赤花ハ、西土ニナシト見ユ。

〇金環食

明史曰。日體大二於月一。月不レ能レ盡掩二之一。或過二日既一。而日光四溢。形如二金環一。故日無下食二十分一之理上。雖レ既亦止二九分八十秒一。〔割註〕西洋ノ說ノ如ク、日行高キハ、金環食ナク。日行卑キハ、金環食アルハ、必然ノ理ナリ。」春秋桓公三年七月壬辰朔。日有レ食レ之。既。杜註曰。曆家之說謂。日光以二望時一。遙奪二月光一。故月食。日月同會月奄レ日。故日食。食有二上下一者。行有二高下一。日光輪存而中食者。相奄密。故日光溢出ト。杜預ノ時、イマダ金環ノ名ナケレドモ、日光溢出トアレバ、西土ノ曆家モ精密ナリト云フベシ。

〇阿咀吒

堀本一甫薩州ヨリ得タルトテ、琉球ノ阿咀吒ノ實（我國ニテハ下略シテ阿咀ト云フ。）ヲ惠マル。速ニ種ヱタレドモ、久シキ實ナルニヤ、芽ヲ出サズ。大サ圖ノ如シ。

總レ長一寸六分、毛ノ長サ一寸、圓サ三寸六角。

先年琉球ヨリ來リ、世ニ玩ブ阿咀ハ、赤花ヲ開キ、カクノ如キ實アラズ。中山傳信錄ヲミレバ、女木花ナクシテ實アリ。其文左ノ如シ。

阿咀吒葉長。旁有レ刺。久成レ林。連莖堅利可レ爲二藩牆一。葉可レ造レ席。根可レ造レ索。開花者爲二男木一。花白若レ蓮。瓣合尖左右迸疊十餘朶。直上五椏。蘂露如レ杖。長數寸。芳烈如二橘花一。女木無レ花結レ實。大如レ瓜。膚紋起レ針。皆六稜可レ食云。卽波羅蜜別種。粤東亦有レ之。名二鳳梨一。（琉球ニハ白花ノモノアリトミユ。）

〇鍮金銀法

輟耕錄曰。嘉興斜塘楊匯髹工。鍮金鍮銀法。凡器用什物先用二黑漆一爲レ地。以レ針刻二畫或山水樹石。或

花竹翎毛。或亭臺屋宇。或人物故事。一一完整。然後用新羅漆。若鎗金則調雌黃。若鎗銀則調韶粉。日曬後角桃桃嵌所刻縫罅。以金薄或銀薄。依銀匠所用紙糊籠罩。置金銀薄。在內遂旋。細切取鋪。已施漆上。新綿揩拭牢實。但著漆者自然黏住。其餘金銀都在綿上。於熨斗中燒灰。甘鍋內鎔鍛。渾不走失。通雅曰。以金銀絲。創器曰商。謂鑲嵌也。元美曰。趙希鵠云。夏時器多相嵌。訛爲商嵌。用修以爲鑲嵌。智謂本商嵌。蓋古謂刻爲商。商金商銀古之遺稱也。張懷瓘書錄言。三伏鈿金。今之所謂搶金宜盒。卽唐之創金也ト。按ズルニ、輟耕錄ニテハ、創金ハ、今ノチン金彫トミユレドモ、通雅ノ說ノ如ク、今ノ創嵌ナルコト明カナリ。品字箋ニ、俗以漆內雜金謂之戧金トアレバ、俗ニチン金彫ヲ、戧金ト云フトミヘタリ。

○大畜艮之二世

史記商瞿傳ノ正義ニ、子曰。卦遇大畜艮之二世。九二甲寅木爲世。六三丙子水爲應。世生外象。生象來爻生互內象。艮丙子應有五子。一子短命。顏回云。何以知之。內象是本子一艮變爲二。醜三陽爻五。於是五子一子短命。何以知短命。他以故也トアリテ、解シガタシ。考フルコト左ノ如シ。尙博物ノ士ニ問フベシ。

遇大畜艮之二世。
斷易由天大畜謂之艮土二世。
九二甲寅木爲世。六五丙子水爲應。
　是以納音言也。
世生外象
　九二木之應六五水。十日世生外象。外象外卦也。
生象來爻生互內象
　未詳。或曰。是以十干言也。生互猶言互生也。

生象指二六五丙一也。九二木之應二六五水一。而水生レ木。六五丙來應二九二甲一。而木生レ火。故曰二五生一也。內象內卦也。

艮丙子應有二五子一

類書纂要曰。六甲之中。惟甲寅無レ子。故曰二五子一。六甲。甲子。甲戌。甲申。甲午。甲辰。甲寅也。九二甲寅之應二六五丙子一。故曰三應有二五子一。

一子短命。顏回曰。何以知レ之。內象是木子。是以二十二支一言也。指二內卦九二子一也。卦從レ下成。故曰二本子一。

一艮變爲レ二

斷易卦遇二大畜艮土一世一。初九九二變爲レ艮。

醜二三陽爻五一

未レ詳。或曰。三陽爻。指二九三一也。九三一爻不レ變。以レ陽居二陽位一。而甲木爲レ春。辰數土數皆五陽極也。易道虧レ盈。故曰。醜二三陽爻五一。於レ是五子一子短命。

何以知二短命一他以レ故也。

未レ詳恐有二脫誤一。

○朝鮮王李倧咨

大淸紀事曰。朝鮮國王李倧遣二陪臣一。賚レ咨赴二兵部一。求二代題一。幷以二日本國書一送呈。咨曰。朝鮮國王爲下傳二報倭情一事上。本年八月初六日。東萊府使李民寏牒呈。據二慶尙道觀察使李命雄狀啓一。節該七月二十九日。倭差二平智連藤智純等一。持二島主書一。自二倭京一來。卽遣二譯官洪喜男李長生等一。就レ館相見。平智連等稱。去年大君有レ疾。久不レ聽レ政。今春始瘳。山獵舡遊與レ前無レ異。島主輒得二陪侍一。連被二恩賞一。此誠一島之榮幸。而大臣左右用レ事之人。需二索貴國土產一者甚多。稍違二其意一。讒謗隨レ之。此島主之深患也。

自調興元方兩人差遣停廢以來。貴國土產其數無多。且唐貨交易之路又絕。大君左右所求無以應之。調興元方兩人奉使。代以麟書堂等三人及島主官下三人。更番乘船來往。乙亥以後。求給之物。一一追給。然後兩國可保無事矣。薩摩州太守主和琉球。肥前州大守主和南蠻。每歲所得不貲。而島主名爲主和貴國。所得寄足視二州何如哉。自貴國被兵之後。日本國中訛言甚多。年少喜事之輩。希望功賞。造不測之言。處處蜂起。而島主竭力周旋。以爲貴國誠信。貴國何以盡知之哉。島主謂俺等曰。今所請送舡。事若未蒙許可。則不必強請。卽速回棹。直告大君。庶免主和朝鮮之責。恐喝之言不一而足。等情具啓。緣此爲照。所謂大君者乃日本國君之號。所謂調興者乃島主之副官之名。所謂元方者乃島主書記之名也。初約和時。本國授兩人章服圖書。許令每歲送舡來致胡椒蘇木等物。本國因以土產佑。乙亥年間。調興元方得罪於國君。流配遠方。而島主猶望前給之物。本國以爲兩人得罪遠謫。則仍舊送使事涉無據。須待其代差出方可許也。自此絕不復言。忽訴於國君。有此來請之擧。觀其書詞。文字僻澁。殆不可曉。而倭差所陳情涉叵測。差令邊臣。照舊施行以冀彌縫一面。戒飭防守以備不虞。此後如別有所聞。亦當隨卽咨報。緣係倭情理宜轉聞。煩乞貴部。照詳咨內事意。轉奏施行。日本國平義成與朝鮮國書曰。日本國對馬州太守拾遺官平義成奉書朝鮮國禮曹大臣閣下。維時暑月鬱抑台候若何。恭惟本邦益固金湯。貴國彌安磐石。千里其致一也。先是乙亥歲。遣去使臣。回時以貴國答書之情由。稟奏於東武執事。卽令擧舊例。可圖議之。休命茲以受矣。自今更始須差使舡。故姑爲先容。仍么麼土宜具在別幅。伏冀。采納總悉差使口布。爲國順時自愛。惶恐不宣。寬永十六己卯歲五月。又單開金屛風一雙。茶臺子一個。銀臺天目二個。提瓶二個。金文紙二百片。右崇德四年。朝鮮國王李倧移咨到部咨云。據議政府狀啓。本年二月初十日備慶尙左道水軍節度使宣若海馳報。(扭イ)節該本月初四日。准釜山節度使鄭楷塘報。該石城軍丁貴生告稱。初三日下午時。有異樣船一隻。行至倭島外洋。遭東北颶風大作。泊於多大浦鎭前。等情

卽着通事崔義告。馳往船艙處。詳探事情。去後回據本官口報本差。係是倭差平城幸坐船封進押物人一名。侍奉一名。伴從三名。梢工四十名。盤問得本。倭稱。有公幹。出來事若得成。有許首座藤智純等。亦當從後出來。事若不成不必來了。卑職又問所幹何事。本倭回說。本國大君新生一子。此是莫大慶事。俺爲此出來多少說話。當俟洪李兩通事至而悉之。不可遣次說破。終未明言。所賚書契亦不傳授。等情准佔具啓。據此行據本府狀啓。節該合差禮曹官一員與通事官洪喜男李長生等。前往釜山。細問本倭出來情由等。因據此卽着本府。別差禮曹接慰李秦運馳報。卑職等差馳至東萊。與本府節度使丁好恕釜山鎭節度使鄭楷。一同會議。據洪喜男李長生崔義告等手本。卑職等先入本倭館。所設茶後探問出來之意。則本倭所稱大君久無嫡嗣。上年八月生男。此是本國大慶理宜傳報貴國。請遣賀使。近因長溪漢船。得聞清國消息。而又有數件事。上年十月自江戶起行。前來卑職等回言。隣國生男。固是慶事。清國消息未知何指。數件事未知亦何。本倭言大君生子。遣使。惟在貴國處分。數件事當從容言之。及卑職等索其書契一觀。本倭言從江戶。起身時。島主與大君及僧人道春。一同緘封而來。進茶之日。當爲呈覽。卑職等再三問之。更無言語。等情據此續據東萊府節度使丁好恕馳報節該洪喜男李長生等手本。卑職更爲就館探問。本倭言我國大君年將四十。每以無嗣爲憂。上年八月始生一男。名之曰若君。大小官員咸聚江戶。到戶之時。大君言於島主曰。我以無功無德之人。承襲國位。三世於此。年將四十。尙無一子。惟得承先世。是俱幸而天佑神助晩得此男。朝鮮聞之亦必喜悅矣。有一執政。言于島主曰。此是日本國之大慶。朝鮮必有遣使致賀之擧。衆官齊聲並應曰。此言誠是。仍着島主通知。故島主差俺來者。且日光山有甲康廟堂。而廟堂之後新剏社堂。梁柱四壁皆以玉石營造。其爲華麗萬古无比。有守僧二人。其一年一百二十歲。甲康生時親信者也。其一卽天皇之子也。上年冬大君率衆官。親往焚香。後與衆官及兩僧。會坐相賀。老僧言曰。今爲甲康營建社堂。而甲康爲朝鮮殲滅秀吉。誠好誠信於今四十餘

年。朝鮮若聞大君爲甲康致誠追遠之事。則必相賀之禮。又有送物留迹之擧。今島主將此意。報知朝鮮。請得國王殿下親筆一紙及諸臣讃誦詩篇。以爲萬世流傳之寶。至如大藏佛經。乃是寺刹極重之書。大鍾香爐燭臺花瓶等器。雖是我國易得之物。若得朝鮮所製以爲社堂傳玩之寶。此亦朝鮮之功德也。將此事意。使島主轉達朝鮮如何。衆官皆應曰。此言極是。又言。上年冬執政等問於島主曰。近聞漢人商賈之言朝鮮與清國好和之事。島主何不報知於大君耶。島主答稱。朝鮮既與清國和好別無他情。執政但唯々而已。所謂數件乃此事也。等情據此。續據接慰官李泰運東萊府節度使丁好恕等稱名馳報。卑職等就于本倭館。所接見。茶罷後。本倭所言大略與洪喜男等。相同手本。卑職等答稱。貴國大君生子。果是慶事。大藏經乃壬辰兵火之後。經板散失。今難印出。大鍾等器。我國原無銅之地。如此大器本難鑄成。本倭回言。銅鑞當自鄙島量入送來。但欲得貴國一鑄以爲流傳之物耳。卑職等再三塘塞而止。如國王親筆。亦難准請云。則本倭多有愠色曰。島主欲爲朝鮮永結和好以爲兩國安寧之計。有此數事相懇而終不之許。則從前相好之意盡爲虛地。悉聽汝意爲之。其恐嚇之狀難以形容。其書契有本邦難容並拱云。八月上旬若君慶誕之日。誠懽仰太平盛事莫大於此。貴國亦不勝歡愜也。先奉賀緘以聞。他詞俱令平城幸口述等語。平差又言。俺等不日當回棹轉報大君。愼勿等閑視之。說罷卑職等多方開諭。令其且待朝廷分付。等情其報據此切照。臣等伏見。諸臣馳報內事。彼方隆創佛宇。文具是尙慶幸生男。撫弄爲樂。其在鄰國之道。惟當順適其心。助成其事。實合机宜。且其所欲者。俱非難辦之物。況倭情巧詐。褊急多張恐嚇之語。今若不許。亦慮先其懽心。姑依其願。許其准請。因係是倭情。合無備將前因移咨該部。以便轉奏。允爲便益。等因具啓。據此爲照得倭差所言。係是邊情。理宜轉報。煩乞貴部。査照咨內事意。轉奏施行。（右崇德八年。）朝鮮國王李倧具咨達部。咨云。據云。議政府啓稱。去歲二月對馬島倭人遣平城幸。持書至東萊云。日本國大君年四十以無嗣爲憂。幸于去年生子。命名若君。此

國中之大慶。班應遣使以喜音上聞貴國。又謂日光山甲康廟後新建一祠。此皆大君之虔誠。不忘其初心。貴國亦當備香燈祭器等物以垂永久。雖是我國諸物皆有。但助自貴國。卽爲隣國生子有慶。與夫建廟新嗣。亦當從其所欲。因將此情。已曾達部轉爲奏聞。乃于去年四月初一日得其兵部咨云。王遣使來書本部。一一奏聞。得旨詳倭國之言。雖無大惡。定有傾厭朝鮮之意。既修隣好。王當量其可否而行。勿爲衆之撓亂。是以欽奉上命。向彼來使許遣人致送建廟儀物。其後本年于正月初七日。東萊副使鄭維城遣人來報云。去年十二月二十日倭國使藤直純來言。五月內約我使至江湖。又言。王備祭物。當遣人來祭。致書若君。必同大君式樣。寫朝鮮國王四字。押印于上。再押印白紙一張。以爲我用。臣等想。彼國大喜建廟已許遣使送禮。今應撰使送禮以赴前約。甲康廟祭物已送往。當往祭之次以盡隣國之禮。但若君係幼子。原無致書相問之道。復索咨紙押印。未審是何主見。皇上曾諭。若東萊副使幷通官。至不可輕許之。着將情事達于部。臣想。遣使送禮。亦隣國交好所宜然。彼之國勢較前稍纘。借此可以觀其形狀。是以令部。選禮部參議尹順之弘文館衙門典翰官趙絅吏部正郎官沈旭之等。于本年二月二十日。將祭廟各色器物。往交與倭國來使。以此移咨貴部。奏聞。以便遵行。兵部轉奏（右崇德八年。）コレニテ朝鮮ノ我國ヲ待スル輕重シルベシ。崇德ハ、イマダ明ヲホロボサヾル時ノ、清ノ太宗ノ年號ナリ。

○燭

管子弟子職ニ云ク、昏將擧火。執燭隅坐。錯總之法。橫于坐所。（總設燭之束也。）櫛之遠近乃承厥火。〔割註〕櫛謂燭尺。察其將盡之遠近。乃更以燭承取火也。」居句如矩。〔割註〕句謂著燭處。言居燭於句。如前燭之法。矩法也。」蒸間容蒸。然者處下。〔割註〕蒸細薪者。蒸之間必令容蒸。然燭必處下以焚也。」捧椀以爲緒。（緒然燭燼也。椀所以貯緒也。）右手執燭。左手正櫛。有墮代燭。（燒燭者有墮。卽令其以代之也。）交坐毋倍尊者。乃取厥櫛。遂出是去ト。コレニテ古ノ燭ヲ執ル式ミルベシ。

○州　軍

宋史ニ云ク、命朝臣出守列郡。號權知軍州事。軍謂兵。州謂民政焉。爾史ニ云ク、州主民。軍主兵。或非也。地小不成州曰軍ト。宋ノ制ナレドモ、宋史ヨリ爾史ヨロシカルベシ。

○張文相書

此頃、明ノ張文相ノ書ヲ寫シタルヲ觀ル。ソノ文左ノ如シ。

欽差鎮守浙直地方總兵官中軍都督府僉事王爲請遵安邊以杜釁患事。照得丁巳年間。據福建軍門海道申稱貴邦遣回中軍官董伯起等情。具表申奏。朝廷乃知北韓南返。忠臣無故國之悲。去珠復還。壯士深歸王之慶。蓋甚盛心也。于是海禁從寬來往。商船得以通行。迨今年肆月間福建軍門差官報府。沿海奸徒交黨。劫掠商船貨物。以致殺傷。官兵知會本府。遣兵合捕。因思此輩類逞。必假過洋爲名。混至貴邦交易。商名遂行。眞僞難分。虎援狐黨。害直莫及。倘非嚴制。其養奸貽患。皆有國者之恥也。爲此本府特差標下中軍官賫文前往

將軍樣麾下。投遵乞行令各部。將所到商船。逐一査理。及一切經年流落商人或賭博棍徒皆易爲盜者。悉宜細勘。俾人贓得實。即嚴刑懲治。庶上伸三尺之王章。而商利允沽下杜兩邦之盜患。而邊疆永靖益信昔日惠歸我人之非虛矣。伏惟　將軍樣照允施行。須至文者

大明萬曆肆拾柒年陸　日　承行典吏張文相

照會

按ズルニ、萬曆四十七年ハ、元和五年ニアタレバ、コノ將軍樣ハ、台德廟ニシテ、董伯起等ヲ西土ヘ歸サルヽハ、誠ニ廣大ノ御仁政シルベシ。將軍樣ト書キタルハ、唐ノ張九齡ガ、我國ノ辭ニ從ヒテ主明樂美御德ト書キシニ同ジキナリ。サテ氏ノ王ノ字バカリ有リテ、名ノ字ナキハ、傳寫ノ誤リトミユ。歸王ハ歸土ノ寫シ違ヒナルベキニヤ。

○氣筒

乾隆六年ノ條例ニ、查ニ京通各倉一。收ニ貯米石一。每レ廒各置ニ氣筒伍個一。宣ニ洩米氣一。甚爲レ有レ益云々。每レ廒應レ用ニ氣筒伍個一。每レ個用ニ大小毛竹十五枚一。トアリテ、ソノ制詳カナラザレドモ、コレニ依リテ氣筒ヲ考ヘ作ラバ、上下ノ益ニシテ、物ヲ費サズ。誠ニ一大恵政ナルベシ。乾隆六年ノ條例ナレバ、長崎ヘ來ル唐山人ニ問ハヾ、其制知ルベシ。條例ノ文長キニヨリテ略ス。廣群芳譜ニ、毛竹ヲノス。

○本

孔子家語王肅後序ニ、魯恭王壞ニ夫子故宅一。得ニ壁中詩書一。悉歸ニ子國一。皆所レ得壁中科斗本也。トアレバ、本ト云フコト久シキナレドモ、本ノ義アキラカナラズ。

○十二時蓮

江州野洲郡田中村名主田中源兵衛ガ家ニ、十二蓮アリ。慈覺入唐ノ時ニ、持チ渡リ植ウト云ヒ傳フ。近頃乾タル十二時蓮ヲ觀ルニ、一房ニ五六花アリテ、白蓮ト見ユ。實ハ無シト云フ。世ニハ色々ノ珍ラシキモノアルモノナリ。十二時ノ義ハ知ルベカラズ。

○日中見星

徐光啓西洋曆日。夫密室測量。蓋因ニ陽精炫耀一非ニ人目可一レ當。初虧時率多不レ見。或用ニ水盆一映照。則蕩ニ于閃爍一。又若ニ動搖一。故善巧者設ニ爲此法一。用ニ密室一。作ニ圜界一。甚ニ分秒一。以承ニ日光一。則虧。復初終分數多寡皆真。不レ爽下所ニ取ニ于密室一者上。窺レ光自レ闇倍顯。分明如ニ古井茂林一。日中見レ星之儀。僧寮中或爲ニ幽房一。通竅以受ニ塔影一。亦是理也ト。我國ニテモ習井ノ中ヨリ、日中星ヲ見ルト云ヒ傳ヘ、薩州鹿子島ノ城ヨリ半里ホドアルタンタトウト云フトコロ、三町餘山ヘ上レバ、平カニシテ岩屋アリ。蛇ノ穴ト云フ。穴ノ口廣サ四間ホド、奥ヘ五間バカリ、往キテ岩屋ヨリ上ノ山ヘ、ニマワリニ托ホド、長サ二丈餘ノ穴アリテ、其穴ヨリ口中ニ星ヲ見ルト云フハ、徐光啓ノ說信ズベクシテ、豐ノ卦ノ日中見レ斗モ、假說

ノ言ニアラザルニヤ。或ノ云ク、鞺鞈々ト書ス。

○御柳

五雜組曰。今園中有ニ一種柳一。其葉如レ松。而垂長數尺。其幹亦與レ柳不レ類。俗名爲ニ御柳一。夫詩人之咏ニ御柳一。不レ過ニ禁御中柳一耳。此則別是一種而強名レ之者也ト。イマノ御柳卽是ナリ。

○木香花

祕傳花鏡曰。木香之名。錦棚兒藤蔓附レ木葉比ニ薔薇一。更細小而繁。四月初開レ花。每レ穎三蕋。極其香甜可レ愛者。是紫心小白花。若ニ黃花一。則不レ香。卽靑心大白花者香味亦不レ及。至レ若ニ高架萬條一。望如ニ香雪一。亦不レ下ニ於薔薇一。剪レ條扦種。亦可。但不レ易レ活。惟攀レ條入レ土。壅泥壓護。待ニ其根長一自ニ本生枝外一。剪斷移栽卽活。臘中糞レ之。二年大盛。群芳譜曰。木香灌生。條長有レ刺如ニ薔薇一。有ニ三種一花開ニ於四月一。惟紫心白花者爲レ最。香馥淸遠。高架萬條。望如ニ香雪一。他如ニ黃花紅花一白細朶花。白中朶花。白大朶花一。皆不レ及ト。コノコロ、近年渡リタリトテ、木香花ヲ見シユヘ。コレヲ記ス。〔割註〕今ノ人呼ニ一種薔薇一爲ニ木香一ト。李時珍ノ說アレバ、木香花ハ明ヨリ玩ブナリ。」

○二十四孝

世ノ稱スル二十四孝、ソノ作者ヲシラズ。續文獻通考ニ、元ノ郭居敬撰ニ二十四孝詩一。以訓ニ童蒙一。トアレドモ、郭居敬ハジメテ二十四孝トナシタルヤ、詩バカリ作リタルヤ詳カナラズ。郭居敬ノ全相二十四孝詩選ヲミレバ、小傳ト詩アリテ、今ノ二十四孝ト次序同ジカラズシテ、江革、仲由ナクシテ、張孝。田眞アリ。林道春云ク、群書備數曰、古今言レ孝者。有ニ此二十四人一。大舜。老萊子。曾參。閔損。江革。陸績。郭巨。董永。丁蘭。韓伯兪。劉殷。田眞。孟宗。王祥。陳娥。蔡姑。五倫。子魯。義姑。姜詩。剡子。鮑□。黃香。趙孝宗元覺ト。二十四孝ハ名家ノ撰ニアラズシテ、童蒙ニ訓フルモノユヘニ、諸書一ナラザルベシ。

○蠻酒

阿蘭陀人蠻國ノ酒ハ、葡萄ヲ以テ造ルト云フ。イマノ葡萄ニテハ酒ニ造ラルマジト、甚グ疑ハシケレドモ、蒙泉雜言曰。酉陽雜俎與二六帖一皆載。葡萄由下張騫自二大宛一移中植漢宮上。按。本草已具二神農九種一。當レ塗熄レ火。去レ騫未レ遠。而魏文之詔。實稱二中國名果一。不レ言二西來一。是唐以前無二此論一。予嘗以爲下大宛之種必與二中國者一異上。故博望取レ之。段自所レ載必有レ所レ據。但失レ實耳。比戍二酒泉一。屢嘗取乾レ之。名曰二瑣々一。比二中國者一差小。形圓而色正。亦其味甘美。非二中國者可一レ敵。則予所レ見庶或得レ之。今此種處々有レ之。獨蒲坂者勝。土人乾レ之。以資二貿易一。江南重レ之。稱二蒲萄乾一。曰。蒲云者。豈承二襲瑣々之乾一歟。姑識レ之以俟二知者一ト。コノ說ニテミレバ、葡萄ノ種多ケレバ、酒ニ造ラルヽ葡萄アルベシ。

○本非茶

太平記ニ曰ク、佐々木道譽我宿所ニ七所ヲ粧リテ、七番菜ヲ調ヘ、七百種ノ課物ヲ積ミ、七十服ノ本非ノ茶ヲ可レ呑。同書ニ云ク、道譽百味ノ珍膳ヲ調ヘ、百服ノ本非ヲ飲ミテ、懸物如レ山積ミ上ゲタリ。茶壺ノ狂言栂ノ尾へ茶ヲ求メニ行ク辭ニ、我等ガ主殿ハ、三國一ノ數奇者ニテ、非ノ茶ヲ立テヌコトモナシ。一族ノ寄合ニ、本ノ茶ヲタテント、多クノ足ヲツカヒテ、略ス栂ノ尾ニナリシカバ、峯ノ坊、谷ノ坊、赤井ノ坊ノ帆風ヲ、（帆風ハ茶名ト見ユ。）十斤バカリ買ヒコンデ、〔割註〕略ス。明惠上人茶ヲ栂ノ尾へ植ヘショリ、栂ノ尾ノ茶、名品ニシテ、本ノ茶ニハ栂ノ尾ノ茶ヲ用フルナルベシ。」コレニテ本ノ茶ハ式多ク、非ノ茶ハ式少クシテ、今ノ濃茶、薄茶ト云フガ如キコトシルベシ。辻某ノ家ノ貞和ノ頃ノ殘本ノ中ニ、祇園社家記ノ殘冊アリ。ソノ文左ノ如シ。

祇園社家記ニ、茶何種ト云フコト有レ之。或云、十二種、或有二四十種一。數ケ所有レ之。

巡立本非茶次第

一番 五日良　二番 九日仲　三番 七日仙　四番 七日美　五番 六日親尊

六番九日岐　七番十日秋　八番十日中　九番十一日妙　十番十一日伊

十一番十二日午　十二番十三日菊

右會過ニ毎日午刻一者。雖レ爲ニ五人一。可レ被ニ取行一。於ニ遲參之輩一者不レ嫌ニ親疎一。不レ可ニ相待一之。茶十種。懸物一種。可レ爲ニ皆人沙汰一。仍所レ定如レ件。

康永二年九月五日

コレハ五日、六日、七日、九日、十日、十一日、十二日ノ七日ヲ會日ト極メ、今ノ十種香ノ如ク、茶何種ニナモ、ノコラズ飲ミ當タル者ヲ一番トシ、ソレヨリ飲ミ當タル數ニヨリテ、番ヲ立テ七日ノ會ヲハリテ、勝負ヲ定メ、賭ヲ得トミユ。太平記ニテ見レバ、必ズ七日ヲ一會トスルニモアラズ。日數ハ勝手次第トミヘタリ。下ノ良仲等ノ字ハ、十種香ノ日錄ノ如ク、名ノ一字ナルベシ。岐秋ノ二字ハ、位賤キ人ユヘ二字書ナルベシ。サテ七ヲ極ルハ、石州流ノ眞ノ臺子ノ七所飾ノコトナルベシ。七番茶ハ今ノ卓子ノ六碗茶、八碗茶ト云フゴトク、茶湯ハ茶ヲ一番二番ト段々ニ出ダスユヘ、七茶ノコトナルベシ。盧仝謝レ孟諫議寄ニ新茶一歌ニ、一碗喉吻潤。二碗破ニ孤悶一。三碗搜ニ枯腸一。惟有ニ文字五千卷一。四碗發ニ輕汗一。平生不平事盡向ニ毛孔一散。五碗肌骨清。六碗通ニ仙靈一。七碗喫不レ得。也惟覺ニ兩腋習々清風生一。トアルニヨリテ、本非ノ茶ニ多ク七ノ數ヲ用フルナルベシ。サテ本非ノ茶ハ、賭ノ多クシテ財ヲ費スユヘ、紹鷗イマノ茶湯ハジメシナルベシ。

昆陽漫錄　卷之六

○細　馬

唐書百官志ニ、每歲孟秋。群牧使以諸監之籍。合爲一。以仲秋上於寺。送寺送細馬。則有牽夫識馬小兒獸醫等。〔割註〕按ズルニ、唐時凡廐牧之坊。禁苑給仕者。謂之小兒。」トアリテ、解セザリシニ、延喜式左馬寮ニ、凡細馬十匹。中馬五十匹。下馬二十匹。牛五頭。每年四月十一日始飼青草。十月十一日以後飼乾草。馬力二束半。牛二束。別重十斤二兩。其飼丁馬別一人。以衛士充、但刈青草丁。并飼牛丁。總七十四人　並充仕丁。其飼秣者。各細馬日米三升。大豆二升。中馬。下馬各米一升。大豆一升。牛米八合。夏細馬日米二升。中馬一升。下馬及牛不須。トアリテ、細馬ハ上馬ナリ。延喜ノ比ハ、遣唐使アレバ、唐ノ事ヲ見知リテ書キシ故、細馬ノ上馬タルコト明カナリ。

○砂　金

續日本後紀ニ云ク、承和三年賜大使御衣一襲。白絹御被二條。砂金二百兩ト。コレニテミレバ、承和ノ比、砂金通用アリトミヘタリ。

○白　銀

日本紀、持統天皇五年。伊豫國司田中朝臣法麻呂獻宇和郡御馬山白銀三斤八兩鉚一籠。トアレバ、此時伊豫國ヨリ白銀出ヅトミヘタリ。

○川口湖

三代實錄ニ云ク、貞觀六年七月、甲斐國言。駿河國富士大山忽有暴火。燒碎崗巒。草木焦熱。土鑠石

流。埋二八代郡本栖并剗海一。水熱如レ湯。魚鼈皆死。百姓居宅與レ海共埋。或有レ宅無レ人。其數難レ記。兩海以東亦有二水海一。名曰二河口海一。火焔赴向二河口海本栖剗等海一。未二燒埋一之前。地大震動。雷電暴雨。雲霧晦冥。山野難レ辨。然後有二此災異一焉ト。コレニテミレバ、富士山ノ燒クル時ハ、砂アリテ人家ヲ埋メキトミユ。サテ今モ川口村ニ湖水アリ。古ノ河口海ナルベシ。元文元年、敎書命ヲ蒙リテ、甲州ヲ行リ、古書ヲ求ムル時、勝山村ヨリ川口湖ヲ舟ニテ、川口村ヘ渡ル。一里アリト云フ。此湖水水落ナク、伏水ニテ一里ホド臨ヘ、水フキ出ヅルナリ。

〇大水

同書ニ云ク、貞觀十一年五月。陸奧國地大震動。流光如レ晝隱映。頃之人民叫呼。伏不レ能レ起。或屋仆壓死。或地裂埋殪。馬牛駭奔。或相昇踏。城郭倉庫。門櫓墻壁。頽落顚覆。不レ知二其數一。海口哮吼聲似二雷電一。驚濤涌潮。泝洄漲長。忽至二城下一。去レ海數千百里。浩々不レ辨二其涯涘一。原野道路。總爲二滄溟一。乘レ船不レ遑。登レ山難レ及。溺死者千許。資産苗稼殆無二孑遺一焉ト。コレ元文三年、信濃國ノ大水ノ山鹽ト云ト略同ジケレバ、古ヨリアリシコトヽミヘタリ。

〇唐商

同書ニ云ク、貞觀十六年七月。太宰府言。大唐商人崔岌等三十六人。駕二船一艘一。六月三日著二肥前國松浦郡岸一ト。コレニテミレバ、唐商ノ我國ヘ來ルコトハ久シキコトナリ。コレヨリ前ニモ來リシコトアリト覺ユ。

〇周髀

續日本紀ニ云ク、天平三年。制。自今已後。習レ算出身。不レ解二周髀一者。只許レ留レ省ト。古出身ノ詳カナルコトミルベシ。

〇鳥羽表

同書ニ云ク、延暦九年。高麗國遣レ使上ニ烏羽之表一。群臣莫ニ之能讀一。而辰爾進取ニ其表一。能讀巧寫。詳奏ニ表文一ト。俗ニ云ヒ傳ヘタル、西土ヨリ烏羽ニ文字ヲ書キテ來リシヲ、湯ニ蒸シ讀ムト云フハ、コノコトナルベシ。

○高瀬舟

三代實錄ニ云ク、元慶八年。令下近江丹波兩國。各造中高瀬舟三艘上ト。コレニテミレバ、高瀬舟ト云フハ久シキコトナリ。

○土官

容齋隨筆曰。靖州蠻酋自稱レ官。謂ニ其部之長一曰ニ都幙一。邦人稱レ之曰ニ土官一ト。土官ハ長タルコト知ルベシ。

○封戸

續日本紀曰。天平十九年五月。太政官奏曰。封戸人數緣レ有ニ多少一。所レ輸雜物其數不レ等。是以官位同等所レ給殊差。於レ法准量。理實不レ堪。請毎ニ一戸一以ニ正丁五六人中男一人一爲レ率。則鄕別課レ口一百八十。中男五十擬爲ニ定數一。其田租者毎ニ一戸一以ニ四十束一爲レ限。不レ合ニ加減一。奏可レ之ト。コレニテ我國封戸ノ制シルベシ。

○阿蘭陀尺圖

寶暦三年、高橋氏ニテ見タル阿蘭陀尺ハ、銀ニテ造リ、三寸ヨリ折リテ疊ムルヤウニナシタルナリ。阿蘭陀

6 六　5 五　4 四　3 三　2 二　1 一

六段ノ長サ曲尺五寸一分弱

ノ尺ハ、一箇一尺二寸ニテ十二段ニナシ、一尺ハ、曲尺一尺二分弱ニアタル。阿蘭陀ハ、都テ十二トナス

ユヘナリ。コレハ阿蘭陀ノレイン、テンツセドイム、ストツコント云フ尺ナリ。

○石和

甲州ノ石和（イサワ）ヲ、倭名鈔ニ石禾（イサワ）ニ作ル。石禾（イシアワ）トハ言ヒガタキユヘ、古ヨリ石禾（イサワ）ト云フト見ヘタリ。

○三郡

日本後紀。弘仁二年。於二陸奥國一置二和我。稗縫。斯波三郡一トアレドモ、延喜式ニコノ三郡ナシ。今奥州五十三郡ニシテ、和賀、稗貫、紫波ノ三郡アレバ、和賀ハ和我、稗貫ハ稗縫、紫波ハ斯波ナルベシ。按ズルニ、延喜ノ時、コノ三郡ヲ廢スレドモ、奥州ニテ窃ニコノ三郡アリテ、官制ノ郡トナルトミユ。

○多褹

多褹島ハ古ヘ一國ナリト云フヒトアリ。按ズルニ、續日本紀、天平五年六月丁酉。多褹島熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人。賜二多褹後國造姓一。同十四年。制。大隅。薩摩。壹岐。對馬。多褹等國云々ト。〔割註〕薩摩。壹岐。對馬ハ日本紀ニアリ。和銅六年始置二大隅國一〕トアレドモ、コノ文疑ハシケレバ、多褹ハ島ニテ國ニアラズ。

○安南書

安南總鎭營ノ書及ビ清都王ノ令旨ノ寫ヲミレバ、我國ノ商人安南ヘ往キテ賣買ヲナシタリトミユ。ソノ書斯ノ如シ。

安南總鎭營爲二繳報事一。茲有二船主間小左衛門一。有二中鎗一件一。已准買應用爲レ此繳二來本國一。所レ該等員人驗實並停二勾攫一茲繳。

印

永祚十年正月二十六日

永祚ハ安南ノ年號ナルベシ

緻 〔押印〕 此二字押印トミユ

元帥統國政清都王令旨。日本國義客彌右衛門。許下匝年裝二載各貨物一。就二安南國一赴レ京。拜稟遣賓。以通二兩國一。交二易貨財一。副中其恩義上。茲令。

永祚六年五月

令旨

〔朱印〕

○用名文字

姓名錄抄ニ、名ニ用フル文字ト訓ヲ載ス。ソノ文左ノ如シ。コノ書ノ終ニ、故淮后閣下以二菅諫議大夫眞筆之本一。被二書寫一訖。正長丁酉三月日。右僕射判トアリ。右僕射ハ一條兼良公ナリ。コレハ學者ノ拘ラザルコトナレドモ、我國ノコトナレバ知ルベキコトナリ、

乃利 則義儀憲範教章孝徽乘德法矩規典利慶猷度經紀式命綱期象明書述喜藝旨似裁尋軌雅倫言伐永化政知至。與之 吉良好義儀慶善能濟懿令嘉業尋綏徵美愛佳珍至貴休若由德賴承燕宜喜賢莊穀命麗可時克備敬。多太 忠直政公齊渡正格理陟位董尹彥唯貴身子但只紀匡江臨兒帝忿賢彈孫彥。乃不 信延述順陳宜舒書取則修序叙演暢展正房總命言政誠惟將攄董(マヽ)遙。佐末 正昌政理兌方寄雅匡順尹將齊綱藏幹緝賢蔚容允容。毛止 友公秦倫共知類ゝ但偕與兼僚具件儔明比等誠。加太 高隆教孝卓譽貴堯喬標楚陟尊幸牟岑生懷山膂考。介須 助資輔傅相祐亮右佐副方扶弼毗翼介爲操高良。支由 行幸之如將由隨于往致以通適舒至元爲役。利奈 成生業濟齊爲登作平位救均就得尙有忠周也。加知 近邇親愛隣周允幾庶懷用身躬子實愼元。之止 俊利敏載年歲

稔逸聰明智鏡照詮信章季曉。美三實瞻省相視覽觀鑒鏡子身躬見親皆現臣。哉須安保康泰愷懷寧恩得綏逸穩易緣。與利賴依資倚自仍方賢形典利寄月據適。木材木興城樹黃紀息道起來杖減幹規申。毛知茂用以持望荷住蔚將式復中殖。阿支良明昭章信朗詮在顯著卿光耀亮行。美知道通康方達遙途路陸徑盈滿充。古禮是惟維斯伊之時此寔身比縈。美豆光滿充實盈三看苗並明水。志介重成滋繁董蕃茂爲兒。毛止元本職基資幹舊意臺採。止岐時說節候秋辰言朝昔宗國。布佐房總林滋蕃重成芝維。牟禰宗致統棟胸各順旨至。都良連行貫列綿陳屬宜。津禰經常恒庸方懷昔綱。阿利有在茂滿光盈顧照。奈加長永脩條度仲中榮。比良平衡位救均成枚行。佐禰眞信實誠良孚枝。乎男雄緒濟尾臣水。比呂弘廣博熙泰尋寬。加太方賢家堅周良。阿支秋明章顯著。毛呂諸師庶認業度。毛利守盛護衞積。加須員數筭和重。加介景影陰暑蔭。支與淸淨潔滯聖。須惠季末標愷。佐止里鄉隣吏識。佐太定貞完愷。都木繼次嗣序續。阿津厚篤敦淳。奈良並比波秘南。那名聲命稱。須美澄角純處維。加香芳芬馨。波留春治玄晴霽。加奴兼包懷該。止手遠遐寬通玄。阿不相會遇合。江多枝柯族條。多不任堪能妙。衣柯兄柄。宇也禮恭敬。比佐久尙之。比止人仁者。布美文牧書。加都勝遂葛。於木息興居。多禰胤種殖。與世代。伊也最彌。比天秀英。加止門廉。世木關塞。禰根福。止久德得。伊末今未。乎加岳岡。末須益增。阿由布似。加世風吹。多倍妙糸。多介武健。津加家墓。加比穎柄。津奈綱。多女爲米。知千。比古彥。加禰金。布知藤。末津松。須加菅。阿佐朝。止與豐。止美富。奈津夏。布由冬。天留光。屋麻山。

○蒙古

閻中今古錄曰。北狄稱レ銀曰二蒙古一ト。コレニテ觀レバ、蒙古ハ金ノ如ク、銀ヲ以テ國號トスルナリ。

○豬水胞

明黃潤玉湳海萬象錄曰。予幼時戲將二豬水胞一。盛二半胞水一。置二一大乾泥丸于內一。用レ氣吹二滿胞一畢。見下水在二胞底一。泥丸在上レ中。其氣運動如レ雲。是卽天地之形狀也。此太虛之外。必有二同レ氣者一ト。コレ豬水胞ヲ以テ、天地ヲ說ク始ナリ。

○雷公

文海披抄曰。嶺南有二雷公一。冬蟄二地中一。人堀得便撃殺而食レ之ト。雷狩ハ西土ニモアルコトナリ。

○食檄

膳夫錄曰。弘君舉食檄有二鏖肚。牛膝。炙鴨。脯魚。熊白。鏖脯。糖蟹。車螯一ト。食檄ハ今ノ獻立ノコトナリ。

○毀銅佛

南史南平王偉傳曰。武帝軍東下。用度不レ足。偉取二襄陽寺銅佛一。毀以爲レ錢ト。コレ銅佛ヲ毀チテ錢トナス始ニシテ、權時ノ策ヲ得タリト云フベシ。

○五星

管窺集要曰。吾聞。周王代レ殷。五星聚レ房。齊桓稱レ覇。五星聚レ箕。漢高入レ秦。五星聚二東井一。宋室太平。五星聚レ奎。此皆吉占也。唐天寶間。五星聚二箕尾一。而有二祿山之亂一。何哉ト。五星ノ聚ルノコト、決シテ理ナシ。タトヒ天變ニテ、五星アツマルトモ、天變ナンゾ量ルベケン。

○禁銅佛

宋史曰。鑄レ銅爲二佛象及人物之無用一者禁レ之。同書曰。凡金銀銅鐵鉛錫監冶場務二百有一ト。二百有一ハ少キニアラザレドモ、銅佛無用ノ者ヲ鑄ルコトヲ禁ズルハ、治體ヲ知ルト云フベシ。

○染紙

洞天紙錄曰。染レ紙作レ畫。不レ用レ膠法。用二膠礬一作レ畫。殊無二士氣一。否則不レ可レ著レ色。開染法以二皀角一搗碎。浸二清水中一一日。用二沙礶一重湯煮一炷香。濾淨調勻刷レ紙一次。掛乾用以作レ畫。儼如二生紙一。若二安藏三二月一。用更妙ト。コレヲ試ルニ、膠礬ヲ用ヒズシテ甚ダ雅ナリ。

○賜金於僧

宋史曰。眞宗崩。內遣ニ中人ニ持レ金賜ニ玉泉山僧寺ニ市ニ田。言爲ニ先帝ニ植レ福。後毋ニ以爲レ例。緣レ是寺觀猶斥市レ田ト。金ヲ賜フハ格別、田ヲ買ハシムルハ大ニ政體ヲ失フト云フベシ。宋ノ振ハザル宜ナリ。

○沙尾錢

同書曰。廣州多毀レ錢。夾以ニ沙泥ニ。重鑄號ニ沙尾錢ニト。按ズルニ、沙尾錢ハ、昆陽漫錄ニ載ル沙錢ト異ナリ。此比思ヒ出スニ、先年羽倉東之進、元ノ沙錢大サ寶永通寶ノ大錢ノ如キヲ示シテ、沙錢ノ使用ヲ問フ。〔割註〕表ハ元ノ至大ノ年號ニテ、裏ハ沙錢トアリシト覺ユ。」元史ニ、沙錢ノ使用ミヘザルユヘ、知ラザルヲ以テ答フ。今考フレバ、元ノ沙錢ハ、沙泥ヲ雜ヘタルモノニアラズ。白目ノ類ニテ鑄タルモノニシテ、宋ノ沙錢ト同ジトミヘタリ。

○匱

證類本草ニ、丹房鏡源ヲ引キテ云ク、凝水石爲レ匱。水銀可レ爲ニ湧泉匱ニ。乳石可レ爲ニ水匱ニ。陽起石可レ爲ニ外匱ニト。袪疑說曰。世以ニ黃白之術ニ。自詭者名爲ニ藝客ニ。又曰。爐火小則輕ニ瘦金銀ニ。以爲ニ縿制ニ。大則結ニ成丹砂ニ。名曰ニ匱與ニ。持ニ燕雀不レ生レ鳳狐兎不レ生レ馬之文ニ。以證ニ用レ母之說ニ。或切ニ其眞母ニ。易以ニ他物ニ。或制而爲レ匱。以邀ニ重謝ニ。凡水銀入レ匱。必食ニ其母ニ。以成レ寶。再三爲レ之。母氣既竭。金銀已盡。則水銀爲ニ煙徙之歸ニ矣トアレバ。凝水石爲レ匱ノ匱ハ、コノ匱ナルベシ。湧泉匱。水匱。外匱ハ、予淺學ニシテ解シ得ズ。

○胡蘿蔔

胡蘿蔔ハ、形ノ人參ニ似タルヲ以テ、我國ノ俗、人參ト云フト思ヒシニ、先年八仕順菴ノ話ニ云ク、明ノ錢希言集曰。治レ疾當レ得ニ眞人參ニ。反得ニ支羅服ニ。當レ服ニ麥門冬ニ。反得ニ汞橫麥ニ。三代以下皆以ニ支羅服汞橫麥ニ合レ藥。病日甚而遂死也。按ニ潛夫論ニ如レ此。支羅服疑今小朱蘿蔔也。吳越間有レ之。謂ニ之丁香蘿蔔ニ。其形如レ參。故誤用耳。汞橫麥疑卽本草穬麥是矣。陶弘景曰。根似ニ穬麥ニ。故謂ニ之麥門冬ニ。以レ訛

傳レ訛。謁所ニ底止一。〔割註〕按ズルニ、潜夫論ニ、治レ疾當レ得ニ人參一。反得ニ支羅服一。當レ得ニ麥門冬一。反承横麥已而不レ識レ眞。合而服レ之。病以侵劇不ニ自知一。爲ニ人所レ欺也云々。三代以下皆以ニ支羅服承横麥一合レ藥。病日甚而遂死也ニ作ル。」ト。コレニテ觀レバ、小米蘿蔔ハ胡蘿蔔ニテ、人參ニ代ヘシユヘ、其國ニテ人參ト云フナルベシ。胡蘿蔔、味甘美ニシテ、極メテ補益ノ功アルベケレバ、人參ニ代ヘタレハトテ、何ゾ病日ニ甚シテ遂ニ死スルニ至ランヤ。名醫猪澄ノ言ニ、世無ニ難レ治之疾一。有ト不ニ善治一之醫上。藥無ニ難レ代之品一。有下不ニ善代一之人上トアレバ、潜夫論治レ世不レ得ニ眞賢一ノ譬ナレドモ、曲レルヲ矯テ直ニ過グト云フベシ。本草綱目ニ、元ノ時ヨリ胡蘿蔔西土ニ來ルトアレドモ、潜夫論ニテミレバ、胡蘿蔔ハ後漢ノ前ヨリ西土ニアリトミユ。小米蘿蔔、丁香蘿蔔ノ名ヲ載セザルハ、本草綱目ノ缺ナルベシ。

○沙　子

證類本草ニ、日華子曰、食精草涼餧ニ飼馬一肥。二三月於ニ田中一生ニ白花一者。結ニ水銀一成ニ沙子一トアリテ、沙子ハ水銀ヲカタメテ餅ノ如クナスナレバ、沙ハ白メノ類ナルコト見ルベシ。

○不入斗村

武州ニ不入斗村アリ。古老ノ云ク、古ヘ村トナスニタラザル地ヲ、不入計ト云フ。ノチ村トナリテ、不入計村ト云フ。村數ニ入レカゾヘズト云フコトニテ、草字ノ計ヲ斗トアヤマリテ、不入斗ト讀ミ誤ルト、コノ說ノゴトクナルベシ。

○朝鮮人來聘

將軍家譜ニ云ク、嘉吉三年五月。朝鮮人來朝。將到ニ兵庫一。時德本謂。朝鮮人託ニ事於貢賦一。然實爲ニ商賣一也。且將軍家尙幼稚。諸大名國役之費。旁爲ニ無益一也。不レ可レ入ニ於京都一云々。彼國使者言。爲レ奉ニ弔普光院殿一來朝。不下敢爲ニ商賣一來上也。於レ是使レ入レ都。六月朝鮮人入レ京。館ニ之於雙林寺傍某庵一。斯波千代德監ニ供給事一。而下ニ行之一。十九日朝鮮人參ニ室町殿一。謁ニ將軍家一。其路次作レ樂。或吹レ笛。或擊

レ鈸。或打ニ鉦鈸ー。或彈ニ琵琶ー。凡馬上者五十騎也。徳本ハ管領畠山入道徳本也。コレニテ朝鮮人竊ニ商賈ヲナシテ、我國ヲ欺クコトシルベシ。

○鰹

つれ〴〵草に、鎌倉の海にかつをといふ魚あり。彼さかひには、左右なき物にて、此頃もてなす物なり。それも鎌倉の年寄の申し侍りしは、此魚おのれらわかゝりし世までは、はか〴〵しき人の前へ出づること侍らざりき。頭は下部もくはず。捨て侍りし物なりと申しき。かやうの物も、世の末になれば、上ざままでも入りたつわざにこそ侍れ。トアレドモ、倭名鈔曰、鰹魚、唐韻云。鰹音堅。漢語抄云加豆乎。式文用ニ堅魚二字ー。大鮦也。大曰鮦、小曰鮵音集。鰹ヲ加豆乎トナスハ中ラザレドモ、式文ハ延喜式ノ文ニテ、大膳、大炊、内膳式ニ堅魚アリ。其一二ヲ擧グルニ、東鰒アヅマアハビ十二斤。島鰒。熬海鼠イリコ。鮹。雜腊各六斤。堅魚九斤。雜鮨六十斤。御贄供御。東鰒二斤。猪宍。菟腊ウサギノキタヒ。堅魚。海藻各二斤。竈神供御。堅魚十五斤。堅魚煎汁七瓶平野夏祭。トアレバ、徒然草ニ見ルトミユレドモ、兼好ノ時ハ、書籍甚ダスクナクシテ、延喜式、和名抄、廣ク行ハレザルユヘナルベシ。或ノ云ク、延喜式ノ堅魚ハ、今ノ堅魚節ナリト。按ズルニ、今モ西國ニテ生魚ヲ、斤ヲ以テ秤ル所アレドモ、夏祭ノ比、堅魚生ニテ京師ヘ持來ルベカラズ。且上下ノ物ニテミレバ、堅魚節ナルベキカ。堅魚煎汁ハ煮取ナルベシ。サテ徒然草ヲ作ル比、鎌倉ノ東人ハ、堅魚節ヲモシラズ。古ヘ堅魚節ノ供御ニナリシコト、猶更シラザルユヘニ、生ニテ上ザママデモ入リタツコトヲ云シトミユ。イマ大坂邊ニテハ、堅魚ヲ加豆乎ト云フ人アリ。豐前小倉ニテハ、堅魚節ヲ都テ加豆乎ト云ヘバ、延喜式ノ堅魚ハ、堅魚節タルコト明カナリ。

○村

倭名鈔ニ、國々ノ郷ヲ載セテ。一郡三郷ヨリ、一郡二十四郷ナルアリ。按ズルニ、延喜ノ制、一郡千戸ニ過ギザレバ、戸多キ郷ハ、三郷ニテ千戸ナリ。戸少キ郷ハ、二十四郷ニテ千戸アルユヘナルベシ。後

世ハ一郡ノ戸數ノ定ナク。鄕村ノ分ナキユヘニ、村數多クナリタリトミユ。

○外　腎

折骨分經云。睪丸外腎也。屬ニ足ノ厥陰肝經一ト。コレニテ內腎外腎シルベシ。

○分　金

袪疑說云。地理之學莫レ先ニ於辨一レ方。二十四山於焉取レ正。以ニ百二十位一分ニ金之用一。丙午中釘則差ニ西南一者。兩位有半用ニ子午正針一。則差ニ東南一者。兩位有半。吉凶禍福豈不ニ大相遠一哉ト。コレ磁石ノ針ヲ百二十位ヘアツルニヨリテ、分金ト云フ。記ニ分金一トアルモ、百二十位ノ當ル所ヲ記スナリ。

○以物戲驚小兒

元史ニ云ク、諸以レ物戲驚ニ小兒一。成レ疾而死者。杖六十七。追ニ徵燒埋銀五十兩一ト。コレニテミレバ、今ノ面ヲ被リ、戲レニ小兒ヲ驚スモ、西土ニ習フニヤ。

○錠

元史ニ云ク、諸殺レ人者死。仍於ニ家屬一徵ニ燒埋銀五十兩一。給ニ若主一。無レ銀者。徵ニ中統鈔一十錠一。會レ赦免レ罪者倍レ之ト。元ノ時火葬行ハレシ故、燒埋銀ト云フ。サテ鈔ノ一錠イカホドナルニヤ、諸書詳カニ載セズ。コレ銀五十兩ノ代ニ、十錠ヲ徵セバ、元ノ鈔一錠ハ、銀五十匁ニ當ルコト知ルベシ。

○角　法

唐書ニ云ク、醫博士一曰體療。二曰瘡腫。三曰小少。四曰耳目口齒。五曰角法ト。崔氏方曰。凡患ニ殗殜等病一必瘦。脊骨自出。以ニ壯丈夫一屈ニ手頭指及中指一。夾ニ患人脊骨一。從ニ大椎一向レ下盡レ骨。極レ指復向レ上來去十二三廻。然以ニ中指一於ニ兩畔處一極彈レ之。若レ是此病應ニ彈處一起。作レ頭多可ニ三十餘頭一。即以レ墨上記レ之。取ニ三指大青竹筒一長寸半。一頭留レ節。無レ節頭削令レ薄。似レ劍煑ニ此筒子一數沸。及レ熱出レ筒籠ニ墨點處一。按レ之良久。以レ刀彈ニ破所レ角處一。又煑ニ筒子一。重角レ之。當レ出ニ黃白赤水一。次有レ膿出。亦有ニ

蟲出者。數々如此角之。令悪物出盡乃除。トコレニテ角法明カナリ。

○蠟樹

[illegible]女貞出山海經云。貞木。〔割註〕李時珍云。女貞木。凌冬青翠有貞守之操。故以貞女狀之。東人因女貞茂盛。亦呼爲冬青。與冬青同名異物。蓋一類二種也。二種皆因子自生。最易長。其葉厚而柔長。綠色面青背淡。女貞葉長者四五寸。子黑色。冬青葉微圓。子紅色爲異。其花皆繁。子並纍々滿樹。近時以放蠟蟲。故俱呼爲蠟樹。唐宋以前澆燭。所用白蠟皆蜜蠟也。此蟲白蠟自元以來人始知之。今則爲日用物矣。四川。湖廣。滇南。閩嶺。吳越。東南諸郡有之。以川滇衢永産者爲勝。

[illegible]臘月下種。來春發芽。次年三月移栽。長七尺許。可放蠟蟲。栽女貞略如栽桑法。縱横相去一丈。上下則樹大力厚。須藝蘖横兜。歲耕地一再過。有草便鋤之。令枝條壯盛。即多蠟也。春時放蟲。蠟蟲大如蟣虱。芒種後上緣樹枝。食汁吐涎。粘於嫩莖。化爲白脂。乃結成蠟。狀如凝霜。處暑後剝取。謂之蠟渣。過白露則粘住難刮矣。其渣煉化濾淨。或甑中蒸化。瀝下器中。待凝成塊。即爲蠟也。其蟲微時白色作蠟。及老則赤黑色。乃結苞於樹枝。初如黍米大。入春漸長。大如雞頭子。紫赤色纍々抱枝。宛若樹之結實也。蓋蟲將遺卵作房。正如雀甕螵蛸之類爾。俗呼爲蠟種。亦曰蠟子。子內皆白。卵如細蟣。一包數百。次年立夏日。摘下以箬葉包之。分繫各樹。芒種後。苞拆卵化蟲乃延出葉底。復上樹作蠟也。樹下要潔淨。防蟻食其蟲。〔割註〕玄扈先生云。女貞之爲白蠟。勝國以前略無記載。今則遍東南諸省皆有之。向嘗疑焉。以爲古人著書未暇遠徵遐僻耳。非昔無今有也。然見婺州人言。彼中放蠟不過三十年。吳興人言不過十許年。即余邑五年前亦無人知此。自余庚寅攜種。先播樹女貞數十本。擬作蠟。近年來村中亦多自生。蠟蟲頃寄子半用。吳興子半用土。子土人言。土子爲勝。則昔無今有理亦存之。事固非目前所見。可懸斷也。」

汪機本草彙編云。蟲白蠟與二蜜蠟之白一者不レ同。乃小蟲所レ作。其蟲食二冬青樹汁一。久而化爲二白脂一。粘二敷樹枝一。人謂二蟲失著レ樹而然一非也。至レ秋刮取。以レ水煑溶濾置二冷水中一。則凝聚成レ塊矣。碎レ之文理如二白石膏一。而瑩徹。人以和レ油澆レ燭。大勝二蜜蠟一也。〔割註〕玄扈先生云。蟲白蠟純用作レ燭。勝二他燭一十倍。若以和二他油一。不レ過二百分之一一。其燭亦不レ淋。故爲レ用頗廣。多植無レ害。」宋氏雜部云。冬青子可レ種。堪レ入レ酒。至二長盛時一。五月養以二蠟子一。七月收レ蠟。不レ宜三盡採留造二來年四月一。又得レ生レ子。取養レ蠟曬乾。以二越布一蒙二於甑口一。置二蠟布上一置二器甑中一。釜內水沸蠟遂鎔下入レ器。凝則堅白。而爲二燭材一。其滓盛レ之以二絹囊一。復投二於熱油中一。則蠟盡。油遂可レ爲レ燭。凡養二蠟子一經二三年一。停亦三年。又曰。巴蜀頒二其子一。漬二浙東水中一十餘日。搗去□種レ之。蠟生則近レ辦伐去發レ肆。再養レ蠟。養一年停一年。採レ蠟必伐レ木無二老幹一。玄扈先生云。女貞收レ蠟有二二種一。有二自生者一。有二寄レ子者一。自生者初時不レ知二蟲何來一。忽遍レ樹生二白花一。枝上生レ脂如二霜雪一、人謂二之花一、取用煉レ蠟。明年復生二蟲子一。向後恒自傳生。若不レ燒二寄放一。樹枯則已。若解レ放者傳寄無レ窮也。寄レ子者取二他樹之子一。寄二此樹之上一也。其法或連年。或停レ年。或就レ樹。或伐レ條。若樹盛者連年。就レ樹寄レ之。俟レ有二衰頓一。即斟酌停レ年。以觀二其力一。培壅滋茂仍復寄放。即宋氏雜部所謂。養二一年一停二一年一者也。伐レ條者取二樹栽經寸以上者一種レ之。俟二盛長寄子生一レ蠟。即離レ根三四尺。截二去枝幹一收レ蠟。隨レ手下壅。冬月再壅。明年旁長二新枝等蘗一。以後恒擇二去繁冗一。令二直達一。又明年亦復修理。恒加二培壅一。第三年可レ放二蠟子一。四年再放。五年復放。迨レ收レ蠟。仍剪二去枝一。如レ是更伐無レ窮。此所謂經二三年一停二三年一者也。凡寄レ子。皆于二立夏前三日內一。從二樹上一連レ枝剪下。去二餘枝一獨留二寸許一。令二子抱一レ本。或三四顆乃至十餘顆作二一簇一。或單顆。亦連レ枝剪レ之。剪訖用二稻穀一。浸レ水半日許。灑二取水一剝二下蟲顆一。浸二水中一一刻許。取起用二竹箬一處二包之一。大者三四顆。小者六七顆。作二一苞一。繳草束レ之。置二潔淨甕中一。若陰雨頓二甕中一可二數日一。天熱其子多迸出。宜二速寄一レ之。寄法取二箬包一剪二去角一。作レ孔如二小豆大一。仍用レ草係二之樹枝間一。其子多少視二枝大小一斟二酌之一。枝大如レ指者可レ寄。枝太細幹太

粗者勿レ寄也。寄復數日間。烏來啄二窠包一。擾二取子一勤驅レ之。天漸暖蟲漸出レ苞。先緣レ樹上下行。若樹根有レ草卽附レ草。不三復上二矣。故樹下須二芟刈極淨一也。次行至二葉底一棲止。更數日復下至二枝條一。嚙レ皮入嘬二食其脂液一。因作レ花約二略蟲出盡一。卽取下レ苞。視レ有二餘子一幷作レ苞。別寄二他樹一。秋分後撿二看花老嫩一。若太嫩不レ成レ蠟。太老不レ成レ蠟。太老不レ可レ剝矣。剝時或就レ樹、或剪レ枝。俱先洒レ水潤レ之則易レ落。乘二雨後一或侵二晨帶一露華一采レ之尤便。次取二蠟花一投二沸湯中一鎔化。候二稍冷一。取二起水面蠟一。再煎再取レ滓沈二鍋底一。勺去レ之。若蠟未レ淨再依二前法一煎二澄之一。既淨乘レ熱。投二入繩套子一。候レ冷牽レ繩起レ之。成二蠟堵一也。又曰。浸二穀水一漬二蠟子一。剝下苞レ之。此是婺州法。吳興人但于二立夏後一剪レ子。到二小滿前三日一。連二舊枝一作レ苞寄レ之。亦生レ蠟。携李及吾邑有二自生之子一。不レ煩二寄放一。亦生レ蠟可レ見。傳生之物。氣足爲レ上。若三吾鄉傳有二土子一。不レ論二節氣一。但俟二其氣足欲レ迸時一。速剪下寄レ之可也。又曰。立夏前二日剪レ子。此是常法。但浙東氣暖。從二他方一鬻レ子還恐二蟲迸出一。故以レ此爲レ期。若二吳興在北吾邑一。又在二吳興北一。則吾鄉往二吳興及浙東一買レ子者。宜二立夏後剪小滿前後寄一也。若浙東從二吾鄉一鬻レ子。仍須二立夏前剪去一耳。吾鄉以北愈寒。寄宜二愈遲一。依レ此消二息之一。又曰蠟子若下本地所レ無傳二貿他方一者上。可レ行一千里一。如二浙中一獨金華業レ此最盛。而鬻二子於紹興台州湖州一。川中獨南部西充二嘉定一最盛。而鬻二子于潼川一。共間相去各數百里。蓋蠟子在二立夏前一。氣已足可レ剪。小滿前雖レ未レ出可レ寄耳。亦須二疾行一。遲則蟲先レ期出。不レ及レ寄折損多矣。諺云。走馬販レ蠟。謂此若依二前法一。先作レ苞置二器中一。蟲出不レ離二著苞中一。尙可レ遲二二三日寄一也。又曰。金華之於二湖州一也。嘉定之於二潼川一也。歲鬻レ子以去而不レ傳レ子。明年又鬻レ之。叩レ之則云。金華嘉定但生レ花不レ生レ子故然。金華尙有二土子一。其價以レ半。嘉定絕無レ之。鬻子之價十二倍潼川一。此理殊不レ可レ曉。嘗臆二度之一。大都樹少多生レ花。樹老多生レ子。樹卑多生レ花。樹高多生レ子。一樹之中寄レ子多則生レ花。寄子少則生レ子。又北種販レ至南多生レ花。南種販レ至北多生レ子。如二湖州子一販至二金華一盡生レ花。金華子二販至閩中一又生レ花。故金華子多入レ閩而轉。販二于吳興一。若金華種販至二湖州一

又生子矣。吳興在北。金華在南。閩又在金華南也。又如潼川販至嘉定盡生花。若嘉定種販至潼川又生子矣。潼川在北。嘉定在南也。蓋花性喜煖。子性能寒。其以老少異。以高下異。以南北異。理則一耳。又曰。或云。樹生花即無子。生子即無花。此間有之不盡然也。大概多花子並生者。但欲留種不宜早(本ノマヽ)收花絕不可見。至春中方著枝如螺靨。入夏頓長則花與子不相見耳。子盛長時有膏如餳蜜。去之即子枯。

附冬青。〔割註〕陳藏器曰。冬青木肌白有文。作象齒笏。其葉堪染緋。李時診曰。凍青亦女貞別種也。山中時有之。但以葉微團而赤者爲凍青。葉長而子黑者爲女貞。玄扈先生曰。女貞吳下稱冬青。產蠟處。皆稱蠟樹。此冬青吳下稱水冬青。或稱細葉冬青。〕宋氏雜部曰。水冬青葉細。利于養蠟子。玄扈先生曰。冬青樹凋枯以猪糞壅之。即茂。或云。以猪溺灌之。

附水槿。〔割註〕玄扈先生曰。水槿葉似女貞而邊有鋸齒。五葉攢生不花。李所謂水蠟樹必此也。蜀中又有一種挿蠟葉。似菊尤易生。挿之一年便可寄子。三四年大如酒杯。只即裴壤須臾挿矣。此與水種異種。水槿雖扞挿易生。却難大。又蜀中蠟子生女貞。樹上少生挿蠟樹上者多。故嘗以蜀種爲勝。〕李時珍曰。有水蠟樹。葉微似檜。亦可放蟲生蠟。宋氏雜部曰。水槿細葉小黃花。又名水椐。臘月斬其條而挿之。易成大。木材可爲器。宜養蠟子以取蠟。

附樠。山海經曰。前山有木。其名白樠。〔割註〕郭璞註曰。樠子似柞子可食。冬月采之。木作屋柱棺材難腐也。〕汪穎食物本草曰。樠子生江南。皮樹如栗。冬月不凋。子小於橡子。樠子有苦甘二種。治作粉食餻食。褐色甚佳。〔割註〕李時珍曰。□子處々山谷有之。其木大者數抱。高二三丈。葉大如栗葉。稍尖而厚堅。光澤鋸齒峭小。凌冬不凋。三四月開白花成穗。如(マヽ)□花結實大如槲子。外

有二小包一□□□□□（缺字）内子圓褐而有レ尖。大如二菩提子一。内仁□□□□（缺字）食苦澁。炎炒乃帶レ甘。亦可磨粉胡椒子粒小□□□□（缺字）俗名二麵椒一。若椒子粒大水□赤文。俗名血椒。其色黑者名二鐵椒一。李時珍曰。甜椒子亦可レ産レ蟻。文居先生曰。余所レ聞樹。可レ放レ蟻者數種。以レ意度レ之。當レ不レ止レ此。卽如二飼蠶之樹一。世人皆知レ有二桑柘一矣。而東萊人育二山繭一者。於レ樹無レ所レ不レ用。獨楊樹否耳。諸樹中獨椒繭最上。桑柘次レ之。椿次レ之。椿爲レ下。由レ此言レ之。事理無レ窮。聞見之外遺佚甚多。坐レ井白拘何爲哉。

按ズルニ、蟻樹ハイボタノ木ニテ、細葉ノイボタヨリ蟻ヲ生ズ。大葉ノイボタハ蟻ヲ生ジガタシ。民用ノ益ナルユヘ、元文中コノ文ヲ國字ヲ以テ譯シ、樹ヘ試ミントシタレドモ、樹ベキ地ナクシテ、イマダ試ミズ。

人參有レ毒

八住順庵云ク、西溪叢話ニ、人參。許氏說文。人薓字與レ參同。扁鵲云。有レ毒。或生二邯鄲一。梁書。阮孝緒母疾須二人薓一。舊傳鍾山所レ出。有レ鹿引レ之。鹿滅得二此草一トアレバ、倭名鈔ニ、人參ヲ鹿ノニゲ草ト訓ズルハ、コレニヨルナルベシト。按ズルニ、說郛等ヘ收ムル西溪叢話ニ此事ナシ。全部ノ西溪叢話ニコレアリ。鹿ノニゲ草ハ、八住氏ノ說ヨロシカルベシ。神農及ビ諸醫、人參毒アルコトヲ知ラズ。扁鵲ヒトリ毒アルヲ知ル。マコトニ古今ノ名醫ト云フベシ。梁書阮孝緒傳曰。孝緒於二鍾山一聽レ講。母王氏忽有レ疾。兄弟欲レ召レ之。母曰。孝緒至性冥通必當二自到一。果心驚而返。隣里嗟二異之一。合レ藥須レ得二生人薓一。舊傳鍾山所レ出。孝緒躬歷二幽險一。累日不レ値。忽見二一鹿前行一。孝緒感而隨レ後至二一所一遂滅。就視果獲二此草一。母得レ服レ之遂愈ト。コレ孝感ノ致ス所也。

（一）盞

弘事撮要曰。煎レ藥時所謂水一大盞者約二一升一也。一中盞者約二五合一也。一小盞者約二三合一也ト。弘事

撮要ハ、朝鮮ノ魚叔權ガ作ニテ、明ノ嘉靖甲寅ノ歳ニ梓スル書ナレドモ、コレ和劑局方指南ノ說ナレバ明量ニアラズ。宋量ナリ。度量衡考ニ、宋ノ一斗當ニ今三升二合肆勺伍撮一トアリ。〔割註〕一升ハ、今ノ三合二勺肆撮有奇、伍合ハ今ノ一合六勺二撮有奇、三合ハ今ノ玖勺七撮有奇ナリ。」

○頒祿

同書ニ、頒祿第一科。正一品。春。中米。四石。糙米。十二石。大君加三石一。田米。一石。黃豆。十二石。紬。二匹。正布。四匹。楮貨。十張。夏。中米。三石。糙米。十二石。麥。五石。紬。一匹。正布。四匹。秋。中米。四石。糙米。十二石。田米。一石。麥。五石。紬。一匹。正布。四疋。冬。中米。三石。糙米。十二石。黃豆。十一石。紬。一疋。正布。三疋。トアリ。コレニテ朝鮮頒祿ノ制シルベシ。中米。田米イカナル米ニヤ。朝鮮ノコトナレバ解シ得ズ。

○接二待我國使臣一事例

同書ニ、我國ノ人ヲ接待スル事例。日本國王使例有ニ正副二船或至ニ三船一。巨酋使只正副二船國王殿。〔割註〕國王姓源氏。唐僖宗乾符三年。其清和天皇賜ニ皇子貞純姓源一。源氏始レ此。國王殿在ニ天皇宮西北一。於ニ其國中一不ニ敢稱レ王。只稱ニ御所一。○每ニ一起ニ上レ京二十五人。」畠山殿。〔割註〕畠山殿以下謂ニ之巨酋一。每ニ一起ニ十五人。唯少二殿則九人。」大內殿。以上二殿。不レ限ニ年次一來朝。小二殿。左武衛殿。右武衛殿。京極殿。細川殿。山名殿。○對馬島。〔割註〕歲賜レ米。太共二百石。正德七年約條時。減ニ一百石一。按ズルニ、太讀ミガタシ。」島主宗盛長。歲遣レ船二十五隻。內大船九隻。每ニ一船ニ四十名。中船八隻。每ニ一船ニ三十名。小船八隻。每ニ一船ニ二十名。トアレバ、室町殿ノ時、朝鮮ヘ使ヲ遣サレタリトミユ。島主ヘ朝鮮ヨリ米ヲ惠ムハ、何ノ爲ナルニヤ、島主ヨリ船ヲ遣ルコトハ、互ニ商ヲナシタルトミユ。コレ其大畧ヲ記シタレバ、ナホ攷事撮要ヲ考フベシ。

○倭人朝京道路

同書ニ、倭人朝レ京道ヲアゲテ、中路。左路。右路。水路ノ四路アリ。ソノ中路。廣州。牧慶。安驛。廣州。利州府。國王巨酋使倶有ニ宴享ー。無極驛。陰竹。陰竹縣。陰城縣。槐山郡。國王巨酋使倶有ニ宴享ー。延豐縣。安保驛。延豐。聞慶縣。聞慶。咸昌縣。尙州牧。國王使有ニ宴享ー。善山府海平。善山屬縣。仁同縣。八莒星州屬縣。大丘府。國王巨酋使倶有ニ宴享ー。慶山縣。省峴驛。清道。清道郡。楡川驛。密陽。密陽府。國王巨酋使倶有ニ宴享ー。無訖驛。密陽。黃山驛。梁山。梁山郡。蘇山驛。東萊。釜山浦。東萊。左路。右路。水路モ、國王巨酋ノ使、倶ニ宴享四タビアリ。國王ノ使バカリ宴享五タビナリ。コレニヨラレテ朝鮮ノ使來聘ノ時、所々ニテ宴享アリトミヘタリ。サテ我國ヨリ自ラ朝鮮へユクコトナケレドモ、倭人京ニ朝スト云ニヨリテ、今民間ニテ、朝鮮人來朝ト云フナルベシ。

○朝鮮儀物服用

同書ニ、明ノ洪武三年。凡儀物服用始倣ニ華制ー。トアレバ、洪武三年ノ前ハ、朝鮮ノ儀物服用ヲナストミヘタリ。

○穀品

衿陽雜錄朝鮮ノ書ニ、穀品ヲ載ス。我國ニナキモノアリ。朝鮮ヨリ貢セシメテ作リ試ミバ、民ノ益ニナルモノアルベシ。其文左ノ如シ。

穀品

早稻　救荒狄所里(구황되소리一名氷折稻。어룽간이)無レ芒色黃皮薄。其性太早。耳甚聰。米白而軟。宜ニ膏腴不渴之田ー。須下於ニ三月上旬解レ氷。初種上之。自蔡有レ芒。初發レ穗時色白。熟則黃。土宜種候上同。著光有ニ短芒ー。初發レ穗時色微白。熟則黃赤。米白宜レ飯。耳鈍耐レ風。性忌ニ瘠田ー。雖ニ虛浮不實之地ー。亦能發レ穗而實。種候上同。次早稻於伊仇智。(에우이)。有ニ短芒ー。初發レ穗時色微白。熟則芒黃赤。甲深黃。米光白作レ飯甚軟。耳甚鈍性健。宜ニ虛浮不實之地ー。種候上同。倭子芒甚短若

レ無。初發レ穗時色靑。熟則芒黃甲微白。米光白。作レ飯則强。性健耐レ風。宜二虛浮水寒不實之田一。所老狄所里（쇠드온소리）無レ芒。初發レ穗時色靑。熟則黃。米光白作レ飯則軟。耳鈍性畏レ風、忌二瘠田一。須レ種二膏濕地一。黃金子。芒長初發レ穗時色白。熟則深黃。與二所老一大同。子長大稍早。米白作レ飯則軟。耳鈍性畏レ風。忌二高瘠一。宜二膏濕地一。慶尙道好種レ之。　晩稻　沙老里（새온리）芒長初發レ穗時色赤。熟則微赤。米白作レ飯軟。耳鈍性耐レ風。忌二瘠田一。宜二膏腴水寒之地一。牛狄所里（쇼되오리）無レ芒初發レ穗時色靑。熟則白。得レ米多而色白。作レ飯軟。耳聰性畏レ風。宜二膏腴不渴之地一。黑沙老里（거문시고리）有二短芒一。立レ苗時色靑。胎則色紫黑。藁節著レ葉處深黑、初發レ穗時芒甲皆黑。熟則甲微白。眼黑着レ子密。米白作レ飯軟。耳甚鈍性健耐レ風。不レ擇レ地。　沙老里（사뇨리）有二短芒一。初發レ穗時色靑。土宜上同。　高沙伊沙老里（고개시뇨리）芒長。初發レ穗時色白。熟則微黃。土宜上同。　所伊老里（쇠뇨리）芒長。初發レ穗時色白。熟則芒黃。甲微黃。子長大。米白而强不レ宜レ飯。耳鈍性忌二瘠地一。而又惡二虛浮一。須レ種二膏腴地一。　晩倭子（웃왜조）芒短。初發レ穗時色微白。熟則芒黃甲白。　東謁老里（둥어오리）芒短。初發レ穗時色靑。熟則黃。米白作レ飯軟。性健耐レ風。不レ擇レ地種レ之。　牛得山稻（우눅仕도亦名二누이리一）芒長。初發レ穗及レ熟色皆赤。米白而差小。作レ飯强。耳弱耐レ風。膏瘠皆宜レ種。　白黔夫只（흰검누기）芒長赤。初發レ穗時色微白。熟則眼微黑。甲微白。米白作レ飯軟。性健耐レ風。土宜上同。　黑黔夫只（거온거우기）芒長。亦初發レ穗時色微黧。熟則甲眼皆微黑。米白而軟宜レ飯。性健耐レ風。土宜上同。　東鼎艮里（둥솥긔리）芒長。初發レ穗時色微白。熟則甲白。眼微赤皮薄。米白作レ飯軟。性健耐レ風。土宜上同。　靈山狄所里（령간오리）無レ芒。初發レ穗時色靑。熟則微黑。甲微白皮薄。米白作レ飯軟。性健耐レ風。宜レ種二膏腴地一。　高沙伊眼撿伊（고새눈거이）芒長。初發レ穗色白。熟則黃。莖節黑。米粗白。作レ飯稍强。性健耐レ風。膏瘠地皆宜。　多々只（바다기一名御飯米）芒長而稍曲。（고쇠옹）初發レ穗及レ熟色皆白。米白甚軟。最宜レ作レ飯。性

健宜レ種二膏濕地一。 仇郎粘（구령출）無レ芒。初發レ穗時色微赤。熟則甲微赤。米白性健宜レ種二膏濕地一。 所伊老粘（쇠노출）芒短。初發レ穗時色青。熟則黃。皮薄米白。性健耐レ風。膏瘠皆宜レ種。多々只粘（다다가출）與多々只。粗同。粘山稻無レ芒。初發レ穗時色微白。熟則甲白。米白稍黑。耳弱耐レ風。宜レ種二膏燥不濕之地一。八月上旬熟。 麓山稻（브리조오）無レ芒。初發レ穗時色青。熟則微白。米赤强不レ宜レ作レ飯。性健耐レ風。宜レ種二瘠地一。早種。黑太。甲黃。實黑。如二榛子大一。宜二膏腴地一。五月種レ之。 吾海波細太（오히와이롱）甲白實亦白。如二榛子一。太黑根種レ之。八月熟。 黃太甲黃微白。實微黃如二榛子大一。麓根種レ之。八月晦熟。 百升太（온외콩）甲與レ毛灰色實黃。如二鼠眼大一。 火太（블콩）甲微白實深赤。皮薄如二梅子大一軟。 麥根種レ之。季秋始熟。 者乙伊太（잔외콩）甲黃實黑。如二鼠眼大一。宜二於膏濕地一。三四月種レ之。九月熟。 臥叱多太（와에콩）甲黑青色實黑赤如二榛子大一。宜二瘠地一。種候上同。青太時最軟。 六月太甲白實白。如二冬背大一。三月種レ之。赤小豆（봉사리조ㅅ）甲白實赤。眼白如二櫻桃大一。黍粟田雜播。八月熟。根小豆甲白實深赤。眼白如二櫻桃大一。麓麥根種レ之。八月熟下同。山達伊小豆甲白實白。眼赤白如二鹿子大一。麓麥根種レ之。 諸捧夫蒸小豆（저비우체）與二山達伊一同而稍大。 黑小豆（어구픗）甲白實黑。眼白如二櫻桃大一。黍粟雜播。 早小豆（올픗ㅅ）甲黑實赤。眼微黑如二櫻桃大一。黍粟田雜播。七月熟。 升伊應同小豆（되우동픗）甲白實甲白半黑。莖微赤黑。眼白。三四月種レ之。 淺衣菉豆（일와록우）甲灰色。實微黃。五月膏瘠地皆種レ之。 青菉豆。甲黑實青宜レ種二膏地一。五月種。 東背甲長微白。每レ甲實十幾青。熟則微白。眼赤瘠地種レ之。 光鋒豆實赤眼白。一二三月種。八月熟。上亦同。 豌豆。省九里黍（잡으리기하）莖青。甲灰色。實白。三月膏田種レ之。 走非黍（주비기장）莖稍黑。甲灰色。實黃。種候上同。 達乙伊黍（달이기히）莖赤。甲灰色。實黃。種候上同。 柒黍（옷기장）莖青。甲灰色。實黑。種候上同。 三葉粟（에비히조）芒短。莖赤實微黃。宜三早種二膏田一。五月熟。 瓜花粟（잇

프저조)芒短。莖白。實黃。土宜上同。六月熟。 猪啼粟(돌우리조)芒長。莖赤實微白。膏瘠
皆宜レ種。七月初熟。 都籠箕粟(소음리소)無レ芒。莖與レ實微白。土宜上同。七月熟。 沙森犯勿
羅粟(시숨이으에소)芒長。 穗長實稍靑。 土宜種候上同。 臥余頂貝粟(와저오기초)無レ芒。
莖白頂長。實黃。土宜種候上同。 茂件羅粟(으묘레소)芒短。莖靑穗長。熟則灰色。土宜上同。
八月熟。 漸勿日伊粟(저으이리초)芒長。莖靑。熟則黃。不レ擇レ地。晩種。八月晦熟。 烏鼻術
粟(새고이이조)芒長。莖微白。實黃。膏瘠皆宜レ種。七月熟。 箏子个赤粟(여조이사조)無レ芒。
莖靑穗短。而末小末大。實黃。種候上同。 漸勿日伊粘粟(지오사리조 조)芒短。莖赤。熟則微白。
宜二膏地一。五月初種レ之。八月晦熟。 生動粘粟(닝문조조)芒短。莖赤。熟則灰色。膏瘠地皆種
レ之。七月熟。 斐亦粘粟(우무조조)無レ芒。穗多レ岐。莖靑。熟則黃。土宜種候上同。 黑德只
粟(기우리기조)芒短。莖赤。熟則黑。土宜種候上同。 開羅叱粟(기랏조)芒長。莖靑。熟則
黃。土宜上同。四五月種レ之。八月晦熟。 阿海沙里稷(아히시리피)無レ芒。熟則微白。二月晦。
膏濕地種レ之。六月晦熟。 五十日稷(쉬나리피)無レ芒。熟則微白。二月晦。膏濕地種レ之。六月
望熟。 長佐稷(댜재피)芒長。熟則微白。水氣膏瘠地皆種レ之。七月初熟。 中早稷(즁일피)無
レ芒。熟則微白。土宜種候上同。 羌稷(강피)無レ芒。熟則黑。土宜上同。八月晦熟。 無應匪唐
黍(웅아유슈)無レ芒。熟則赤。土宜種候上同。 米唐黍(밀슈유)無レ芒。熟則微白。土宜種候
上同。 盲千唐黍(잉간슈유)芒長。熟則赤。土宜種候上同。秋麰芒長。熟則微黃。宜レ種二膏地一。
八月晦播種。明年五月初熟。節早則四月晦亦熟。春麰芒長。熟則微黃。宜二膏地一。二月解レ氷。初種
レ之。五月熟。兩節麰上同。或秋耕。或春耕。米麰無レ芒。無レ穢熟則微黃。播種節候與二秋麰一同。 眞
麥芒長。熟則實黃。膏瘠地皆宜レ種。種候上同。 莫知麥(와니음)芒長。熟則實黃。宜二膏地一。二
月解レ氷種レ之。五月熟。

○松葉救荒

忠州救荒切要書朝鮮ニ云ク、松葉段食レ之。可ニ以延一レ生。是昆摘取搗レ之。汁出成レ塊。則或濕揆陽地。布乾。更搗作レ末。以ニ米穀二合一。作爲稀糊可ニ一大沙鉢一。四ニ分其糊一。先以ニ一分飲下一。使ニ腸胃通潤一。次二分。和ニ松葉末四合一而食。最後餘一分糊。飲下則胸無ニ滯氣一。口無ニ粘滓一。氣力勝ニ於白粥者一。若下道不レ通。則臀ニ下生太數三枚一。下注通レ氣可也。牧官亦嘗試之。因令下在庭之民分飲上。皆曰好甚。松葉段得レ之不レ難。用レ之無レ窮。救荒之策。莫レ切ニ於此爲一レ齊ト。按ズルニ、松葉ノ飢ヲ救フハ、人ノ知ルトコロナレドモ、此法尤ヨロシク見ユ。

○與ニ粥飢人一

同書ニ云ク、飢饑困極之人。熱粥飲下。則腸内薫蒸。氣塞必死。須以ニ糊物一。盛レ器沈レ水。待レ冷飲下爲乎。久飢之極。遽即與レ食。陽絞而氣不レ通。必至ニ於死一。須先以ニ冷粥一飲下。徐々與食可也。依ニ右法一救療。又云。凍傷之人。遽就ニ熱處一。則必死。先以ニ温物一飲下。就ニ温物一救療ト。コノ二條、牧民ノ人知ルベキコトナリ。

○蝦夷

日本紀ニ曰、俺田。渟代蝦夷。續日本紀曰。文武天皇元年二月。賜ニ越後蝦狄物一ト。コレニテミレバ、今ノ津輕蝦夷ノ如ク、越後ニ住スル者アルナリ。

○鑄錢

同書曰、和銅元年正月。武藏國秩父郡獻ニ和銅一。七月令ニ近江國一。鑄ニ銅錢一ト。按ズルニ、國家寛永中令ニ近江國一。鑄ニ寛永通寶錢一。古銅錢ヲ鑄タル國ユヘニヤ。

○求ニ海中舟道一

西洋曆求ニ海中舟道一ヲ載ス。ソノ文左ノ如シ。

漂レ海者。依二指南針一行。此定法也。總分二針盤一爲二三十二向一。如二正南北東西一乃四正向。如二東南東北西南西北一乃四角向。又有下在二正與レ角之中一。各三向各相距。一十一度一十五分。而各向線乃其過頭及交中地平之大圏上也。臨レ行時其道有二三等一。皆依二盤上向線一引レ舟。而實有下與二盤所レ載直線一異同者上。蓋正南北行。則依三針線所レ引之道與二所レ指子午圏一同。正東西在二赤道下一。行則依二東西線所レ引之道一與二所レ指過頭之赤道圏一同。若二正東西一在二赤道內外行一者。雖下依二東西線一引上レ舟。而其實所レ行之道與二赤道一爲二平行一。與二線所レ指之圏一則不レ同。〔割註〕線指下過頭交二地平一大圏上。因至二地平一并交二赤道一。與レ之斜行。乃舟雖二去二一界一。皆距二赤道一等而略以二直角交中子午圏一。必與二赤道一平行。」若二西南西北東南東北行一。雖下依二針盤所レ分正角中諸線一引上レ舟。而其實所レ引之舟。與二所レ行之道一異。蓋所レ行之道非二大圏一。亦非二平行圏一。且亦非二圓圏線一。何者大圏因レ過二天頂一。斜二交子午圏一。則所レ交子午圏之角不レ等。必漸遠得レ角漸大。而平行圏皆以二直角一交。乃舟道之交二子午一者爲レ等。角隨レ處方向同。故自與二大小一等圏不レ同也。今舟行二正南北或正東西赤道下一。即未三嘗離二子午一。或赤道因而皆爲二大圏一。則須以レ度加二減之一。乃可レ得二其路程一。即正東西與二赤道一爲二平行一。亦不レ離二此小圏一而以二所レ去度一。化爲二赤道度一。平行圏愈大小不レ等。復以加減求レ之。亦可レ得。惟斜行推路甚煩。故或以二經緯一推二距度及方向一。或以二經及方向一。推二距與一緯。又或以三緯與二距度一。推二經及方位一。或以二方向及距一。推二經緯一。必先知二總方所一レ引。西南西北東南東北全圏四分之一。及原界之緯度所レ關。乃依二本球一求得。此簡法也。

按ズルニ、新製靈臺儀象志ニ、海中舟道ヲ求ムルコトヲ載セテ、立成アリテ、甚詳カナリトイヘドモ、晴夜ニ舟道ヲ求メガタキユヘシルサズ。猶阿蘭陀人ニ尋ネ詳カナルコトヲ得テ、委ク記スベシ。

〇德政害民

後太平記ニ、當將軍義政卿ノ御代ト成リテ、一年課役算フルニ有レ餘。大嘗會ヲ行ヒ給シ十一月 九ケ度臨時ヲ掛ケラレ、同十二月八ケ度ニ及ビシカバ、今ハ萬民饉死ヲ苦シミ、都鄙一般ニ德政ノ嗷訴ヲ企テ

シカバ、武家トモニ借金ヲ遁レンコトヲ悦ビ、既ニ愁訴ニ及ビシカバ、忽是ヲ免サレテ、今年ニ及ビテ十三度迄コソ行ハレケレ。誠ニ貧人富人哀樂ヲ不レ同ハ、自レ是富者一錢ヲ以テ貧キヲ助クル事ナク、飢饉ハ倚モ勝リテケリ。是ニ付キテモ代ノ盛衰ヲ慮ラルヽ。上道不レ直故、下猶瘦馬ノ僻路ヲタドルガ如ク、富貴ノ人ハ不レ喜、仁義モナク、慈悲心モナクシテ、遠近トモニ交ヲ捨テ親ヲ離レ、貧者ハ還リテ慈惠ノ德政ユヘニ非人トナリ。或ハ人强盜ト成リテ、皆横道亂妨ヲ事トセリトアレバ、德政ノ民ノ救ニナラザルコトシルベシ。

○官林備覽

書ノ始ニ、正陽門裏。東城墻下灝廣吏氏。新刊全號官林備覽トアル書ヲミルニ、順天府應天府ノ尹丞治中通判推官經歷知事照磨撿校。諸國ノ知縣縣丞主簿典史。諸州ノ知州同知判官主簿典史。諸府ノ官人オヨビ萬全都司。幷各衛經歷北直隸各衛經歷知事南京各衛經歷等ノ官ノ姓名號生國ヲ記シアリテ。ソノ書フルク西土ノ人バカリニテ、滿州ノ人ナケレバ、明ノ官林備覽トミユ。サテ淸ノ爵秩便覽。諸官ヲ記シタル始ナルベシト思ヒシニ、コレニテミレバ、明ノ時ヨリ諸官ヲ記シテ刊行スルナリ。今ノ武鑑モ、官林備覽ニ習フニヤ。

○鳥銃

師律提綱朝鮮ノ書ニ、時講習士教武教弓法軍行安營等ヲ論ズルコト詳カニシテ、ソノ中ニ、飛鎗盞口大銃並手把銃。皆神機禁器。其制外無レ所レ傳トアレバ、軍器ハ朝鮮ニテモ祕スル物アリ。營邊如無レ水者。以下地生ニ蘆葦水草一之處。及地有ニ蟻穴一。其下必有ニ伏泉一。可ニ開レ井取一レ水。又尋ニ野獸蹤跡去路一。不レ遠有レ水。如遇ニ緊急備一レ水。隨行者須下用ニ羊皮渾脫一盛上レ之。或大葫蘆亦可トアレバ、コレ軍行ノ時考フベキコトナリ。

天典詞訟類聚ノ朝鮮書ニ曰ク、一等田尺長。准二周尺一。四尺七寸七分五厘。二等田五尺一寸七分九厘。三等田五尺七寸三厘。四等田六尺四寸三分四厘。五等田七尺五寸五分。六等田九尺五寸五分。實積一尺爲レ把。十把爲レ束。十束爲レ負。百負爲レ結。周尺一尺於二禮器尺一七寸二分。於二營造尺一六寸八分餘。於二布帛尺一四寸四分八厘。營造尺於二布帛尺一六寸一分四厘。一等田一結准二三十八畝一。二等田四十四畝七分。三等田五十四畝二分。四等田六十九畝。五等田九十五畝。六等田一百五十二畝。各等田十四負。准二中朝田一畝一。〇六尺一步。百步一畝。百畝一夫。夫即頃也。古以二百步一爲レ畝。今則以二貳百四十步一爲レ畝。古之百步今之四十一畝。本國六等田尺長各異。皆以二一等尺一打量。以下レ數降除。一等方田長廣皆八十四尺。自相乘七千五十六尺。七十負五束六把。二等田五十九負九束七把六寸。三等田四十九負三束九把二寸。四等田三十八負八束八寸。五等田二十八負二束二把四寸。六等田十七負六束四把ト。コレニテ朝鮮ノ田制知ルベシ。

〇上大人

水東日記曰。上二大人一。丘。乙巳化三千七十士尒。小生八九子佳。作レ仁。可レ知レ禮也。倘仕由山水中人坐二竹林一。王生自有レ性。平子去留レ心。王子去求レ仙。丹成入二九天白中一。方七日世上已千年。已上童語凡鄉學小童臨二倣字書一。皆昉二於此一。謂二之描朱一。乍傳レ我。習襲徧二海內一。然皆莫レ知レ所レ謂。或云僅取二字畫簡少一。無二他義一。或云。義有二了了可レ解者一。且有レ出也。諸暨陳儒士洙今日云。嘗見。宋學士晚年以二眼明一。自夸二細書小字一。嘗及レ此。學士其知レ所レ自者耶。猥談曰。上二大人一。丘。乙巳化三千七十士尒。小生八九子佳。作レ仁。可レ知レ禮。右八句末曳二也字一。不レ知二何起一。今小兒學書必首レ之。天下同然書坊有レ解胡說耳。水東日記言。宋學士晚年寫レ此。必知レ所レ自。又說郛中會記レ之。亦未レ暇レ檢。向二一友一謂レ字。此孔子上二其父一書也。上二大人一（句上上二書大人一謂二叔梁紇一。）丘（句、梁人名。）乙巳化三千七十士尒（句乙一通。言二一身所レ化如レ許、）小生八九子佳（句八九七十二也。三千中七十二人。言弟子更佳。）作レ仁（句、作猶レ爲也。）可レ知レ禮（仁禮相二爲用一。言二七十子善爲レ仁、其於レ礼可レ知。）大概取二筆畫稀少一。開二童

子ニ稍附ニ會理一也ト。水東日記ニテ見レバ、尙仕由水中人坐ニ竹林一。王生自有レ性。平子本留レ心。王子去求レ仙。丹成入ニ九天山中一。方七日世上已千年ノ四十字モ、學書ノ童子コレヲ習フトミユ。

○粟　米

同書曰。朱子答ニ張仁叔之問一曰。本桯百畝。而收ニ百五十石一者粟也。晁錯百畝而收不レ過ニ百石一者似。恐是米。然則其多少固有ニ不同一矣。粟一石直錢三十文。一歲而止。用ニ三石一可レ見ニ古來錢重一。然其賣買皆然。則人亦不レ以爲レ病也。又按。宋鄭宣撫鎭レ蜀時。於ニ關外一四州營田二千六百餘頃。除ニ糧種一外。歲入レ官十四萬石有奇。及其於ニ金州一營田五百餘頃。歲入卻止萬八十餘斛。以レ此觀レ之。其爲不同一者。或者四州田腴金州田薄之故。則晦庵粟米之分所レ料亦恐未レ爲ニ的當一也ト。コノ言尤理アリ。

○書板刷レ墨

同書曰。獨石書板刷レ墨。用ニ帶レ毛兎脚一。廣州則大香櫞。厚皮又獨石苦寒處。藝不レ產ニ藤竹一。人家箍レ桶等用。則取ニ結椶條一爲レ之。不レ異ニ藤竹一也。乃知ニ天地生レ物不レ絕ニ生人之用一。顧ニ用レ之者如何一爾ト。按ズルニ、高橋氏ニアル椰、ハナハダ柔ニテ箍ニモナレバ、綿椰ノ類ナルベシ。

○琉　球

皇明政要曰。永樂三年三月。琉球國進ニ閹者數人一。上曰。彼亦人子無レ罪刑レ之何忍。命ニ禮部一還レ之ト。コレニテ見レバ、琉球ハ西土ヲ恐ル丶コトシルベシ。

○奇　石

日下舊聞曰。天子在ニ奎章閣一。有下獻ニ文石一者上。平直如レ砥。厚不レ及レ寸。其陽丹碧光彩。有ニ雲氣人物山川屋邑之形狀一。自然天成非ニ工巧所ニ能摹擬一。其陰漫理紫潤可レ書可レ鐫。有レ勅命レ臣集ニ記諸一。而攻レ材製ニ匡廓一。植以爲レ屏焉ト。誠ニ奇石ト云フベシ。コノ天子ハ元ノ文宗ナリ。

○鄞縣咨

先年我國ノ船、西土ノ定海縣ヘ飄流セシニヨリテ、船頭等十三人ヲ長崎ヘ送リ歸ス。浙江。寧波府。鄞縣ノ咨。ヒダリノ如シ。ソノ事ハ咨ニ詳カナリ。

咨□（咨ハ文書ノ名ナリ。）浙江。寧波府。鄞縣。爲レ咨明事恭照

本朝德邁ニ唐虞一。率土仰ニ車書之盛一。恩隆ニ覆載一。普天沐ニ雨露之深一。遐邇向レ化。中外輸レ誠。玆有ニ貴國殷培等壹拾三人一。船隻在レ洋。猝遭ニ颶風一飄ニ流定海縣境一。查ニ明船內一。裝有ニ烟葉等貨一。先經ニ定海縣一移ニ關鄞縣一。查傳ニ通事一。譯訊供レ情。殷培等壹拾參人幷貨物壞船逝ニ詳各憲一。移送到レ鄞。當卽照レ例設レ館安置。日給ニ薪水一。加レ意撫恤。幷查ニ明原船一。不レ堪レ修整駕駛一。准ニ共繳費一給レ價飭ニ商信公與一。護送回レ國。除下將ニ開レ棹日期一通中報各憲上。外擬ニ合咨明一。爲レ此合レ咨ニ（各憲ハ所レ屬上官ノコトナリ。）貴國王一。煩レ請查レ咨。希將ニ殷培等壹什參人附送回レ國日期一。修レ文。交發□ニ商信公與一。飭令ニ迅卽回レ棹。以便轉請。題覆幸勿ニ遲滯一。須レ至レ咨者。〔割註〕題覆ハ文書ノ名ニシテ、文書ヲ以テ奏聞セヨトナリ。〕

右　咨ニ

日本國王一

大清乾隆拾捌年拾貳月　初七　日咨

我國ヲ一字ヲ擡シ。西土ヲ二字擡シ。且日本國王ヘ咨ストアリ。奏聞セヨトアルハ、時勢ヲ知ラズト云

フベシ。長崎ノ舌人ノ云ク、移關關ハ交關トツヾク文字ナレドモ、コレハ關會ノ關ニテ會知ノ意ナリ。

○生薑一片

壽親養老新書曰。老人和脾胃氣。進飲食。止痰逆。療腹痛氣。調中木香人參散 男子女人通用法。 木香 半兩 人參 半兩。去蘆頭 茯苓 一分。去黑皮 白朮 半兩微炒。 枇杷葉 一分。去毛 厚朴 去麁皮用姜汁製。 丁香 半兩。 藿香葉 一分。 甘草 半兩炒。 乾薑 半兩炮。 陳皮 半兩湯浸去穰。右件十二味修事了秤分兩。搗羅爲末。每服二錢。水一盞。入生薑錢一片。棗二枚。同煎至六分。去滓温服。此藥老人常服合喫ト。西土ノ書ニ、生薑一片ノ重ヲ記シタルヲ見ズ。コレニテミレバ、生薑一片ノ重サ一匁ト見ヘタリ。同書ニ入薑半分トアルハ、五厘ニアラズシテ、一錢ノ半分ニテ五分ナルベシ。大抵薑一片一錢ユヘ、半分ト云フト見ヘタリ。先年朝鮮ノ醫ニ、薑一片ノ重ヲ尋ネシ人アリシニ、一片ノ重一匁ト答フルモ妥ナラズ。厚朴分兩ナシ。丁香ノ分兩ナルニヤ。

○百花香

同書曰。百花香一兩。甘松二兩。芎麝香少許。蜜和同圓如彈子。安爐上。恰似百花。疑曉風ト、藥品少クシテ、香百花ニ似タルハ、愛スベキコトナリ。

○五　材

進作措畫曰。記室新書曰。五材是宜百工維叙。城郭都鄙定其規。士農工商得其所ト。五材カクノ如クナレバ、國ヲ治ムル人、第一ニ心ヲ盡スベキコトナリ。

○氷　文

同書曰。陳襄守淮陽時。屋瓦氷文作花果鳥獸狀。僚屬請奏祥瑞。公曰。此事當奏。但非祥瑞耳。但作奏云。有此祥異不敢不奏。識者以爲得體ト。造化ノ爲スコトハカラレザルモノナリ。

○煙　草

本草彙言曰。煙草晒乾。細切如絲縷。成穗裝入筒口。火燃吸之ト。コレ今ノ煙管ナキユヘナリ。我

國ニテモ、遠國ノ窮鄕ニテハ、煙管ナシニ、竹筒ノ口ヘ煙草ヲ入レテ吸フモノアリ。今モ西土ヨリ來ル煙草ハ、切ルコト至リテ細クシテ絲ノ如シ。

○東山殿書

先年アル人、東山殿ノ書ナリトテ示ス。ソノ文左ノ如シ。按ズルニ、今云御內書ナルベシ。

近江國補任(本ノマヽ)禮太刀一腰
萬疋到來了尤神妙候
也

八月五日

靑木武藏守どのへ

○碧黑白紫赤黃綠

陰陽寶鑑尅擇通書曰。寅申巳亥。碧黑白紫白赤白黃綠碧黑白。子午卯酉。紫白赤白黃綠碧黑白紫白赤。辰戌丑未。白黃綠碧黑白紫白赤白黃綠。右分ニ三元年一。排ニ定逐月之下所レ値之星一。コレニテ大略アシルベシ。文繁キユヘ略シテ載ス。ナホ書ヲ考フベシ。

○石佛

傳道粹言曰。明道官ニ守京兆一。南山有ニ石佛一。放ニ光於頂上一。遠近聚觀男女簇集。爲レ政者畏ニ其神一。而莫ニ敢止一。子使レ我其徒一曰。我有ニ官守一。不レ能レ往也。當下取ニ其頭一來上。觀レ之耳。自レ是光遂滅。人亦不ニ復疑一也ト。明道其頭ヲ取ラシメテ、光ノ滅スル策ハナスベケレドモ、人マタ疑ハザルハ、明道ノ大德ナルベシ。

○我國書

書史會要曰。南海商人船。自其國還。得國王弟與照書。稱野人若愚。又。左大臣藤原道長書。又治部卿源從英書。凡皆二王之迹。而若愚章草特妙。中土能書者。亦鮮能及。紙墨光滑。左大臣乃國之上相。治部九卿之一也ト。按ズルニ、清異錄ニ云ク、建中元年。日本使眞人興能來朝。善書札。有譯者乞得章草兩幅。皆文選中詩。沙苑楊履顯德中爲翰林編緋官。言譯者乃遠祖出兩幅示余。有晉人標韻。兩幅一云女兒青。微紺。一云印品晃。白滑如鏡。而筆至止多褪。非善書者。不敢用意。但雞林紙似可比ト。コレニテ慶長ノ比マデ、我國ノ書二王ノ筆意ニテ、西土ニ抗衡シ、且紙ノ西土ニ勝ルコトミルベシ。

○邸報

日知錄曰。宋史劉奉世傳。先是進奏院每五日具定本報狀上樞密院。然後傳之四方。而邸吏輒先期報下。或矯爲家書。以入郵置。奉世乞下定本去實封。但以通函騰報上。從之。呂湊傳農智高寇嶺南。詔奏邸毋得輒報。湊言一方有警。使諸道聞之。共得爲備。今欲人不知此意。何也。曹輔傳政和後帝多微行。始民間猶未知。及蔡京謝表有輕事小輦七賜臨幸。自是邸報聞四方。邸報字見於史書。蓋始於此時。然唐孫樵集中有讀開元雜報一篇。則唐時已有之矣ト。コレニテ唐ノ時ヨリ、邸ノ字ヲ用フルコト知ルベシ。

○水漬書冊

王氏談錄曰。公言藏書之家。書冊或爲雨漏及途路水濟。所漬者皆可大甑中蒸而暴之。至一二番。及以物填壓平處。逮乾色雖微漬。而略無損壞ト。享保中小石川洪水ノ時、書籍水ニ漬リシヲ洗ヒ干シタルハ腐リ。洗ヒ蒸シテ乾シタルハ、紙縮マルトイヘドモ腐レズ。コノ說信ナリ。

ソンネウエイスル

日時計ヲ阿蘭陀ニソンネウエイスルト云フ。其製一ナラズ。今ソノ一圖ヲ載ス。阿蘭陀ハ晝十二時、夜

阿蘭陀東西南北十六位

ソン子・ウェイスル圖

磁石

コレハ阿蘭陀ノ東西南北ノ十六位ヲ略スル八位ナリ

内ノ十文字ノ針ヲ立12十二ノ字ヲ北ヘアテ針ノ景ノアタル文字ニテ時ヲ知ナリ

十二時、晝夜二十四時、一時六十刻、晝夜千二百刻ナリ。阿蘭陀ノ東西南北ト、一ヨリ十二マデノ文字ヲ知リテ時ヲ計ルベシ。

其國ノ北極地ヲ出ル度數ノ文字ニ、金ノ一ヲアテ、十文字ノ針ヲ立テ、針アタル文字ニテ時ヲ知。タトヘバ北極地ヲ出ルコト三十度ノ國ナレバ、30ノ字ヘアツルナリ。餘コレニ倣フ。阿蘭陀ハ1ノ字丸ヲ付レバ十ニ成。2ニノ字丸ヲ付レバ、二十ニ成ル。餘コレニ倣フ。〔割註〕北極地ヲ出ル度ヲ記スル金ノ下ニ——如レ此ノ金アリ。此金ヲ其國ノ度ヘ當ルナリ。」

續昆陽漫錄

續昆陽漫錄目錄

續昆陽漫錄補目錄

續昆陽漫錄

（）尔

續文獻通考ニ云ク、書契既出。字體悉具。蝌蚪。古文。大篆。小篆。各有ㇾ所ㇾ用。如下禹刻ニ岣嶁碑一則用ㇾ蝌蚪一。宣王刻ㇾ石鼓文上則用ニ籀書一。如ニ今之傳ㇾ世文字也。至ニ於用ニ之庶民媒妁婚姻之約。市井交易之券一。則從ニ簡易一。止用ニ小篆一。何以知ニ其然一也。唐人錢譜。載ニ太昊氏金。葛盧氏幣一。其文具存。與ニ今小篆一不ㇾ異。昔在ㇾ京得ニ太公九府圜錢一。近在ㇾ滇得ニ黃帝刀布一。其文悉小篆。乃知下小篆與ニ大篆一同出上。決不ㇾ始ニ於秦一也。如ニ今人楷書一亦有ニ數體一。有ニ古字楷書一。有ニ今字楷書一。又有ニ一種省訛俗書一。同一時也。文人奇士多用ニ古字一。官府文移通ニ用今字一。市井下流則用ニ省訛俗書一。如ニ錢作ㇾ尔聖作ㇾ全畫作ㇾ尽是也。由ㇾ是例ㇾ之推ニ千萬世以上際古之極一。未ニ必悉用ニ蝌蚪一。推ニ千萬世以下世變之極一。未ニ必悉用ニ俗書一也。
コレニテミレバ尔ハ省訛ノ俗字ナリ。

（）鼮　鼠

爾雅曰。豹文鼮鼠。郭璞注曰。鼠文彩如ㇾ豹者。漢武帝時得ニ此鼠一。孝(マヽ)□郎終軍知ㇾ之。疏曰。武帝得ニ豹鼠一。以ニ爾雅一辨ニ其名一。藝文類聚曰。竇氏家傳曰。竇攸治ニ爾雅一擧ニ孝廉一爲ㇾ郎。世祖與ニ百寮一大會ニ靈臺一。得ㇾ鼠身如ニ豹文一。熒有ニ光澤一。世祖異ㇾ之。問ニ群臣一莫ㇾ知。唯攸對曰。名ニ鼮鼠一。詔問以ㇾ何知ㇾ之。攸曰。見ニ爾雅一。詔案ニ視書一。如ニ攸言一。賜ニ帛百疋一。正字通曰。摯虞三輔決錄載ニ攸此事一。郭璞爾雅注。及藝文類聚ㇾ、皆誤云下武帝時得ニ此鼠一、終軍知上ㇾ之。野客叢書謂。前漢諸書不ㇾ聞下終軍有中此語上。以ニ摯說一爲ㇾ是。唐書盧若虛。多才博物。時有下獲ニ異鼠一者上。豹首虎臆。大如ㇾ拳。職方辛怡諫謂ニ之鼮鼠一而賦ㇾ之。若虛曰。非也。此許愼所ㇾ謂鼮鼠豹文。而形小。一座皆驚。按爾雅。鼫鼠。鼮鼠。郭璞未ㇾ詳。下文豹文

鼮鼠。郭注文彩如レ豹。據二此說一。說文以二豹文鼠一釋レ鼮。誤也。韋不レ考專信二說文一。謂レ鼮爲レ鼮。亦誤也。康熙字典曰。爾雅本文鼮鼠。豹文鼮鼠。郭璞鼮注未レ詳。鼮注鼠文彩如レ豹者。許愼鼮豹文鼠。豹文二字或上屬。或下屬。未レ知二孰是一。敦書按ズルニ、藝文類聚說文ヲ引テ、鼮鼠出二胡地一可レ爲レ裘トノスレバ、今ノ說文ヨリゾクク、康熙字典深ク考ヘザルナリ。

○賜一字

鎌倉年中行事ニ云ク、元服有リテ御一字ヲ被レ申時ハ、三獻有。御一字ヲ被レ下樣ハ、折紙ニ名乘計被レ遊テ、御酒ヨリ前ニ、公方樣有二御直被一下也。參リテ給ヒテ三度頂戴仕リテ後、懷ニ入レテ、其後御酒ヲ被レ下也。正月元服ノ方々有レ之令二記錄一者也ト。コレニテ一字ヲ給フノ式ミルベシ。サテ樣ノ字ヲ用フルモ、此比ヨリトミユ。

○引付

同書ニ云ク、引付ノ衆ト云フハ、評定衆之下司ヲ云フナリト。今ノ與力ナドノ類ナルベシ。

○靑色

無寃錄注ニ、凡物之色。皆稱二靑色一トアリ。コレニテ鞍具ナドモ靑色ト云フコトシルベシ。

○蟚蜞

世說ニ云ク、蔡司徒渡レ江見二蟚蜞一。大說曰。蟹有二八足一加以二二螯一。令レ烹レ之。既食。吐下委頓。方知レ非レ蟹。後向二謝仁祖一說二此事一。謝曰。卿讀二爾雅一不レ熟。幾爲二勸學一死。〔割註〕大戴禮勸學篇曰。蟹二螯八足。非二蛇蟺之穴一無二寄託者一。用レ心躁也。按ズルニ、爾雅ニ云ク、螖蠌小者蟧。郭璞注云。螺屬見二埤雅一。或曰卽蟚螖也。似レ蟹而小ト。ソノ形狀ヲ載セザレバ、何ヲ以テ熟不熟ヲ論ゼンヤ。荀子勸學篇ニ云ク、蟹六跪（跪ハ蟹ノ足ナリ。）二螯。大戴禮。蟹二螯八足。本草綱目。蟹二螯八足。正字通。蟹二螯六跪トアリテ、蟹足ノ全數ヲ擧ゲテ八足ト云フ。蟹ノ末足ノ形、稍異ナル者ヲ除キテ、六跪トイヘバ、六跪八

足ミナ蟹ナリ。畢竟謝仁祖戲謔ノ言ニシテ、蔡謨勸學ニアヤマラル、ニアラズ。蟹ヲシラザルノ過ナリ。

○清官

湧幢小品ニ云ク、淸官之後多不レ振。劉司空元瑞共一也。天道信不レ可レ知。然吾亦未レ見ニ負者厚積。世々受用一。總只各據レ所レ見。各就ニ得レ意處一行去。不ニ必相笑相訾議一也ト。此論オモシロシ。

○均

國語、王問ニ律於伶州鳩一。對曰。律所ニ以立レ均出レ度也。古之神瞽考ニ中聲一而量レ之以レ制ノ均ヲ、韋昭注シテ云ク、均者均レ鐘。木長七尺。有レ弦繫レ之。以均レ鐘者。度ニ鐘大小淸濁一也。漢大予樂官有レ之ト。文獻通考ニ、宋均曰。長八尺而施レ弦。然古之神瞽考ニ中聲一。而量レ之以ニ制度一。則二五合而爲ニ八尺一。而施レ弦固足下考ニ中聲一均ニ鐘音一而出上度。韋昭七尺之說。豈亦溺ニ於七音一之失。後世京房之準。晉之十二笛。梁之四通。皆所ニ以考レ律和レ聲。而說者以爲下定レ律之器。始ニ於管一。種ニ於鐘一。移レ笛衍中於通上。蓋立レ均之變例也。胡人有ニ五旦五耽之名一。亦均之異名歟トアレドモ、弦ヲ以テ鐘ヲ打チテ鐘聲ヲ均クスルニヤ。ソノ用ツマビラカナラズ。且文獻通考均ヲ俗部ニ入レ、後世均ヲ用フルコトマレナルト見ユレバ、均ハ正シキ器ニアラザルニヤ。

○塚

紀談錄曰。有レ爵者宜レ稱レ塚。無レ爵者稱レ墓。有レ爵及尊貴者稱レ公。無レ爵者咸稱レ君ト。コレ墓誌ヲ作ルモノ知ルベキコトナリ。

○卵

飲膳正要ノ馬思答吉湯補益。溫レ中順レ氣。羊肉一脚子卸成ニ事件一。草菓五个。官桂二錢。回々豆子半升。搗碎去レ皮。右件一同熬成レ湯濾淨下。熟回々豆子二合。香粳米一升。馬思吉一錢。鹽少許調和。匀下ニ事件肉芫荽葉一。同書ノ

鹿頭湯鹿頭蹄一付退洗淨。卸作塊。トアリテ、卸ハ骨ヲ去ルコト、ミユレバ、俗ノ魚ヲ卸スト云フハコトニヨルナルベシ。馬思吉何物タル事ヲシラズ。鹿頭蹄ハ、鹿ノ頭ト蹄トニヤ。一付退請得之。

〇車制名目

敦書先年兵車考ヲ作ル時、車ノ名目明カニナシガタカリシ。三禮義疏ニ載ル車制名目ヲミレバ、其名誤リ少シ。ソノ文左ノ如シ。

案陳氏傳良薈萃車制名目。頗便學者。但舛誤甚多。恐滋疑眩。略爲改正。夾車兩旁而圓轉者曰輪。輪之外輮而行地者曰牙。亦曰車輞。關西曰輮。牙之中直指湊轂者曰輻。亦曰輪轑。輻之所湊而貫軸利轉者曰轂。亦謂之軧。見詩。轂內之大穿曰賢。轂末之小穿曰軹。轂中識。關西曰釭輨。轂端沓也。轂中空壺處容軸者曰藪。轂外以皮約束之。而畫以五采曰篆。以革輓轂曰幬。輻之近轂稍麤處曰股。輻之近牙稍細處曰骹。輻準之入轂鑿者曰菑。亦曰弱。輻準之入牙者曰蚤。轂與牙之受菑蚤者曰鑿。鑿有殺以固之曰椉。輪牙稍偏於外。而輻股向內隆起者曰綆。漢時人曰輪算。已上輪人。車身受載者曰輿。輿之深曰隧。輿後橫木曰軫。六分車廣以一爲之軫圍。〔割註〕軫方象地。又曰加軫與轐四尺。又云弓長四尺。謂之庇軫。亦謂之收。見詩。」車兩旁爲闌者曰輢。亦謂之轅。輢之植者橫者曰軹。與轂末同名。兩輢上出式。人立可用一手馮之者曰較。九辯倚結軨兮輪則是。自較以前。揉曲以周於當面。人可俛馮之以爲敬者曰式。〔割註〕式低較高。如兩層較然。故曰重較。亦曰重耳。若牛車及後世之車。無高低兩層。謂之平較。亦曰平鬲。」式之下。植者橫者曰轛。已上輿人。車轅曰輈。前曲如梁。謂之梁輈。輈之前持衡者曰頸。又輈前胡曲中曰疾。見大行人。輈之後承軫者曰踵。輈之當伏兎者曰當兎。輿下三面材持車正者

曰二任正一。左右並前軓爲レ三。任正之當レ前一面曰レ軓。軓前十尺亦作レ輾。任正三面亦通曰レ軓。鄭注軓謂二輿下三面之材一。輈之前頸所持。而下屬二兩較一以罵二服馬一者曰レ衡。兩軛之間曰二衡仕一。兩端貫二於轂中一横二輿下一。爲二伏兎所一レ銜。而示レ輿者曰レ軸。軸末貝レ鐵止二輪之外一枎一者。曰レ轄。見レ詩。上達二輿底一。下銜レ軸。爲二駕說之用一者曰レ轐。一曰二伏兎一。亦謂二之輹一。見レ易一已上輔人。

○筍

筍譜ニ云ク、今呉會間郷人。往々掘レ土採二鞭頭一爲レ筍。向レ市而鬻。然終傷二損春筍一。且害二竹母一トアレバ、何モ國利ヲ計ルコトミルベシ。鞭ハ竹根ナリ。

○牡丹

續博物志ニ、牡丹初不レ載二文字一。惟以レ藥見二本草一。唐則天以後。洛花始盛。謝靈運言。永嘉竹間多二牡丹一。或曰靈運之所レ謂牡丹今芍藥。今芍藥トアレバ、正集ニ載スル如ク、古ヘヨリ牡丹アルコトイヨ／＼明カナリ。スベテ草花盛リニ行ハルレバ、種々ノ花出來モノニテ、唐以前愛スル人ナク、竹間ニアルユヘ、後ノ人芍藥トスルナリ。

○艇枚

徐氏筆精曰。古樂府雪泊二于渚磯一。欸不レ下二艇枚一。艇枚即今上レ岸透枚也。刻本誤作二延枚一非ト。コレ艇枚ハ舟ノアユミノ枚ナリ。

○辟窠書

明史ニ云ク、王遲道六歲善二辟窠大字一。溫公通鑑曰。作二銅匱一發二兩檢一。毛晃曰。撿レ書撿二印窠封題一也。陽升菴全集曰。擘窠書顔眞卿集點畫稍細。恐不レ堪レ之ト。コレニテミレバ、擘窠ハ印文ノ如ク、文字ホソシト見ユ。

○打秋風

注釋幼學須知雜字曰。打抽豐俗謂ニ打秋風一ト。按ズルニ、打抽豐ノ打ハ意ナク。タヾ抽豐ニアフト云フコトニテ、打秋風ノ打ハ、擊打ノ打ニテ、關隘ニテ稅ヲ出ダシテ、商人ノ貨ヲ損スルコト、草木ノ秋風ニ打擊セラレテ枯レ傷ムガ如シ。

○海　分

海分近比渡リ多キニヨリテ、通詞ヲシテ淸人ニ尋ヌルニ、海分ハモト奧湊ニ產スルユヘ少カリシニ、近來ハ閩省ノ海島ニ生ズルユヘ、渡リ多シト云フ。海分ハ海藻ヲゴノ類ニテ、靑色四角ナリ。

○叉　口

西土ニハ俵ナク、米ヲ袋ニ入ルヽコトハ、人々ノ知ルコトニシテ、何ノ袋ヲ用フルヤ詳カナラズ。先年淸人ニ、今ノ米ハ何袋ニ入ルヽト尋ネシメシニ、年貢米ヲ入ルヽ袋ハ、叉口ト云フ。叉口ハ苘麻ノ皮ニテ織リタル袋ニシテ、官ヨリ借ルトイヘリ。注釋雜字ニ、叉口卽布袋トアレドモ、苘麻布ノコトナシ。

○家　言

荀子ニ云ク、此家言邪。楊諒註ニ、家言謂下偏見自成ニ一家之言上。若ニ宋墨一者上トアリテ、家言ノ語コヽニ始マル。

○價　錢

見聞錄曰。洪武十九年五月二十八日。禮部欽奏。聖旨今後但係ニ光祿寺買辦供用一。物件。比ニ民間交易價錢一每多ニ十文一ト。官ノ買辦ハ如レ此ナルベシ。

○鈐　印

品字箋ニ云ク、鈐印文書之縫印也。

○沙　糖

康熙字典曰。橘錄沙橘取₂其細而甘美₁。或曰。種₂之沙洲之上₁。故其味特珍。然邦人稱₂物之少而甘美者₁。必曰₂沙₁。如₂沙瓜。沙蜜。沙糖之類₁。特方言耳。

〇田票

去年。はまたのせうもんの寫ヲミル。ソノ文左ノ如シ。

はまた（　せうもん

謹辭　賣渡進梅濱田新立劵文事

合壹段六十分内　半卅分者　字濱田　但平道

右攝津國小田村十條四里八坪

四至　限東他領　限西道　限北他領　限南濱

充直錢貳貫百文慥請取候事

右件田地元者鶴松女之先祖相傳私領田也雖然依有直要用限永代黑石馬瓜仁所賣渡在地明白也若於彼田有後日違亂時者鶴松女いてゝ屁敷口二丈南北ゑ六丈所を此代に入たて候べく候敢以不可有雖爲子々孫々他人妨有て但本劵文一通副相之候仍爲將來龜鏡所賣渡之狀如件

元亨二年四月廿日

賣人　鶴松女（花押）
相文　タコミ次郎（花押）
嫡子　尺迦石丸（花押）

コレニテ元亨ノ時ノ票文知ルベシ。

〇室

三州ニテメボウト云フ木、〔割註〕關東ニテネズサシト云フ。阿蘭陀ニテハ、ゼネイブルト云フ。」此木播

州室ニ多クシテ、室ノ木ト云フ。按ズルニ、石ノ寶殿アルニヨリ、地ヲ室ト名ケ、其地ニ多キ木ユヘ、室ノ木ト云フナルベシ。コレニテミレバ、ヒムロノ木ハ、葉室ノ木ニテ、室ニアラザルニヨリテ、非室ト云フナルベシ。同國ノ明石ノ海底ニ、赤キ大石アリト云ヘバ、日本紀ニ赤石ト書クヨロシ。

○狹狹波

日本紀。大化二年、畿內東自二名墾横河一以來。南自二紀伊兄山一以來。西自二赤石櫛淵一以來。北自二近江狹狹波合坂山一以來。爲二畿內國一。トアリテ、或云。狹狹波ハ滋賀ノ一名ナリ。按ズルニ、名墾ハ伊賀國名張郡。赤石ハ播磨國明石郡ニシテ、合坂山滋賀郡ナレバ、或說ヨロシカルベシ。

○還銀

丹桂籍ニ云ク、江南旱。西門回子哈九開二飯店一。有三江浦人遺二糴銀五十兩於店中一。哈九追至二江邊一還レ之別後得レ銀者至二江浦一。見二大風覆レ舟人溺一。忽思譬如二哈九不一レ還二我銀一何。將レ銀救レ人。遂呼二漁人一曰。救二得一人一謝二銀五兩一。漁舟爭救レ之。救二得一人一問レ之。卽哈九之子也。此順治五年三月廿三日事。因二還レ銀一事一。而子卽免二於死一ト。西土ハ少シノコトヲモ記セドモ、我國記ス人少シ。深ク嘆ズベシ。

○樹掛

使朝鮮錄ニ云ク、（明ノ嘉靖年中龔用卿朝鮮ヘ使スルノ書ナリ。）予將レ至二永平一宿二七家嶺驛一。一夕霧氣凝聚。起視田野山川皆如二霜霰一。著二草木之枝葉一。堅厚糾結比レ雪特重。俗呼爲二樹掛一。自二豐潤一至レ此。凡兩見焉ト。朝鮮ニハシバ〳〵アルトミヘタリ。

○三寸叔

朝鮮ノ書ニ、三寸叔。四寸兄弟。五寸叔。六寸兄弟。七寸叔。八寸兄弟トアリテ、解シガタカリシニ、朝鮮ノ服式ト云フ書ヲミレバ、三寸叔ハ伯父叔父、四寸兄弟ハ從父昆弟ナリ。コレニテ五寸六寸七寸八寸ハ推知スベシ。服式ノ文ヲ略載スルコト左ノ如シ。

同生兄弟姉妹期年兄弟妻小功○三寸叔及妻叔母姪姪女期年姪妻大功○四女兄弟姉妹大功妻緦麻大父及妻大母孫孫女小功孫妻緦麻○五寸叔及妻叔母姪姪女小功大父及妻大母姪妻孫孫女緦麻○六寸兄弟姉妹小切大父及妻大母孫孫女緦麻○七寸叔及妻叔母姪姪女緦麻○八寸兄弟姉妹緦麻

近頃撒民綱ト云フ朝鮮ノ書ヲミレバ、三寸叔父母與我父母同出於一人トアレバ、三寸叔ハ父母ノ字ヲ省キタルモノナリ。

○一錢

古稱ニ錢ノ名ナシ。唐ノ開元通寶一錢、徑リ八分、重サ二銖、四累ニシテ輕重ノ中ヲ得タルユヘ、錢ヲ稱ノ名トス。シカルニ傷寒論、大陷胸湯大黄六兩、芒硝一升、甘遂一錢トアルハ、傷寒論疑フベキ一ナリ。若クハ一錢ハ一銖ノ誤ニヤ。

○青礞

大明會典ニ、黑鉛一斤。燒造黃丹一斤五錢三分三厘。水銀一斤。燒造銀朱一十四兩八分二銖三兩五錢二分。次青礞石礦一斤。淘造淨青礞一十兩四錢三分。暗色礞石礦一斤。淘造淨石礞一十兩八錢七分六厘。磠砂一斤。燒造磠砂礞一十五兩五錢トアリテ、次ノ字解シガタキニヨリテ、本草綱目次ノ字ヲ刪ル。

○月食

明和二年七月十四日ノ月食、暦ニ記ス如ク既ケタレドモ、赤色ニシテ純黑ナラズ。西暦ニソノ說アリ。誠ニ西洋ノ人ハ天文ニ委シキナリ。ソノ文左ノ如シ。

湯若望曰。月全食時。其光色往々更迭變易。其初食既與未生光。當此二際。則成赤色。夫月入地景。果必失光、宜爲純黑。不應復顯他色。今赤色者得無是其本光乎。曰次光之物性。先光之處。能顯其光。一遇大光之體。則次光之光泯矣。又曰。月居食甚之中。時顯褐色。時但青黑。

皆須ニ因レ光而先一。若幷無レ光當ニ純黑色一也。前已言既入ニ此界一。則無ニ太陽入氣折照之光一。則所ニ由見一レ色者意或月體自有ニ微光一乎。曰凡雜色之映見。皆不レ由ニ于純光一。純光自當レ無レ色也。雜色所ニ從著見一必因ニ濕氣居ニ其中間一如ニ虹霓一是已。若ニ虹霓一是濕雲所レ映。無ニ從可一レ證。試以ニ玻璃瓶一滿ニ貯清水一。別爲ニ密室一。止穿ニ一隙一以達ニ日光一。瓶水承レ隙。則光透ニ牆壁一。亦成ニ虹霓一。大氣之體。本是熱濕因ニ於地氣時重時輕一。若ニ太陽之光一從ニ地旁一過。而地景在ニ濕氣之中一。則月體所レ至生ニ種々色一。亦此理矣。

○砂紙

桂海虞衡志ニ云ク、澁竹膚麤澁如ニ木工所レ用砂紙一可レ錯ニ磨爪甲一ト。砂紙ハ西土ヨリ來ル紙錯リトミユ。

○石柏

同書ニ云ク、石柏生ニ海中一。一幹極細。上有ニ一葉一。宛是側柏扶疎無ニ小異一。根所ニ附著一如ニ鳥藥一。大抵皆化爲レ石矣。此與ニ石梅一雖レ未レ詳下可レ入レ藥否上。皆奇物不レ可レ不レ志ト。石柏ハ、今江島ヨリ出ヅルホロマキノ類ナリ。

○立物掟

駿州駿東郡獅子濱村ニアル掟ヲ見レバ、大坂ニテ加賀米、筑前米宜シキユヘ、立物米ト云フモ、古キ詞ニ見ユ。

口野五ケ村立物之掟

一しひ海鹿共外之立物就見來は五里十里成共乘出可狩入事

一細船朝は六つを傍廟晩は日之入を切而船共乘組無油斷立物可守事

一此度改而立物爲奉行菊地被遣之間彼者申樣に萬端可走廻奉行人之輩下知不出舟を或乘組致油斷之旨奉行人於申上は可爲曲事

右背三ケ條付而は代官百姓可遂成敗之間能々守書付奉行人之請指引可走廻者也依如件

申七月廿三日

植松右京亮殿

五ケ村百姓舟方中

按ズルニ、年號ナケレバ、何レノ掟ナルニヤシルベカラズ。サレドモ二百年餘ノ紙トミユレバ、今川カ北條ノ掟ナルベシ。口野ハ村名ナリ。海鹿ハ此掟ノ裏ノ端ニ、入鹿ノ御印判ト書キアレバ、入鹿ト讀ムナルベシ。立物ハ、小魚ニアラザル目立タル魚ト云フコト、見ヘタリ。

〇石

數度衍ニ云ク、通曰。家語黄帝設ニ五量一。曰ニ權衡一。曰ニ升斗一。曰ニ尺丈一。曰ニ里步一。曰ニ十百一。不下以ニ升斗一獨爲上量也。度量衡同レ律。皆以レ黍生。里步不レ通ニ量衡一。十百可レ通ニ五量一。故今之五量用有下非ニ一則一者上。有ニ數相通者一。十之上分之下。皆同ニ十百之名一。惟升斛無ニ分名一。皆遇レ十則升。而權衡里步稍有ニ不同一。斤法十六兩。法三百六十故也。權衡之用有レ三。或用レ斤。或用レ兩。里步之用有レ三。或用レ里。或用レ畝。或用レ弓。十百之用無レ窮矣。度之通ニ於量一也。二尺五寸爲ニ斛法一。衡之通ニ於量一也。百二十斤爲ニ石法一ト。按ズルニ、衡ノ石名量ニ移ルトアレドモ、コレニテミレバ、石ノ名ナク、衡量ニ石ノ名アリ。

〇金方寸

同書ニ云ク、立方一寸爲レ金。率十六兩。銀率十二兩。玉率十兩不等。鉛率九兩五錢。銅率七兩五錢。鐵率六兩。靑石率三兩不等ト。按ズルニ、黄金方寸重一斤ハ、漢書ニ載セレドモ、銀以下ノ率ミヘズ。曆算全書ニ、金十九又廿一之十九。須十四又一百四十七之卅二。鉛十二又廿一之一。銀十又六十三之五十二。銅九又廿一之九。鐵八又廿一之八。錫七又一百零五之八十九。蜜一又二百十零之一百九。水一又廿一之一嗽一トアリテ、分ヲ通ズレバ、金十九兩九錢ノ大サニ水銀ノ大サヲスレバ、十四兩二錢强。鉛

十二兩一錢弱。銀十兩八錢强。銅九兩四錢强。鐵八兩三錢强。錫七兩八錢强ニテ、少シノ不同アレドモ、數度衍ノ率大抵宜シトミヘタリ。

○曆林問答

曆林問答ノ寫本ヲ藏ムル人アレドモ、序ナシ。近ゴロ板本ノ曆林問答ヲミレバ、作者在方ノ序アリテ、應永甲午孟春日正議大夫司曆賀茂ノ在方書ストアリ。在方占ヒノ名人ユヘ、今モ占者アリマサト云フトカヤ。享保中四言雜字ノ我國ニテ刻メル本ヲ得テ、官ヘ上ル。是等ニテミレバ、國初ノ板本絶ユルモノ多シトミユ。

○不增一椽

明史ニ云ク、袁洪愈通レ籍四十餘年所。居不レ增ニ一椽一。出入徒步。卒年七十四。

○以豆腐爲號

同書ニ云ク、王信歷任五十七年所。處皆膏腴地。自奉簡淡。日食止豆腐。時因以爲レ號ト。コノ兩人眞率ニテ禮ニ中ラザレドモ、寧ロ儉セヨニテ奢ルニ勝レリ。

○米奇

嘉靖癸巳ノ使、琉球錄ニ、民下造レ酒則以レ水漬レ米。越レ宿令下婦人口嚼手握爲上レ之。名曰ニ米奇一トアリ。琉球ニテ、今モ米奇ニ造ルト云フ。マコトニ國々ノ俗アヤシムベキコトアルモノナリ。

○鐘馗

續博物志ニ、俗傳。鐘馗起ニ於唐明皇之夢一非也。北史堯暄本名鍾葵字辟邪。子勁字鐘葵。宋宗愨妹名鐘葵。非ニ特明皇時一。但葵馗二字異耳トアレバ、古鐘馗ヲ人名トスルコトミルベシ。

○宮廟門圖

儀禮圖、儀禮ヲ讀ム助ナレドモ、ソノ說多キユヘ、宮廟門兩下五架ノ二圖ヲヒダリニ圖ス。ソノ詳カナルコ

トハ、儀禮圖及ビ三禮義疏ヲ考フベシ。

儀禮旁通圖　宮廟門

寢廟辨名圖

霤　內

塾西內門	棖　柤闑　棖	門內東塾
塾西外門	外門　闑廟	門外東塾

爾雅曰。室有二東西廂一曰レ廟。無二東西廂一有レ室曰レ寢。西南隅謂二之奥一。西北隅謂二之屋漏一。東北隅謂二之宧一。（盈之反。）東南隅謂二之窔一。（一弔反。）東西牆謂二之序一。牖戶之間謂二之扆一。宮中之門謂二之闈一。門側之堂謂二之塾一。廟中路謂二之唐一。堂途謂二之陳一。（唐與レ陳皆堂下至レ門之徑特南堂異二其名一。）又曰。柣（千結反。）謂二之閾一。棖謂二之楔一。（革鎋反。）又（先結反。）橛謂二之闑一。（魚列反。）蓋界二于門一者柣也。亦謂二之閾一。旁二于門一者棖也。亦謂二之楔一。中二于門一者橛（瓦角反。）也。亦謂二之闑一。士喪疏云。房戶之外。由レ半以南謂二之堂一。士昏疏云。其內由レ半以北亦謂二之堂一。堂中北牆謂二之墉一。士昏尊二于堂中北墉下一。是也。堂下之牆曰レ壁。士虞饎爨在二東壁一。是也。坫有二東坫西坫一。士喪疏云。堂隅有レ坫。以レ土爲レ之。是也。塾有二內外一。士冠注云。西塾門外西堂。是也。月令曰。其祀中霤。古者複穴以居。是以名レ室爲二中霤一。又有二東霤一。燕禮設レ洗當二東霤一。此言二諸侯四注屋之東霤一。又有二門內霤一。燕禮賓執レ脯以賜二鍾人門內霤一。是也。〔割註〕于聘禮賈疏曰。門有二東西兩闑一。又玉藻。公事自二闑西一。私事自二闑東一。疏云。闑謂二門之中央所レ竪短木一。則門只有二一闑一。未レ知二孰是一。今案爾雅云。橛謂二之闑一。注云。門中之橛名レ闑。又曰在レ地者謂二之闑一。注云。在二地及門一者名レ闑。當下以二玉藻疏及爾雅一爲上レ正。」

兩下五架圖

少牢疏云。大夫士廟室皆兩下五架。正中曰ㇾ棟。棟南兩架。北亦兩架。東南一架。名曰ㇾ楣。前承ㇾ簷以前名曰ㇾ庋。棟北一架爲ㇾ室。南壁而開ㇾ戸。卽是一架之開廣爲ㇾ室。昏禮賓當ㇾ阿東面致ㇾ命。鄭云。阿棟也。入ㇾ堂深。明ㇾ不ㇾ入ㇾ室。是棟北乃爲ㇾ室也。

○詔勅

楊文公談苑ニ云ク、學士之職所ㇾ草文辭。名目漫廣。拜二免公王將相妃主一曰ㇾ制。賜二恩宥一曰二赦書一。曰二德音一。處二公事一曰二勅榜文一。號令曰二御札一。賜二五品以上一曰ㇾ詔。六品以下曰二勅書一。批二勅群臣表奏一。曰二批答一。賜二外國一曰二蕃書一。道曰二靑詞一。釋門曰二齋文一。聞二教坊宴會一曰二白語一。土木興造曰二上梁文一。宜二勞賜一曰二口宣一ト。コレニテ詔勅ノ式ミルベシ。

○祇候人

雜肋編ニ云ク、古所謂媵妾者。今世西北名曰ニ祗候人一ト。コレニテ祗候人シルベシ。

○乙　夜

嘉話錄ニ云ク、絢曰。五夜者。甲乙丙丁戊更相ニ送之一。今惟言ニ乙夜與ニ子夜一何也。公曰。未レ詳ト。コレニテ、乙夜子夜ノ詳カナラザルコト知ルベシ。

○封　樁

宋元通鑑ニ云ク、藝祖平ニ荊湖西蜀一。收ニ其金帛一。別爲ニ內庫一儲レ之。號ニ封樁一。凡歲終用度之餘。皆入レ之以爲ニ軍旅飢饉之備一。神宗時。手實法。官爲定ニ立物價一。使下民各以ニ田畝屋宅資貨畜產一隨レ價自占上。凡居錢五。當ニ蕃息之錢一一。非ニ用器食粟一而輙隱落者。許レ告獲レ賞。以ニ三分之一一充レ賞。預具其レ式示レ民。令ニ依レ式爲レ狀。縣受而籍レ之。以ニ其價一列ニ定高下一。分爲ニ五等一。既該ニ見一縣之民物產錢數一。乃參ニ會通縣役錢本額一。而定ニ所レ當輸錢一　○比ニ較酒務一。及度ニ公家出納錢粮一。量ニ其贏一。號ニ經制錢一。○計ニ民之貧富一。分ニ五等一輸レ錢。名ニ免役錢一。若ニ官戶女戶寺觀單丁未成丁者一。亦等第輸レ錢。名ニ助役錢一。後又增ニ取二一分一以備ニ水旱欠闕一。謂ニ之免役寬剩錢一。○隨ニ商人所レ指而與レ之。給レ券爲レ驗以防ニ私售一。謂ニ之貼射一。○商人入ニ芻糧塞下一者。隨ニ所在一實估。度ニ地里遠近一。量增ニ其直一。給レ券至レ京。一切以ニ緡錢一償レ之。謂ニ之見錢法一。以ニ內侍楊戩一主レ之。皆按ニ民契券一。而以ニ樂尺一打ニ量其贏一。則拘ニ入官一。而創立ニ租課一。謂ニ之公田錢一。○淳祐九年九月嚴ニ中外上書之禁一。是時臺綱不レ振。嬖寵干レ政。彈文及ニ其私黨一。則內ニ降聖旨一。宣諭删去。謂ニ之節帖一。臺諫不ニ敢與爭一。節帖即精採之名。

淵鑑類函曰。宋時每ニ上引一仍給ニ附茶一百篦一。中引八十篦。下引六十篦。名ニ酬勞一。宋諸道置レ邸以收レ稅。謂ニ之榻地錢一。至ニ我朝一納焉。謂ニ之差發一ト。封樁ヲ記スニ因リテ、宋ノ諸錢ヲ記ス。コレニテ宋ノ虐政ミルベシ。

○錢五匕

アル人、教書ニ語テ云ク、本草序例ニ錢五匕トアリテ　陶弘景今ノ五銖錢ヲ以テ釋スレドモ、方書ニ五錢匕ナキニヤ。本草綱目ノ序例ニ、錢ノ字ヲ削リテ、五七トナセドモ解シガタケレバ、一錢七ノ誤ナルベシ。教書答ヘテ曰ク、仲景全書肘後方ニ、錢七ト云フナケレバ、宋齊梁ノ時ノ醫師錢五七ヲ用フルユヘ、陶隱居今ノ五銖錢ヲ以テ云フトミユ。今ノ五銖錢ハ、卽チ梁ノ武帝ノ鑄タル四銖三絫一黍（一本二黍ニ作ル。）ノ五銖ニシテ、〔割註〕梁ノ五銖重サ九絫、スクナシトイヘドモ、稍薄クシテ、大サハ漢ノ五銖ト同ジカルベシ。錢邊ニ五ノ字アル者ト。〔割註〕宋ノ孝武帝ノ初、四銖ヲ鑄テ文ヲ孝建ト云ヒ、一邊ニ四銖ヲナス。後ハ四銖ヲ去リテ、專ラ孝建トスト、文獻通考ニアリ。意フニ、梁ノ時ニ、孝建四銖ノ四銖ナキ如ク、五銖ノ字ナキ五銖アリシニヨリテ、邊五字ト云フニヤ。其後外臺祕要ヲ讀メバ、狂風方ノ深師ノ鐵精。散鐵精。茯苓。芎藭。桂心。蜀皮。（灸各三兩。）右五味。擣下篩。以酒服錢五匕。日三。不知。稍增至一錢以上。知之爲度。忌生蔥等トアリ。千金方ニ、小金牙散溫酒服錢五匕トアレバ、宋齊梁ヨリ唐マデ、錢五七ヲ用フルコト明カナリ。（千金ニ宋齊ノ間有深師トアリ。）唐以前錢ノ輕重定マラザレバ、衡ニ錢ノ名ナシ。前ニ論ズル如ク、仲景全書ニ錢アルハ疑フベキノ一ナリ。深師ノ至一錢以上ノ一錢ヲ、五銖ノ一錢ノ重サトスレバ、五銖ハ今ノ二匁八厘三毛餘ニアタリ、重キニスグ。因リテ熟考スルニ、一錢ハ一銖ノ誤ナルベキカ。五銖錢ノ孔及ビ指モツ所ヲ除ケバ、五銖錢ニテ抄シタル錢五匕ハ、今ノ三分ニスギザルベク。其上稍增トアレバ、遽ニ一錢以上ニ至ルベカラズ。一銖ハ今ノ四分一厘六六餘ニアタルユヘ、三分ノ藥ヲ用ヒテ効驗ナクバ、四分以上ニ至ルベシ。

○錢半邊

外臺祕要ノ、水腫方ノ小品ノ麝香散酒服。錢半邊老小錢邊三分トアリ。隋書經籍志ニ、陳延之小品方十二卷ト載ス。唐以前ノ書ナレバ、錢半邊錢邊三分ハ、五銖錢ニテ抄スルナルベシ。且外臺ノ深師ノ療癭方ニ、白薊散錢一分トアリ。錢邊一分トスレバ、至リテ少シ。字ノ誤リナルベシ。

○一錢七

外臺祕要ノ、風濕痺方ノ古今錄驗ノ六生散服一錢匕。同書ノ十水方ノ古今錄驗ノ、十水丸ニ半錢七トアリ。古今錄驗ハ、唐ノ甄立言ノ書ナレバ、開元通寶ノ一錢七半錢七ナリ。

○度梅嶺詩

皇元風雅ニ、丞相伯顔ノ度ニ嶺ニ詩ヲ載テ云ク、馬首經從ニ庾嶺ニ歸。王師至處悉平夷。擔頭不レ帶江南物。只插ニ梅花一兩枝一。コレ伯顔師ヲ歸キテ、宋ヲ伐チテ、宋ヲ平ゲテ歸ル時ノ詩ナリ。宋ヲ平グルノ時、江南大饑アリ。伯顔倉ヲ開キテ賑ハシ、醫人ヲ遣シテ民ノ疾ヲ治セシム。民大ニ悅ブ。元史ニ云ク、伯顔深沈有ニ謀略一。不レ嗜レ殺。善斷。將ニ二十萬衆一伐レ宋。如レ將ニ一人一。諸將仰レ之如ニ神明一。還レ朝口未ニ嘗及一ニ平レ宋事一ト。如レ此ノ臣アレバ、元ノ世祖天下ヲ有ツ宜ナリ。元史伯顔傳コノ詩ヲノセズ。

○多胡郡碑

延享二年、コノ碑ヲ夜話小錄ニ載スレドモ、先年小冊ヲ集メテ、昆陽漫錄へ收メ入ルノ時、詳カナラザルコトアルニヨリテ、コレヲ除ク。其後コノ打碑及ビ安原貞平著ノ與志隨筆ヲ觀テ、詳カナルコトヲ得ルニ因リテ記ス。アル人嘗テ敎書ニ語リテ云ク、ソノ地ノ田夫イヒ傳フルハ、上野國多胡郡下池村ノ碑ハ、小幡羊大夫勝宗〔割註〕按ズルニ、姓名錄抄ニ、小幡氏ミヘザレバ、和銅ノ時小幡氏アルベカラズ。續日本紀ニ、慶雲、和銅ノ比、從四位下布勢朝臣耳麻呂爲ニ左京大夫一。正五位下猪名眞人名前爲ニ右京大夫一。又攝津大夫等アリテ、羊大夫ノ如キ大夫ナシ。勝宗、和銅ノ比ノ人名ニ似ズ。羊ハ其人ノ名ナルベシ。小幡羊大夫勝宗ハ羊ノ後裔ナルベシ。ノ墓碑ニシテ、久シク榎ノ下ニ倒レアリシヲ、今ハ九尺四方ニ石ヲシキ、其中ニ碑ヲ建テ、石垣ヲナシ、石垣ノ外ノ左右ニ、石燈ヲ置キ、石垣ノ傍ニ小祠ヲ建テ、且碑文ノ右ニ大ナル文字アリシト見ユレバ、元來今ノ碑面ノ後ト左ヨリ書キ續ケテ、今ノ正面ハ碑ノ左ナルベケレドモ、三面缺ケテ文字ミヘズ。其近キ地ノ八束ニ、羊大夫ノ墟アリ。其他ノ寺社ノ記錄ニ羊

大夫ノ事アレドモ詳カナラズ。貞平ノ説如レ左。

右上毛高克明所ニ摹以行ニ于世一。別有ニ打碑一本一。文字古而有レ法。今之所レ不レ及。亦可レ觀ニ前代典章之隆一矣。

蓋簪錄曰。此碑在ニ野州多胡縣本郷村界一。今屬ニ長崎豫州之采邑一。有ニ大樟樹一擁ニ其傍一。碑身半爲レ所レ霾。土人呼爲ニ羊大夫之祉一。不レ知ニ何故一。或以爲ニ穗積親王之墓一。不レ知ニ前世置レ縣之碑一。按續日本紀云。和銅四年三月辛亥。割ニ上野國甘良郡織裳韓級矢田大家綠野郡武美片岡郡山等六郷一別置ニ多胡郡一。碑蓋此時所レ建。又按。慶雲三年一品穗積親王知ニ太政官事一。和銅元年石上麻呂任ニ左大臣一。藤原不比等任ニ右大臣一。故碑上各列ニ名御一。但石上藤原字下字。蝕不レ明。以ニ上例一。推レ之。當ニ各有ニ朝臣字一。觀レ之則前時王化之隆。郡國并省建置。必有ニ表碣一以徵ニ後撰一。但陵谷變遷。水火焚蕩。今不ニ復存一。殊增ニ考レ古者之一慨一。

上毛多胡郡碑圖

碑身自レ首至レ趾三尺九寸六分自上一尺四寸四分下一尺九寸六分有窩其形上狹下闊其蓋方二尺四寸

弁官符上野國片罡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左中弁正五位下多治比眞人太政官二品穗積親王左太臣正二位石上尊右太臣正二位藤原尊

多胡郡碑考證

碑在ニ多胡郡池村一

郡成給レ羊。義未レ詳。土人呼爲ニ羊大夫碑一。民家患レ瘧者。禱則止。乃采ニ水中之石一以祀ニ其神一云。

和銅四年。廼元明天皇四年。唐睿宗景雲二年也。至ニ寶暦六年丙子一。千四十六年。

多治比眞人。續日本紀和銅中。稱ニ多治比眞人一者多矣。未レ詳ニ名誰一

石上藤原字下尊字。蓋取ニ義於朝臣一耳。按續日本紀云。聖武天皇天平十一年三月。石上朝臣乙麻呂坐レ姧ニ久迷連若賣一。配ニ流土佐國一。若賣配ニ下總國一焉。萬葉集載下石上乙麻呂配ニ土佐國一時歌三首上。其一曰。石上振乃尊者。云云。

伊藤氏盍簪錄載ニ多胡碑圖一。而碑中羊字。石上藤原字下尊字。並爲ニ蝕壞一。然今親觀ニ其碑一。羊尊字昭然而在焉。意蘐觀者。卒爾寫レ之。遂以爲ニ蝕壞一矣。又曰。碑在ニ本鄉村界一。今屬ニ長崎豫州之采邑一。有ニ大樟樹一擁ニ其傍一。碑半身爲レ所レ翳。今並无レ之。

蒋　王羲之黃庭經

國　鍾繇法帖。羲之曹娥碑。虞世南法帖。蕭子雲法帖。作レ國。

罡　漢仲定碑字樣。又右軍法帖

綠　古碑帖多作レシ。又王僧虔法帖

給　羲之十七帖。又右軍瘞レ鶴碑字樣

四　孫叔敖碑文。又梁高帝唐太宗並作レ四。又王獻之法帖

賓　褚遂良陰符經。又張旭書

正　王右軍法帖

治　羲之黃庭經

眞　同レ上又瘞レ鶴碑

政　王右軍沂陽縣龍泉山普濟禪院碑銘

穗積　古多禾从レ示

尊　王獻之法帖多作レ尊。又褚遂良法帖

東都平鱗所レ著考證。上毛高克明鑒定际レ予。其涉ニ繁縟一暨俗傳一。不レ足レ徵者。不レ錄。

又按、吾邦古之制、諸國置二國司郡司一。其郡司並取下本土人性識淸廉堪二時務一者上。爲二大領小領一。猶二中國士官一也。考二碑面所一レ載。當時蓋有二羊氏者一。任二郡領一賜二多胡郡邑三百戸一。史失二其傳一。事蹟不レ詳。今邑人所レ說。亦托レ奇不レ可二據信一焉。

右輿窓隨筆

按ズルニ、延享中ニ聞ク田夫ノ說ノ、今ソノ時ニアラズトモ、遠年ナルベカラザレバ、享保以前ハ、此碑樹下ニ倒レ埋モリ。文字見ヘガタカルベシ。或云、三百戸ハ一郡トナスニ足ラズ。日本紀ニ、大化二年、凡郡以二四十里一爲二大郡一。三十里以下四里以上爲二中郡一。三里爲二小郡一。トアレバ、三百戸ハ中郡ナルベシ。〔割註〕延喜ノ時コノ制ヲ改メラレタレドモ、延喜式ニ、凡郡不レ得レ過二千戸一トアリ。〕倭名抄ニ、胡音如レ吳トアリ。今モ江州高嶋郡多胡庄ヲたごト讀メバ、古ハ吳ノ音ニ讀ミシコト明カナリ。萬葉集ニ、石上振乃尊者トアルハ、石上ハ布流ノ社アル地名ナレドモ、石上朝臣ノコトユヘ、石上振乃トヨミツケタルモノニテ、尊ハ貴ブ詞ニシテ、萬葉集ニ、吾父母ヲ貴ミテ、父ノ尊、母ノ尊ト屢ゝ詠ジアレバ、朝臣ノ義ヲ取ルニアラズ。且續日本紀ニ、和銅四年三月辛亥トアリ。コノ碑ニハ、甲寅〔割註〕辛亥ヨリ甲寅マデ四日ヲ經テ宣命ヲ聞稱ニ到ルナルベシ。〕トアリ。官ヨリ建ル碑ニ、辛亥ヲ書カズシテ、甲寅ヲ書クベカラズ。宣命ノ石碑ニ朝臣ヲ尊ト書クベカラズ。田夫ノ說ニ、今ノ碑面ハ、正面ニアラズト云ヘバ、必ズ縣ヲ建ツル碑トモ云ヒガタシ。依リテ考フルニ、羊郡ヲ賜ハリテ、自ラ官ノ德ヲ頌シテ建テタル碑ユヘ、宣命ヲ書キ甲寅ト記シ、朝臣ヲ貴ミテ尊ト書キシナルベシ。シカレドモソノ書古雅、後人ノ及ブベキニアラザレバ、和銅中ニ建タル碑ナルベシ。

〔無窮會神習文庫本奥書云〕昆陽漫錄成テ後、コレヲ錄シテ續昆陽漫錄ト名クト云フ。

明和三年十一月　青木敦書記ス。

續昆陽漫錄　終

續昆陽漫錄補

○貞觀政要

慶長五年ノ承兌ノ跋アル貞觀政要ヲミレバ、今オコナハル、天和ニ鐫メタル貞觀政要ト、呉文注オナジクシテ評ナシ。承兌ノ跋左ノ如シ。

唐太宗文皇帝者。創業守成一代英武之賢君也。千載之下。仰ニ其德一慕ニ其風一者。今之內大臣家康公是也。故令下前學校三要老禪校中訂貞觀政要上。去歲開ニ家語於梓一。今歲刻ニ政要於梓一。遵ニ漢賢前軌一。而作ニ國家治要一。宜也。豐國大明神。際辭下レ土之日。受ニ令嗣秀頼幼君賢佐遺命一。爾來寛厚而愛レ人。聰明而治レ衆。不レ異下周勃霍光安ニ劉氏一。輔中昭帝上也。矧又海内弘ニ此書一。而協ニ和士民之心一。則爲ニ明神一不レ忘ニ舊盟一。爲ニ幼君一盡ニ至忠一者。其用大矣哉。

慶長五年星輯庚子花朝節

前龍山見鹿苑承兌叟謹誌

コレニテミレバ、貞觀政要モ孔子家語ト同ジク、三要ノ校合ニシテ、神祖ノ政事、古今ニ勝リ給フコト知ルベシ。

○釋奠

類聚國史。百十一卷、大中臣安則奠書アリ。釋奠者。在ニ與仁德天皇一歟。其製法凡出ニ傳王仁一者也。然前代未ニ全備一。故先朝今上度々有ニ斟酌一漸得レ全ト。コレニテミレバ、釋奠ノ始マリハ久シキコトナリ。

○古曆

同書二十三曰。陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣眞野麻呂奏言。謹按。豐御食炊屋姫天皇十年十月。百濟國僧觀勒始貢曆術。而未行於世。高天野原廣姫天皇四年十二月。有勅始用元嘉曆。次用儀鳳曆。高野姫天皇天平寶字七年八月。停儀鳳曆用開元大衍曆。厥後寶龜十一年遣唐使錄事故從五位下行內藏正羽栗臣翼貢寶應五紀曆。經云。大唐今停大衍曆。唯用此經。天應元年有勅。令據彼經造曆日。無人習學。不得傳業。猶用大衍曆經。已及百年。眞野麻呂去齊衡三年申請用彼五紀曆。朝廷議云。國家據大衍經造曆日尙矣。去聖已遠。義貴兩存。宜暫相兼。不得偏用。貞觀元年。渤海國大使馬孝愼新貢長慶宣明曆經云。是大唐新用經也。眞野麻呂試加覆勘理當固然。仍以彼新曆比校大衍五紀等兩經。且察天文。且參時候。兩經之術漸以麤疎。令朔節氣旣有差。又勘大唐開成四年天平十二年等曆。不復與彼新曆相違。曆議曰。陰陽運隨動而差。差而不已。遂與曆錯者。方今大唐開元以來三改曆術。本朝天平以降猶用一經。靜言事理實不可然。請廢舊用新。欽若天步。詔從之ト。我國ノ古曆コレニテ知ルベシ。按ズルニ、宣明曆數百年行ハレテ、差アルニ依リテ、貞享元年元ノ授時曆ノ法ニ門リテ、推步加減シテ貞享曆ニ改メラル。

○賜　地

同書百五十曰。元慶元年六月戊寅。以右京五條一坊庶人伴中庸宅地三十二分之八。詔賜唐人崔勝矣。此事先是貞觀十二年八月十三日。太政官處分。令唐人崔勝寄住右京五條一坊中庸宅地三十二分之八。至是崔勝言。歸化之後二三十八年於玆矣。未有立錐之地。曾無庇身之便。平生之日無復所愁。身亡之後。妻孥何賴。請永給此宅以爲私居。詔賜之也ト。コレニテ我國教化ノ及ブノ廣キヲミルベシ。

○甘　草

同書九十ニ陸奥國產甘草。出羽國產甘草トアレバ、我國イニシヘヨリ甘草アリトミユ。

○國　造

同書九十六ニ光孝天皇御宇。國造之號永從ニ停止一トアレバ、國造ノ止ミシモ久シキコトナリ。

○國　數

日本紀ニ、成務天皇五年。隔ニ山河一而分ニ國郡一。隨ニ阡陌一以定ニ邑里一トアレドモ、國數ナシ。延喜式ノ國數、今ト同ジケレバ、延喜ノ比ヨリ國數定マリタルニヤ。

○小田郡

延喜式ノ陸奥國小田郡ヲ、續日本紀天平勝寶元年ニ、陸奥少田郡ニ作ル。按ズルニ、前漢書匈奴傳曰。少吏之敗レ約。顏師古少吏猶レ言ニ小吏一。ト註スレバ、延喜ノ前ハ小田郡ト讀ミシユヘ、少ノ字ヲ書キシトミユ。今ハ陸奥ニ小田郡ナシ。

○鎹

西土ノ人、長崎奉行ヘ差出ノ書ニ、數年所レ蓄金斤自訴共計一百九十四斤兩鎹トアリテ、鎹ノ字解シガタキユヘ、舌人ニ問フニ、金一分ナリト答フ。按ズルニ、コレハ西土ノ辭ニアラズ。西土ノ商人長崎ヘ來リテ、一分ヲ鎹ト云フナルベシ。

○生臙脂

今西土ヨリ來ル生臙脂ノ書ニ、雙紅雙脂水粉等ノ字アリテ解シガタシ。唐舌人ニ問フニ、雙紅ハ二遍染ナリ。雙脂ハ二枚重ヲ云フナリ。水粉ハ胡粉ナリ。漢名綿臙脂ナリ。

○硝　子

格古論要ニ、假水晶用レ藥燒成者。色暗青有ニ氣眼一。或黃青色者。亦有ニ白者一。但不ニ潔白明瑩一。謂ニ之硝子一。トアレドモ、今舶上ノ硝子ハ、潔白眞水晶ニ劣ラザルアリ。然レ共呫リミレバ冷カナラズ。眞水晶ハ冷カナリ。

○門　子

日知錄ニ、門子者。守門之人。舊唐書李德裕傳。吐蕃潛將ニ婦人一嫁ニ與此州門子一。（王知興爲ニ徐州門子一。）今門子。乃是南朝時所謂縣僮ト。コレニテ門ヲ守ルノ人モ、門子ト云フコトミルベシ。

〇頓

舌人云ク、湯煉或湯煎ニスルヲ、俗語ニ頓ト云フ。

〇五十集

大坂邊ニテ、魚ヲイロ／＼商フヲ五十集（イツパ）ト云フナリ。或云ク、今ハイサバト云フト。案ズルニ、論語曰。加ニ我數年一。五十以學レ易。可ニ以無ニ大過一矣。朱註、卒與ニ五十字一相似而誤分也ト。五十集モ元來卒集ニテ、盡ク魚ヲ集ムト云フコトナルヲ誤リテ、五十集トナリタルナルベシ。越後ニテハ四十集ト書キテ、アヘモノト讀ム。コレハ五十集ヲ轉ジテ四十集（アヘモノ）ト書クナルベシ。

〇救窮

三朝實錄曰。順治十一年諭ニ戸部一曰。四海蒼生朕赤子。飢寒流徒。深切瘝瘵。前各督撫奏。到ニ災荒地方一。已經ニ察昭一。分數酌量蠲免。各府州縣衛所等官。務要ニ眞定奉行一。不レ許ニ仍行混征徒飽ニ貪腹一。如ニ該管官吏一朦朧征收。督撫司道不レ能ニ覺察一者。事發一體究治。有ニ極荒地方非ニ蠲免所ニ能者一。該督撫速察奏聞。刑行息郵。至下于畿輔重地房屋田土多經ニ圍占一。加以ニ去年水荒特甚一。尤爲中困苦上。朕夙夜焦思。寢食弗レ寧。亟宜ニ拯救一。庶望ニ生全一。但荒政未レ修。倉廩無レ備。非レ頒ニ發內帑一何濟亟需。茲特命ニ戸禮兵工四部一發ニ庫貯銀十六萬兩一ト。コレ先王民ヲ恤ムノ遺意ニテ、淸ノ升平ヲ開ク誠ニ宜ナリ。

〇封印內文移

上諭條例曰。封印內文移塡ニ用空白一。竊盜搶捕。搶奪傷レ人。已獲ニ首兒一。免レ參ニ疎防一。吏部爲ニ敬陳ニ管見一等事。考レ功淸ニ吏司一案。呈下吏科抄ニ出本部一。會ニ同刑部一。題ニ前事一等因上。乾隆五年三月二十九日題。四月初二日奉レ旨依レ議。欽此抄出。到レ部相應開ニ錄原題一。知ニ照各省督撫一可也。爲レ此合ニ咨前去一。欽遵施行。

計抄錄原題。一紙會議得。內閣交出浙江按察使完顏偉奏稱。一封印內緊要公文宜酌定章程也。杏歲暮封印。乃

國家定制由來已久。所以與民休息。使之共樂昇平。故一切征收錢糧。審理詞訟。例得展限辦理。但地方事務有最關緊要。如一時盜賊竊發。毆斃人命。及緊要工程。關支錢糧。調署官員等類。文移往來、勢不能待至開印。向來直省。遇有此等事件。因不敢違例用印。有于年月兩旁硃寫印信遵封者。有用木戳。刻印信遵封字。鈐于年月之下者。其上司牌票。有得本官花押刻一木戳。鈐蓋年月之上者。行用不一。易滋詐偽。蓋緊要事件。鈐用印信。猶慮奸徒私雕描摹。今用硃寫木戳。何難任意假造。雖于開印後。責令補印。而事務紛集。不保無遺漏。即或于補印時。查出詐偽。已屬事後追求。是防奸杜弊之法。尙未周。臣請嗣後封印時。地方官酌量地方大小政務之繁簡。預備空白文移用印鈐蓋。仍將印信存貯內衙。遇有商項緊要事件。臨時塡用。其上司衙門亦須預備空白牌劄。存留待用。如此後各屬申詳之事。不能待開印者。先用牌劄飭知。詳文俟開印後批發。仍各登記號簿。詳愼檢查。餘剩空白。開印時即行繳銷。無致存留滋弊。如此則與封印例不致有違。而緊要事件均有印信可憑。自無假冒詐偽之處等語。査定例。各部院衙門于封印前一日。各用空白印紙并封套數件。以備封印後遇有緊要公文之用。註明件數。交與各堂官收貯。有緊要文書方行塡用。開印之後。除用去記檔外。將所存件數。驗明銷燬。如有官吏借端作弊。及該堂官不行參奏。照禁止空白印信例議處。又定例各部院衙門。在外各衙門文移。俱令鈐印編號一應空白俱著嚴行禁止。倘有仍用空白不行查察之。在內堂官。在外督撫司道。俱照不行詳查例罰俸六箇月。不行查明用印之司屬。仍用空白之府州縣等官。俱照例罰俸一年。等語是各部衙門封印前。各用空白印紙封套收貯。開印之後。除用去記檔外。將所存件數。驗明銷燬。原以防僞杜奸。今該按察使既請。直省遇有最關緊要事件。因不敢違例用印。有于年月兩旁硃寫印信遵封者。有用

木戳刻印信邊封字。鈐于年月之下者。其上司牌票。有將本官花押刻一木戳。鈐蓋年月之上者。行用不一。易滋詐僞。並緊要事件。鈐用印信。猶慮奸徒私刻描摹。若用硃寫木戳。何難任意假造。雖後經查出詐僞。已屬事後追求。等語應如所請。嗣後直省自督撫。以及州縣。及有印信。衙門亦照各部院之例。于封印前一日。各用空白文移封套幷牌劄等項。酌量件數。同印信。存貯內衙。以備緊要事件塡用。仍各登記號簿。詳愼撿查。于開印時。將所在件數。驗對鎖煆。如有官吏借端作弊。及該上司等不行查出參奏。俱照例分別議處。

一沿海州縣起復之員。宜仍以要缺補用也。查沿海州縣缺出例。于現任州縣內。揀選題補。誠以缺屬緊要。非操廉才裕。熟悉海疆情形之人。不能勝任。是以令于現在中逐一揀選。蓋愼之也。緣向無仍補海疆之例。凡丁憂治喪之員。一經起復。俱應歸班詮補。而在外海疆要缺例。由督撫揀選具題。若將此等人員歸班輪選。僅止中簡之缺。未免用違其材。且諳練之員。外省亦不能多得。可否准照武職水師仍補水師之例。嗣後遇有前項赴部起復人員。仍發與海疆省分。以要缺題補。俾得駕輕就熟。並准接算前俸。循例報滿。以示鼓勵。則在外可省揀補之煩。而要缺亦收得人之效矣。至沿河州縣以及苗疆要缺。似應一例分發。補用以昭畫一。等語查乾隆三年八月內。監察御史沈嘛條奏。凡有服滿州縣。原係沿河沿海二項四項相兼人員。起文赴部。請照服滿直隸州之例。引見請旨。即補最要之缺。或發原任省分。或發別省候補。經臣部議覆在案。州縣應行題補之缺。恐初選之員。不能勝任。令該督撫于現任屬員內。揀選才猷幹練。熟悉風土之員。題請調補。若將服滿候補會題要缺人員。概發各省。一遇題缺補授。不但民情風土。各員甫經到彼。未能深悉。即該員之才具。與員缺之相宜。與否。該督撫未經試看。亦無由得知。迨至題補之後。人缺不宜。自必覆議更調。徒滋紛擾。于要缺究屬無益。況各省應題各缺。少者十之二三。多者亦不過十之五六。其于中簡各缺。爲數尙多。現任各官自可酌量揀選。至各省所屬官員內。如果實無可調之員。該督撫原可

據實具題。臣部即于候補人員內。揀選引見。請旨簡用。是在部候補人員既可備各省請旨簡用之需。即令制補中簡等缺。到任後。若果堪繁劇之任。仍可以爲將來調補之用。較之預行發往。尚須試看者。更爲有益。應將該御史所奏之衆毋庸議。奉旨依議。欽遵在案。今該按察使奏請。將曾任海疆要缺起復州縣人員。援照武職水師之例。仍發與海疆省分。以要缺題補。至沿河苗疆要缺。一例分發補用。與沈嘛條奏。大略相同。臣等窃査定例。各省沿河沿海苗疆。以及衝繁疲難四項三項相兼者。該督撫揀選題補調補二項一項者。歸于月分詮選。等語又乾隆四年十二月臣部奏。准各省應題之缺。如該省不得其人。令其奏聞。臣部于在部候補人員內。揀選引見補授等因。亦在案。再査丁憂服滿候補。州縣歸于單月。按班詮補。定制以來遵行已久。是各省州縣。凡衝繁疲難二項一項者。俱歸月選。原非盡屬中簡之缺。至曾任海疆要缺服滿人員。其中果有才猷幹練者。在部候補。未經得缺之時。既可以備各省揀選要缺之用。既經補授之後。亦可以備該省調補要缺之需。從前定制未屬周詳。且州縣理繁治劇。必督撫平日留心試看。酌量人員。才具果能。人地相宜。始行保題調補。若如該按察使所奏。曾任沿海沿河苗疆等缺。服滿州縣人員。概爲預行分發。不特各省民情土俗俱不相同。該員未必盡屬諳練。且甫經蒞任。其才具優劣。督撫亦無由確知。與要缺究屬無益。而定例實爲紛更。應將該按察使所奏沿海等缺。服滿州縣人員。仍發該省題補之處。無庸議

一窃盜搶奪傷人。題參疎防。宜酌量分別也。伏査乾隆三年三月內。吏部議河南按察使隋人鵬條奏。嗣後如地方有窃盜臨時拒捕。與白晝夥衆搶奪殺傷人者。俱照强盜案件。初報即分別專兼統轄文武各職名。揭參疎防。勒限比緝。照强盜例。分別議處等因。奉旨依議。通行欽遵在案。臣査窃盜拒捕。與白晝夥衆搶奪。殺傷事主。此等兇賊殊難疎縱。前地方官因無處分。未免緝捕懈弛。是以定例照强盜案件。題參疎防。分別議處。勒限比緝。立法誠爲至善。第强盜案件。定例不論已未獲賊。概參疎防者。蓋强盜無分首從。均擬斬決。非若窃盜拒捕。搶奪殺傷。止下手者。當其重罪。且窃盜因事主追逐。始

行拒捕。而搶奪在手白晝。乘機攫取。與大盜黑夜明火執仗。公然行刦者有間。倘概參疎防。地方官畏懼處分。轉多諱匿。似宜稍爲分別。嗣後竊盜臨時拒捕。與白晝夥衆。搶奪殺傷人。若未經殺賊。並雖獲賊而爲首。及下手兇賊未獲者。仍照例題參疎防。其疎防限內已經獲有爲首下手兇賊。惟夥賊未經全獲者。免參疎防。夥賊照案緝拏。如此則竊盜搶奪。與大盜疎防輕重有別。而地方文武各官見獲賊可免其疎防。必上緊緝拏。不致懈弛疎縱。等語查竊盜臨時拒捕。白晝夥衆搶奪殺傷人者。其爲首下手兇賊。與強盜無異。是以吏部議覆河南按察使隋人鵬條奏。照強盜案件。分別專兼統轄。揭參疎防。勒限比緝。悉照強盜例。分別議處。原因爲首下手之兇惡。爲害地方重其處分。正所以嚴其比緝。勿致兇賊漏網。若爲首下手兇賊已獲。其未獲夥賊。非應分別開擬。與強盜不分首從均擬斬決者不同。今該按察使既稱。強盜無分首從均擬斬決。非若竊盜拒捕。搶奪殺傷。止下手者。當其重罪。且竊盜因事主追逐。始行拒捕。而搶奪在手白晝。乘機攫取。與大盜黑夜明火執仗。公然行刦者有間。倘概參疎防。地方官畏懼處分。轉多諱匿。似宜稍爲分別等語。如該按察使所請。嗣後竊盜臨時拒捕傷人。與白晝夥衆搶奪殺傷人者。若未經獲賊。並雖獲賊而爲首及下手之兇賊未獲者。仍照例題參疎防。若已經獲有爲首下手兇賊。雖夥賊未經全獲者。應免其概參疎防。夥賊照案緝拏ト。先年唐人ヲシテ清人ニ問ハシムルニ、封印トハ清ノ法ニテ、在京ノ六部各省ノ總督巡撫ヨリ知州知縣マデ、印信アル官ハ、毎年十二月廿一日封印シ、正月二十日開印ト云ヒテ、印ヲ開キ用フルナリ。封印ノ内ハ、一切公用ヲ計ラザルナリ。シカレドモ至リテ急務、或ハ盜賊ノ人命ニカヽリ、或ハ急ニ官錢ヲ與フル等ノ文移ノ往來、開印マデ待チガタキコトハ、京都外省トモニ、文移ノ年月ヲ書キタル兩側ヘ、印信遵封ノ四字ヲ朱書スルナリ。或ハ小キ木ノ印ニ、印信遵封ノ文字ヲ彫リテ、年月ノ兩傍ヘ押シアリテ色々ナレドモ、僞印ヲナシヤスキナリ。コレハ吏部僞印ヲ造リ易ケレバ、今ヨリ封印ノ時ニ、地方ノ大小政事ノ繁簡ヲ計リ、印ヲ押シ、白紙ノ

文移ヲ貯ヘ、本印ト一所ニ大小ノ官ノ內衙ニ置キテ、其時ニ臨ミテ、其事ヲ書記シ、コレヲ用ヒ、開印ノ時ニ至リテ、用ヒ餘リタル印ヲ押シタル白紙ノ文移ヲバ燒キスツベク、及ビ竊盜アルトキ、首犯ヲ獲バ疎防ノ罪ヲ免ル、等ノコトヲ陳ブルナリ。コレニテ封印シルベシ。

○留獄

淵鑑類函曰。後漢書曰。安帝初、淸河相叔孫光坐レ臧抵レ罪。遂增錮二二世一。釁及二其子一。是時居延都尉范邠犯二臧罪一。司徒楊震等議依二光比一。劉愷獨以爲。春秋之義惡レ惡止二其身一。禁二錮子孫一。非下先王詳レ刑之意上。唐書曰。唐扶字雲翔。太初五年爲二山南宣撫使一。同鄉倉督鄧琬負二度支漕米七十斛一。吏責二償之一。繫二其父子一至レ孫。凡二十八年。九人死二於獄中一。扶奏申釋レ之。詔切責二鹽鐵度支二使一。天下監院償、連繫三年以上者。皆原。又曰。白居易見下度支有中囚二繫閿鄉獄一者上。吏三赦不レ得レ原。仍奏言。父死繫二其子一、夫久繫妻嫁。債無二償期一。禁無二休日一。請一切免レ之。奏凡十餘上。朝廷許レ之。又曰。初鹽鐵度支屬官。悉得下以二罪人一繫中所在獄上。或私置二牢院一。而州縣不二聞知一。歲千百數不時決。段佑奏。許下州縣糾二列所レ繫。申中本道觀察使上。幷具獄上。上聞許レ之ト。子孫ヲ繫ギ、及ビ年久シク繫グハ、刻吏ノ爲トコロニシテ先王ノ罪人ナリ。五雜組曰。圜圄論レ囚。常以二冬至前三日一。而遇レ有二慶澤一。常免二論決一。註誤殺レ人者。老二死圜扉一而已。浩蕩之恩。視二之往代一爲二獨寬一矣ト。堯典ニ眚災肆赦トアレバ、時勢ニヨリテ行フコトアルベキニヤ。

○俗舞

經世大訓曰。唐人俗舞謂二之打令一。其狀有レ四。曰招。曰搖。曰送。其一記不レ得。蓋招則邀レ之之意。搖則搖レ手呼喚之意。送者送レ酒之意。舊嘗見二深村父老一。爲レ余言。其祖父嘗爲レ之。收二得譜子一。因二兵火一失去。舞時皆裹二幞頭一。列坐飲レ酒。少刻起舞。有二四句號一云送搖招邀。三方一圓。分成二四片一。送在二搖前一。人多不レ知。皆以爲二瓦謎一ト。朱載堉律呂精義ニ、打令蓋亦推舞之俗名也。招即內轉也。搖即外轉也。送即下轉也。其一記不レ得。疑即上轉也ト註シ、又上轉若二邀レ賓之勢一。下轉若二送レ客之勢一。外轉若二搖出之勢一。

內轉若ニ招人之勢一トアリテ、上轉。下轉。外轉。內轉ノ圖、ハナハダ多キユヘノセズ。

○尖量平量

周官義疏曰。今市俗尖量平量二法。其尖量者。吳人亦曰ニ脫尖一ト。元文中、西土ヨリ來ル戶部ヨリ頒出スル江南ノ部斗官升方ニシテ、口廣ク底狹シ。福建ノ斗升ハ圓クシテ桶ノ如ク、中ブクラナリ。其實ハ江南福建違ナシ。コレ等ニテ觀レバ、西土ハ量ノ形チ色々アルトミユ。

○嘉量

同書。與人嘉量註曰。按金鑄之量。司市守レ之。民間及小邑小市。必准ニ其所ニ容受一。而以レ木爲レ之。若必以レ金鑄。則過重而難レ運。且比戶之資用。民力亦不レ能ニ多鑄一也。又曰。案此方尺。深尺。所ニ容約一。當ニ今量九升七合七勺弱一。與下廩人一月食米。人四鬴爲ニ上年一。三鬴爲ニ中年一。二爲鬴ニ下年一者上。正相彷彿。但疑圓外之脣。如作ニ實體一。則重不レ止ニ一鈞一。而體太厚者。聲石叩レ之。亦未ニ必中ニ黃鐘之官一也。意內之方尺以ニ銅版一作レ隔。而四畔皆中空者與。臀一寸若ニ方尺一。則實當ニ六升四合一。而止ニ一豆一者。臀挾レ上爲レ少。則鬴底非ニ方尺一矣。コノ說ノ如ク、周ノ嘉量司市ノ官、コレヲ以テ則トシテ、民間ノ量ハ木ヲ以テ造ルナルベシ。元文中觀タル所ノ清ノ工部ヨリ頒出シタル江南ノ官升。我國ノ六合少弱ニアタル。コノ九升七合七勺弱ヲ九升七合六勺九撮トシ、清ノ一升ヲ五合九勺トシテミレバ、九升七合六勺九撮ハ、我國ノ五升七合六勺三撮ニアタリ。度量考ニ、周ノ一鬴。我國ノ伍升漆合肆勺捌撮漆貳玖貳ニアタルト比較スレバ、壹勺四撮九八零八多シトイヘドモ、大抵度量考ノ說ト相合フナリ。元文中觀タル清ノ工部ヨリ頒出スル江南ノ官尺、小尺官尺ハ、我國ノ鈔尺一尺一寸四分八厘ニアタリ。小尺ハ、鈔尺九寸三分五厘ニアタル。コレ今尺ヲ官尺トスレバ、官尺八寸一分ハ、鈔尺九寸二分九厘ニテ、周尺長キニ過グルナリ。小尺八寸一分ハ、鈔尺七寸五分七厘ニテ、度量考ニ、周尺ヲ我國ノ漆寸貳分弱トスルヨリ長ケレバ、今尺ハ小尺ヲ指スナルベシト思ヒシニ、書隱叢說ニ、周尺乃今之匠尺也。今匠尺當ニ裁衣尺十之八一トアレバ、

小尺ノ八寸一分ニアラザルニヤ。

〇夏草冬蟲

書隱叢說曰。昔有ニ友人一自レ遠來。餉ニ予一物一。名曰ニ夏草冬蟲一。出ニ陝西邊地一。在レ夏則爲レ草。在レ冬則爲レ蟲。故以レ是名焉。浸レ酒服レ之。可ニ以却レ病延一レ年。余所レ見時僅草根之枯者。然前後截ニ形狀一。顏色各別。半青者僅作ニ草形一。半黑者略粗大。具ニ蠕々欲レ動之意一。不レ見ニ傳記一。書レ之以俟ニ後考ニ云。享保年中、淸ノ商人夏草冬蟲ヲ持チ來ル。誠ニ萬國ノ生物、ハカルベカラズ。

〇火浣布

同書曰。火浣布有ニ幾種一。有ニ火鼠毛所レ成。有ニ火雞毛所レ成。有ニ火光獸毛所レ成。有ニ火浣草所レ成。皆可ニ入レ火不レ然ニ。又西域際布里島火浣布煉レ石而成。又膠州有ニ不レ灰木一。燒レ之而成レ炭而不レ灰。其葉如ニ蒲草一。束以爲レ燎。謂ニ之萬年火把一。又蜀建昌有ニ石絨一。出ニ石隙一。亦名ニ火浣布一。又武當山有ニ石皮一。入レ火不レ然。亦火浣布之類ト。コレニテ見レバ、火浣布一ナラザルコト知ルベシ。且建昌ニ石絨ヲ織ルノミナラズ。別怯赤山ノ石絨ヲ織ルコトハ、元ノ前ヨリトミエテ、元史阿合馬傳ニ、別怯赤山出ニ石絨一。織爲レ布。火不レ能レ然。請遣レ官採取トアリ。

〇紫檀木桐木松木價

工程做法曰。紫檀木每レ觔舊例銀三錢。今核定銀二錢四分。見方一尺桐木舊例銀一兩。今核定銀九錢。松木徑二尺二寸長三丈五尺。舊例銀九十六兩。今核定黃松銀八十六兩四錢。紅松銀七十六兩八錢。コレニテミレバ、西土ノ木價ノ貴キコト知ルベシ。官ヘ貢ノ價ナレドモ、コレヲ以テ推セバ、民間ノ木價モ賤シカラズトミエタリ。

〇決湖溉田

康濟錄曰。宋計元知ニ丹陽縣一。縣有ニ練湖一。決レ水一寸爲ニ漕渠一尺一。故法、盜決レ湖者罪比レ殺レ人。會ニ歲大旱一。

元請借二湖水一漑レ田。不レ待レ報決レ之。州守遣レ吏按問。元曰。使レ民罪レ令可也。漑レ田萬餘頃。歲大豐。謹按。民可レ救而恩未レ逮。心雖レ切而事不レ奮。雖レ有レ仁而不三纔以二仁政一。終未レ有三以傳二朝廷之德澤一也。許尹決レ水漑レ田。寧甘自罪。有レ識有レ爲非二良牧一而何。コノ案ノ如ク仁心アリテモ、勇敢ニアラザレバ民恩德ヲ被ラズ。

○種菜活民

同書曰。明季戊申河南大旱。知登村令梅傳見二麥俱枯槁一。因思二蕎麥可一レ種。勸レ民備レ種而待レ之。祈禱畢。信レ步行二數里一遇二一隱士一。揖曰。令君勤苦。然雨關二天行一。非二旦夕之可一レ得也。梅曰。蕎麥尚可レ種乎。其人歎息曰。可レ惜二一片仁心一。向二樹下一一指曰。公欲レ活レ民。非レ此不可。視レ之則菜也。梅遂令下レ民齊收二菜子一與二蕎麥一並種上。未レ幾。又霪雨不レ止。蕎無二一生者一。惟菜則勃然透發矣。且逾二常年一數倍。民賴以不レ死。謹按。此亦救二雨災一之一法。留二心民瘼一者。不レ可レ不レ知也ト。コノ案ノ如ク民ヲ牧スルモノハ、微物ニモ心ヲ盡スベキナリ。

○三　案

例案全集。成案質疑。成案彙編ノ三書ノウチ、僅ニコノ三案ヲ記シテ、淸ノ代々政ニ心ヲ盡サル、コトヲシメス。

○遇レ蠲減レ租　爲二恩詔屢頒等事一

戶部題。御史顧素條奏。查二定例一。凡遇二水旱交傷一。蠲二免錢糧一。業主不レ行丙照下蠲二免錢糧一分數上。減乙免佃戶甲。仍照レ常勒取者。或佃戶告發。或旁人出首。或科道糾參。將二業主一議處。所レ救之租追出給二還佃戶一等語。至下奉二特旨一蠲二免錢糧一之處上。康熙二十九年七月內。原任東撫佛倫條奏經二九卿會議一題覆。後直隸各省遇レ有下特旨準二免錢糧一之省上。業戶既當二一應差徭一。將二蠲免錢糧之數一。分作二十分一。以二七分一蠲二免業主一。以二三分一蠲二免佃種之民一等因。具題奉レ旨依議。欽遵在レ案。誠恐地方官員日久玩忽。業主仍有二照レ常勒取者一。

小民不レ能ニ均沾一。寔惠之處。亦未レ可レ定。應下將ニ顧素保奏之處一仍照ニ前件一通行上。直省遵行。康熙四十二年六月初三日奉レ旨依議。 右例安全集。

○毆ニ死胞兄一又乞レ有レ留

康熙五十四年□月刑部會議得。湖撫劉殿衡題。王四兒毆ニ死胞兄王天順一一案。經ニ刑部等衙門議得一。王四兒依下弟毆ニ胞兄一死者斬律上。擬レ斬立決。具題奉レ旨。九卿詹事科道會議。具奏。欽レ此欽遵。查王四兒有ニ茶壺一。包揣令ニ放天順家一。因向ニ天順妻一討回。天順詢知罵詈。四兒聞レ罵兩相角口。天順趕ニ打四兒一。絆跌磕傷ニ頭顱等處一。天順仍扭ニ抱四兒一。四兒計ニ圖解脫一。拳ニ毆天順胸膛一。次日殞レ命。據ニ伊父王李章稱一。年七十有三。僅生ニ天順四兒一。別無ニ嗣息一。今將ニ四兒一擬抵。必致ニ絶嗣一。懇乞ニ留養一。屍妻蔣氏亦呈下請將ニ四兒一留養等情上。康熙五十年二月內原任江西准撫郎題。周貴生毆ニ死胞兄周達先一一案。經ニ九卿會議一。以下貴生之母熊氏年過ニ七十一止生ニ二子一。俱未レ生レ孫。若將ニ貴生一抵償則伊母熊氏年老無レ依。將ニ周貴生一免レ死減レ等。枷號兩個月。責四十板。准レ存留養上視。題結在レ案。今王四兒之事。與ニ周貴之案一相應。將ニ王四兒一免レ死枷號兩個月。責四十板。准ニ其留養一。奉レ旨依議。 右成案質疑。

○減レ等盜犯在レ監打ニ死人命一擬レ絞不レ准レ援レ赦案

刑部爲レ請レ明事會ニ看得。金五打ニ死吳斌一一案。據ニ晉撫諾敏疏一稱。緣ニ金五吳敏郝三禿子一。俱係ニ部暫禁之人一。于ニ康熙六十年十一月二十七日一。金五與ニ郝三禿子一爲レ火爭吵。吳斌在ニ相勸三禿子一。拾レ石擲ニ打金五一。金五拾レ石還擊中ニ吳斌左耳竅一殞レ命。歷ニ審供一認ニ不諱一。將ニ金五一。照ニ鬪毆律一以ニ絞罪一援レ赦。具題。前來査。金五係下行ニ刦鹽客周啓迪一案內。免レ死減レ等。暫寄ニ渾源縣監內一。俟ニ修站完日一發遣上。和樸多烏蘭古木之犯。今在ニ監內一又復行レ兇。將ニ吳斌打死情由可レ惡。金五不レ准レ援レ赦。擬レ絞監候。秋後處決。雍正元年十一月奉レ旨依議。 右成案彙編。

按ズルニ、王四兒胞兄ヲ毆死スルハ、人倫ヲ壞ル大罪ナルヲ、死ヲ減ジテ枷號兩個月ニテ留養ヲ准スハ、

惠政ニ似ルトイヘドモ、先王刑ヲ用フルノ意ニアラザルベシ。

○北 瓜

長垣縣志ニ、北瓜與ニ西瓜一味同。色白而形長。トアリテ、肉ノ色ナケレドモ、今ノ白西瓜ナルベキニヤ。

○派 剩

應天府志曰。派剩米八千八十九石一斗九升餘。派剩者。存留之餘貯ニ積於縣一。如遇ニ不時加派一則取ニ給於此一。不ニ復重擾レ于民一ト。コレ等ノ法ヨロシケレドモ、役人アシケレバ名ノミ存シテ、米ハナキモノナレバ、妄ニ行ヒガタシ。誠ニ正人ヲ得ザレバ良法モ益ナシ。

○落花生

嘉定縣志ニ、落花生七八月間。開ニ黃花一。其墮レ地即生。風逐ニ隣畦一亦然。香胡瞰レ之。有ニ別味一。又有ニ一種無レ花者一。更佳。子黃色而甜。有ニ花子白者一不レ甜ト。コレニテミレバ、落花生モ一種ニアラズ。

○和蘭銀錢

和蘭ノハロフロベイト云フ銀錢、圖ノ如シ。ロベイ二種アリ。大ヲ重サ三匁、ロベイト云フ。小ヲ重サ一匁五分、ハロフロベイト云フ。ハロフハ半ノコトニテ、半分ノロベイト云フコトナリ。

敬書 先年和蘭貨幣考ヲ著ス時、和蘭人コノ錢アルコトヲ云フ。今年初メテミルナリ。

○易 傳

敬書 去年律曆志圖字解ヲ作ル。陽九百六ノ孟康注ヲ過揲ノ策ヲ以テ釋セシニ、其後子夏易傳ニ策數ノ說アリト思ヒ出ダシタルニヨリ、易緯ヲ撿スルニ左ノ如シ。

陽極ニ其數一。萬物畢遂ニ其成一焉。故九也。陽極則剝。陰長而壯消之極也。故其變六也。消而息レ之。陽

復而長。陰之退也。故爲ニ少陽。其數七也。老陽九也。四而九之。其策三十六也。老陰六也。四而六之。其策二十四也。合ニ乾坤六爻之策ニ當ニ期之日也。少而七也。四而七之。其策二十八也。少陰八也。四而八之。其策三十二也。合ニ二少之策。當ニ期之日周。老陽老陰之策也。

ソノ序ニ、子夏易傳、漢書藝文志ニ載セザレバ、後人ノ爲ストコロトイヘドモ、意フニ全ク後人ノ僞作ニアラズシテ、古コノ書アリテ、前漢ニ失亡シ、孟康ノ時、コノ書ノ殘編アルニヨリ、孟康易傳ト註シ、後人殘編ニ因リテ僞リ作ルモ知ルベカラズ。孟康易傳ト云フハ、コノ策數ニヨルニヤ。姑クコレヲ記シテ、後ノ君子ヲ俟ツナリ。

○測歲實法

雍正元年、雍正帝ノ序アル御製律曆淵源ノ內ノ曆象考象上編ニ、歲實ヲ測ル法アリ。左ノ如シ。

測ニ歲實之法。古人皆測ニ冬至。然冬至之時刻難定。不如用ニ春秋分時得數爲眞。蓋冬至時。黃道與ニ赤道平行。其緯度一日所差不過ニ數十秒。儀器無ニ從分別。春秋分。黃道與ニ赤道斜交。其緯度一日差ニ二十四分。其差易見。且求ニ平行。須用ニ平行歲實而測量。止能得視行惟二分時。去ニ中距不遠。其平行實行之差甚微。可ニ以不計。況冬至時。太陽之地平緯度少。淸蒙之氣甚大。古來歲實難得ニ確準。此其故也ト。コレニテ西洋ハ春秋二分ヲ以テ、歲實ヲ測リテ宜シキコトミルベシ。

○歲　實

同書後編ニ、歲實ノコトヲ說クコト詳カナリ。ソノ文左ノ如シ。

日行天一周爲ニ歲周。歲之日分爲ニ歲實。古法日行一度。故周天爲ニ三百六十五度四分度之一。歲實爲ニ三百六十五日四分日之一。（周日爲ニ一萬分。四分之一爲ニ二千五百分）堯典曰。朞三百有六旬有六日。杜預謂。擧ニ全數而言則有ニ六日。其實五日四分日之一是也。漢末劉洪始覺ニ冬至後天。以爲ニ歲實太强。減ニ歲餘分二千五百爲ニ二千四百六十二。晉虞喜。宋何承天祖沖之謂歲。當有差。乃損ニ歲餘以益ニ天周。歲差之法。由

斯而立。元郭守敬取劉宋大明戊寅以來相距之積日時刻。求得歳實爲三百六十五日二千四百二十五分。比四分日之一減七十五分。而天周即爲三百六十五度二千五百七十五分矣。西法周天三百六十度。第谷定歳實爲三百六十五日五時三刻四十五秒。以周日一萬分通之得三百六十五日二四二一八七五。較之郭守敬又減萬分之一三有奇。以除周天三百六十度。每日平行三十九分零八秒一千九微四十九纖五十一忽三十九芒。即十分度之九分八五六四七三六五八、歳差則謂。恒星每年東行五十一秒不特天自爲天。歳自爲歳。而星又自爲星。其理自明。其用尤便。上編仍之。其後西人奈端等屢測歳實。又謂。第谷所定歳太過。酌定歳實爲三百六十五日五時三刻三分五十七秒四十一微三十八纖二十忽三十六芒五十六塵。以周日一萬分通之得三百六十五日二四二三三四四二〇一四一五。比第谷所定少萬分之一有奇。以除周天三百六十度。得每日平行五十九分零八秒一十九微四十四纖四十三忽二十一芒零三塵。八割註即十分度之九分八五六四六九六九三五一一八二三五。」比第谷所定少五纖有奇。每年少三十微有奇。蓋歳實之名數。增則日行之分數減。據今表推雍正元年癸卯天正冬至。比第谷舊表遲二刻。日躔平行根比舊表少二分一十四秒。見推日躔用數。而第谷去今一百四十餘年。以數計之。其差恰合。是亦取前後兩冬至相距之積日時刻而均分之。非意爲增損也。至於歳實消長統天授時用之。新法算書雖爲之說。而實未用其數。茲不具論ト。

授ザルニ、周天三百六十度ハ、西洋ノ渾天儀三百六十度トナシテ算スルニ、甚タ便ナリ。統天ハ南宋ノ慶元五年ニ、楊忠補造リタル暦ナリ。授時ハ郭守敬作ル暦ナリ。コレニテミレバ、歳實ニ消長ヲナスハ、統天暦ヨリ始マルトミユ。

○群書治要

三代實錄ニ曰ク、淸和天皇讀群書治要。參議正四位下行勘解由長官兼式部大輔播磨守菅原朝臣是善。奉授。書中所抄約紀傳諸子文。從五位上守刑部大輔菅原朝臣佐世奉授五經之文。從五位下行山城權介

善淵朝臣受成爲ニ都講一。從四位上行右京大夫兼但馬守源朝臣覺豫侍ニ都講席一。至レ是講竟。天皇傷ニ群臣於綾綺殿一。蓋申ニ竟宴一也。大臣以下各賦レ詩トアルハ、群書治要唐ノ魏徵ノ作ユヘ、講ゼラルヽコト如レ此ナルベシ。コレヨリ盛ニ行ハレシト見ヘテ、古キ寫本アリ。神祖ノ大德コノ書ヲ刊行セラレ、後ニコノ板ヲ紀府ヘ賜フトカヤ。

○藥斑布

江南通志曰。藥斑布出ニ嘉定縣及安定鎭一。宋嘉泰中。有ニ歸姓者一。創爲レ之。以レ布採ニ灰藥一而染。靑白相間。有ニ樓臺人物花鳥詩詞各色一。充ニ帳幔衾帨之用一ト。コレ今ノ加賀染ノ類トミユ。

○白　酒

揚州府志曰。白酒各州縣皆有。用ニ草麴一三日可レ成。味極甘美。少入レ水。曰ニ水白酒一。冬月甕過窨レ之。曰ニ臘白酒一ト。醫書ニ出ヅル白酒ハコレナルベキニヤ。

○小　學

前漢書律曆志ニ、其法在ニ算術小學一。是則職在ニ太史一。羲和掌レ之。トアレドモ、小學ハ文字ノ學ユヘ、律曆志ノ字解ニ、小學ヲ曆學ノコトヽナシガタカリシニ、同書王莽傳ニ、令下天下小學戊子。代ニ甲子ニ爲ニ六旬首一。冠以ニ戊子一爲ニ元日上。師古曰。元喚反、元善也。冠者士昏以ニ戊寅之旬一。爲ニ忌日一。師古曰。昏謂取レ妻也。百姓多ニ不レ從者一トアリ。コレニテミレバ、前漢ニハ文字ノ學ヲ小學ト云フノミナラズ、曆學ヲモ小學ト云フトミヘタリ。

○ヒンドスタント國

先年、和蘭人敦書ニ語リテ云、凡ソ天下ノ國、ソノ國ノ物ヲ賣リテ、他國ノ物ハ買ハザルナシ。然ルニ、天竺ノ內、ヒンドスタントト云フ國ハ、其國產ヲ賣リテ、他國ノ物ヲ一切買フコトナシ。如レ此ナレバ、天下ノ金銀、終ニハ此國ヘ寄リ集レドモ、飢エタル時ニ、金銀ヲ食フベカラズ。寒ヘタル時ニ、衣ルベカラザルヲ、ニ集メ貯フルハ怪ムベキナリト。和蘭人ノ言ノ如ク、金銀平日ハ至寶ナレドモ、饑寒ノ用ヲ

ナサヾレバ、金銀ヲ集ムルハ何ノ爲ニヤ。

〇難波村

アル人ノ云ク、攝州尼崎ノ西ノ町ハヅレヨリ半里バカリ西ニ、東難波村、西難波村アリ。西難波村ニ、難波ノ梅白花ニテ紅ヲ帶ブ。アリ。古ノ難波ノ京コレナリト、或說ノ如クナルベキニヤ。

〇折獄

益智編曰。王元美在二靑州一時。官校捕二七盜一。逸二其一一。盜首妄報二逸者姓名一。俄縛二一人一至。稱レ寃。公令レ置二盜首庭下一。差遠而呼二縛者一。跪二堦上一。其足躡二綠絲履一。盜首數從レ後窺レ之。公密呼二一隷蒙縛者一。首同出而易二其履一。以レ人令二盜首諦一レ之。盜首不レ知二其易一也。卽指二綠絲履一曰。此逸盜也。公大笑曰。爾乃以二吾隷一爲レ盜。卽釋二縛者一ト。元美博物ノミナラズ。ヨク獄ヲ折ムト云フベシ。

〇幹辨

同書曰。茅坤爲二廣西僉事一。欲三入勦二猺賊一。以二鄕導不一レ審。諸猺獞並阻二山谷一。或師偵者不レ得レ入。于是別募二死士一爲二絆事軍一。令下各携二善畫者一而入上。夜行晝伏。分レ道深入。至則各圖二其山川道里一以出。又恐二遲者遂及一。以二藥筆一傳二之紙一。絕無下可二親見一者上。出則按レ圖聚レ沙爲二山谷狀一。不二二三月間一。府江所轄諸夷砦。其最狡且險者八十一處。稍次者百餘處。大略如二掌股間一矣ト。コレヨリ諸猺ヲ料ルト云フベシ。

〇井田

經濟成書曰。天下無二百年不レ變之法一。貴レ有二百年行レ法之人一。竊意。井田有二三代之君一則可レ行。無二三代之君一則不レ可レ行。何也。阡陌旣開。而吞幷難レ出二于下一。阡陌未レ開而侵奪生二于上一。春秋戰國之時可レ親已。又井田無二三代之君一不レ可レ行。卽有二三代之君一則不二必行一何也。與下其奪二民田一爲中歸授上。而傷二于煩擾一。何如下因二民田一以二均限一而禁中其賣遷上。魏晉隋唐之制。亦可レ舉已。後世徒慨二古法之莫一レ返。不レ思二行レ法之未一レ善。商君擅二廢井田一。固爲二三代罪首一。而新莽强復レ之。豈卽爲二周家功臣一乎ト。林一瓚ノ說、

ハナハダ理アリト云フベシ。

〇臺灣

香祖筆記曰。臺灣古荒服。在福建東南大海中。西界于漳。南鄰于粤。北與閩安相亘。其水道則東連日本。南鄰琉球暹羅呂宋荷蘭諸國。其沿革莫得而詳也。明嘉靖四十二年流寇林道乾作亂。都督俞大猷剿之。追及澎湖。道乾遁入臺灣。大猷不敢逼。留偏師駐澎湖島。時哨鹿耳門外。徐俟其敝。道乾遁往占城。道乾既去。澎湖駐師亦罷。天啓改元有顔思齊者。爲日本國甲螺。猶頭目也。引倭首歸一王屯臺灣。閩人鄭芝龍附之。始建平安鎭城。既而阿蘭國人舟遭颶風至此。愛其地借居之。遂與倭約。盡有臺灣之地。而歲輸鹿皮三萬。荷蘭國人善火器。其居臺灣之地也。以夾板船爲犄角。雖兵不滿千。南北土酋咸畏之。又建赤嵌城以居。順治庚寅。日本甲螺郭懷一謀逆荷蘭人。事覺懷一被殺于歐汪。（今在鳳山縣界。）辛丑鄭成功自江南敗歸。勢日蹙。頓軍廈門。適日本甲螺何斌與荷蘭酋長隙。潜誘成功進取臺灣。鹿耳詰屈回旋。沙浮水淺。粹難飛渡。成功舟至。水忽漲餘丈。巨艦縱横畢濟。遂克臺灣。荷蘭國人與成功戰不利。退保平安鎭城。其酋歸一王以死拒之。成功力攻不克。乃環山列營以困之、荷蘭人勢窮。以十餘艘決戰。成功用火攻。盡焚之。荷蘭人遁歸其國。成功既有臺灣。以赤嵌城爲承天府。改臺灣土城。爲安平鎭。總名曰東都。未幾成功死。其子經居鷺江。（今廈門。）成功弟世襲。陰有竊據意。經故逐之。世襲渡海來歸。經僭立。改東都曰東寧。改縣曰州。設安撫司三。南北路澎湖各一。辛酉經死。子克塽嗣。康熙二十一年壬戌福建總督姚啓聖用間諜。陰結傳爲霖爲內應。事洩爲霖遇害。明年癸亥靖海將軍施烺奉命率舟師進討。六月自銅山抵澎湖。入臺灣。連克虎井桶盤諸嶼。誓師戒嚴。鄭克塽奉表降。詔赴京師隸旗下。于其地設臺灣府。統臺灣。鳳山諸羅三縣隸福建布政使司云々ト。按ズルニ、水道ハ東我國ニ連ルト云フハ誤ナリ。我國ノ甲螺及び歸一王何人ナルニヤ。

○敬空

同書曰。沈存中筆談補云。前世風俗卑幼致ニ書尊者一。但批ニ紙尾一答レ之。謂ニ之批反一。如ニ詔書批答之義一。故紙尾多作ニ敬空字一。謂下空ニ紙尾一以俟中批反上耳。按昔人謂ニ謹空之空。乃九拜之空。首拳也。一說互異ト。コレニテ敬空ノ二義アルコト知ルベシ。

○妾亡

智品曰。雍本爲ニ吳縣知縣一。吳民有ニ妾亡者一。妾父訟下其夫密殺ニ我女一。兩月匿中屍湖中石下上。召訊ニ其夫一。曰妾逃兩月。踪跡莫レ得。不レ知。妾父脅レ賊始知ニ死所一。公使下人視中其屍上。乃訊レ父曰。夫匿レ殺ニ汝女一。汝安知レ匿ニ于石下一。此又皆兩月屍耶。此必非ニ汝女一。殺ニ他人女一冀レ得レ賄。一拷而服ト。按ズルニ、何人ノ女ヲ殺スト訊ヲ記サヾルハ闕文ナルベシ。

○理寃

同書曰。黃裳爲ニ四川參政一。過ニ崇慶一。忽旋風起ニ輿前一。擁不レ得レ行。公曰。卽有レ寃。且散。吾爲レ若理。風遂止。抵レ州沐而禱ニ城隍一。夢中若有レ言ニ州西寺一云。公密訪ニ州西四十里一。有レ寺當ニ孔道一。倚レ山爲レ巢。公且起率ニ吏兵一往抵レ寺。盡係ニ諸僧一。其中一僧少而狀甚惡。詰レ之無ニ祠牒一。卽塗ニ醋垩額上一。酒洗レ之。隱有ニ巾痕一。公曰。是盜也。卽訊ニ諸僧一。諸僧不レ能レ隱。盡得ニ其奸狀一。蓋寺西有ニ巨塘一。夜殺ニ投宿人一。將レ屍沈ニ塘中一。棄其分ニ其資貨一。有ニ妻女一。則又分ニ其妻女一。匿ニ妻女隱窖中一。恣淫ニ毒之一矣。公盡按レ律殺レ僧。毀ニ其寺一ト。黃裳風ニ託シテ、ヨク寃ヲ治ムト云フベシ。

○造茶

竹屋三書曰。造レ茶新採。揀去老葉及枝梗一碎屑。鍋廣二尺四寸。將ニ茶一斤半一焙レ之。候ニ鍋極熱一。始下レ茶。急炒。火不レ可レ緩。待レ熟方退レ火。徹ニ入篩中一輕團。那數遍復下ニ鍋中一。漸々減レ火。焙乾爲レ度。中有ニ玄微一。難レ以レ言顯一。火候均停。色香全美。玄微未レ究。神味俱疲ト。按ズルニ、イマ唐茶ヲ製スルニ、

茶ノ葉ヲ採リ、ヨク洗ヒ、水氣ヲ去リテ、鍋ニテ炒シ、手ニテ揉ミ、ヨク青汁ヲサリ、又炒シ、茶ノシンナリト柔ニナル時ニ、トリテ日ニ干スナリ。始ハ青色、日ヲ經テ黑色トナル。此法ト大畧同ジ。那ハ那換ノ那ニテ、篩中ニマロメテ置ク所ヲ移シ易テ、青汁ヲ去ルニテ、揉ミテ青汁ヲ去ルト同意ナルベシ。

○瓦硯

先ニ三村山ト識シタル瓦硯ヲ觀ルニ、眞ニ古物ナリ。匡房寛治元年悠紀歌近江國、ミムラノ山。時雨フルミムラノ山ノモミヂ葉ハタガヲリカケシ錦ナルラン。コレ新勅撰ニ載セアリテ、三村山ハ近江國ノ名所ナルユヘ、諸書ヲ考フレドモ、三村山知ルベカラズ。近江ノ國圖ヲ撿スルニ、三村山コレナク。三村アリ。按ズルニ、後世三村山ノ所ヲ失フニヨリテ、三村ト誤リ讀ムニヤ。意フニ、古、三村山ノ邊ニ、官府アルヒハ佛寺アリテ、ソノ瓦ナルニヤ。圖ノ如シ。

三村山ノ文字、及ビ上下ノ罘罳ノ形ノ如キモノ、横骨トナシテ作リタル瓦ナルユヘ、文字及ビ罘罳ノ形ニ形タルモノ皆隆起ス。

〔無窮會神習文庫本云〕

續昆陽漫錄ニ收メズ、及ビ近比觀タル事ヲ書集メテ一冊トナシ、續昆陽漫錄補トス。

明和五年九月朔　青木敦書記

續昆陽漫錄補 終

南嶺遺稿

南嶺遺稿序

物有不可言。或有不可不言。吾將以可言々之。以不可言不之言。才也德也。不可不言。無才也無德也。不可言者也。若才德並與者。嗟乎蓋鮮矣。夫南嶺者。才也可言。德也不可言。不可言而言者。諂焉。可言而不言者。妬焉。不妬不諂者。獨南海良先生有焉。嘗題于南嶺子。亡何南嶺卒。門人萃遺言於此。殆倂于前篇。吾東方之典故。未發于前篇者。於此書開發焉。若其才也。余嘗序乎前篇。至若其德也。吾未之知。雖然。因此書以德。德豈不可言乎。若夫南嶺者。骨朽而言不朽。門人見在于四方者若干人。今也幸閱此書。如面見南嶺乎。南嶺也者。其不朽歟。

寶曆丁丑九月晦

良芸之撰

良芸之印

伯耕

南嶺遺稿目録

卷之一

卷之二

卷之三

卷之四

以上

南嶺遺稿 巻之一

秋齋桂先生著
門人 細谷文卿校

〔一〕 尾州蕣菜

おもてを賣れる蕣菜よばせてみしに、多く竹の棹にかけて、錢五ツ六ツにはおびたゞしくかへたり。京あたりにはまれにして、淀、伏見に尋ね求る事なるに、今尾張に住でぞ、かく澤山なる物とは初て知れり。古事記、萬葉集にも、古く出て人の賞味する物になん。希なるによりて用られ、多なるによりて用られざる例、人も又かくの如し。昔は先祖をまつり、其祖名をおとさじとする一すぢをのみ、神道と心得て、天が下此道にのみ據けるに、加持祈禱を先務とこゝろ得、あるは天竺の教に泥じ、たま〳〵それをのがれたるは、宋儒の理窟につゝまれ、的もなき敬の字を持込たり。土金の沙汰にからめられたるなん、いふばかりなくあやしき業也。古事記、日本書紀等には據らず、家傳、社傳と號もの、愈私の僞作也。公道に何ぞ祕事あらん。深祕といふ事、三代實錄に始て見えたれども、灌頂の深祕とありて、眞言家の事也。神代卷を講ずる輩、深祕とかくし、別席とて說殘すは、知らざる所歟。貪る所か。其餘あるべからず。

〔二〕 大成經 神道

大成經の神道者といふ有。美濃國黑瀧の潮音等が、何かいさゝか古く僞り傳へし物に取添へて、正部三十八巻、副部三十四巻、合て七十二巻として、これいにしへ聖德太子の顯し給ふ、眞の舊事本記也など披露しけるが、子細ありて僞書は極まり、公儀より此書の徘徊を禁止し給ふ。件の大成經幾所となく、這箇の這の字を、コノ何々とコノト訓じつかひたる文多し。這をコノトつかふ事は、宋朝以後の俗語の字なり。聖德太子の時代を異邦へ當れば隋に當れり。よく思ふべし。七十二巻ともに僞撰の證論ありといへども、こゝに略しぬ。まどふべからず。

〔三〕 讀二神紀一故實

日本に生れたれば、日本の故實にはしらでいかゞ成べし。日本書紀等能考へ知べし。其第一、第二神代巻なれば、讀て古の質實を可レ感。讀て神道者とは成べからず。禰宜、神主は其職なり。祭祀の禮を委く學び勤めて、おろそか成べからず。神記はまなぶべし。神記に奇異をとくべからず。禰宜の奴隷をふらすと、武士のちはやかけたがるは、世の捨ものなるべし。武文其職をかへり見ば耻ざらめや。

〔四〕 和歌熟字書法

梅花、春風、秋霜、菊花など熟字也。のゝ字入れて書べからず。歌を書に、かやうの熟字は、のゝ字入たらん人は賤しかるべし。又上の句、文字にて書ば、下のかしらは假名たるべし。下のかしら文字ならば、上のかしら假名たるべし。上下ともに假名にては苦しからず。上下とも書出しを眞名にて書は、心得たる人のせぬよし也。

〔五〕 字餘之歌

拾遺集戀の四、

みなといりのあしわけ小船さはりあふみおなじ人にや戀んと思ひし

文字餘りの哥は、これを手本に讀べし。此歌、三句に文字餘り也。然れども耳にたゝず、哥のしらべを能よみたり。かやうのしらべに讀事をえずば、文字餘りの歌、かならずよむべからずと也。

〔六〕　吉祥茅草

ちがやは茅草なれば、今俗にいふつばなにて、つばなは、ちばなの轉じたるなるべし。眞言、天台の草座にちがやを用ゆるも茅也。今萱を用るはあやまりなるべし。佛門に吉祥茅草とて、佛座とする事有。さあれば七くさのうちに、佛の座といふも、ちばななるべし。佛座さま〴〵に說ありて、古人も決しがたしとす。きはめて茅草ならんとおぼゆ。扨神事にかやを用ゆ。舊社の屋根など、かやにて葺事、萱をかりてふかねばならぬ事とおぼえしに、證文おぼつかなし。かやといふは、草の惣名にして和名也。和名鈔地名部にも、大草をおほかやとよませたり。日本書紀神代卷には、草野姫とあるを、かやのひめとよみ。諺に、木の實、草の實といふにても知るべし。都て草葺なるを、古來かやぶきといふにぞ有べし。又茅をもつて、ちがやとて神事に用るも、佛家に混ぜられたる、吉祥茅草の餘風にやとおぼゆ。淺茅生などよむも此草也。

〔七〕　繪馬武者繪

繪馬に武者繪を書事、古き事なり。園記といふ書には、建暦年中、伊豆の三島の社へ、八幡太郎の陸奥の軍の圖あり。又太平記の阿保と秋山との河原軍の圖あり。其頃、靈佛、靈社へ手向として懸たる事也。

〔八〕　者之字

和文の中、者の字を置て、チエレバとよます事有。此事、しかと知れず。按るに、明英宗實錄に、北狄そむく時に、明英宗討手にむかはれしに、北狄つよくして、英宗を擒にす。時に北狄の長、士卒に問ふ。英宗は中華の天子也。一旦とりこにすといへども、放ち歸すべし。といふ時に、士卒みな一同に者者と答ふと有。是唐音にては、チエイ〱〱といふこと也。又然の言とも注す。又肥後阿蘇言に、そふしつちゑい、こうしつちゑいといへり。しかれば者執達如ㇾ件などとあるは、然れば執達如ㇾ件といふ事にて、チエレバといふ詞也。

〔九〕　職原抄印板

准后大納言親房卿の職原鈔を始て板本にせしは、中原職忠〔割註〕後號二萃庵一」のわざ也。是より前は、小野、富田などとて、地下の官人にも、職原鈔よむものありし。其注本など見しに、一向不埒なるもの也。中原職忠中興のやうに成て門人多く、職原鈔大全編たる植木氏を始、其比よりつゞいて此門流のみはびこりけれども、職原鈔限の取沙汰にて、令義解などは沙汰せざる事也。加賀へ召抱られし平田氏も此例也。

〔十〕　壺井翁學問

壺井先生は平田氏の弟子也。みづからおもへらく、我としたけて學ばんとこゝろざす事なれば、夜をもつて日につがずんばたるべからず。たとへば十年夜を寢ずんば、人の廿年にあたるべしと、それより宵の内をいさゝかまどろみ、夜を日についで、官職の學問をはげみ、平田氏をふかく信じかよひけるに或夏土用乾を手傳けるに、職原鈔の大全を秘書のやうに取まはして有。是より師弟の約を變じ、古記を探り、獨學にして日々故實を得たり。惣じて前かたは、記錄といふものたやすく見る事叶ひがたかりし

故、官職の學問にかぎらず、哥學、神學、すべて吾國の故實、只理おしにのみ沙汰しける事也。此ころより太平の化に乘じて、そろ〳〵と記錄も見る事の自由になるやうに成しとき、かゝる氣根拔群の人出て吟味せしほどに、世上の官職者、〔割註〕其頃までは是を職原者といへり。わけもなき呼名なるべし。」是におよび難く、次第に名高く門人もはびこりたり。然れども日用常行の敎にもあらず。醫伎產業の稽古にもあらざる故、渡世甚まとしく、夜學の燈燭に盡て、闇中にくらせし事もありしと、先生物語なりし。性質方剛にして物にゆづらず。吝にして直、つとめてあかず、敎て倦ず。かゝる中にも、古來誤る說どもを浮說問答抔して書て出し、忌きらはるゝ事もありしかども、おのが學ぶ所たしかなりし故、終に四方に知られ、公家方にも弟子有、地下にも專ら用ひ、著す所の書、或は板行し、或は秘し傳ふ。然るに先生存生に、京にて別席を張、敎授せしは予一人なりしに、子細ありて師弟の約を戾しけるになん。

〔十二〕　富士之歌

或人の御話に、富士の歌は、隨分だてによむが習なり。古人の富士の秀歌。いづれもだてなり。哥は正風體を貴む事なれども、富士ばかりはそれをゆるして、だてによますが日本の光りなりとぞ。予はじめて東へ下りけるとき、相坂にて、

都人にいつ相坂の關こえておもふも遠き東路のそら

始て富士を見て、

見ぬ人にかたるとうけし富士の根の雲よりうへに雪積るとは

此二首、或かたへ御覽に入たれば、うけじとは、うけがはじとの心なるべし。富士の哥をよむ心得、誰

にならひて、すがたをだてによみたるかなど、一興におぼしめすよし、下手のうたもだてなるが、富士の體にかなひたるにやと、かたじけなき事におぼえ侍る。

〔十二〕　紅葉讀方

或人の御ものがたりに仰られしは、紅葉といふ事、雨にそまり、雨にもまれ、次第に色を出す。夫故赤き色を紅といふも、もまれて色をいだす心なるべし。紅葉の全紅なるも、又黄紅まじはるも、いまだそめざるも、此もみ出すといふ心を、專らにして讀べしとぞ。されば木はもみぢにても、いまだ色づかぬは紅葉とはよみ難し。稲荷の山のもみぢばのあをかりしと讀しは、紅葉すべき木の青きといふ義にて、襖といふ着るものによせて讀たるものなれば、格別なりとぞ。後撰集秋下、

　　雁なきてさむきあしたの露ならし立田の山をもみ出すものは

此うたにて、紅葉とはもみ出すものと合點すべし。其心得なくてよみたるもみぢの哥に、いつも題意に應ずべからず。

〔十三〕　歌會文臺

和歌の會に用らるゝ文臺の事、これは和歌に限たる物にてはなし。古來、書物を乘せてよむ臺也。かるがゆへに寸法なきものなり。太平記などにも、玄惠法印文臺にて書を講ぜしと有。今の見臺といふものは、後世の作意にて、したてたるものにて、いにしへにはなきもの也。夫故、伊藤氏なども、見臺といふ名の俗なるを嫌ひて、書几と名づけられし。唐土の書にも、斜几と云ものゝ事をのせたるも有。見臺のやうに仕立たるものにや。事物紀原にも、見臺とおぼしきものゝ事見えたり。我國は古來、文臺にて事をすませしと見えたり。源氏物語紅葉賀卷に、もみぢのむすびづくへといふ物有。紅葉の枝を折てなら

べ、足をもみぢのえだにて、紙よりにて所々むすびてつくへとしたるものたり。源氏の體にて考れば、時にとりてむすび机を用ひ、和歌書たるものをのする臺とおぼえ侍る。今世にいふ柳筥といふものは、柳のむすびつくへなり。しかとしたる今の文臺の寸法は、俊成卿よりはじまりしよし、定家卿の明月記に見えたり。一條禪閤、明月記全部の內より、和歌の事にかゝりたる文ばかりをあつめ、上下二卷とし、明月記和歌の部類と稱し給ふ。此中に、文臺の寸法も見えたり。惣じて、和歌の事にかゝる寸法のもの、色紙、短尺、懷紙、大短尺、大色紙、大懷紙、詠草の紙の程、官位によりてかはる事、重硯、置硯、文臺、筆の軸の寸法、短尺載る小柳筥、和歌の置物棚などをはじめ、三十二品の寸法もの有。是は別に口傳して、寸法の卷となさすべきなり。

〔十四〕　宗匠家

宗匠家といふ事、假令古今傳受なされても、宗匠家とは號せず。只和歌所と號す。仙洞にもせよ、當今にもせよ、御師範と成御歌に點を奉るより、宗匠家と號する事なるに、今は心得たがひて、すべて宗匠家と號す。しかるに地下、町人、百姓、和歌の弟子をとりて、宗匠と號するは、宗の字濟がたし。和歌をとりくむ事を匠といふ。一時一人のもの也。二人はあるべからず。故に古今御傳授の時も、一人は緣開とたつる。宗匠となりたまふとき、まぎれぬ爲也。これをおもへば、町人百姓にて、和歌の宗匠といふは、俳諧の點者の部にて有べし。此宗匠といふ事をしらざるもの多しと、ある人仰られし。

〔十五〕　短冊

短尺といふ事、頓阿法師已後のものなりといふ說あれども、古來叙位除目のとき、短尺申文といふ事あり。紙をほそくたちて、官位を願ふ事を書付る也。御堂關白殿、短尺申文の多くありけるを、裏返し

て、歌かゝせ給ひしといふ事、清少納言の日記に見えたり。短尺の名は、叙位除目はじまりて已來ある事なり。

〔十六〕　呉竹

呉竹といふものは、なみだに染りたる色なりと、舜の故事を引て、吉事には用ひぬやうに申人あり。しかれども古來禁中に漢竹臺、呉竹臺とて有。歌にも、くれ竹の世々を傳ふるなど讀て、さのみ忌事とはせず。俗說に拘れり。

〔十七〕　和歌懷紙

懷紙といふものは、大昔はなかりしもの也。清和天皇の比、歌紙といふものに、みちのくを用ゆといふ事、貞信公の記に見えたりと、卯杖双紙に引たり。貞信公は延喜前後の人なり。清和天皇は夫より前也。聞つたへてかゝせ給ふか。卯杖の双紙といふは一卷ありて、作者しれずといへども、清少納言の枕双紙にも、さうしは卯杖殿うつりとのせられたり。いまやうのものにあらず。殿うつりといふは、今の乞食のうたふ鳥追といふものの言葉の餘風也。御堂の關白殿、新殿をつくらせ給ふを祝したるうたひもの也。

〔十八〕　和歌之師

歌は諷ふもの也。かるがゆへに、てにはといふことを大切にする也。手爾葉たがへば、うたひがたし。今の歌よみ、作例をもつて、誰が歌に、かゝるてにはどもをつかひたるといふ類あり。夫はうたひものといふ事を知らざる說なり。唯讀あげては作例にてすめども、其歌の一躰にて、手爾於葉を吟味せずば諷ひがたし。てには傳の書、和歌のよみかたの書、おほく見れば、師をとらずしても、作例と手爾於葉にてはよまるべし。しかるに、師をとるといふは、其歌一首の上にて、批判を受る事也。批は章の善惡をあら

たむる事にて、判は言葉心を吟味する事なり。此傳は、十八ケの墨譜のならひといふ事有。ふしはかせの事也。此ならひさへすめば、只一字のひゞきにて、諷はるゝとうたはれざるとあり。此事わかき時きゝし故、いひ傳るとて、或人より相傳し侍る。

〔十九〕 定家卿戀歌

定家卿、式子內親王と契らせられ、中絕て離々なる比、讀て送られける歌、

なげくとも戀ふともあはんみちやなき君かつらきの峯のしら雲

父俊成卿、それまでは此事、世の憚もありと、つよくいさめ給ひしが、此歌を傳へ見て、今よりとゞむべからず。とても思ひとまるまじき心と見えたりと、おほせけるとなん。しかれば此歌、親のいさめ、世のそしりをもかへり見ぬばかり、ふかき情の見えたるにや。うちきこえたる所は、さのみ格別なる事もなし。此歌にふかき情見えたるは、いかゞと工夫し得たらば、戀の歌は、やすくよまるべしとなん。

〔廿〕 觀二古歌一

或人の仰られしは、古歌を見る事さへよくなれば、歌はよまるゝなり。其見樣といふは、一首五句の內、題意の有ところを見付るが、古歌の見やうなりとて傳受したまふ。續後撰集に、後白川院かくれさせ給ひて後の秋、長講堂にまいりて、薄を見てよめる、入道親王請仁、

ふく風に誰をか招く花すゝききみなきやとの秋の夕暮

此歌の題意、三の句にあるやうなれども、これは下の句に題意をあらはして、上の句にて、うたがふといふよみやうなり。又草庵集に、

治れる世にあふさかの關の戶は月影ならてさすよはもなし

此うたは足利左兵衛督直義の三條の家にてよまれし歌なり。一二三四五と次第によみ下しながら、題意は、三と五にありて、一二四と中へ挨拶をはさみたる體なり。新古今集に、西行、

ふりつみし高根の深雪解にけり清瀧川の水のしら波

これは又、下の句を上の句にて釋したる讀やうなり。百人一首、

もろともに哀とおもへ山櫻花より外にしる人もなし

此歌は、三四五一二とよみて、題意は、下の句にあり。其下の句の心を、上の句によみて、しゆびを合せたる體なり。和田の原こぎいでてみれば。此歌は、一二〇〇三四五とよみて、題意をまづ上の句にあらはし、上の句のこゝろを、下にてしゆびを調へたる體也。ちぎりきなかたみに袖を、此歌、二三四五一とよみて、先題を二三四五の句に顯し、その意を一の句によみて、しゆびを調へたるもの也。きり〲すなくや。秋の田のかりほの。春すきて夏きにけらし。是等は一二三四五と次第を受けて、題意をつゞけなりの次第によみたる也。足びきの山鳥の。筑波根のみねよりおつる。此類、序歌といふ類にて、上代の一體、上を序として、下に題意をあらはす、今の體にはあらず。京極中納言殿の百人一首を、今宗匠家にて傳受とする事も、外の事にてはなし。歌は一首五句の物ゆへ、五體にわけ、廿首づゝ同體あり。それを合せて二五百首也。これを分て教る所が傳受也。かやうにいへば分らるゝやうなれども、序歌二十首に足らず。此序歌と見えざる歌に序歌あり。それを相傳するが、百人一首の傳受なりと也。

南嶺遺稿 巻之二

〔廿一〕 近世神軍傳

近比はめづらしき事をいはざれば、人のおもひつきなきとてや。神軍傳とて近代の甲州流、謙信流、其外、世に行はるゝ軍書の内より、そこをこゝへ入かへ、かしこをそこへさしはさみて、それに神器などを僞作しそへ、日本人は此神軍にあらざれば相應せずと、書物などをこしらへ、人を誣る流六十流ありて、各つくりかたちがひたり。寛永の頃、忌部正齊といふもの、鹿しま大明神、神軍を傳へし。其弟子筋、予が若かりし時までありて、村上正安とて、專ら是を敎あるきたるをならひて、今おもへば、腹もたちおかしくも有也。山崎氏弟子、一流こしらへ出したるもあり。近き頃は、よほど名有人の、是を信じて傳へらるゝもありとぞ。中にも橘家の神軍といふもの、いつはりも外よりはつよきによりて、人のしる事も又おびたゞし。橘家の祖諸兄公より、代々神軍を行ひし事、記したる證文もなく、楠正成も橘氏なれども、つゐに神軍といふ事申されし事、書もとゞめねば、いひも傳へず。いかにも日本上代は、異國の軍術をからずして、軍もありぬべし。異國の軍術渡りてより、段々くはしく、かやうの事むかしより次第に精密になり來れば、わづらひて朝鮮人參をのむ心ならば、孫子もちと味ふて御覽なさるべし。鐵炮といふきびしきものわたりたる中へ、咒文をとなへ、はらひ給へきよめたまへにては、中々とはもの也。日本神代はいふに及ず、上古の軍だち、曾て傳らず。橘家にのみ傳はりしといふは、私說にて公論ならず。いはんや其人の自分のうけ合請とりがたし。人は人を以てたゝかふ事をしるべし。神を以てたゝかふ事は、

あぢな所に頼み有て、たゝかはざるときに、よはみ見えたり。人は人にておはり度もの也。やゝもすれば、日本人は神民也。異國の事をかるべきやうなしといふやから有。それ故、朝鮮人参の事を引たる也。かゝる事をいふによりて、儒者などの爲に笑れ、いやしまるゝにいたる也。物は天地に通ず。いづかたのもの吾國のものとわくべき理なし。文字も異國にて造りたるを、日本にてつかふ。是もかり用るにはあらず。いづかたにてなりとも始る事あれば、一天地の中なれば、通用するといふもの也。能思ふべし。

〔廿二〕　辨々道書

太宰氏、辨道書といへる書をあらはして、神道者をさん〴〵にいやしめたり。播州の誰とやらん神人と見えて、返答を書、辨々道書とて板行にあり。いかにしても太宰大器量ある論に、倭姫世記や、吾垂加翁の説になどゝ、小たてに取たり。小器量本書の足もとへもよりがたくきのどく也。太宰は文章の鴻儒にして、辨道書悉的論なり。たゞ其國に居て其國をそしる罪のがるべからず。辨道書板本にすり。大ィに吾日本をいやしめたり。

〔廿三〕　哥袋

哥袋の事、みちのく紙にて、こしらゆるが本法なり。行成紙にて作るなどは故實にあらず。

いたづらになくや蛙のうた袋こゝろなきをもおもひいれはや

此古歌を裏に書もの也。水引にてくゝり柱にかけ置、おもひつけたる哥の趣向を入置ふくろ也。むかしは錦布などにても製せし也。江記といふものに、匡房の哥袋、やまと錦にて製せられしと見えたり。しかれども當時いづれも、大鷹紙にて製せらるゝ也。

〔廿四〕　枝折

柴折の事

柴の戸の跡見ゆはかりしおりせよ忘ぬ人のかりにこそとふ

正治二年の百首、前中納言定家卿の哥也。此うたを書付てしおりにもちゆ。若僧ならば、

しおりしてならひにけりな里人のかへる山路に出る月影

扶木に如顯法師と有。すべてしおりといふは異說あれども、しばおりの略にて、山へ入るもの、もとの道へ歸るときの心おぼえの爲、ところ〳〵に柴をおりかけておく。それになぞらへて、ちいさき短尺をこしらへ、書物をよみたる時、是までよみしとこゝろおぼえの所へ、はさむものとするなり。枝折と書たるはあやまりなりと、或人御物語にてありし也。

〔廿五〕 俳諧體

古今和歌集に俳諧體といふもの有。勿論とへどこたへずくちなしにしてなどいふは、俳諧ともいふべし。少しも俳諧めかず、正歌體の詞つゞきなるを、俳諧體へ入られたり。爰を以、古今には傳受ある事也。俳諧體にて俳諧の部に入ならば、傳受に及ばず。

〔廿六〕 魂木

歌に御賀玉の木とよむ事、すべて榊の事とばかりこゝろえたるはあやまり也。万葉集に、

たまくしの御賀玉の木のかゝみ葉に神のひもろき備へつるかな

此意は神靈を外へうつすときなど、其神靈の鏡榊につゝみて、うや〳〵しくさゝげてゆく。是御賀玉の樹といふ。玉は魂の字のこゝろにて、神の御魂をいはひこめたる義にて、別して其鏡の正面になるかたを、鏡葉と號す。それへそなへものをする事也。おがたまといふ說につけて、玉をつけたる樹なりといふ

説は、とるに足らずと、或公卿の御話ありしを、侍座して聞侍りし。おがたまの木は、ことに和歌の上にてのならひ事也。今按ずるに、右の説のごとくなれば、御賀といふは、今俗に神體をいはひ込たるといふ、そのいはふといふ心なるべし。されば紀州熊野侍に、鈴木玉木といふあり。これは伊弉冊尊の神體を、出雲より紀州の熊野へうつす時、みさきをはらふ體を、榊につけてさゝげ持し家の子孫を鈴木といひ、御魂をこめたる榊をもちし家筋を、玉木といひしが、今は玉置と書よし、熊野八庄司の記といふものにのせたり。是を以、彼公卿の説、彌信ぜられ侍りぬ。

〔廿七〕　哥之前書

歌書の前書などに、さうじに歌書付けるなどゝあるさうじといふは、今いふふすまの事にて、禁中にても、賢聖の障子、荒海の障子など、皆ふすま也。それ故後拾遺集、夏の部の詞書に、かねの障子に書つけるとあるは、今いふ金襖子の事なりと、是も或公卿の御咄し也。

〔廿八〕　まがり

六帖に、

ひのおものまかりをつくるたおやめのあふきの音もえやは忘るゝ

此うたは、天子陪膳の女官、唯今御膳も濟たるまゝ、手長の人にまいりて、御膳をすべらかされよと知らす爲、扇子をふたつ三ッ折てならす也。ひのおものとは、毎日の御膳なり。まかりとは、すべらかせよとの義也。其陪膳の女官に、こゝろをかけたる殿上人のよみし歌也。其あふぎの音も忘られぬといふとの、詞つゞきおもしろし。さて御膳のさま〳〵のもの、檜曲といふものにて、それへ入てしりぞく。たとへば砂糖などを入る曲ものゝ大きなるもの也。是をまかりといふ。御膳の具をいれて、まかるものなれば也。毎

口の御膳ごとに、あたらしきを用るゆへに、殿上の間の次なる臺盤所に多くあるもの也。つれ〳〵草に、まかりにて水を呑たるといふもあり。あはせたる此器の事なるに、神代卷下卷、豐玉姬の段を引て、つるべの事なりと、抄物に見えたるは、あやまり也。公卿の人、禁中にて、つるべより水呑べからず。歌學といふものは、禁中の事にうとくては喰違ふ事多し。

なかとのゝ常陸のみくらひらきあけよけふみつきものおさめ見つへき

などいふ歌、大藏省の事を知らざれば解しがたし。歌をよまんとおもふものは、古歌をしるべし。其古歌といふもの、禁中の事へかゝりたる詞多し。それを辨へざれば、解しがたき事のみ成べし。

〔廿九〕 近世甲冑故實者

近年甲冑兵具の利害を考へて、古記文の形にかゝはらず、其師とたつ人、いろ〳〵に製をあらため、其紙形などを多く所持して、弟子をとるを、故實者とおぼへたるあり。それは製作注文者といふものにて、故實者の故の字へもよる事にはあらず。いかにも重寶なる事なれども名目違へり。たとへば具足張、明珍鉄をきたふ事すぐれてよし。かるがゆへに是にはらせて用るは利用なり。故實におゐては とりがたし。明珍が家の系圖に、武内の宿禰の子孫にて、武内よりきたひ方を傳へたりといふ。是は受取がたき事也。其系圖を見るに、武内宿禰、紀某といふを元祖にして有。武内は卽實名にして、氏にはあらず。紀といふは、子孫にいたりての事也。某といふ時は、實名が二ッになる也。これ利方にはよけれども、故實へはかゝりがたき所也。故實の字は、史記にも、漢書にも出て、註に故實とは、故事の是なるものをいふとあり。日本書紀神代卷にはじめて、故實と上をうけて故といひ、下へつゞけて實に何々と書たるもの也。其故ある事を、實に如ㇾ是といふことば也。三代實錄十五、貞觀十年ノ文に、山陵失火未ㇾ見二故實一云云。

同書廿八、貞觀十八年文に、今謹撿二故實一などゝありて、其舊文に據て、今日の事を立る儀也。故の字、說文に、爲レ之也。廣韻に、舊也、事也、因也と註し、實の字、孟子離婁篇に、言無レ實不祥と、まことに虛の字の對字にして、舊によりて其實を、今こゝに行ふの意あり。左傳隱公に、數二軍實一など、實の字の意察すべし。是は異國にては、何の代の故事にて、何といふ書に出、日本にて國史何の年號の條下に見え、武門に至つては、何といふ慥成記錄にのせたりと、先其證文をたしかに引立置たるうへに、是は古製なれども、今時の用に利ならずとか。今時の製より古風にして、しかも利ありとか。取扱ひをしゆるを故實とはいへり。證文はといへば、きのふけふの太閤記、信長記にすがり、其外は作意次第にこしらへ傳へて、何流、彼流とたつる。これは末々には千流も萬流も出來ぬべし。自分の智惠才學にて立らるゝ流義故なり。證文を故實にたゞすことは、二流とわかるべきやうなし。百人、心を別にして師をことにしても、證文づくにかゝる時は、一面せざる人も、我同流にして旨ひとしかるべし。智才計にてはゆかぬ。證文といふものが、そなはりてある故也。

〔卅〕　奴袴

指貫といふものは、元下々の着するものにて、貴人の着せざるもの也。それ故、奴袴といふなり。貴人は牛車輦車といふて、禁裡の惣門までは牛車にのりて、夫より內は輦車に乘て行。今武家方の長袴なども、直に玄關まで乘物をつけらるゝは、裾をくゝるに及ばず。あるくあひだはくゝる也。さしぬきといふものも、車よせまで步行のためくゝる事也。古來は車よせまでの內は、輪をといて引ながして上りたまふ。くゝりながら昇殿するやうなるは、源平の武士昇殿ゆりたる時分より也。是用心の爲くゝる也。それが公家へもうつるよし。或公卿の仰られし也。

〔卅一〕 貞德慰草

松永貞德翁、はじめてつれ〳〵草の鈔を拵へて、なぐさめ草と號す。貞德の心に、古今傳、源氏物語の傳といふては、決していたすまじき事なれば、夫をはなれて、つれ〳〵草の傳受と名付、我心得たる次第を、人々にも傳へんとて、つれ〳〵草をよむに、三ケの傳、五ケの祕事といふ事を、立られたる事と見えたり。此つれ〳〵草八ケの傳に、源氏と古今との傳受は、すむ事のやうに書たるものなり。其こゝろ得なき人、三ケ五ケの傳を、つれ〳〵の文面につきて考傳ふる故、貞德の本意とは相違せり。貞德も自按にて立られたるものなれ共、八ケの傳にて殘らずすむやうにはよく立られたり。これはよくおもき傳を、一等も二等も引おろして、仕立られたると見えたり。右貞德の考と、予が考へしむねと引合せ、證歌を正し、本文に照らし合せて書記して、古源愚考と題し置たるに、人の爲にかし失ひ侍りぬ。然れども氣憶にあれば、又かさねて是ばかりは、一册にも成べきやうにすべし。

〔卅二〕 手爾葉

歌はもと、ふしをつけて謳ふもの故、其爲に、てにはといふものあり。てにはたがへば、うたはれざるのみにあらず。たゞ一字のてにはにて、歌のこゝろもたがふなり。てにはを大切に心得てよむべし。漢文にて焉哉乎也の助語といふも、漢文のてには也。是が一字ちがひても文はよめず。又漢文を見るに、置べきところに助語なく、置まじき所に助語あり。此助語の心得よく合點すれば、てにはの傳は自然とすむ也。人しれずこそおもひそめしか。かの字に、こゝろなし。入まじき所に助字を置たる也。いるまじきかとおもへば、おもひそめしに、おもひそめしがと、心にてにごりて見るべしといふ說は、はなはだいやしき說也。兼好つれ〳〵草に、此木なからましかばとおもひしかと書とめたる文有。しかは然のこゝろな

りといふは非也。是も置捨のてには也。疑のかにてはなしと。或公卿の御話也。

〔卅三〕 詠歌大概

詠歌大概に、すがたはふるく、心はあたらしくよむべきよし見えたり。すがたも心もふるければ、我歌にあらず。ともにあたらしければ、和歌の體を失ふ故に、かくは仰られしなり。しかるに心得たがへたるにや。地下の歌に、心詞ともに古きありて、是を堂上の人に點を請ふ時、いにしへの誰かうたと同體なるに、點のなきはいかゞとうたがふの類は、心を新らしくせざる故なりと、或公卿仰られしと也。

〔卅四〕 宿紙

古來紙といふもの甚すくなし。今のごとく多く色々の紙漉出さゞる故、官家の御用といへども、内々の義は、漉返しを用ひ、是を宿紙ともいひ、又反古を漉返したるもの故に、薄墨の色に成故、俗に薄墨の綸旨などゝ云。延喜式には熟紙とあれども、通用して宿紙といふ也。古來紙漉、北野の後に紙屋川といふあり。爰にて紙を漉返す也。紙屋川といふは、今のかい川の事也。末代にては墨を入て作りものにしたる也。或説に、天の廿八宿の内、此國に下りて漉初たる故、宿紙といふ説は大なるそら言也。宿の字の心は、一宿止メたる紙といふ心にて、漉返しの心也。古の記錄に曆裏記といふ有。是は曆をつゞり、裏に書たる記錄也。又古來歴々の書翰にも、白紙拂底につき、反古を用ゆとて、中々白紙は用ざるなり。末代紙を製する事、十分にあまりて、おごりを益ゆへ、古へ白紙すくなき時は、人質素にして、寫物多く記錄も傳ふれども、白紙十分に成ては、反て記錄をうつさず。第一故實はおごりを禁ずべし、不レ驕を故實とす。

〔卅五〕 つゝの字

前にもいふごとく、和歌のてにはにて、六ケ敷ものは、つゝどめ也。つゝといふは、漢文の助語に譯して見れば、而といふ字にあたる。而の字、中へはさみて、上の事と下の事をつなぐかすがいになる字也。ひとつある事にはつかはず。學而時習。これにて知るべし。しかれども方語の違にて、而の字を、章の終りに置事も有。日本にてはおもひそめつゝ、露にぬれつゝと、下に置事もあり。とまをあらみつ、露にぬれつと、而と云字を引分てつかひしもの也。漢文にてかけば、秋の田のかりほの庵のとまをあらみ而、我衣手は露にぬれと云義也。なげきつ、ひとりぬる夜と、上にてつなげば、漢文の通なげきてしかもひとりぬるといふ心を、なげきつゝひとりぬる夜とよむ也。これを日本書紀には、撫而哭とあり。日本の書にて、つゝと書たるは、是が始也。神代卷大蛇の章に有。しかればつゝといふは、而といふ字を、本體に心得て見るべし。しかれども、つゝに十一種のつゝといふ有。これはてには傳にても、別しておもしとするならひ事なり。

〔卅六〕 胡曹抄

一條禪閤の遊されし桃華蘂葉の奥に、胡曹抄とて、裝束の抄有。俗に胡曹抄といふは非也。唐官儀に、堯の時、烏曹造レ衣とあり。堯の臣下烏曹、衣の製法を立たり。コト、ウト音通ず。ころんと書て、うろんといふ類也。しかれば烏曹抄と云べし。何の故もなく胡曹抄といふ題號を付らるべきやうなし。衣服を製し初めたる人の名をとつて、裝束抄の題となしておき給ふ也。此胡曹抄のわけしりたるもの稀也。

〔卅七〕 村雨時節

村雨といふ事は、四月と八月の雨をいふ。二季にふりぬれば時節定りたれども、二季にあらざる故、雑とするなり。村雨の露もまだひぬと、寂連のよまれしは、八月と見えたり。猿樂のうたひなどに、むらさ

めのして花の散狹などあるは、あやまりなるべし。予おもふに、源氏、榊の卷に、村雨のまぎれにて得しり給はぬと有。文の前後を考るに、五六月比の事と見えたり。しかれば二八月にも限らぬにや。たゞふり見ふらずみさだめなき雨のむら〳〵しき惣名なるべし。なをものしれる人に尋ぬべし。

〔卅八〕　懷紙詠字

懷紙を書とき、詠の字、きはめて眞に書ぬもの也。行草の間たるべし。公卿の懷紙眞なるはなし。地下の懷紙、眞にて書たる詠の字あり。追悼の懷紙より外、眞にてかゝざるものぞと。

〔卅九〕　神位

近世私に神位をさづけ、祠人等に官號をあたふ。いかなる邪義ぞや。おろか成祠人、詐狀によりて、越後守、播摩守などゝ名乘る事、其仕る所の神をいつはるにや。民をいつはるにや。詐僞律曰、詐假與ニ人官一及受レ假者近流者云々。是をあたふるは人を誣る也。しかればもとより覺悟して罪せらるゝなれども、おろそかにてうくる人も同罪とあれば、此いつはりの官名をつきて、神其非禮をば享んや。おもふべし。

〔四十〕　羽織の本義

羽織といふもの、古來の道服也。いにしへ道服といふものゝを着したるは、其形羽織の長きやうなるものにて、道中にて塵ほこりの衣裝にかゝらぬ爲に着すものなり。夫が轉じて羽織となりたり。足利義量將軍の近習に仰られて、鳥の毛にて織まぜたる道服はやりたり。夫より通じて羽織といふ名起りたるよし、慈照院殿實錄にあり。又一說に、此もの、古來なきものにて、小袖の端を折て短にしたるもの故、反折と云よし、永錄日記にあり。今按るに、貴人方、佛詣などのとき、道服といふものを召さるゝ也。廣袖

にして、羽織の長きやう成ものなり。とかく羽織は、道服の畧と心得べし。仍て禮服にはならず。侍など下袴着たる上には、着不着にはかゝはらずと心得べし。

〔四十一〕 和歌風體

或人の仰られけるは、當時朝庭の和歌の風義、新拾遺集巳後の風體にて、先は新拾遺集の體を目當にしてよむ事也。しかるに地下の歌讀と號するともがら、和歌に時代有事をしらずして、作例をのみとりて讀故、當時の風に叶はず。たとへば今日勅撰の集仰出さるゝ事ありて、是を撰む人、其撰やうといふは、一やうに時代を合すを撰むといふ也。必しも秀哥のみを撰にてはなし。夫故世々の勅撰の集に、さのみ勝れたると見えぬうたもあり。たとへば古人の哥にても、當時の風に合たる歌に、則集に撰び入らるゝ也。其心得なく歌を讀ゆへに、時代違ひになり、其譯をもしらずして、能うたを讀ても、堂上にては、地下のうたを氣押るゝやうになると沙汰するは、ひがことなりとぞ。とかく、近代の風は、雪玉集巳後の體なり。是に叶はざれば、當時の風にあらずと、然れども新拾遺は、勅撰の集故、表はこれにたて、實はとりしめて雪玉集を見るべし。雪玉集、もとの名は聽雪集といふなり、逍遙院殿をうやまひて、雪玉集と後より云也。彼集は三條西逍遙院右大臣實隆公の集也。

〔四十二〕 書懷紙

或人の仰られしは、懷紙認る事、下の揃はざるやうに認るもの也。凶事の懷紙は、下を揃る也。或公家衆、賀の懷紙に、下をそろへてかゝれしを、人々笑ひ草にせし事有。すべて文などをしたゝむるも、下を揃てかくは、賤しきわざと度々御咄し有たる也。

〔四十三〕 和歌慰勇等之字

哥の詞に、いさみ、なぐさみと讀たる例なし。いさめ、なぐさめとはよむ也。地下のうたに、なぐさみと詠たる。まゝ聞えて其さま賤し。光源氏物語の類にも、なぐさめと書て、決てなぐさみとは書ずと、或人の仰られし。

〔四十四〕領巾裙帶

古來女官、都て領巾裙帶といふて、肩の方に絹を强張にして掛け、腰にも帶を引さげたる。是をひれくたいといふ。源氏、枕草子等にあり。萬葉歌に、栲ひれの白濱浪のよりあはず。といふうた有。栲は白き事なり。うつくしくひれをかざりたる女の、我によりあにぬといふ事を讀たる哥也。天人の繪などは、古來の女官のすがた也。今の五衣、引越かけ帶は、いにしへのひれくたいの轉じたるもの也。

〔四十五〕梅之假名

當時公家衆にも、梅花といふ假名を、んめの花と書給ふ方有。んは仁にて、錢、せにと訓じ、蘭を、らにと訓ず。丹波をたにはと訓ず。何も、んとにと通はせるは、此假名つかいより起る。しかれば、んめの花と書ては、にめの花になる也。書まじき事のよし、或人仰られたるよしなり。案るに、梅は萬葉集にも、むめ、うめ、兩假名にて通ず。古今集、第十、物の名の部、

あなうめに常なるへくも見えぬかな戀しかるへき香は匂ひつゝ

これらは、うめの假名の證歌也。日本書紀上代のうたの假名に、梅の字を、めと計よませたり。めは梅の華音にして、うも、むも、それを呼出すると同じかるべし。

〔四十六〕汗衫

源氏、枕草子等に、かざみといふもの有。字は汗衫にて、古來汗取の帷子の類にて、肌にきるもの也。

今に鞠の家には、汗取かたびらといふて、極めてきるもの也。此汗衫を中古より女の童のうへにきるものに成たり。元は汗取帷子の變じたるもの也。

〔四十七〕　撰之字

撰と選とは、字義違ふ也。撰は手をもつてえらぶ也。藥をえらぶなり。よりわける事也。誰撰すなどゝいふ時、此撰の字也。選は人をえらぶ也。考選とつゞいて品定と訓ず。文選は、文をえらぶ事にあらず。文人の選といふ事也。若文をえらぶ意ならば、撰文と置て、文選とはおかぬ筈也。しかるに學者書をえらぶに、誰選と用たるはあやまり也。有職の古書に、此類多し。心得見るべし。

南嶺遺稿卷之三

〔四十八〕　甲斐之字義

かひがねといふは、山のするどく立て、諸山に勝れ目立たるみねをいふ。山のかひより見ゆる白雲などよむも、絶頂にあるしら雲なり。甲州はするどく高き山多き故、かひの國といへりとぞ。或人の仰られしにつきて、よくおもへば、俗語に甲斐〻〻敷といふ詞有。又かひなきといふ詞有。甲斐〻〻しきは、しかと其功の見えたるを、山の高く見えたるに准らへ、甲斐なきは功もなきといふ心なるべし。植松宗南といへるは、甲斐産の人にて、此人の話に、甲斐の國は、諸國に勝れて木の實のよき國なりといふ。斐の字、このみとよます字也。夫故、斐にかうたりといふ心にて、甲斐の國と號。甲たるは第一たるの心なりとぞ。むかし斐仲太といふものありし事、宇治拾遺に見えたりと覺し也。斐たる君子ありと、詩經にあるも、其實有る君子也。論語に、斐然成章をも、其實を備へて、しかと文章を成なりと心得べし。山のかひといふも、此心得にてよむべきか。

〔四十九〕　狂哥

或公卿のもとへ御客のありしとき、遠方よりおくりしよしを以て、初櫻といふ銘酒を出し給ふ。興に入て多くのませ給ひ、其時御客、

おさかなをくひ散すうへに初櫻のみにしはらは春にそありける

かやうなる狂哥、古風にして古今集に春といふ事を、このめも春と讀し例を以て、よみ給ひしと見えた

り。返歌

いさゝらはなんにも夏の比なれはいかておなかの春にあるらん

當時の狂哥といふものとは、風義違ひ、しほらしく讀なしたるもの也。これらの體を能く心得べし。正風の歌よむにも、心得ともなるべきとのよし、或公卿仰られし也。

〔五十〕 唐土芝居

唐土にも芝居あり。戲場とも春色堂ともいふ。皆芝居の事也。隱元禪師の世界を、大戲場とつたへられたるも、人間の生て居るは、芝居のやうなるものじやといふ事也。漢書に孟優といひしものありて、能物まねをしたる故、是を賞翫したる事あり。芝居役者を優といふ。其比、孟優といふ也。日本にていふ座本の事なり。日本の立役の類を比老といふ。漢の代より發りたり。依て芝居役者を孟優といへり。若女方の類を、燕脂郎と云。燕脂は女のさす爪紅也。男にて爪紅さす故也。賞若衆を孌童といふ也。明朝の書物をみるに、戲場東棚をかざつてなどゝあり。これ棧敷の事にて、東さじきといふ意也。

〔五十一〕 賀之哥

賀の哥を詠事、心なくさら〳〵と强く讀べし。面白くよまんとてたくみ過、體をよはく讀なすは故實にあらずと、或人の仰られし。是によりてよき人の讀給へる賀のうたを見るに、いづれもたくみなく、さら〳〵と讀たるもの也。

〔五十二〕 打鮑

打鮑は熨斗にて、鮑かいといふときは不吉也。あはびといふ名は婚禮に用ひず。こしらへ拵れば、あらたむるになる也。うちあはびは、切々の熨斗の事也。革ては皮もなめしかはにて、禁中の御道具にも用

るがごとし。

〔五十三〕屛風雀形

屛風片を一ひらといふ。源氏、東屋にあり。雀形といふものは、比翼の鳥なりといへり。相思ふ事のふかき鳥ゆへなりといふ。

〔五十四〕七之數

七の數は、易にては物の成就しかゝる數なり。堂上にても用らるゝ七は福數也。佛家にも、七面などとて七を用る事有。七は大巳貴の數、八ッは素尊の數なり。ふかき旨あり。

〔五十五〕大袿

浴衣を表に着する事、田舍人などが、都などへ登るに、かならず着してのぼる也。是古風也。むかしは晴の時は、大袿といふものを着たり。禁中女房かた、五ッ衣のうへに大袿を着て、うはをそひにすると同じ事なり。むかしは少々すべあるものは、五衣を着たる事なり。五衣を着て、其上に、道の間は布をきる也。榮花物語など見るべし。曾我物がたりなどにも、虎少將といへる遊君も、五きぬを着たり。

〔五十六〕七種拍子詞

七種のはやし詞は、殿うつりといふ草紙にあること、淸少納言枕草子に、物がたりは鵜まつり、殿うつりと云々。むかし歷々の館を建られ、段々新殿へうつる事なり。其殿うつりに、今宵は年の夜なり。いさゝのはやしせんとてうたふける。たふとのとみや、日本の富やとぞうたふける云々。是新殿へうつる年のおはりに、祝して唱る詞也。貴くも富る事かな。日本第一の家にてこそあれといふ事也。今誤て、若菜をはやすとき、唐土の鳥といふは、此事なるべし。

〔五十七〕 亥之餅

亥のもつはふるき事也。源氏物がたりに、子の子とあり。亥子の子也。源氏に三ッがひとつと有。古來亥子の餅、四ッづゝにかさねたるもの也。夫を三か一は、四の音を嫌ふていひたる詞也。子にても亥にてもおなじ。北方は子の方なり。十月は陰月なり。人の臟腑の、かならず水氣に落て、寒する事を恐れて、餅をこしらゆる也。淸華記を考れば、十月溫雜餅を食す。日本の亥の子餅也。むかしは是を菜を入て煮て喰たり。是を溫雜餅と云。能狂言などに有。それに古來猪の肉を入て食たり。日本書紀、崇峻天皇卷に、冬十月に猪を獻じたり。此時、いつか此やうに馬子が首を斬と仰られたる事あり。冬を玄冬といふ故、玄猪といふ。もと水氣を避る故也。

〔五十八〕 靑侍 靑女房

靑侍といふ事、又靑女房ともいふ。官位せざる侍女房の事也。中右記に、靑侍は未熟の義なりと云々。

〔五十九〕 蛭子尊像

蛭子尊像、此尊像は劒をはさむがよし。古語に、鯛をたちといふ。蝦夷の詞に、太刀をたいと云。是によつて誤りたる歟。

〔六十〕 枚と合との別

枚といふ詞、合といふ詞の事、足あるものは一器といふ。布にても、紙にても張ば、一張といふ。蓋あるものは一合といふ。中へ物の入らざるものは一枚といふ。太刀なども一枚と有。貞觀式に、太刀身一枚とあり。

〔六十一〕 黑塗燈臺

黑塗燈臺は、貞觀式を考ふるに、喪中に黑塗の燈臺を用ゆ。佛事に限る事と見ゆ。

〔六十二〕 物忌之札

物忌の札は、大切の神事行ふとき、赤紙を小さく切て、齋と書て、側にてつかふ人の髮につけをく。これ古風也。古來は桃の木の皮を去て、それに書付て髮に付たり。今は紙にてとゝのふ也。今に葵祭などの勅使の家來、是をする也。玉海に、齋の事永々と有。佛法によるやうに書玉へども、さやうにてはなし。神代の故事とみゆ。

〔六十三〕 御所といふ限

御所といふ限りの事、三光院内府記に有。攝家迄にかぎり、夫より下は御所とはいはず。本所といふ詞は、凡て其地頭の堂上方をいふ。

〔六十四〕 扇之的

扇を的にする事、類聚國史に、仁明天皇の勅に、野底、海底などにても、的なきは興に扇を用よと云々。是をおもへば、那須與市が扇の的は、平家方故實者と見えたり。野底海底などの底の字、心なし、付字也。

〔六十五〕 十字

小笠原流などに、十字といふは、饅頭の事なりといふ。十字といふは、惣體蒸餅の事也。蒙求に、十字ならずば不ㇾ食と云々。能むして十文字に破るゝ故也。御室守覺法親王ノ日記に、至て親切の興には、先十字を出せと有。蒸物の團子の事也。

〔六十六〕 設二生花一

生花の事、至て貴人招請する時は、生花有べからず。慰にといふて、客に生さする事也。亭主は生す。いろ〳〵の花を多く調へ置て、客に生さする事也。逍遙院殿の記に見えたり。

〔六十七〕太子傳之誤字

太子傳の中に、王右軍が書を學ぶといふ事有。王右軍は王羲之が事也。是は類聚國史を考ふるに、文武天皇の時にて、太子の時にてはなし。是垂仁天皇の後胤三石ノ車子が事也。是字の誤也。三石車子は、草書を能すと也。又太子の謚の事。令義解に、聖徳皇と有。親鸞の和讃に、聖徳皇の哀にといふ文あり。是古來、親鸞上人ばかり聖徳皇といはれし也。閻太曆を考ふるに、寺には先太子を置て後、外の佛像を安置すべしと有。また太子傳は、法隆寺傳、橘寺傳、天王寺傳とて有。太子傳に、三ケの祕事、五ケの傳などゝて有。今二卷の平氏傳とて有。假名の十卷の太子傳は、此平氏傳を和らげて、十卷としたるもの也。平氏とは平基親なり。基親は官職祕抄の作者也。又一向宗の善導畫讃も同作なり。基親の父は民部卿親範、母は高階氏のむすめなり。芹摘后母方に大切の傳あるによつて、太子傳をつくると、今板本の太子平氏傳本文、大きに違ひ有。又速成就院の本よし。是は六條の太子堂の事也。扨又太子傳に、三ケの傳、五ケ論、十ケ難といふ事有。此義すまねば、讀つくされぬもの也。太子は三論宗也。太子の御事は、漢邦の書にもあり。二十一史の宋史を考べし。夢中に法華經を唐土へとりに行給ふ事有。六齋日の事は、太子七才のとき立られし事、延喜式にあり。

〔六十八〕神社湯立

神社方にある湯立といふ事、上代は笹の葉と蒼朮とをもつて、湯をあみる也。ヲケといふは、蒼朮の事也。託宣とは、神徳を人に告しらしむる義也。唐にては大切の山神などまつるとき、合湯を用ゆ。合湯とは、

湯と水となり。能かげんの湯は、清淨也。

〔六十九〕神事灸を忌

神事に灸を忌や不レ忌やの事は、吉田大納言定房の吉記、又月輪殿下兼實公の玉葉にも有。暇服勘例抄といふ書は、土御門家安陪泰親の記也。神事に是を忌むは、陰陽家の說也。上代かつて是をいはず。むかしいまざる事は、玉海、或吉記など考へ見るべし。後世、是をいむ事は、世俗淺深祕抄に有。神事に三日忌也。是よつておこる所は暇服勘例抄也。玉海を見れば、水無月祓の事、陰陽師の說、火剋金のゆへと有。夏より秋にうつる晦日ゆへ、火剋金也といふは、附會の說也。

〔七十〕神事札

神事札は、神事也。僧尼重輕服不レ可レ有二來入一也と有。攝家方には不可參と有。甘露寺親長卿記に、古來は也の字書ず、中古より也の字書と有。是は也の字、かゝざるが善きなり。也の字あれば、上の神事也の三字うごく也。なければ動かざる也。也の字、下にあれば、上の神事神事也となる。用に使ふ音、女聲といふ。體につかふを、男聲といふよし、業資王の和訓抄にあり。梵語に地獄をならつかといふときは、地獄の罪人の事に成、體に成也。十王經に、僞書なれども、ほとゝぎすは梵語なり。

〔七十一〕神前散米

散米は棄捨の意歟。佛家に佛へ奉るものを棄捨するといふ。玉海に、米は寶の始也。神前へ奉る例はなし。己をつくして贖にする心也。夫故散の字有。

〔七十二〕神前御燈

神前の燈、三ッは稻荷に限る也。陽數にともすなり。神は陽氣なる故に、陽數を用るよし。親長記に有。元

神事に燈明を供するといふ事證文なし。燎火はあり。燈明をともす事は、佛家の流入なるべし。江次第、西宮記、公事根源などは後の說也。

〔七十三〕 神事浴水

神事に水をあぶべきやの事、神代檍原のとき水に入。是起原にとれども、是まつたく實に汐へ御入りなされたる事にてはなし。速も遲も惡しと、中をとりて御心をあらためて、淸淨に御成なされ、いざなぎ尊、御心を御しめなされし所を、底ツ、おといふなり。誤てあらたむる時は、底よりあらたむる心也。物を改むるときは、底よりあらためねば、さッはりとは淸まらぬ也。

〔七十四〕 葬喪記

古來葬喪記といふ古書二卷ありたり。是天武天皇の時分出來たる書也。作者不知。貞觀式にみえたり。延喜式の中にも、事は葬喪記にみえたりとあり。四卷の中、二卷なし、一と四と殘りてあり。攝州生田社に相傳のよし也。四禮雜記といふは、冠婚葬祭の儀式なり。是にも葬喪記、生田社にありと有。しかるに予が門人松崎氏かたに、一と四と有。別に一本、駿河吉原に或人二卷所持也。其葬喪記に、上代人、死して三年立て神にまつる。一年盡て天の氣を去る。二年つきて地の氣をさる。三年つきて人の氣をさる。然而淸淨にして神にまつると也。神代卷下に、天稚彥を鳥に準じて葬禮するとき、はゝきもちといふもの有。葬喪記には、崩後にはゝき持行と有。古を考ふるに、上人は埋め、下々は水葬と見えたり。土葬の時は、槇をもつて棺をつくる。朱をもつてつめる事は唐流也。下々は皆炭を以て粉にしてつめる也。綿にてもつめる。神代に綿つくりといふ有。うけふたといふものをこしらへ、蓋をしめ、皆炭をもつてつめる。石を置て土をきせる也。扨松を植る也。後、印の石といふものを立るは、佛法による也。唐流

なり。雲主牌は、明の世の神主也。是は上に雲の形あり。葬禮儀式は、先はゝき持族をつゝく、女につれたる縁のものを先へたつる。男計なり。女は出ず。次に檜の棺、井手をつくる。此棒を井手といふ。かなしみの哥をうたふは、佛法渡りて後の事也。輿旐には四姪也。三位以上は旗印を持す。四本也。一本は父方の筋目、一本は母方のすじ目、一本は一生の行跡、一本は何の病にて死て、何かたへ葬るといふ事を書。輿のあとよりは属男かたへわりたる一門也。最後になきおんなをつくる。其次がはゝきもち也。扨葬禮出ざる内は不レ穢といふは日本流也。生たる者のごとく、膳を供するなり。死人になりかはりて、其供へものを喰を、ものまさと云也。

〔七十五〕於二神前一不レ直レ沓

神前にて沓を直すべからざる事は、中山家の山槐記に見えたり。神前にては沓をぬぎ捨にする事なり。是故實也。沓をとらず神拜して、後すさりにして、階をくだる事也。庭上にても七足八足跡すさりして、饗拜といふて拜をする事也。是仕舞にとくと拜をする也。唐土にても、饗拜有。神は陽に属する徳也。神は陽なり。鬼は陰を見する也。神を拜するに、三ツの禮のわかち有。皇拜、官拜、庶拜とて有。唐土もおなじ。皇拜は、江次第抄などに、神祇令の釋にもあり。なにほど慇懃になされても、疊をさる事一尺、是は禮服の體也。庶拜は頭を疊へつける也。いんぎんに拜するときは、答拜といふ。一遍して又拜するを答拜といふ。兩段の一遍也。

〔七十六〕神前忌二白扇一

神前へ白扇を忌む事、伊豫風土記には、よっひこいよつ姫の所に、白扇は病扇也。病扇の社、白扇を以て神體とす。伊豫の惟主が持たるあふぎ也。喪中につかふは鈍色の扇子也。喪中には鈍色黒軸の筆也。武

士にては、切腹のときの筆也。

〔七十七〕 職原抄大臣不レ候時之說

大臣不レ候時といふは、一說延喜の比、大臣なし。菅家、時平公兩人ながら大納言也。此事といふ。しかれども無とか闕とか有べき也。不レ候とあれば、大臣あれども、故障によつて不レ候ときの事也。是は職原抄大納言のところに、大臣不レ候之間、奉行與二大臣一同と有の說也。

〔七十八〕 海童考

海童の考、日本紀神代卷、下卷、龍宮の段、海底龍宮城のやうに書たるは、對馬なる事は、常々予が講筵にて、證文を引て申とをり也。但此對馬の主の事、能々按ずるに、元來伊弉諾尊の御子なるべし。聊證文もあれども、神書は古事記ノ序にいへるごとく、道入二幽顯一もの故、書も廣めがたき事あり。しかれども人のさとしてしりたらんは、世の爲にもあれば、有增を記して、人の考にまかせぬ。神代卷上一書曰、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、中略、又沉二濯於海底一、因以生神號曰二底津少童命一云々。新撰姓氏錄曰、右京神別下、天孫部、次地祇部立、

○安曇宿禰　海神綿積豐玉彥神ノ子穗高見命之後也。

○海犬養　海神綿積命之後也。

○凡海連　同神男穗高見命之後也。

同書十八攝津國地祇曰、

○凡海連　安曇宿禰同レ祖、綿積命六世之孫小栲梨命之後也。

○阿曇犬養　海神大和多羅神三世ノ孫穗乙都久命之後也。

同書十九、河内國地祇曰、
㊀安曇連　綿積神命兒高見命之後也。
此外は幽の卷の口決なり。かゝる子孫あれば、氣化心化を以ては、說がたかるべし。故に抄出しぬ。

〔七十九〕　妙之字

妙の字を附る事は、婦人の落髪せるに、妙三、妙玄などゝ、妙の字を崇らしむる事、古き事にや。文德實錄の嘉祥五月壬辰、追贈流人橘朝臣逸勢正五位下の段に、其娘落髪して尼となる。自名二妙仲一云々。

〔八十〕　あいものと云事

あひものと云事、太平記に、あひものつみたる船といふは、いかなる事かとおもひしに、或人のいはく、干鯛其外雜々の干魚つみたるをばいふ歟。今にも馬子の詞にさいへりとぞ。次にいふ馬子といふ字、延喜式に見えたり。

〔八十一〕　神前忌二毛氈一

神前へ毛氈しくべからざる事は、法曹類林百十七卷にあり。此書百卷といふに、二百卷あるは、一ノ上、一ノ下と有ゆへ二百卷あり。神樂、神事等の時、假にもしかざるもの也。毛氈は血毯といふ。又獸血ともいふ。上代はこと〳〵く獸の血にて染るといふ。依て穢はし。末代は名を除る。犯レ之ものは、杖一百、右の書の咎の部にあり。

〔八十二〕　大和錦

神物大和錦を用。大紋の浮文、此地にて沓の裏を張る。大和錦、河内錦と分る。令義解を見るべし。大和の分西、しづりと云。生駒山の西を河内、東を大和と云。大和國は赤色、河内國は黑色、陰陽を分、神

事には大和錦を用る。佛事には河内錦を用る。大和錦に赤色の外の色あるはあやまり也。

〔八十三〕 神前備二香花一

神前へ香花を備ふ。神代卷、一書に、伊弉諾尊崩御のとき、祭レ之、皷幢をもつて祭る。花の時には、又花を以てまつると有。正月一日四方拜、江次第に、公事根源にも、花を立香を燒と有。花は美しく清淨のもの也。唐土にては蓮風雅也。小野宮左大臣殿の野府記に有。上代は蘭より外に不レ用。

〔八十四〕 湯風呂鋪

風呂敷といふものは、元湯あがりに敷もの故、ふろしきといふ。今の湯ふろしきといふは重言也。室町家の時分、大湯殿を建て、近習の大名衆、一處に入玉ふ事也。銘々入たる跡にて、衣服ども、ふろしきにつゝみをく、あがりては、ふろしきをひらき、其うへになをり、後に衣服を着す。是より物を包むものを、惣てふろしきといふやうに成たり。只ふくさ包といふべし。ふろしき包とはいやしき名也。右室町家の記錄の說なり。

〔八十五〕 古來曆學

日本古來、曆學くにしからず。故干支も何も違ふところ有。末代の學者、むかしの事を記するに、今の曆より推上て記する故に、古來と干支不レ合事有。理はよけれ共、記錄と合ねば役にたゝず。中根氏作皇和通曆といふもの三卷、印板に有。古來の人は記錄にまかせて、干支をたつ。山槐記など引けり。日本の古史を考んとおもふものは、皇和通曆を以見るべし。

南嶺遺稿　巻之四

〔八十六〕　水干如木

水干如木といふ裝束、水干といふ名は、末代鞠裝束になりて、極りたるぬひやうありて、一ッの服の名となる。元來水干は、絹の名にて、裝束の名にあらず。ずいぶんやはらかに張て、のりを不レ用絹の事也。水張にして干たるもの故、水干と云。古の記錄に有。水干の袍、水干の狩衣とありて、一ッの服の名とはせず。何にても糊つよく張たるを如木といふ。如木の襲、如木の袍杯と、古來の書に有。末代になりては、元服拜賀の門出のとき、前を追ものをいふ。白き强張のしやうぞくを着て、前を追ふもの、如木とおぼへたり。役人の名目とに違ふ也。如木は衣をつよく張るこゝろにて、職名にはあらず、文字の通り也。

〔八十七〕　十干之論

十干の論、兄につく六支、弟につく六支あり。辰午申戌子寅、此六支は兄につく。巳未酉亥丑卯は弟につく。都て諡文などに、此間違ひあれば、諡文たちがたし。年號の十一年、十二年にては、年紀くりがたきに、諡文に十干十二支を入る事、故實にして元和の御掟にも見えたり。都て壬申などいふは、水氣のすくむ年、木氣のすくむ年といふ義にて、水の兄、木の兄なり。癸乙など、水氣木氣の和らかなる年といふ義にて、水の弟、木の弟といふ心也。兄につく年は、譬ば壬なれば、其年の水氣つよく、水氣ものにしたがへば高ぶる也。癸なれば弟なる故、水氣物に從て、万物を和する故、高ぶらざる也。此心得にて、十干の道理をしるべし。

〔八十八〕 十干之傳

十干の傳、十干に古傳ありて、甲をもつて始とす。甲は則よろひとよます字、上へ着するものゆへ、十干の始にをく。乙はしたがふとよます字にて、甲にしたがふの心、丙は柄と通じ、物の枝になる事、一切のものに柄あり。火は四方へ別れ安く、枝のごとく盛なるものゆへ、丙の字を用ゆ。丁は無位無官の下々を、唐土にても丁といふ故に、百性を人歩取事を役丁といふ。日本にても仕丁など云。一向下々の事也。其內に從ふてつかはるゝ心也。戊は物をまもる心也。土は五行の中にして、四方を守る德有。己はこれも从ふといふこゝろある字、其內、したがふてうごく心有。土はうごかざるものにて、五行を守るといへども、其氣うごかざれば、萬物生せず。其氣働を土の德とす。壬はうるほすとよます字にて、水氣萬物をうるほすのこゝろ、しかれども、水、面に顯れず、內にこもりて天地をうるほす也。癸は其天地の水德、人々へ配りつけて、人の身を潤す水德也。夫ゆへ醫書に、女は十三にして天癸至るとあるは、始て經水おこるといふ心也。是にてがてんすべし。庚は金德の土にこもりたる荒金の意也。辛は金氣の面にあらはる。ねりたる金の意也。五行を五味に配當する時、金の味は辛しとあり。夫ゆへ、辛の字を用。右十干の次第は、唐土にて定りたる事なれども、日本にて此次第をもつて、いにしへより年紀を取廻しきたる。其年に主どる水氣にても、火氣にても寄考て、天地の運をみる也。譬ば俗に云、火性、木性といふは、なきことなれども、自然とかのえ、かのとに生れたる人は、金德の人といふべし。きのえ、きのとに生れたる人は、木德の人といふべし。金德の人、ひのえ、ひのとの年は、是非に及ざるほどの事にあらざれば、軍をせず。敵と爭ず。其年、火德なる故、火剋金の道理にて、味かたの爲によろしからず。然れども、軍はやむ事を得ざる事ある故に、一概にはいひがたし。十干ともに此こゝろ得を

以てとりまはすべし。至極の傳也。

〔八十九〕 延喜式 鋸之訓

延喜大神宮式に、鋸を後世、のこぎりと點したるはいかゞ。これは今云詞にまよひたると見えたり。予按るに、鋸、よみて乃保幾利なるべし。延喜式には、眞字にて、鋸とのせ、内外宮延暦儀式帳には、乃保幾利と書たり。むかふへのぼせては前へ引もの故、のぼせきりの心歟。かゝるものは古書によるべし。又儀式帳に、幾ところも立削といふもの有。立削鋒ともいへり。小斧といふもの別にあれば、それに對して云大鋒にや。

〔九十〕 五雲

史記漢書の天門志、五行志などの考へやう、まづ方角を定めて、東木、南火、北水、西金、これは全體の居所の色也。しかるところに春靑、夏赤、秋白、冬黑、土用黄とするに、其春靑かるべきに、東に白き雲しきりに棚引ば、秋が春になつて、金剋木、西より東の木を切る道理なれば、草木成就せず。依て米など、高直になるべしとみる。近年の天經惑問は手遠し。五雲を見るが早し。

〔九十一〕 厠字

厠の字は、元兩足またげたる皃の字にて、厠水といふときは、谷二ツの中をながるゝ水を云。其ためにまうけたる字にて、今の糞をする所に、借り用る也。唐土にても其通り也。依て文章などに、厠水流とつくる時は、寄麗なる水のことにて、いまの糞水の事にはあらず。又いにしへ、茶人といふものなし。茶湯といふには、古記にもあれども、今の薄茶の事にてはなし。今の茶湯は、珠光、紹鷗、利休など以後より、專今の茶湯といふ事起なり。數寄屋といふもの出來て、客人の當分用を叶へる處を拵るに、雪などふる

書には見えず。

〔九十二〕 白樂天か詩集

白樂天か詩集、文集ともに、いにしへより日本にては、大きにこれを用ゆ。日本の古文は、多く白氏文集によつて作りたる也。唐土にては白俗といふてきらへども、日本の風には、能かなふ也。又古來の和歌ども、多くは白氏文集のこゝろをとりて讀たる歌多しと、心得て見るべし。

〔九十三〕 圭算

圭筭といふもの、古來なかりしもの也。明朝の頃、日本へわたりしもの也。夫より前は唯文鎭とのみ號して、丸く或は獸形勢などを作りて用ひたり。長く伸べたるはなかりし也。ながくのべたるにてあらざれは、圭筭とはいひがたし。

〔九十四〕 詞之留字

詞の留に、けりと留る事、少しこゝろゆるやかに留めたるてには也。しかるに今一際、きびしく留んとおもへば、きと、とむる也。文章などに、御座候ひきとあるは、御座候けりといふより、語、せはしくきびしきかた也。中臣祓に、よざし奉りきと云も、よざし奉りけりといふを、少しきびしく云たる也。足ケリの反キなり。是けりを畧して、つめていひたるもの也。之於と二字つかふところを、諸の字、一字つかふて、これとよます也。之於反、諸なれば也。これも之於と書より、諸の字きびしく、又而已反耳なる故、きびしき時は、一字にて如此漢文例有。しかれども、文章といふものは、足らざるやうに書ときは、きびしき所にても、けりと、二字にて留る也。是、きといふも、けりといふも、和文にて皆過去の手爾葉

にて、其内にきは、すこし現在のこゝろにもつかはれ、けりは、決して過去のこゝろ也。さびしさは其色としもなかりけりといふも、是は今目前に見るけしきなれども、目前に見るうちにも、自然と詞に過去の心ある也。

〔九十五〕　聖德太子

聖德太子、佛法御信仰の人にて、日本にて佛法の開基とならせ給ふなれども、其比までは、神國の風儀、はつきりとして傳はりし故、中々古の神道すたらず。太子の學問のなされやうも、神道を表にして、内佛道を學び給ふもの也。勿論佛法といふもの、太子時代には、公家、殿上人のうへのみ行はれて、下々にては行れざるもの也。其證據には、天子は三論宗なり。それより倶舍宗、華嚴宗などゝいふ宗旨別れたり。公家にのみ行れて、下々へ行れぬゆへに、末代に至て、かやうの宗旨に、旦那なし。佛法の下々へ行るゝやうになりたるは、弘法大師、傳教大師の後也。仍て天台、眞言已後の宗旨は、旦那もある也。公家、殿上人にのみ行れしときは、出家も重き也。學問と行狀と兼備はらねば、出家にはならず。夫故いまのやうに出家も多からざる也。神道も其通にて、天子の上にのみ有て、下々は、神道といふ名もしらざるに、日用を勤めて行ふが、自然と神道にてありしに、今の世に、下々が神道といふ名目なしに、行ふ所のわざは、皆神道也。其時分は人も質素にして、たゞしかりしかども、神道といふ名目にかゝわりて、行ふ所是神道にはあらで、曲れるところ多く、本をうしなふやうに成て、まことに神道の罪人多し。下々は愚にして行ふがよし。物をしりすぎて行はざるは、亂の元也。神道者といふもの、いにしへ曾てなき事也。者の字を除て、神道といふ事はいはずして、自然と日本通用の道也。神道とは、我國の道也。神の[illegible]、[illegible]、[illegible]の段は、[illegible]にて、恐れ多

し。詞にのべられぬところあれば、神道ともいふべし。

〔九十六〕 醫道祖

上代は少彦名命の御傳のみにて、異國の方は不ㇾ傳。丹波氏の先祖後漢の孝靈皇帝の曾孫高貴王の子志奴手直、日本に渡り、丹波の國に住す。此子孫二ッに別れ、一ッは丹波氏にて、禁中の典薬の内也。一ッは坂上氏にて、代々禁裡につかへて、坂上田村丸などこれ也。又和氣といふは、半井家にて、是は日本の天子垂仁天皇の末孫、和氣清麿が末なり。しかるに、丹波の家より相續して、半井氏は和氣より別れながら、丹波の餘流となりたり。仍て和氣、丹波兩家を、日本醫道の兩大家とする也。

〔九十七〕 三國

日本は世界の内にて、少陽の國なる故、人の氣も陽氣、若くて丁寧ならず。武勇にはやりて、おくるゝ事を嫌ふ。たとへば、日氣を受る事、十一二年のときより廿年の年のごとし。前後了簡あらく、物をゆるさぬところある國なり。故に行ふ所の道すなほに、みとのまぐはへの事まで、かくさず表にあらはし物をつゝまぬ所、是少陽の氣風也。唐土は又日輪のめぐつて中するところなれば、譬ば日氣をうくるところ、三十年より四十年迄の間のごとし。人氣練て、かるはづみならず。日本ほどに武勇はなけれども、工夫をこらして、もつに勝事をおぼえ、至極丁寧なる國ゆへ、文字沙汰などよく行れ、學問の本國と成。天竺は又日の沒する國にて、たとへば、人にていはゞ、六七十年より八九十年までの間のごとし。日氣老てはなやかならず。すでに日の入に近き國也。夫故、此世の事を說ず、來世の事をときて、人を教化する。語の替るは、心のかはる日氣によるべし。

〔九十八〕 史記

史といふは、禁裡物書役の官也。其史官の人が書たる記錄といふこゝろにて、史記といふ也。それを畧して記の字を不レ書、國史などゝいふ也。たとへば日本書紀の、續日本紀のといふは、日本國史といふ。是等此國の史記といふ畧也。又下畧して國史とばかりいふときは、其國の書物の儒者といふ心也。但史の字は、書物ばかりにはあらず。少し文章を兼たる心ありて、文學あつて物書人の別名也。同じ史記にても、漢書などゝ書て、漢史とかゝざるは、雜記の心也。又三國志などゝ志の字を書ときは、國々を分ヶて地理の事などくはしく書事あり。二十一史といふも、志とも　書とも通じて、史官の書物ゆへ、二十一史と題するなり。

〔九十九〕　青牙籤白牙籤

異國の書に青牙籤の說、又白牙籤の說有。是はむかし唐土に、多く書籍を持たる人ありて、此書籍紛れぬ爲に、儒書、醫書、道書、詩集、文章、史記の類などを包たる帙を、色を以て見分るやうに、こはぜをいろ〳〵に染をく也。後終に白牙籤、青牙籤などゝいひて、儒書、道書を見分る也。

〔百〕　振舞之儀

いにしへより立居振舞、又は人の行跡などに付て、惡き振舞、能ふるまひなどゝいふ事あれども、人に食を饗應する事を、振舞といふ事は、太平記時代より後の詞也。亭主ぶりの善惡より起る事なるべし。

〔百一〕　侍、士之字

侍の字、主人のなき人には侍とは不レ書。士と書は是にはあらず。宋朝より已後は、逆士の惡にこゝろさすなど有。朱子注には、武士に志とあるは非也。兎角菩に、志時は、士と書べし。奉公人には、侍と書べし。侍ははんべるとよむ也。しかれば役所のこゝろ也。侍は主持のこゝろにて、役所にきつとして居る

こゝろなり。又職原抄の下卷に、侍といふは、古體ならずとあれども、侍はふるき事也。源氏物語にも、殿上侍とあるは、公家衆の事也。侍所の別當とは武家の事也。

〔百二〕 帙

書物の帙、古來は竹にて編むものにて、竹を隨分細くしてこしらへたり。源氏物語に、竹帙と有。是にて書物を卷ておく也。其拵やうしれざるところに、攝州川邊郡中山寺の西に、淸澄寺といふ寺有。俗に荒神山といふ。先年井を堀とて、一ッの銀の箱を出す。銀の四角の箱にて、中に法華經十卷開卷結卷といふ物入て、十卷有。入道前太政大臣平朝臣淸盛書と奧書有。此十卷を細き竹を金の針金にて編たる帙に入て有。裏には絹をはりてありたる體なれども、朽て不見。源氏物がたりの竹帙はこれ歟。

〔百三〕 刀劍を打日取

刀劍を打日取の事は、いにしへよりある事也。まづ中右記には、庚申を用ると有。庚も申も皆金なり。それ故、庚申を祭るも、金と金とが相逢ゆへ、何事も災事のなきやうにといふてまつる事也。また藤原の家長日記を見れば、壬癸の日に打と有。劍は水氣を含するがよしと也。又室町家の法は戊己なり。しかれば土生金也。是は何によつて故事を見給ふや不知ども、よろしき日取なるべし。按唐漢魏叢書の中に、刀劍錄と云があり。又壺井先生の本朝古今刀劍錄といふ書をせられたり。是には堅く淺深抄の庚申の說をとりて、金と金とか能とあり。しかれども予が心には、土による金なれば、室町家の方がよろしくおもふ也。

〔百四〕 菜越

菜越、移り箸の事は、今川駿河守義元の記錄に有て、天文年中の故實也。料理によつて移り箸といふ事

を嫌ふ。小笠原にも是を用ゆ。一汁三菜、二汁五菜まで、三の膳が十一菜まで也。一汁五菜にても、七五三であらうが、菜越を嫌ふ。先喰やうは一ニ皿、二ニ坪皿、三ニ何と云心持にて持出したる次第に喰也。まへに有ものを越して、むかふの菜を喰ふ事をきらふ也。移箸も菜より菜に渡るを嫌ふ也。飯に付て拵へたる菜なれば、食が第一の賞翫也。論語にも食の氣にかたしめずといふ是也。

〔百五〕扇箱

扇箱に燒杉を用ゆ。是は喪中の進物なり。木の容を燒こがして用る也。令の釋文にあり。貞信公の記にて四卷あり。第三に燒杉、吉事に遣はさゞる事有。喪の送りものと有。扨扇箱の紐を貴人に奉るは、檀紙にてする事也。革を用ゆる事なかれと也。是中山槐記にあり。又扇子箱に直に、あしをくり付にしたる有。是は十里より外へ、貴人のもとへつかはすに用る也。十里以外は、臺を畧するゆへなり。十里より内は、かならず臺を用る也。遠近にて禮の違あり。

〔百六〕本式饅頭

本式饅頭といふ事有。並ニ三麪三羹の事。饅頭、索麪、薯麪、まんぢうは汁を添へて喰、薯麪はかけて喰ふ。索麪はつけて喰ふ。羊羹、鼈羹、爐腸羹、製は文字の通り也。右をの〳〵喰やうあり。まんぢう振廻傳有。三人より多くは不ㇾ成也。客につくと饗利鑽出す。つるし柿、赤鰯、つるし柿なくば、白豆腐也。鰯なくば梅干也。箸にて鰯一口喰。是は麪毒を消すゆへ、其箸にてすぐに柿を喰也。鰯柿に青葉をしく。膳に箸なし。右の汁は吸計なり。是を引とすぐに、本膳を出す也。

〔百七〕釘隱

釘隱といふ名は俗語也。古來鞆を打といふ。江次第、西宮記、延喜式等に見ゆ。今俗巴を書。唐の巴水

の故事也。一ツ巴、二ツ巴、三ツ巴、今ではさま〴〵の紋有。いにしへより、巴、ともへとは、鞆繪の意也。平家物語に、鞆繪とあり。弓射時、押手に掛るを、鞆といふ。武器の鞆は熊の皮也。伊勢神寳の鞆は、鹿の皮なり。神代卷に、稜威の高鞆とある是也。小さき巾着のやうなるもの也。萬葉集ものゝふの鞆の音すなりと有。

〔百八〕 香物附事

膳部にかならず香物附る事也。食菜の間は、香物に手をつけず。湯を呑時、喰物と云は、古來の通用也。江次第裏書にも有。大臣大饗の時も是を用ゆ。公事根源にも、元日屠蘇散、二日度嶂散、三日白散、和氣、丹波より奉る。御肴は大根の輪切也。屠蘇は若きよりのみ、老に至る。後取といふもの有。上戸を用ゆ。元日には人々精進多ければと云々。古來の香物は大根に限る。大根にて口中の臭氣を消。臭をとる故、香物と云。冬大根を四季共につかふ。茄子や、はじかみは慈照院義政公の御物數寄といふ。是を類香といふ也。

〔百九〕 盃之字

盃はさかづき也。然れ共左様に讀ては、風雅ならざる故、さかづきといふ也。湯をつぐものを、ゆつぎと云類也。觴は角にて製たるもの也。其形くぼみたる物也。盞はひらき盃也。巵は小盃也。盃は唐にて蓋有盃也。

南嶺遺稿 大尾

南嶺遺稿跋

吾邦自執政至衆庶、以故實崇。不可不知焉。雖然學家多奔走異邦之文學、而識本邦之故實者寡矣。嗚呼違道乎哉。於南嶺先生也。可謂得道耳。曩門人梓南嶺子、今也拾其餘而爲遺稿。予校以與書林香樹軒。故及。

寶曆丁丑初冬

平安細谷文卿謹誌

文卿之印

彥質

南嶺遺稿評

南嶺遺稿評

伊勢貞丈著

一、卷一、和歌の會に用らるゝ文臺の事、是は和歌にかぎりたる物にてはなし。古來、書物を乘せて讀臺也。かるがゆへに、寸法なきもの也。太平記などにも、玄惠法師、文臺にて書を講ぜしと有。今の見臺といふものは、後世の作意にて、したてたる物にて、いにしへにはなきものなり。夫ゆへ伊藤氏なども、見臺と云名の俗なるを嫌ひて、側几と名づけられし。唐土の書にも、斜几と云もの〻事をのせたるも有り。見臺のやうに仕立たるものにや。事物紀原にも、見臺とおぼしきもの〻事見えたり。我國は古來、文臺にて事をすませしと見えたり。源氏物語紅葉賀の卷に、もみぢのむすびづくへと云物有。紅葉の枝を折て並べ、足をももみぢのえだにて紙よりにて、所々むすびて、つくへとしたる物也。源氏の體にて考れば、時にとりてむすび机を用ひ、和歌書たるものをのする臺とおぼえ侍る。今世にいふ柳筥といふものは、柳のむすびつくへなり。しかとしたる今の文臺の寸法は、俊成卿よりはじまりしよし、定家卿の明月記に見えたり。一條禪閤、明月記全部のうちより、和歌の事にかゝりたる文ばかりをあつめ、上下二卷とし、明月記和歌の部類と稱し給ふ。此中に、文臺の寸法も見てたり。惣じて和歌の事にかゝる寸法のもの、色紙、短尺、懷紙、大短尺、大色紙、大懷紙、詠草の紙の程、官位によりてかはる事、重硯、置硯、文臺、筆の軸の寸法、短尺載る小柳筥、和歌の置物棚などをはじめ、三十二品の寸法もの有。是は別に口傳して、寸法の卷となさすべきなり。

貞丈按、柳筥といふ物は、柳のむすびつくへにはあらず。柳箱は身もあり、ふたもある物也。その

證は、先に著す所の、秋齋間語の評にしるし置つれば、爰に略しぬ。

一、卷二、古來、紙といふもの甚すくなし。今のごとく多く色々の紙、漉出さゞる故、官家の御用といへども、內々の義は漉返しを用ひ、是を宿紙ともいひ、又反古(ほうご)を漉返したるもの故に、薄墨の色に成故、俗に薄墨の綸旨などゝ云。延喜式には、熟紙(じゆくし)とあれども、通用して宿紙と云なり。古來紙漉、北野の後に紙屋川と云有。こゝにて紙を漉返すなり。紙屋川といふは、今のかい川の事なり。末代にては、墨を入て作りものにしたる也。或說に、天の二十八宿の內、此國に下りて漉初たる故、宿紙と云說は大なる妄言也。宿の字の心は、一宿止めたる紙といふ心にて、漉返しの心なり。古への記錄に、曆裏記(りやくりき)といふ有。是は曆をつゞり、裏に書たる記錄也。又古來歷々の書翰にも、白紙拂底に付、ほうごを用ゆとて、中々白紙は不用なり。末代、紙を製する事、十分にあまりて、おごりを從ゆへ、古へ白紙すくなき時は、人、質素にしてうつし物多く、記錄も傳ふれども、白紙十分に成ては、反て記錄をうつさず。第一、故實はおごりを可禁。不驕を故實とす。

貞丈按、白紙拂底の語、何より出たる事歟。もし庭訓往來の文成歟。庭訓には薄紙拂底とあり。いにしへ、厚紙、(平家物語に見ゆ。)薄紙とて二品あり。鳥の子の厚紙を云成るべし。

一、同卷、當時公家衆にも、梅花といふ假名を、んめの花とかき給ふ方有。んは仁にて、錢せに訓じ、蘭をらにと訓ず。丹波をたにはと訓ず。何も、んとにと通はせるは、此假名づかいより起る。しかれば、んめの花と書ては、にめの花になるなり。書まじき事のよし、或人、仰られたるよし也。案るに、梅は萬葉集にも、むめ、うめ、兩假名にて通ず。古今集第十、物の名の部、

あなうめに常なるへくも見えぬかな戀しかるへき香は匂ひつゝ

これらはうめの假名の證哥也。日本書紀、上代のうたの假名に、梅の字を、めとばかりよませたり。めは梅の華音にして、うも、むも、それを呼出すると同じかるべし。

貞丈按、華音とは、中華の音といふ事なり。唐音を言也。秋齋は神道學ぶゆへ、儒者の支那の國を貴て、我國を賤しむる事をにくみ、我國を夷にすると憤れる語、秋齋が著述の諸書に見えたり。げにも尤成事也。然るに唐音の事を、華音と書たるは、中華の音といふ事にて、支那をさして中華と言たる也。是我國を夷にする也。我日本の人は、日本をこそ中華とは言べけれ。何ぞ外國を貴て中華といはん。秋齋が詞に是似合ざる事なり。ンハ、ニノ假名也。んは无の假名也。

一、卷三、家のもちはふるき事なり。源氏物語に、子の子とあり。亥子の子也。源氏に三ッがひとつと有。古來亥子の餅、四ッつゝにかさねたるもの也。夫を三が一は、四の音を嫌ふて云ひたる詞なり。子にても亥にてもおなじ。北方は子の方なり。十月は陰月也。人の臟腑のかならず水氣に落て、寒する事を恐れて、餅をこしらゆる也。清華記を考れば、十月溫雜餅を食す。日本の亥の子の餅なり。昔は是に菜を入て煮て喰たり。是を溫雜粥と云。能狂言抔にあり。夫に古來猪の肉を入て食たり。日本書紀崇峻天皇卷に、冬十月に、猪を獻じたり。此時、いつか此やうに、馬子が首を斬と被仰たる事有。冬を玄冬といふ故、亥猪といふ。もと水氣を避る故也。

貞丈按、十月臟腑の水氣に落て寒する事、心得がたし。夫人身の陰陽は、天地の陰陽につれて、進退昇降する物也。故に夏は、人身の陽氣外に發して、腹内は陰氣也。故に脾胃冷て、食物を腐熟する勢弱し。是によりて、夏は食滯泄利の病多、冬は陰氣外にありて、腹内は陽氣也。故脾胃溫にして、食物を腐熟する勢强し。是によりて、冬は食滯泄利の病少し。何ぞ臟腑の寒する事あらん。陰陽進退升降の理に闇しと言べし。

一、同卷、蛭子の尊像、此尊像は劍をはさむがよし。古語に劒をたちと云。蝦夷の詞に、太刀をたいと云。是に依て誤りたるか。

貞丈按、神代に蛭子命、太刀を執て武勇をふるまひ給ひし事は、日本紀をはじめ、神決に嘗て見ざる

事なれば、蛭子の像に劍を佩しむるに不レ及也。鯛を、たちと訓ず事、何に據て云る歟。新撰字鏡、倭名抄等にも、太比と訓ぜり。又蝦夷の詞は、東夷の國也。其方言は、我神州の事に可二引用一事にはあらず。此章の如く咸無益の事に、無根の新説を作り出す事、秋齋が病也。

一、同卷、小笠原流などに、十字といふは、饅頭の事なりといふ。十字といふは、惣躰蒸餅の事也。蒙求に、十字ならずば不レ食と云々。能むして十文字に破るゝゆへ也。御室守覺法親王の日記に、至て親切の興には、まづ十字を出せとあり。蒸物の團子の事也。

貞丈按、能むして十字に破るゝと云事難二心得一。試に米の粉をこねて丸めて、よく／＼久しくむして見るべし。破るゝ事なし。蒙求に、何曾食方の註に、晉書を引て、蒸餅の上不三折作二十字一不レ食と見えたり。是は晉の何曾と云人、甚驕りものにて、食物なども、美食にあらざれば食ざりし。蒸餅をも十文字に折て、わりめをつけてくわせねば、食ざりしとなり。十字をなすとは、小刀などにて折て、十文字わりかける事也。能むしておのづから、十文字にわるゝにはあらず。いくらむしてもわれる物にはあらず。そのうへおのづから、われると云事ならば、不三自折作二十字一と、自の字を加へねば、おのづからわれる事にはならざる也。蒙求の註に、自の字はなき也。東鑑に、十字とあるは、春糕の事なり。蒸餅に准じて云なるべし。饅頭と云は甚誤也。

一、同卷、神社方にある湯立といふ事、上代は篠の葉と蒼朮とをもつて、湯をあびる事也。ヲケといふは、蒼朮の事也。祝宜とは神德を人に告しらしむる義なり。唐土にては、山神などまつる時、合湯を用ゆ。合湯とは、湯と水となり。能かげんの湯は清淨也。

貞丈按、南嶺子に、神前にて湯たてする事、古書に所見ありや。予に於てはしらず。古語拾遺の手草とても、此例とはしがたし。武内宿禰の探湯も、神事の湯立にはあらず。梁塵愚按抄にのせ給ひぬる、神樂に弓立といふも、弓にして湯にはあらず。博識の人に問べし。いつの頃より始けるに

や。あやしみおもへりと見へたり。然るに、この遺稿には、上代は篠の葉と蒼朮とを以、湯をあびる也といへり。南嶺子も、南嶺遺稿も、共に秋齋が說也。いかゞして如此相違するや。何れをか正說とせん。且上代とは、いつ頃をさして上代といへるか。時代分明不ㇾ成。蒼朮を、古語拾遺に見えたる飫想の事とするも、何ぞ證據あるや。蒼朮をヲケラと云によりての事ばかりにはあるまじ。引書もなく、證據をも出さずして、たゞ上代、古代、古記錄、古書などゝ書たる計にては、信用しがたき事也。秋齋が書には、引書をなくて古說のやうにいひまぎらかす事多し。これ秋齋が病にて、皆臆說をかざれるもの也。必信用する事なかれ。是秋齋が著述の書を見るの祕傳也。

一、卷四、水干、如木と云裝束。水干と云名は、末代鞠裝束に成て、極りたるぬひやう有て、一ッの服の名となる。元來水干は絹の名にて、裝束の名にあらず。ずいぶんやはらかにはりて、のりを不ㇾ用絹の事也。水張にして干たるもの故、水干と云。古の記錄に有。干水の袍、水干の狩衣とありて、一ッの服の名とはせず。何にても糊強くはりたるを如木といふ。如木の襲、如木の袍などゝ古來の書にあり。末代になりては、元服拜賀の門出の時、前を追ふ物をいふ。白き強張のしやうぞくを着て、前を追ふもの、如木と覺へたり。役人の名とは違ふなり。如木は衣をつよく張心にて、職名にはあらず。文字の通りなり。

貞丈按、今世鞠の裝束の水干と言物を見るに、直垂のごとくたりくびにて、一躰直垂に同じ。眞の水干にあらず。されば飛鳥井家、難波家にては水干とはいわず。上とばかりいふ也。下は葛袴なり。眞の水干と云物は、くみかみをさしまわし、狩衣の如くにて、すそ短く、前のくみかみの角に、緒ひと筋あり。ゑりのうしろに、緒一筋あり。それをとり合てむすびやうあり。すそをば袴の內へきこむるものなり。秋齋は眞の水干を知らざりしなり。又本文に、水干は絹の名なりといひ、下の文には、隨分やわらかに張りて、のりを不ㇾ用絹の事也。水張にして干たる物故、水干といへるも心

得がたし。絹の名といへば、織樣の名ときこゆ。やわらかに水張にしたるゆへの名といへば、張樣の名と聞。おぼつかなき說也。又本文に、古の記錄に水干の袍、水干の狩衣とありて、一つの服の名とはせずと云も心得がたし。右の說、引書の名を出さず、只古記錄とのみいひては信じがたし。裝束の諸抄に、いまだ水干の袍、水干の狩衣見あたらず。出所もなき說は信用しがたし。

安永三年甲午七月十九日

伊勢平藏貞丈評

南嶺遺稿評 終

秉穂録

題秉穗錄後

玆編也。是府家臣岡田挺之所著也。挺之世襲武職。有餘暇則考舊聞。參新得。夙夜弗懈。涉獵和漢之群籍。訂訛覈眞。其功勤矣。屬者林法眼攜來。乃繙閱之。疏通精詳。引證明悉。窮其源委。得益蓋不爲不多矣。予雖未識其人。而其才之傑可以想見也。因題數言以還之。更俟府編之復出云。

寬政甲寅仲夏

雲霞堂老人

正親町一品實連卿

秉穗錄二編小引

吾兄挺之所嗜。唯書九流百家仙佛之書無不研究。浹洽與劉楊比最愛異聞。每有所得筆之於書。名曰秉穗錄。曩已梓行二編兩卷。今付剞劂。皆前人所未著者。邇言之中自有道旨。讀者賞激。唯恐卷盡。譬之若豐年之稼蘇栗馨香可以薦於神明。而比之遺秉滯穗寡婦。所利者蓋其謙也。

寛政十年季冬

恩田仲任撰

秉穗錄第一編 巻之上

尾張 岡田挺之輯

尾州萱津に、藪ニ香ノ物あり。十訓抄、菅三品の家に老たる尼ありと云條に、藪には、からの物といふ事見ゆ。久しき諺なり。

能の舞臺の下に、瓶を埋む事あり。考槃餘話に、於ニ地下ニ埋ニ大缸ヲ一、缸中ニ懸ニ一銅鐘ヲ一、上用レ板鋪。と見えたり。遵生八牋にも此事を載す。

猩々の謠に、かね金山といふ事あり。人、其重複を疑ふ。唐土に、金山徑山あり。いづれもキンサンと呼ぶ。禪家にて、これをわかち呼ぶに、かね金山、こみち徑山、といふなり。

善病、善崩等の善字、今俗間に、あしき事にも、よく何何といふに協へり。

塵劫記の、十二萬三千四百五十の數は、一を實とし、八十一を法とし、除きたる商なりと、或人語れり。

肇法師、秦主の難にあひ、刑に臨んで、偈を說て云、四大元無レ主、五陰本來空、将レ頭臨ニ白刃ニ一、猶似レ斬ニ春風ヲ一。太平記資朝卿辭世の頌、これに本づく。

下野那須國造ノ碑、山城高野川ノ北、小野毛人ノ墓、河内石川郡春日村ノ石刻、大和宇知郡大澤村、楊貴氏ノ墓、尾張葉栗郡河田村葉栗人麿ノ墓、いづれも飛鳥淨原の朝廷の時なるは、奇事といふべし。

曲禮に、拾レ級聚レ足。正義拾渉也。謂下前足躡ニ一級ヲ一、後足從而併ニ之也と、あゆむ事を、ひろふといふに同じ。

發揮拾遺編は、弘法大師性靈集に、もれたる遺文なり。其中に思レ渴之次、忽惠ニ珍茗ヲ一と、其頃、茶を賞す

る事明らかなり。

南齊書王儉傳に、隷事といふ事、徂徠の考に、隷當レ作レ隸とあるは、却て誤ならん。他書にも、隷事といふ事、往々あり。故事をならべて、かぞへあぐる事なり。

爲と謂と、同音にて、訓も亦相近し。

體源は、豐原骨水なり。夫木は扶桑なり。花上は卉なり。二十人の詩を集む。草人木は茶なり。此類多し。太平記の阿新丸は、白樂天の姪の名を用ひたるなるべし。

俗に、卩を小猿偏といふ。軍林寶鑑に、小猿獨立只牽レ車ヲ。注に、猿猶レ邑ノ。小邑古文作レ卩ニ、卩車相合作ニ陣字一ト、小さと偏といふは、却て誤なるべし。

三體詩の舊刻、卷末に、葉巢子誌スとあり。何人なる事を知らず。後に或人、葉巢子の書する色紙を、余に示す。印文に、蕉筧の字ありて、相國寺の光源和尚なり。

俗說辨に、法花經を引て、緣起の字は、佛家より出たりといふは、一槩なる事なり。文章緣起といふ書名もあれば、佛書に限れる事にあらず。

朝鮮の南秋月、余に和する詩の後に、甲申流頭日としるせり。人に問ふに、詳かならず。後に、東國通鑑を見るに、國俗以テ六月十五日ヲ一沐ニ髮ヲ於東流水ニ一、祓ニ除ス不祥ヲ一。因テ會飮ス。號ニ流頭飮ト一。此文にて、六月十五日なる事明かなり。

將指は、手足にてかはるなり。左傳正義に、足以ニ大指ヲ一爲ニ將指ト一、手以ニ中指ヲ一爲ニ將指ト一。

和名鈔に、尾張丹羽郡に吾䰄あり。今は吾髮と書て、あつらと呼ぶ。訓を以て考ふれば、吾䰄なるべし。互に訛れり。

延享戊辰來聘の朝鮮人よめる歌として、なんのんせんとんちやとらすんばねいきるねいらちやんばちんびら。

名公纂寶に載たる、小野道風の書は、僞作なるべし。新撰朗詠の詩を寫せり。時代相違す。

宗祇筑紫の紀行は、文明十二年なり。二毛の昔より、六十の今にいたるまでといふことばあり。東路のつとは、永正六年にしるせり。文明十二年より、二十九年後なり。宗祇の年、八十八九なるべし。高年にて、旅行の事いぶかし。宅書に、文龜二年に卒すといふ。永正六年より七年前なり。いづれか是なるや。

秋齋閑語に、編笠は北條氏政の作るところと云傳ふれど、太平記に出たりとしるせり。義經記に、佐藤忠信の編笠きたる事あれば、それより古き事なり。

字貫に、今人、以二牛駝等骨一釘、以二銅星一。自レ釐至レ兩形小二于稱一。凡金銀悉以レ此爲レ衡。謂二之等子一。言其分釐不レ差、確有二等級一。俗造二戥字一大謬と。然れば、戥は俗字にて、今のはかりの事なり。

撰集抄に、西海枝といふは、皂丹子なるべし。

ゆづの綠色なるをへぎて、盃に泛ぶるを、安藝の人、鴨頭と呼ぶとぞ。

美濃に六月村あり。そたち村と呼ぶ。元來育字なるが、誤て、二字になりたるべし。

台記、康治二年二月廿日、終日連句興、俊通上句云、田豆又田豆迷明、下句云、野篁復野篁、此句尤有レ興と。此體の連句、其頃より行はると見えたり。

又天養元年十二月廿八日の條下に、可レ被レ用二忠經反貞一、尤吉也。予云、反者用二同韻字一、不レ可レ有二貞反一と、名乘に反切を用る事、久しき事なり。

四國に狐なしとは、かねて聞しに、淡路には、狐なきのみならず、豺狼も住まずと、其國の人語れり。

聚分韻畧に、「潼童等の下、ツムトしるす。案ずるに、華音をしるしたるが、訓に混ずるなるべし。

南郭詩に、雕梁挿二紙馬一、中有二草然名一と、紙馬は、繪馬などのやうに聞こゆ。然れども、紙馬は紙錢なり。誤用るに似たり。

無住國師、尾州木が崎に住せる時、萬歳の詞を作りて、其僕有助といふ者に教ゆ。今、田地の名に、有助といふ所あり。土人の説なり。

鮮、もろとよむ。鰱、たかへとよむ。伊豆の大島に產する魚の名なり。

伊豆の海邊、井田といふ所の民家に、昔の人、木葉に歌をかきたるを藏む。紙なき以前の物なりとぞ。又、役小角の書たる物を、藏めたる人もありといふ。

三島明神の社領の地にては、鰻鱺を捕る事を禁ず。故に、人に畏れず、陸地に、はひあがりて、物をくふ。此社には、鐘樓、寶塔、仁王門ありて、佛家の制に似たり。神饌を供する時も、まづ鐘を撃つ。

信州戸隱にて、云傳ふる説に、求法坊といふ、眞言宗の僧、神通を得て、地を離るゝ事三尺にして飛行す。故に三尺坊といふ。其弟子もまた、三尺坊といふこれ秋葉の神なりといふ。

秦少游詩に、溪傍五雲清逗玉、松分八面翠成宮。今の四方面の松と似たり。

晉書職官志に、著作郎始到職、必撰名臣傳一人と、皇朝にも、大織冠鎌足公等の傳あるは、此類なるべし。

朱子語類に、思量這道理如過危木橋と、爲家卿の歌をよむは、丸木橋を渡るがごとしと同意なり。

通鑑、唐肅宗於三殿置道場、以宮人爲佛菩薩、武士爲金剛神王、召大臣膜拜圍繞と、當摩の練供養に似たり。

九月九日を、吹花節といふ。宋宋祁後苑燕射賦に、月著授衣之令、日紀吹花之遊と見えたり。

文體明辨に、上梁文者、工師上梁之致語也。世俗營構宮室、必擇吉上梁。親賓裹麪、（今呼饅頭。）雜他物稱慶。而因以犒匠人。於是匠人之長、以麪拋梁、而誦此文以祝之と、むねあげに、餅をなぐる事、今も同じ。

今世に傳ふる大舜より黃廷堅まで、二十四孝の名、典籍便覽に載す。

注連、しめなわと訓ず。顏氏家訓に、章斷注連の字あり。和名抄にも、是を引けり。法苑珠林にも、此字あり。其義は詳ならず。

山堂肆考に、天竺稱二中國一曰二人國一と、人國記といふ書名、故なきにあらず。

尾州にて、水鄕の村落を、輪中といふ。廣東新語に、番禺諸村皆在二海島之中一。大村曰二大甂圍一、小村曰二小甂圍一。言四環皆江水也と、似たる事なり。

漢書に、質氏以二洒削一而鼎食。師古曰、人有二刀劍室惡者一爲二洒濯一令二更新一也と、刀のさやをあらふといふ事、古き事なり。

群談採餘に。國朝押字之制、上下多用二一畫一。蓋取二地平天成之意一と、今と同じ。

拾芥抄に、八月一日天中節とあり。諸書に、五月五日を天中節といふ事は、往々載たり。八月一日を天中といふは、めづらし。

俗間に、丙午の年を忌む。容齋隨筆に、丙午丁未之歲、中國遇レ此輙有二變故一。非三禍生二於內一則夷狄外侮と、又丙丁龜鑑に、此類を多く擧たり。

方互山詩に、村夫子挾二兎園冊一。教二得黃鸝一解二讀書一。能記蒙求中一句。百般嬌姹可レ憐渠。自注に、蓋俗以其聲爲二呂望非熊一と、勸學院の雀、蒙求を囀るといふに似たり。

北魏孝文の時、四姓の稱あり。唐には崔盧李鄭を四姓とす。源平藤橘も、是に准ずるにや。

晉天文志に、織女三星主二果蓏絲帛珍寶一と、七夕に瓜果を手向るも、此故なるべし。

周禮疏に、春秋緯を引て、庶人無レ墳樹以二楊柳一と、我邦、墓に柳を植るは、此例なるべし。

漢明帝、營二壽陵一之詔、過二百日一惟四時設レ奠。北齊書孫靈暉傳に、每二七日及百日終一、靈暉恒爲レ綽請レ僧設レ齋、北中魏胡太后父國珍卒。詔自二始薨一至二七七一皆爲設二千僧齋一、令二七人出家一。百日設二萬人齋一、二七人出家と、七日、百箇日に、佛事を修するも、古き事なり。

池北偶談に、昔予在禮部、見四譯進貢之使。或謂中國爲漢人、或曰唐人。謂唐人者如荷蘭暹羅諸國。蓋自唐始通中國。故相沿云爾と、今、此書より唐土を稱するも、これに同じ。

文子に、日月欲明浮雲蓋之、叢蘭欲脩秋風敗之と、中書王菟裘賦、扶桑豈無影乎。浮雲掩而乍昏。叢蘭豈不芳乎。秋風吹而先敗は、これに本づく。

相州小田原にて賣る藥は、唐土より、外郎といふ者来りて、此藥を製すといふ。賢奕編に、吏人稱外郎者、古有中郎外郎。皆臺省官故僭擬以尊之。醫人稱郎中、鑷工稱待詔、木工稱博士、師巫稱太保、茶酒稱院使。皆然。此胡元名分不明之舊習也。國初有禁と、然れば、外郎は、人の名に非ず、稱呼なり。

張說詩に、今傷人代非と、唐詩句解、人世と云はず、人代といふは、句を緩くせんためなりと、非なり。太宗の諱を避て、唐人はすべて、世字を代字に改るなり。

古今談槩に、王莽竹每竿著一二三節。必有剖裂痕云。是莽將篡位、藏銅人於竹中。以應符讖而然と、是事、漢書に載せず。源平盛衰記に此事あり。

今の俗、赤豆飯を贈るに、南天の葉をしくは、靑精飯の遺意なるべし。

後漢南匈奴傳に、常以正月五月九月戊日祭天神と、正五九月を用る、久しきなり。

山谷集の注に、埤倉を引て、嵐山風也と、あらしと訓する事、故なきにあらず。

唐李崇嗣覽鏡詩に、歲去紅顏盡、愁來白髮新。今朝開鏡匣。疑是別逢人と、ます鏡底なる影に向ひ居て見る時にこそ、知らぬ翁にあふ心地すれ。といふと同意なり。

李義山集に、貴忠孝之兩全、則忠可移孝。正文武之二道、則武可輔文と、文武二道の字、こゝに出づ。

韓非子に、卜筮視手理と、手のすじを占ふ事久し。

鷄肋編に、燕山倡妓皆以レ子爲レ名、若ニ香子花子之類ーと、我俗、女子の名に、子を用ると同じ
朱子語類に、鴛鴦繍出從ニ君看ー。莫下把ニ金針ー度中與人上。他禪家自愛如レ此と、李獻吉詩に、生不レ識ニ鴛鴦ー。繍ニ出鴛鴦ー是の句、是を用ひたり。

群書治要に、論語の放ニ鄭聲ー遠ニ佞人ーの下、鄭聲淫佞人殆の六字、細書して注とす。是又、一説に備ふべし。

老子に、是以侯王自稱ニ孤寡不轂ー。注に、不轂喩レ不レ能レ如ニ車轂ー爲ニ衆輻所一レ湊也と、此說珍らし。

獨醒雜志に、少陵在詩有ニ歌行吟歎之異名ー。每與ニ能レ詩者ー來ニ其別ー。訖未ニ嘗望ニ然于心ー也。嘗觀ニ宋書樂志ー以爲、詩之流有レ八。曰行、曰引、曰歌、曰謠、曰吟、曰詠、曰怨、曰歎。少陵其必有レ所ニ祖述ー矣。世豈無ニ能別レ之者ー。恨余之未レ遇と、趙宋の時に、其差別明らかならずと見えたり。今人、妄解するは非なるべし。

群談採餘に、墓銘、墓誌、墓表、墓碣、皆一類也。銘誌則埋ニ于土ー、表碣則樹ニ於外ー。表謂ニ有レ官者ー、碣謂レ無レ官と、これ、知らずんばあるべからず。

吳仁傑兩漢刊誤補遺に、書稱母レ若ニ丹朱傲慢遊是好、傲虐是作、罔レ水行レ舟、朋ニ淫于家ー。陸德明音義、於ニ丹朱傲ー云、字又作レ夏、乃知丹朱夏爲ニ一人名ーと、今、群書治要に載る尙書、丹朱夏に作る。一證とすべし。

梁朱超詩に、落照依レ山盡と、王之渙白日依レ山盡の句、こゝに本づく。

蔡、菜、音通ず。葵、蔡字形相近し。古蔡を、菜字に用ひたるが、誤て葵字になりたるなるべし。公儀休拔レ葵、漆室憂レ葵等、みな菜字なるべし。

春秋傳の句讀、之丘は、即穀丘なり。句讀の反音、穀なり。二合の音、自然に古よりあるなるべし。

古今註に、東坡、赤壁賦、吾與レ子之所ニ共食ー、一本作ニ共樂ー。當ニ以レ食爲レ正。賦本韻語、此賦自以ニ月色竭

食籍白爲協。若作粲字則是取下客喜而笑洗盞更酌爲協。不特文勢萎爾而又段絡叢雜、所謂食者乃自巳眞賦受用之正地、非它人之所與知者也と、鶴林玉露にも、此賦を論じて、剡江風山月食之無盡に、食字なる事明かなり。今多くは適字に作る。

左傳、風馬牛の注に、末界微事とあり。曹子建九愁賦に、踐南畿之末境と見えたり。末界、末境、同義なるべし。

明人の詩題に、南海子あり。行水金鑑に、詠歸錄を引て、都人呼飛放泊爲南海子積水潭爲西海子。按、海子之名見於唐季。五季爲鎭歸有海子園。嘗館李匡威於此。北人凡水之積者輒目爲海。若寶坻之七里海昌平北之四海冶是也。

中庸を表章する事、程子に始るに非ず。宋書戴顒傳に、注禮記中庸篇とあり。說苑にも、中庸を引たり。李子鱗詩に、到來紆畫思同社。人多く解を費す。弇州詩に、急難心轉赤。紆畫發先蒼。又知君萬日多紆畫爲假椒香奉至尊。薛進卿蒼霞草送鹽城陳令序に、必以暇日紆畫深圖設長久之計。又吳郡申時行壽蕭衛八十詩に、紆畫三歷晏。含和八表春。これを并せ考へて、其義知るべし。

王羲之蘭亭序は、古來蘭亭詩序と呼ぶ。古文眞寶に、記部に收めしより、蘭亭記と覺えたる人多し。宋王禹偁詩にも、誰是山陰作序人といふ句あり。

通鑑唐敬宗幸興福寺觀沙門文溆俗講注に、釋氏講說類談空有而俗講者又不能演空有之義。徒以悅俗邀布施而已と、樂府雜錄にも、俗講僧文叙とあり。同人なるべし。今、僧の在家をあつめて說法するは、俗講と稱すべし。

又、玄宗紀に、以山車陸船載樂往來。注に、山車者車上施樓閣加以綵繒爲山林之狀陸船者縛竹木爲船形飾以綵繒列人於中舁之以行と、今祭の車を、山といふに合す。

又、宋濟上表曰、有周之隆既如彼、大漢之禍又如此と、唐の臣にして、有周大漢と稱す。しかれば、今

大明などゝいふも、深く咎むべからず。

陸放翁、入蜀記に、太白登黃鶴樓送孟浩然詩云、孤帆遠映碧山盡。惟見長江天際流。蓋帆檣映遠山尤可觀。非江行久不能知也と、今映字を、影に作るは、誤なるべし。

又曰、未嫁者、率爲同心髻高二尺。挿銀釵至六隻、後挿大象牙梳如手大と、今、女子の態に同じ。

五雜組に、弇州載宋慶元中一歲五次月食。而皆非望。其後有一歲八次而亦不拘望者。今攷宋史天文志並無之。不知何所出也と、今按ずるに、文獻通考に、容齋隨筆を引て、この事を載す。甚詳なり。謝在杭博物なりといへども、一時失記せるなるべし。

北史に、周宇文護母閻氏在齊、與護書、昔在武川鎭生汝兄弟。大者屬鼠、第二屬兎、汝身屬蛇と、藝文類聚に、陳沈炯十二屬の詩あり。十二支に、鼠、丑等を配する事、古き事なり。

古今談槩に、徐晞爲郡吏時、偶隨守步庭墀中。見一鹿伏地。守得句云、屋北鹿獨宿。晞應聲云、溪西雞齊嘀と、淸人魏惟度八居詩の韻に、是を用ひたり。

北魏書齊廢帝、年六歲、性敏惠、初學反語於跡字下注云自反。時侍者未達其故。大子曰、跡字足傍亦爲跡、豈非自反邪と、足亦反は、即跡なり。字書に、此類あり。娘女良反、鮭去魚反、神示申反、趣取走反等、皆、自反と稱すべし。

人の姓名、同韻なるは、劉狄爲匡章田延年劉幽求。王百穀謀野集、與陳司理思進書に、狼五去虞山江流帶如と、宋劉弇、遊狼山記に、白狼五山と、これを略して、狼五といふにや。注明際丼上游記に、予挾唐詩品彙十本從之と、遊覽の時、書籍を携る事、唐土にもある事なり。

丹鉛總錄に、不借草鞋也。言其價賤不須借也。古今注、漢文帝履不借以臨朝。漢時已有此名矣と、按ずるに、儀禮喪服鄭注に、繩菲今時不借也。賈公彥疏、漢時謂之不借者、此凶茶屨不得從人借、

亦不レ得レ借レ人と、升菴、此文を引かざるは何ぞや。

東坡、赤壁賦に、横レ槊賦レ詩といふは、南史榮垣祖傳に、曹操曹丕上レ馬横レ槊、下レ馬談論といふに出づ。元微之老杜墓誌叙に、曹氏父子往々横レ槊賦レ詩といふも、南史に據るなるべし。

唐詩鼓吹薛逢詩に、醉裡焉知暇甲子。病來猶作晉春秋と、上句は箕子の事を用ゆ。韓非子に出づ。下句は、世說に、習鑿齒於二病中一、猶作二漢晉春秋一といふ故事を用ゆ。然るに注に、褚裒皮裏陽秋の事を引くは、非なり。

世說、司馬徽條下に、以レ手刈レ頭と云事あり。淵鑑類函に、司馬徽別傳を引て、剔レ頭飾レ服而出と、これに據れば、刈は剔の誤なるべし。頭髮の亂れたるを、とゝのふる事なり。

唐詩に、新上頭の詩あり。女子の髮結ふ事なり。事文類聚に、語錄を引て、程正叔言、如レ言二結髮事一君結髮事二匈奴一、只言二初上頭時一也と、これにて明かなり。又南齊書華寶傳に、寶父豪臨レ出謂レ寶曰、須二我還一當レ爲レ汝上レ頭。寶年七十不二婚冠一と、并考べし。

埤雅に、羊性畏レ露、晩出早歸。詩曰、羊牛下來、當レ先二於牛一也と、今詩經に、牛羊下來に作るは、誤れるか。

杜牧詩に、驚飛遠映二碧山一去と、李龍吉深映二碧山一來は、是を祖とす。

杜審言詩に、遲日園林悲二昔遊一を、金龍道人、悲字を、非字の、誤とす。杜詩に、妻子寄二他食一、林園非二昔遊一と、然れば、金龍の說、據なきに非ず。

五雜組に、張由古曰、班固有二大才一、而文章不レ入レ選。或謂之曰、兩都賦、燕山銘等並入レ選。何由言レ無。由古曰、此是班孟堅文章、何關二班固事一と、これに據るに、文選原本、すべて、作者の字をしるせるならんと思ひしに、事文類聚卷首に、是編告成。惟本朝諸賢所レ著之文、不二敢斥二書其諱一。謹依二文選一各以レ字書云々。これにて、文選、元來作者の字を書せる事明なり。俗本に、班固などゝ名をしるせるは、舊

體を失せり。

左傳の夫槩、明徵なし。禮記の夫襓に準ずれば、夫は發聲なるべし。

世に行はるゝ唐詩選に、李頎詩の題を、崔五丈圖ニ屛風に作る。文は六の誤なり。唐詩紀等の諸書、皆六に作る。佩文齋書畫譜に、六圖屛風を擧て、此詩を載す。六圖なる事明なり。舊唐書憲宗紀に、六扇屛風あり。亦六圖の證とすべし。

後漢書、張衡傳注に、論語を引て、孔子曰、里仁爲ニ美宅ニ不レ處レ仁、焉得レ知と、今論語に、宅を擇に作る。二字音近き故なり。宅字を句としてよむ。孟子の仁ハ人之安宅也と同義なり。一解に備ふべし。

張仲景傳、後漢書に載せず。晋書、皇甫謐傳に、華佗存ニ精於獨識ニ仲景垂ニ妙於定方ニとあり。

小唱を、青樓集には、妓女の稱とす。五雜組には、孌童の稱とす。二說同じからず。

晋張華詩に、生從ニ命子ニ遊。死聞ニ俠骨香ニと、王維詩の縱死猶聞ニ俠骨香ニ。こゝに本づく。

王維班婕妤詩に、總向ニ春園裡ニ。花間笑語聲と、解する者、或は班姫自から春園の中にして、語笑すとす。非なり。梁徐悱妻劉氏婕妤怨詩に、況復昭陽近。風傳歌吹聲。王詩、此意を用ゆ。昭陽にて、語笑する聲の聞ゆる事なり。

呂氏春秋に、旄象之約あり。五雜組には、約を鼻なりとし、正字通には、通ニ小便ニ處とす。何れが是なるや。

後漢書列傳、四十六注に、劉熙、孟子注を引く。孝經、邢昺疏にもこれを引く。其文、今傳ふる所の趙岐注に同じ。いかなる故にや。

千字文は、周興嗣の作りたるのみにあらず。梁書に、蕭子範制ニ千字文ニ。其辭甚美。南平王命ニ記室蔡薳ニ注釋之ニ。又武帝制ニ千字詩ニ。沈衆爲ニ之注解ニとあり。

梁簡文詩に、一年夜將レ盡。萬里人未レ歸と、戴叔倫詩に、一年將レ盡夜。萬里未レ歸人と。顚倒したるまで

にて、一字も異ならず。

世說、孔北海被收條に、琢釘戲あり。清人周亮工因樹屋書影に、金陵童子有琢釘戲。畫地爲界。琢釘其中。先以小釘琢地。名曰簽。以簽所在爲主。出界者負。彼此不中者負。中而觸所主簽亦負と、古の擊壤の類なり。

蒙求の、衞瓘扶輪、出處詳ならず。北齊書文襄遺侯景書に、衞瓘以一釐者、便致扶輪之効と、これを以て考るに、古書に其事ありて、遍く、故事に用ひしたるべし。李瀚の時までは、其書ありて、徐子光の時には亡びて、補注に此事を闕くと見えたり。中居、斷鞅、謝安、高潔、王導、公忠等も、亦しかり。

蒙求箋注に、君苗を、陸雲の小字なりとす。非なり。池北偶談に、困學、卮言を引て、崔君苗なる事を詳に辨ぜり。

徂徠集に、古文眞寶を駁して、原人原道論也。而別立原と。然れども、眞寶に始るに非ず。司馬溫公集にも、原部を立たり。

王元美答愼侍御書に、庫露眞記。是北酒名尚未的也と、唐地理志に、襄州襄陽郡土貢綸巾、漆器、庫露眞二品、云々。皮日休詩に、襄陽作髹器。中有庫露眞。註に、俗謂書格爲庫露眞。即方言之鹿角、用以庋物也と、元美偶、これを遺忘するか。

贅突編に、鑷工稱待詔と、見聞錄に、待詔者吾松櫛工之稱也と、二說、同じきにや。

梁庾肩吾暮遊山水賦、韻得磧應令と、分韻の始なるにや。

宋書謝方明傳に、劉穆之白高祖曰、謝方明可謂名家駒。直置便自台鼎人、無論復有才用と、李于鱗詩に、直置の字を用ゆるは、これなり。

宋書列傳、第六張劭傳に、張敷を附載して、又、第二十二に、張敷を載す。重複せり。

左傳指中之指可掬と、晉志注に、獻帝紀を引て、曰、皆爭攀船。船上人以刃擽斷其指。舟中之指

可レ掬と。左傳の解とすべし。

漢書に、封二弟康叔一號曰二孟侯一。師古曰、孟長也。言爲二諸侯之長一と、尚書大傳に、太子年十八曰二孟侯一と、二說、同じからず。

魏文帝之在二廣陵一、吳人大駭。乃臨レ江爲二疑城一と、佛書に、懈慢國亦曰二疑城一と、名同じく實異なり。

齊武帝興光樓上施二青漆一。世人謂二之青樓一と、後世の妓館を、青樓といふと同じからず。

德州盧見曾戰國策序曰、漢末涿郡高氏誘、少受二學于同縣盧侍中子幹一。嘗定二孟子章句一、作二孝經呂氏春秋淮南諸解一。訓詁悉用二師法一。尤精二音讀一。其解二呂氏春秋淮南二書一、有二急氣緩氣閉口籠口之法一。蓋反切之學、實始二于高氏一。而孫叔然炎在二其後一。今刻二一書一者、盡删二其說一。爲レ可レ惜也と、此說、其本づくところを知らず。諸書に、反切は、孫炎に始まるといへるに、高氏に始るといふは、珍らしき事なり。

鶴林玉露、黃貞升序の中、寧可レ無レ衣、飢可レ無レ食といふより、是書、何書哉といふまで、百三十餘字、宋子相集の讀二太史公杜工部李空同三書一序と、全く同じ。生吞活剝の甚き事、かくのごとし。

劉氏鴻書に、烏衣佳話を引て曰、吳菀應詩云、西飛孤鶴記何詳。有レ客吹レ簫楊世昌。當日賦成誰與註。數行石刻舊曾藏。世昌綿竹道士與二東坡一同遊二赤壁一賦、所謂客有下吹二洞簫一者上。即其人也。微二菀詩一表而出レ之。世昌幾無レ聞矣。

墨莊漫錄に、王禹玉丞相寄二程公闢一詩云、舞急錦腰迎二十八一。酒酣玉盞照二東西一。樂府六公曲有二花十八一。古有二玉東西杯一。其對甚新也と、遵生八牋に、西湖志を引て、玉東西杯としるせり。玉東西は、杯の名なること明かなり。

嵩岳志に、玉柱峯下有レ峽如レ門、中秋望夕月從レ峽出、如二鏡在レ臺、名曰二嵩門一と、鏡臺山に同じ。

詞譯示蒙に、詩にては、莫字、ナカレと讀む事なしと、然れども、丘爲梨花詩に、春風且莫レ定。皮日休鴛鴦詩に、舞妓衣邊繡莫レ窮などは、無字と同意にて、ナシと讀て通ず。

大和本草に、牛蒡根、を食する事、唐土には無きやうにしるせり。赤城舊志に、牛蒡三歲一花根可食。土人以中元日餔之と、唐土にても、食用する事明なり。

脊を、くつとよむ。字書に、此義なし。諸字注に、徒答切音沓、皮履と、しかれば脊は、鞜の省文なり。

南史齊廢帝鬱林王與何氏書紙、中央作一大喜字、而作三十六小喜字繞之と、今書家大字の傍に、小字を書するに似たり。中山傳信錄にも、此事あり。

檀那を、旦那と書くは、畧書なり。羯磨を、羊石と書くの類なり。

今の俗、草をも呼んで、何のきといふ。襍譬喩經に、庭中有蒲萄樹と、又詩に、芭蕉樹と用る事あれば、誤れるに非ず。

通志に、今之匠俗以般輸善揄材。凡古屋壯麗者、皆曰魯般造。殊不知、般爲何代之人と、此土にも、飛驒の工、武田番匠が建たるといふ事多し。似たる事なり。

北史に、孝文帝、延興十八年二月壬申至平城宮と、此土にて、北朝の名を用ひられたるか。

楚辭を注に、今市聚人謂之立と、今の市を立つといふに同じ。

反魂香の事、東坡詩集の注に、李夫人死。漢武帝念之不已。乃令方士作反魂香燒之。夫人乃降とあり。

貫首は、冠首なり。音、通ず。冠絕を、貫絕と書くに同じ。

松竹梅を、歲寒三友といふ事、月令廣義に出づ。

絕句解に、愁殺の殺、去聲と注す。韻會小補に、馬韻殺上聲、俗謂太過曰殺と、上聲に讀ても可ならん。

俗間、男風の事を稱して、韓雲孟龍といふ。畫工の是を寫したるも、孟東野を童子の姿に畫く。大なる誤なり。韓文にて考ふるに、東野は、韓退之より年長ぜり。其墓碑にも、東野先生と稱せり。

京都に赴く事を、出京といふはよからず。入京といふべしといふ人あり。宋書謝靈運傳に、馳出二京都一詣レ闕上書と、沈攸之傳に、共乘二小船一出二京都一と、世說注に、許詢出レ都と。何れも京え出る事なり。一槩に泥すべからず。

空同集に、俗謂二善人一爲二佛處士一。又曰、治レ佛因號曰二佛王忠一と、今も善人を、ほとけと云ふと同じ。

日本歳時記に、世人但愛二秋月一而不レ知二秋日之妙一といふ事を、李夢陽の言なりとするは、臆記の誤なるべし。陳眉公の言なり。岩棲幽事に出づ。

范成大三峩山記に、小殿上木皮蓋レ之と、檜皮ぶきの類、唐土にもあり。

通鑑晉紀に、石宣簡二多力之士一以衞二東宮一、號曰二高力一と、今、高力の姓は、是に本づくにや。

明七才女詩集佘其人五日歩二昌箕舅氏韻一詩に、五湖彩畫鬭舟移、蒲挿二簷前一人二酒卮一と、菖蒲を簷にさす事、今と同じ。

輶軒小錄に、白山の鵜鳥の事をしるして、宋晁補之新城遊北山記を引て證とす。類函に、南嶽志を引て、化蒙縣祠山上有レ池。池中有二松鳧一。知二今野鴨一栖二息松間一。故俗謂二之松鳧一と、御製の歌にもよくかなへり。是亦一證とすべし。

輟耕錄に、白鼠白蛇豈寶物變幻耶と、白鼠、白蛇を貴ぶ事、今と同じ。

詩人王府甕相與詩に、欲レ識二少陵奇絕處一、初無二言句與レ人傳一と、王元美欲レ識二滄溟奇絕處一、峨眉天半雪中看。同句法なり。

歸有園麈談に、乘レ勢作レ威者、如下大人裝二鬼臉一以駭中小兒上。背地則收下と、閑散雜錄に、東涯の徂徠の文を評して、鬼の面をかぶりて、人をおどすが如しといふは、是に本づく。

秉穂録第一編　巻之下

山谷集題小景扇詩に、草色青々柳色黄。桃花零落杏花香。春風不解吹愁却。春日偏能惹恨長と、唐賈至、春思の詩と全篇同じく、たゞ零落を歴亂、杏を李、解を爲、却を去に作りたるが小異なり。是は山谷たま〳〵賈至の詩を扇に書たるを見て、後人、山谷の詩と思ひ、集中に載たるならん。因に云、歴亂零落音相近し。同義なるべし。

京尹たるべき命を受て、妻に謀れる事、閑際筆記には、多賀豐後守高忠の事とす。武野燭談には、板倉伊賀守の事とす。いづれか是なるや。

秋齋閑語に、權法散といふ妙藥あり。鏃の抜けがたきに用ゆ。蟷螂の陰干を細末して、疵の口へ少しぬれば、鏃の頭出るを、釘ぬきにてぬく。妙々不可疑。是高坂彈正宗の祕方と云と、珍らしき方にあらず。本草綱目の附方に載たり。

或人の家に、熱田社建立の勸進帳あり。勸進沙門祐順、弘治四年としるせり。信長公造營已前なり。荒廢のさまを載たり。

尾張の民間にて、昨夜をよんべ、今夜をようさといふ。賤きことばのやうなれど、土佐日記に見ゆれば、久しき言葉なり。

俗に、常に異なるわざをするを、へちといふ。太閤秀吉公の時に、別貫といふ者、茶の湯をせしより云初しことなりと、室町殿日記にあり。

章齋に、はしの下の菖蒲といふは。階底薔薇なるべし。

明和庚寅春、尾州遠津村にて、井を鑿て古塚にあふ。大なる甕あり。其中に白骨あり。君山先生鑒定して

眞玉とす。

熱田瀧坊に、妙法院常胤親王の書き給ふ七ッ伊呂波あり。其ころより世に行るゝと見えたり。

永祿十二年三月十六日、織田彈正忠信秀より、加藤紀左衛門に贈れる證文に、金子十兩代十五貫文、銀子十兩代二貫文としるせり。其時の價を知るべし。

或人、戊年に生れて、戊年戌日に、犬に嚙れて死す。奇事なり。

東國通鑑に、魂堂とあるは、今のたまやといふに符合す。

俗に、茄子の枯るゝを舞ふといふ。加賀の邊邑に舞をする者多し。其地、茄子を産す。茄子のあしき年は、舞者、四方に出て錢穀を求む。故に茄子の枯るゝを舞ふといふと、藤尾某語れり。

水くゞるといふを、古は淸て呼けるにや。美濃の泳といふ地名、今も久久利と書て、淸て呼ぶなり。

甲冑の字、かぶと、よろひと訓ずる事。寛平新撰字鏡にあり。

蟬丸の謠に引たる淨藏淨眼、早利速利の事、康頼の寶物集に載たり。

尾州にて、衣けんひんといふ菓子を製す。陳元贇より起るといふ。

筑波山人 石島與右衛門 は、三州吉田の人なり。日本詩史に、尾張人としるすは、傳聞の誤なり。

天野白華翁、信景、和銅錢を詠ずる詩に、千年古錢、四字をもて脚とせり。面白き事なり。

先人の同僚服部權大夫、蝿を捕て、自から右の耳に入るれば、左の耳より出て去る。幾回にても同じ事ながら、奇といふべし。

俗諺に、大名火にくばるといふは、左傳邾子の事のやう也。六助が蛇をのむといふ。六祖の事のやうなり。

絹、臭、灰、伏、似は、音を轉して訓とするやうなりし。

十八日を觀音の緣日とする事、古今著聞集に、七歲より觀音經をよみ奉りて、十八日ことに持齋をなしけるとあれば、久しき事なり。

齊民要術に、臥麴法あり。今の俗、麴を製するに、室に入れて、ねせて置くといふに符合す。

夢溪筆談に、鄙語謂レ遭レ杖爲レ餐。今の棒をくらふといふに同じ。

通鑑に、郭從謙本優人也。優名郭門高と、今歌舞伎相樸に、別名あると同じ。

太平廣記に、鄭郯謁二友人於陳蔡一。路逢二一冢一。有二竹兩竿一。鄭爲レ詩曰、冢上兩竿竹。風吹常裊々。冢中虔レ之曰、下有二百年人一。長眠不レ知レ曉と、小野小町の事と甚相類す。

北史に、周宣皇帝好令下京城少年爲二婦人服飾一入レ殿歌舞上、與二後宮一觀レ之。以爲二喜樂一と、今の歌舞伎と同じさまなり。

晉書五行志に、初作レ屐者、婦人頭圓、男子頭方。圓者順之義。所三以別二男女一也。今も此さまなり。

又曰、幽州有レ犬。鼻行二地三百餘步と、犬の地をかぎて行く事なるべし。

石林詩話に、河豚方出時、一尾至二直千錢一。然不二多得一。非三富人大賈預以レ金啗二漁人一未レ易レ致。二月後日益多。一尾纔百錢耳と、今江戸にてかつをを買ふと同じ。

管子に、釜鼓滿則人概レ之と、俗諺分のとりきかおろすといふと同意なり。

丹鉛總錄に、後勁今日二合後一と、篩の謠に、郎等三騎に後を合せといふと同じ。

揚升菴文集に、稍工多舟必破と、今の俗諺に、船頭多ければ舟が山につくといふに同じ。

三州に、松平等の七平あり。唐土華山に、青柯平、種藥平あり。地の平坦なるをいふ事同じ。

齊民要術に、其瓜會二是岐頭一而生。無レ岐而花者皆是浪花。終無二瓜矣と、浪花は、もだ花なり。

群談採餘に、景泰上頗事二聲色奢侈一。嘗以二銀豆金錢物一撒レ地、令二宮人及宦侍一爭拾一爲二閧笑一と、銀豆は、今の豆銀に似たり。

洪适老圃賦に、大昴中而芋食。註援神契云、仲冬昴星中收レ芋と、今の諺に、すはるまん時子八合といふに同じ。

金史に、世宗嘗謂侍臣曰。李仲略精神明健如俊鶻脫帽と、鷹に頭巾を蒙らしむる事、今と同じ。矢の羽中に、姓名をしるす事、五代史に、梁將陸思鐸嘗于箭笴之上、自鏤其姓名。又宋范恪于羽間、識其官稱姓氏と見えたり。

傅宏詩に、嚴風截人耳と、今も風の寒きを、耳をきるといふ。

杜氏通典に、御史逢長官於途、皆免帽降乘と、今も人に逢て、頭巾をぬぐと同じ。

容齋隨筆に、聽民爲賈區廟中と、今神社境内に、商人の店を置くと同じ。

類苑に、陳文惠公未達時、嘗作詩曰、千里好山雲乍斂、一樓明月雨初晴と、羽衣の謡に用ひたり。

玉海に、胡宿言。願國家脩火祀。不惟講脩火政。亦足以祈求年豐と、秋葉の神に鎭火を祈るを、火祀といふべきにや。

續文獻通考に、元泰定三年脩佛事、厭雷於崇天門と、雷よけの祈禱をする事なり。

施肩吾詩に、蒲葉青刀挿水湄と、今端午の節物に、菖蒲刀といふ文字に、自然とかなへり。

三國志に、破賊文書以一爲十と、軍兵の數を倍して稱する事、久しき事なり。

明和年中に、婦人の相撲はやりし事あり。司馬溫公集に、論上元令婦人相撲狀あり。唐土にも、ありし事なり。

俗に、招かざるに赴くことを、おして行といふ。鶴林玉露に、揚誠齋語。嘗謂好色者曰、閻羅王未曾相喚。乃自求押到何也と、押字の義、似たるやうなり。

菊譜に、草木之有花、浮冶而易壞。凡天下輕脆難久之物、皆以花比之と、花をはかなき事に譬る事、今も同じ。

酒譜に、今人多以文句首末二字。相聯謂之粘頭續尾と、今も戯にする、あとつけと云なり。

清夜錄に、蘇麟、范文正公に獻ずる詩に、近水樓臺先得月、向陽花木易爲春と、謡の文句に用ひた

り。

築山泉水のあたりに、人形を置く事、唐にもあり。秦少游淮海集に、盆池釣翁の詩あり。

埤雅諺曰、白頭種桃。又云、桃三李四梅子十二と、今いふ桃栗三年、柿八年といふに類す。

周書に、武帝入斉境、禁伐樹践苗稼。犯者以軍法従事と、軍令に、竹木を伐る事を禁ずるは、久しき事なり。

寄園寄所寄に、赤身受凍、以求食者沿路と、今も此類あり。

墨客揮犀に、飛鳥遺糞汚人衣者不祥と、今の俗は、却て吉兆とす。

潛夫論に、昆弟世疎、朋友世親、此交際之理、人之情也と、遠き親類よりは、近き他人といふに似たり。

俗に、よわき人を、風にも倒るゝといふ。北周書に、崔豹喪母居喪。哀毀骨立。人云、崔九作孝風吹即倒といふに同じ。

俗に、界行紙を作る筆の、あまりて、墨つきたるを、からすといふ。盧仝詩に、忽来案上翻墨汁。塗抹詩書如老鴉と、いふに似たり。

日下舊聞に、大明門前棋盤、天街百貨雲集と、今棋盤わりの町といふに似たり。

夷堅續志に、木公は松也、木母は梅也と、梅を、木母と云事、こゝに出づ。

三輔故事に、秦造作横橋、漢承。後置丞令、石柱以南属京兆、北属右扶風。各分其半と、橋の半をもて、界とする事久し。

癸辛雑識に、寥群玉欲開手節十三經注疏と、其時より十三經の名ある事知るべし。

碧里雜存に、在京師買古錯刀。形如今之剃刀。其上一圏如圭璧之形、中一孔即貫索處。服食家擧刀取薬、僅満其上之圭。故云刀圭。言其少耳と、刀圭の義、此文にて解すべし。

三吳山記に、村婦皆行而績レ麻無ニ素手者一と、今も道すがら、女工をいとなむ土俗あり。

大藏一覽に、二千一百丹五年と、丹は單と通ず。算家に用る零と同義なり。

俗間、門戶に、にんにくを掛る事あり。類函に、續漢書を引て、仲夏之月以ニ朱索一連ニ葷菜一以施ニ門戶一といへり。

炳燭齋隨筆に、孟子引而置ニ之莊嶽之間一。注云、齊街里名、疏別無ニ一語一。案左傳襄二十八年、得ニ慶氏之木百車於莊一。昭十年又敗ニ諸莊一。哀六年戰ニ于莊一。卽此莊也。襄二十八年叟封反陳ニ于嶽一。卽此嶽也。蓋皆齊城內街里之名、此繫ニ經典正文一。疏家全不レ引レ之、足レ見ニ其疎一と、由叔毖山子垂統に、莊嶽を辨せる條、是に符合す。

阿茶は、公主を稱すると、資暇錄にしるせり。今の阿茶局と同字なり。

淸異錄に、廣席多賓必差ニ一人慣習精習者一充ニ甌宰一。と、今のもたひといふに同じ。

研北雜志に、席琰嘗謂レ人曰、貧者以レ酒爲レ衣と、今賤き人のことばに、酒のむ事を、きるといふに同じ。

聽雨紀談に、今之奴僕皆冐ニ主姓一。雖ニ士大夫家一亦然と、今も此俗あり。

主計の字、史記張蒼傳に、始て見えたり。

僧祇律に、自見ニ己兒味レ指而戲一と、味色角切吮也。小兒はよく手の指をすふものなり。

法苑珠林に、檀波羅密經を引て、欲レ得レ金者、持ニ卿母及姉弟一以上レ券爾乃可レ得と、今金を借る者、手形に書入るゝといふに同じ。

福壽全書に、前程事晴如レ漆と、俗諺に、一寸さきはやみといふに同じ。

通雅に、今俗箇面寫ニ正字一と、俗間に今もよく書く事なり。

彌留大漸の字、重き事に限らずと見えたり。唐高僧傳、曇詢傳に用ひたり。扈從の字も、貴き人に從ふ

に限らず。世說、殷仲文還二姑熟一條に、無レ緣二扈從一とあり。

字貫に、南北婦女以二麥稭一編爲レ之。有二極工緻者一可二以避一レ日。而不レ可二以避一レ雨。名爲二笠子一と、唐土にも、麥から笠を用るなり。

鷄に、油つぼと稱する所あり。獅山掌錄に、脂餅といふ同名なり。

五代史に、周寶一目失。勅賜二木睛一以代レ之と、今いふ、いれ目の事なり。

元史に、定二收支數目一。各以レ零就レ整。至元鈔以レ釐爲レ止。至大銀鈔以レ毫爲レ止。斛以レ合爲レ止。權以レ分爲レ止。度以レ寸爲レ止。其絲忽微塵抄撮圭粒等數、並行二削去一、以省二繁文一と、今も官府商賈の算數かくのごとし。

かゞやくは、赫奕の轉ずるなるべし。

今、葬禮に、僧の唱ふる引導といふは、即下火文なり。

淵鑑類函に、建康實錄を引て、一乘寺梁邵陵王綸造、寺門徧畫二凹凸花一。代稱二張僧繇手迹一。乃名二凹凸寺一と、今京師一乘寺村の南に、石川丈山の舊居凹凸窠あり。異代同名奇事といふべし。

東坡詩注に、太白陰經を引て、船闊狹長短皆以レ米爲レ率。一人重米二石と、又唐書、韓滉傳に、千錢其重與二斗米一均と、是をもて、古の量衡を考ふべし。

又、東坡詩に、猶有二小船來賣一レ餅と、淀川の夜船に似たり。

尾州にて、火のなきこたつを、岩倉こたつといふ。昔、岩倉殿とよべる人、貧しくして、こたつに火なく、海蝦を煮たる殼を入れ置たりしより、かくはいふなりと、江戸にては、板倉こたつといふ。これも同じさまに云傳ふ。岩倉、板倉、相近し。何れか是なる事をしらず。

三州吉田の邊に、壐之上村あり。マヽノウヘとよむ。

賞心錄に、因出二空冊子一一卷一、先書二來見者姓名一と、空冊子は、白紙のとぢ本なり。

唐草陟傳に、以鳥羽擇米と、今の羽ばゝきなるべし。

寄國寄所寄に、凡風狗毒蛇咬傷者、只以人糞塗傷處、新糞尤佳。諸藥不及此と、知りおくべき事なり。又兒吞鐵針以乳香荔枝朴硝爲末、以犬豕脂入鹽和之吞下。自愈。若碎鐵、則用兔莢硇砂。」

秘笈に、嶺南人有病以虱卜之。向身爲吉、背身爲凶と、今も賤き人のする事なり。

熱田地藏院に、足利將軍尊氏公自筆の地藏菩薩の繪像あり。其上に、夢中有感通、今我盡尊容、利濟編沙界。善根無所極と四行ありて、末に文和三年六月廿一日仁山書。爲大平越前守とあり。寛永年中、僧良政、伊賀鹿伏登玄長房より得たりと、又尊氏公騎馬の像あり。土佐光信の畫なりと云傳ふ。

尾州、萩原實光寺の住僧、多病なる故に、幻身をいとひ、あたりの川に入水す。其尸、いづくにあるやらん、知る者なし。或人、聞傳へたる事ありとて、鷄を舟にのせて、水上をこぎまはり、鷄の時をつくりて鳴たる所にて、其尸を尋得たり。

尾州名古屋の商人の家に、古き臼を打わりて、薪とせしに、香氣あたりにみちければ、見しりたる人、赤旃檀なりといふ。後に、冷泉家より名を賜はり、夏衣といふ。薄著といふ事にて、臼木と通ふ故なりとぞ。

讃岐の西條に、古來より云傳ふる歌なりとて、其國の人の語りたるは、

さすなへにゆわかせこともいちいつのひはしよりこんきつねあぶせん

と、其故は詳ならず。

唐土寧波府の人、長崎にありてよめる歌、

中々に心なからん友よりも庭の木草の朝夕の霜

三州吉良庄味濱村和仲山滿國寺は、そのかみ、源滿國、（多田滿仲の季子、）三州に居住の時、此寺を建立し、平生の持佛を安置せり。山を和仲といふは、清和源氏の滿仲といふこゝろなりと、住僧、余に語れり、

又吉良庄といふは、雲母の産する地なる故とぞ。

曲禮に、大夫曰卒、士曰不祿と、人の位によつて、稱を異にするやうなれど、同じ文に、壽考曰卒、短折曰不祿と、是は年の壽夭によつて、分てるなり。一槩に定むべからず。

縣官は、天子を稱する事に限らず、縣令をもいふ。山蕃雜錄に、陝西有民家小兒。市三歲、村巷中遇縣官。前呼其名云々。

奥州松島の人、松の枝をもて、筆の管として賣る、唐の司空圖、中條山にて松枝を筆管とし、幽人筆正當如是と同じ、

清異錄に、方便囊毎出行、雜置衣巾篦鑑香藥詞册。頗爲簡快と、今の人、懷中する鼻紙囊に似たり。

老學菴筆記に、尹少稷强記、日日誦麻沙板本書厚一寸と、因樹屋書影に、麻沙屬建陽縣。去書坊不二十里。建陽鐫書人、在麻沙一帶と、麻沙は地名にて、板をほる者の居る所なり。

奥州の民家には、竃のほとりに、土偶人の長六尺ばかりなるを置く。釜男といふ。

出羽の象潟は、本庄の町よりつゞきて、ひがたなり。八十八瀉、九十九森といふあり。瀉の中に禪刹有。佳景なり。鳥海山は六里餘登る上に、觀音堂有。本間孫四郎といふ富人、金の銚子盃を寄附し、年中參詣の人に、こと〳〵く酒を飮する。羽黑山、月山、湯殿山、いづれも、鳥海山にならびて高山なり。古は此諸山、諸侯に分屬せり。今は悉く酒井侯の封内なり。本庄は、大坂より回船ありて繁昌す。米の價一升十四五錢、歛冬を産す。葉の徑四五寸ばかりなり。其地の僧毛語れり。

山石は常に乾き、水石は常に潤ふ。山石は雪を受け、水石は雪を受けず。

盛衰記に、天子に父母なしといふは、北史に、高歡立淸河王世子善見。議定白淸河王。王曰。天子無父。苟使兒立、不惜餘生乃立之と、いふに本づく。

長門赤間關阿彌陀寺に、平家の一族の墓碑位牌あり。又其時の日記あり。女子の書たるところも有。筆

跡さま〴〵同じからず。八島にて亡びたると稱して、實は豐前、肥後の交の五箇庄と云所に跡をかくせり。藤蘿を援て登る所にて、甚險絕なり。中納言知盛卿子孫等、今にあり。安德天皇の廟もありとぞ。又、伊勢にも、五箇庄といふ所ありて、これも平氏の子孫住せり。其所の祭禮に、赤旗、白旗をたてゝ相爭ひ、赤旗の方、負ぬやうにするとぞ。

筑前福岡の封内にて、鶴を捕りしに、其翅に小牌あり。擗抬擗掐の四字あり。これ長命の符字なるべしとて、人々寫して佩びたり。又淡路の何がしとやらん云寺に、齋藤實盛の位牌ありて、其背にも、此四字あり。いかなる故といふ事をしらずと、其國の人語れり。近きころ、江戸にて此符を佩びたる人、馬より落て、堀の內へまろび入りしに、少しも毀傷せず。それより此符を佩ぶる事、世にはやりしたり。

淡路廢帝の陵あり。其あたりを繪島といふ、産所、今は山上と書す。昔は國中の婦人、懷孕して月に臨めば、皆この所にて免身せしとぞ。又、遂行司、今は圓行司村といふ。國中の人を葬る所なりと云。麻績堂は、國中婦人會聚して、麻をうみたる所なり。其外穴居の跡多し、これも淡路の人、余に語れり。

鬼界島の岩上に、腰かけたるさまして、長一丈ばかりの骸骨あり。四肢頭面皆具はる。土人、其前を過るに必拜す。拜せざれば、必蹉跌して傷折すと云。

長崎の山中に、水紋石あり。波濤の勢、畫きたるがごとし。

今、棊をうつ言葉に、勝負なきを持といふ。左傳正義に、奕棊謂ㇾ不ㇾ能二相害一爲ㇾ持といふを考ふるに、セキの事なり。字彙に、通玄集を引て、圍棊兩無二勝敗一曰ㇾ芇、莫堅反、これ今いふ持なるべし。

鑑古錄は、黃檗の唐僧南源和尚、和漢古今の人の言行をしるせり。唐土の人、わがくにの事を書たるは、珍らしき事なり。

童蒙先習は、尾州春日井郡人、小瀨市菴道喜の著すところにして、河陽後學求得と云人の跋あり。其中の一條を抄す。

和朝文祿のころほひ、兵を遣し、異國をおびやかす事有し時、人多取て歸朝せし中に、七歳の兒の有しが、夢裡分明歸二古郷一。雙親向レ我問二扶桑一。華鯨樓上一聲響。撫レ枕猶疑在二大唐一。とぞ作りし、寔にやさしくもあはれに覺えたり。

通鑑梁武紀、爾朱榮唱二回波樂一而出。胡三省注、樂音洛と、今、音樂の曲名、樂を洛の音によぶ。故なき事にあらず。

明和六年丑八月、奥州津輕の濱邊を、百姓一人通りけるに、大なる龜、ひがたに仰向になりて、烏又はしらべといふ鳥、おびたゞしう集りて、つゝき殺さんとす。龜、首を出して、百姓を見て、たのむ有さまなりしかば、脇指をぬきて、鳥を追ちらし、龜をたすけて、海中に入しかば、しばらくうきて禮をなす躰にて海に入る。其夜の夢に、童子來りて告て曰、たすけ給へる恩報じがたし。卜櫝といふ藥の木あり。是を奉るべきまゝ、重て彼濱に來り給へといふと見て覺めぬ。翌日、彼濱にいたるに、風吹き波たちて、龜あらはれ、木の枝のごとき黄色なる物をくはへて、前に置て海に入ぬ。すなはち取りて歸りしに、津輕の領主聞給ひて、これを見給ふに、重サ十八匁あり。五匁をわけて百姓につかはし、醫に問るゝに、卜櫝、本草にはありながら、いまだ見たる人なし。延年の藥なるよし、此事、近藤某、筆記に見えたり。

紀州那知山の奥に一村あり。小松維盛卿隱れ住給ひて、子孫、其地を領して、百石餘の田地あり。其子は代々六代と名づく。北の方を若葉と云。世々同じ名なり。其外、與三兵衞重景、石同丸が子孫もありとぞ。同上

山寺の僧、村中の童子に書を教へける、ある時、外より歸りて、黒砂糖を童子に分け與へしに、つはぶきの葉にて、これを受て食したる者四五人、家に歸りて即時に死す。山僧怪みて、試に、其ごとくして食するに、亦即時に死す。又ある人、食物を菅笠にて覆ひたる上を、げぢ〳〵のはひたりしに、其食物をくひたる者、皆死せりといふ。

尾州一宮のあたり、本神戸村に、岩船とて、石にて作りたる長一丈ばかりの船あり。或人、手水鉢にせんと、人夫を遣して取寄せけるに、半途にて、三つに破れたり。それなれば用なしとて、もとの所へかへしけるが、ほどなく其人、禍にあひしといふ。又同所に、酒餅の大なる二つあり。青色なり。これも破れてあり。砥水の池といふあり。池中に、石かず／＼あり。是神明の剣をとき給ひし所といふ。又近きころ、此村にて、剣、鏡、鈴をほり出す。剣、鈴は朽て、鏡はさびず。

安房勝山の浦にて、海上に小島あらはれたり。數日の後、口をひらきたるを見れば、大なる鰒なり。やがて沈て見えず。長崎の人、福田六左衛門といふ者、朋友五六人と遊山して、岡の上にて酒のみ居たるに、一人、これは大なる蝦蟆なり。其目、光りて見ゆるといふ。六左衛門はかりて、大なる竹の筒に火藥をしかけて、其口中にさし入て走りのき、四五町ばかりものきたるころ、大なる響聞へたり。後に行て尋るに、蝦蟆は見えず。六左衛門ほどなく狂氣して死す。

近江の鏡山に、躑躅花多し。見に行たる者、大なるふし木の上に、毛氈をしきて、酒もりし居たるに、野風呂傾きて熱湯こぼれたる時、ふし木、俄に動き出ではひ行を見れば、大なる尺蠖なりける。尾州中野村の水邊に、大なる鰻鱺出たるを、繩にてくゝり、五六人して引よするに、すこしも動かず。しつ／＼とはひ行たり。これらは皆其種類の王なるべし。

三州池鯉鮒は、古尾州の地なりしにや。池鯉鮒社鰐口の銘に、尾張國智多郡知立神社とあるよし、延喜式参河碧海郡知立神社とあり。

甲州にては、京ます三升をもて一升とす。金は一分判、二朱判、一朱判、しなか判、四種あり。其形圓なり。一分は銀十二匁にあたる。今、諸國通用の金銀に比するに、銀一匁五分は、甲銀一匁にあたる。金は準じて知るべし。五月端午に、のぼりを立る事、男子一生の間立るなり。尾州にて七歳を限ると同じからず。又、端午に、大なる風鳶を作りて放つと、其國の人、島田左衛門語れり。

薩州サタのみさきといふ所、方三里の内、こと／＼く蘇鐵を生ずと、其國の僧語れり。

蝦夷の地に、しくま多し。其地にて、しゝくまと呼ぶ。しかれば、しくまは、しゝくまの略語なり。羆字をわけて、四熊とよめるには非ざるべし。

いざよひの日記に、こよひは、ひくまのしゆくといふところにとゞまる、このところの大かたの名は、はま松とぞいひしと、しかれば、其ころより濱松といふ。近き世に改たるにあらず。

元史に、列レ甕貯レ水以防レ火と、今の俗と同じ。

晉書列傳四十八に、孔愉謂二王導一曰、中興已來處二此官一者、周伯仁、應思遠耳と、今行るゝ板本に、應レ思レ遠耳と點せり。誤なり。思遠は應詹が字なり。又古今詩刪に、大堤女兒花見羞を、花見レ羞と傍點せり。是も誤なり。明宗同二王淑妃一看レ花。一花無レ風搖動。宗輩翻然覆レ之。明宗笑曰、此淑妃明秀花見亦爲レ之羞也。自後宮中呼爲二花見羞一と、花見羞は、淑妃の異名なり。

俗間、蟲蛇を避る符に、蟻茶方の三字を書して、倒に柱にはる。居家宜忌に、五日硃砂寫二茶字一倒貼辟二蛇蝎一、寫二白字一倒貼、辟レ蚊。寫二儀方二字一倒貼亦妙と、儀方と茶を混合し、又儀を蟻に誤りたるなり。

靈峰藕益の宗論に、隱元琦公の名を載せたり。唐土にても、かくれなき僧と見えたり。

駿河の人、怪しき物をくふ事を好み、一切の魚鳥試みずといふ事なし。ある時、油紙のたばこ入と、赤とんぼうを一所にくひて、腹いたみて病にふしたり。此二物、相忌む性あるか。又琉球いもをくひたる折ふし、墨を筆に點して物書かんとて、口にふくみたる人、即時に死すといふ。

扇は門扇より起る故、戸に從ふ。門扇の開閉、鳥羽に似たる故、羽に從ふ。轉じて團扇とするは、門扇の動くに似たる故なるべし。五雜組に、團扇、羽をもて作る故、羽に從ふといふは、本末を失ふ。ことに羽扇は、後世に起る世說注に見えたり。

破鏡不二重照一。落花難レ上レ枝。洞山語錄に見えたり。丹鉛總錄に引きたり。

節用集の末に、京都の坊街の名を載たるは、史游急就章の遺意なるべし。

三州小界村八幡祠に、書寫の大般若經あり。奥書に、領主藤原朝臣宗成としるせり。治承、安元の年號ありとぞ。

秉穗錄第二編　卷之上

宋書に、岳、嶽、同字とす。晉書鄧嶽傳に、本名岳以犯康帝諱、改爲嶽と、古は其音異なるにや。

宋史魚周詢傳、城中夜有火。部衆捄之。植劍于前曰、捄一物者斬。火止民無所失亡。と、火事の時に物をぬすむ人あるは、いづくも同じ事なり。

商は秋に屬す。又商賈の義あり。津は津渡なり。又津液なり。和訓もまたしかり。奇なる事なり。又唐は唐棣、荒唐等、いづれも、おなじき義あり。唐をからと訓ずるも、此故なるべし。

徂徠集與諸子登寶臺山詩、猗蘭臺集にも載たり。又代人贈韓客詩、五言律と、七言律と同じ事にて、句ごとに二字づゝ多きばかりなり。

枕草紙に、とみの物ぬふに、ぬひはてつと思ひて、はりを引ぬきたれば、はやうしりをむすばざりけりと、尻むすばぬ絲といふ事、これや始なるらん。又、一ますかめに、二ますはいるやと、今いふ一升入の餅子といふ諺に同じ。

老學庵筆記に。蘇東坡祖名序、故謂字序曰字說。今人或效之非也と、然れば普通には、字序といふべきか。

宋書竟陵王誕傳に、廣陵城舊不開南門云。開南門者不利其主。と、熱田宮の清雪門、常に閉て開く事なし。其外あかずの門といふ。諸國にあり。似たる事なり。

通鑑に、婁繼・牛收と、牛作といふに似たり。

北史に、安徳王延宗以囚試刀、驗其利鈍。と、今のためし物に類す。

又曰、周宣皇帝好令京城少年爲婦人服飾入殿歌舞與後宮觀之、以爲喜樂。と、今の歌舞伎と一般なり。

暇日記に、北人樹上晒乾菜、冬春食之。詩所謂棲苴者如鳥棲然。と、今も民間に此様あり。

晉書、南郡太守劉纂、賂簡中細布五十端。と、今のさいみといふに似たり。

又桓温傳に、置刃杖中。と、刀を杖にしこみたる事なり。

通鑑に、夫蒙靈詧怒高仙芝曰、啖狗糞高麗奴と、人を罵る言、今も同じ。

うつぼ物語に、ちいさき子のふかき雪をわけて、足手は蝦のやうにてと、今もいふ事なり。

又、まないたどもたてゝいほつくる。今も、なますをつくるといふなり。禮記內則に、魚曰作之。註謂削其鱗と、和漢同語なり。

通鑑注、酒翁釀酒者也。今人呼爲酒大工。と、酒とうじの事なり。

又明帝曰、朕昔爲小校家貧。頼此小兒拾馬糞以自贍。小兒謂從珂也と、賤しき小兒の馬糞を拾ふ。古今同じ。

揚升菴文集、張安貧兒鏤臂文詩に、昔日已前家未貧。苦將錢物結交親。如今失路尋知己。行盡關山無一人。注に、鏤臂或謂之劄青。狭邪遊人與俳猾。多爲此態。と、いれほくろの事なり。

貴耳集に、濕台人其聲皆鮑魚音矣と、今の臺から聲にや。

四朝聞見錄に、光堯嘗問主僧曰、此梅喚作甚梅。主僧對曰、青蒂梅と、今の青ぢくの梅なり。

魚をつらぬくくしに、串字を用ゆ。字書に、串は連貫の義あれども、物の名に非ず。丳は楚反切音産。婚

肉器と注す。是なるにや。

敬齋古今黈に、世俗以可愛爲可憎。以無賴爲賴。以病差爲愈と、今もかはゆき事を、反して、にくしといふに同じ。

太平廣記三百六十二卷に、著豹皮犢鼻褌と、今鬼を畫くに、虎の皮の犢鼻褌を著るは、故なきに非ず。

袁中郎詩に、兒童尋見求甘草と。小兒の醫者に甘草を求る事、今も同じ。

傳家寶に、大料豆あり。いかなる豆といふ事をしらず。正字通に、黑豆中最細者曰穭豆。一曰料豆。北人以飼馬と、是にや。

群談採餘に、驛路有白塔橋。印賣朝京程圖。士大夫往臨安、必買以披閲と、今道中記を賣ると同じ。

弇州續稿に、嘗閲宋吳中饒介之以醉樵歌試諸名士。獨張孟簡第一得黄金一挺。高季迪次之、得白金三斤。餘各有差と、今も前句附などいふて、金銀の褒美を出すと同じ。

尾州琵琶島、今は枇杷島と書く。開卷一笑に、莫廷韓過袁履善家。適村人獻枇杷果。誤書作琵琶字。相與大笑と、音相通する事、彼此同じ。

方輿勝覽に、喚魚潭客至撫掌、魚輙群出と、いづくにもあることなり。

採蘭雜志に、昔有母子離別。每見蟢蛸垂絲著衣、則曰子必至也と、今も、さがりくもあれば、人の來るしるしとす。

陸放翁詩に、茶鼎聲號蚓、香盤火度螢と、今も火の小さきを、螢はどあると云なり。

談藪に、南渡地狹力弱。州縣特會條屬。不設席而分饋阿堵、號潤家錢と、ふるまい代の事なり。

藝文類聚に、燕丹子を引て、荊軻左手把秦王袖。右手揕其胸。秦王曰、今日之事從子計耳。乞聽琴

聲而死。召姬人鼓琴曰、羅穀單衣可裂而絶、八尺屏風可超而越、鹿盧之劍可負而伏。秦王乃奮地而起、遂殺軻と、咸陽宮の謠は、これを演たるなり。

孔平仲談苑に。羌人以心順爲心白、以心逆爲心黑と、腹黑といふに似たり。

北史に、細馬合數萬匹と、太平記に、細馬に泡をかませてとあるは是なり。

南齊張思光自名其集曰玉海と、玉海の書名久し。

括異志に、食黨之人、招賓友聚會而食。號闔魚會。彼此以所食多寡爲勝負と、今も、俗人より合て、物を食ひ、多少を賭にして、勝負を爭ふ事あり。

王撒美閩部疏に、山田薄無糞。農家焼山茅、候雨至流入田中爲糞と、今東濃に、この様あり。

ある人の、吉野道の記の内に、宿のあるじのかたるをきけば、吉野の花、古より立春の後、八十八日を經てさかりなりと云傳へ、中ごろよりは、七十五日と申ならはせしかど、十年ばかりこのかたを、からがへ侍るに、六十日を經るころより咲出で、六十四五日にして、またくさかりなり。又麓はとく、奥はをそき事に侍りしかど、それもむかしのごとくにはあらで、麓も奥も、同じころのやうになりし。

濃州神戸村に、又助といふ者ありしが、性、漆を畏れず、此人、漆に近づけは、忽解散して用べからず。新に塗たる漆器を手をもて摩すれば、立どころに剝脱す。漆にかぶれたる者を、此人、手にて撫れば、其まゝ愈ゆ、此人のもみたる紙にて、かぶれたる所を拭ふても、愈しといふ。

飛驒國出羽が平といふ所に、兩面人の出たる窟あり。

袈裟山千光寺といふ眞言宗の寺は、其住居の地といふ。又安國寺といふ禪宗の寺に、宋板の一切經を藏む。

銀燭秋光冷畫屏の詩、三體詩には、王建とす。四家宮詞には、花蘂夫人とす。

戰國策に、魏文侯曰、左高鮑彪、注に、言左方之聲高と、樂に左方、右方ある事久し。

袁了凡綱鑑に、高簃衣冠月出游高廟。注に、月出夜也と、夜々衣冠を游しむる事とす。史漢の注を考へずして、妄解す。魯莽なる事なり。

唐六典に、供修理道佛寫一切經道士女道士僧尼各施錢十二文と、今、十二銅を、賽錢とするに似たり。

嚴島の緣起に、推古天皇端正五年とありて、端正は年號にあらず。帝即位の年をいふと、めづらしき事なり。猶尋ぬべし。

呼竹爲無色花不秋草。見中州集と、梅花無盡藏にしるせり。

播磨の飾磨、下總の葛飾等、飾をシカとよむは、ショクの音の轉ぜるなり。

遵生八牋に、梓人最忌倒用木と、世のさか柱を忌む事、彼此同じ。

寛延庚午冬至辛未春、南越大雪五尺餘、上元夜忽雨淡紅色雪。翌朝四望山河園林紅白相映と、烏山氏の詩集に載せたり。

狛といふは、百濟、高麗の義なり。百濟をもて、狛の字に作る。偏は卽才、旁は百なりと、山州名跡志に載たり。

濃州洲股のあたりに、荒井といふ村の某といへる人の家、世々痘瘡を患る事なし。もし其家を出て他家に住する者は、痘を患る事、常人の如し。

三河の松平のあたり、蛇多し。一禪僧、它國より來り逗留せし內に、わづらひ付て臥ゐたるを、かたへ

の人、つく〴〵見れば、線香ほどなる、ほそき氣一すぢ、其僧の口につゞきたるをたづねみれば、大きなる蛇、蟠てありける。いそぎ其僧を外の所へ移して、療養しければ、ほどなく愈たりとぞ。

遠州秋葉山の東北四五里に、京丸といふ所あり。古は通路なかりしが、近頃は人の通ひあり。其岩石そびえたる斷崖に、大なる牡丹のやうなる花、年毎に咲く。さしわたし二三尺もあるべしと、平野主膳といふ其國の人語れり。

梅堯臣聞鼠詩に、癡兒效猫鳴。此計誠已拙と、猫の眞似をする事久し。

北史に、咸陽王子樹遺公卿百寮書暴叉過惡。言叉ハ名夜叉、弟羅實、名羅刹夜叉、羅刹此鬼食風非遇黑風。事同飄墮と、法華經普門品に、假使黑風飄墮羅刹鬼國といふ文によりていへるなり。しかれば法華經の流布して、遍く人の誦するは、久しき事なり。

尾州刈安賀新田の百姓の老母に、蚤つきて、其家内、蚤の集る事限りもなく多し。其家に往く者、是を避る用意をせざれば、蚤とまりて難儀なり。老母死して葬送の時も、送りてゆく人に、蚤多くとりつきたりとぞ。

法苑珠林に、身得獲全と、得獲二字を連用す。又所見供養と、所見二字を連用す。
陳眉公長者言に、卽此便是立命と、卽此便是四字を連用す。
楚辭箋注に、麗姬艾封人之子也。故美女謂之艾。猗姬貴姓因謂美爲姬耳と、これ又一說に備ふべし。

御伽奉公といふ書は、剪燈新話をかな書にして、地名、人名等を、此土のふりにかへたる寓言なるを、或人しらずして、引證とするは誤れり。

北夢瑣言に、段文昌富貴後打金、蓮花盆盛水濯足。或規之。答曰、人生幾何、要酬平生不足也と我榮樂のかなたらひといふ諺は、この事なるべし。

琉球には蛇多し。これをはぶとよぶ。蛇に害せらるを、はぶにうたるゝといふ。昔、はゞきりの劍といふも、大蛇をきり給へるの名なり。はゞと、はぶと共名相近し。

萬葉集に、久米禪師、三方沙彌といふ名あり。二人ともに僧にはあらず。唐土にて晉愍懷太子の小字を沙門といひ、其外呂羅漢、周羅睺、穆提婆等の名あると同じ類なり。

大内義隆、大内と稱せしは、禁中に僭擬したるなり。山口に祇園、淸水を寫し。伊勢大神宮を勸請せる、皆此意なり。

太平御覽に、南越志を引て、水札鳥出昆明池、冬月遍於水際と、今けりと呼ぶは、此鳥ならん。

古今著聞集に、ぬもしのつきはたもしにて候へばといふ事は、うくすつぬのならひをいふにや。

同書に、家隆卿七十七にならせられける年、七月七日、九條内大臣のもとへつかはしける。

　　おもひきや七十七の七月のけふの七日にあはんものとは

近ごろ七十七になりたる人を、賀する事のあるは、これにもとづけるなるべし。

宿衞は、夙習と同音なれば、其義も同じかるべし。

李嶠月詩に、桂生三五夕と、百萬の謠に用ひたり。

金門歳節に、洛陽人家重陽作迎涼脯羊肝餅と、今のやうかんは是にや。

正字通に、李膺益州記を引て、蜀人謂嶺爲棟と、此にても、みねとむねと訓相近し。

正字通に、瓜底亦曰當と、今も瓜のそこといふなり。

祕笈に、常州風俗毆父有橋。名曰打爺橋と、丹波のてゝうち栗の稱に似たり。
元史類編に、哈刺哈孫言。僧人修佛事畢必釋重囚と、今も此事あり。
傳家寶に、燈臺照人不照己と、燈臺もと暗しといふに同じ。
又曰、大樹底下好遮陰と、よらば大木の下と同じ。
李夢陽、霧淞の詩あり。即木冰なり。奥州にてしらぶといふ。などのこほりたるなりと云。
遠州にて、くだ狐の人につく事あり。其人必、なまみそを食して、餘物を飲食せず。鎌いたちといふ物と的對なり。平野主膳語れり。
括異志に、資聖寺有寶塔。高峻層々用四方燈。點照東海。行舟者皆望此、爲標的焉と、今、燈を以て、舟よりの目あてとする事、處々にあり。
涅槃經に、王嚴駕抱太子、謁大自在天神廟。今の宮參の出處ともいふべし。
唐韋宙傳に、爲永州刺史。邑中少年常以七月擊鼓、群入民家、號行盆。皆迎爲辨具。謂之起盆。後爲解素、喧呼只鬭と、今遠州風俗もかくのごとし。
宋書禮志に、大明三年六月乙未有司奏。來七月十五日當祠大廟と、今の來何月といふに同じ。法苑珠林六道篇に、去寅年有四百部鬼。大行疫癘と、今いふ、去ぬる何の年と同じ。
山堂肆考に、歌者以扇掩口。曰歌扇。今も音頭をとる者、かくのごとし。
元豐類稿寄歐陽舍人書に、鞏頓首載拜と。載拜は即再拜なり。呂氏春秋にも、載再通用する事多し。
東鑑に、青鳧千疋とあるは、青蚨の訛なるべし。正字通にも、搜神記を引て、誤て青鳧と書せり。搜神記には、青蚨とあり。

琅邪代醉に、崑崙之西、人跡簡少、多處山南。其東益高、地益下。岸亦益狹。有狐可一躍過也と、近江湖水の鹿飛に似たり。

海槎餘錄に、鬼哭灘極怪異。舟到則浚頭、隻手獨足短禿鬼百十、爭互爲群來。趕舟人、以米飯頻々投之即止と。今、西國の海上にて、あやかしと云物と同じ。尾州智多郡の海上にも此怪あり。ひしやくを多く投こめばやむといふ。十二月晦日に舟を泛れば、必此患ありといふ。

曾我物語に、碁をうつことばによつて、誤て僧を害せる事を載て、天竺の事とす。酉陽雜俎には、杯渡なりとし、又掻頭師とす。共に梁の武帝の時なり。

畠字は、白田の二字、一字になりたるなるべし。晉書傅玄傳に、白田收至十餘斛。水田收數十斛と云へり。

丹鉛總錄に、古樂府詩、尺素如殘雪、結成雙鯉魚。要知心裏事、看取腹中書。據此詩、古人尺素結爲鯉魚形、即緘也。非如今人用蠟と、今の結びふみは、この遺風なり。

日下舊聞に、燕山叢錄を引て、顯靈宮道士韓承義工蹴鞠、肩背膺腹皆可代足。兼應數敵。皆給自弄、可使鞠繞身終日不墮と、今の曲鞠に同じ。

梅花無盡藏といふ書二種あり。一は甲斐德本の著すところ醫書なり。一は萬里和尚の文集なり。

古しへ、夫をせといひ、妻をいもといふ。兄弟の稱と同じ。もろこしも、古しへはかくぞありける。周禮疏兄弟注に、兄弟謂昏姻嫁娶。詩黃鳥注に、此文を引て、疏に、是謂夫婦爲兄弟也と見えたり。

勢州菰野山にて、山中には雨ふりて、麓にはふらぬ事あり。これを菰野の私雨と云。

漢董仲舒傳に、家温而食厚祿と、今の富る者を、あたゝかなりといふに同じ。

寄園寄所寄に、昨非録を引て、天台宋氏、家本富後貧。鬻廬於隣價成と、今、物の價を定むるを、直りなるといふに同じ。

玉堂叢話に、金水河橋成。詔簡有德者試渉。廷臣首推揚公翥と、今も橋の渡り初に、人を擇ぶと同じ。

寄園寄所寄に、王悚生有神力。與人較藝寺廊。脱衣挾柱礎壓之。始就摶。衆驚拜爲師と、尾州の士各務氏、膂力ありて、柱をあげて、其下に草履をさしはさみて置けり。同日の談なり。

又、客中聞集を引て、方朔葛亮此何等語、而詩中往々見之。古人姓名横被側蝕者多矣と、此外、唐毛明素詩に、冶長倦縲紲、韓安歎死灰も同じ類なり。司馬長卿を馬卿とし、王子猷を王猷とするもみな同じ。

志摩國ナキリといふ所の一禪寺の椽、ことごとく紫檀の木なりとぞ。是は年々海邊に流れよりたる木をあつめて用ひたるなり。この海邊は、異國と水路通ずるにや。椰子も年々流れ来るといふ。

格物總論に、紫薇花樹身光滑、俗因號爲猴刺脱。さるすべりといふに符合す。

簷曝偶談に、今人以半夜鶏鳴爲不祥。其來遠矣。唐朱鵬曉鷄詩云、黯々嚴城罷鼓鼙。數聲相續出寒栖。不嫌驚破紗窓夢。却怕爲妖半夜啼と、今の俗間またしかり。

甲申之春韓使來聘、竣事歸國。經品川驛、行中少年金雲龍者、見兒女之皎美、而俾人問其庚。自傍答曰、已向破瓜。雲龍熟視云、洵美且豔。因援筆立書一絶贈之曰、顔色如桃李、今春十五年、君無玉上點。我作出頭天。兒女赧羞誦之。卒和之曰、海外西方客。翩々美少年。縱成千里

別。猶望ニ釜山天ヲ。雲萠履唱ニ鹿跡ヲ。次且不レ能レ進コト。従者叱レ馬ヲ乃行。右稻垣氏の記する處、めづらしき事なり。

越後より出るちゞみ、世に聞えたる名品なり。最上のちゞみは、一端をまきて錢の孔を通すに、滞なく通る。其細き事知るべし。山村の賤の女、爪にてさく。毛よりも細し。小千谷（ヲチヤ）といふ在所へ持出て賣る。諸國の商人、四月の比に、小千谷に來りて交易す。からむしは、秋田のあたりより買とりて用るなり。小千谷の邊は、毎年雪つもる事二丈ばかり、其中を洞のごとく穿ちて、向ひなる家へ往來す。十月より雪ふりて、翌年三月の末にとくるなり。西北の海邊は、雪深からず。毎年十二月八日に、海上風波荒ク、はりせんぼうといふもの、波に打あげらるゝ故、其日を、はりせんぼうあげといふ。はりせんぼうは、栗のいがの大なるごとく、目口もありて。あやしき形なり。迯入（ニゲル）といふ一里は、昔、時平大臣の迯入たる處といふ。里中の男女、文字をかくことあたはず。菅丞相の像を持ては禍ありといふ。山のうなる事折々あり。蓑蟲のつくといふ事あり。雨ふる夜に、一人山ぎはを行けば、雨のしづく、笠より落て、蓑にとまりたるが、皆銀のごとく光る。拂ひすつれば聲あり。甚人の恐る事なり。毎年三月、牛の角つきといふ事あり。村々にかひ置たる牛を、こと〴〵く出し、東西を分ちて、人の相撲のごとく、互に角をふれて勝負するなり。其後、負たる牛、勝たる牛にあへば、必路を避て恐るゝ躰なり。負たる牛の主、是をなげきて、鹽たはらを牛にかひて、來年は勝んと用意するなり。寒國なる故、みかん、くねんぼなし。ゆづはあり。たらは海上にて捕る。甚多し。一尾の價十二三文なり。さけは築磨川、犀川にてとる。たらをすけとゝいふは、佐渡（スケト）の字なり。たこは足の長七八尺なるあり。海上に船幽靈といふ物出る事あり。夜中にはさけぶ聲聞ゆ。義經の舟かくしといふ處あり。小き入海にて、舟をとゞめて風波をさくべし。鳴と兎、名

産なり。兎は、四時に隨て毛の色かはる。一の不思議なり。山中に入て薬をとる者、さとりといふ物にあふ事あり。さるの形に似て、人のとふ事をしるゆへ、さとりといふなり。妙高山は甚高山なり。絶頂に登れば諸國の山々、目下に見ゆる。

列朝詩集に、陳芹字子野、招延時勝、結青溪社。毎月爲集。遇景命題、即席分韻と、今の詩會は、このさまなり。

傳家寶に、穿壙萬丈深坑、不壙鼻下一横と、口を鼻の下といふ事、今も同じ。

古文前集に載たる、唐曹鄴讀李斯傳詩は、前後を略せり。今全篇をしるす。一車致三轂。本圖行地速。不知駕馭難。舉足成顛覆。欺暗尙不然。欺明當自戮。難將一人手。掩得天下目。不見三尺墳。雲陽草空綠。

三州吉田の城下に、新錢町とよぶ所あり。吉田駒といふ錢を鑄たる故に名づくといふ。今其地の人、此錢の型を家藏す。

貴耳錄に、道君云唱一遍看と、今の俗、何事にても、かくして見せよといふに同じ。五燈會元に、類多し。

豫州道前のあたりに、陵村といふ所あり。古き松の根に、すやきの土器多くあり。刀劍の類をも堀出せり。又一小島にて、土民、古き木を伐て水風呂桶にこしらへし。其香氣甚し。太守、これを聞給ひて其桶をとり。又残れる木にも、番人を付置給へり。又其あたりに叢祠ありて、こゝにも古き大木あり。これも香木ならんといふ。因幡の國にも、伽羅の出る山ありとぞ。淡路の何とやらんいふ寺の庭に、百日紅の古き大木あるを、きりて打わりたるに、楷書の屋の字、あざやかにありしといふ。

備中の國に、かな茶わんといふ岩あなあり。松明をもちて入る事、五六丁にても底を極めず。中に蝙蝠多くすめり。鍾乳凝てさまぐ〵の魚の形をなすといふ。

霏雪録に、海中有二甲物一如レ扇。其文如二瓦屋一。惟三月三日潮盡、乃出名二海扇一と、三月三日を潮干とする事、唐土も同じ。

毛詩陸疏廣要に、「名物疏云、爾雅梟鴟即此惡聲之鳥也。梟鴞音相近。故孔仲達云、鴞一名梟。古書多稱二梟鳴一。指二此非一土梟一也と、鴞字音イヤウなるを、今キヤウとよむは、此故なるべし。鴞、諸字書に、キヤウの音見えず。品字箋に、曉字の部に出。キヤウの音なきにあらず。

宋書吳逵傳に、逆取二鄰人夫直一と、隣の人より日傭賃を、前受取にする事なり。

宋書袁顗傳に、開常手自殺レ人。欲レ令二其數滿一レ萬一と、牛若丸の千人斬に似たる事なり。

晉書載記に、劉曜與二曹恂一奔二於劉綏一。綏匿二之於書匱一と、大塔宮に似たり。

込字も古き事なり。東鑑高倉令旨に、斷レ命流レ島、沈レ淵込レ樓と、見えたり。

尾張に、七女子村あり。宋史史方傳に、竊二追彥安一至二七女栅一と、似たる事なり。

心不レ負レ人、面無二慚色一と、いふ語の出處を問ふ者あり。五燈會元睦州陳尊宿の條に見えたり。大般若經に出と聞けども、いまだ檢するに及ばず。

上大人丘乙巳の事。祝允明猥談に、不レ知二何起一と、按ずるに、五燈會元睦州陳尊宿條に、問如何是一代時。教師曰、上大人丘乙巳と、しかれば唐の代よりありし事なり。

法華經普門品を觀音經といふ事、古き事なり。五燈會元仲興禪師條に、忽聞三童子念二觀音經一至二應以比丘身得度者即現比丘身一、忽然大省と、今普門品に此文あれば、是をさして觀音と云事知るべし。

南史劉霽傳に、誦二觀世音經ヲ一數萬遍といふも、これにや。

秉穗錄第二編 卷之下

廣弘明集に、東華儒道大略有於身國と、東華は、佛家より唐土をさしてよぶ稱なり。今朝鮮の人、其國を東華と稱するは、これをかり用ひたるべし。

品字箋に。今俗傳。地獄在酆都山下。不知何據と、越中立山に、地獄ありといふに同じ。

朝鮮五禮儀に載る營造尺は、我曲尺と符合す。周尺は曲尺の六寸八分、造禮器尺は九寸三分、布帛尺は一尺五寸にあたる。

越後に風穴あり。風勢甚はげし。石を投ずるに、やがて吹出す。一禪刹、其門前の川に石塔流れ來て、自から門上にのぼる。三年を出ずして、其主僧、必死すといふ。

通鑑綱目、宋高宗紀に、馬進以大書牒索戰。張俊以細書狀報之。進以俊爲怯と、是にて考れば、細字に書くを敬とするなり。

寄園寄所寄に、座右編を引て、嘉靖中、京師縫人某姓者、擅名一時。所制長短寬窄、無不稱身。嘗有御史。令裁員領。跪請入臺年資。御史曰、製衣何用知此。曰相公輩初任雄職。意高氣盛。其體微仰。衣當後短前長。在事將半。意氣微平。衣當前後如一。及任久欲遷、內存沖挹。其容俯。衣當前短後長。不知年資不能稱也と、今袴をしたつる者のいふをきくに、壯年の人は、後短く、前長く、中年の人は、前後同じく、老年の人は、後長く前短かくするものなりと、同日の談なり。

又蚓庵瑣記を引て、舊傳。樹老必自焚。未之信。甲子歲邑東郊株樹山老樹、無火自焚一晝夜、枝半

燼、樹仍活と、近き頃、熱田社槐樹の科になりたる内よりもえ出て、自から焼たる事あり。

家語に、孔子の兄伯尼とあり。孝經、孔安國注にも見えたり。今按ずるに、尼丘山に禱て、孔子を生といひ、首汚て尼丘山に似たりといへば、尼と字することは、夫子に限りたる事なるべし。然るに其兄も、伯尼といふことといぶかし。且伯仲は、兄弟の次序なれば、此字を除けば、兄弟ともに、字は尼なり。兄弟同じ字を稱する事、外に其例なし。疑ふべし。

國語の注に、急に呼茅蒐為韎也と、蒐字にクワイの音あるべし。槐、隗、嵬等、鬼に從ふ字、多くはクワイの音あり。字書に此音闕く。

晉書山濤傳に、山太常雖尚居諒闇情在難奪と、此時まで、諒闇の稱、天子に限らず人臣にも用ると見えたり。

盍簪録、甲午歳琉球王子來貢。典翰程雪堂詩云、眞是群山祖、扶桑第一尊。滿頭生白髮、鎮國護兒孫と、この詩、琉球人、今に膾炙すると見えて、寛政庚戌來貢の時、所々にて人に書與えたり。

伊勢の山口氏、王陽明の石刻一紙を贈る。送日東正使了菴和尚歸國序とあり。盍簪録、予家藏菅相渡唐圖。深衣幅巾腰繫香帶、手把梅花。四明方伯行錄日本僧堆雲賛曰、自在陰陽不測神。感天忠義聖朝臣。浪傳徑塢傳衣鉢。香渡梅花一點春。渡唐之事其事虚誕、固不待辨也。而聲名播於中國。乃至如此。方伯行號雲冠道人。予家又有臥陶二字扁。與詹僖仲和同時。嘉靖年間人、堆雲五山禪侶、名桂悟、字了菴、嘗入明充貢使。有行程記。時方明正德中。邂逅王陽明作序贈之云と、是にて了菴は、五山の僧なる事を知る。

五燈會元肯堂禪師條に 寒蟬抱枯木。泣盡不回頭。謠の文句に用ひたり。

又、楊岐方會禪師條に、三人同行必有二一智一と、三人よれば、文殊の智惠といふに同じ。
又、法演禪師傳に、人貧智短馬痩毛長と、貧すれば鈍するといふに同じ。
又、佛果禪師條に、可レ憐無レ限弄レ潮人、畢竟還落二潮中一死と、川たち、川ではてるといふに同じ。
又、僧昭禪師條に、初三十一不レ用レ擇レ日と、滿平に日な見そといふに同じ。
又、曇玩禪師條に、遠親不レ如二近隣一と、遠き親類より、近き他人といふに同じ。
四時を四季といふ事、唐土にもあり。品字箋に、俗云二四時一爲二四季一。指二四時末月一言と見えたり。
五燈會元に、善犬帶レ牌と、犬にふだを付て置く事、今も同じ。
耳にて音を聞くに限らず。鼻にて香をかぐをきくといふ。品字箋に、俗以レ鼻審レ氣爲レ聞者借用也と、和漢同じ。
くわは、銜の音の轉じて、訓となりたるなるべし。
くつわは、くちわなり。品字箋に、俗言二馬口鐵銜一、乃口鐵兩旁之大環也といふに似たり。
詩の小辨を、漢書杜欽傳に、小卞に作る。これは盤の音なり。又北魏宋辨傳に、賜レ名爲レ辨。意取二辨和獻一玉楚王不レ知レ寶也と、これはヘンの音にて、辨、卞通ずるなり。
說林に、立夏日啖レ李。令レ不二疰夏一と、今夏やせといふに同じ。萬葉集、大伴家持嗤二笑痩人一歌に、石麻呂爾吾物申夏痩爾吉跡云物曾武奈伎取食と、見えたり。
漢書地理志に、惠帝四年置二嶻嶭山在レ北。師古曰、卽今俗所レ呼嵯峨山是也と、今平安城の北に、嵯峨あるも、是に准ずるなるべし
唐土の人は、かりそめの詞にも、必押韻あり。八景の題も、暮雪と秋月と相叶ひ、歸帆と晴嵐と相叶ふ。又、

畫題も、煙江疊嶂圖、春山欲雨圖、玉壺秋色圖等、いづれも二四不同の法を失はず。

俗間、正月元日に、木幡山柚の木のもとの御事はと唱ふる事あり。大和二十四孝に、木幡の里に、藤榮といふ者あり。仙家にいたり、金の柚を得て歸り、長者となる事をのせて、人ごとに三元の祝ひごとには、こはたの柚の木の其事を申はじめ侍るは、まことにめでたきためしなりとしるせり。

若弱通用する事、韻會小補に、若少也と注し、韻府にも、今人謂レ弱爲レ若と見えたり。賈誼新序、匈奴篇に、猶三若子之遇二慈母一也。

熊野山中にて、炭を燒く者の所え、七尺ばかりなる大山伏の來る事あり。魚鳥の肉を火に投ずれば、なまぐさきをきらふて去る。又白きすがたの女、猪のむれを追かけて來る事ありといふ。

風俗通に、狗鬪時洒レ之以レ水。便自解也と、狗の水をきらふ事、今もしかり。

君山先生、一寺に遊ぶ。古印あり。よく其字をしるものなし。先生、これを見て曰、胡桃核なりと、果して然り。嶺表錄異に、山胡桃皮厚而厚二大於北府一。底平如二檳榔一。多レ肉少レ仁。亦與二北中者一相似。以斧槌レ之方破。或取レ之白レ底磨平以爲二印子一。其隔屈曲類二篆文一也と、學の博物を貴ぶ事、かくの如し。

ある人のいへる、肥前國の山家に、たゞ一人すみたる翁あり。馬の沓をつくりて賣る。大坂陣を經たる人なり。己が年の數も今は忘れたりと云ひしとぞ。

船中に祭る船魂は、十一面觀音なりといふ。女人の白髮數莖と、雙陸の采二つ、一を上にして、六を下にし、二を內にす。大觀通寶四五錢、同じく箱に入れて、檣の下に納め置く。大觀は觀音にかたどるといふ。

歐陽永叔哭二聖兪一詩に、頷鬚已白齒根浮と、齒のうくといふ事、今も同じ。

蔓菁の字を瓢中に入て、其口より湯をそゝぎ、井中にくゝり下げて、明日地に蒔るに、一夜に芽生じて摘食すべしといふ。未試みず。

論語天祿長終注に　苞氏以爲、爲政執其中、則能窮極四海。天祿所以長終と、正符潛夫論に、乃其逢吉天祿永終と、然れば漢の時は、何れも苞氏のごとく解すと見えたり。

北齊書に、馬及鷹犬乃有儀同郡君之號と、枕草紙に、うへにさむらふ御猫は、かうふりたまはりて命婦おもとゝて、いとおかしければ、かしづかせ給ふと、畜類に官名を稱する、似たる事なり。又、犬を翁丸と名づくる事も、枕草紙に出づ。

飛驒に朝六の橋あり。枕草紙に見ゆ。古き名なり。汪澤民游黄山記に、時至元再元之六年庚辰歲也と、宋を滅すの翌年を、再元とするなり。

山梔子の花を、尾州犬山にて、センフクといふ。薝蔔の字なるべし。

韓非子に、荊南麗水之中生金と、千字文の金生麗水、是に本づく。五雜組に、千字文を引て、韓非子を引かざるは何ぞや。

江戸杉山氏の曾祖母、芝に住せる時、上總の海中にて、龍の昇るを遙に見やりたるに、全身は雲にかくれてあらはれず。其尾の大さ傘ほどに見えたりとぞ。

熊野の山中に、長八尺ばかりなる女の屍あり。髮は長くして距にいたる。口は耳のあたりまでさけ、目も普通よりは大きなりしとぞ。

佐渡は、大佐渡、小佐渡とて、大小連りたる故、瓢たん島ともいふ。土人は蓬萊なりと云傳ふ。山の石色紺青のごとし。不死の藥といふは、人魚の事なりといふ。スケトといふ魚あり。其腹中の子をウミアハ

といふ。人魚と交る故薬なりと云。紙魚と書するとなり。

新撰和歌集貫之の序に、貫之請罷而歸とあり。今江戸詰などいふに同じきにや。此書、僞作なりとも愚問賢注に見えたれば、久しき事なり。

俗間、十九を厄年とする事、六典縣令の條に、所管之戸量其資産、類其強弱、定爲九等。其戸皆三年一定以入籍帳。若五九 謂十九、四十九、五十九、七十九、八十九。 三疾 謂殘疾、廢疾、篤疾。 及中下多少、貧富、強弱、蟲霜、旱勞、年收、耗實、過白、形狀及差科簿、皆親自注定均齊と、此五九より起れるにや。

知不足齋叢書の中、古文孝經盧文弨序に、譬之夏彝商鼎、必非柴哥官汝之所得而齊量矣と、柴哥官汝は窯器なり。遵生八牋に、論窯器必曰柴汝官哥。然柴則余未之見。汝窯余嘗見之。官窯品格大率與哥窯相同と見えたり。

杜詩に、牛羊歸徑險、鳥雀聚林深と、百葉の謠に用ひたり。神傷山行深、愁破崖寺古と、芭蕉の謠に用ひたり。

左燈會元寶掌和尚詩に、行盡支那四百州。此中偏稱道人遊と、支那四百餘州といふ事、唐の比よりいふ事にや。

勝尾寺の觀音を、比丘妙觀彫刻せしに、其徒十八人、十八日を經て始て成る。卽八月十八日なり。妙觀、其日を以て化し去る。これより十八日を、觀音の會日とすといふ。

李輔國大畏薯藥。或人、因以示之。必眼中火出毛髮皆澀血。因致大病と、雲仙雜記に見えたり。蜀孟昶月旦必素飧。性喜薯藥。左右因呼薯藥爲月一盤。清異錄に見えたり。二人の性相反す。一笑すべし。

太平聖恵方治二時氣瘴疫一。單行方鮑魚、一枚燒作レ灰、赤小豆半兩、右擣細爲レ散、空心以二温水一調二下半錢一。酒下亦得と、今俗間、節分に、鹽いわしの頭を門首に挿むも、瘴疫を避る意なるか。又治二唇瘡一方以二燕脂一油調傅レ之と、今婦女、燕脂を唇に點ずる事。益なきに非ず。

高野山に萬年艸あり。其葉を女の手道具の内に入置て、夫の他國へ行て音づれなき時、水に入て見るに、何事もなければ青き事、もとのごとし。夫、むなしくなる時は枯るといふ。

又佛法僧の鳥は、曉方に一夏の間なく。雄、佛法となけば、雌、僧と聲を合すといふ。奧院に一雙の鳥あり。眼金色なり。足の爪青色なり。これを天鳥といふ。常の鳥にあらず。

大和物語に、わらはにて殿上して大七といひけるをと、今の人の名に似たり。

又、いかでかくとしきりもせぬたねもかなあれゆくにはのかけもたのまんと、としきり、古き詞なり。

わかめ、紀州和歌の浦より出るによつて名づくといふ。明和五年戊子正月廿八日、下野國那賀郡西見野村長光寺古ハ臨濟宗、今ハ曹洞宗、境内山のくづれたるところより、古錢九百九十一文、壺中雲母紙經文朽たると見ゆ。塔ノ高サ七寸、三重中に觀音長ケ一寸なると、鏡を堀出す。鏡に、

興國四年壬午三月吉日

賓祚興久藤三位資通卿公

當塗王經一　三禮一品一錢千部

藤從一位宣房卿公福壽

不二行者授翁敬白

資通卿は、藤房卿の祖父にて、宣房卿の父なり。授翁は、藤房卿の法號なり。

康熙字典三字の下に、三洲孝子之後有二三洲氏一と、其事實をしらず。弘决外典抄に、孝傳云、三洲人者契爲二父子一。長者爲レ父。次爲二長子一。次爲二幼弟一。父令下塡レ河以造上レ宅。久塡不レ滿。爲レ父所レ責二子發レ誓。若必孝誠、使下塡レ河有上レ徵、發二是誓一已河爲レ之滿。〔割註〕孝子傳云、有二天神一。乃化二一書生一。將二一丸土一投二河中一。明旦忽見河中土高數丈、凡屋十間、父子仍共居レ之。子孫位至二二千石一。今三洲氏其後也。」又蕭堯濟孝傳云、昔三人、各一洲、皆孤露煢獨、三人暗會二於一樹下一。相問。寧爲二斷金之契一。二人曰、善乃相約爲二父子一。梁朝破三人離と、此事なり。

白石餘稿に見えたる、淸人魏惟度は、榕城詩話に載せたり。魏憲字惟度、福淸人、撰二本朝百家詩選一。自著有二枕江樓集一。

此夜一輪滿。淸光何處無の句、碧溪詩話に、僧貫休の詩とす。釣磯立談に、頭陀范志嵩の詩とす。同人なりや。

婦人、眉をそる事、唐土にもあり。猗覺寮雜記に、今の婦人剃二去眉一、畫以レ墨。蓋古法也。釋名曰、黛代也。滅二去眉毛一、以代二其處一也といへり。

寓簡に、魏鄭公爲レ相有二一典事一、法レ官。公偃二息窓下一。典事不レ知。竊語二窓外甲一曰、官職總由二此公一耳。乙曰、由レ天耳。鄭公微聞レ之。戲召レ甲。令下持二密封小紙一與中侍郞上、俾二即注レ官。甲初不レ知二所以一、出レ門心痛。不レ能レ行。反託レ乙持往。乙就レ便引注。既還。甲心痛自愈。而鄭公甚駭焉と、獨醒雜志に、仁宗皇帝嘗間二步禁中一。聞三廡外有二讙者一。稍逼聽レ之。乃二衛士。甲曰、人生富貴在二命有無一。乙曰、不レ然。今日爲二宰相一、明日有下貶削爲二匹夫一者上。今日爲二富家一、明日有下官籍而沒レ之者上。其權正在二官家一耳。因相與詰難、未レ服。故爭辨不レ已。帝因密識二其人一、一日出二金險一。封緘甚密。特呼二乙送往二内東門一。

行將遂。忽心腹痛作。不堪忍。懼愆其期。偶與甲遇、令代捧以先。門司啓匳、乃得御批。云、去人給事有勞、可保明補官。乙隨至。則辨曰、已得旨送匳、及門疾作。令甲代之爾。門司覆奏。帝命與持至者。甲遂補官と、是一事、甚相似たり。疑らくは一事誤傳て、二事となるか。

入蜀記に、石牌峽石穴中有石。如老翁持魚竿狀。略無少異と、木曾寢覺に似たり。

韋述兩京記に、東都嘉慶坊有李樹。其實甘鮮。爲京都之美。故稱嘉慶李。今人但言嘉慶子。蓋稱謂既熟。不加李、亦可記也と、瓜を眞桑といひ、蘿蔔を宮重といふの類なり。

前に抄出せる草を、木と稱する事、物類相感志に、茄樹開花時、取葉布於過路、以灰圍之、結子必多。謂之嫁茄。五燈會元に、庭前紅莧樹、生葉不生華と、此類多し。

儒釋道の三聖を一所に圖する事、齊東野語に、理宗朝、有待詔馬遠。畫三教圖。黃面老子則跏趺中坐。猶龍翁儼立於傍。吾夫子乃作禮於前。此蓋內璫故令作此、以侮聖人也。江子遠贊之曰、釋氏趺坐、老聃傍睨。惟吾夫子絕倒在地と、宋の時、すでに此圖を作ると見えたり。

物理小識に、犬以溺記路。可嗅而知之と、今も亦しかり。

羅山文集に、圖書南產志を引て、椎科子也。其末尖似錐、故曰錐。宋志作椎、從木也。椎槌同字、故諸書皆作椎。不言其木而有子也。形似山桂。此葉是科樹所生、江東人呼科樹爲株樹、閩人呼爲錐者。聲相近也と、字書に、椎の木名なる事を載せず。故に表出す。しゐと訓するも、椎字の音なるべし。

又曰、武王斬紂首掛之太白旗。太公斬妲己。妲己化九尾狐。飛將上天。太公持符投之。狐即落死。狐媚叢談云、妖狐食妲己而殺之。後化妲己。勸紂爲暴逆。果爲太公被殺と、演義に

載する妲己が事は、是に本づく。

朱子文集に、正是鵠崙呑束と、今の、ぐみまるのみといふに符合す。

猶國に、常熟城中居民聞銭肆于焦家橋側近。其婦輕蕩喜淫、穢聲播于中外と、中外の字、民間の事にも用るなるべし。

又曰、呉城輕薄少年、相挈作侶宣言。同往二郎廟裡。結親。一進廟門、便闌入珠翠叢中。雙拜隻起、日以爲常と、ざこねの風と同じ。

又曰、二子並落羽東歸矣と、尾羽うちからすといふに同じ。

山谷詩注に、俗諺云、種李不成桃。種禾不生豆と、今、瓜のつるに、茄子はならずといふに同じ。

扇にぼんぼりといふ制あり。紙をひねりて耳に入るゝをも、ぼんぼりといふ。又行燈の小なるを、ぼんぼりといふ。其物の形異にして、名は同じ。

人を罵て畜生といふは、古き事なり。後漢劉寛傳に、坐客遣蒼頭市酒迂久。大醉而還。客不堪之、罵曰、畜産寛須臾遣人視奴。疑必自殺。顧左右曰、此人也。罵言畜生。吾懼其死也と見えたり。

雜談集に、先年三井寺の金堂を、山門より可燒拂事聞しに、近國の武士警固しける中に、或武士、外居を山中へもたせて食しける。あやしみて何見ければ、小麥餅なりけりと、其ころより食器を、ほかいと云なり。

雜談集に、嵯峨の淨金剛院の院主道觀房、淨土宗の學生、後嵯峨法皇の御歸依の僧と聞えしが、弟子の律僧、夏の頃、對面のために來る事有けるに、人を召して、大乘の茶參らせよと云。何物にやと思ほど

に、打銚子に、玄水をたぶ／＼と入て來れりと、大乘の茶は、酒の隱語なり。

實語教は、近世の人の作れるならんと思ひしに、雜談集に、箱根山中葦河宿にて、或旅人、實語教を誦して云、山高きが故に不貴、飯大なるを以て爲貴云々。家主と、りもあへず誦して云、人肥が故に不貴、以貴多爲貴と、たがひに入興して、飯大にし、隨て貨多くしたりけると云へりと、無住國師の時より以前の人の作れる物なり。

大般若を轉讀する事、七五三とて、毎卷の初を七行、中ほどを五行、末にて三行讀む事なり。元來、轉は徑をよむ事にて、略する事にはあらず。しかれば畧讀を、轉讀と稱せるより、全く讀を眞讀といふ事、起れるなるべし。眞讀の名、雜談集、太平記等に見えたれば、これもふるき事なり。

雜談集に、昔ある山里にまめ祖、物くさ祖とて、隣家にて栖けりと、まめ物くさといふ事、古き詞なり。

世說德行篇、王戎和嶠同時遭大喪。俱以孝稱。王雞骨支牀と、文海披沙に、言瘦骨如雞僅堪支持床上。一云、飲酒食肉、所薬雞骨、至可支牀と、按ずるに、南齊書孝義傳に、杜栖肥白長壯、及父京産疾、旬日間便皮骨自支と、これによる時は、前說を長ぜりとすべし。

つちは、椎の音の轉ぜるなるべし。

尾州小牧の人、病を得たり。頭面の毛孔より、糠のごとく白色なる物を出す。其出る時、算盤のつぼをはじく如なる聲あり。病名をしる人なし。

長崎へ來りたる南京人、よき蠟燭を起椀といふとぞ。

說文、裳字注に、本作常。徐曰、常下直而垂と、直垂の名の出る所なるべし。

和事始に、續日本紀の道祖王昇爲皇太子、而王諒闇未終、陵草未乾、私通侍童を引て、男風の事とするは誤れり。侍童は女子なり。水鏡に、東宮は新田部親王の子、道祖王とておはせしに、聖武天皇っせさせ給ひ、諒闇にてありしに、此東宮、このほどをもはゞかり給はず、をんなのかたにのみみだれたまへりしとあり、これ女子なる一證なり。

東鑑に、米を麞牙といふ。白氏文集官舍閒題の詩に、祿米麞牙稻、園蔬綠脚葵といふに本づけり。

木曾の山中にて、谷に一本、山に一本といふは、すぐれて大木の稱なり。これを王と呼て、見る人、これを拜す。犯せば祟ありといふ。佛書に樹王といふに符合す。

白樂天詩に、戲團稚女呵紅手と、今、雪まるけに同じ。

藤信西の書籍目錄に、雙金といふ書見えたり。何の事を載たるものといふ事を知らず。大須眞福寺の藏書中に、たま／＼此書の片紙あり。二字連綿せる字、對をあつめたるものなり。宋人の撰なりと、河村益根語れり。

三代實錄に、三河國渥美郡にて、阿育王の寶鐸を得て獻ぜし事見えて、其高サ三尺三寸といふ。寛文の頃にや。三州御油の驛水戸山にて、銅鐸を堀出せり。又尾州名古屋濃見寺に、某氏の寄附せる銅鐸あり。是も三州より出づるといふ。又三州赤坂の產なる人、其あたりにて堀出せる銅鐸三を見たりと、余に語れり。又岡崎より一里ほど東、洞村といふ所の小高き地に、銅鐸埋まりたるを、樵童、其龍頭のあらはれたるを見て、人々に告て堀出す。右にしるすところ、いづれも三州の地より出るは、奇事といふべし。

和泉國和泉郡に、桑原井あり。土人曰、昔、此井へ雷落けり。井より上らんとする處を、人寄集り、井の上

に蓋を覆ふて、雷を責る事、やゝ久し。雷、大に苦んで誓て曰、永く此地へ落る事なしといひければ、蓋をとりてゆるしやりぬ。それより此地に雷落ることなし。雷鳴の時、桑原々々といふも、此によるとぞ。

古事記に、譽田尊（應神天皇）御宇、論語十卷、千字文一卷、併て十一卷を百濟國より貢進せる事あり。今世に傳る千字文は、梁周興嗣の撰次する所なり。應神天皇より三百餘年後にあたる。しかれば、この千字文は、周興嗣の撰する物にはあらずして、それよりさきの代の人作れる所にて、別本なるべし。今傳はらざるは惜き事なり。

陸放翁冬至詩に、家貧輕過節。身老怯増年。自注に、郷俗謂、喫冬至飯即添一歳と、今十一月廿三日、大師講とて、赤豆粥を食して、此日より一歳を加るといふに似たり。

萬葉集に、みれとあかぬ吉野の河の常滑の絶ることなくまたかへり見んと、尾州智多郡に、常滑といふ所あり。古き名なるべし。

平かなのんの字は、もの字をもとかくより通ずと云。事文類聚に、皛飯毳飯、の事を載て、飯也毛、蘆菔也毛、鹽也毛、俗呼無曰毛と、毛と無の通ずるは、唐土も同じ事なり。

池北偶談に、唐才子傳の事を、惜らくは今傳ふる事なしといへり。此土には刊行の本あり。唐土へ送り遣はしたき事なり。

かんがふるといふことばは、勘字の音のやうなり。

萬寶全書笑談門に、癡蠅恣意飲食。被小厠拿住、將竹簽簽了屁股。打灯草與他使棍と、小兒の戯に、蠅をとらへて、燈心にて棒をつかはする事、今と一般なり。

癸辛雜識に、宋徽宗以五月五日生。以俗忌因改作十月十日と、誕生日を改る事、昔よりある事な

り。

史記に、秦毎レ破ニ諸侯一、寫ニ放其宮室一と、今何にても、本のごとくに作るを、うつすといふに同じ。

宋楊廷秀詩に、午暖ニシテ柳條無ニ氣力一。半晴花影不ニ分明一と、柳無ニ氣力一條先動といふ句に、自然に符合す。

尾州の東部にて、山間の木陰しめりたる所をジクテといふ。

諱を避る事、君上に限らず、貴人と同じければ改る事あり。安史新懷傳に、懷德本名湘素、遊ニ寇準之門一。準父名湘。景德中準方爲レ相。懷德乃改レ名焉と、康富記に、二條關白滿基公の時、光職といふ人、範職と改めたる事あり。又安東太郎賴良といふ人、源賴義朝臣の諱を通て、賴時と改る事、安東氏譜に見えたり。

秉穂錄 終

花街漫録正誤

花街漫錄正誤

このくさ〴〵を集めたるやうは、文化三年の頃、京の人、睡餘小錄を著す。是は寸錦雜綴に類したるものにて、其附錄は專ら彼地の花街の事を載たり。これに倣ひて、此草子は作りたりと見ゆ。只其物を圖して、いさゝか其由を記しゝまでにて、考へたる說などもなければ、何も誤あるべき事もなき筈なるに、事のわきまへなき者のする事は、一言半句の內にも誤りあり。此草紙の書は、抱一上人の風なり。しかれば畫の縮圖も、抱一の弟子などなるべし。作者はもとより、畫を書しものも、序をかゝしたる抱一上人も、畫の時代、また近世の畫かきの事をも知らず。笑ふべき事甚し。一々、その處に云〻見るべし。

筠庭主人跋記

花街漫錄正誤

喜多村節信 著

〇花街漫錄、（文政乙酉の彌生半、雨華庵抱一序あり。）慶長十七子年十一月中、庄司甚右衞門（元の名は甚内といひ、相州小田原の産也。）といへるもの、初めてこの大江戸に、三つの條目を定めて、新たに遊女町を一廓に取建む事を、おほやけにねぎ申けるに、甚右衞門がこゝろざし、やさしと聞し召れけるにや。元和三巳年、葺屋町の下にて、二町四方の場所をぞ給はりける。

〔正誤〕こゝはすべて元本洞房語園の說なり。吉原開發は、甚右衞門にはあらず。是は余が嬉遊笑覽に委しくいへり。

〇同四年年十一月、家毎に建揃て、みな〱家業をはじめしかば、こと〲く繁昌しつゝ、さればいとよし原とぞ名付ける。もとより此地は、芦〔正誤〕この字を用るはいかなる事ぞ。」多く生茂りたる所を苅捨て、地形つき立し故に、芳原といへるを、後、吉といふ文字の奇瑞なりとて、吉原と書替けるもいとめでたし。〔割註〕其後明曆二年、今のよし原へ替地被仰付、數多のこがねを添て給はりければ、同三年三月、この新よし原へぞ引移ける。

〔正誤〕こゝに明曆三年三月、今の吉原へ移ると云非なり。元本洞房語園云、明曆三年正月云々、吉原も悉く類燒す。同二月初より假家を建商賣したり云々。六月十五日悉く引移るべき由仰付られしかども、とかくひきしろひ、今の地に普請大かた出來て、八月十日前五町共にみな引移る。家作の間、今戸、鳥越、三谷、三ケ處表通り家々を借りて、三十餘日晝夜商賣したりと也。

○江戸町といへるは、元誓願寺前にすまひしける遊女屋あまた引移りて、みな／＼此大江戸出生の者多き故に、かく御繁昌の地を祝して名づくとなん。

〔正誤〕この時町名を付たるには非ず。すべてこゝの町名、甚右衞門より前の名なり。

○同じく二丁目も、鎌倉河岸にすまひしける遊女屋也。○京町は麴町に住ひしける遊女屋にて、多くは京都より引移りしものゝ故に、やがて京町とぞ名づけゝる。

〔正誤〕これも同上。

○又この二丁目は、元和六年より、〔正誤〕これは覺束なし。何に據れるか。道恕が記には、吉原開基已後、大坂瓢簞町、奈良木辻などより、二三年遲く普請し故、新町と云とあり。」地ならしゝて、同七年三月、〔正誤〕かくたしかに記したるものあるべからず。」造り終れる町なれば、京都よりこの大江戸の御繁榮をしたひ來たりぬる遊女屋にしあれば、三年がほどおくれて町並揃ける故に、里俗に新町とぞいひならはしける。○角町は寛永三年三月、京橋角町に住ひける遊女屋にて、甚右衞門と和談に及び、吉原町へ引移りし故に、則角町と名づくとぞ。○水道尻、江戸町壹丁目、二丁目の境より角町の角、並京町壹丁目、二丁目の境中通りに、三ケ所の井筒あり。大サ六尺四方、厚板にて補理、四寸角をもて緣とす。その井戸に小桶を置、杉丸太をもて柄とし、つる柄杓四本をつけたり。此井戸は玉川上水を引取て、〔正誤〕この邊の水道は、神田上水にて、玉川上水には非ず。」堀底壹丈二尺餘、石にて樋をふせ、長谷川町より江戸町の辻へ廻り、夫より角町、京町の辻へ水を取故に、その末を水道尻とは名づくとなむ。○川岸は惣堀の東方は、濱町通りの堀を用ひ、西北の閒大門口の左右は、材木堀に續きける故に、吉原町廓の內、堀際の處を川岸とはいひならはしたり。元吉原の圖入。

○元吉原江戸町二丁目淸春狀

永代賣渡し申屋敷之事

一、本柳町二丁目、北類〔頬カ〕表京間五間、裏へ町並之屋しき、永代金子四拾両に賣渡し申處實正也。右之屋しきに付、横合より出入無二御座一候。若出入申者於レ有レ之は、此五人組、何方へ成共罷出可二申分一候。爲二後日一仍而如レ件。

明暦元年

未九月六日

五人組　惣兵衛印

同　了ゑん印

同　權七印

同　源藏印

同　玄理印

同　久右衛門印

賣主　庄助印

與三兵衛樣

此沽券證文に、元吉原町の屋敷地面、永代賣渡しける古證文也。この料紙は今の半紙に似ていとうすし。さて元柳町とあるは、當時の常盤橋の邊を大橋といひ、道三河岸の邊を柳町といひしを、又天正年中、京橋萬里小路柳の馬場といふ處に、原三郎左衞門といへるもの、遊女町を取たてけるに習ひて、柳町と名付くとも、又唐國の柳巷などにならふともいへれど、こはもとより大木の柳二本有し故、柳町とは言ならはせりとぞ。しかるを元和年中、おほやけの御ゆるしをうけ、始てこの大江戸へ遊女町を取立しをり、處々に分散して有つる遊女屋ども、皆一廓のよし原町へ引移りしかば、其時、右の大橋柳町より引越ける者、多くすまひせる處を、俗に元柳町とはいひしと也。されどかりそめにも、後の證據と成べき券狀を、世俗の柳町と認めしは、其頃の風體なるべし。

〔正誤〕追恕が記に、明暦の頃迄、江戸町の名を元柳町とも云ける也。元柳町二丁目と書たる沽券狀

も、今にありと云へるは是歟。此元柳町と云はいづくにかあらん。道三河岸の舊名にて、□(十二)こゝに住たりし者の、移りし故に名ぐとならば、新柳町など異名すべき事也。但し道三河岸をはやく元柳町と云たるをもて、此をも然云たるか。それにてもたしかならぬ呼ざま也。新よしはら、元よしはらと云例めし知べし。然れば本柳町は、いづくにまれ元地を云事にて、今の江戸町をいふにあらざる事明か也。ことに沽劵などに書べき事とも思はれず。他處の地名なるべし。大橋柳町の考、京傳が奇跡考に說あり。事跡合考に據て、京橋の柳町とす。此說然るべし。

○黑助稻荷之額、廣澤書、黑助稻荷の社は、元吉原よりこのよし原へ替地給はりし頃より、京町二丁目の下に鎭め祭れりしを、天和の頃、九郎助といへるもの、御社の表に住ひしければ、おのづから人呼で、九郎助いなりと唱しにや。今は黑助と書改たり。さてこのをうな文字の額は、細井廣澤の書給へる筆蹟也。このゆゑよしを聞つたふるに、ふかきわけはしられねど、元祿の頃、廣澤のわかゝりし時、此里に流浪せられけるよしにて、京町二丁目いせや彌右衛門といへる質商人の家に、年頃厄介になり居たりしが、もとよりなみ／＼ならぬ生れつきなれば、彌右衛門が心をいたくさとり、内外のものにもよく思はれける故、此額も施主有て、書をこひけりとなん。さて文字の眞行草は、書人に任すとありしに、却てこゝろまどひして、其儘にすぎぬるを、時ありておもひ出つゝ、ひとかたならぬ所がらなればとて、このかんなの七文字にかゝれつるは、いとこゝろきゝたるほまれとやいはまし。また彌右衛門が家には、見世のなう簾屋號の文字など、ならびに將棊の駒までも、廣澤の書おかれし事は、いとも／＼めづらしき事にこそ。

〔正誤〕雪山、廣澤二老略傳を按ずるに。廣澤先生享保廿年七十八歲にて終らる。廿歲の時、酒井伯元の第に在。初て雪山先生に相見したりとあり。因て考るに、先生萬治元年に生れて、二十歲は延寶五年なるべし。三十歲にして柳澤家の招に應ず。是貞享四年也。柳澤を退きしは、元祿の末なるべ

し。且その人となり、此里の商家などに寄食すべき人物に非ず。右の傳を開き見て知るべし。この額、かなにて書たるも理なり。其質屋に手跡の多くあるは、別に縁故あるべし。傳説は妄なり。寶暦五年細見「入相花」に、九良助いなり、享保九甲子年、正一位に神位也とあり。

○同鳥居菴稲魂之額、其角書、

享保五年　其角書　再興

寶永四歳丁亥五月吉祥日　造立主　山本保道

庚子八月吉日　同　人

この額は晋其角（俗の名は榎本順哲。）の書せる處也。されど寛政の頃、火のわざはひにかゝりてうせぬるぞほいなき。しかれども古きに心をよせ給へる黨都の君の、かゝることもやありなんとて、さきに摹し置給ひぬるを、いづこよりか社僧慈阮のきゝ得て、こはふしぎなる事とて、ひたすらにねぎ乞ければ、いなみがたくやおぼし給ひけむ。あらたに扁額を作らせ玉ひて、そのうつしおかれたる儘彫せ、鳥居にかけさせ給へば、いにしへの額に露たがふ事あらねば、いとふしぎにもありがたきことぞと、人毎にいひあへりけり。〔割註〕後の額のうらに、此額之文、寶永中晋其角所レ書也。而山本保道者奉ニ納之ニ。後享保中再修レ之、寛政中罹ニ火爲ニ烏有ニ。而今年社僧慈阮、聞ニ其筆跡在ニ我文庫ニ、頻求レ之。乃寫レ之、並作ニ額以與レ之。因懸ニ社頭ニ云。于レ時文化己巳年三月吉祥日。」

〔正誤〕此額其角が書にあらず。恐くは前と同筆なるべし。うら書、其角書とあるは、後人の書入たる事明らけし。書風を見ても、其角ならぬ事はしらるれど、其證をいはゞ、其角は寶永四年二月廿九日歿す。同年にはあれど、五月は黄泉の客なり。笑ふべし。

○明石稲荷の白狐石、江戸町二丁目鎮守明石稲荷の社は、余が祖西村氏所持の地面に勸請ありしを、とし頃町内の鎮守にあがめたきよしを申て、一同よりひたすら乞けるまゝ、社をその處にうつしつ。

されば其の社を修造の時、土中より一ッの石を堀出したり。あやしみ取てみるに、白狐の玉に對せるかたち、あざやかなる黑石なり。云々。是なん町内繁榮、火災除なるべしと、皆ほぎて明石稻荷とぞ稱し奉りける。

〔正誤〕かくいひては、もとの明石いなりは、何とぞ名を改たる歟と思はる。

（戀衣唱歌大和本之圖、紙數六枚、長八寸二分、横六寸一分、奥州某君眞跡。戀衣唱歌、あだなりと、名にこそたてれ櫻木の、初花染の戀衣、わかむらさきや小紫、ゆかりもがなとゆふ霧の、たちまよひにしうす雲や、うはの空なるきみたちを、なにとておもひそめ河や、身は浮はしのうきねにも、せめて夢には打とけよ。寢やの月さへ枕にかよふ、ひとりこがるゝ夜は小長門や、そのしのゝめの鳥のこゑ、亂るゝ露の玉かつら、いつ逢坂と心はせきしゆ、とめて幾夜もかほるは初音、瀧の白たま涙のふちえ、しづが思ひをいづみ川、いつみきとてか、こよし刈茂のうたひしを、よしやなげかじかなはぬ逆も、さだめなきこそうき世のならひ、氣のどくていはのとはおもへども捨がたく、人をひと（マヽ）を初瀬の山のゐや、むすぶ契り利生もありて云々。女良名寄都て四十七人。戀衣の唱歌、若綠のしやうか、貴船河の唱歌、秋草の唱歌等〔正誤〕松の葉第二卷、戀衣若みどり佐山作、秋草は松岡檢校、藤島勾當作とあり。貴舟河といへるは、何れの唱歌か。」のとぢ卷は、みちのく某の國の守の御筆にて、こゝに寫し出せるは、右の四種の内、吉原遊女の名寄をかゝせ給ひぬる戀衣の唱歌也。また奥書に、佐山正傳の唱歌のよししるさせ給へるは、〔正誤〕この頃、手を付たるには有べからず。松の葉に、戀衣佐山檢校作とあるは、此人、手を付たるなり。奥書にいへるが如し。」元祿十六癸未曆二月廿五日なりけり云々。〔割註〕この頃、野田檢校戀衣の唱歌をふしづけして、みすぢの糸にしらべつゝ、世にうたふとなむ。

〔正誤〕俳諧師徒流が云、二代目高尾に通はせ玉ふ御方、江戸町二丁目角山口春日野に通はせ玉ふ御

方、七代目高尾に通はせ玉ふ御方、いづれも後世此里の美談なり。七代高尾へ通はせ玉ふは、播州より越後へ移り玉へる御方とか。○嚴祕錄に、角町姿海老屋宗十郎抱の遊女小式部と云さん茶女郎に、尾州君なじみ玉ひ、彼が部屋は金張付御紋ちらし、結構美を盡したり。今は海老屋に其金の間、七五三かざりを平生して置もおかし。其上、彼小式部が名を改させ、春日野と名付玉ふ云々。同書叉云、榊原式部大輔、遊女高尾を請出し、身持放埒に付、姫路より越後高田へ國替あり。此高尾は、本所猿江淨土宗重願寺の門番花賣六兵衞が娘なり云々。

京傳の高尾考に身請證文を載す。寬保元年酉六月四日とあり。

〔正誤〕此高尾の圖に、睡餘小錄の古畫によく似たり。只左右の向かはりたり。

○高尾之眞蹟色紙 竪四寸二分。横四寸。 高尾之圖 竪二尺四寸。横八寸二分。

高尾といへる遊女は、その名をうけ繼て、あまたありけるなかに、今出せるうつし繪は、ことに遠きみちのくまでも名の聞へ高き、承應、萬治の頃、京町壹丁目三浦や四郎左衞門抱遊女にて、この圖は土佐家の筆と見ゆるもの也。模樣色どりなども古代にて、上のかたにおしたる白筆の色紙、またかたへに打付に書給へる小堀氏の筆の跡、姓名こそしるされね。古筆了延また了意ぬしなどの極などもそひて、まがふべくもなし。其代のほどなつかしく思はるゝ者也。且この小堀氏の讃の詞の、いかにもあはれに書付られしをもて、つら〳〵おもふに、こはたゞよそ〳〵しく物せられたりとも見えぬにつきて考ふるに、高尾何がしの國の守におもはれしかども、島田重三郎といへるが、深くむつびける故をもて、とかくなびき順ひ申さゞるよしを、後の戯場の狂言にも作りなしゝは、小堀氏の身がらといひ、すべてを島田とかすめて、とりくみしにはあらざらんかとも思はる。

〔正誤〕此高尾が事實をば、いかに心得て、かゝる事はいふぞ。○藩翰譜を按ずるに、小堀宗甫、元和九年伏見奉行職に補せられ、職にある事廿餘年、正保四年二月六日、六十九歳にて卒すとあれ

ば、此書疑ふべし。正保四年より、かの事ありし伊達侯隱居ありし萬治三年迄は、十一年に成。

○同眞蹟裁出之裡　花明園藏

此さいでは、余が家に古く持傳へて、年月はさだかならねど、凡百とせにもあまれる物也。高尾のかく古歌を書たれど、此高尾もいつの頃にかあらむ。しられがたし。かくてつら〳〵おもふに、かたくなゝる人は、遊女などいへば、いやしとおとしむれど、すでにしろめかめ菊妙などをはじめ、皆遊びめにしてよめる歌、おふけなきおほやけの撰集にも、くはへさせ給ひしためしあり。かつ高尾薄雲などはさら也。また歌林尾花集〔割註〕元祿の頃、檢校梅元といへるが撰びたる板本也。」に、〔正誤〕此集は古撰集とひとしなみに思ふにや。」いとも高き人々のとゝもに、ならべ出せる歌二首あり。さればさるかたにのみも、いひけちがたくやとてこゝに、〔割註〕八月十五夜、たのめける人のまからざりければ遣しける、遊女雲井、京町一丁目向三浦屋孫三郎抱、「もろともに見てこそ月は月ならめ何中空にあこがるゝ身や。」人のもとより、おとにきくおとはの瀧のいとはやもみなれの袖になみのかくらんとよみて、つてにおこしける返しに、遊女音羽、江戶町一丁目山口や七郎右衛門抱、よるせなき袖のしら浪數ならぬ音羽の瀧の音もはづかし。」又洞房語園に出たる、遊女の歌ひとつふたつ云々。

○西條高尾之圖、長二尺四寸。巾八寸九分。このお龍がうつしゐは、時代少しおくれて、寛文、天和の頃の西條高尾ともいふべし。こは同じ三浦屋の抱遊女にて、その客に西條吉右衛門といへるが、あまたの金銀をたげ出し、揚詰置しによりて、西條を異名とす。且天和二年に、右の吉右衛門根引せしことは、廓中の舊記にしるせれば、もとも正しといふべし。

〔正誤〕山崎氏お龍が名は、沽涼が世事談にも出て、その頃現在の人なり。よしその事は知らずとも、風俗をみてもしるべき事におもはるれども、此作者、また畫者其他、これにあづかる人たち、みなさる事をも辨へ、されば氣の毒、そのうへこれを高尾にせんとおもひ、から梅のもやうの間にあ

る、竹の葉なるべきを、紅葉にこぢつけたるは、ことにおかし。櫻に紅葉などはあるべけれども、梅に紅葉は似合しからず。何も辨へなくて、其くせ子細らしく、時代少しおくれてなどいへるが、片腹いたき事かぎりなし。龍女が事は、余が浮世繪師傳に載たり。

薄雲は高尾につゞきたる太夫にて、世にその名も聞えし三浦屋四郎左衛門が抱の遊女也。このうつし繪は、菱川師信が筆にて、誰が姿とも極がたけれど、師信常にいへらく、遊女の繪は高尾、薄雲などにかぎりて、ほか／＼の遊女は、おのれ畫かずといひふらしたりとぞ。さるよしをもて考ふれば、薄雲にやともいふべきか。

〔正誤〕此畫、菱川の印あるは贋作也。但し此畫をかきたる者、菱川をにせたるには非ず。畫風大に異なれば也。菱川の印は、後の人辨へ無者の所爲にして、此草紙の作者欺かれたるか。又は此作者の所爲かははかり難し。菱川は高名にて、しかも其眞蹟又板本はことに多く、其風、誰も知るべきに、是を縮圖したる畫かきのたはけが、是をもしらぬは、職分に耻づべき事なり。そのうへ此畫は遊女の體に非ず。武家風の髮の結やう也。又師宣が、高尾、薄雲の外は畫かずと云たりし事は、余は未だ聞ざる事也。菱川が畫きたる、何ぞそれにかぎらんや。傾城はおろか夜たか迄も畫きたり。作者の馬鹿め、みだりに口をきくがおかし。

○同身請證文

證文之事

一、其方抱之薄雲と申けいせい、未年季之内に御座候へ共、我等妻に致度色々申候所に無二相違一妻に被レ下、其上衣類夜著蒲團手道具長持迄相添被レ下忝存候。則爲二樽代一金子三百五十兩、其方へ進申候。自今已後御公儀樣より御法度被レ爲二仰付一候。江戸御町中ばいた遊女、出合御座鋪は不レ及レ申に、道中茶屋はたごや、左樣成遊女がましき所に指置申間敷候。若左樣之遊女所に指置申候と申もの御座候

はゞ、御公儀樣え被ㇾ上ㇾ仰、如何樣とも御懸り可ㇾ被ㇾ成候。其時一言之義申間敷候。右之薄雲若離別致候はゞ、金子百兩に家屋敷相添差出可ㇾ申候。爲ニ後日ㇾ仍證文如ㇾ件。元祿十三年辰ノ七月三日。四郎左衞門殿、貰主源六、請人平右衞門、同半四郎、遊女の身請といへる事、元よし原より起りて、今に年々絶ざるは、この大江戸のいやさかえにさかゆる、ありがたきしるし成べし。またこゝにあらはせるは、三浦屋四郎左衞門が抱薄雲が身請證文なり。其頃揚屋町和泉屋半四郎揚屋なり。がもとにて遊びける、市町の人誰とかいへる、住所はしらねど、むかしかたぎなる人とみえて、文言などめでたき書ざま也。今はみな人ごとに心もさかしければ、中々にかやうの文體は、えもかゝざる事なれど、請出すほどの身がらなれば、行末こしかたをもおもひやりて、かくありたきものになん。

〔正誤〕徒流が記に、此證文出たり。其時は大門口茶屋小田原や又兵衞が處にありし由也。

この證文は、此作者のやうなる奴が書たるなるべし。

○揚屋は、天和貞享の頃、ことに繁昌して、凡軒數廿余軒あれども、〔正誤〕江戸鹿子元祿二年の板には、傾城や二百五十三軒、揚屋十九軒あり。」今の茶屋とは、いたくたがひて家作廣く、夫々に好みていとみやびにつくりなしたり。さてその揚屋のおほかたに、桐屋市左衞門、尾張屋清十郎、桔梗屋久兵衞、笹屋伊右衞門、俵屋三右衞門、和泉屋半四郎、井筒屋彦兵衞、揚屋太右衞門、松葉屋六兵衞、藤屋太郎左衞門、海老屋治右衞門、長崎屋清兵衞、網屋甚右衞門、立花屋四郎兵衞、橋本屋作兵衞、錢屋次郎兵衞、鎌倉屋長兵衞、若狹屋伊左衞門、伊勢屋惣三郎など、何れもめでたき住居なるよし云々。其頃の揚屋作法とて、一客歸候跡にて、遊女留置申間敷候事。一遊女送迎急度爲ㇾ致可ㇾ申、尤下男素足にて可ニ罷出一候事。一身揚爲ㇾ致間敷、遊女達而申候はゞ鑓手へ申聞、得心候はゞ差紙遣し、算用之節揚代相立可ㇾ申事。一兼約之遊女を貰候はゞ、貰ひ候客よりシュライ請取候て、兼約之揚屋へ可ㇾ渡候。若名代遊女揚候はゞ右に不ㇾ及候。客不ㇾ參候兼約は、座敷代請取申間敷候事。

〔正誤〕揚や指紙も、徒流云、小田原や又兵衞が處にあり云々。

〇高尾之上着・〔正誤〕是又其故よしもいはざれば、誰がきたる物ともいひがたし。」高尾のうはおそひ着、ことごとくすり箔にて惣縫もやう、圖のごとし。實に其時代をみつべきものにこそ。〔割註〕中村氏藏、もやう鶴、花、からくさ、寶づくし。」〇祇薗好帷子、花明岡藏、扇ちらし、扇に紋一づゝあり。淺草なる御藏前に、下野屋祇薗といひし豪富の商家あり。常にこの里に遊びて、また江戸ぶしといへるうたひものをぞ好みける。十寸見河東ぶし也。ある夏の頃、友だちと仲の町にて物いさかひしけるに、祇薗みづから取扱して事はすましぬれど、御藏前の風儀男達とかいひて、心をみがける所がら故、かつおのがさまざまいきぢを爭ふ遊女町なれば、かくてはいかならんとて、仲の町某の茶屋にて、互に中直りをぞさせたりける。數多の太皷まつしやといふものはさら也。この里の若ものども迄、殘る所なう對のかたびらに、こがねを添て遣したりとなん。その帷子の模樣には、同じ江戸ぶしを好みつる遊女の紋所を染ぬきて、皆一樣にきなしたるは、いとも花やかなる風情なりきとぞ。

〔正誤〕この位の事を出すが作者相當也。

〇下卷、奧州之圖、このうつし繪には、寛文の頃茗荷屋奧州といへる遊女のすがたにて、懷月堂、〔割註〕元和中淺草に住ひしける人にて、御府内浮世繪師のはじめなり。」といふ人の筆也云々。この遊女は、揚屋にゆきかふ提燈に、貞淸美婦胎といふ五文字を書て、其うらにてれんいつはりなしと書たるは、いと心きゝたり云々。又この文は何がしの國の守の、とみに國元へのぼらせ給ひけるをゝしみて、送りける文なれど、其ことばたくみにして、文體いとみじかし。手の書ざま料紙〔割註〕空色紙とみえて下繪あり。そは下地窓の形して、中に松に梅、又は南天などのかたあり。圖のごとし。」迄も、ことに艶なり。かくて其頃世に聞えありし俳諧師蝶々子〔割註〕名貞宜、鍛冶橋に住す。萬治年中の人也。」が萬句に、〔正誤〕この蝶々子は神田貞宜に非ず。綾錦に正德、享保の頃、本郷菊坂に同名あり。古人の名

をかりたるのみとあり、是なり。前句付の點者なり。これが點したる前句付の小本往々あり。」そまりこそすれ／＼といふ前句の一番勝に、奥州が筆は隙なき信夫ずり、とあり發句にても、こゝろばえのほどもやさしく、能書なる事をしるべし。

〔正誤〕懷月堂を元和中の人にて、御府内浮世繪師の始とは、何を以ていふぞ。滅法界と云も程のあるもの也。この人は奥村正信らと同時にて、享保の末に行はれたり。板本はなく濃く彩りたる女畫往々あり。下手なる畫なり。上に出たる菱川の印ある畫も、これが筆と見ゆ。さて此畫を奥州といへるも、例のもみぢだに付たるは、豆腐も高尾がはじめたるもとおもふやうなる事にて、反古染の上着の袖の處に、陸奥と云字がある故のおもひ付と見えたり。胡瓜の切り口が瓜の紋に似たる故、天王さまの氏子は、喰はぬものだと云ふ事なども、此作者のやうなる人の云出しなるべし。

○紀文大人〔正誤〕この稱は何事ぞ。併しながら是道恕が說を是と心得て、大盡とはかゝぬなるべし。」といふは、此里へおほく金銀をなげうちて、名高き事は世の人口にも殘れることなれば、更にいふべくもあらず。さてくるわ通ひのをりからは、一蝶、其角または宗眠、青海〔割註〕波のまき繪に妙を得たれば、世に青海波とぞもてはやしける。」などを、ともなひ來れると也云々。

〔正誤〕宗眠は一蝶と親しき迄にて、紀文が幇間となりたる事なし。何によりてかくはいふぞ。

○安聰襦袢。〔正誤〕衣服とか何とか有べき事也。」一蝶畫、文山之讃、絹地竪八寸二分、横一尺六分。元祿の頃、安聰といへる豪富の商家あり。紀文、一蝶、其角、文山などゝ友たり。常に此里に遊びて、京町一丁目三浦屋採三郎が抱遊女若紫に深くむつびにけり。ある時きぬ／＼のあしたいとさむかりしを、若紫がせつなる心にや。是をとておのが小袖をいだしたるを、其儘着て歸りけるに、袖のせばさに白きかひねりを袂にはぎて、安聰下着とはなしたると也。其頃揚屋町海老屋次右衛門が宅にて、一蝶、かの下着の袂に、戯に墨繪を畫きしかば、とりあへず文山、讃々ぞなしたりける。こは古今集とものりの歌に、〔割

註〕君ならで誰にかみせん梅の花色をも香をもしる人ぞしる。」といへるを含みて、香遠窓とかきたるなるべし云々。

〔正誤〕佐々木玄龍が弟を文山と號す。九皐が話に云、兄弟ともに印章五つ六つに不ㇾ過。いつも同印也。文山は磊落にして何にても書たる人也。草雙子、遊山船の額、鳩と云淨るり本の序も書たり。然れども文雅はなし云々。この書、竹谿と云印、文山なりやしらず。

同補裡。竪八寸一分、横壹尺一分。

〔正誤〕按ずるに、一蝶は佛師民部、村田半兵衛ら三人、故ありて流罪せられしは、元祿十一年十二月なり。此時いまだ一蝶とは名乘らず。寶永六年九月、御赦免ありて歸りてより、英一蝶と姓名ともに改たり。北窓翁の號も晩年に付たる也。しかれば此繪、元祿中の畫にあらぬ事知べし。もとより誰が衣服とも知がたき有の如し。但し大黒舞と云さはぎうたに、一蝶、民部にかくてふやとうたうは、後に作りたるうたなるべし。島より歸りても、人に隨ひて昔しの如く、さはぎあるきし事はあるべからず。後悔の趣は四季の畫の跋文にてもおもはるゝ也。

〇香之枕は、圖のごとく引出しのありて、内に香具をしこみいれ、用ふる時空だきをくゆらするよしにて、いとも〳〵みやびやかに、蒔繪のやうといひ、すべて時代古く結構也。これは傳へていふ。元吉原の頃、京都より來りて住ひせし者の、京に有けるをり、あなかしこ雲の上やむごとなき御家より、故有て對枕とて、二つまでたまはりしを傳へて、こゝにもてきぬといへるにて、今一つありしには、道遙院殿の御詠、〔割註〕世をしらぬものとも見えず新枕われにのみとはさだめがたしや。」といへる、御草筆を金粉もてとめたるにて、いよゝ結構なりしを、一とせ火のわざはひにかゝりてうせしこそ、をしともをしきかぎりなりけれ。さてこれをもとにて、あるひは二つ三つもかさねなどもして、ようしたりとなり。さればたれかれも是をうつしもて用ひしかば、おのづからこのかたちを、吉原枕といひなら

ひけるを、後々になりては、あらぬかたちしたるを、よし原枕とおぼえけるやうになりてしぞ、いとくちをしかりける。

○薄雲所持の枕は、形香の枕とはたがひて、いつゝかさね也、結構蒔繪にて、歌はみづからかけるまゝを、金粉にてとめたり云々。

〔正誤〕香の枕の事は所見なけれども、思ふに是を枕にして、寝る物とするは非なるべし。もし其如く用ひたらんには、逆上眩暈すべき事必せり。是は押あての考ながら、遊女髪をあらひなどして、頭髪に香を焼こむ器物、枕は別にして、此筥の上に髪を亂して、香をとめしなるべし。然は二つ對などにあるべき筥の物に非ず。寛永發句帳に、良春が句に、ぬる鳥の沈のまくらか梅の花と云へり。是は沈にて作りたる枕を云にや。薄雲の枕例のおぼつかなし。思ふに、此製、昔五人七人前の排営筥はやりたる頃、同じくにみ出たる物にて、遊女又は別莊などへ持行しものなるべし。名物六帖、小窓別記を引て、香枕を出し、にほひまくらとあり。其制は知（と閲カ）べからず。中山傳信錄に、套枕と云もの、即此入子枕也。それをみて作りたるみゆ。

○こゝに蔘齋千箭、またの名を薪香といふ人は、先祖より淺草駒形町に年久しく住ひしけるが、余がもてる香の枕をみて、こはふしぎなることこそあれ。われも一つもてり。其故よしはもゝとせもおほくあまれる頃なるが、京町壹丁目に、伊世屋甚助といふ遊女屋有けり。其妻はもと三浦屋某の遊女なりしが、わが曾祖母と故ありてむつび深かりき。甚助妻のいへらく、われ遊女なりし時、さる大守の御客より、鏡一面と香の枕を給はりしが、はや元結の霜も置そふ年といひ、外にゆづるべき人だになければとて、祖母に讓けるよしにて、今に二品は土藏にひめ置たりとて、千箭がもてるをみるに、いときらびやかなる蒔繪ある香の枕也。さながら光琳まきゑともいふべきもの也。

〔正誤〕上がたにはなきものと見えて、彼地の事を書たる西鶴、其碩等が雙子に、いまだ見あたら

す。

○紅葉香合、〔割註〕竪一寸八分、横一寸六分、厚八分、數十有二之內。」高尾、茶事を催しける頃、この香合を引出ものにしけると也。堆朱、楊成〔割註〕嵩治の頃名人の聞え有、堆彫師なり。

○茗荷屋之簪、日本堤の向ひ、淺草山谷町のうらの方なる畠地へ、むかしより吉原町の塵芥を捨し所あり。今はさる事もなく、元のはた地と成ぬれば、農業のをりからは、年々さまざまのものを堀出す事あり。或人、このかんざしを堀出したりとて、もてきぬるまゝに、うちかへしみるに、元祿の頃ほひの物とたしかに見えたり。金は眞鍮に銀をやき付し物とみゆ。めうがの紋あれば、茗荷屋某の禿などのさしたる物ならんかし云々。近頃世にはやされるも、これらより出たるものなるべし。

○たそや行燈、〔割註〕元祿已前よりともす事は、其角が畫讃をみて知るべし。」このあんどうは、吉原町にかぎりてともす事也。元よし原の頃より仕出しけるにや。たそや行燈とぞ呼ける云々。元吉原町の頃は晝のみにて、夜の商賣御ゆるしなかりし故、ゆふ暮にはかならずこの行燈をともしけると見えたり。されぱたそかれ行燈といふべきを、たそやとのみつゞめていへるなるべし。今のよし原にては、よるあきなふ事もゆるし給はりし故に、家毎に見世の遊女のかぎり、客にあがりぬれば、おのづから夜もふけ、往還くらくたれるまゝに、用心のためともす事とはなりぬ。

〔正誤〕これに似たる行燈は、いくつもあるべし。淺草寺水茶の前、又花川戶並木町のうしろ町中にもある燈呂卽是也。源氏利言等、あれは誰ときなる物のしらべとも面白く云々。いへのまはたれ時と同じ。

開基の時、甚右衞門へ被二仰渡一の五箇條にも、晝のみ商賣すべき由は見えず。京都島原は、夜中安に出入事を許さず。もしそれらにならひし事もある歟。たそや行燈、徒流が說も此通り也。但し寫本洞房語園に、もと吉原より今の地へ所替被二仰付一事の條、只今迄は晝計商賣いたし候所、自今晝

夜商賣御免也云々あれども、被二仰渡一の文を其儘しるしたるには非ず。是只道恕が說也。被二仰渡一の五箇條その事なし。其文、同書の初めに出たり。元吉原の頃、上よりの命にはあらねども、夜口にて遊客稀なりしより、ならひとなりて、夜は商賣せざりしなるべし。

(一)竹村菓子箱納、江戶町二丁目竹村伊勢大掾[萬屋伊兵衞。]は、先祖を竹村薰庵、[割註]茶人系譜云、林道溪門葉如鷲庵雪片居士、隱居して淺草に庵を結ぶ。遠宗拾遺を著す。」といひて、何がしの國の守に仕て、茶道をつかさどりけるが、故有て御暇を申請、知る人あるをもて、この里に住居し、その道の數奇者とて、茶の湯の稽古などして暮しける。

[正誤]この家もと萬や伊兵衞と云。寶曆十二年道中雙六と云細見にも、兵庫や伊介の隣に、萬や伊兵衞とあり。安永二癸巳秋、この結み月と云細見の末に、吉原名物の部袖の梅、これはあき人家々にあり。卷せんべい中のくわしや萬屋伊勢、最中の月松や忠治郎、甘露梅山口や半四郎、豆腐山や市右衞門、つるべそば五十軒道增田や半治郎、安寧湯ふり出し諸病によし。取次中の町みなとや權兵衞、かくあれば伊勢と呼たるは近き事とみえ、且もなかの月も、元來こゝの名物には非ず。

いとまある時は、茶道何がしの御好に製し給へる口取り菓子[最中月、卷煎餠、]を、人にあたへて味ひみするに、他にことなれば、人毎に望れける故、かくてはおのが力に及ばじとて、あたひを極て賣けるが、いつとなく家の名物とはなりける也。又此うつし繪を[一枚は茶器、一枚は福祿壽也。]菓子入の箱折などにはりつけて印とはなしけり。こは狩野氏の畫けるにて、ひとひらは英一蝶のものせる也。是等はさすがに茶道におもひをふかめたる人なれば、かゝること迄も心せるにや。なみならぬことにこそ。

[正誤]この札の俗なるを雅なりと云ふにても、人にはさま〴〵ある事おかし。狩野家また一蝶が畫など云。笑ふべし。

寬延四年江戶鹿子新增に、江戶名物の部にもいまだ見えず。いと近き事なるべけれど、其始をしら

す。

○高尾所持之杯、〔割註〕差渡し八寸四分五厘、深壹寸、高さ二寸。」杯の內は朱ぬりに、もみぢ葉を三つ迄堆彫にしたり。松葉は青漆塗におきあげたり。又生のみどりをそのまゝぬりこめたれば、少しはぜたる所あり。外は糸目の生地にして、金粉もて九曜の紋をまきたり。この杯も同じ遊女高尾方へ馴染給ひし何がしの國の守、御物好にして堆朱楊成其頃名の聞えある堆彫師也。に仰て作らせ給ひしにて、或時尾張屋清十郎が揚屋にて、此杯を高尾に給はりければ、高尾いかゞ思ひけむ。一つうけて半のみて、殘たるを、大森はざま、〔割註〕太守の御近衆なるべし。」〔正誤〕徒流が記、井上間とあり。」といへる者にさしければ、はざまのみて後、また一抔と八分めがほどものみけるは、いと見事なる事ども也。年頃高尾所持しけるに其後、いつの頃にか、半四郎といふものゝ望にまかせ、此杯をとらせける云々。

〔正誤〕此杯吹よせのもやう又もみぢあり。それに付て出來たる縁起なるべし。徒流が記に、七合入の朱の大盃、三つ楓と九曜の比よく紋を蒔繪にしたり。九曜は北國の君の御替紋なり。其かみ、箱に入て有し由云々。後破れたればとて、今は其文字事の由を、服紗にうつし秘置ぬ。

○元祿の頃、江戸町二丁目巴屋權兵衛が抱の遊女はつねが所持の盃なり。この初音常に語齋、〔割註〕江戸町二丁目三味線の名人森甚之丞が弟子に、岡島吉左衛門といひて、淨瑠璃一流をかたり出し、後受領して近江大掾といひし也。明暦の頃、京町二丁目に住居しけるが、薙髪して語齋と改名し、末には人形町に轉宅をぞしたりける。」節の三味せんを上手に引けると也。さればにや。この杯のまき繪をば、かくのごとくもゝせるなるべし。〔割註〕まき繪は山田常嘉齋の造にて、とも箱なり。

○縣升見杯、〔割註〕指渡五寸五分、深さ一寸三分、高さ一寸八分。」升見、常に此杯を愛して、菊慈童とは呼けるとぞ。近きとし千陵ぬしも、是に歌をそへられたり。末汲て千世もへなゝん仙人の住や山路の

菊の下水。これは江戸町二丁目額升見、〔割註〕寛文年中の繪圖面に、江戸町二丁目に所持の地面あり。元の名は九郎左衛門といひける。八十九歳にて卒す。」といへる多藝の醫師所持せり。詩文章はもとより、手かくわざに長じ、また三味せんに妙を得たり。されど常に多く酒をのむ事、唐人の歌のふみにもまされる也。ある時、淺茅ヶ原心月庵に、水鳥の會々催しけるに、其頃世に大酒の聞え有ける大師河原の某哲といふものと、終日この杯にていどみあひけれど、更に勝劣はなかりけると也。

〔正誤〕水鳥に酒字の謎ながら、樽次底深が催したる酒戰の記を、水鳥と名付たれば、此に云とその事とまぎらはし。

○薄雲盃臺。〔割註〕黒塗金粉紋處、高四寸八分、横五寸五分、底指渡三寸四分。」薄雲所持の杯臺は、元祿時代の物と見えたり。上は朱にて外はろ色。ぬりにおのが蔦の紋所を金粉にてまき繪したるも、いとふるめかし。又先年、上總屋新二といへる茶屋にて、高尾の杯臺といふものを見たり。繪は鼠の嫁入の模樣ありて云々。

○向三浦屋杯臺 丈七寸三分、横七寸四方。これは京町一丁目三浦屋孫三郎 向三浦やといへり。 といへる遊女屋の、日毎に客へ出しける平生の杯臺也。朱ぬりにて、紋所を金粉もてまきゑしたり。大きやかなるもの也。

〔正誤〕此杯臺、古きものに非ず。

○汁次、〔割註〕竪七寸六分、横七寸、高サ五分、內法丸サ四寸五分。蓋、〔割註〕横八寸三分、同七寸八分、厚一寸四分、紋大サ三寸八分。京町二丁目山城屋九兵衛といへる遊女屋に、今は角町に住居せり。 汁次箱といふものあり。內は銀粉にてためたるものにて、外は黒ぬりに朱の紋所を付て、かたち古代なるもの也。もしあやまちて落したりとも、なか／＼損ずることあるべき品にはあらじ。常に遊女の食事は、臺所にてみな一様に食すれども、馴染たる客來れば、二階にてともに食ることもあれば、その度每に行かふも、いとわづらはしとにや。一度にこの通箱にてはこべる物と見えたり。〔割註〕昔はなじみたり

とも、遊女や茶屋などにて、客の食事する事はたまさか也。其外はみな揚屋にて食すれ共、某と聞えある人は、兼て料理家にあつらへて、もてきぬることになん。」又此家にめづらかなる釜あり。内にしきりありて口は二つあり。日毎に内證〔割註〕遊女屋にては、主人の居るべき處をさして内證と唱ふれ共、をりにふれては主人をもさして云也。」のゆるりにかけ置て、湯茶と兩様かねたるもの也。その頃は此里にては、大かた用ひたるものと見えて、余が家にも一つ所持したり。

〔正誤〕此釜は往々古きがあるもの也。

○温飩箱、竪二寸六分、横八寸一分、巾七寸五分。蓋、竪一寸、横八寸七分五厘、巾八寸二分五厘。此箱は青漆塗に、黑うるしもて畫きたるは、いとも／＼古雅なるもの也。數多き箱なればにや。麁なるやふなれど、おのづから時代も見えて、友次まきゑともいふべきさまに見えたり。うらに、三田と印あり。

〔正誤〕此筥、余も二つ迄もたりしが、火災に失ひたり。一つは長角、一つは四方なりし。四方なるに中にしきりありて、汁次と藥味を入る。汁次は近頃迄、たばこ入にして常に用ひたりしが、是も女共がふみ碎きたり。

○正徳享保の頃大門口江戸町一丁目の方、里俗七軒といふ。に、三田屋喜兵衛といふうどんやあり。こは今のけんどんやといふに同じきが、これが家のうどん箱は、近世好事の人茶辨當などに用ひける。古代のとはたがひて、四方にて重箱の如し。

○蕎麥延板、長二尺三寸五分、横壹尺八寸。京町二丁目山本屋助右衛門が家の蕎麥のゝし板也。〔割註〕今巴屋傳助が用中の寮に、一枚の袋戸に用ひたり。」うらに其角が年月をしるしたるも、とし頃この家の世話になりゐたれば、かくはものせるものならんかし。

〔正誤〕寶永四年にうせたる人、正徳五年にありて、物かくべきやうなし。但し是は誤り傳ふるのみにて、名を書加へたる罪なし。

○吉原百膳、〔割註〕詞あり略す。黒き折敷、琵琶に菊の折枝、上に蝶二つ、松葉樓藏。吉原百膳とは、いはゆる二の膳もそはりて、二百膳あり。ことぐ＼く春正蒔繪にて、下繪は狩野氏（養卜法眼と云。）の筆也。おの／＼十人前づゝ持傳へて、ことあるをりからは用ひしならひ也しかば、いつとなく吉原百膳とぞいひならしける。いと古代なる器にて、云々。

〔正誤〕足もなき折敷に、二の膳あるはおぼつかなし。今盆などは、大小入子にしたるは便利の爲なり。そのやうならば、二の膳本膳などゝは云べからず。

○旭如來、京町二丁め旭丸屋甚右衛門、俳名を阿能と云へるが所持にて、その年月さだかならねど、家に傳へて云ふ。わが家祖常に念佛門に深く歸依せるが、一とせ大和國の靈所佛閣を順拜しけるに、當麻寺に參りてありける折、旅路の疲にや。いとねぶくなりて、思はずも御堂に居ながらしばしまどろみしに、御寺の欄間なる御佛、頻に共にゐて行べきよしの靈夢を蒙り、云々。さまぐ＼と寺僧に乞ねぎて、ともなひ家に歸り、則持佛にまつり奉り、云々。正月十六日、七月十六日の兩日をがませ奉る日とさだめし、云々。

文政八年三月花の本のにし村しるす。

〔正誤〕徒流が記に云、元文五年吉原細見圖に、云々。新町は京町二丁目なれども、いつの頃よりか新町と云たり。左り側越前やのうらに、欄間佛朝日の彌陀あり。庵主淨西坊と云。毎年七月十六日開帳有とあり。今は丸や甚右衛門が所持佛となり。朝日丸やと呼ぶ。今新町東側甚右衛門所持の地面に安置す。丸やは角町西側にあり。然れば朝日丸やと呼は、元文年中より後の事なるべし、云々。阿能が談も空談と聞ゆといへり。余が弱年の頃、吉原燒て高輪に假宅ありし事あり。吉原普請出來て歸るとき、此如來船中にて奇特ありしと、阿能が同家に來て語りしは、定てうそばなしなるべし。

おかしき事あり。おもひ出しゝまゝ書付。そのかみ道具市を、しろとが集りてする事はやりて、巡番に其連中の宅にて催す事也　余が先人も、其會を宅にて催したる事あり。或とき、日晩て遲く阿能が來りしに、も早夜食の膳出る最中にて、追かけて阿能が分は、精進を一膳出と云。いつも仕出し料理□□□へ代る事也。此日はひもの町の相生なりしが、料理番氣の利たるものにて、すぐさま膳を出したり。平汁すべて其儘にて、只魚の切身を入ざる迄にて、精進には非ず。さて燒物は、ほう〳〵かあま鯛かを、尾と頭小骨とをとりて、精進とて出したり。一座皆大笑ひしたり。

此道具市、後にはあしきたはれたる事となりて、本所相生町の菊屋洗藏、濱町の永井休悅來且、其外北平榎坂源七夜梧、其外あまた向島の北平が處にて會をしたりしが、皆御咎を蒙り罪せられたり、來且は遠島、菊屋は追放されて、加奈川に菊やが手代の（甲せ町家主。）かると呼しものも、道具會もしたりしが、後はやめて、今長谷川町の大和菊やと云菓子屋となる。北平は始め橫店（大門通手前を云。）に居て道具屋なり。大雅堂を贗筆して賣たり。世間に多くある霞樵が書畫は、大かた彼が似せ筆也。それより住吉町の裏屋に暫く居て、向島の梅やしきを思ひ付、諸方の詩文等を乞ひ、成音集を出す。徭にもならぬばかばなしなれば、委しくはいはず。あゝ退窟。享保十八年板細見、浮舟草、京町二丁目中の町より左側、りうふの裏、あさひのによらい、せうさい坊、云々。寶曆十二壬年細見、道中雙六、京町二丁目中の町より左側、丸や安右衞門裏に、朝日如來安置とあり。此時より朝日丸屋と人の稱したるが、寶曆五年細見、入相の花に、（同所、）みさきや忠兵衞、（女郎や、）大しまや源二郎、（あき人、）明店、朝日如來、（道心どうさい、施主丸や甚右衞門。）

花街漫錄正誤附考

それ書をよみかうがへるの難きは、遺れる事必ずあれば也。書を撰むの難きは、誤りなき事あたはざれば也。唯その誤の少からん事を思のみ。實に秋の木葉の掃ふがまゝに、落るにも譬へつべし。或日友人筠庭翁のもとより、手ずさみにものせられし花街漫錄正誤を贈られて、猶おもふよしあらば、此卷へやがて記してよとて示さる。おのれ彼廓の事は疎きものから、曾て花街漫錄の一書は、已に藏めもたりしかど、行く雲の目をよぎらむやうに、ひとわたり讀みたりしのみにて、深くも思ひ入れざりしが、正誤をよまんにはとて、今ひとときは心を付てよみ見つるに、聊おもふよしのなきにはあらず。とはいへ、言へば脣の寒きならひなれど、へだてぬ中にはいはでやみなんものかはとて、そのをぢ／＼かいつけ侍りぬ。なほよしやあしやは、翁の心に正しねかし。

北峯逸人漫記

○此地は芳多く云々。正誤已に芳字の辨あり。予が藏書の寫本洞房語園に云、葭、芳の生茂りたるを云々。芳恐らくは茅の寫誤なるべし。然れども芳をよしとよめるをもて、葭に思ひまがへて記せしか。語園に葭原とあるを、妄りに芳字に改め作るは尤非なり。因に云、抱一の序文に、慶安、正保の頃にや。公の御惠にて給りし沼池云々。慶安、正保の頃とは何事ぞや、起立の時代さへ誤り記す序者、本書もよまずにかゝれしや。○纖衣唱歌、按ずるに、みちのくの君と云は、仙臺侯を指していへるなるべし。然れども彼侯の事ありしは萬治三年也。〔割註〕武家補任云、伊達美作守藤綱宗、萬治元閏十二廿七少將、同日改二陸奥守一三七十八、依二病氣一逼塞云々。」古歌の奥書に、元祿十六年とある事尤も不審也。この年迄は萬治より四十餘年也。いづれにも彼侯の直蹟ならぬは辨ずるに及ばず。元祿頃の高尾は、異名を駄

染高尾といへり。若緑の唱歌は松の葉に出て、貴船の唱歌は續松の葉に出たり。〔割註〕按するに、高尾が世代を立事一定ならず。大かた世には仙臺高尾を初代とすれども、その先已に高尾ありし事、寶永の大黒舞に、六代の高尾とあり。享保の丸鑑に、元祖の高尾より、九代の後胤ともあり。思ふべし。三浦屋家說にては、仙臺高尾は三代目也。播州より越後へ移らせ玉ふと云は、榊原家にて、今の高田侯也。その身請し給ふ高尾は、三浦家說にては六代目とす。京傳が考には、十代目とせり。孰れか是なるをしらず。身請の年は寛保元年なり。その事、泡影記、三浦家說等に見えたり。その證文五十間道の小田原屋に傳ふといへり」〇蓬雪居士詞書、按るに、蓬雪居士の書、正誤已に辨あり。猶いはゞ、古筆了延了意などが極札ありとて、まがふべくもあらぬ眞蹟と思ふや、いと拙し。此一條にても不鑑定なる事おもふべし。元來撰者具眼人にあらざれば、この書中の載る文書古書器物等、信じ難きもの甚多し。已に三蹟法帖（窺菴藏刻）、の行成卿の書も、世に贋物なる由さたありしを、自ら眞と心えて、上木せし事もありし也。〇西條高尾、按るに、高尾考に、紀伊中納言家來高五百石、最上吉右衛門と云者請出すとあり。高尾年譜には、本郷四丁目に住ける蠟燭屋にて、御印籠の御用達西條吉兵衛と云者請出すとあり。何れか是なるはしらねど、西條吉右衛門と記すは誤也。かゝる兩說ある傳へには、何とか辨あるべし。但し廓中の舊記と云は、三浦屋家說などを云ふか。家說には町人最上吉右衛門とあり、これにも合ざる也。〇菱川師信、師宣なり。信に作る非也。疎漏と云ふべし。〇高尾が上着、正誤にもいはれたる如く、覺束なきもの論なし。是は中村佛庵の藏なり。先年おのれしたしく、手を觸ても見たる事のあれど、古雅には見ゆるものゝ、高尾やら、薄雲やら、彼老人は口から出しだいの妄言を云ひて、人を欺く癖のあれば、おのれは露ばかりも信ぜず。思ふに撰者も、かの老人の欺きを、眞にうけられしと見えたり。〇（卷下）按するに、奥州の圖の條に、てれんの文字は、世の人の知る處と云ふ分註あり。語をなさず。てれんの詞といふべし。〇按するに、此薄雲の枕の佛菴の藏なれば、例の出放題の傳說なるべし。〇高尾の杯云々、初

昔が杯、按るに、初音が杯　繪ける釵の風、已に正誤に不審あり。そも〳〵釵に耳搔つくる事は、享保より以後の事也。高橋圖南（御厨子所預若狹守紀宗直。）の若かりしほど、北野に開帳ありしとき、或商人の高橋家に來れるが、釵に耳かき造りそへなば、いかゞあるべきと圖南へ問しとき、げに然るべしと答へられしかば、やがて製して鬻ぎけるより、世に普くはやりたりと、其家にて今に言ひ傳ふるよし、輪池翁の物語り也。圖南の若かりし程は、享保の中年に當れり。〔割註〕近世畸人傳は、寛政初年の撰なるに、其書に去年八十餘にて終られぬとみえたり。」かゝれば元祿の頃、杯に繪がける如き釵は、未だ世になき答也。此杯も贋物か。附記のものかなるべし。○按に、丸屋に傳來の佛を旭如來と稱す。その年月定かならぬよし、本書にいへり。元文三年の亂天の家和に、京町二丁目中の町より左側、（新町とも云、）加賀屋大黑屋の間に細書して、あさ日如來此うらに有。施主丸屋甚右衞門、堂守せう西とあり。是よりふるきものには、おのれが管見にはみあたらず。思ふに此佛、其少し前かたよりや、世にしられけん。○花の本にし村しるす。按るに、年がなにかける文には、年號姓名別行の例なし。跋云。享保の頃ある御位高き君の云々。これは何れの君を指せるにや。又云、今この廓にのみ、某の御方の通ひ玉ふとも、いかでか世のそしりあるべき云々。此詞さらにうべなはず。已に仙臺、榊原の二侯も家をみだし、國をも更へさせ玉ふにあらずや。人君たるもの、かゝる遊所へ至り玉ふて、當世のそしりなき事を得んや。住めば都の諺もあれど、さばかり廓中を尊く思ふや、自ら井蛙に比す亦宜也。呵々。

又云、寶となるをとりて、少しも疑しきははぶきつ云々。これも亦うけがたし。纔に二卷の册子に載する品物、四十種に過ず。其中おのれが愚眼にては、疑ひなきと見ゆるはいとまれ也。眞物ならましかば、珍らしからんと思ふは、大かた僞造贋物なり。

花街漫錄正誤　終

昭和參年一月二十日印刷
昭和參年一月三十日發行

日本隨筆大成第十回

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

東京市京橋區鈴木町十二番地
發行兼印刷者　吉川半七

發行所　東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川弘文館
振替貯金東京二四四番
電話京橋一六一番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社

—•〔吉川弘文館印刷工場印刷〕•—